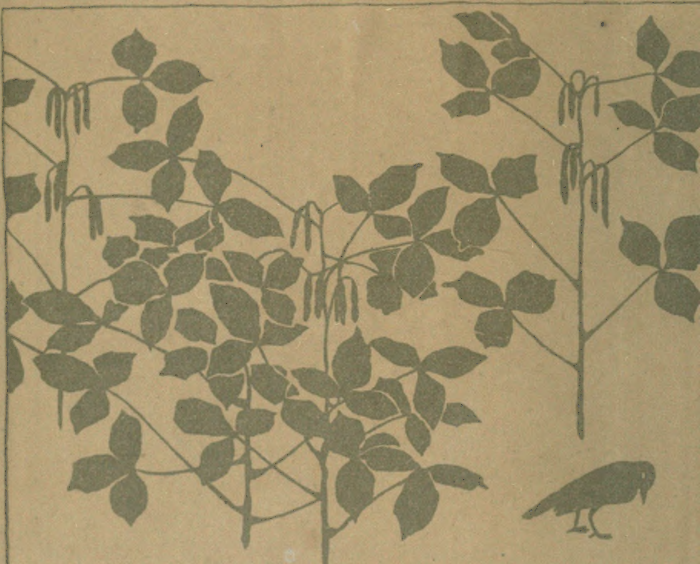
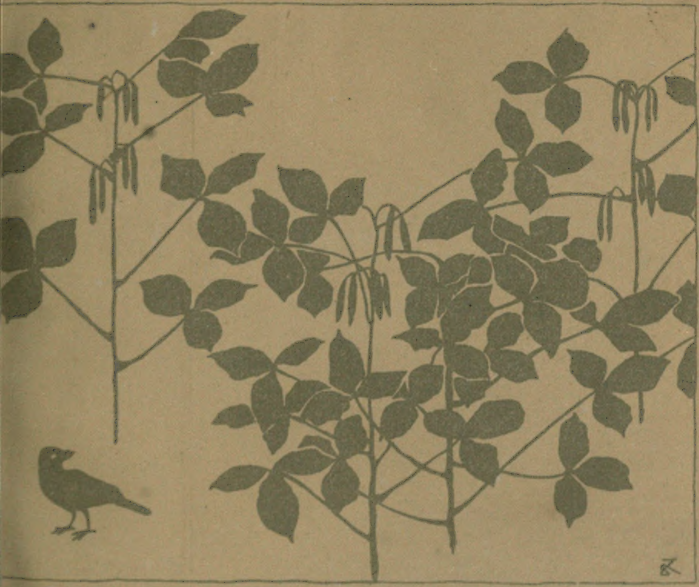




大正三年十二月十七日印刷
大正三年十二月二十日發行

有朋堂文庫（非賣品）
女太平記・金澤實記・伊達顯祕録

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理

印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登

印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社分工場

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

（岡山製本）

伊達顯祕錄 終

婁が十餘年の仕置に罪なきに死し、或は身上沒收又は押込となりし者大勢有りしを、連々に吟味有りて召出され、其が子孫をば取立てられ、彌御家繁昌なし、龜千代殿後任官せられ從三位中將陸奥守綱村と號し、御長命にて居られしが、養子吉村へ家督を讓られ、麻布の下屋敷へ御隱居あり、御子孫今に長久なる事目出度かりし事どもなり。

暫く御預け申上置き奉り、追々頂戴仕り度き」由答へければ、片倉重ねて「實體なる心より他の嫉妬を憚り辭退致さるゝ事神妙なれども、奇代の忠臣何ぞ賞せざらんや、誰か又是を蔑視すべき。且又家老の末席に加はる事幼君の御身に取り末々の御爲なれば、異議を申さるゝ事なかれ。夫に付餘り小身にては如何なれば、兩樣共に御請致さるべし」と申送られければ、鐵之助も此理に服し、今度は異議なく御請申し、首尾能く勤仕しけれ共、一年の後病氣を云立て引退き、如何樣の事にも一言の助言もせざれば、「小十郎其心を察し、願の通りに申付けられしかば、頓て仙臺表へ歸り籠居して人に交らず、大守在國の節は折々嫌機を伺ひ上るに嘗て馴親まず、段々疎遠になりて一生越度なく老を養ひけり。天晴稀有の人にして、日本の陶朱公と言ひつべき人なり。次に熊田甚吾兵衛は生得勇猛にして、忠義の深き段感賞尠からず、因つて本知五百石の上此度千石の加增仰付らけれ、規模と存じ罷り在り候樣との仰事なり。次に神並三左衞門は先君御取立の御恩を忘れず、此度忠臣仕り候段、元來輕き者には一入奇特の心底、依つて新地三百石を賜はり、無役國詰申付けられたり。右に付小身の面々が些少の功をも賞せられ、加增或は當座の褒美を賜り、殘る方なく沙汰せられ、大身の面々は伊達兵庫が一言に依つて沙汰に及ばれずと雖も、隨一の安藝が跡目、又は小十郎を格として誰か遺恨を含むべき、兵部甲

ければ、此兵庫も父の遺領二萬石を相違なく賜る上は何の不足か有るべき、父が不慮の横死も君への忠義、臣として君に忠義を盡す事珍しからず。其上死は一旦にして易しと承る、貴公跡に存命へて御家の安泰を計り給ひし事、愚父が君の爲に死せしと同日の論ならず、御苦慮の段一方ならじ。勿論某若輩にて何の忠義も仕らず、此度の儀に付大身の人々は貴公を手本になされ、御加增の御沙汰御座なき樣なさるゝ方然るべし」と申しければ、小十郎は聞きて大きに感じ入り、「故藝州の忠義の魂則ち子孫に傳へて斯くの如きか、我等明日にも相果つるとも心安し、若手に駿河あり、且又足下などの如き器量の者有るは、幼君の御仕合と申すべきなり」と殊なう悅びつゝ次に、「淺岡事女の身にて危き中に幼君を守護し奉りし忠義、奇代の女に候。以來御幼君の御實母同然に思召す間、萬事心の儘に仕り、數年の心勞を休め候樣」と申渡され、諸事賄役人を附置き結構に仰付けられける。後年病死しける時陸奧守殿大に歎せられ、折々墓所へ參詣致されしとなん。次に松前鐵之助は淺岡と倶に無二の忠義を盡したるに依つて五增倍の加恩を賜り、三千石となり、其上家老の末席申付けられしを、鐵之助强て辭退に及び、「某に於て斯く結構に仰付けらるべき儀無レ之かと存じ奉り候、滿つれば缺くるの道理、却つて難儀の基とならん。殊に家老衆同席の儀其家に非ず、失道恐るべし。此儀は何卒御免を蒙り御加增の儀

如何樣にも御了簡に洩れ申すまじき由返答に及びしとなり。

○田村内藏助（知行五千石）吉田甚五兵衛（知行三千五百石）劒持新左右衛門（知行三千石）福田五郎右衛門（知行二千七百石）右四人は譜代歷々の身として逆徒に組し、仙臺表の頭取せし者共故、知行を沒收せられ、一家の内是を預り、合力米の爲石平均に下さる。

○茂庭主水（知行八千石大目附）甲斐が從弟なり、役儀勤方不吟味の由退役閉門。此外甲斐が親類緣者にて閉門の者大勢あり、爰に略す。

右の如く事極り缺所知行合せて七萬石餘あり、然なく共賞は時を越すと云へば、忠義の面々へ夫々に褒美有るべしと小十郎其沙汰に及ばれける。安藝宗重の家嫡兵庫、同苗式部方より召返されたる谷地の地面及び先達て兵庫方に殘有り候地面共に高七千石加增下され、父同然に家老職申付けらるれば、兵庫は謹んで承り、「未だ廿歲の若年者、老臣の列に加はらん事外に人なきに似たり、此段存じも寄らず、强て辭退仕り候。御加增の儀も卒爾に御請仕るまじく、先片倉殿へ御加增は何程なりや」と尋ぬるに、小十郎打笑ひ、「某に於ては何ぞ加增を望むべき、御存じの通り白石の城地を預け下さる上、本知三萬石の外に城付十二萬石の地を預り罷在り候身にて、何不足も是なし」と云ふを、兵庫聞きて、「此は近頃心得ぬ御挨拶かな、其許に不足な

り切腹仰付けられける。

○隱居綱宗の守役濱田玄蕃（知行八千五百石）、原田甲斐が小舅にて兵部とも縁者なり、逆謀に一味して綱宗を殺害せんと計り、安藝方への御書を兵部へ渡す等の罪に於て切腹遁れ難し。爰に兵部が内室の弟に伊達彈正と申す者あり、一萬八千石を領し岩手山に居住す。是玄蕃が聟なり。此人兵部が罪を憎み久々音信不通にて、此度も諸人嘗て疑はず忠臣の列に加はりしが、舅玄蕃が事を不便に思ひ片倉等に談じけるは、「玄蕃儀は生得愚蒙にして物事何に付け人次第なれば、運よく善人に伴はれば必ず忠義とも呼ばるべし、我等枉げて渠を預り申度く、助命せらるゝ共何の氣遣なき者に候」と強て願ひ、終に首を繼ぎけり。

○伊達式部（知行一萬千石）兼々兵部と申合する旨有りて今度家の大事に虚病を構へ、仙臺の城に面出もせず、堅唾を呑んで居たりけるを、小十郎使を以て言する樣、「先年安藝と爭論ひて預りたる谷地地面殘らず召返さるゝ由相斷り、序ながら内意を申送られけるは、貴殿事兵部を見慣れ近年行跡正しからず、別して此度不忠の心底噂宜しからず、氣の毒に存ず。當分諸士への手前遠慮せられ、追つて隱居の願を出されなば某能き樣に取計ひ申さん。然なきに於ては子孫斷絕の基ならん」と言送りければ、式部大いに驚き恥入り、

も泣かれず、さりとては無念千萬にこそ、小十郎に十分に謀られしか、片山隼人が末期の異見今更思ひ當りたりと、千悔すれ共更に益なく、皆夫々に罪に服し、大藏に兩人の男子有りしを死罪に行はれけるこそ淺ましき身の果なりけれ。斯くて兵部甲斐に一味徒黨の人數を改むるに、元來廣き家中の事なれば、江戸より國へ掛け慥に荷擔せし者三千人に及べども、渠等を皆罪せんとするに於ては又騷動を惹起さんと、片倉小十郎大智を以て先仁政を專とし、張本宗徒の族計を一通り糺明し、刑を輕くして事を濟しける。

○今村善太夫（知行五百石）横山彌次右衛門（知行八百五十石）志賀右衛門（知行七百五十石）濱田市郎兵衛（知行七百石）右四人兵部後見にて有りしが、目付役を蒙り非道の立身、役料共に千石の知行を領し、兵部と甲斐が內意を受け數年江戸に往來して仕置を亂し諸人を苦しめ、其上夥しく私慾押領せし重罪の者共故、子供迄切腹。

○小姓頭渡邊金兵衛（知行千石）江戸表にて兵部が隨一の味方、罪科遁れ難き事を悟り、安藝、甲斐對決の頃より病氣と稱し引籠り、斷食して三十七日目に息絕えたり。其間の苦み此世からの餓鬼道、死する覺悟ならば一思に切腹せば少しは勇名も殘るべきを、斯く生恥を晒す事は龜千代殿に毒害を進めんとせし天罰にや。其子左近、直之助兩人とも父に代

に知行高を多く申上ぐれば、御沙汰も相止み御家安全ならん事と察しけるに、果して思ふ所と違はざりしは我發明に非ず、幼君の御運の強き所なり」と申されしかば、松前手を打つて其頓智の程を感心せり。

○大藏兄弟切腹并徒黨の族仕置の事

扨右に記す如く國家安堵に治りければ、家中の諸士等も退散して己々が家に歸り、始めて枕を高く休息なしけり。片倉も頓て國に歸りて後、山中新藏、松井郡兵衛の兩人を原田が四人の子供の方へ遣し言する樣、「此度江戸表の落著に付ては、各の儀先達て仙臺の面々共相談の上、某江戸へ罷り登り身の上に替へ取繕ひ、一家中得心助命の沙汰に及ぶべき所、御亡父甲州大老の館を憚らず、役人を蔑に仕たりとの過失輕からず、公儀の御咎申開くに言葉なく、强ひて辭む時は君の家再び危し、此所を如何せん。人の臣たる身の節に死するは順道なり、各潔く切腹して父の罪を償はるゝの外有るべからず。某に於ては一旦約せしを心に懸け、主君へは此段御許容を願ひしか共、御上の祟は我々が力に及ばず。近頃殘念千萬に存ずるなり」と申送り、程なく直參の士を撿使として、介錯人には自分の家人を添へて出しければ、大藏兄弟は泣くに

後見隱岐守病氣にて、同役兵部少輔我意に任せ仕置正しからず、家中騷動に及ぶ上、原田甲斐が狼藉不屆至極、大老の宅に於て老中始め諸役人列座の前をも憚らず伊達安藝を殺害に及ぶ段、當人は勿論主人たる其方が越度に候。然る上は家を御潰しなさるべき儀に候得共、先祖政宗の忠誠を思召し、且其方幼年にして家の政事に拘らざる儀を以て、所領相違なく其儘下し置かる、以來萬事相愼み申すべきものなり。

右の御書を承けられて、龜千代を始め片倉以下諸士の悅び夜の明けたる如く、天にも昇る心地なり。出雲守殿重ねて、兵部少輔が知行三萬石をも還し下さる旨を述べられ立たせられければ、小十郎は又卽日飛脚を以て仙臺へ此趣を告げられたり。然れば去頃より奥州道中は仙臺より江戶まで飛脚の往返晝夜引も切らざれば、何にもせよ日本に類少き大家なりと人々驚く計なりしと。斯くて其後松前鐵之助は小十郎に向ひ、「今度御家の安危未だ定らずして諸士安き心はなかりし時、稻葉美濃守殿御出ありて知行高の事を尋ねられしに、其元白地に五百萬石と答へられし由、且御家に別條のなからん事を仙臺迄も內意仰越されしは如何なる仔細に候」と不審を打つて問ひければ、片倉聞きて答へる樣、「然ればなり、其節の御尋我等も大きに當惑せしが、是は今度の騷動を過怠に國替を仰せ付けられんが爲の御聞合せならんと心付きし故、白地

り龜千代家執權の者稻葉美濃守殿へ參るべき由御使有りければ、幸片倉小十郎參著せし事なれば、早速罷越しけるに、美濃守殿御會なされ、「傳へ聞く龜千代殿の領分は殊の外繩緩み是有る由、實に左樣の事ありや、其元知行高何程と覺えられしや」との御尋に小十郎思ふ樣、是思ひも寄らぬ御尋にて、安からぬ大事なり。彼兵書の譬にも、水は杖を以て探り人は詞を以て察すると云へり、誠なるかな稻葉殿が器量、以て是を知るべきやと、頓智發明の小十郎は早速に答へけるは、「御意の通り先祖常陸之助朝宗右大將賴朝公御代より相續仕り來り候が、御存じ知らるゝ通り奧州は日本第一の大地にて家人も殊に多く御座候に付、私知行高の儀慥に覺え申さず候へ共、先規より申傳へ候處と當時の處とを豫め計見るに、凡そ五百萬石餘と申す儀なれど、右に相違は御座なく候はん」と思ひ切つて言ひければ、美濃守殿重ねて言はるゝ樣、「扨はかねて聞及ぶ通りなるか、然るにても夥しき知行かな」と仰せられ御暇を給はりければ、小十郎は急ぎ屋敷へ歸り、淺岡、松前に打向ひ、「事既に定りぬ、我始めて安堵せり。御家に別條あるまじ」と悅び勇んで語りつゝ、翌日書を飛して仙臺表の忠義の面々へ吉事を告げたりける。

同じく六日島田出雲守殿上使として參られければ、小十郎は龜千代に附添ひて是を迎へ奉る。其上意の趣は、

しが、昨日に今日は引替へて家來一人も召具せず、網乘物に打乘られ見知らぬ人に取圍まれ、誰一言の情を懸けて泪を懸くる人もなく、生甲斐もなき有樣なり。子息市正も同罪にて小笠原遠江守殿へ御預あり。是も網乘物にて引取られ、遙々豐前の小倉へ赴きける。兵部が內室は伊達飛彈に預けられ、市正が內室は伊達上野に預けられ、何れも仙臺表へ引取られたり。又兵部が家中の諸士も是又仙城へ引取られたり。同日田村隱岐守へは戸田加賀守殿承り、書付を以て仰せ渡されける。其文に曰く、

奥州岩波住領　三萬石　田村隱岐守

右隱岐守（閉門仰せ付けらるゝ者なり）儀龜千代後見仰付けられ、兵部少輔と相談に及び守護候樣に仰せ渡され候處、仕置致し方聢と仕らず候故、伊達安藝龜千代爲を存じ訴へ出で候處、原田甲斐不屆の働をなし、雙方相果て候事言語同斷に候。然れ共其方は常々病身にて久々在所へも罷越難き程の儀、因つて近年仕置は兵部少輔一人にて專ら取計ひ候旨上聞に達し、其罪輕からず思召に付、兵部少輔同罪の所、御宥免を以て閉門仰付けらるゝ者なり。

田村隱岐守謹んで承り、有難き仕合に存じ奉り候旨御請して退出せられ。翌四日月番御老中よ

部、田村隱岐守兩人評定所へ召出され、罪科の次第戸田伊賀守殿承り、書付を以て兵部へ仰せ渡されける。其文に曰く、

奥州一の關領　三萬石　伊達兵部少輔

右兵部少輔（土州畑島へ流罪に申付け候者なり）先陸奥守病氣に付其方竝に家中の者共隱居の願指出し、是に因つて願の通り仰渡され、其方田村隱岐守當主龜千代後見仰付けられ、家老共と相談に及び守護て候樣に仰付けられ候處、其方我意に任せ隱岐守家老共と不和になり、殊更連判を立て徒を催すのみならず、刑罪多き故に家中の者共安堵致さず、因つて伊達安藝龜千代が爲を存じ訴へ出づるの處、原田甲斐狼藉の働言語同斷の仕合、畢竟其方所存より發りたる儀に候へば、屹度仰付けらるべく候處、死罪一等を御宥免有レ之、松平土佐守へ御預仰付けらるゝ者なり。

兵部は謝り入つて一言の陳述にも及ばず、前非を悔みたる樣子なりしが、此時土州より家來中乘物を指越すに、兵部是に乘移れば直に上へ青網を掛け、嚴しく守護して舁出したり。不義にして富み且貴きは浮める雲の如しと、孔子の金言宜なるかな。宗勝は伊達家親しき一族にして、近年後見の職に居り威を重くし、天下の諸侯に肩を竝べ、肥えたる馬の前に塵を望む者多かり

然も智略深かりしが、生得多病なるを憂ひ憤り、南帝の御安否を見果てるに及ばず、四條繩手の合戰に討死を遂げられしとかや、正行の器量尙斯の如し、況んや某の如き下根下智の者おや。貴所の留守に事起らば三日は籠城請合ふべし、夫にて思慮を決せられよ」と、小十郎之を聞きて打點頭き「頼もしく存じ候なり、とてもの儀に是非共五日の約束とし、某に快く出立させ下され度し」と有りければ、安房は暫く物をも云はず、良有りて形を改め「段々の仰身魂に徹したり、某が一生の大役是に過ぎず、如何にも死力を振うて五日の籠城慥に請合申すなり」と答へしかば、片倉斜ならず打歡び、計策など尙細々と談じ合せ、「某出立以後江戸の趣旨只事實を探るを以て專要とするなり」と申し置き、遂に五月朔日の未夜の明けざるに仙臺表を密に首途せしが、供侍僅に五人馬一疋、鎗一本(是も常の持鎗に非ず、人の見知らぬ短き鎗なり)持せ、山駕籠に忍び乘りて上下二十人夜を日に次いで道を急ぎ、江戸表へと赴きしは、小身の侍の一兩人が旅行する體に見えたりとぞ。

○兵部少輔宗勝流罪に行はるゝ事并伊達家安堵の事

小十郎は夜を日に次いで急ぎける程に、五月三日の夜江戸上屋敷へ到著なせしが、其日伊達兵

起りて五日を過ぎなば某必ず歸らん。五日の籠城を堅固に持堪へ。勝に乘つて猥に突いて出づる事有るべからず」と謀計を細々と申合せ、其後伊達安房を呼招き右の如く相談なし「某留守中は當地の儀兎角貴所に任せ參らする間、事起らば諸士の棟梁となり、宜しく籠城し給ふべし。此儀何分に賴み存ずるなり」と言ひければ、安房は卽座に答へて言ふやう、「君辱しめらるゝ時は臣死すの本文に從ひ、死を輕んじて忠義を盡さん事常々期したる所なれば、人に劣るべき樣非ずと雖も、今度貴公江戸へ赴き給ふに付留守中の大任を某に預らるゝ段、身に取りて難儀千萬、中々其の任に堪ふべきにあらず、某元より病身にして下根下智なり、輕からざる事を受合ひて萬一事發る時は越度を取るの基」と堅く辭して請けざれば、小十郎は重ねて言ふやう、「其遠慮なきに非ず、併し夫は時に臨んでの儀なるべし、既に御先祖藤五郎殿と某が祖父備中とは、當家に於ては兩輪羽翼と呼ばれしなり。能く〱思召合されよ。某とても才拙く智淺くして、祖父に似氣なき身を憚らず斯る大任を請けし事、威を震ひ名を高くせんとの所存に非ず、只君の爲に命を輕んじ心の及ぶ丈忠を盡さんとするにあり。今江戸表に良臣なきを愁ひ、家の柱石たる其許を置きて羈旅に付かんとするは、是又君の爲にして更々他念なし」と、勵しけるに、安房又答へて申す樣、「仰然る事に候へ共、傳へ聞く楠帶刀正行は亡父正成が器量に少しも劣らず、

○仙臺靜謐小十郎江戸表へ登る事

片倉が智謀に因りて原田が子息等を擒とすれども、廣き家中の事なれば一味徒黨の者多く雜說區々にして人心安からず、因つて小十郎思慮を廻し連判狀を詮議して一味の族の方へ使を立て、「各方兵部少輔並に甲斐等が企に組せし事、畢竟主君への忠義を存ぜらるゝ心底より事發りしとは連判の文字に明白なり。然るを隔てがましく祕し置くは、此上事を好に似たり。依つて血判を返すなり、以來は忠義を盡さるべし」と懇篤に申送りければ、一味の惡徒共悔悟して漸次に罪を白狀なしければ、仙臺表は日を追つて靜謐無事に歸せしかば、此上は只江戸表の一左右を待つのみなり。然るに片倉小十郎倩々思ふ樣、我伊達家の元老として當時空しく日を送らん事、頗る忠義の薄きに似たり、然れば江戸へ立越えて其興敗に依つて幼君を携へ仙臺城へ歸らんと覺悟を極め、石川駿河、伊達上野、伊達兵庫の面々に是を談じ、「當時江戸に然るべき臣なし、幼君の御安危を思へば臥すに枕を安んぜず、喰ふに食を甘んぜず、依つて某は速かに江戸表へ赴き樣子を窺ひ、事危しと見ば幼君を具足し參らせ、間道より忍び歸らんと欲す、留守中の儀別して各を賴み申すなり、若し事發らば伊達安房を當城の首長として各力を添へ給ふべし、事

染みのたれ伏し、半死半生の有樣なり。此時大藏兄弟は當惑して何れの方に就くべきや思案とては出でばこそ、只手を上げて「あれよ〳〵」と云ふ中に、左右の腕と賴みたる兩人の者を失ひて彌力を落し拔し、今は何の分別もなく三使を呼びて此體を見せ、隼人が首を土産として兄弟四人打連れて白石城へ赴きける。抑原田家の忠臣たりし片山隼人を鹿忽に殺害せし事、只關本が常々の意趣計に非ず、彼片倉が三士の計略とは後にぞ思ひ知られたり。斯くて片倉小十郎は原田大藏兄弟の異議なく來りしを大いに悅び、則ち家來の内物頭野村治兵衛、赤井德兵衛、井上治部右衛門、餘澤彌惣左衛門に一人宛を預け置き、北川縫右衛門と云ふを使者として原田兄弟へ申送らせけるは、「此度愚意の趣旨申入れ候所、早速御得心有りて御來駕の段、滿足何か是に過ぎん。併し是は相互に安堵を計るの一事と存ずるなり。江戸表靜謐の後各方の御身の上某何樣にも粉骨を盡し申すべし、先づ暫くは予が方に御休息有るべし」と然も懇篤に申しければ、大藏兄弟感涙を流し、「此度の貴公の御介抱生々世々忘れ難く、此上何分賴み奉り候」と輕薄たらだら挨拶なしゝが、使者の歸りて後饗應せし馳走も極めて叮嚀なるに、暫く安堵の思ひをなし居たりけり。

庫堪へ兼ねて倏忽に拔駈する如き輕忽の擧動をなさば、夫ぞ願ふ處の幸にて、某一戰に手並を見せ追拂ひ、諸人の眠を覺させ申さん」と聞くも凄じく云ひければ、女童子にも劣りたる大藏兄弟の不覺人、又此異見に心迷ひて小首を傾け、溜息を吐いて居たりける。此時片影に忍居たりし關本彌次右衛門堪へ兼ね躍り出で「御意なり」と聲掛け、後より隼人が右の腕を肩先より切落せば、隼人は大いに驚き左の手にて脇差を拔合せ飛退つて、「己命惜さに血迷うて狂氣せしか、隼人程の者を欺きて討ち候は何事ぞ」と暴れたる虎の嚙付く如く怒りければ、關本呵々と打笑ひ、「己こそ古主に媚諂ひて某を押退け、家の政道を我意に任せ、剩へ今度年若の方々に籠城を勸め奉る事何事ぞや、敵押寄せなば主人に繩を掛け降參すべき結構ならん、我密に君命を蒙り、天理の刃を以て主を賣るの賊を討つなり」と、大音に呼はつて、猶も透さず切付くれば、原田兄弟は、「先づ暫く待て」と止むるを耳にも聞き入れず、疊掛けて切付くるを、隼人は片手に切拂ひて、「嗚呼章邯下りて晉衰へ范增死して項羽亡ぶ、我死なば原田の家滅亡せん事旦夕に有り」と大に歎き、何卒して關本を打止めて冥土の先駈せん物と、踏込み〳〵戰ひける。關本は又隼人を切伏せんと尙も烈しく爭ひしが、隼人は聞ゆる勇士なれ共、片手と云ひ刀は短く、終に其座に切伏せられたり。關本彌次右衛門も老人なりしかば是も又數ヶ所の手傷を蒙り、惣身朱に

參らせし御馴染の者、不調法ながら御爲をも心懸け、此度の御心底恐れながら推量仕りたり。差當り相談の邪魔する隼人めを除かん事某が手の中に有り、急ぎ召出されよ」と示し合せ、軈て關本は物蔭に忍び鯉口を寛げ、鼻息をもせず窺ひ居ける。斯くと聞きて大藏兄弟は安堵して再び隼人を呼出しける。扨も彼片山隼人は大軍を引受けて花々しく一戰し武名を殘さんと覺悟し、外曲輪の普請防戰の用意等自身心の限り差圖をなし、搦手口に出で居たりしが、今急用と聞きて早々奥に入り來るに、大藏の申出しける樣、「先刻其方と内談の上、彼の小十郎よりの使を呼出して尚委細に吟味せしに、片倉小十郎に於ては何の異心もなく、偏に朋友の信を守りて中送りたるに相違なし。此上我等狐疑を懷く時は却つて憶する者と思はれ、且滅亡を招く基なれば、依つて心を決して軍門に降らんと思ふなり」と云ふを、隼人は聞きも敢へず、無念の涙に暮れて、「御無用なり御無用なり、如何なれば然程迄心を迷はさるゝや、只今白石へ赴き給ふ時は翼なき鳥の如く禍忽ち起らんに、誰か救ひ參らすべき。當城既に人數集り用意大略調ひたる上、外に後詰の頼みも有り、仁心を以て士卒を集め手堅く籠城なし給はゞ、竹林に住む虎の風に嘯く勢をなさん。其上片倉以下の面々干戈を領内に動かすを恐れ、急に討手を差向けん事思ひも寄らず、其内に味方十分に兵を招き、大敵を苦しめん事之れ能き最期の思ひ出なり。又伊達兵

覺あり。辯舌は往古の隨歴生にも劣らず、斯く諸事に行き屆きたる面々故斯る大切の使者を首尾能く勤め、大藏兄弟を云掠め、國の騷動を未發に鎭めたるこそ大きなる手柄、感ずるに餘りあり。

幡山にて武勇を顯し、家康公の上聞に達したる者なる其の末程有りて、何れも心剛に頓智才

○片山隼人殺害せらるゝ事　幷　大藏兄弟擒となる事

斯くて原田兄弟四人の者は奧に入り、片山隼人を討取るべき內談をすると雖も、果力量武藝人に勝れ心利たる勇士なれば、腕を以て容易く討止むべき事思ひも寄らず、如何はせんと額を集め胸を痛むる折から、後に人有りて「各方には讒佞の隼人を殺害せんと計らせ給ふか」と詞を掛けられ、四人は大に驚きながら是を見れば、長臣關本彌次右衛門なり。此關本は元原田家隨一の長臣なりしが、近年執權の威を隼人に奪はれ、常々隼人と睦じからず。此度の箴城の評議にも表面計加はり居たる者なれば「氣遣し給ふ事なかれ」と云ひながら座に著きて、「御密談の趣委しく聞き知れり」と云ひければ、大藏兄弟は只呆れ果てゝ返答もせず、關本が顏をのみ詠め居るに、彌次右衛門は又小聲になり「必ず驚き給ふ事なかれ、某各方樣を御幼少より育て

用意有る事世に隱れなし、御遺恨有る兵庫殿之を云立にして一家の人數を催し、討手に向はるまじきにも有らず。既に鯨波を上げ一矢射違ふに於ては、和談の手筋繩も切果て、小十郎が深切も水になり、悔いて返らざる事有るべき、御思慮を廻らさるゝは御道理なれども、甚だ以て過ぎたりとや申すべき。主人小十郎賤しくも伊達家補佐の臣として政事を預かる身、一言違はば人誰か小十郎が爲に信を置かん、人信を置かざれば其身立たず、今各方の御安堵を謀るの一事より小十郎何ぞ大事を破りて世に信を失はんや。使者の役は先是迄なり、長居は恐れ御暇申す、必ず決斷の遲くして悔まるゝな」と云捨てゝ三人は眼を見合せ座を立たんとするに、原田兄弟大いに驚き急ぎ引止めて「今肝心の時に至り各方を歸さん事殘念千萬なり、今暫く見合せ給はれし。我々が心に決したりとも隼人が諫め爭はん事を恐るゝなり」と云ひければ、山本新藏重ねて「同じくば我々も御返答慥に承り屆け罷歸り候はん事本意に候へば、相待ち申す分は何時迄も苦しからず、各方の御心決せらるゝ上は、何恐れ給ふ事か有らん、急ぎ妨害をなす隼人が首切つて爰に出し、御心障を拂はれ白石へ御越有れ」と勸めしかば、大藏は打點頭き、「成程其ごとくに計ふべし、各方には又々客屋へ行きて休息あれ」と云ひければ、三士は領掌して退きける。三士は實に片倉が耳目の臣、道理なるかな、祖父は皆大坂夏御陣道明寺屯田八

我々何ぞ身を罪して死地に付くを願はんや。然共若し小十郎殿に謀計の有らんを疑へば」と云ひも果てざるに松井軍之丞引取けて、「其段尤も御氣遣有る事なかれ、貴公志慮を決せられ、招きに應じられんには、小十郎何とて違背に及ぶべき、世に言へる事あり、窮鳥懐中に入る時は獵師も是を殺さずと、況して武士たる者の義理に於てをや。我々不肖と雖も小十郎に代り一紙の神文を以て慥に御請合申すべし」と答へければ、三男茂庭左近進み出て、「此上は何とて疑ふべき、併し我等片倉殿を頼み恩免の願ひ聞屆けられれば、伊達兵庫極めて支へを入れん、此所は如何すべきや」といふに、山本新藏聞も敢へず、「凡そ君の爲に危きを忘れ命を殞し、私の遺恨を思はず、身を全うするは臣たるの道にて、我々如きの匹夫すら能く是の道理を知る、兵庫殿にも此事御合點なるべし。若し血氣の勇に誇り理不盡に願を出さるれば、小十郎何ぞ浼々として是を餘所に見ん。大丈夫の一言金石より堅し、一度各方の安堵を請合ひ、豈是を空しくせんや。兵庫殿押して願を出されなば、小十郎も又劣らず、相願ふ事叶はずんば、所謂命は義に依つて輕しと、其時こそ各方も白石に楯籠り、運を天に任せられんに仔細は有らじ」と云ひけるに、大藏も熟々と聞きて益心動き、「面々の申さるゝ處至極道理なり、今一應内談を遂げ心を決し返答に及ぶべし」と云ふに、須山武兵衛進み出で、「兵は神策を尊む、各方此度御籠城の

父無二の懇意を加へ、近年大藏が後見として萬事を任せ置き候へば、何分我等渠が意見は背き難し、誠に片倉殿の此度の御厚恩死後迄も忘れまじ」と云ひければ、三使は聞きて同音に、「仰の趣畏り奉る、返す〴〵も愚意を申述べ候段憚り多く候へ共、小十郎我々に内意を申含め候は、萬一事を妨げ和談を破る者有らば、汝等我になり交り幾重にも意見申入れよとの儀に候へば、其隼人とやら如何なれば各方の御得心を押して拒むに至るや。慮外ながら原田家は大藏樣の御身に懸れり、彼孝經にも、子孫なきを以て不孝の第一とは申さずや。最初も申入れ候通り御身の罪なき旨を仰せ開かれ、又小十郎右の通り請合ひ申すに於ては、何ぞ願ひ叶はざる事あらんや。萬一本領安堵ならざるとも、御亡父の過は各が勤功を盡さるゝに於ては自から其過失消えん物なり。是原田の御家を再興さるゝの功にて、然も御子孫長久の基ならずや。斯くあらば世上の人必ず言はん、原田某こそ一旦の恥辱を忍び、其罪を斷り白石に立越え安堵を得たり、實に怜悧なりと稱す可しと、又爰に無謀の籠城をなし給はゞ、止む事を得ず家の歴々討手として必ず馳向はん。其時敗を取るなれば、那見よ主に敵對して弓を引き、可惜家名を惡逆の爲に埋めたりと笑はん。此二つの理是非何れに有るか能く〳〵御勘考有度き所なり」と云ひけるに、大藏兄弟も戰を心に好まざる事なれば、良有つて答へけるは、「各方の申さるゝ通り、

が故にて、若し渠が申す通り首尾能く助命の沙汰有るにもせよ、安藝が子息に兵庫あり、何とて各々方と膝を組み肩を竝ぶるを快しとせんや、忽ち闘爭に及ぶべし。其時に至らば家中の諸士忠と不忠何れをか憐むべき、必ずや兵庫に加勢して各々方終に御滅亡ぜられん事眼前にあり、急ぎ御心を決せられ使者の首を刎ねて武威を顯し、手切の證據を見せ重ねて無益の奸計を用ひさせず、手強く籠城し給ふの外策略有らじ」と辯舌滔々と說きければ、大藏兄弟は死を恐るゝの心より隼人が諫を悅ばずと雖も、理に於て否と云はれず、且片倉が謀計ならんと有るに忽ち疑ひ起り、「成程其方が申す處所謂あり、我々篤と考ふべし、然れども小十郎方よりの使者を殺害せん事は甚だ然る可らず」と云ふに、隼人は「斯樣の節は彌々他人の詞を信用し給ふ事勿れ、某古主の放逐を蒙り、一身置く處なく饑死をもすべかりしを、御親父樣の厚き御情に依つて命を繫ぎしのみか、當時五百石と云ふ大祿を分給はる御恩、須彌も尙低く蒼海も尙淺し。斯る時一身を抛つて奉公を勵まんと存ずるに、何ぞ御爲惡しき事を申入れんや」と云ひつゝ次席へと退きける。大藏兄弟は頓て三使を招きて對面し、次男小山外記進み出でて申す樣、「先刻舍兄大藏申す通り小十郎殿御親切の御使祝著の至りなり。依つて老臣片山隼人に申し談ぜしに、渠思慮ありとて得心せず、是我々が運の盡くる處是非に及ばず、尤も彼隼人と申す者は故有りて亡

れかし、身不肖ながら片倉小十郎御請合ひ申すからは、倏忽の覺悟は有るべからず、始終悪しき様には取計ひ申すまじ」と懇篤に云ひ、能く〳〵御勘考ありたしと三使は客屋へ退きて其返事をば待ち居たり。此時傍に在りし片山隼人は、三使が言ふ所を熟と聞き沈默して暫時物をも云はざりしが、良有つて顏を上げ大藏兄弟に向ひ、「凡そ人百年の壽を保つ事難しと云へば、小州終に盡くるの期なからん。然るに今各方命を惜み給ひて小十郎が謀計に落入らば、後悔臍を噛むとも及ばざるべし。某勸め參らす如く、必死を極め此要害に執籠り、矢種玉藥の有らん限り防戰し、敗を取るの時に至りて館へ火を掛け腹搔切り潔く滅亡せん事、此上の本意や有るべき、是武門の望む所なるべけれ。其上御亡父甲州多年寢食を忘れ給ひ御心を勞せられしは此處なり、兵部殿と計られて一度は伊達家を押倒さんとの御存念、安藝が妨害なせしに依りて本意を達せられず、却つて命を殞し給ふ事口惜しき次第ならずや。各干戈を仙臺に動かさるれば主人の罪を重くし、忽地公命下りて伊達家滅亡せんは必定なり。然る時は亡父の志慮を繼ぎ遺言をも晴し、面々が武勇の名を末世に遺す者といふべし。夫に何ぞや敵の僞に計れ死を遁れんとして淺ましき最期を遂げられ不覺の汚名を取らんとは、豈歎はしき事に非ずや。小十郎詞を下げ禮を厚くして御兄弟へ降參を勸め參らするは、最初も申す通り干戈を動さん事を恐るゝ

に勝負を決せん事勿論に候へども、退いて愚案を廻すに、先以て此度の一件幼稚の主君努々御存じ知れぬ事に候。然るに各方何の遺恨有つて主君に弓を引き給ふや、是不忠の至りなり。但し親の罪子として遁れ難しと思はれ、只管身を危みて籠城に及ばれしや、累年の御厚恩を振捨てゝ身を遁れんと計せらるゝは、忠臣義士の取らざる處、恐らくは御名字の瑕瑾と存じ候。殊に甲斐逆意の企望有りとは、某神以て知らず、只浮說區々なりしのみ。且甲斐存生の內某とは常に別心なく交りし事、家中に於て唯か知らぬ者候ふべき。然る上は各方に對し今更詭略の心懸毛頭是なし、是朋友の交際は艱難を救ふを以て重しとす。某此理を知れば身に替へても御身の上申達し、枉げて預り申さんに、免許の沙汰に及ばれざらんや。夫共に覺束なく思召し候はゞ、某が居城白石へ御移轉有るべし、小十郎各方を引取置き候はゞ、幾度も願を遂せん。其內に年月を送れば主君にも成長在して自身に事を取計らひ給はゞ、理非何ぞ分明せざる事なけん。其時は御譜代の原田由緒ある家なれば、よも御見捨は有るまじきなり。又甲斐不義の企望有るにもせよ、父子常に國を隔てゝ住せば、各方の御存じなきは眼前我能く是を知り、御舍弟方は猶更他の家を相續せらるれば、格別の沙汰に及ばぬ事と存ず。委細の儀は使者不辯にして述べ難し、一通り道理と御聞有るに於ては、此三人の者御案內仕らん。密に白石へ御越有

り江戸へ入るに千住よりからみの旗を指し手勢を引具し、芝愛宕に參詣し、今度大坂に於て手柄を顯さずんば生きて再び故鄉へ歸るまじと祈誓をなしけるが、果して其如く高名有りしとか。其子を宗長と云ひ、宗長の子三之助幼少にして家督し、後に小十郎村長と號す。當時の片倉小十郎なり。然れば伊達家は代々陸奧守といひ。片倉は代々小十郎を以て通名とするこそ目出度き例と申合へり。

○片倉小十郎信夫の館へ使者を遣す事
并三使問答大藏兄弟狐疑の事

去程に片倉が三使は信夫の館に赴き樣子を探るに、何樣用心嚴しく見えたりしが、未だ外塹の橋を引く迄には至らざれば、先立闕に近く進み寄りて、片倉小十郎家來共主人の使者として參上したる旨云入れければ、詰の番士聞きて奧へ斯くと執次ぎしが、稍有りて從者を留めて三使許を奧に通し、大藏兄弟廣間に出でて對面し、使者の趣旨を尋問ける。三使答へて「主人片倉小十郎申し入れ候は、今度不慮の珍事出來し、甲斐殿江戸に於て御死去の段、是非もなき次第なり。夫に付各方の御籠城一理なきに非ず、御心底の程感じ入り候。早速討手を差向け一戰

しが、元小身者にて家老などに非ず、政宗在國の節或時仙臺の城下に火事あり、政宗血氣頃故自身火事場へ馬を乘出し消防の下知を傳へられしが、漸次に風烈しく大火となり、諸士倦果て恐れて火邊を退く時、小十郎馬廻に居しが、斯くと見て鎗を拔持つて火勢に恐れて退く傍輩を矢庭に兩度突倒して大音を上げ「如何旁能く思はれよ。是は苟の火事とは申しながら、君の御出馬ある上からは是大敵に異ならず。如何なれば君の御出馬有るに、是程の火を消し給はずや、若し隣國他領杯へ斯くと聞えなば、御弓矢の名折ならん」と呼つて鎗を杖に突き、風下に立ちて一寸も退かず、政宗も兼て斯くせずば此火事消止る事なるまじと思ひ居らるゝ折なれば、小十郎が勇猛の働を甚く感じ給ひ、歸りて後其忠勇を深く感ぜられ、夫より段々に取立てられ、終に家老職と迄登用ひらる。然るに慶長五年白石の城政宗の手に入りしかば、小十郎に賜りたり。豐臣秀吉公にも小十郎景綱が器量の勝れしを聞食し、政宗に貰ひて直參にすべき由仰せらるゝを、小十郎承り「御懇の御意有難き仕合には候へ共、奧州者の習慣とて譜代の主を替へる事なり難き作法なれば、何卒此儀御宥免なし下さるべし」と辭退すれば、秀吉公にも其忠義の厚きを御感ありて「然らば是迄の通り政宗に奉公して忠勤を盡すべし」とて田村六十四村の地を下し賜りたり。其子小十郎成長し父に劣らぬ器量者にて、大坂御陣の時初陣し、奧州よ

きて「貴所の鬱憤は然る事ながら、抑君父の内何れをか重しと思はるゝや、忠義を以て先とすべきは勿論ならん。然れば此節國に干戈を動す時は、忽ち主君の過失を重くし、伊達家をして滅亡させしめん事眼前なり。然すれば故藝州の大忠義も悉く水泡に歸せん。暫く無念を押へて宜しく某に任せられよ」と言ひつゝ頓て自分の家人山本新藏、須山武兵衛、松井軍兵衛三人を呼出し、「汝等へ大切の使を申付くるなれば、急ぎ大藏が方へ行きて斯樣々々に計り、首尾能く調へ來れ」と申渡しければ、三人の者畏りて出でにける。茲に於て小十郎は諸士に向ひ斷りを述ぶる樣は、「大事既に出來したれば、某自身事を計ひ、物數ならぬ某が家來共に斯る大役を申付けし段、小十郎我意に任せ他の功を奪ふの結構と思召も有らんが、某の心底全く然に非ず、各は無二の忠臣なれば大藏兄弟に對面せられば忽ち怒を發させん。然る時は事穩便に調はず破れの基と成らん。そを恐るゝが故なり。此以後とても某に於て自身功を專らにせん了簡は曾てなければ、各には必ず疑ひ給ふな」と懇篤に諭されしかば、人々理に服し其忠義の深きを感心せり。

○片倉家來由の事

茲に片倉家の由緒を索ぬるに、伊達政宗の代に片倉小十郎景綱と云へる者あり、後備中と改め

しけるは「凡そ人は死すべき時に死せざれば死に增る恥多し、斯る例は古今珍しからず、先づ近き譬を取らば由井正雪、丸橋忠彌が果を御覽あれ、正雪は死すべき期を知り潔く腹切つて其英名を後の世に遺せど、彼忠彌は武藝も勇猛も常々正雪に劣らぬ者と聞えしが、死後れて捕はれとなり、呵責の恥を蒙りて末世に汚名を流したり。各は先歷々の武門に生れ給へば、何ぞや農人商人の類と同じく思はるべきや」と申しければ、大藏も此言葉に勵まされ「何が扨亡父存生の中より家の事打任せ置きたる其方の異見、若輩の我々何とて背くべき樣なし、兎も角も能き樣に計ふべし。然りながら斯る時節には人の心は賴み難し、小勢を以て働く事然るべからず。先づ籠城して人數を集め敵の動靜を見ん」と云ひければ、隼人は大に悅び、防戰の用意にこそは取懸りける。斯くて彼の片倉が出し置きし間者共は追々に是を見屆け、密に仙臺へ馳來り是を訴へければ、小十郎は獨り點頭き心に納めて居たりしかば、普く知る人も無かりしに、茲に留守居役眞田求馬より伊達兵庫方へ此事を告知せければ、兵庫は小十郎に打向ひて「某此程より倶に天を戴かざる仇を報ずる事を思へども能はざりしに、原田大藏兄弟四人の者集りて、信夫の館に籠り候由、是ぞ天の與る所なり。某討手を蒙り彼奴原を手取にして生きながら其肉を喰ひ、君父の仇を報ぜんとす。憐れ此儀お許に預りたし」と血眼に成りて願ひけるを、片倉は聞

にせば、思ひ懸けざる事なれば敵の陣中大きに騷動せん。其時に及び各には城を堅固に守り給へ。某は一手の勢を率具して討つて出で挾み討たば、寄手彌堪忍へ兼ねて迯走るべし。夫を追ひて仙臺へ逆寄に押寄せんに、是又油斷あるべければ、必ず上を下へと返し動搖せん。其時は味方九死一生の戰をなし、千變萬化して面も振らず切つて廻らば、運よく本城を乘取るべきも計られず。其時こそ味方の勢滋々盛になり、兼て內意せし面々は云ふに及ばず、諸士招かざるに歸服せん。然もなきとて持久の祕計は何程も有るべし、併し片倉小十郎は思慮深き者と聞けば、籠城に及ばゞ和談を勸めん。其時は必ず用ひられず、其使者の首を切つて城外へ投出し手切の證據を顯し、猶討手延引せば間者を入て虛實を窺ひ、與力の面々へ相圖をなし、城下町町を放火せんには、仙臺に在合ふ諸士火を消さんとして忙遽へ騷ぐ者多からん。放火終れば間道より人數を出させ不意を討たば、城を乘取らぬ迄も敵の鋒先を挫き、味方末々迄の大なる强みならん。萬一味方運盡きて謀計圖を失ひ敗軍に及ぶ事あらば、其時は切腹か、然なくば潔く討死し給はんに何殘念の候べき、とても遁れぬ時節に臨み、何仕出したる事もなく首を延べて死せんは口惜しき次第に非ずや」と切齒をなして諫めけるに、大藏は是を聞きて稍憶したる顏色にて詞なし。隼人は熟兄弟四人の體を見るに、一人として得心の色見えざれば、歎じて又申

譜代の闕本を押退けて出頭し、大藏の介抱せしうち、甲斐出世するに准れて其身も俱に立身し、當時五百石を領して原田家一人の重臣なりしが、今度江戶表伊達兵部竝に濱田立蕃より珍事を知らするの書狀同月晦日に信夫の館へ到著すれども、大藏は父祖に劣りて大憶病の愚人なれば、是を披き見て大に驚き、三人の舍弟を招き股肱の隼人を呼びて如何はせんと評定あるに、弟どもは皆兄に劣らぬ不覺人なれば、何の思ひ込みたる事もなく、呆きれ果てしばかりにて色を失ひ居たりける。此悴等は皆甲斐が存生の中は親の威光にて發明に見えしも、此時に至り本心の顯れしは最も淺しき次第なり。甲斐程の不敵者が斯る不肖の子をのみ揃へて持ちたるは、是天罰と謂ひて可なるべし。時に片山隼人進み出で「扨も是非なき仕合かな、今は早叶ふべからず。某が所存には幸ひ此館狹しと雖も、後に川を帶び濠深くして近邊に大沼、深田等多く、人馬の掛引自由なるのみならず、矢種玉藥兵粮等も澤山にて、二千人位籠城するとて一年や二年の貯には乏しからず。是亡父甲斐殿が斯る時の爲に用意し置かれたる所なり。譜代の家臣領分の百姓抔を召集めば、凡そ五百人は有るべし。夫等を以て籠城し、討手向はゞ尙一味同心の諸士へ後詰の事を申し通じ、寄手を近く引寄せて五六日嚴密に防禦戰はん。然すれば敵退屈に及ばん事必定なり。其時節を見合せて後詰の人數敵陣の後より不意に押寄せ所々に火を掛け燒討

擅にし、一家中を手に付け所領を一萬三千石迄取上げ、仙臺信夫郡に屋敷を修營ひ、當時は城構の如く嚴重に四方石垣高く、丈夫の櫓の如き物見を造り、内外の濠を深く堀り水を湛へ、常に武具兵粮を用意なし、惣領原田大藏を家督として据置き老臣には關本彌次右衞門を始め譜代恩顧の家人數多有れど、江戸にて一器量ある浪人者溢れ者の類を召抱へ、此信夫の館に遣し置きて身上不相應の人數を扶持する事、斯る大事を思ふが故なり。勿論兵部諸倶に常に欺き僞りて押領私慾を專らとすれば、浮める雲の富貴にて一度は心の儘奢を極め、餘の子供等は家中の内皆歷々へ片付きたり、先次男は小山太郎右衞門が名跡を繼せて小山外記と號し、三男は茂庭主水が養子として茂庭左近と云ひ、四男は吉田八九郎方へ遣して吉田熊之助と名乘りたり。爰に甲斐が無二の腹心に片山隼人と云へる者あり。渠は元江州の產にして市橋氏の家人なりしが、生得力量飽まで強く、幼少の時より弓馬の道を嗜み軍學は北條安房守の門弟にて、天晴男一疋屈竟の勇士なれば、主人の氣に入りて出頭せしが、江戸在番の節色狂に行跡を亂し、納戸の物を盜み出し賣り拂ひし事顯れて、其罪重く追放せられ、今は主なき天竺浪人なれど、故主の構嚴重ければ他家へ仕へんとする事叶はず、能き器量を持ちながら尾羽打枯して埋れ居たりしを、先年原田甲斐に見出され無二の股肱と思はれ、甲斐が信夫の身上を任せられて仙臺へ下り、

小十郎は此人數を以て組を分ち、其人物を見立てゝ或は山伏となし又は百姓、町人、旅人等に姿を變へさせ、合印、合言葉を定め、近きは呼び遠きは螺貝を相圖に集る事に手筈を極め、面々を思ひ〳〵に出立たせける。夫より又小十郎は城内に在る武具兵粮秣等自身に點撿して其數を調べ、内外門々の番所へ家士を増加へ、忍びやかに手配等概略極め、自身夜々密に仙臺城を出で曉頃に至りて歸る事三夜に及べども、誰とて之を知る者なし。是は仙臺領其外所々の境目を見分し、伏勢を置き大軍を屯すべき地の理を考へ、道筋小道を知り置く爲の他行なりし由、後後に親しき面々へ語りしとかや、棟梁の臣安藝仆るゝも、又此片倉小十郎如き智勇兼備の良士在る有りて君家の靜謐を計る、其千辛萬苦譬ふるに物なし。其忠義の厚き玆を以て考ふべし。斯くて四月四日江戸表より大島内匠、樋口三郎右衛門の兩使仙臺城へ來りて、兵部儀閉門仰付けられ、龜千代殿竝に隱岐守殿遠慮仕る可き由申達せられし、外に異變はなけれども、此行末何と成行く事ぞやと、仙臺の諸士上下共手に汗を握り安き心は無かりけり。

○原田大藏兄弟籠城評議の事

玆に原田甲斐は龜千代御家督の始より、久々江戸定詰惣奉行と成りて兵部と心を合せ逆意を

煩はせしなり」と申しければ、此時石川駿河は他の發言を持たずして進み出で大音を上げ、「勞しや故藝州、兼ねて斯く有らんを慮り當城に於て一言を殘し置きしを忘却せられず死し給ひけるか、今更何の異論有るべき、宗重の遺戒迄もなく君恥しめらるゝ時は臣死すと、餘の人は卒知らず、某に於ては潔く君恩に報じ奉るの外他念なく候」と申しけるに、續いて安房上野を始め列座の諸士一同に口を揃へ、「小十郎殿御心安かれ、我々譜代重恩の臣として、何ぞ君の爲一命を惜み、斯る時に臨み二の足を踏みて不忠不覺の名を遺し申すべきや、只今にも事起らば當城を枕に御家と共に亡び死せん」と大音聲に答へしは、賴もしくこそ聞えけれ。小十郎大きに悅び、「各の心底尤も然こそ有るべけれ、然らば此上は倉忽に事を發すれば却つて御家を損ふ變を引出さん、萬事某に任せらるべし」と押鎭めつゝ、二村四郎左衞門、伊達齋宮を呼びて、「其許御兩所は急に江戸へ罷越し、御家の安否を尋伺ひ、卽時に歸りて注進有るべし」と申含め、淺岡、松前が方を指して飛脚にこそは立たせける。兩士畏つて宿所へも歸らず用意をなし、其席より打立ち早打にて江戸へ赴きたり。小十郎は滿座の諸士に向ひて、「各方腹心の家人の內才覺ある者を撰み、或は二人三人五六人身分相應に出さるべし。我是を預りて間者とし、兵部甲斐が不時の變を防がんと思ふなり」と言へば、各にも道理と此議に同じ、急ぎ人數を出しける。

宗重の遺命に任せ江戸の安否を探らんと欲すれども、其異變有らんを恐るゝのみ、某途中も思案を廻すに、先常城へ猥に人數を集むる事を止め、穩便に事を謀るに如くはなし」と申しければ、兵庫は畏つて、「亡父安藝發足の砌申置きたる事ども早遺言と成りて候か、若輩の推參吳々も誡め候。然れ共憚る事も品に因り候が、是は國家の大事なれば、腹藏なく愚意を述るなり。貴公隱便に謀らせ給ふは國の騷動を痛ませらるゝにて、餘儀なき事に候へども、逆徒の族此事を知り、謀叛の臍を固め不意に發り、其備なきを討たば、味方以ての外難儀ならん。萬一渠等が爲に當城を奪取らるれば千悔するも益なからん。願くは當時堅固の謀計を第一に成され候方宜しからん」と言ひにける、小十郎は「其了簡を承るに付いても故藝州の事思出し候」とて、即時に廻文を以て觸達すれば、仙臺の諸士之を見ると齊しく我先にと集る人々には、石川駿河、伊達安房、伊達上野、同じく彈正、同じく賴母、蘆名刑部、石母田越中、白洲將監を始として、各金石の勇士汗馬に鞕打つて仙臺の城へ馳來りけるが、伊達式部、大條靭負、吉田甚吾兵衛、田村田藏助、福田五郎左衛門、劍持新五左衛門の輩は兵部甲斐が宗徒の味方なれば、病氣と稱して、催促に應ぜざりしと。斯くて小十郎は兵庫を伴ひて到著の諸士へ對面なし、「此度江戸表よりの飛札披見するに、既に君家の大事と存ずるに因り、夫に付各の御心底を承り度く斯く御出席を

遁れける。今に始めぬ内膳正殿が智恵の深きを皆々感じて止まざりしとぞ。

○江戸表より注進仙臺表周章の事

斯くて淺岡、松前鐵之助が差立てし二十七日の飛脚、二十九日未の刻に白石の城に參著し、遽然しく一封を差出しければ、片倉小十郎取る手遲しと披見なし、卽時に馬を引出させ打乘りて「家來共追々續け」と云捨てゝ一鞭當てゝ只一騎乘出せば、何かは知らず一大事出來せしと覺えたり、先途を見屆けん後れじものと、普代の面々武具兵器を携へて我劣らじと打續きしが、日比の軍令正しき故、下々迄混雜せず、勇しくこそ見えにけれ。斯くて小十郎は仙臺の城に乘著きたれど、常と違ひ下馬の恐もなく驀直に本丸に乘込めば、早先達て安藝が悴の兵庫も參著して在れば、小十郎は潸然として申す樣、「江戸の珍事御親父の死、兼ねて覺悟とは云ひながら今更驚くに堪へたり」と言ひも敢へず泪をはら〳〵と流しければ、兵庫も倶に落涙して、「主家の爲に死するあり、父の爲に仇を報ずるなからんや」と答へけるを、小十郎は聞きて打點頭き、「夫は我とても然は思ふなり、然れども決して私に宿意を含むべからず。江戸の動靜原田が子供等へ聞えなば、渠一味腹心の族多ければ、此上當所に於て如何なる變起らんも計難し。我今嚴父

もなれと、上にも御意有りしとか。（私に曰く、蜂屋六右衛門は仙臺屋敷へ歸ると齊く家來を悉皆く呼集め、我此深傷にては所詮存命叶ひ難し、夫に付國元の妻子へ此事を申遣し吳れよ、此上如何樣の變ありとも白石の片倉に指圖を受け、必ず〳〵未練なる働して人に指差れて辱めさるゝな、是のみ心殘りなりと云捨て空しくなりにけるとぞ。）是より先騷動の節雅樂頭殿仰せらるゝ樣「刃傷の始末龜千代が家來の外に疵人無しと雖も、評定の席と云ひ公儀を蔑に致す事、龜千代幼年とは云ひ平生家中の仕置宜しからざるの致す所、斯る事を穩便に致すに置いては、上の御威光薄きに似たり。此事屹度吟味致さんや如何なり」と申されければ、諸侯方何れも默然として居られしが、板倉內膳正殿は久世殿に向はれて「諺言に言ふごとく、後悔先に立たずとやら、甲斐が狼藉は取も直さず我々が過失なり。其故は、廿二日の對決に甲斐が罪極りしを、其沙汰にも及ばずして又候今日裁許に及びしは何事ぞや。其上斯る異變を生ぜし事我々が思慮に違たるも同斷なれば、我々御咎を蒙らずんば有るべからず。某は先刻より覺悟致し罷在るなり。各方にも左樣思召さるゝや、此一座の面々一同に指控へ候て宜しかるべし」と申されしかば、皆々一同に道理なりと申されける。雅樂頭殿は是を聞れて「如何樣是は心付かざる所にて有りし、差控願ひに及ばざる樣言上致し候はん」と言れしは、實に重き一言にて、伊達宗重は虎口を

門外へ出すべし」と市郎兵衛が肩へ手を指出せば、市郎兵衛は重ねて申す樣「御免を蒙り駕籠を是迄持參致させたり。平に召され候樣に」と云ひければ、御役人中にも御詞を懸けられ「今日の儀なれば苦しからず、乘るべし」と仰せけれど、外記は更に承知せず「御玄關まで汝が肩に掛りて立出づべし」と立上ると見えしが、忽地蹌踉き倒れければ、此容體を御役人中にも御覽有りて、「我等が此座に在りては遠慮勝なるべし」とて、皆々此座を退かれけるに、岩崎は、「最早御役人中には此席に居られず」と申しけれど、外記は只點頭くのみ答なし。因つて岩崎は御斷りを申上げて駕籠へ舁乘せ、內馬場通を御裏門迄來らんとする時、外記駕籠の中より言葉を懸け、「最早御門外なりや」と問ひければ、市郎兵衛答へて「今少しにて候」と云ふに、外記は又もや言ふ樣、「裏門には酒井殿目付中立合ひ居らるべし。其時には我に知らせよ」と申しける。依つて裏門際に到り、「御門に候」と申しければ、外記駕籠の內より聲を懸け、「何れも樣方御苦勞なり」と慥に申して御門を出でたり。御門外に到れば市郎兵衛は、「最早御門外に候、御安心なされ候へ」と云ひながら仙臺屋敷より御門迄連來りし醫師に獨參湯を煎じさせ置きたるを取りて、市郎兵衛駕籠の戸を開き「御藥召上り候へ」と云へども早惣身氷の如く息絶えたり。依つて駕籠を早め仙臺の屋敷へと立歸りたり。柴田外記生年四十五歳と聞えける、誠に忠死の事ど

を忘れて甲斐が狼藉を防ぎ候に、存じ寄らざる御褒美の御意を蒙り候上に、御大名の御手づから御藥を賜り候段、斯く穢れたる身の一入恐れ多く、再拜の禮を盡さんとすれども手疵より血の滴れん事を憚り差控へ罷り在り候。只平士奔走の衆に仰付けられ下され候樣願ひ奉る」と申しければ、內膳正殿にもいとど御不便增り「其方否む事なかれ、是予が寸志を顯す處ぞ」と仰せられ、尙も外記が額を撫でて藥を進め給へば、外記は再三の辭退却つて恐れ有りと兩手を捧げて茶碗を受けしが、元來大剛の者なれば氣力慥なりしか共兩腕叶はず、其體弱りて見えしが、一禮して後藥を請けて吞みたり。斯くて仙臺の屋敷よりは追々諸士馳來り、先伊達安藝が死骸を引取り、次に手負兩人をも引取りける。此時外記が祐筆にて岩崎市郎兵衞と云ふ者內玄關に斷りを申して座敷へ通り、外記が側に進み寄り聲を懸け、「御末期近く相見え候が、御遺言の旨は無きか」と尋ぬるに、外記聞きて「左樣仰せらるゝは何方ぞ、早く御門外へ出でて心能く相果て申したし」と答へければ、市郎兵衞淚にくれ耳元へ口を付け「岩崎市郎兵衞が御迎に參りたり、仰置かるべき事も有らば承り置き申度し」と申しけるに、外記大きに怒り、「其方は爰を何方と心得て斯く推參なし不禮を働くぞ。某は陪臣ながらも伊達家の奉行職に在る身なり。夫すら執權有司の御前に馴近づく事を恐るゝに、況や汝風情の者來るべき處に非ず、早く息有る內に御

ひて今内膳正が手づから是を與ふるなり。閻魔の廳に訴へよ」と宣ひければ、外記は手を差出して戴かんとするに、内膳正殿强て、「口を出すべし、苦痛を致すは益なき事」と仰せけれ共只々恐れ入りたる樣子にて手を差出して戴かんとす。蜂屋六右衞門へは口に押入れ給へば、只目を明て、點頭く計なり。此内に御老中方悉く此處へ來らせ給ひ、酒井、稻葉、土屋、久世、板倉等の諸侯何れも御立合にて此體を御覽あり、御吟味にてもある如き樣子にて雅樂頭殿仰には、「汝等多人死を以て甲斐を仕止め防ぎたれば、何事も無く治りたり。然れ共汝等兩人は侍の果報者なり。當時伊達家の六十二萬五千石と取替へたる命なれば惜むべきに非ず。然るにても今日此席に在りながら」と古田志摩を見たまへば、志摩は顏に紅葉を散し平伏して居たりける。其内煎藥出來しかば、内膳正殿手づから茶碗を取りて兩人に與へられ、「天晴龜千代殿は大果報の人と謂つべく、又果報拙き人とや云ふべき。その仔細は、其方達の如き忠臣の在りて家風の厚き事を世上に知らしむといへども、然も其命悉く今日に極まりしは悔いて返らざるなり。我不肖なりと雖も天下の執權の列を穢す身なれども、汝等兩人が忠義の志しを感ずるの餘、手づから藥を與ふるなり。面々末期の水と思ひて快く受け候へ」と頻に御落涙ありければ、外記は承り目を細く明けて、「是は〳〵勿體至極もなき御事なり、私ども列侯の御威勢凛然たるに恐れ、身

井河内守殿は柴田、蜂屋に向はせられ、再び御言葉を懸けさせられ「某は酒井河内守なり、今日不慮の災難にて兩人重く手疵を蒙り、至つて深傷の樣子なれども、急所を除けし事なれば、隨分保養致すに於ては必ず全快致すべし」と兩人に力を添へ給ふに、外記は發と御請なせど、蜂屋は答へも申上げ兼ぬるに、河内守殿は卽刻に手醫師快春を召寄せられ、其容體を見せ給へば、畏つて快春は疵所を始め委しく診て、甚だ重傷の由申上げければ、河内守殿快春を大に御呵りなされける。時に稻葉美濃守殿にも此處へ來られて兩人へ御詞を懸けさせられて、手厚く勞はり給ひたりしが、此節御老中方御相談にて公儀の御醫師栗島道意を召寄せられ御内意有れば、道意は畏り「兩人の療治致せども精神甚だ疲れ候故、急變有るべきも計られず」と道意は御答へ申せし上、脈體を診て立退く。此時内膳正殿重傷に弱る外記が側近くへ寄り給ひ「惜しい哉忠義の士ども、此手疵にて相果つべし、不便なる哉」と仰せられながら、外記が耳へ口を寄せられ「某は板倉内膳正なり、汝等兩人今日不慮の難儀氣の毒に存ずるなり。然りながら殘念とは努々存ずべからず、今日此體に有らずんば天下の役人に對し原田甲斐如何樣の狼籍を働くべきやも知れ難し。然ある時には龜千代殿御爲宜しかるまじ」と仰せられ、頓て御祕藏の午王精丹と云へる藥を取出され「此藥にて此度の手疵全快と云ふにはあらね共、末期の水とも思

と仰渡されしが、程なく此事仙臺屋敷へ聞えければ、甲斐が死骸受取として甲斐が小舅なる濱田玄蕃早馬にて乘立て來り、菰包の儘死骸を請取り、甲斐を慥に請取るといふ一札を入置き芝增上寺良源院へ葬りたり。甲斐法名を劍樹宗光と號す。扨安藝が死骸は乘物に入れ門外へ出し有りけるを、松前鐵之助馬乘にて請取りに來るに、物頭一人足輕五十人附添ひたり。安藝妹淺岡早乘物にて御裏御門際まで來り、酒井殿役人中へ對面し、松前鐵之助にも挨拶なして死骸を改め、請取りて高輪東禪寺へ厚く葬りしは、最嚴重の事なりしと。

○松前鐵之助白石の城へ飛脚の事

扨も松前鐵之助は安藝が死骸を引取りて急ぎ上屋敷へ歸るや否や、片倉小十郎始め安藝か嫡子伊達兵庫方へ江戸表の一件委細早追を以て申遣しけるが、此使二十七日未の刻江戸を立ちて夜を日に次いで路を急ぎ二十九日未の刻、奥州白石の城に到著なしたり。扨また柴田外記は深傷數ヶ所にて如何にも堪へまじく見えたるが、更に面色變れる體なく、兩の手をば膝に置き蹲踞りて、折節は頭を上げ目を開き四方を見廻せども、最早言語縺れしか、四方を見定めがたき樣子に見えたり。蜂屋六右衛門は息有れども倒れたる儘横に伏し一向本性はなかりける。此時酒

先の騷動以ての外なれば、直に玄關へ馳來られ、此體を見らるゝと齊しく傍に飾り置きたる二間柄の素鎗を取り給ひ、劉々と振舞し上段に指翳し、大勢込み入りたる先手にも構はず玄關に踊り出で給へば、此勢に恐れをなして、諸侯方の供人等四方へ發と立去れば、片膝付きて鎗を膝の臺にのせ、大音を上げて申さるゝ樣、「何れも諸侯の人々卒爾の振舞致す事なかれ。今日雅樂頭方の喧嘩の仔細と云ふは、松平龜千代家來伊達安藝、原田甲斐兩人なり、外に疵人は少々有れども、皆龜千代が家來の者なり。其外一向に過失なし、依つて皆々騷がるゝ事なかれ、事なく鎭り候べし。斯く申渡す上承知致さず、此上不行跡の沙汰に及ばゝ、據なく河内守屹度相手と成るべし」と凛然として仰せければ、皆々發と御請に及び、今迄騷ぎし人々も皆安堵の思をなし、騷動卽時に鎭りける。誠に酒井家の御嫡子程有りと人々賞美しけるとなり。夫より河内守殿は又再び元の喧嘩の席へと臨まれ能く〳〵立上り見給ふに、甲斐が死骸は散々に斬割れ目も當てられぬ有樣にて、甚だ見苦しく見えける程に、坊主久彌を呼給ひ、「此死骸早々取片付くべし」と仰せらるれば、畏つて頓て駕籠に乘せたりしが、「如何仕り候はんや」と伺へば、河内守仰せらるゝ樣、「今日の騷動は此者の私心より起りしと見れば其儀には及ぶまじ、菰に包みて門外へ指出すべし。尤も請取人來らば此方へ注進すべし。先夫れ迄は番人を付け置くべし」

がら起直りて甲斐が側に立寄り畏つて兩の手を膝の上に指置き俯向き蹲踞つて控へたり。此刃傷の場所といふは、雅樂頭殿を始め列座の御役人方の居給ふ席と僅の距離にて、其間六七間程なれば、御役人方にも殊の外驚かれ、上を下へと騷ぎ立てしが、中にも板倉内膳正殿は此騷動を見遣も仕給はず、古田志摩に御用の事を細々と仰せ渡され、顏色少しも變ぜざりしが、夫に引替へ志摩は面色を變へて此騷動に驚き恐れ其座を立たんとするを、内膳正殿には態と御聲高く、「何條何程の事か有らん、驚く事なかれ。我々斯くて在らん座席へ何者か狼藉せん。御用の趣旨只今申上ぐべし、粗忽千萬なり」との仰にて、御聞合なされ、始終御筆を止め給はず委細に書き終らせらる。是より先喧嘩の敵手誰とも分らず、門の内外に詰合ひし諸侯方の供侍の面々、主人の身の上如何あらん見居けんものをと、我一に御作法を打忘れ、足を空に草履草鞋の儘にて玄關指して馳上らんと、已に敷臺迄進み掛るを、酒井家當番の廣間番頭池田與右衛門其外帳付の面々大勢折合ひ、「是は各方には狼藉なり、鎭り召され」と申達し、是を制し止ると雖も更に聞入るゝ氣色もなく、「何條主人の安否を知らずして此所に控へんや、安否知れざれば何處迄も押行かん」と呼はる聲は、宛然潮の沸くが如くなり。時に酒井河内守殿は甲斐、安藝が刃傷に及ぶ樣子を、襖の此方にて脇差の柄の碎くる計握り詰めて見物し居られしが、玄關

兩手を掛けて立上るに、流石の甲斐も重傷なれば持餘したるを、六右衛門後の方より一刀拳も通れと刺したりける。依つて甲斐も弱り果て動と俯伏に伏しけるを、六右衛門は乘掛り甲斐が利腕取つて捻上る所へ、雅樂頭殿が家來の石田彌右衛門走り來りて六右衛門が左の肩先より乳の下迄物をも言はず切下ぐれば、六右衛門は堪り得ず呀と云ひて倒れたり。側なる甲斐は立上り、又もや奥を目懸けて行く所を、關右衛門駈來りて大袈裟に甲斐を見事に切倒す。此時石田彌右衛門走り來り、柴田外記が横腹より鳩尾迄切付くるに、外記手を上げて、「聊尓有るな」と云ふをも聞かず、又一刀切込んだり。石田彌右衛門は蜂屋六右衛門が起上らんとするを、又候切倒せば、此時直參衆と酒井殿の家人兩三人駈來りて三人を切倒したり。是は偏に喧嘩と思ひて切りたるなり。斯る鬪爭に座中紅の雫濺り、宛然毛氈を敷きし如くなり。其内に雅樂頭殿の嫡子酒井河内守殿立出で給ひ「如何に方々、卒爾致す事なかれ、鎭るべし」と大音に呼はり給へば、立騒ぐ皆々も前後へ發と退きたり。此時六右衛門は重傷にて仰向に倒れし儘なれば、河内守殿不便なりと仰せらるゝに、六右衛門は倒れし儘右の手にて起直らんとせしが、右の下腹の付根より何者か斬りたりけん、車骨の半まで切付けたる此疵甚だ重傷にて、其外六箇所の疵に身體弱り、行儀を崩して少し横に俯向いて倒れたり。中にも柴田外記は九死一生の樣子な

の者ならんには驚きて即時に息も絶ゆべきが、勇猛不敵の柴田外記、切付けられしを事ともせず、獅子奮迅と踏込んで甲斐が肩先二寸許物の見事に切付けたり。(一説に、柴田外記御大老の席、脇指に手を掛けんは恐れ有りと、大手を廣げ組付きしを、甲斐振解きて力を極め、眉間に疵を付けたりとあり。是妥當なるべきが、甲斐が肩先を二寸ばかり切りたりと云ふは疑し。甲斐は著込を著せしと云ふ説有ればなり。)此時柴田外記は又蹈り掛つて切付くれども、甲斐は物共せず、奥を目懸けて走り行くに外記は今は己が痛手をも打忘れて脇差を投捨て馳寄つて無手と引組みたれば、甲斐は切齒をなして組付き柴田を取つて投げ筋斗打せて起しも立てず、其儘上に乘掛り膝に組敷き脇差を取直し已に刺さんとする所へ、蜂屋六右衛門馳來りて甲斐が後より無手と組み引倒さんと袴腰へ兩手を掛け、曳やつと叫びたりしを、甲斐は驚く氣色もなく、外記を膝頭にて強く押へ、六右衛門が兩の腕を打拂ひ、ぐつと引寄せ打擔ぎて二間計投出す拍子に膝頭の力緩みしか、足取透きしを見て取つて、下なる外記は組敷れながら傍に落ちたる脇差取りて、柄も拳も通れかしと甲斐が脇腹を一刀曳やつと刺通すに、流石の甲斐も精神取上せ、急所を刺れて少しく痿むを、此所ぞと外記は又一突勢込んで突出すを、甲斐は難なく奪取り取直したりと見えけるうち、下なる外記を一刀切付けしに、外記も負けじと同じく甲斐が帯脇へ

ながら脇差の柄に手を掛くると見えしが、何かは以て堪るべき、太刀は名だたる午王吉光、切手は手練の原田甲斐、やつと一聲叫ぶと齊しく安藝が肩先より乳の下懸け、拔寛げたる脇差の鍔の南蠻鐵を以て鍛へたるをも三日月形に斜に切下げ、切先餘つて後なる床柱に四寸程勢猛く切込んだりとぞ。(此時疊替ありて、件の柱をも取替へんと有りしに、酒井殿の仰に、惡人ながらも原田甲斐が強氣の切先侍の魂凝塊りて切りたるなれば、其儘に差置くべし、とて此柱を安藝と名付けられしが、後年類燒して烏有となりしと。)憐むべし伊達安藝は行年玆に五十八歳、伊達家の爲に命を落しぬ。古今稀なる忠臣と謂ふべく、惜むべし悼むべし。此時原田甲斐は安藝が死骸の二つになりしを見ると齊しく、鍔元より血汐の濺る脇差を打振り奧を目懸けて勢鋭く夜叉の荒れたる如く駈行くを、一間隔てゝ控へたりし柴田外記は此物音に驚き、直然起ちて襖押明け見れば、伊達安藝は朱に染み、甲斐は奧の間目懸けて駈行くを見るより大に驚きしが、思ひ合する事こそありとて、其儘踊り出でて跡を逐ひ「惡人原田甲斐何所へか行く、血迷うたるか不愍なり。柴田外記是にあり、己遁すべきか」と言ひながら脇差を引拔きて寄る所を、甲斐は振返りて八打と白眼み、「汝も我大望の妨害をするか、息の根止めて得させん」と拜み討に丁と切れば、切先當つて柴田外記が眞向夥多に切付けしが、尋常

中は蟲の鳴く野原の如く鎮りければ、甲斐は此時なりと立上らんとする事數度なりしが、安藝は始終居眠りながらも甲斐が樣子に心を配ると見え、折節は目を開きて其儘居直りては身を固めける樣體に、仕損じては大事なりと急立つ心を押鎮め、如何して近寄るべきと氣を配りてぞ控へたり。（原田甲斐は元來劍術一流の達者にて、假令伊達安藝何樣の手練有りとも一人打ならば仕止め兼ねまじきに、内膳正殿が心を懸けられたる心氣四方に散亂せしにや、自然と時刻延引に及びしなり。）斯くて甲斐は何時迄も斯くや有らんと屹度覺悟を極め、一の手術を案じ出し、懷中の鼻紙入より書翰の如くなる者を取出し、右の手に持ちて立上りしが、物思ひ出せし事や有りけん、左の手に持替へつゝ「誠に是は先刻指出すべき書物なりしに忘れたり。是は〳〵」と云ひながら安藝の樣子を見れば、柱に寄掛りて居眠りたるに、仕濟したりとつか〳〵と側近く進み寄れば、安藝は眼を屹度見開き「此は何事をかする」と云ふ時こそあれ、甲斐は左の手に持ちたる書付を安藝に指付け「此書付一度披見有りて某が身に惡なき事を知り給へ」と言ひければ、安藝は體を更めて「如何樣の事ぞ」と右の手を、指伸し披き見んとする所を原田甲斐は此時なりと政宗公より先祖民部拜領せし午王吉光の脇差を電光の如へ抜放し、「日頃の遺恨覺えたるか、己生し置くべきか」と欺し討に切付くるに、安藝も心得たりと件の書物を持ち

論はんや」と目に角を立てゝ思はず膝を立直して申しければ、一座の御老中始め諸役人等も目を見合せ、座中白けて見えたりける。爰に於て酒井雅樂頭殿仰せらるゝ樣は「兩人の者ども暫く休息致すべし、訴有らば心殘りなき樣幾度も申上ぐべし、先々次へ立つべし」と仰せければ、仙臺の家中皆一同に發と畏り立退きける。此時古田志摩一人御用の儀有りとて席を退けず、安藝と甲斐は雅樂頭殿の廣間の次の間の後へ同座したり。二間程隔てゝ柴田外記、又其次の間には蜂屋六右衛門座を占めたりける。此時安藝は甲斐より上座に疊六七疊程隔てゝ床の間を後に互に目と目を見合せ、始の程は油斷なく控へしが、安藝が運の盡きたる悲しさは、只今勝利の對決に心緩み、昨夜一睡の夢も結ばず心氣勞れ果て、今朝松前が心付けし一言も打忘れ床の間の柱を脊に當てゝ頻に居眠りたり。甲斐は此時横筋違に向き、四方に目を配りて控へしが、始の程は安藝も油斷せざりし樣子なれば隙とてもなく、何卒出拔に討たん者と工夫を廻しながら、溜息を吐き、折節は頭を下げながら「成程彼是とは云ふ者の、某に罪の無きにも非ず、後悔先に立たず」と獨言など云ひて頻に愁ふる其間に良程久しく、此時甲斐奧の方を遙に見れば御老中方御列座にて、板倉内膳正殿、古田志摩を近く召され料紙を取出し給ひ、此度の騷動の始終御尋の樣子と見て、志摩に折節は御挨拶なさる聲は聞えずとも、何やら御尋の樣子にて座

「先日汝が罪は極りしに、汝又何をか僞り申上げんとするや、不屈至極なり、彼神並三左衛門が手より得たる一札は如何、夫にて汝閉口せしに有らずや」と言へば、甲斐は答へて「然れば其一札に甚だ心元なき事有り」と云はんとするを、安藝八打と白眼ながら大音聲に「何とて己は左樣に言葉の前後するや、魂最早己が身に無きと見えたり。其故は、此間内膳正樣より仰下さるゝ通り、謀書は成るべきが謀判は成らず、汝千金より重き印形を据ゑながら心元無き事有りとは如何の譯なり、殊に夫のみならず、御歴々樣方の名を盜み、雅樂頭樣より御指圖も無きに指圖と僞り數十通の謀書をなし、諸人を罪に陷入れんとする條奸惡極ると云ふべし。汝是を云掠めて己が罪を人に歸せしめんと思ふ共、天道は實を照し給へば、汝如何に辯舌を振ふとも不義を以て忠義に勝つべき。卑怯なり未練なり、汝も原田の末葉ならずや、見苦しき所存なり。假令云掠め暫くの內遁るゝとも、終に全き事は有る可らず。其所退れや」と利劍頭上に望むが如く申詰めれば、甲斐退くべき樣子にて只手を突きて赤面し、指俯向いて詞なし。依つて安藝彌罪を押へ、「只今の事に限らず、龜千代寢所へ菅野小助を忍び入れし一件、荒木和助に毒を與へし事、某家來藤井小三郎竝に木戸彌兵衛夫婦を談合ひし譯、其外谷地論の事等是皆汝が罪にして、何ぞ一言の申分有らんや、公儀を輕んぜし段誤り尠からず、見るも穢なり。何ぞ今更爭

人に向ひ、「今日は勝利掌中のうちに有らんが、然りながら諸事心を付け給はれよ。老人の事に候へば何分頼み存ずるなり」と云ひければ、柴田、蜂屋は「委細相心得候、我々何ぞ如才の有るべきや。其處には少しも御心配御無用なり、後刻目出度歸宅すべし」と勇立ちて同道すれども、鐵之助は何とやらん後髪引かるゝ如く思はれしが、果して永き別とこそは成りにける。

○三月廿七日雅樂頭殿宅にて對決の事
并原田甲斐狼籍伊達安藝を切害の事

寬文十一年三月廿七日、雅樂頭殿邸宅にて仙臺家中の者を召寄せらるゝ、其面々には、伊達安藝宗重、相手方原田甲斐直則、奉行役柴田外記、同じく古田志摩、留守居役蜂屋六右衞門等にて、御役人中には先々の通り悉く御列座なり。先づ雅樂頭殿、原田甲斐に向はれ、屹度御覽有りて仰渡さるゝ樣、「其方先日此度の一儀に付申殘せる儀是有り候由にて、再應吟味を願ひたれば、今日又々同役中申合せ其方が訴訟の旨趣承知せんと斯くの如く召出せり。隨分心を付け其方が所存申上ぐべし」と屹度注目仕給ひければ、甲斐平伏して「此は有難き仰かな、隨分心底を定め申上ぐべし」とお答申上げけるに、其時伊達安藝は面色に怒を含み、甲斐に向ひ申しけるは、

のみ一向に寫らざれば、松前彌怪みて心に思ふ樣、凡そ勝負の場へ出づる者に不吉の事云はぬが例なれど、走る馬に鞭と云ふ比譬あり、其怪を見て告げざるは不實なり、何卒して心を付けんと、懷中より鏡を取出し、安藝に對ひて「貴人の前或は勝負の場へ出る時は形を正しくするを以て第一とす、況んや今日は大切の場へ赴き給ふなれば、顏色を正しくして出で給へ。鏡は神の御正體なり」と指出して「倶生神見る目、嗅ぐ鼻、眼は肝、鼻は肺、口は五藏の寄る所と雖も心は主なり」と言ふに、安藝是を聞きて「道理なる仰かな」と鏡を取りて次の間に立出で顏色を打詠め、「嗚呼衰へたるかな我顏色、東照神君の御歌に、

鏡には知らぬ翁の影見えて元の姿はいつか行くらん

と詠み給ひし事思ひ出され、此度の事十分の勝利を以て公訴に及びたれば、然のみ心勞にも思はざりしが、自然と心勞せし所か、又は年老いし故か、扨も衰へたり、思召の程忝し、隨分心付け申すべし」と鏡を松前に返し、龜千代君へ御暇乞申上げ最早時刻ならんと立出づる所へ、柴田外記、蜂屋六右衛門、古田志摩等出來り、最早時刻延引の由を申しければ、安藝も心得候とて同道して中の口へ出づれば、松前、淺岡抔も幼君に御免を蒙り、端近くまで送りたり。入魂の面々も言合せし如く見送に出でたり。中にも松前鐵之助は柴田外記、蜂屋六右衛門の兩

つて甲の緒を締めるとは貴公も只今仰せられしに非ずや。今日こそ猶更大事なり、敵何樣の死者狂の謀略に及ぶべきやも知れず、萬事心を付けて御油斷のなきこそ專一なり。殊に貴公の御顏色勝れさせず、一入心苦しく覺え候」と申しければ、淺岡も倶に言葉を添へ「如何にも松前殿の仰の通り、御大切の御身愼を御肝要に成され、首尾能く御勝利の上御歸宅を待請け申し候」と申しければ、安藝は呵々と打笑ひ「何條恐るゝ事有らん、然りながら我顏色の勝れぬは、昨夜は江戸著後未だ一度もなき不思議の事を覺え申候。平常の如く御酒を食べ寢所へ入りて眠らんとするに、總身痳痺れて摑立てらるゝ如く、夫に益なき國元の妻子の事抔を思ひ出し、己を責めて落涙を致し、數度眠らんとするも寢られず、今曉鷄鳴の時分迄眼を合さず、却つて夜明方に眠氣兆せしが、否々酒井殿へ參る刻限延引しては相濟まずと、其儘起立ち休息いたし、直に御殿へ參上致したれば、實に昨夜以來一睡の夢をも結ばず、依つて顏色も衰へ候樣相見えん、併しながら昨夜の如く眠り付けざる儀只今迄覺え申さず」と言ひければ、松前は今日の儀甚だ危しと思ひ、何卒して心を付けんものと思案をなしける内、安藝は又申す樣「今日酒井殿へ五ツ時に參るべき由なるが、時刻は如何なり」と問ふに、人々答へて「未だ時刻は來らねど、併し如何や」と障子を明くるに、朝日炎々と差入り一座の面々の影あり〳〵と寫りしに、安藝が面影

巧仕り候儀も相知れず、然りながら惡人が器量の程は知り申したり、渠蘇秦の辯を振はゞ、我また張儀の舌を廻して云解かんに何程の事か有らん。是非とも今日は愁の根を斷ちて惡人原の首を切り御覽に供へん。夫迄は僅の間なりと雖も勝つて甲の緒を締めると申せば、隨分御身を愼み給ふ事肝要に候。御機嫌能く入らせらるべし」と申上げながら心の中に思ひけるは、斯る最愛盛なる龜千代君を害し奉らんと謀るは鳥獸にも劣りし奴原なりと、覺えずはら〳〵と落涙し、聲も曇り身も振はれ平伏すれば、幼君は安藝が落涙の體を御覽有りて、「安藝は何を泣くや、勝利なれば歎く事は有るまじきに、何とて泣く事ぞよ。我も悲しう成りし」と倶に涙を流させ給ひければ、淺岡も鐵之助も倶に思はず涙を流しける。此時松前鐵之助は、此頃は安藝日頃に似合はず敵を侮り血氣の詞を發する事度々あり、殊に大切の場所へ出づるに落涙を催す事不審至極なりと安藝に心を付くれば、面色青々として打痿れ、鬢髭小亂立ちたる有樣に、鐵之助は猶も不審晴れやらず、「安藝殿には今日の評議如何御心得これ有り候や」と云ひければ、安藝涙を拂ひて答へける樣「既に先日の對決に甲斐一言の申譯なく閉口す、今日とて又何の申譯あらん。是は罪を延さんとして種々の譫語を吐かんとするなり。何ぞ恐るゝに足らんや」と申しければ、鐵之助重ねて曰く、「小敵と見て侮るべからず、侮る者は必ず亡ぶ、勝利の後こそ大事なれ。勝

一應御聞き下さるべし」と慇懃に挨拶有りければ、美濃守殿、内膳正殿にも致し方もなく、畏つて歸られける。然れば彌二十七日再應評定にこそは及ばれける。斯くて此節仙臺屋敷に於ては善惡已に相分り、皆々惡徒原御仕置を待つのみにて、悅び勇み控へたり。時に二十五日に至りて、明後二十七日罷出づべき由御奉書到來せしに、安藝を如め役人共迄不審に思ひながらも、畏り奉る由御請に及ばれける。扨安藝は二十六日夜家來中野左太夫其外の者に打向ひ「明日こそ惡人共が首を切り、伊達家を富岳の泰きに置かば必ず心安かるべし。某が數日の心勞も空しからず、佛神三寶の加護に依つて勝利を得たる事歡ぶに餘あり」と大きに勇み立ち酒宴を開きて饗應しつゝ暇乞して臥床に入りしが、江戸著後一度もなき胸騒きして、國許の事など思ひ出し、心動きて眠られず、「已に曉七ツ半を觸れ來る迄一睡の夢をも結ばざるは、翌日の勝利に心張つて寢られざる故か」と獨言云ふうちに、程なく夜も明けければ、龜千代の御前に至り御目見を願ひたり。龜千代殿は未だ御寢所に居られしが、安藝今日も對決の席へ罷出づると聞かれ、程なく御出座にて御目見仰付けられしかば、安藝は謹んで龜千代君の御顏色を見上げ奉り、「今日も例の惡人共と又候對決仰付けられ、是より罷出で申候。先日も對決の砌惡徒原閉口仕り私十分勝利仕りしに、逆徒原へ何の罪科も仰聞けられず、又々今日召出され候へば、逆徒原何樣の

るゝ樣、「來る二十七日某宅に於て伊達安藝、原田甲斐、今一度對決申付け度く、其仔細は、甲斐又候願書指出し、先頃申殘せし儀あれば今一應吟味を願ひ度きの由、因つて御太儀ながら御聞下され候樣に」との廻文なれば、御役人中畏つて御請に及ばれける。板倉内膳正殿は不承知にて仰らるゝ樣、「先達て惡事三十四ヶ條理非明白に相分り候に、原田甲斐願指出したりとて、何ぞ事過ぎて是を取上げらるゝ事やあらん。裁許破りに齊しく、且は今一應吟味に及ばゝ上の御威光輕きに似たり。雅樂頭殿へ其趣旨を申入るべきや」と久世大和守殿、土屋相摸守殿へ御相談有りしに、御兩所の御答には「兎角に我々身を惜みて事を輕んずる樣雅樂頭殿思召も如何なれば、私共に於ては出席致すべし」との返答に、内膳正殿にも據なく思はれしが、同役の内にても御入魂なりし稻葉美濃守殿へ入らせられ、右の趣御熟談有りけるに、美濃守殿にも是を聞れて「如何樣此儀は雅樂頭殿へ御異見を指加ふべきなり」とて、御兩所御同道にて酒井雅樂頭殿の邸宅へ赴かれ「不屆至極の甲斐が願かな、一旦先日事相分り、此後になりて何をか申すべき。二十七日の評定憚りながら御延引然るべし」と申上ぐるに、雅樂頭殿仰せらるゝ樣は「我等も左樣には存じ候ひしが、併しながら罪科の沙汰に相極まり候者は、假にも大切の事に候。申分有りと申すを聞屆けざるも如何なれば、先は取上げ候なり。依つて御太儀ながら今

申上げたるのみ、打捨て置かれ下さるべし」と申上げけるに、雅樂頭殿には性來意氣地强き御方なれば、今甲斐が云ふ處を打聞れ、「苦しからじ、餘人に難儀の懸るには非ず、此方屋敷に會合を催すべし。少しも苦しからず本望達すべし」との仰に、甲斐は首を下げ「小敵と見て侮るべからず、若し仕損じたる時は如何あらん」と申上ぐるに、太田彌兵衞、石田彌右衞門兩人申しけるは「我等に任せられ候へ、御手前假令重傷負れ見苦しき事有りとも、君命重ければ宜しく取計らひ申すべく」と言ひければ、甲斐は限りなく歡び、彌安藝を切つて捨つる事に心を極め、御暇を申して退かんとするを、樂雅樂頭殿また仰せらるゝ樣「是より立歸りて心置なく諸事家人共に熟談致し申すべし」と御暇下されしに、甲斐は急ぎ立歸りて兵部方に行き、內々右の物語を致し、來る二十七日こそ安藝を刺殺すべしと心懸け密に己が家財を取片付け餘所ながら國元へ暇乞の狀を差出し、其日の來るを指折りて待ち居たりける。此時酒井雅樂頭殿より仙臺屋敷へ、來る二十七日古田志摩、柴田外記奉行掛とし、其外留守居一人指添ひ罷出づべき由申達せられ、今日は大方罪科の沙汰極るべき由御內意あり。此古田志摩と云ふは至つて柔和の士にて、物の用に立たざる男なり。此者へ御老中方に事の起りを尋ねさせ、其間に安藝を甲斐に討せんとの謀事と見えたり。斯くて三月二十五日雅樂頭殿より御老中方並びに御役人中へ申送ら

にも強く惡にも强きを以てこそ快しとす。苦しからず」と御杯盞を取らせられ、又候甲斐に下されければ、甲斐は頂戴して杯盞を石田彌右衞門に獻しける時に、太田彌兵衞合應をなす。雅樂頭殿重ねて仰せらるゝ樣「此座は皆金鐵の勇士のみなり、陽眞が四智と云ふとも劣るべからず」と言はれながら、甲斐が方に向はれ、「予が其方の顏色を見るに違は有るまじ、甲斐何か願ひ有るべし。雅樂頭心懸りなり、如何なる事にても適へ得させん」と有りければ、太田、石田は詞を揃へ甲斐に向ひ「何にても腹藏なく申されよ」と言ひければ、甲斐は容を正し「强て辭退も恐れなれば申上ぐべきなり、今宵の障りと存じ候得ば申上げざりしが、伊達安藝事私共相果て候後は、必定橫手を打つて惡徒原逆賊なんど呼笑はれん事、如何にも口惜しけれ。憐れ此者一刀恨みて相果て候はゞ本望ならん。然りながら近きに刑罪に行はるゝ身に候得ば、只今までとは相違し、安藝が門前には市をなし、私に於ては當時家中の諸士共出入に目を付け候程の儀故、心は彌猛に逸り候ても本望達し候事も成難く、併し無謀の沙汰に及び血迷ひたるかと申されんも無念なり。然らば最早此儀も成難く、安藝を冥途へ同道仕り候事も叶ひ難きか、然りながら斯計り御懇に成し下され候を顧みず、私の本意を達し候とて後日雅樂頭殿の御取沙汰抔と風評も相立ち候得ば、武士の本意も立たず候。此儀は只思召の厚きに甘へ、私の所存を

目にも龜千代へ申達すれば、龜千代が家法に行ふか、又何方へ引渡すかの二つなるべし。尤も覺悟極めし樣子には見ゆれ共又心殘の事ども是有らば、雅樂頭が身に替へて叶へ得させん。必ず遠慮なく如何樣の事なり共申述ぶべし。雅樂頭に於ては殘念に存ずるなり」と實情を顯し給ひ涙を浮めて仰せければ、甲斐は頻に平伏して在りしが、直答は恐れとや思ひけん、傍に居合せたる石田彌右衛門、太田彌兵衛の兩人に向ひ、段々との御懇篤の尊命能き冥途の土產にて生々世々忘れ申さず、既に此間中段々有難き御取扱ひ下し置かれしに、又此上の御苦勞を懸け奉る事恐れ多き事どもなれば、此上は何の願ひか有るべき、宜しく右の段仰せ上げられ下さるべし」と申上げけるに、雅樂頭殿是を聞れ、近習幼年の者までも次へ立つべし」と皆人を拂はれ、石田太田に仰せて酒肴を出させ、兩人酌を取り、雅樂頭殿、甲斐都合四人にて御酒宴始りしは、是ぞ今生の御暇乞の杯盞なるべし。此時雅樂頭殿甲斐へ御杯盞を指し給へば、甲斐は有難く頂戴して傍に置きければ、雅樂頭殿御扇子にて拍子を打たせられ、「實に名を惜む弓取は斯くこそ有りたけれ」と甲斐を御賞美あり。「其杯盞是へ〱」との仰に、甲斐發と平伏して、「此は勿體なき仰かな、我々體の杯盞是にて相納むべし」と申せば、雅樂頭殿「少しも苦しからず、左樣に心底隔てては心は明されぬ者なり。其方は大丈夫なり、身輕しと雖も魂は英雄なり、善

儀には及びたるか、何にもせよ眼前死を見て肌緩まざる容體は、戰場にて討死する草靡などと日を同じくして論ずべからず。此度の如き公事に負けて罪を一身に引請け、最早輕くとも切腹なるべしと覺悟を極め、今宵に限らず二十七日迄更に心の動ぜざりしは、天晴器量者とこそ賞むべく惡人の中の善人とこそ云ふべきなり。

○原田甲斐雅樂頭殿屋敷へ忍びて赴く事

扨甲斐は兩人と四方山の物語などして控ゆる樣、少しも大事を仕損うたる樣子も見えざれば、石田太田は餘所ながら「此度は御氣の毒なり」抔と言へば、只「安藝は仕合者にて候」とのみ答へて、一向餘の事を云はず、安藝を誹る樣子もなきは奧床しき人物なりと兩人も心に感じて居たりける。程もなく雅樂頭殿御出座にて甲斐に對面あり。彼是と念頃の御挨拶有りて後、「此度の儀は全く內緣有るに依つて斯樣に懇意に諸事萬端を取扱ひ候には非ず、是全く甲斐が大丈夫の魂侍の意氣地を磨き、不才の兵部に成代り罪を己一身に引請け始終危きに臨んで兵部を出さゞる其頼もしき心底を見拔きての上の事なり。誠に侍は斯くこそ有り度き者なり。智勇兼備の男とも云ふべし。如何にも今日の對決口惜しき事なり。然りながら此方より委細の譯明

きに悦び、此間中の御禮も申上げたく、且は雅樂頭樣へ參上仕り候も最早是を限の樣にも存候間、何卒私儀參上仕り御用の趣旨をも承り申したき」由を申しければ、兵部は如何にもと得心して、頓て原田甲斐を例の女乘物に乘せ、女中の體にて雅樂頭殿の屋敷へこそは到らせける。道を早めて行く程に神田橋の屋敷へ著きけるが、豫て手筈をなし置きたる事なれば、奥より石田彌右衛門、太田孫兵衛兩人の者立出で、案内として御座敷へ通しける。甲斐此時更に卑劣れぬ顏色にて笑めるが如く、一入行儀作法靜に兩人の者へ挨拶を成しけるこそ、實に大丈夫の魂といふべし。凡そ世の生を悦び死を悲むは是人情の然らしむる所なるが、能く〱考ふるに、生あればこそ死あるなり、生るゝ事なければ死する事は無きなり、人生の一生涯なす所皆善惡の二つなり、爲しよく好み易き者は是惡なり、又爲難く好み難き者は是善なり、然れ共今日の事甲斐惡人と云ふと雖も、大丈夫の男なれば惡と知りて惡に入り、伊達兵部に志しを通じて飜さゞるは、是惡心の強きには非ずして大丈夫の心と云ふべし。其故は、彼の政宗卿の公達なる龜千代殿は陽泰院殿と申せし二代將軍秀忠公の御妾腹の筋にて、龜千代殿の御父君綱宗は將軍の御胤なり。二代將軍より懷胎の女を忠宗に下さるゝと伊達家にて云傳へたり。斯る譯有るが故に、田舍育の原田甲斐律義一遍の心體より伊達家の血脈を絶さじと思ひ、扨こそ此度の

伊達家の大惡人なり」と仰せらるれば、甲斐申す樣、「是は片手打なる御吟味と存じ奉り候」と云はせも果てず內膳正殿聲を荒らげ給ひ、「如何に甲斐、汝某に向ひ一言の返答ありや、汝心に恥ぢよ。謀書は成るべきが謀判は成るべからず」と仰せらる。天命なるかな、此時甲斐が面土の如くになり、一言の申譯にも及ばざれば、內膳正殿此時酒井雅樂頭殿を始め其外掛りの面々に向はれ、「外の儀は兎も角にも候得共、龜千代を失はんとする事極めて重し。何れにも免し難ければ屹度罪科の沙汰に及ぶべきか如何なり」と申されければ、雅樂頭殿勝れざる顏色にて、「夫は筋違の事に候はん、其故如何にとなれば、甲斐事罪有りと申せ共、公儀へ對し何の障か有らん。天下の民なりとは云へ龜千代が家來なり、龜千代が家法に從ふなり。是に依て龜千代方にて勝手に申付くべし。尤も我等此度の訴訟取捌せしは役柄故なり。然れば各方にも御骨折られしなり、龜千代方へ引渡されて然るべしとは申す者の、又雙方共に願の儀有らば申出すべし。何れにも聞屆け遣すべし」との事にて、其日は各席を退き給ひしとかや。斯くて其夜酒井雅樂頭殿より兵部方へ使者を以て仰越さるゝ趣旨は、「今宵は長閑にもあり幸我等も徒然に罷り在れは、兵部殿、甲斐御兩所の內御入來を相待つなり。併し兵部殿御取込に候はゞ、何卒甲斐忍びやかに參らるべし。御待請申す」との事なれば、兵部畏つて早速甲斐に申聞けければ、甲斐大

て私方へ馳込み、當時私手元に罷在り候。御不審に於ては右の者をも召出され御吟味下さるべし。尤も赤川權六儀は始終の事申上ぐべき段兼々申候間、委しく御尋成し下さるべし」と辯舌澱みなく言上なしければ、御役人中にも權六に右の譯嚴しく御尋有りければ、權六も忍込みし始終を委細しく白狀に及ぶに、甲斐も今は詮方なく指俯向いて控へたりしが、不敵の曲者恐れげもなく又申上げけるは「安藝が謀計底深くして言語に述難きなり、今は是非に及ばず、先達て御願申上げ候通り安藝私兩人に相拷問仰付けられ下され候樣相願ふなり」といふに、內膳正殿突然席を進み給ひ、酒井雅樂頭殿を尻目に懸けられ甲斐を八打と睨み「汝神武以來珍しき曲者なり、凡そ侍たるべき者は拷問に掛けらるゝは死しての上までの恥なり、一度獄卒の手に渡り拷問に掛けらるゝ者は、貴人高位の前に出づる事成難し、汝長く弓箭の恥辱を顧ひて拷問に掛からんとは以ての外の心なり。此方より假令拷問を申付くるとも、其儀に於ては免を請けんと云はんこそ侍の志なるべきに、然はなくて己が方より望むは善惡を糺すに及ばず、汝惡心あるの證據明かなり。汝が心を見るに、安藝は老人なりと推量せしならん、重々不屆千萬なり。左程に拷問を望むならば、汝一人拷問に掛けて見すべきなり。某が前に於て僞り騙るとも天道などて是を免し給はん。何れ水火の責に掛らん事、鏡に懸けて己が心中の惡事は委しく顯れたり。

と只今甲斐が書合の書と同筆の樣に見請け候。各方の思召如何承り度し」と有りけれど、皆皆兎角に無言なり。此時稲葉美濃守殿答へて、「如何樣餘人は存ぜず、私に於ては同筆と見定め候」との仰なりしと。是は稲葉美濃守殿には御器量人にて、板倉内膳正殿未だ主水と申されし頃より格別御入魂なればなり。斯くて内膳正殿には、同筆と見ゆる上はと仰せられんとせし時、原田甲斐申しけるは、「安藝謀書に心を盡し候と見えて、某だに見違ひ候樣に似せ申候。紙に新古なくば、何れをか只今書き候ものと分ち難き程の事なり」と申上ぐるに、安藝は少しも騒がず甲斐に向ひ、「汝は似筆と申すが、今一人の能き證據を捕へ置きたれば、引出して荒肝を挫き吳れん」と彦右衛門迄申上げ、頓て彼の赤川權六を引出して、「此者を知りたるか」と彦右衛門云ひければ、甲斐は平伏して控へたり。此時安藝は御役人中に向ひて、「此盜賊は去十四日の夜私宅へ忍入り、寢息を窺ひ踊り掛らんとせし曲者にて、其時松前鐵之助在合せ早速生捕り委細吟味仕りしに、箕輪表に住居仕り候浪人赤川權六と申す者の由、則ち松前鐵之助が賴みと申拵へ某に疵を付け、確執を起さしめんと仕る條明白にて、謀書懷中仕り罷在り候を奪取りたり。尤も鐵之助が手跡を似せ候者あり、田中小兵衛と申す由、其者を抱へ置き、松前が手跡を似させしなり。又外に澤井勘之丞と申す兵部近習役を勤め罷在り候者似筆仕り候。右澤井儀は先達

聞有りて、「如何樣御道理の御了簡と存じ候。然らば甲斐に書合せ申付くべし」とて、妻木彦右衛門に安藝が所持の書物の數を改め受取るべき由仰せられしけるに、安藝は心得て件の書物を妻木彦右衛門に渡せしかば、彦右衛門は是を内膳正殿へ指出さる。依つて内膳正殿受取り給ひ、甲斐に書合せ致すべき旨命ぜらる。甲斐畏りて是非なく筆を取りて控ゆれば、内膳正殿讀上げ給ふ。「相渡す一通の事、一此度御曹子龜千代殿毒害の事首尾能く致し候に於ては、新恩の爲貴公へ三千石、倅宇右衛門へ二千石宛行ふべき者なり。寛文七年九月十五日、大場道益老へ、原田甲斐直則、伊達兵部少輔宗勝」其外手紙兩通なれば、此時甲斐心中に、筆法似ざる樣書くべきかと思ひしが、否々死してもの恥なり、殊に先頃申上げし事も有り、何程の事か有らん、筆勢を振ひ書くべしと少しも恐れず書合に及びける。右書合致したるを彦右衛門取上げられ、内膳正殿に指上ぐれば、御役人方引合せ見給ふに、元能筆の事なれば墨色筆法紛るゝ樣もなかりけるを、何れもには遠慮や有りけん、口を閉ぢて兎角の挨拶も無かりしが、此時板倉内膳正殿印形を据るべき旨仰せられければ、甲斐畏り印形を据ゑて指出す。依つて始めの證文と引合せ見給ひ、稻葉美濃守殿に向はれ、「印形寸分違なし、然れども始の印形とは畫少し相違せり、斯樣の例は有るものなり。手跡と申し各方の思召は如何か、内膳正に於ては安藝が指出せし證文

るべき由なれ共、新役の私に候へば未だ斯る大家の取捌致せし事なく、古今珍しき事にて後學の爲にもと存じ、御用向を片付け推參仕り候」と申上げられ、夫より少し身を退き、何れもへ御挨拶終りて扨安藝に向はれ白眼付け給ひ、「其方陪臣の分際として、恐れもなく天下の大老職へ直に左樣なる書物を手渡し仕る事、言語同斷不禮甚だしきなり。然りながら田舍者の事にて公邊不案内なれば、國元の勝手を出すも又餘儀なき事なり。以後は屹度愼むべし。右の書物抔雅樂頭殿御覽なされ度くと有れば、今日には限らず此末とも其方より妻木彥右衛門へ相渡すべし。其上我等抔掛の者是を請取り何十何通と改め、其後我等より指出すなり。勿論其方共より直に御渡し申さんは恐れ多し。先は御覽に入れずして我等より口上にて申上ぐる筈なり。殊に大切の書物なり」と申されければ、安藝も察する所や有りけん、涙に咽び頓首して控へたり。

○原田甲斐罪に服する事

時に酒井雅樂頭殿仰せらるゝ樣「某右の書物を受取らんと申せしは、安藝、甲斐の兩人謀書なり誠書なりと申し兎角埒明き申さず、依つて内膳正殿御休息の間に某才覺を以て甲斐に書合せ致さすべしと存じ、斯くの如くには申せしなり」と何氣なき體にて申されければ、内膳正殿御

證據抔とは云へど三左衞門が指出したる書物は取るに足らず皆謀書なり」と言ひければ、安藝は堪へ兼ねて言葉を發せんとする時、酒井殿は甲斐に向はれ言葉を荒らげ給ひ「又例の水掛論に益なき事を申すか、不屆至極なり。先日より度々の對決に汝が申分晴し、今日は二言と申す事なかれ」と申されければ、此時甲斐雅樂頭殿の心をや悟りけん、恐れ入つて平伏なせば、又雅樂頭殿には安藝の方に向はれ、甚だ機嫌よき體にて「先日より其方が申す處悉く理ある樣に相聞え、勝利ならん事は必定なり。然りながら爰に一つの疑はしき事と云ふは、毒殺毒害の書物、其外證據になるべき書物の事甲斐は一向覺なしと云ひ、其方は甲斐、兵部兩人が自筆なりと申すの一事にて、此事兎角相分り申さず、依つて某内吟味を掛けんとするなり、是にて引合せ内見すべき間、其方所持の證文を殘らず是へ相渡すべし。雅樂頭自身受取るからは疑有るまじ」と御手を出されしかば、安藝も少し當惑の樣子にて有りしが、大老の仰否まんも恐れありと、彼の證文竝に書狀都合其數三十七通、一々相改めて雅樂頭殿へ御手渡せんと、已に斯うよと見えたる所に、障子の影より板倉内膳正殿御聲を懸給ひ「其書先づ暫く待つべし」との仰なりければ、安藝は心得て傍に控へける。内膳正殿徐々と常の座に直り給ひ、酒井雅樂頭殿に向はれ「扨今日増上寺御用向斯樣々々に首尾能く相濟み滯りなく相勤め候が、兼ねて休息仕

と申されしに、偵の板倉内膳正殿も氣の毒に思はれ、種々御手入有りしかども、兎角御呼返し有らざれば、表向伊達上野へ屹度預けられたりと云ふ。斯くて三月十六日の對決利非分り候樣相聞ゆれども、善惡の御沙汰も是なく、又々三月廿二日原田甲斐、伊達安藝雙方とも評定所へ召出されたり。今日の對決は酒井雅樂頭殿種々に智計を廻らされ、久世大和守殿と御相談ありて、內膳正へ他の御用を仰付けんと、雅樂頭殿には板倉內膳正殿に向はれ、「芝増上寺御法事に付、今日御名代仰付けらるゝ」と有りければ、內膳正殿も發とは思へど、老中の仰否み難く、芝増上寺へと出行かれける。却說伊達安藝は斯るべしとは夢知らず、評定所へ罷り出で御列座を見渡せば、內膳正殿は御席に見え給はず、稻葉美濃守殿にも今日は如何なる譯にや端近に出でられける。時に原田甲斐は內膳正殿御列座なきを見て心中に打歡び、安藝に向ひ申す樣は、「其許段々と申入れらるゝ條々一として我覺なく、尤も先日の詞に其方心腹の者を捕へ置きたりと言ひて神並三左衞門を差出せしが、是何ぞや盜賊なり、渠が詞を誠に致さるゝとは心得がたし。能く積りても見られよ、譬へば御手前の訴に相違なく、某惡事をなすにもせよ、何ぞ三左衞門如きの奴原に大事を知らせんや、是は此間も申せし通り三左衞門事盜賊をなし、身の置處なき故に跡方もなき事を申せしならん。夫を悟らずして、斯る訴に及ぶは粗忽千萬なり。尤も

に及ぶは世上に其沙汰多く有る事なれども、某が娘は人の落目を見て左樣の振舞は致さゞるなり。舅姑女は取りも直さず親なり、己が夫の親の大難を引請くるに當り、雅樂頭が娘として平生はともあれ、斯る難儀の時節に臨んで幸に離縁など思ふ如き、左樣の心ある女なれば、生し置きて益なし、貞節を知らざる者は必ず心正からず、然れば某が娘にあらず。是は察するに兵部殿某へ氣の毒の餘御親子相談せられしと見えたり。能く物を積りて見られよ、兵部殿身分危しと察して雅樂頭が娘を離縁致したりと聞えば、世間への恥ならずや、雅樂頭に於て左樣の心底聊かも有らず、娘が御手前方へ嫁して、今月今日斯る身の上となるは始よりの皆是定り事なり。一旦其許へ進ぜし者なれば、御手前の家に變有らば龜千代が家風に任せんに何の仔細か有らん、鳥獸類すら子は不便に思ふものを、況てや人間おや、然共侍の意地一人の娘に替難し、左樣なる些細の儀心に懸けらるゝ事なかれ。先々御酒を過されよ」と彼是四方山の話をされ、其後は絶えて一言も右の物語なく、兵部は暇乞して急き歸りける。後に伊達一亂仕置の時、龜千代より雅樂頭殿へ其許娘お高殿御引渡し申すべき段達せられしも、雅樂頭殿承引なく、「兵部親子が惡事を企つる傍に在りて知らざると云ふ事有らじ、知つて諫めざるは不實者なり、又知らざるに於ては虛氣者なり、雅樂頭が娘には非ず、伊達家仕置の通り勝手次第にせらるべし」

何れにも重ねての決談は安藝を謀りて見んなり、必ず苦勞に致さるゝ事なかれ。誰か有る兵部へ御酒を參らせよ、某も幸ひ今宵は徒然にも有れば一杯を傾けん」と其後酒抔出され、獻しつ酬しつしたりしが、彼是と時刻移りて後、兵部は重ねて申す樣「先刻太田彌兵衛へも內談仕り候ひしが、斯樣に君の御厚情を蒙りし上は、切めてもの奉公仕り度くは存じ候得共、私事不器用者に候ふが、今生に於て何存ぜし儀も是なく候得ども、再び生替りて御前の奴とも成り、身を殺して御奉公仕らんと存じ候なり。是ぞ切ての愚老が願ひに候。其故は、此度の願ひ事ならざるは萬々にて、然すれば私共身の上安穩には是有るまじく、然れば御歷々樣の御息女私共の緣に依つて如何樣の御難儀を掛け申さんも計り難く、殊に忰市正儀は夫婦合とても聢と仕らざる樣子に相見え申候。依つて離緣仕り度願ひ候なり、御氣の毒には候得共、先達て彌兵衛まで物語を仕り置き候間、左樣に思召下さるべし。然る時は彌御緣もなき私共、賴む木の下に雨の洩る心地は仕れど、身は輕く相成り、始終の悅の樣に存じ候」と申しければ、雅樂頭殿熟と是を聞かれ、御顏色持ての外變ぜられ「是は兵部殿の挨拶とも存ぜず、夫婦合宜しからざれば斯る一儀に及ばざる已前、何故離緣の沙汰には及ばれざりしぞ。只今に相成りて左樣の儀を鼻に掛け申聞けらるゝ段、承る程の事一向相分らざる事どもなり。尤も夫婦合宜しからず離緣

○雅樂頭殿御宅へ兵部少輔招れ密談の事

赤川權六が安藝殺害の巧顯れければ、今は兵部、甲斐も術計盡きて、早此上は兎に角に酒井雅樂頭殿の御賢慮を藉りて勝利ならしめんよりほかなしと、十八日の夜兵部少輔は酒井雅樂頭殿の屋敷へ伺公し、對面の上兵部少輔、雅樂頭殿に打向ひ、「御前の御厚情にて段々と是まで御取持下されしが、最早我々が運命の末にて、逆徒等事を巧に仕り、今は術計も盡果て候。然りながら此末は假令私共如何樣の御咎仰付けられ候とも、更々御恨とは存じ奉らず、誠に武運に盡き果て候儀是のみ後悔仕り候。然りと雖も雅樂頭殿が此程の御厚恩は死しても忘れ申さず」と憐を催して申しければ、雅樂頭殿聞終りて兵部に挨拶さるゝ樣、「此間中板倉を始め一兩輩、安藝明白にして罪は甲斐に有りと申せども、甲斐不快の由にて未だ全快せず、出頭せざる内は黑白相分らぬなり。然れば甲斐が非分とのみ未だ申難し。後日呼出して又々吟味の上裁許に及ぶべし、此段甲斐に申談じて對決させらるべし、必ず心に懸けらるゝ勿れ。未だ罪科の極りたるにも有らざれば、假令不運にして非分に落ちたりとも、更に後悔すべきに非ず。世俗の言葉にも言ふに有らずや、七轉八起とは此處の事なり、某に一手段有れば委細は某に任せらるべし、

雨戸一枚橇放し、眞一文に切入る所を、松前得たりと立向ひ、刀持つたる手首をば聢と取つて脊骨に乘掛け、働と打倒して押付けつゝ、「松前鐵之助居合せしを知らざるか、然るにても汝は何者なるぞ、名乘れ〳〵」と責めけれども、松前と聞きて案に相違し一句も出でず、只管に無念無念と切齒をなすを、光重屹度心に點頭き何にもせよ懐中を探らんと守り袋を開き見れば、怪しき一通の手紙有り、披見すれば、鐵之助が頼みの謀書なりければ、松前怒りて權六の頬に打付け、此上は己骨を挫ぎ白狀させずんば某が申分立たざるなり、サア眞直に白狀せよ」と責められて、權六垂首して誤り入り、「如何樣天道は恐しき者かな、人も多きに松前殿の御手に合ひ斯く組敷れし事、一言もなき仕合なり。今は何をか包むべき」とて有の儘をば白狀せしに、安藝も鐵之助も笑壺に入り、兩人は權六に對ひて言ふ樣「後日評定所へ召連れ行かば、只今の申相違なく申上げよ、命を助くるのみならず、屹度恩賞有るべきなり」と申含めて捕へ置きたり。今に始めぬ事ながら松前が武勇に危難を遁れ、其上ならず能き證人を捕へたりとて、宗重は限なく喜悅び居たりけり。

ん、何の恐るゝ事か候べき」と不敵にも請合ひて一座の面々にも最期の暇乞して立去りけり。
扨寛文十一年三月十四日の夜は夕刻より雨頻に降出し、篠を突く如くなれば、蜂屋六右衛門は幼君の御徒然を慰め奉らんと御伽に參りて酒を上らんと自身に毒味して獻上しければ、龜千代君召上られ、其殘を淺岡、松前等に下されければ、皆々は有難く頂戴し、此は格別なる由稱美しけるを幼君は打聞かれ、「然程良酒なれば予が爲に苦勞する安藝にも一つ呑せ度し」と御意ありければ、面々呀と感じ入りしが、中にも松前鐵之助は進み出で「只今の御意は藝州の身に取り誠に甘露なるべし。某御使を承り御酒の殘り持參致し、御意の趣旨申傳へ彼が心を慰め申すべし」と酒を器に移し、大雨をも厭はず安藝が方にぞ急ぎ持ち行きける。爰に安藝宗重は老人の心遣晝夜の別ちなく氣も勞れ、殊に今宵は雨故か頭重く不快なりし故、御館へも出でず宵より寢所へ引籠り居たりしに、松前鐵之助來つて彼酒を出し、幼君の御意の趣旨を述べければ、安藝は涙を流して大に歡び、「幼君の御意といひ足下の厚志千萬忝し」と云へば、鐵之助も倶に感涙に咽び、深沈に二つ三つ物語りしけるが、此時赤川權六は今宵の雨こそ天の與へなりと安藝が方へ忍び入り、樣子如何と窺ひ居しが、物越を聞き付けて、扨は在宿ごさんなれと、元來血氣の勇者なれば何の思慮も分別もなく、命を捨つる上からは見合す事などか有らんと、

仕り難し。只今褒美を賜はり忰に渡し、快く命を捨つるこそ願はしけれ」と云へば、甲斐は彌悅び「扨も氣散なる男かな、其心底にては萬々仕課せんは必定なり」とて、兵部に進めて當座の褒美として金子百兩を與へ「其方安藝を首尾能く討つ時は兵部殿忽ち御本望を遂げらるれば、此上もなき忠節なれば、子息も共に立身出世は心の儘なり。隨分心を盡されよ。然りながら安藝此節甚だ身用心をする由聞及べば、萬一運拙く仕損じせんも計り難し。然有る時は何者の仕業なりと詮議あるは必定なり。其時は其方斯くの如く申されよ。兵部殿に祕藏の娘あり、松前鐵之助に與へんとて味方に招かれしが、鐵之助彼娘の容色の美なるを聞き及び、色慾に迷ひて忽ち逆意に組せしかば、兵部殿には然れば安藝が首を切つて異心なきを見せられよと所望有りしに、鐵之助引くに引かれぬ時宜となり、常に目を懸けらるゝ拙者に金子を與へ、一命に替へて安藝を殺害して呉れよとの御賴み故、斯狼藉に及び候と陳ずべし。併し心慮深き安藝なれば一應にては合點せず、拷問に掛けん抔と云ふなるべし。其時是を證據に見すべし」とて先年呪咀の謀書を認めたる田中小兵衞と云ふ者に鐵之助が僞手紙一通を書せ權六に渡し、此手段にて安藝が心を疑はする時は殺害する事は叶はずとも、味方の爲に大いなる強みにて、本望を達したるも同然なり」と細かに申含めければ、權六聞きて申す樣「命を捨てゝ此儀仕課せ申さ

き、雅樂頭に對面しければ、忠淸殿仰らるゝ樣、「此度の勝負は最初より知れし事なれ共、諸役人中皆我に遠慮すれば事未だ決著せず。然れど對決三度に及ぶ上は世の人口も喧しく天下の沙汰として善惡共に其分には指置くべき筈なし。殊に板倉內膳正が了簡を察するに、理非潔白に事を糺さんとの心なれば、此上甲斐彌申分立たず罪に伏する時は足下の大事、余も又惡名遁難し。今の內に能き分別は有るまじきや。彼甲斐は頓智に長けし者なれば、渠と密談せられよ」と有るに、兵部は承り、「元來拙者が身の上より發りし事なれば、雅樂頭殿の思召の趣歸りて甲斐に申聞けん」と畏りて罷歸り、急ぎ甲斐を呼寄せ密談しければ、甲斐も今は詮方盡きて「兎角間者を入て安藝を殺害するより外了簡なし、一味の者共を召して內談せらるべし」と申しければ、頓て一味の者を呼寄せて相談するに、是迄度々の氣後にて潔く請合ふべき者なし。爰に赤川權六とて力量衆に勝れ忍の術を得し者あり。此時進み出で申しけるは、「人間は五十年を期とか申し候が、某年積んで今年四十七歲、餘命なき身を以て此企に組し申す事、只一人の忰が後榮を存ずればなり。宜しく御褒美賜るに於ては三年の命を縮めて安藝を打殺し申すべし」と云ふに、甲斐は聞きて、「子息の儀は少しも氣遣ひ給ふ事なかれ、我證人となりて屹度御取立て申すべきなり」と云はせも果てず、權六頭を振り「否々拙者の死後御取立の儀更に安堵

前後を忘却仕り候へば斯く閉口に及びたるなり。誠に殘念至極に存じ候。尤も安藝言葉巧にして種々樣々の證據の書付杯も是有候樣に申候へ共、皆跡方なき事なれば、何卒後日召出され、今一應對決を仰付けらるべき樣願ひ奉る」と申上げければ、雅樂頭殿是を聞れ、何れも へ向はれて、「甲斐此一儀に付何やらん申分是有る由、殊に今日は持病氣の由なれば、今一應對決の儀御聞有つて然るべし」と仰せらるゝにより、其日の對決も亦何の裁下の沙汰もなく、後日又々召出され對決仰せ付けらるべき由仰渡されて、其日は皆々退出致されける。

○酒井雅樂頭殿內意の事 幷 赤川權六生捕らるゝ事

對決既に兩度に及び、原田甲斐奸舌を逞しくして非を飾り、且は大老酒井雅樂頭殿を賴みとし伊達安藝を云伏せんとすれど、安藝も又忠舌を振ひて道理を正しく述べ、雅樂頭殿に言尻取られまじと用心すれば、諸役人中も安藝が心を感ずれ共雅樂頭殿の權威に恐れ、心底を計り兼ねて誰とて遮りて裁判する人も無し。然れども板倉內膳正殿一人遠慮なく善惡を正されければ、其眞僞自然と明白に分りける。然れば酒井雅樂頭殿には斯くては始終叶ふまじと思はれ、頓て伊達兵部を呼寄せらるゝに、兵部少輔宗勝は密に十一日の夜女乘物にて酒井殿の屋敷へ行

が書したる大場道益へ宛の一通を渡され、「此は甲斐が手跡なるや吟味致さるべし」と仰せられしに、彦右衛門畏り、件の書物を甲斐へ見せられ、「其方手跡に候や」と尋ねらるれば、甲斐承り、「一向斯樣なる證文認め候覺是なし、去りながら私だに見紛ひ候程の事なれば、外々樣の御目よりは御覽違せらるゝも御道理なり。是は謀書に御座候」と申上げけれど、其樣迷ひたる體なれば、安藝は重ねて、園田善兵衛が調へ進めし他言すまじき神文の二通、外に連判狀一通、並に甲斐と渡邊金兵衛が自筆の書、兵部少輔の證文等を懷中より取出し、內膳正殿の御前に指上げければ、內膳正殿には右兩通の證文及び連判狀等一々取廣げられ甲斐に向ひ給ひ、「其方右の趣旨覺なしと申すに就いては、屹度吟味の致方是有り」と仰せらるゝに、甲斐は一言の返答にも及ばず、「某が忠義は皆水の泡と消えたるか、殘念至極なり」と言ひければ、內膳正殿御氣色を變へられ、「己不忠の罪人、此間中より言葉を飾り上を蔑に致す條不屆なり。某に向ひて何の言分有る、其所罷立て」と八打と白眼るれば、甲斐は指俯向いて平伏す。此時內膳正殿は雅樂頭殿、大和守殿に向はせられ、「千萬の論議より毒害の一事にて其罪已に極り候はんか」と申されければ、雅樂頭殿は甲斐に向はれ、「汝甚だ見苦しき容體なり、何とて一言の申開もせざるや」と宣へば、甲斐答へて、「申分の條々有りと雖も、今日は意外の持病氣にて甚だ不快なり、

會合仕り候て、申上ぐるも恐しき事ながら毒を奉るべき相談を仕り候。其時大場道益毒藥調合は致すまじと申候を、私並に和助兩人にて種々荒氣を見せ、其後刀三昧仕り候得ば、據なく毒藥調合仕る旨承知いたし、翌日朝右毒藥を用ひしに、忽地事顯はれ候へば、其場に道益は兵部殿の手に懸り申候。又鹽澤丹次郎も毒味致し相果て申候。右の一通は其砌道益悴宇右衛門方に御座候を、宇右衛門若し兵部殿を父の仇抔と思ひ如何樣の儀を致すべきも相知れざれば、慮外者に仕り打殺し申候。其節此書付を奪ひて兵部殿御手元に指置きしなり。今一通の和助私兩人への書付寛文七年七月十五日と御座候は、兵部殿の手跡に御座候。是は龜千代君の寢所へ忍び入り殺害致すべき由、是に罷在り候甲斐へ兵部殿御相談成され候に、甲斐强ひて異見を加へ、此儀宜しからざる由申候得ば、其座席不快の體なりしが、甲斐立歸り申候後にて、兵部殿御賴みなされ候には、其方達兩人の内一人忍入りて龜千代殿を殺害致し吳れよ、兎角甲斐は耳憶病の癖有れば歸るを幸と打捨て置きしなり。兩人の内鬮取に致し首尾能く仕遂げ候樣との事にて、頓て鬮を引きしが運の盡、和助右鬮に相當り忍入り候。其時和助申し候には、若しも生捕れまじきものにも非ず、其時は兵部殿の御爲宜しからずと私へ件の書物相預け申候。依つて右の證文は兵部殿手跡に相違御座なく候」と委細に申上げければ、內膳正殿、妻木彥右衛門に甲斐

一忍の事首尾能く致し、龜千代殺害に於ては兩人へ三千石宛行ふべき者なり。

寛文七年七月十五日　原田甲斐

伊達兵部少輔

荒木和助殿

神並三左衞門殿

右の兩通內膳正殿讀上げられ、「此兩通二人の手跡と見ゆるが如何なり」と御尋あれば、安藝答へて、申上ぐる樣は、「此儀恐れ多くは候得共、承り傳の私し申上げ候はんよりは、三左衞門に御聞下さるべき樣願ひ奉る」と彥右衞門まで申上ぐるに、彥右衞門聞きて斯くと申上げられければ、內膳正殿苦しからずとの仰に、安藝は又申上げけるは、「甚だ無骨者に候へば、麁言の儀御座候とも何分御免蒙り奉り候」と云ひながら三左衞門に向ひ、「兵部甲斐が兩通を取認め候時分の儀を委細く申上げ候へ」と有りければ、三左衞門恐る〳〵申上ぐる樣、「始め寛文七年九月五日と是有り候大場道益に遣し候證文は、甲斐が手跡に御座候。是は龜千代樣御機嫌能く御成長有りては兵部殿御望も叶ひ申さゞるに依り、先達て相果て申候大場道益竝に當時病氣にて引込み罷在候渡邊金兵衞料理人園田善兵衞、先達て相果て申候鹽澤丹次郎、同斷荒木和助、某等

計略を以て納戸の金子二百兩取來れり。是は全く私の榮華榮耀に仕るべき心底に非ざれば、後日盜賊抔の批判も御座候時は宜しく申分を賴むなりとて、二百兩の金子は封印の儘此書付と共に我等方へ預り置きたり。然れば是盜人に非ず」と申しければ、甲斐は兎角を云はず控へたり。此時安藝は三左衞門に向ひ、「其時の書付指出すべし」と云ふに、三左衞門畏つて兩通を安藝が前へ指置く。安藝右の指出せる二通を妻木彦右衞門の前へ捧げけるに、彦右衞門是を取りて、「兩通なるか」と言れければ、安藝、「左樣に候」と申上ぐる。依つて彦右衞門直に內膳正殿へ指上げられれば、內膳正殿是を取上げ給ひて高々と讀上げ給ふ。其文體は、

相渡一通之事

一此度御曹子龜千代殿毒害の事首尾能く致す上に於ては、新恩の爲貴公へ三千石、宇右衞門へ二千石宛行ふべき者也。

寛文七年九月五日　原田甲斐

伊達兵部少輔

大場道益殿へ

賴入一札之事

し、無用の舌を動して爭ふ事なかれ」と、諸役人中の前をも憚らず大聲にて云ひけるとなり。

○原田甲斐陳謝後對決を願ふ事

時に原田甲斐怒の顔色にて神並三左衛門に對ひ「己盗賊の分として某に向ひ慮外の一言なり。又安藝殿にも能聞かれよ、渠は盗賊にて、先刻も申通り素姓正しからざる者なり」と言へば、安藝は答へて言ふやう「其又素姓の正しからざる者と知りながら何ぞ先君の御手廻に取持ちたるや」甲斐答へて、「我は一向渠等風情の者に懇篤を持たざれば取持つ樣なし。是は定めて渠等に齊しき狐どもの取持ならん」と言へば、安藝は「否左樣に有らず、先刻三左衛門が白狀の趣旨兵部其方列座にて召抱へしと言はずや」と申しければ、甲斐は「渠が言葉何ぞ取るに足らん、彼奴盗賊をなし草を分けて吟味されたれば、身の置所なき儘仙臺迄逃下り、若や命の助る事も有らんかと、有りと有られぬ事ども申出したりと覺えたり。誠に言語同斷の者なり、己兵部殿の納戸の金子を盗みしに相違なし、如何に〳〵」と申しければ、安藝は懐中より一封の書を取出し甲斐に向ひ「三左衛門事去年七月二十三日某居宅涌谷へ走込みし砌、段々の家の大事を物語り、此密書共を奪ひ取り候得ば、追手掛るべきやも知れず、然る時は大事破るゝ基なりとて、

しを、兵部様には差俯向いて居られし事、定めて貴様にも御忘れは有るまじ。貴様の其時の口上にて殺す評議は相止みしなり。大場道益同じく宇右衛門、荒木和助は兵部殿と御邊の取立にて、恩は尤も重ければ、大場親子の者據なく毒薬の調合をなせしが、遂に事叶はざるに及び、此毒害の顯れん事を思はれ終に首を切られて犬死をし、又荒木和助も據なく邪に依つて死したり。是は貴様の知らぬ事なれども、鬮に當りて龜千代様の御寢所へ忍び入り鐵之助に生捕られ、不便や心にもなき盗賊と呼ばれ、貴様の餌に掛りて終に毒薬を食ひて頓死りたり。尤も貴様一人は罪に落さぬ、己も死んで三途は一つに行く、是は貴様の先棒になつて、悪事は十に六七己と和助がしたればなり。和助が盗賊と云はれ責られて苦紛、貴様の手より毒薬を請取り、則ち和助に呑せたは此三左衛門なり、然らば罪は同罪なり、兼ねて己も覺悟を極めて居るぞ。彼和助が身の上を見るに、危きに望んで身を過りたるにも非ず、恩に感じて百年の命を捨てしにも非ず、兵部竝に貴様達が謀計の餌に欺かれて死にしなり。依つて我々熟と是迄の身の悪事を悔みて始めて無明の夢覺めたれば、急いで安藝殿へ此等悪事の次第を訴へんと思ひしが、所詮慥なる證據を以つて訴へざれば行かぬと考へ、逆徒一味の連判狀竝に毒薬調合の證文等悉く兵部が御藏に有るを盗み出し、安藝殿の御手に渡したるなり。依つて何程爭論ても最早益な

の事なれば下地は好なり御意は可也、何でも遣つて呉れうととう〳〵御身持放埒に仕課せしが、其後兵部様の仰やるには、此上は最早構ふ事なし、上向は己が拵へ置きたり、様子能くば暗夜紛れ、路にて一刀に切捨てろ抔と聞くも恐しき事を申付け、夫を貴様は傍に居て何と云はれた、短慮功をなさず、假令上向は何様の人有りて御取計ひなさるゝかは知らねども、假にも御大身の御方を道にて疵付け給はゞ却つて大望の妨害となるべし、中々此方にて存ずる様には事済まぬ物なり、若し路にて怪我過失の有りし事露顯に及び、天下の評判とならば大變なり。御老中方との縁邊は私事、法は天下とやらの法なり、假令時めく役人は扨置き、將軍にても法を犯し給へば、所詮御身は立ちゆかず、法は天然自然と天地始らざる前よりの法なれば、法を犯す時は何人にても罰を請けるなり。假にも仙臺の大守が供人をも召連れず夜行致さるべき様なし、其上疵を請けたる様子、彼是吟味掛らば如何なさん、尤も密に引取るべき手術も有らんが、好事門を出でず悪事千里を走ると云へば、是は絶體絶命の時の計略になさるべし。兼ての望も先づ當時は十にして六七も成就致したれば、左様の計略は御無用なり、殊に又政宗卿の血脈を傳へたる綱宗なればとて、先申さば主人なり、假にも主人の御體に疵付け奉らん事恐れ多し、我々望叶はゞ情なき事をなさずして押込め置かんに何の憂か有らん、長く指延し給へと申され

すべし、慥なる證據と有らば幾人にても苦しからず、早々出すべし。内膳正が許すぞ」と御言葉を懸けらるれば、一座苦々しくこそ見えにける。時に安藝は彥右衞門に向ひ、「是れこそ前々甲斐が腹心の味方と賴み候神並三左衞門と申す者に御座候。尤も毒藥其外委細の儀此者に御尋下され候得ば、悉く相分り申すべし」と陳べければ、彥右衞門夫々と言葉を懸けられ、已に訴訟の趣旨甲斐が言上に相違なきやと尋ねられん樣子なれば、原田面色を變へて三左衞門を八打と白眼み、「汝卑賤下郞の分際として、某が前へ出で何事をか云はんとするや。兵部殿の恩を擔ひながら其恩を忘れ、御納戸金二百兩を盜み取り、其上己が盜賊の罪顯はれん事を恐れて仙臺へ迯下り、牛は牛連と奸計邪智の伊達安藝と合體なすは、木に棲む蟲の木を食ふに齊し、恩を知らざる人面獸心畜生に交すべき詞は持たず、其所罷立て」と申しければ、三左衞門は甲斐が顏を打眺めて冷笑ひ、「扨々能く呵る人かな、其樣に强い面して呵られるな、事早絕體絕命なり、覺悟召さるべし。木に棲む蟲の木を食ふとは甲斐殿貴樣の事なり、先君の惡所通も是皆貴樣の申付にて、某と和助と兩人にて勿體無くも御隱居樣を惡所へ引込み、肉や酒を以て御心を亂せしなり。此儀覺有るべし。兵部樣と貴樣と御列座にて和助と我を招かれ、兎角御館綱宗卿を惡所へ進め馬鹿者にするが其方共の奉公なりと申付けられたではないか、覺が有らう。我等も下知

申す者を以て、直訴と申すには是なく候へども、何とか右の段御歎き申上げ御取上下され候樣にと申付け候迄なれど、國者の儀江戸表不勝手に候得ば、如何なる失禮を仕り候はんも計り難しと存じ候得共、御慈悲を以て御咎もなく右の訴狀御取上なし下され、早速私儀出府仕り、今日斯くの如く對決に及び候事、偏に御役人樣方の御厚情の致す所にて、誠に公儀御寛仁の御政事と有難く存じ奉り候。右言上の趣三ヶ條の答、御大名の御方樣へ對し奉り御耳障にも相成り候と恐れ入り指控へ罷在り候得共、止む事を得す此段言上に及び候なり」と憚る所なく申上げ、懷中より甲斐が書狀にて雅樂頭殿御指圖と有る書物ばかり六七通彥右衞門が前に差出すに、彥右衞門は請取りて披き見れば、雅樂頭殿へ憚かる事のみなれば讀兼ね居しを、內膳正殿には例の御氣性なれば、一々是を讀上げ給ふに、偖の雅樂頭殿も惣身に汗を浮べ滿面紅葉の如くなられ「何ぞ某斯樣の事指圖に及ばんや」と申されし其體は最苦し氣なる樣子に見えたり。

此時安藝は神並三左衞門を呼出し、御役人中へ向ひ「此者こそ甲斐が腹心の者にて第一の味方なり、御吟味願ひ奉る」と言ひも終らざるに、雅樂頭殿御氣色を變へられ大音聲に「對決は兩人が身上に有るを、何ぞ他人を增さんや。安藝其方は人の力を借らざれば利分有らずや、餘人は罷りならず」と言はるゝに、內膳正殿同じく御聲高く「對決の理非は根を掘りて明かに吟味

し。申上ぐべし」と聲を密め、妻木彦右衛門に向ひ、「只今も申上候通り申開きの儀千萬恐れ入り候得共、是非なく申上候。抑此訴を起せし事、全く某一人甲斐を偏執し申上候儀には御座なく、既に先綱宗以來龜千代に至る迄兵部甲斐頻りに惡逆の取扱ひ是有るに付、據なく願指出すべき儀、仙臺表譜代の者共と熟談の上、當時龜千代の爲を存じ候者ども、連判を以て訴へ申上ぐべしと相談仕り候得共、或は年若なる者共又は老年の者共銘々打寄るのみ、只々公儀の嚴命に恐れ氣後れ仕り躊躇ひ罷在り候。甲斐は老功の者にて、如何なる巧をか仕らん、殊に渠辯舌利口なる事富婁那の如くなれば、言惑はされん事も有らんかと存じ、又當時一天下の間に雅樂頭殿の仰と承り候得ば、迅雷の如く驚き暴風の如くに恐れ申候に、其上兵部伜市正儀雅樂頭殿の御縁者に相成り居候得ば、兵部政道の儀善惡共に皆雅樂頭殿よりの御指圖の由申越し候、其證據と云ふは、此間御覽に入れ候書通、其外懷中仕り候書物の内にも、皆國政の儀雅樂頭殿の御指圖御下知なりと申せば、國者の儀、殊に御威光と申し大きに恐り入り候。是は此度御覽なされ候書通にて御考へ下さるべし。兵部、甲斐が惡事を訴へ候得ば、雅樂頭殿の仰を背き候樣に當り候に付、御役人中迄も一先指控ふべきとの御事に御座候。此上に御取上もなく空しく光陰を送り候はゞ、龜千代が家の爲危しと存じ、據なく家臣伊賀忠四郎、眞田求馬と

儀をなす、是何等の事ぞや。此不審の答をもなさずして己が利分のみ申し、勝手能き者を呼出さん抔と申し、甲斐一人に意趣を含める樣子明白なり。我々愚鈍なりと雖も將軍の御名代なり、強ひて云はゞ汝が爲惡しかりなん。但し外に述ぶる事有りや如何」との仰せに、甲斐は此言葉に少しく顏色を直しける。其時安藝頓首して恐れ入りし樣子なりしが、稍有りて妻木彥右衞門に向ひ、「御歷々樣方へ直答は恐れに候得ば、彥右衞門樣迄御內々にて申上げ候。雅樂頭樣仰の趣旨千萬恐入り奉り候。某全く此儀否みて申上げざるには有らねども、御歷々樣方の御耳を欹だてられ候得ば恐れ多く、態と指控へ申すなり。尤も此事に付不調法の至りと御不審も是有り候はゞ、御裁許以後御咎何樣に仰せ付けられ候共、少しも御恨と存じ奉らず。何卒御裁許以後迄右甲斐が申開候難題御延し下され候はゞ、有難き仕合に存じ奉る」と謹みて申上ぐるに、雅樂頭殿重ねて、「事己が身に懸つて難儀なりとて後日に讓り、己が理有る事のみを申條不屆至極なり。上を憚らざる條奇怪千萬なり、云ふ事有らば速かに申すべし。右の申開是なき內は、餘事は決して言ふ事叶はぬぞよ」と押返し申聞けらるれば、安藝は彥右衞門に向ひて頻りに辭退なしけれども、彥右衞門も雅樂頭殿の仰重ければ詮方なく、兎角の取次もなし。依つて安藝は、「何樣の御辭退申すとも、右甲斐が一件申開かざる內は、外々の儀御執上是なきとの上は據な

言ひければ、安藝答へて「扨も〳〵汝は種々樣々に手を替へ品を替へて申す者かな、心を鎭めて能く承れよ、汝何程の辯舌を振ひ張儀、蘇秦を眞似ると雖も、黑きを白きとは言はれまじ。汝も侍ならん、心に恥ぢて罪に服せ、抑仙臺の諸士多き中に、某一人抽んでて此儀に預る事、深き所存有り、汝が暗みし惡道の目より見る所に非ず、謀書徒黨は汝が行ふ所にして、我何ぞ是を知らんや。所詮水掛論は益なし。此間申通り能き證據なれば神並三左衞門を呼出し、其實否を糺させん、汝其時如何なる鳥面馬皮なりとも申開きは成るまじく、今呼出さんが、汝能く辯舌を以て是と爭ふや」と言へば、甲斐は答へて「幾人にても呼出すべし」と有りければ、安藝は彥右衞門に向ひ「此間申上置き候神並三左衞門、何卒御免を蒙り此座へ呼出し仰付けられ度し」と申上ぐるに、彥右衞門打聞きて「如何樣先日伺ひ相濟みたる三左衞門が事なれば苦しかるまじ」と申さるれば、安藝畏つて已に呼出さんとする時、雅樂頭殿高聲にて仰付けらる樣は「安藝が只今の申譯一向立難し、何と心得て左樣の儀を申し候や。何れも合點の參らざる申分なり。皆々何と存ぜらるゝ」と四方を屹度見られけるに、皆々發と計の御受なれば、雅樂頭殿には打笑はれ「甲斐が申す如く、安藝一人が此度の訴を起す事、仙臺表外に役人もなき樣なる致方、是不審の第一なり、其の身仙臺に在りながら公儀を恐れず役人を輕んじ、直訴同然の

且神並三左衛門善心に立歸り我手元に來り、又增田小右衛門、鮎貝靱負汝等が惡事を知りて某方へ委細を告げたり。然れば汝が惡事は眼前見たるが如し。某推察を以て罪を極むるに非ず、然るを辯舌を以て理を非に曲げんとするは卑怯なり未練なり」と申しければ、甲斐進み出でて、「夫は御手前を頼まん者の言葉を信じて言はれしならんが、在國の身の何ぞ江戸の事を知らんや。江戸に在る我さへ知らぬ事なり、夫は扨置き御手前に相談あり、某が存念には御手前が此度の願甚だ不審なり、依つて某が存念の通りを申し述ぶべきが、此事だに御手前明白に答へられなば、外々の儀は最早對決に及ばずして我口を閉ぢて罪に服さん。此儀如何」と言へば、安藝答へて「夫は面白き事なり、何の遠慮か有る、一々夫にて申述ぶべし」と言ふに、甲斐然らばとて、少しく安藝が方へ摺寄り、「某が存寄、不審の趣旨と云ふは他ならず、抑仙臺に老臣智臣多く有り、汝一人に限らず、然るに汝一人此度の儀を計つて諸事を取扱ふは如何なる事ぞや、是第一の不審なり。又謀書を作りて佞人を談合ひ入れ我を罪に落さんと企つる、是第二の不審なり。又汝訴を起せども、伊達家の一門仙臺の諸士等一圓に同心せず、是ぞ跡方もなき儀を申立て、某が奉行職を妬むより起るなり。安藝が此度の願は石を抱へて淵に臨む如きを悟らず、恐れをも顧みず公儀へ訴訟を捧ぐる、是第三の不審なり。此云譯有りや否や」と大音聲に

入らざれば只今迄の如く盛なるべし、夫を未來より詠めて時めく奴原に彼是と批判を請けんも殘念なれば、六十四萬石を引抱へて閻魔の帳に付けられんこそ心地能き事にあらずや」と大いに笑ひて立歸りける。

○三月十六日對決の事

三月十日の對決雙方の理非善惡分らざれば、又翌日召出さるべきの處、取込の儀有りて十六日罷出づべき由にて、今日出仕の老若諸役人各列座既に定り、決斷に取掛られける。時に伊達安藝謹んで御禮申上げ、後原田甲斐に向ひて、「先日も申す通り其方彌罪に服したるか、去る十日も日早く暮て殘念なり」と申しければ、甲斐答へて、「罪に服したりとは御手前が事を申すや」安藝曰く、「罪に服したるかとは先日罷出でたる三左衞門が事よ」甲斐曰く、「三左衞門出座したりと雖も何ぞ某罪に服すべき、彼奴は盜賊なり取るに足らず、汝一人にて勝難きを計り、侍に似合はざる多くの徒黨を催し謀書を出す事、云ふも恐しき巧なり」安藝答へて、「謀書をなすとは汝が事なり、其故は、松前鐵之助、淺岡を罪に陷入れんと藁人形を箱に納め、男女の歳を書付けて田中小兵衞と云ふ者に謀書を書せ、渠等兩人を退けんとせし事其罪已に明白なり。

地なれば一寸も引かず其許の力とならんが、今日安藝方より種々の證據を出し先を取られたれば、甲斐も又辯舌を以て勝たんとせし事數度なれども、兎角安藝が難問の言譯のみする樣に聞えて甚だ危し。甲斐其先を越して其方に斯る罪有りと云ふ事を少も云はず、實に安藝が申す處は皆甲斐が心腑を貫く樣に思はるれば、右の言分のみに拘りては列席中の思惑も如何なり。依つて某熟々考ふるに、安藝が越度を取出し候樣にと立歸りて甲斐に申聞けられよ。何れにも毒害の一件のみ覺えなしと申されば、差して恐しき事はなし。其餘は皆政事の一件に係りたる事なれば、是等は忠不忠に論なきなり。生付智ある者とて何ぞ奉行職になり、陸奧守位の大家にて一人の取計ひ悉く行屆くことのみ有らんや。近日又候對決有るべき條立歸りて甲斐と相談致されよ」と申されければ、兵部少輔は甚だ驚きて急ぎ(一說に明日と仰出されしを、兵部少輔明日の對決御延し下され候樣にと願ふと云へり)立歸りて甲斐に相談するに、甲斐は泰然として、「罪は某一人に引請け、御身を救ひ奉らん。然りながら若し其事も叶ひ難くば、六十四萬石をも冥途の土產に仕らん」と云ふに、兵部押返して、「冥途の土產とは」と問咎むれば、甲斐は、「御前の御手に入らんと思へばこそ彼是心勞も仕り候が、若し此事利分ならず事調はじと存ずる時は、兼て心懸くる者有り、是をだに討つて捨てなば、伊達家は忽ち顚覆せん、此方の手に

衛門、此者は汝等が無二の腹心の者なりしが、性は善なりと既に反忠して汝が惡事の逐一を注進す。只今呼出して思ひ知らせん」と氣色を變へて結懸くるに、甲斐發と思ひしが、元來不敵の者なれば「斯樣に徒黨をなし一味の者を多く拵へ置きたりしは、我見る所に違ひなし。成程我を無き者にせんと數年が間巧みしと見えたり。然りながら三左衛門は取るに足らず、彼奴は罪有れば死罪に行はんとせしが、扨は身の置處なき儘仙臺に逃參り、有られぬ事を喋々りしと見えたり。盜人の詞は取るに足らず、汝渠が詞を信じ、我は忠臣なりとて盜人を以て對決せんとするか」と申すに、此時內膳正殿は、「先づ其三左衛門を呼出すべし、渠を以て吟味を遂げん」と有れば、畏つて、「三左衛門出でませい」と頻りに呼立つれば、三左衛門恐る〱出來り、甲斐に向ひて口を開かんとする時、雅樂頭殿大和守殿を御呼なされ、何やらん囁き給へば、久世殿起ちて御椽側の方へ出で給ひ、空を覗かれ御手を指翳し、「日は天色西に傾き、日已に昏れなんとす、事を糺さんには遲かるべし」と申されければ、雅樂頭殿にも實道理と仰せられて退出あれば、皆々も續いて退出し給ひたり。其夜兵部少輔は雅樂頭殿の宅へ忍びて參上なし、「今日甲斐立歸り某に申し聞候が、御厚情の御取扱近頃忝し」と申上げけるに、雅樂頭仰せらるゝは、「今日の甲斐が答理有るに似て明白ならず、只今となりては先達ても申す通り、我等も意氣

一此度谷地見分の事に付、先達て三分一は式部、三分の二は安藝殿へとの事に御座候處、彼谷地見分の時分には必ず式部殿へ三分二、安藝殿へ三分一に割合致し候樣、兵部殿、甲斐殿右兩人の御指圖にて御座候。右非道の見分私共一身の取計ひにては御座なく候。以上。

月　日　　今村善太夫
　　　　　橫山彌次右衞門

伊達安藝殿

と讀了るを待つて、安藝聲を荒らげ、「如何に其方指圖覺あらん、只今に至り覺えなしと云ふや。何れにも其方に對決致さすべきなり。幸只今江戸表に罷在れば兩人を呼出さん。其時に臨み谷地論の事覺なしと云破られんや。扨又片倉小十郎が家來なりと云せ某を討たんとせしが、其曲者は既に捕へ置きたれば、何時にても引出して對決させん。如何に罪に服したるか。其外先君綱宗を婬酒に耽せ、君をして臣に疎ませしむる事、深き巧有りての事ならん。未だ夫にても飽足らずして幼主をなき者にせんと計りし事、汝覺なしと云ふか。一人の能き證據を出さんに能く承れ、是は元は二人なりしが、一人は己と罪に死す、是も汝が毒を食うてなり。殘る一人是を汝に見すべきなり、其名を聞いて驚く事なかれ、前の名は鳴神峰右衞門、當時卽ち神並三左

一として取るに足らず、何として斯様に某を罪に落さんと欲するや、恨あらば台聽に達する迄もなく、一封の書を送らば先君の御時代にさへ身退かんと請ひたりし某なれば、何ぞ潔く退かざらん。伊達家の恩を荷ふ事大山の重き如く、朝暮心を家の政事に勞すれども、然れども佞人賊士多く奸計の二字世に起りて、君の家を騷動せしめんとす。是を思ふに先年身退かんとせし時、早く身退かぬ事の無念さよ。然れど其時君の厚愛他に異なれば、止む事を得ず今日迄勤め續きしが、却つて身の災となりし事、實に悔いて返らず」と辯舌水の流るゝ如く奸舌を振へば、安藝は此言葉を聞くと齊しく甲斐の方を見遣り、「扨も〳〵汝は恐しき奴かな、彼佛説に外面女菩薩内心如夜叉と云ふは汝の事か、如何に佞辯利口を以て罪を隱さんとするとも、餘人は知らず我は欺かれんや。彼伊達式部と某に遺恨を結ばしめんとせし事も明白なる證據あり、出すべきや」と云ふに、甲斐は、「如何にも證據を出されよ、我方には巧を以て人を死地に陷入らしめん計略もなければ、何ぞ人の力を借り證據を賴んで對決に勝たんと巧める心底有らんや」と申しけるに、安藝は懷中より又一通を取出し、「是を御覽下さるべし」と妻木彦右衛門の前へ指出すに、彦右衛門手に取りて高々と讀み給ふ。

一札の事

解るべし、凡そ人の爲なりとて物を盜みて濟むべきや、幼主龜千代を補佐する事是に勝る大事や有らん、器物の類と同じからじ。汝陸奥守の國政を預りながら其主人の亂行を諫めずして終に身退くに到らしめ、又龜千代が側に惡人の在るをも知らず、己が身の科を云掠めんとする事、不忠の甚しき是に過ぎたるはなし。不屆至極なり」と理非明白に申さるれば、偵の甲斐も指俯向いて答へもせざりしが、暫く有りて首を上げ「此儀は先達ても申上げし如く、百慮一失なきにしも非ず、我一心より何ぞ能く萬人の間に事を行はん」と申しければ、此時安藝は甲斐に向ひて「然らば又問ふ事あり、伊達式部と我に恨を結ばしめんと欲し、何ぞ谷地論の騷動を發させしや。某所存あれば是を堪へ無事を計りたり。某事の破れを好まんや」と申しけるに、甲斐答へて「是某一人の計ひに非ず、谷地見分は今村善太夫、志賀右衛門、横山彌次右衛門、濱田市郎兵衛の四人に申付けたれば、渠等が取計ひしならん。何ぞ我一人の罪とせん。我江戸に在りて何ぞ四人のなしたる事を知らん。小十郎より忍を入れ殺害せんとの一儀も我業なりと訴ふれど、是又決して謂なし。我江戸に相詰めて當表の政事内外の事ども專ら一人にて取計へば、何ぞ遠越に刺客を入るゝの遑あらんや。よし又殺害の思慮有ればとて自分の事を他に賴まんや。況や人の力を借るをや。江戸表の奉行職左樣に暇ありと思はれ候や。其上二十七ヶ條の訴

罪極り候かと存じ奉り候」と申上げければ、甲斐此時妻木彦右衛門に向ひ、件の兩通を申下し打詠めて安藝に向ひ、「是は某だに見紛ふばかりなり、能くも心を盡して似せし物かな、何ぞ某血迷ひて斯る儀を申越さん。此末何時迄も水掛論仕りたりとて相分るまじ、何卒相拷問を仰付け下されたし。然りながら某強ひて相拷問を願ふに非ず、是は度々上に御苦勞を懸け奉らん事を恐れ、據なく御願ひ申上ぐるなり」と申しければ、雅樂守殿には點頭かれ、相拷問を許さるべき樣子なるにぞ、内膳正殿には發と思はれ、今相拷問をさする時は、安藝老年なれば責殺されんと直に甲斐が言葉に就き給ひて、「只今の書狀其方が手跡には是なしと申せども、是は追つて吟味の致方も有り、さりながら其方今日の對決問答只餘事にのみ渡り、事を左右に寄すると雖も、只今迄安藝が尋ぬる數箇條の趣旨の其答詳かならず。先づ第一に其職に居ながら主人の側に在らざるとて身持不埒なる樣子、少しは承知せしならん。我には隱し給ふとて、是を知らずと云ふは汝が怠にして、臣たる職を忘るゝといふ者なり。是大なる罪に有らずや」と仰せあれば、甲斐承りて申しけるは、「是は片手打なる仰にて、御恨めしき事どもに御座候。某一人内外の儀を取扱ひ候は、先刻明白に申譯仕り候通りなり」と言ふを聞きも敢へず内膳正殿威猛高になられ、「如何に甲斐、物の譬を云聞かさん。其方儀は陸奥守の重役なれば、此位の理は

され下さるべし」と申上ぐるに、彦右衛門内膳正殿の御側へ持參せられ、彼是引合せられて、同筆の樣に相見ゆるとて内膳正殿には彦右衛門に件の書物を讀上ぐる樣仰せあれば、彦右衛門畏つて押披き讀まんとするに、此は甲斐、兵部より國許の奉行共へ遣す書狀にて、國元の政道形の如く執扱はるべく候、右は雅樂頭殿御指圖に御座候、若し雅樂頭殿の思召を背かせらるるに於ては、將軍家御直の仰を背くも同然なれば、雅樂頭殿の仰を背き候は御家の爲に宜しからず抔書載せ、其外此儀も雅樂頭殿御指圖なり抔いふ處甚だ多ければ、彦右衛門讀兼ねて迷惑氣に見えければ、内膳正殿、「是へ〳〵」と仰せられて取寄せ給ひ、高々と讀上げ給ふに、一座の面々雅樂頭殿の手前甚だ氣の毒に思はれける。雅樂頭殿も額に汗を流し給ひ、「某龜千代が家來ならず、一々仙臺表の儀指圖に及ばんや、決して左樣の指圖抔致したる覺えなし」と苦り切つて申されければ、甲斐は良迷うて控へたり。諸侯方にも悉く書狀を一覽あれば、安藝形容を更め、「甲斐儀公命を借り候事斯くの如く、尤も此儀に限らず每度江戸國元の政道抔非道の儀夥多なれば、左樣の儀にては家の爲宜しからずと異見を加へ候得ば、每時列侯の御指圖なりと申候故、國元の者共心底には落ちず候得ども、上の御指圖と有るに每度差控へ罷在り候。斯く御歷々樣方の御言葉をだに盜み候程の大膽不敵の甲斐に御座候間、此一ヶ條にても恐れながら

付を指出し、證據になるべき抔とは、此は甲斐に云掠められて前後を忘却致したるかと氣の毒千萬に思はれたる處に、安藝重ねて、「只今申上げ候如く、其狀渠が手跡に違ひなきや、御尋下さるべし」と言ひければ、彥右衞門不審ながら彼狀を甲斐に見せられ、「御手前が手跡に相違なきや如何に」と申されけるに、甲斐披き見て嘲る顏色にて、「如何にも某が手跡に相違なく、是は音物の禮狀に御座候」と申せば、彥右衞門は安藝に向はれ、「此は甲斐が手跡に相違なし」と申されければ、安藝頓首して、「有難き仕合に存じ候、甲斐が惡事已に顯れたり」と言ふに、滿座の役人方彌〻肝を消されしが、此時甲斐は大に嘲り笑ひ、「其書狀こそ某が方より音物の禮として遣せし一通なり、何ぞ此度の儀に預らん、是は必定安藝老衰して斯樣に譯もなき儀を申上げ候物ならん」と獨言云ひながら彥右衞門に向ひ、「此度願書三十四ヶ條差出し候得共、此一事にて御推察下さるべし。外々の事共萬事斯樣の埒もなき事ならん」と申しけるに、安藝は耳にも入れざる有樣にて甲斐を尻目に見遣り、「只今の一通彌〻其方が手跡に相違なくば、今指出し御覽に入る一封こそ有り、能く〳〵申し開きせよ」と又懷中の帛紗包より一通の書を取出し、彥右衞門に向ひ、「此書物を御覽下さるべし」とて指出すに、彥右衞門如何にもと請取られ封印を解かんと致さるゝに、安藝申す樣、「是も先刻の書物と同じく甲斐が手跡に御座候。御引比べ遊

○伊達安藝原田甲斐問答の事

此時良有りて伊達安藝は甲斐に打向ひ、「其方如何に云ふとも一通にては罪に伏すまじ、據なき儀なれども、汝が膽魂を挫いで白狀させん」と云ひながら懷中を探りて紫の帛紗に包みし物を取出し、靜に結び目を解き、書物と見えしを一通傍に指置き、殘れる書物を殘らず懷中へしまひ、件の一通を摺寄りて妻木彦右衛門の前に指置き、「是ぞ甲斐が惡事露顯の手懸の書なり、御覽の上甲斐が手跡に紛ひ是なくや御吟味なし下さるべし」と申上げれば、彦右衛門是を取上げて内見の上内膳正殿の御前に指出さる。内膳正殿御覽有りて右の書物を亦彦右衛門へ御返しなされ、「夫にて讀まれ候樣」と仰有りければ、彦右衛門畏り高々と讀上げらる。

在所の茄子一籠遣され、慥に請取り披露致し候。殘り一籠某方へ例年の通り送り下され、忝なき仕合に存じ奉り候。猶後音の節御禮申上ぐべく候。謹言。

四月十五日　原田甲斐

伊達安藝殿へ

右の如き文體にて指て手懸にもなるべき樣子なければ、列座の御役人中には斯く仔細もなき書

災は有るまじき物を、君寵愛の他に異る故奉行職をも退かず在りしが、果して斯る災に逢へる事悲しき次第なり。亘三平、中村四郎右衞門、御手前の如き私の意趣を含み、我役儀を嫉み憎む下郎の言葉を信ずるに寄りて、先君にあられもなき惡所通、傾城遊女の類を請出す抔跡方もなき惡名を付け奉り、臣として君の恥辱を顯す段、何とて是を忠臣と云ふべきや」と云ふに、安藝聲を荒らげ、「君の惡所通の證據此方に有り、何ぞ是をなしとせんや。第一君の惡事跡方もなしと云ふは汝に深き巧ありての事なるべし、其外中村、亘も汝が謀りて殺させたる事、此方に慥なる證據あり。汝奥山大學が眼病は如何思ふや、御奉行方には御存じなき事なれ共、汝が心には覺え有るべし。大學立歸りて仔細を某に告げたり」と云ふに、甲斐頻に愁歎して、「忠臣は君の德を顯す、君恥しめらるゝ時は臣死すと言ひて、古への忠臣は皆斯くの如し、己身を殺して君の德を顯すに、然るを只己が訴の利運ならん事を思ひ君の惡事を算へ、御歷々樣方の御耳へ先君の不行跡を入奉る條、忠とせんか不忠とせんか、嗚呼悲しきかな」と申す甲斐が辯舌一々に忠情を含み、殊に其音聲高からず低からずして、禮を亂さゞる申分なりければ、聞き居給ふ諸侯も耳を欹てゝ感じ入り給ひ、安藝が返答の趣旨如何ぞやと皆々猶豫ひて居られける。

に過ぎたるが故に、御手づから斬せ給ふなり。是は其者の不運と云ふ物にして、傍人の知るべき所に非ず。又亘三平事某を退けんと主人の前へ讒言の書を出したる由、某是を聞きて大きに賞美し、其日御前へ罷出で、三平事某を退けんとする諫言の書を差上げし由、某に於ては不忠の心底を致す事なしと云へども、悉く忠信善事とのみ言難し、百慮一失なきにしも非ず、功なり名遂げ身退くを以て侍の道とす、國元へ立歸り休足仕り度く、何卒御暇下し賜り、千年の命を延し度く、哀れ願くは君命に依つて忰大藏へ家督相續仰付られ度く、數年來江戸詰の私、先只今までは仕落も是無く、身退かんには能き時節にも是あり候、と御役御免の儀直訴に及びたりしが、綱宗公には予が手を取せ給ひ、汝退かんと乞ふや。其方江戸定詰以來内外一として不調法と云ふ事なく、上下能く和順したり、汝身退かば我又倶に身退くべし、決して左樣の心を出す事なかれ、假令家中の者共汝を妬む心底より彼是申すとも、我汝が忠臣たるを知れば餘人に構ふ事なかれとの有難き仰にて、頻に某が願を止め給ひたり、君只今袖が崎に御存命なり、侍の一言鐵石の如くなれば、一旦仰出されし事今更覺えなしとは宣ふまじ、御手前江戸出府の後先君より御内意を請けらるゝ段承れば、必定右の趣旨も承知せられしならん。斯くの如く先君の御寵愛を請けたる某なれば、多くの人妬み憎みたるも理なり。某其時に退かば斯る

や、一向跡方もなき事なり。又男達の者を召抱へ御側近く指置きたる由、近士の内左樣に正からざる者先規より一向是なき事なり、他家より養子になしたる者さへ其志慮を見遂げざる内は御前へ近く指置かざるを、何ぞ左樣の者を御膝近く指置かん謂なし。是は思ひ出したる事こそあれ、先君一年角力を好ませられ、力量有る者を手廻草履取に召抱へたる事あり、左樣の者の中に男達とやらん申す類の者有りしと聞えしが、是は輕き者共にて、系圖其外役儀作法思慮の吟味成るべきや、是笑ふに堪へたる事なり。御手前國許に在りて身の勝手に引比べらるゝ物と見えたり。某が拘らざる所なり」と答ふるに、安藝押返して、「然らば又尋ぬる事あり、亘三平、中村四郎右衛門等の如き忠臣諫を入れたりとて、其方儀恐れ憎みて主人に讒し怒りを發させ、或は手討又は罪に行はせたるを知らぬ風情して止めざるは如何、是皆深き巧なるに依つて諫をも入れず、是汝が謀計のなす所なり」といふに、甲斐は此時少し愁ふる顏色にて、「中村四郎右衛門手討におひし時は、我其座に居合さず、依つて止むるに遑なし。其上件の四郎右衛門事強勢にして和を知らず禮を失ふ、假令何程の忠臣たりと云ふとも主人の機嫌をも考へず己が心慮のみ申すは、是れ失禮なり。禮の要は和を貴しとすとこそ云へり、況や主人に於ておや、何ぞ己が欲する所をのみ述べ、主人の不行跡を唱へ云罵るを忠臣とせんや。四郎右衛門が惡言餘り

爭論に及び候段、上を輕んずるの仕方不埒なり、餘事に拘らず訴訟の問答に及ぶべし」と屹度して呵られけるに、此時伊達安藝愼んで畏り、「前後を忘れ益なき儀を申上げ候段恐れ入り奉り候」と會釋して、其後甲斐が方に向ひ、「汝綱宗公に婬酒を進め奉り惡所通も諫め奉らず、男伊達とやらん申す者を抱へ身持放埒の基を惹出したるは、是皆汝がする業にあらずや。云譯あらば聞かん、如何や」と問ふに、甲斐答へて、「是れ皆我知らざる所にて、其故を如何にといふに、物には其職あり、騎馬以上を支配し或は徒士組を支配し、又小人を預る者あり、陸奥守目代として江戸定詰の某なりと雖も、内外萬人の得失を知らんや、尤も先君綱宗公婬酒に長じ給ふ事歎かはしく思へば、心を盡し諫め奉ると雖も、如何せん我等御前へ出づる時は近習の侍中申合せて是を隱す、凡そ上として下を憚り遠慮召さるゝは、是則ち某が役儀を重んじ給ふが故にて、抑我等風情の者に對しては一國の主の御身として、汝等を撫育む我なり、大酒に及ぶ共何ぞ汝等強く異見に及ぶやと御立腹有るべきに、都て斯く御酒に長じ給ひながら、御前に出づれば面を正して怒らせ給ふ御樣子なきは勿體なき事どもなり。何ぞ又災の御酒宴に長ずると云はん、只一通り御異見を申上げ御酒を過させ給ふは、御尊體を損ね破るの基なれは、程々に召上られ候樣にと申上げたるにて、諫を容れざるに非ず。又惡所通の儀何者か是を御手前に告げし

程ヶ原の一儀は安藝家來里見郡右衞門と申す者今井田流の劍術少々仕り、私家來片山隼人と申す者へ手合せ致し度段申込み候へば、隼人儀返答仕り候には、主人より私へ預け置き候命に候得ば、勝負の儀は如何樣にも用捨に預り度由度々斷りに及びしかば、彌郡右衞門、隼人を見下し、彼程ヶ原と申す所へ隼人通り懸り候時油斷を見合せ、主從二人にて切懸り候に付、據なく切捨て申候。其節安藝一族の者共大きに腹立てゝ、却つて私を相手に取り隼人を指出すべき由申越し、返答宜しからずなどと申募り、已に椿事にも及ばんとする勢に、仙臺一門在住の役人抔扱ひ漸々事濟み候得ども、夫より以來何分心快らず候や、右に限らず私に意趣を含める事ども數度に及び、平生一族どもと時節を見合せ居り候段は慥に承り及び候」と申上ぐれば、傍に聞き居し安藝は氣色を變へ、「扨々汝は見下げはてたる奴かな、既に伊達家の大事に及びたれば據なく公廳を驚かし奉る事、何ぞ一人の儀に拘るべきや。君子は舊惡を思はず、何ぞ左樣の卑劣の心慮有らん。斯くの如き穢れたる心あるは汝なり」と言ひければ、甲斐答へて、「右の一件より事發り、其外意趣を含める事あり」安藝曰く、「意趣を含める覺えなし」甲斐、「否々」と答ふる其氣色甚だ騷しければ、內膳正殿威猛高になられ御聲を勵し給ひ、「兩人共に不屆至極の口論なり、公儀御役人の前共憚らば、先達て訴訟を以て申上げたる事の請答は致さず、私の

殊に證據もある事なり。今更是を云拔けんとするとも汝が竹馬の宗重なるぞ、汝幼年より如何なる心底にて如何なる佞奸の生れと云ふ事皆能く知透したれば、僞り飾る事なかれ」と鋭く申詰むれば、甲斐少しく頭を上げ片頰に笑を含み、「心に恥ぢよとは御手前の事なり、跡方もなき儀を申出し、恐れ多くも御歷々樣方へ御苦勞を懸け奉るとは何事ぞや。殊に箇條並に證據有りなど事を巧めど、某方には事を巧みて人を死に陷るゝ惡心なし。依つて右申開きに付て證據と云ふは一つもなし、何ぞ證據を賴まん。我は餘人の力を借るに及ばず、誠に天の道に順ひ、一存を以て申開かんとするなり。然れども某へ意趣を含み斯る事を巧みしこそ恐しけれ」と、愁の顏色にて控ゆれば、安藝は甲斐に向つて、「餘人は其言葉を聞きて誠にも致さるべきが、我は汝が佞奸を知れば心に恥ぢよと言ひしなり。氣の毒至極の其方が有樣や、隱れたるより明かなるはなし、我汝に意趣を含んで何ぞ斯る大事に及ばんや、汝も原田の末葉、伊達家恩顧の家來ならずや、君子は其罪を憎んで其人を憎まず、汝も伊達家の恩澤に依つて人となれば、何ぞ汝を憎まん、只汝が惡こそ憎けれ」と申しければ、甲斐眼を見張りて少しく安藝の方へ向ひ、「然れば其許某に意趣遺恨は含まぬとか餘事を申し述ぶる樣なれ共、一寸御內々にて妻木彥右衞門樣迄申上げ候。先達て御吟味の砌安藝儀私に意趣を含める一件、內膳正樣まで申上げ候。彼の

○三月十日對決の事

二月二十六日に御吟味あれど、未だ雙方ともに理非相分らざれば、依つて三月十日は雙方共に召出され、御役人方前の如く列席にて、相手方原田甲斐は左の方、訴人伊達安藝は右の方なり。妻木彦右衛門訴狀を讀上げ終れば、稍暫くは座席靜りたり。此時板倉内膳正殿、伊達安藝に向はれ、「三十四ヶ條の訴狀先達て指出し、去る二月二十日、同二十二日兩度御吟味仰付けられ、理非相立つ樣に聞えたれば、重ねて相手方原田甲斐召出し、最前御吟味遂げらるゝに、安藝が訴狀の趣旨一向覺え是なき段甲斐が申分、是又理あり。然れば片言を聞きて善惡は定め難し。元來安藝も跡方なき儀は申すまじ、甲斐とても又左樣の事申すまじ。今日は兩人ともに呼出さるれば、心中存じ寄り候趣旨一事も包まず申上ぐべし」と嚴重に仰聞けらるゝに、安藝畏つて御禮を申上げ、夫より甲斐に向ひて申す樣、「其方先日御吟味の節佞辯を以て上を欺き、某の訴狀の趣旨心に一々覺え是なしと縷々に云掠めんと致したる由承りて驚きしなり。其方が才智を以て君の爲を計らば如何計か悅ばしからんに、口と心は大に違ひ、奸惡にして辯を飾り、白きを黑きと云解くとは、武士に似合はぬ卑劣なり。心に少しく恥づるべし。此方には箇條あり。

御評議有りて、ハヤ退出に及ばれんとせられし時、雅樂守殿立上りながら、「何れも聞かれ候や、今日の甲斐が言葉を聞きて赤面さるゝ人も有らん。己が才智に任せ片言を聞きて善惡を定めたるは氣の毒至極の事なり。誠に今日甲斐が有樣心有らん人是を聞かれしならん、大丈夫なる哉甲斐、忠臣なる哉甲斐、士なる哉甲斐とも譽むべきなり」と尻目に內膳正殿を睨付け冷笑つて座を起たるれば、此は如何なる言葉ぞやと各危み思はれけれども、大老の權威に恐れて兎角を云ふ人もなかりける。此時內膳正殿進み寄りて御手を下げられ、「此は仰とも覺えず、只今の御言葉の內に安藝が贔屓仕り候者是有る樣にも伺ひしが、苟くも私共天下の政道を承る身として心懸け候は、理非明白を以て第一といたし、假初にも邪に心を寄せず、贔屓偏頗ならざることそ面々の役儀と心得候に、只今の仰には何者か此列座の內贔屓偏執の輩なるや、凡そ天下の善惡を糺す職に在つて己が意の儘に事を行ひ、己に諂ふ者は是を救ひ助け、己に疎き者は理を非に枉げんとする者をこそ實に天下の大罪人とこそ申すべけれ、左樣の者を此職に置くは天下の耻辱なり、御指圖有るべし、末世の見懲に引捕へて罪を糺すべし」と氣色を替へて申されければ、雅樂守殿にも御氣色變らせ給ひ、兎角の仰もなく退出ありしと、今日の評定角芽立つてこそ見えにけり。

存じ申さず候とも、近習共の内にも古老の者是有り、其上四方門戸有り候故一身の出入と違ひ何ぞ自由を得んや、誠に笑ふに絶えたり。江戸表の某が存ぜざる儀を一々見たる如くに書載せ、不行跡ならざる主人に惡名を付け、我等一人を罪に落さんとして萬人の騒ぐをも考へず、御歴歴様方へ御苦勞を懸奉り恐れ多く存じ奉り候。江戸定詰仕り候得ば國元の所存には何樣の榮耀榮華に誇るやらんと存じ、一つには役儀偏執の心より我等に意趣を含む事を思へども、抑偏執の心慮より我役儀を退けんと思はゞ、斯く公儀へ御苦勞懸け奉る迄もなく、一封を送らば此役儀一刻も早く退かん者を、斯く大事を願ひ家の騒を起し候儀、忠義の臣と言はんや、尤も安藝私へ對し意趣を含む事少からず、先年仙臺程ヶ原と申す所に於て私家來片山隼人と申す者安藝が家來里見郡右衞門と申す者を返討に仕りし砌、安藝主從私居宅へ押詰め手合致さんと申す程に騒動仕り候を、片倉小十郎始め仙臺の一門共打寄り漸々相鎭め和睦仕り候ひしが、此時より何分心快らぬ樣子に相見え申候。斯樣なる事ども重り候上役儀偏執彼是にて公廳を煩はし奉る段、恐れながら御賢慮遊され下さるべし」と堂々として瀧の流るゝ如く音聲高らかに一々言句に笑を含んで申上げければ、諸侯何れも耳を欹て給ひ、道理なりとの御答へにて御暇を給りければ、甲斐は快然として御苦勞の御禮を申上げ、徐々と立退きたり。跡に役人中何れも

觸し申すべきやと兵部方へ私より內意申入れ徒士體の者に召抱へさせ、一兩年以前奉公仕り首尾相宜しく、當時納戶方下役相勤めさせ置き候に、去る七月二十二日の夜兵部少輔が納戶の金子二百兩を盜み取り逃去り行衞を晦まし候へば、其後段々吟味仕り候所、宜しからざる事夥多是あり候。此事御尋の外なれば言上にも及ばざりしが、右體の素姓正しからざる者が申候儀を後立に公儀を驚かし奉る如き不所存の安藝に候得ば、此事を以ても萬事御推量成し下さるべし。扨又只今承知仕る所安藝言上の趣旨、第一主人に酒を進め色に淫らし、遊所通を相勸め候由、憚りながら主人綱宗儀巳之助と申候幼年の時より酒好に候、此儀抔は殿中に於ても恐れながら御風聞是あり候由、諸侯の內にも御酒好の方樣數多是有るべし、安藝が訴訟の趣旨には元來下戶なる者に亂酒を進め候樣に書認めしが、好まざる者に進め候とて何ぞ大酒に及び申すべき。此一事を以て萬事御賢察成し下さるべし。又女色に淫り候由、是も諸侯大夫に妾を召抱へ候事など其格式あり、綱宗が家にて五人七人の妾召抱へ候とも、何ぞ奢に越えたりと申すべき。是は偏に安藝が國元の狹き勝手を存じ候ものならん。尤も惡所通抔の儀は決して無く、江戶詰の私だに存ぜざるを、何とて國元の安藝詳細に存ずべき樣なし。陸奧守身分として何ぞ左樣の不行跡有らん。是は偏に彼の下郎めが詞を信じ、右を箇條に入候かと存じ奉り候。假令私儀は

人の家を倒し國民に課役を掛け忠有る者を退け、其上恐れ多き毒害の企なんど是臣等が知らざる所なり。恐れながら申上げ候、斯くの如き一向跡方もなき儀台聽に達し歴侯を驚かし奉る段、恐れ多き事と申すべし」と差俯向いて其後は兎角も言はず、涙を流して控へれば、滿座の諸侯皆感歎の思ひをなし、座中靜りて見えにける。時に内膳正は甲斐に向はれ、「申分一々理有るに似たれども、只今の申譯は此度安藝の指出したる箇條の趣旨の返答に當らず申譯暗し。假令安藝何樣に意趣を含み奸計邪智を廻らす惡黨たりとも虚は實に勝たず、三十四ヶ條兩通の内一向覺是なきや、其方も安藝も伊達家の歴々なり、互に心に恥づべき事ならん」と仰せられけれど、甲斐は返答もなく差俯向いて控へたり。時に大和守殿御立會にて仰せらるゝは、「先達て安藝が申分悉く理ある樣に聞えたれど、今日甲斐が言上の趣旨を聞けば亦理ある樣に思はれ、我々風情の者には朦々として一向善惡相譯らず、是は彼先日安藝が言上の返忠神並某とやらんが仙臺へ逃下りて、故も無き儀を安藝が方へ讒言したるやも知れず、尤も右神並某と云へる者は素性正しからざる者の由安藝出座の砌申したり。内膳正殿には如何思召し候や」と有りけるに、此時内膳正殿が御答へをも待たずして甲斐申上ぐる樣、「右神並三左衞門と申す者は先綱宗に仕へ、素姓賤しき者にて手廻に使はれ候故、下郎の氣輕さに、若し綱宗が事他家他門に云

相分り申さず、私並に兵部少輔兩人を日當に跡方もなき儀を申上げしならん。龜千代後見職の儀は兵部少輔、田村隱岐守兩人なれど、隱岐守性質多病に依つて諸事取計ひ候事是有り、尤も江戸定詰は奉行職の内私一人にて、先隱居綱宗代より相勤め來り候。然るに因つて江戸表取計ひの儀に付贔屓偏頗の事ども是有り候やと疑の心慮を發し、己が心に引比べ彼此跡方もなき事を申出し、御歴々方に御苦勞を懸け奉り、甚だ以て恐多き事に候。其上跡方もなき事を隱居綱宗へ申し懸け遊女通杯仕りたる由、江戸表に罷在る私だに一向存じ申さゞる事を、何とて九十里の行程を隔て候涌谷に在りて目の前に見る如く相分り申すべきや。君の德を擧げ候はゞ忠臣とこそ申すべけれ、惡事もなき主人に惡名を付け、尊長の堂々たるをも恐れず、己が妬の心慮より我等を退けんと斯る不屆の訴へに及び候事歎かはしく候」と兩眼に涙を浮め、差俯向いて控へしが、又更めて申す樣「只今も申上げ候如く、我等右箇條の通り罪科有らば、仙臺の諸士一同に願を差出すべきに、安藝一人にて此度の儀に預り候儀、是にて萬事御推察成し下さるべし。我々假令右の如き惡事有りとも安藝一人にて是を知る樣なし。噫悲いかな是往昔に云ふ高木風に憎まるゝの譬に齊し。某とても愚昧の者なれば百慮一失なきにしも非ず、龜千代家の法式某只一人にて執計ひ候へば、人々其過失有らん事を危ぶみ候も又理なきに非ず、然ながら主

極りたり、甲斐召出さるゝに及ばず、善惡相分りたり」と申されければ、大和守殿氣の毒顏に「如何して其相手をも呼び給はず、訴訟人の方のみ聞きて善惡分りたりと仰せられ候」や、と申されければ、內膳正殿威猛高になり給ひ答へらるゝは、「然ればなり、毒藥を用ひ罪なき者を殺し、伊達の跡式を取らんと計る者誰ならん、甲斐何樣に勢有りと雖も、渠が身分として伊達の家督たらん事思ひも寄らず。然らば右計略を廻らして綱宗を押込め龜千代を無き者とせん者、吟味せば忽ち分らん。此理は三つ子にも知れる事なり。然るに叶はざるの期に及んで其科を甲斐に讓らんとするに依つて善惡分りたりと申すなり。是申開の成難ければ、斯く吟味を他に讓りたるなり、先日安藝が返答の趣旨に引比ぶれば天地黑白の違なり」と申さるゝに、雅樂頭殿は顏色變らせられ、不快の體に座を起せらるゝに、各も退出に及ばれける。扨二十六日には原田甲斐を評定所へ召出され、御役人中前の如く列席にて安藝が訴訟の趣旨を以て委細御尋あり。「昨二十五日兵部少輔を召出され御吟味有りし所、此度安藝が訴訟の趣旨甲斐委しく存ずとの答なり。其方儀安藝訴訟の儀に付申開きの筋有りや」と內膳正殿仰せ出されけるに、甲斐畏り、「右訴へに及び候安藝と申す者は、生得妬深く忠臣を忌嫌ひ、才智を以て人を掠め、仙臺に於て諸士を足下に見下すなど、佞人利根の者に御座候。此度の訴も如何の趣旨やらん一向

を以て兵部に委細御尋有れば、兵部少輔平伏して承り「某纔千代後見たりと雖も、不才の身に候得ば此度の儀一向存じ申さず、綱宗を婬酒を以て惡道へ導き候と云ふ事毛頭覺え是なし、尤も綱宗儀不行跡に候へば言を盡し幾度も諫め候得ども、臣等が諫めを用ひられざるのみならず、私共に對面もせざれば何共方に及ばず候なり。委細は原田甲斐を召出され御吟味成し下され候はゞ相分り申すべし」と申上ぐるにぞ、此時内膳正殿仰せ出さるゝ樣は、「其職に居て其家の大事を知らずとは近頃承知致されざる」由御咎あれば兵部承り「甲斐が勢内外一人の取計ひにて、隱岐守私體の事など取合ひ申す事には是なく、皆甲斐一人の胸中より諸事取極め仕れば、私委しき事は存じ申さず。殊に私儀口中へ腫物出來言語分り兼ね御答も申上げ難く、甚だ難儀仕り候。何分甲斐を召出され御尋下され候樣願ひ奉る」と申上げけるに、内膳正殿更に御承知なき樣子なれば、大和守殿申さるゝは、「兵部少輔には譯を知らぬと申せば手も付けられず、殊に口中痛の由、甲斐儀委細に譯を知りしと有らば、先々甲斐を召出されて御吟味然るべく候。其上又了簡も有るべき儀なり」と申されけるに、雅樂頭殿始め皆々も道理なりとて、甲斐を召出さるゝ事に極りしかば、大和守殿兵部に對はれ「其許に御尋の旨趣なし退き候へ」と申渡されければ、兵部悅び溜息つき、這々の體にて歸りたれば、内膳正殿大音聲に、「事已に

も有らば、其時の答へには、甲斐至つて勢鋭く、中々私體の者後見とは申しながら、渠が上に出づる事難く、依つて甲斐が取行ふ事は止め難く、中々以て渠が指圖など止め難き段は是を以て御察し下さるべし抔と云ひ給へ。言葉多きは宜しかるまじ。又役人中にも知らぬと云はば手は付けられまじ。然すれば某を召出されん。某評定所へ罷出でなば此三寸の舌を以て安藝を言伏せん事最易し、萬一夫にても利運成らざれば兼ねて申談じ置き候相拷問の儀酒井殿へ仰せ上げられ給ふべし。相拷問に及ばゞ安藝を責殺させん事掌中に有り、安藝拷問に掛りて相果てなば、其餘の奴等は皆取るに足らず、蘆の透より天井を見るが如き者にて、江戸表の廣々たると公儀の勢と某が辯舌との此三つに恐れて、重ねて出府する者有る可らず、是をこそ愁の根を斷つとは云ふ者なり」と大言を吐きて酒杯過し暇申して歸りける。誠に惡人とは言へ稀有の曲者なり。

○兵部少輔評定所へ召出さるゝ事 幷 原田甲斐御吟味の事

斯くて二月二十四日御奉書到來明九時評定所へ罷り出づべきよし、依つて伊達兵部宗勝罷出づるに、老若の御役人始め前の如く御出席あり。久世大和守殿、板倉内膳正殿、安藝が訴の書付

が盜みし證據の連判狀迄有る由、何分心元なく思ふなり」と震ひ上つて申しけるに、甲斐呵々と打笑ひ、「何條何程の事か有らん、兼ねて覺悟の上なり。某が百年の命は御荷擔申上げたる時より御前へ差上げ置きたる處なり。然程に恐るゝ事有るべからず、大事を成さんとする者は難の小大を顧ずと、已に東照神君の東三河三萬石より天下の武將と仰がれ給ふ其年月の御艱難は幾許ぞや、難儀を成されたればこそ天下の主にも成らせ給ふに有らずや、憚りながら此處を御勘辨有るべし。目出度し〳〵、今の難儀は却つて吉事の基成らん」とて、更に恐るゝ氣色なく、大山の崩れ掛かるをも事とせざる有樣は大丈夫とも云ふべきなり。兵部は少し氣色を直し甲斐に向ひ、「さりながら明日にも我等評定所へ呼出さるゝ積りなりと酒井殿の御話なるが、此事如何がせん、其時何と答ふべきや」と申しければ、甲斐打笑ひて、「下手の將棊を指すが如く、兼ねて斯うとは申されず、內々に工夫したる事は皆役に立たぬ者なり。夫こそ兼て申す通り臨機應變こそ宜しからん」と云ふに、兵部は又問ひて「其臨機應變といふ事、我等不器用なれば何と言譯せられんや」と有りければ、甲斐答へて、「扨々御勞しき事かな、然らば明日にも御吟味あれば、某は何にも存ぜず、甲斐こそ委細存じつらん、甲斐を召寄せられ御吟味成し下され候と罪を某に讓り給へ、尤も龜千代の後見に有りながら其事を知らざるは不審至極なりと御尋

が、先今日は御苦勞の御禮旁々取る物も取敢へず御召に依つて參上仕りたれば、其邊は未だ能く聞取り申さず」と震ひ上りて云ふ。其體のいと氣の毒に見えければ、雅樂頭殿も良暫く思案の體なりしが、兵部に向はれ、「只今申聞らるゝ儀最早御咄に及ばず、對決近きにあり、一兩日中に吟味有れば其覺悟致さるべし。扨同役共皆々擧て安藝は辯舌と云ひ忠直と云ひ利運なるべしと評判致せば、所詮其許の辯舌にては勝たん事存も寄らず、依つて立歸り今晩中に甲斐が了簡を借り評定の席へ罷出でられよ。我等に於ては今日板倉が申分と云ひ、何とやらん趣意有る樣に聞え候。尤も板倉は新役の分として己が小怜悧に任せ、同役の者共を指越し一人事を執行ふ體、我等が前をも憚らず無禮至極の致し方とは申す者の、吟味の行屆かざるにも有らざれば兎角は云はれず。併しながら某も今は意氣地になれば善惡共に御手前の勝利なる樣に取計らふべし。是日本魂なり。必ず力を落さるゝ事なかれ」と酒肴抔出さるゝに、兵部は酒も咽に通らず、早々御暇申上げければ、雅樂頭殿、「呉々も甲斐が了簡を借られよ」とて奥へ入りれければ、兵部は太田彌兵衛に向ひ「何分御前宜しく賴み奉る」とて、這々の體にて屋敷へ立歸り、早速甲斐方へ使を立て、御意得度由申遣しけるに、甲斐早速入り來れば、兵部顏色土の如くに成りて雅樂頭殿の御前斯樣々々の體なりと物語り、「此は如何すべきや、殊に安藝が方に先達て神並

る哉安藝、奇なる哉安藝、士なる哉安藝」と高々と稱美せられ、雅樂頭殿の方を尻目に屹度白眼まるゝに、雅樂頭殿顏色變られ、最不興氣にて大和守殿に向はれ、「御苦勞に候なり、卒退出致さん」とて內膳正殿には御挨拶もなく座を起たれたれば、其日の評定も是迄にて皆々退き給ひたり。其夜雅樂頭殿より兵部少輔へ御使を以て御相談の趣旨之有れば御入來相待つとの事なれば、兵部少輔は今日の時宜如何と胸を痛め居りし折柄なれば、密に女乘物に乘り芝口の屋敷より雅樂頭殿が神田の屋敷へ行くに、雅樂頭殿の公用人太田彌兵衛が案內にて居間に通り、時の挨拶杯濟みて雅樂頭殿申さるゝ樣、「今日の吟味安藝が申立一々理有りて且慥なる證據ども夥多しく持ち居る由、殊に天下御法度の毒藥の調合を其許には頼まれし由、是は多分安藝が僞成らん、豈夫其許には身の程も顧みず左樣の恐しき巧は致されまじ。凡そ士たる者大小となく事に臨み刃物を持つて人を害すといふ事はあれども、毒藥などといふ計略は死しての後迄の恥なり。扨今日の次第は斯々なりし」と話され、「右の覺えありては兎角はなく其許に不屆なり。樣子に依つては對面も是限り成るべし」と苦々しく申されければ、兵部平伏して、「右安藝が訴の趣旨悉く存ぜずと云ふにも有らず、然りながら私とても生れ立の武士なれば、毒害、毒殺などいふ卑劣の企をなさん、是は安藝が僞なるべし。但し甲斐は覺え有るか、立歸り吟味致さん

宗近習に召使ひ候增田小右衛門、鮎貝靱負と申す者兩人龜千代が爲を存じて政道の猥ヶ間敷を歎き候得ば、右兩人の役儀を取上げ國元へ追下し、都て佞人の樣に申觸し、且又私此度召に依つて罷登り候に、右惡黨渡邊金兵衛を以て私上著を指止め候樣每度申越し候。是等己が惡事の露顯せん事を恐れ申す故に候。右の旨趣綱宗方より箇條書を以て私方へ申越し候を、途中にて奪取り却て僞書を拵へ、私方へ指越し候段如何にも主人を蔑に致す仕方、法外千萬に存候。此儀綱宗以つての外腹立仕り、糺明致し候樣にも申越し候得共、事既に臺廳に達し奉り、御糺明願ひ候上は、內分の詮議却つて恐れ入り奉り候と右は糺明も致し申さず候。追々の願不届にも思召さるべく候得ども、是等の儀は私江戶著の後に承り候惡事に候間、追つて申上ぐべく候。何事も御慈悲を以て御糺明下し置かれ、伊達家安泰に治り候樣仰付けられ候はゞ、有難き仕合に存じ奉り候。假令龜千代當時幼少に候得共、私始め家來ども申合せ、公邊向の御奉公並に國役の儀手支なく相勤め申すべく候」と、安藝が口上訴狀の旨趣に少しも相違なく、殊に此日は言語滔々として水の流るゝが如く、前日に倍して己が心に欲する處を述べけるは、恰も傍人なきが如く、更に諂ひ飾る事なければ、滿座の諸侯耳を欹て心耳を清し、兎角の儀を申す者一人もなく、目を見合せて控へられける。內膳正殿安藝が大丈夫なるを深く賞せられ、「天晴な

然はなくて却つて惡道に導く事是を何とか言はん、數度諫めて用ひられざる時は是を一門に告知せ評定こそ有るべきに、一向其儀にも及ばず、先達ても申上げ候通り、隱居綱宗行跡の事、然も大行に申觸し、度々諫め候へども聞入れられず、以ての外風聞惡しく、御役人衆中より御內意も是有れば據所なく申遣し候などと書認め差越し候へば、實に左樣の事と存じ候に、御當地參著の上承り候得ば、一向諫め候事もなく、却つて男達とやらんを召抱へ渠等に惡事を進めさせ候由、尤も綱宗隱居致し候時分は右の者共皆暇指出し候とは申しながら、兵部少輔己が方へ引入れ侍に取立て、近習に召使ひ事の便と致し候段々、是等にて御推量下さるべく、其上私江戸著の節綱宗方より私へ申越候儀に付、驚き入り候事あり、其譯と申すは、品川に罷在る隱居綱宗方へ渡邊金兵衛方より美酒の由にて一樽送り申候が、禁酒の砌に酒を送り候事不審に存じ、近習役杉村源次郎と申す者に毒味致させ候へば、立處に相果て申候。是全く鴆毒かと存じ候。其外內々綱宗を卽時に失ひ申すべき由に候。又政道の執行餘りに猥りがましく候へば、綱宗より指圖致し候に散々惡口致し越し候由、且又今村善太夫、志賀右衛門、濱田市郎兵衛、橫山彌次右衛門と申す者を綱宗方へ遣し、猥に公命を假り奉り自害を勸め候由、右今村、志賀、濱田、橫山四人の者は目付役元締兼帶相勤め、江戸表に罷在る兵部少輔無二の者に候。其外綱

に、松前鐵之助、淺岡兩人是を見咎め危難を防ぎ申候へば、其後僞書を作りて鐵之助、淺岡の兩人を罪に落さんと計りしが、是は兩人共貞實の者にて、龜千代が側に附在りては謀計の妨に成らんと存じ、斯くは計りし事と相見え候。尤も右兩人江戸表に罷在れば、御不審も候はゞ召寄せられ御尋ね下さるべし。且又忍びを入れ私を殺さんと計り候其故は、小十郎、安房、私共三人に威を爭はしめ確執を起させんとの謀計にて、又仙臺の侍劍持新五左衛門と申す者を謀計を以て己が手に引入れ、連判狀を拵へ徒黨を集めさせし事、並に江戸表に又候忍びを入れ龜千代を殺さんと致せしが、松前鐵之助是を召捕り、即時に吟味致し候得ば、荒木和助とて兵部が家來に候。右の儀も鐵之助より兵部へ申遣はせしに、兵部早速駈付け、右和助に毒を呑せ即死致させ候へば、如何樣の儀と申す事も相分り申さず、斯樣の儀ども巨細は演舌に及び難き程に候。此外公命を假奉り萬事我意を振ひ、我に諂ふ者は筋目なくさしたる奉公も仕らざるに是を取立て立身致させ、己に疎き者は是を憎み、咎もなきに多年の勤功をも顧みず其職を剝ぎ候へば、自然と奸佞の族のみ多く、愚昧なる者は兵部、甲斐が勢に怕恐れて隨ひ、賢直なる者は隱れ退き候。斯くの如く候ては家治るべき筈なし、畢竟龜千代幼少にて自分政道を執行はざる故の儀とは存じ候へども、臣として其君の政道正しからざれば是を諫むるは當然の儀なるに、

候。後日御不審の儀も御座候はゞ、右三左衞門を召出され御尋ね下さるべく候」と委細に申上げければ、此時內膳正殿には「右證據の書物等指出す樣申付け候はんや」と雅樂頭殿の方に向はれ申されければ、雅樂頭殿仰せには「今日は早晩景に及びたれば重ねて相糺すべし」とて、其日は御役人中皆々御退出相成りたり。

○安藝評定所へ召出さるゝ事 幷 兵部甲斐と相談の事

斯くて又同月二十二日伊達安藝を召出され、御役人前の如く御列席にて御吟味をば始められ、先板倉內膳正殿安藝に向はれ「先日申述べし所に相違なき哉」と御尋あれば、安藝は謹み「言上の趣重言に相成り恐入り候へ共、龜千代毒害の事當時江戶表に罷在り、近習頭相勤め候松前鐵之助と申す者、幷に龜千代が乳母淺岡と申す者兩人是を能く存じ、兵部、隱岐守兩人方へ早速申遣せしに、兵部一人馳付け參り、手醫者大場道益と申す者、竝に料理人園田善兵衞を始とし、女子共まで有無の詮議に及ばず卽時に十餘人迄打捨にせし事、右の者共は兵部同心の者共にて、白狀に及ぶを恐れての儀かと存じ付候。夫のみ成らず荒木和助と申す足輕小頭役相勤め候者を語合ひて龜千代を殺さんとし、又は怪しき物を造り拵へ龜千代を窮かさんと致せし

不審の廉少からず、然程由緒ある兵部少輔が何の故を以て本家を押領し、伊達の跡式を奪はんと巧むべき。譬兵部右樣念慮有りと雖も、仙臺の家中一面に是を知らず、汝一人九十里を隔てし遠國に在りて江戸表兵部が心底を見るが如く知りしも又不審なり。凡そ毒害毒殺は天下押均べて重き御法度なるに、夫を行ふは如何にも不審なり。江戸表重役の方より汝が方へ證據でも以て委細に申達したるや、外に證據にても有るや。大切の御吟味なり、詳かに申上ぐべし」と仰せらるゝに、安藝愼んで申上ぐる樣、「御不審の趣旨恐入り奉り候。尤も奥山大學と申す者奉行職にて甚だ律義の者に候が、去頃五ヶ年計江戸詰仕りしに、兵部少輔、甲斐兩人が取計如何にも合點參らざる事のみ多きにより、ふと心付きて病氣と僞り、内證の體にて兵部、甲斐が樣子委しく見透し仙臺表へ立歸り、某迄内意申通じ候が、此は大學儀渠等兩人に意趣有りて右樣讒言を構へ候やと、然計にも存じ申さゞりしが、しかし聞捨にもならずと仙臺の役人共へ内々評議仕り候所、先々指控へ候樣にとの事故差延し罷在り候内、毒害毒殺等及び其外忍の者を龜千代が居間へ入候趣、兵部、甲斐が腹心第一の味方神並三左衛門と申す者某方へ駈込み委細申聞候には、只今迄兵部甲斐同樣惡心の者に候が、今日本心に立歸り申候と我罪を顯し反忠致し候に付、柴田幸右衛門と申す者に國元にて相預け置き候を此度江戸へ召連れ罷登り

に手段仕り、綱宗少しく仁愛の心起らんとすれば、婬酒を以て益惡道に陷らしめ、世上に惡名を言觸すを以て事とし、夫にても飽足らず綱宗の命を取らんとし、男達とやらん申す者を召抱へ、紛れに乘じ刺殺せなど申付け候。是等の儀は申すも恐しき巧にて、其後綱宗隱居の砌も、其身番大の威を以て本家を押領せんと仕りしかど、上の御慈悲を以て龜千代幼年の間は兵部少輔、隱岐守兩人相後見の旨仰付けられしが、夫よりは後見の名を借り公命を犯し奉りし我儘に依つて、家中騷動仕る事度々なれど、隱岐守には家を隔て居る事なれば、一向本家の政事に構ひ申さゞれば、彌兵部一人我儘仕り、後見の名に寄せて諸士の面々へ無禮を働く事、屋形綱宗よりは遙か勝り候て、家中の諸士恨を含む事大方ならず。其後兵部伊達家になき政道二十四ヶ條を設け、民を苦め己が勢を振ひ、愈逆意相募り、伊達式部と申す者に言付けしが、預り地谷原の儀を以て事を起させんと計り、又大場道益と申す者に押して毒藥を調合させ、右毒藥を以て幼主龜千代を害し伊達の家を押領せんと企て、事仕損じて己が惡計の顯はれんを恐れ、隱岐守を出抜き多くの人を殺害せし成敗、法に過ぎたる事共にて、斯る惡事の數々目安の通り法外の事ども擧げて算ふるに遑あらず。猶此外の儀は御尋に就いて言上仕るべし」と澱なく言上せしかば、內膳正殿眉を顰められ安藝に對ひ「汝が言ふ所理有るに似たりと雖も、未だ

り」と仰せらるゝに、滿座皆思ひの外なる内膳正殿の一言に興をさます程なれば、雅樂頭殿は快然たる有樣なり。此時安藝は頓首して、「御不審の趣旨恐れ入り奉り候。併し先主綱宗に婬酒を勸め佞人を側近く指置き行儀を亂せし兩人が心底甚だ深き趣意有る事にて、綱宗儀直正の生なるは兼々上にも知食さるゝ所にて、此度の儀は一朝一夕に申上げ難く、甚だ迷惑仕るなり」と申述べけるに、内膳正殿重ねて仰せらるゝは、「申開かざれば其趣意暗く、其方存じ付を申述べよ」と仰せられければ、安藝は妻木彦右衛門に向ひ、「只今内膳正樣御尋の趣旨畏り奉り候。然しながら御歴々樣方に對し直答恐あれば、彦右衛門樣まで申上ぐるなり。綱宗を惡道に導き候話と申すは、右兵部少輔儀は先主政宗の十三男にて、當時伊達の家中にて緣者共の上座を仕り、殊に政宗の愛子にて陸奥守忠宗に至り諸侯竝に召出され、御奉公仰せ付けられ候樣相願ひ候程の勢の者にて、仙臺家中の尊敬大方ならざれば、自然と權威に誇り身の程を相忘れ、御緣邊の宜しきに任せ本家の跡式ならざるを恨み、綱宗を押倒し自分綱宗の跡式を押領せんとするより、當時奉行役たる原田甲斐と申す者と謀り、綱宗の好まざる美女を抱へ酒を勸めて怒りを發さしめ、樣々の方便を以て婬酒にふけらしめ候間、近臣亘三平と申す者見るに忍びず諫書を指出し候を、兵部少輔が指圖として斷罪に行はせしめ、自然と家中の者共に綱宗を見限り候樣

一大目付　高木伊豫守　天和二年戌十月十二日より。
一同　本多善右衛門　天和二年戌十月十三日より。
一同　黒川丹波守　寛文二年八月十六日より。
一同　妻木彦右衛門　寛文二年寅八月十二日長崎奉行より。

右の御役人御出席あり、伊達安藝程なく召出され、御用番内膳正殿は正面、大和守殿は三間程脇奥の方、雅樂頭殿は奥深く、各座を定められたり。此時内膳正殿安藝に向ひ、「先達て兩度に指出す目安二通三十四箇條願の趣旨、相違なきや如何」との此尋ねに、安藝平伏し控へければ、妻木彦右衛門高らかに右の目安を讀上ぐる。内膳正殿又もや安藝に向ひ「其方訴の趣旨不審少からず、依つて今日吟味を遂ぐるなり。先隱居綱宗正直の性質なるを、兵部少輔、甲斐謀つて酒を勸め色に淫したりと有れど、綱宗生得婬酒の二つを好まざる性質ならば、何ぞ是を勸むるも其事に淫るべきや。又好まざる色慾を勸めたりとて兵部少輔、甲斐何の益か有らん。又其方仙臺に有りて何ぞ江戸表の儀を見るが如く知らんや。察するに其方兩人へ異趣を含みて斯樣の儀を申立つる事と覺えたり。遠き譬に、伽羅に梟の露引して蒜を好むと言ひて、面々好むあり好まざるあり、下戸に酒を勸むるとも何とて心亂れて酒を呑まんや、色情とても又同じ事な

の御膝元へ寄られ、只今大和守へ熟談仕り候趣旨斯様々々と委細に述べられ、「何分訴訟人伊達安藝を召出され御吟味仰付けられ候樣に」と申し達せられしに、雅樂頭殿顏色變らせながら、「如何にも」との仰なれば、二月二十日安藝を評定所へ召出さる。尤も此時分は評定所なければ、御老中御用番の宅にて評定に及びしなり。此日差添蜂屋六左衛門、其外徒目附兩人なり。

此日列座の諸役人には、

一御大老　酒井雅樂頭忠淸　父は雅樂頭忠孝、承應元年辰六月十一日御大老となり、當年迄十八年。

一御老中　稻葉美濃守正則　父は正勝、明曆三年九月二十八日御役付、前名は宇右衛門。

一同　久世大和守廣之　父は三四郎廣信、寬文三年卯八月若年寄より。

一同　土屋但馬守數直　父は民部少輔忠直、寬文五巳年十二月廿二日若年寄より。

一同　板倉內膳正重知　父は重昌、寬文十年七月京都より召され辰の口屋敷を賜る。

一若年寄　土井能登守利房　父は大炊頭利勝三男、寬文三年卯八月十六日御役仰せ付けらる。

一同　永井伊賀守直康　寬文五年十二月二十一日御役。

一同　戸田山城守忠政　寬文十年二月十四日寺社奉行より。

一同　本多長門守忠利　寬文十年三月十五日寺社奉行より。

殿まで指出し、何分御吟味成し下され候樣願れしかば、内膳正殿是を請取り給ひ、登城の節御用所に於て御老中列座にて件の書付を久世殿の前に指置れ、「先達つて申入れ候通り、龜千代家來安藝目安の趣旨願ひ出でたり、如何御計ひ成され候思召やらん。斯く延引の儀私に於て承知致さず、思召の程承り度く」と申さるれば、大和守殿聲を密め給ひ、「先達ても申す如く、兵部悴市正事酒井殿の緣邊有れば、此願取上げ候は何とやらん遠慮勝にて難儀至極なり」と申され、雅樂頭殿の方へ眴せせらるれば、内膳正殿聲を荒げ、「此は不審至極の仰かな、各我等は何樣の役儀を致し候や、私の緣邊に因りて事を後に延し候事や有るべき、屹度吟味致し善惡を正すを以て我々が役儀とす。然るに何ぞや私に疎きを以て是を遠避け私に親しきを以て是を濟すとは、是役儀を失ふの基なり。自餘の者を誡むべき職として何ぞ左樣の不束の儀相成るべきや。各我等は何樣の儀を以て役儀と致すや。忝くも將軍の御目代として日本國中の政道を預り、邪正善惡を糺さずして止まんや。私の事すら善惡親疎有るべからず、況や天下の政道諸侯の家の興廢おや。善惡を糺さずんば有るべからず、私の儀を重んじて公の儀を輕んずるは、天下政道廢滅の基ならん」と大音聲に座中を見廻し申されければ、大和守殿默然として言葉もなく、座中靜り返つて目と目を見合する計なり。内膳正殿暫くあつて御座を立たせられ、雅樂頭殿

宗隱居の後は堅く酒を禁じ候に酒を送りし事を怪みて、杉村源次郎と申す者に毒味致させ候得ば、立處に命を落す、是則ち毒酒に御座候。臣として其主を害せんとす、其罪重し。是を糺し度く存じ奉り候事。

一内々徒黨を企つる事、成就せば隱居綱宗を殺さんと企つる事。

一今村善太夫、志賀右衞門、横山彌次右衞門、濱田市郎兵衞等を綱宗方へ遣し、猥に公命を借り奉り度々自害を勸め候事。

一綱宗近習に仕り候益田小右衞門、鮎貝靱負兩人、龜千代の爲を存じ政道邪成るを歎き、綱宗指圖の通り申達し候得共、兩人共惡人と申存じ其役を召放し國元へ追下し候事、尤も右兩人は龜千代に至り小姓頭相勤め候者に御座候。

一私儀去秋願書差上げ候得ば、御糺明として召登され候處に、渡邊金兵衞を以て綱宗へ安藝登り候事を指留め候得と節々申越し候事、則ち己等が惡事顯れん事を恐れての事なり。然りながら公命を輕じ奉る樣に存じ奉り候。

一私儀江戸著仕り候時、綱宗より箇條書渠等が惡事を申遣し候事。

本文の通り隱居より書認め直し、寛文十一年辛亥年二月十五日の日取にして御用番板倉内膳正

一先君の政道を改め新法を以て國を惱す事。
一大場道益を談合ひ毒藥を賴みし事。
一謀書を以て淺岡、松前鐵之助を罪せんとせし事。
一龜千代へ渡邊金兵衞毒菓子を上げし事。
一荒木和助を龜千代が寢間へ忍せし事。
一忍びの人を以て片倉小十郎家來と號し某を殺さんと致せし事。
一田村隱岐守を出拔きし事。
一人形を造り龜千代を呪ひし事。
一人を殺すに同役田村隱岐守に知らせずして罪せし事。
右の條々罪對決を以て兵部少輔が惡事安藝糺し度奉ㇾ願候。恐惶謹言。

松平龜千代家來
伊達安藝宗重

寬文庚戌年九月

隱居綱宗より遣し候七箇條

一品川に隱居仕り罷在り候先陸奧守綱宗へ、渡邊金兵衞と申す者美酒一樽を送り候處、綱

風情して止め申候事。

一男達の者を召抱へ候事。

一兵部少輔後見職を望み我意に任せんと巧みし事。

一罪なき百姓に歩役の事。

一伊達、式部に勸め某を掠め候事。

一谷原地見分跡の事。

一四人の撿使に頼みし事。

一謀計を成し撿使新五右衛門に惡意を添へし事。

一連判狀を拵へ徒黨を成す事。

一公命を借り奉り萬事我意を振ふ事。

一綱宗を勸め高尾と云ふ傾城を請出せし事。

一其後薄雲、勝山と云へる女郎身請相談の事。

一伊達采女に切腹させし事。

一同じく七十郎斷罪の事。

公に御供して武勇を顯し候事、御先祖政宗公眼前御覺有りて御感の餘り之丞が三男を御貰受有りて御家來に加へさせられし、其子孫たる六左衛門が假初にも不忠の思慮有らば先祖の武功も水の泡、子孫の恥辱是より大なるはなし。此上は老母妻子を人質に入れ置かば、御疑晴し給はるべし」と義心面に顯れければ、宗重忽ち心解け「此上は何とて氣遣申すべき、然るにても存寄らず斯る忠心の有る事、幼君の御爲御家長久の基なり」と悅びて六左衛門を伴ひ評定所へ出でにけり。

○伊達兵部原田甲斐惡心二十七箇條口上書の事

一先主綱宗儀直なる生得に御座候所、兵部少輔、甲斐謀りて酒を勸め色に耽らしめ、佞人奸佞側近く置きて行跡を亂せし事。

一政道猥ヶ間敷に付綱宗より指圖に及び候處、以ての外惡口仕り候事。

一近臣亘三平と申す者諫言致し候得ば、兵部甲斐是を謀りて罪せし事。

一兵部、甲斐兩人諫むべき職として一度も諫言に及ばざる事。

一中村四郎左衛門諫め候砌、酒の上にて機嫌惡敷折柄、手討に致され候を空々敷知らざる

ける故、外記計連れて出で行きける。六左衛門は夫より安藝が方に行きて急に面談仕り度由を申入れければ、安藝聞きて不審ながら面談せしに、六左衛門申しけるは、「扨も柴田外記我輩抔は譜代の臣として、兵部甲斐が邪心の權威に從ひ候段、嘸云がひなき者共と思召しつらんが、併し我本心は全く逆徒に組せしならず、外記と密に申合せ、表向は渠等が下知に隨ひ、逆意を聢と見屆けん爲にて、近年雅樂頭殿を初めとし諸役人方へ不時の付屆段々事重くなり、先例に是なき音物夥しき事に候。拙者每度立障り返禮の文通、後日の證據にも成るべき書類悉く集め置き候を貴公へ御渡し申すべし。今日より外記、六左衛門心を顯して忠を盡し候へば、必ず御別心下されまじ」と云ひければ、安藝熟聞きて、「人もあれ各に於ては不義の心底有るまじとは存ずるなり。併し夫程深き御了簡の有らば兼ねて仙臺表へ御內通でも有るか、又は淺岡、松前等に申合も有るべきに、左樣の沙汰も無きは何故に候ぞ」と咎めければ、六左衛門「凡そ忠義に品有る事申さずとも御存じの儀ならんが、外記と拙者が申合せは鬼神にも知らせじと互に愼みたればこそ、偵の甲斐さへ今日迄悟得ず、我々斯く存分に仕課せ候、其間の心遣如何計ならん。然るべく御察し下さるべし。某先祖は蜂屋半之丞と申す德川譜代の士にて、太閤秀吉公相州小田原御陣の時、家康

其座を立たれしかば、諸役人も退散有りて其日の評議も果てにけり。

○兵部少輔評定所へ召出さるゝ事 并 蜂屋六左衛門が事

兩度の吟味に安藝が詞嚴重なりしかば、同二十五日兵部少輔を評定所へ召呼ばれ、例の御役人方御出座、大和守殿、内膳正殿御立合にて安藝が訴の箇條を御尋ね有りけるに、兵部逐一に承り、兼て甲斐と申合せし事なれば、「委細の趣旨某夢存寄らざる事どもなり、依つて返答仕るべき樣なし。併し原田甲斐は委細存じ罷有るべし」と有りければ、大和守殿、「然らば其許には御尋の趣旨はなし、退出候へ」と仰せらるゝ時、内膳正殿は、「此一埒既に事極り候」と有りければ、大和守殿、「詮議未だ中半成らざるに、何を以て其實否を見屆け給ひしや」と尋ねらる。内膳正殿、「然ばに候、毒藥を用ひ罪無き人を殺害し、事茲に及び其科を他に讓らんとする逆徒の言葉と、明語堂々たる忠臣の語とは黑白の相違なり」と申されければ、雅樂頭殿又もや不快の體に居られ、兵部は赤面してすご〳〵と退出せり。

兵部は其朝奉行職柴田外記、留守居役蜂屋六左衛門の兩人を伴ひて評定所へ出でんと支度しける時、六左衛門來りて、「拙者儀殿の急御用出來あれば、御後より參上申すべし」と言ひ

簡に及ばざるとて大老の耳に入れ、假初にも依怙贔屓有らば天の威德如何がせん。其邪正を正す役に居て親疎の隔を成さば、何を以てか天下の善惡を正さるべきや」と有りければ、大和守殿默然として言葉も無かりしが、止む事を得ず雅樂頭殿へ申達し、安藝を評定所へ召出され、願の趣旨御吟味有るべきに極り、二月二十日出席の役人大老酒井雅樂頭殿を先として、御老中稻葉美濃守殿、久世大和守殿、土屋但馬守殿、板倉內膳正殿、若御年寄土井能登守殿、本多長門守殿、寺社御奉行、大目附衆、町奉行、御勘定奉行、御日附の掛り大井新右衛門、妻木彦右衛門、其外諸役人列を正して傍に座せられ、安藝を召出さるゝに、六十に近く頭半白なるが、威あつて猛からず、田舍育とは言へ斯る晴間敷席に出でて少しも憶せず無骨ならず、流石大家元老の臣と見えたり。其言語靜に應對滯らざるは、胸に忠義を納めて邪曲の思慮なき故と知れたり。先達つて指上ぐる處の訴狀を以て段々御尋有りしに、安藝が口上厘毛の違なく申上げたり。同二十二日又々召出され、再吟味有るに、滔々として水の流るゝ如く、傍に人なきが如くに述べ、更に蹈ひ飾る詞無かりしかば、諸役人衆其器量の程を感ぜらるゝ中にも、內膳正殿には一層感じ給ひ「嗚呼士なる哉安藝、其威鷹の如く其體鷲の如き天下執權職の列座の前に出でて麁忽無かりし事よ」と賞美し給ひ、雅樂頭殿を屹度見られけるに、忠淸は只不興氣にて

して蟲抔も夏の如く多く出で天井に止りたるが、此湯氣に當りて茶瓶の元へばら〳〵と死し落ちたり。安藝は見て屹度心付き、彼女を側近く招き、「我此度は萬事に用心すれば、家來共にも氣を緩さず、心安くする者は其方一人なり。留守の内は猶更の事、然るに今日火もなき茶瓶の水乾き、又茶の湯氣に當りて蟲の死したる體如何にも不審晴れず、其方急ぎ此茶の毒味せよ」と云ひければ、女は赤面して一言もなければ、安藝笑つて「既に先刻水を持出でし時汝が異心有る事早くも顏色に顯れたり、我何ぞ油斷して汝等が術中に乘らんや。眞直に白狀せよ、左なくば彌罪重かるべきぞ」と責問ひければ、女大に恐れ入りて有りし次第を逐一に白狀しければ、安藝熟と聞き「子に迷ふは世の親心、有間敷事にも非ず」と急ぎ夫彌兵衛を呼寄せ、夫婦共に押込置き、然あらぬ體にて居たりける。

○安藝初めて評定所へ召るゝ事

伊達安藝再び訴狀を指出しければ、板倉内膳正殿、久世大和守殿へ御内談有りけるに、大和守殿仰せけるは、「兵部少輔は雅樂頭殿親しき緣者なれば、安藝が訴極めて難儀なるべし」と申さるゝに、内膳正殿重ねて、「各我等辱くも將軍家の御目代として國家の政道を與る身が、我了

養子として望の聟を取らすべきに、云はれざる忠義だて、夫の思慮を水にし娘を捨てしとて、他人の某用捨すべき樣なし。眼を剔り耳鼻を劓ぎ、手足の指を扱取りて嬲殺にすれば見物して悅べ」と氣色を變へて言ひければ、女房は身の出世よりは娘が嬲殺の肝に應へ、悲しさ遣方なければ、思案して申す樣、「成程一味仕るべし、併し安藝殿此度は殊の外用心深く、食事も大方は御殿にてせられ、適々宿にて遊ばさるゝも人手には掛け給はず、自身居間に於て煮焚せられ、私一人手傳申せども其吟味大方ならず、水さへ御妹子の方より水注子にて取寄せらるゝ故、毒害すべき透間とて有らじ」と云ひけるに、甲斐聞きて、「然らば安藝が留守を窺ひ、其水へ此粉藥を放し置くべし。必ず氣後して悟らるゝな、親子が立身此時なりと勇み、事を仕課すべし」と念頃に云含めければ、女房は粉藥を請取りて立歸り、安藝が方に行きて折を窺ひ居たりける。其翌朝安藝は自身に飯を焚きて御殿へ出でしが、跡に彌兵衛が女房は水注子の内へ彼藥を入置きける。安藝は八つ時頃宿へ歸り、茶を沸さんと茶瓶を見れば水一雫もなし。今朝出でし時火を能く鎮し置きたれば沸干くべき樣もなく、不審ながら、「水呉れよ」と呼ぶに、彼女あつと答へて水注子を持出でしが顏色只ならず、安藝彌怪みながら茶瓶に水を入れて沸せしが、漸漸炎立ちければ蓋を取りて見るに、湯氣颯と立揚り氣味惡き匂せしが、此春は例年より暖氣に

失ひ、返答も出でざれば、甲斐其心を察し、隱し置きたる娘を引出し、「汝是を知りしや、人質を取置きたり。子を愍然に思はゞ一味せよ」と退引させぬ手詰の仕方に、彌兵衞益々驚き歎き、「私年寄まで御奉公いたし苦勞仕るも、娘を成人させ相應の聟を取らせん事を只々樂みとすれば、千萬兩にも替難き娘が命、此上は異議なく仰に隨はん。併し女房は心猛々しき者なれば、御指圖に隨ひ申すまじ、此處如何仕らん。とても叶はぬ事にて憂目を見んよりは、娘に先立ち相果て度く」と不覺の涙に沈みける。甲斐笑つて、「汝さへ一味すれば、女房には合點させる仕方あり。氣遣するな」と云ひければ、然ればとて彌兵衞は神文に血判を据ゑければ、甲斐請取りて、「其方宿へ歸り、何氣なき體にて女房を予が方へ遣すべし」と云ふに、彌兵衞は畏まつて女房が安藝方より歸るを待兼ね、「甲斐樣より何か御用の由にて召るゝなり」と云へば、女房も不審ながら急ぎ行きけるに、甲斐は娘を引付置き、「安藝毒殺の事に彌兵衞先達て同心せり、其方も速に同心せよ」と云ひければ、女房も大に驚きしが、「餘りと申せばお情なきなされ方、假令娘が殺さるればとて御恩深き古主を毒害仕らんや。夫彌兵衞云がひなく一味仕るとも、輕き身ながら武家の女房、未練の心は起さじ。親子共に疾々殺させ給へ」と歎きけるを、甲斐聞きて、「其方同心し首尾能く仕課すれば此上なき手柄、夫彌兵衞は千石の知行の主とし、娘は予が

の吟味第一と思ふなり」と答へしとかや。爰に其頃足輕の小頭に木戸彌兵衛と云ふ者有り、渠が女房は若き頃安藝方に數年茶の間の奉公し、夫より彌兵衛方に嫁し娘一人儲けしが、此娘生得十人並なりし故、月花と詠め成長を樂みしが、最早今年は十一才になれど、元來小給の者にて育つべき力なく、江戸勤役申付けられ、妻子共に上屋敷へ引越しけるに、時榮く役人の今村善太夫方へ人頼して、何卒奥樣の御茶取に成され、末々針業躙書にても覺えさせ申度由願ひけるに、當時善太夫は兵部が蔭にて非道の榮華に誇り、人多く召使ひける故、其は安き事なりとて早速引取り女房が側にて小用を足させ、慈愛を加へ指置きける。然るに今度伊達安藝出府せしと聞き彌兵衛が女房は大きに悦び、早速見舞ひて勝手の手傳抔しけるを、安藝滿足に思はれ、兼て心知りたる者なれば隔心なく賴置きけるに、彼原田甲斐此等の譯を委しく知り、急ぎ善太夫が妻の方へ申遣し、件の娘を己が方へ呼取り置き、頓て父彌兵衛を急用有りとて呼びければ、彌兵衛御家老の御召何事やらんと胸轟き、番袴引掛て早々甲斐が方へ行きければ、小座敷へ通し對面して小聲に成り「此度安藝が江戸へ登りしは、去年中兵部殿と予が罪科を公儀へ訴へたるに付召されたるなり、是に依つて渠を害せんと欲すれ共用心嚴しく其透を得ざれば、其方が女房を以て安藝を毒害せんと思ふなり、汝先同心せよ」と云ふに、律義の彌兵衛大に驚きて色を

なん。重知生得て實義深き事、諸侯太夫よりの進物披露ある時は畏つて受納し、後　家親類の埋れ居る人々へ送り、餘計は家來等へ配り與へらる。或人問ひ、「諸方よりの音物の品々御戴き成され候は如何なる故ぞ」と尋ねければ、重知笑つて、「御不審道理なり、自分儀は君父の賜の外は聊かにても他に受くる事なかりしが、今斯る御役儀を勤むればこそ內膳正を見出して尋ね給ふなり。此大小の進物品こそ異れ、皆上より拜領仕る物と存ずる故、頂戴申すなり」と答へられけるとなり。斯くの如き器量有ればこそ大老酒井雅樂頭殿の權威に追從せず、奧床しき人柄と世の人目を付けて賞せしとかや。重知の惣領伯耆守重良二萬七千石、近代備中庭瀨の領主にて、二男は內膳正重道三萬石、近代奧州福島の城主にて、子孫永々繁昌せられける。

○足輕木戶彌兵衞夫婦逆徒に組する事

却說伊達安藝が初めて御殿へ召されし時、淺岡密に申しけるは、「扨も逆臣の輩專ら毒藥を用ふる由、今更申すにも及ばざる儀ながら、大切の御身なれば此節柄別して飲食に御心を付けられよ」と、安藝打點頭き、「其段仙臺迄も隱れなく、殊に今度は深き了簡有りて心知りたる家來共は皆國元へ殘し置きたれば、道中も食事は勿論、萬事に心を付けしなり。成程逗留中飲食

松平甲斐守輝綱、水野監物忠吉、青山大膳亮幸利、此四人を四天王と沙汰せしと。是より前六年前萬治三年子六月二十八日大坂城内に雷落ち、爲に焔硝藏に燃え付きて大石を飛し砂を降し、人多く損ぜしが、此時も青山大膳亮尼ヶ崎より多勢を卒し馳來りて防がれしといふ。斯くて寛文五年巳十二月御奉書到來して內膳正殿江戸へ召下され、同二十三日老中仰付けられ、翌年七月侍從に任ぜられ、御加増二萬石拜領有りて下野國烏山の城主となり、同八年より三年の間諸司代を勤めらる。然れど前役牧野佐渡守親成仕置仁心に過ぎて、三年の間死罪一人もなければ、隨つて罪科の者多くなりしより、內膳正殿悉く糺明して磔のみ一度に三十七人行ひ、粟田の往來三日留めたりとか。依つて忽ち靜謐し、惡徒法を犯す者稀になりしと。同十一年江戸に召され、本役に再仕して辰の口の屋敷を賜りける。（伊達騷動公儀へ達するの前年なり）

內膳正殿先年本所に住居せられし時、咬菜軒と云ふ三字を野間三川法眼に書かせ掛置かれ、前栽を占し手作の野菜を大厦高堂へ捧げて外に求る心なく、大坂、京都へも其額を持せて掛置かれ、後辰の口へ引移られても斯くの如くなる故、野間法眼或時此額を珍重せらるゝ事を尋ねければ、內膳正殿「我不肖の身を以て今既に老中の列に加はれど、奢に移り易きは世の人の常なれば、爰を思ひて昔本所に幽なる住居せしを、片時も忘るまじき爲なり」と挨拶に及ばれしと

面に消防の事を相談せらるゝも、天守高ければ消すべき術なく、只御殿と兩門櫓の上に落ち來る火子を防ぐのみ。終に其夜亥の下刻御天守五重目一段燃落ち、三日卯の上刻迄に五重とも殘らず燒失せしが、多門、櫓は別條なく、人は一人も損ぜざりしと。此時大坂の町人等御城内に謀叛人にても出來しやと騷動して逃げ走れば、是を鎭めん爲町奉行には乘廻して鎭められ、玉造御門には渡邊丹後守與力同心並に家中一統にて持固め、大手御門には青山因幡守家來嚴しく相守り、俄に柵木を立て横矢を取つて假の門を立て、門内には假番所を構へ面々甲冑を著し、弓鐵炮を持ち指物馬印を差上げ嚴しく固めける。御加番松平佐渡守人數は皆一樣に猩々緋の鐵炮袋を襟に掛け合印となし、同役土井信濃守、仙石越前守、遠藤備前守等人數を繰出して消防に力を盡さるゝも、火勢盛に中々消ゆべき景色なし。此時内膳正殿下知を傳へ多門を引切り終に火を防ぎ止められ、御殿恙なし。時に尼ヶ崎の城主青山大膳亮幸利、手勢八十餘騎足輕四百三十人に火消道具を持せ、未だ火を消さゞる内三里の行程を早駈に乘駈け來り、城代因幡守殿へ由を申達し、京橋御門に内膳正殿が立置かれたる柵を拔かんとするに、強く入りて拔けざる故、内膳正が心懸を只管賞美せられしと、内膳正殿常々柵又は番所等を建つる用意し置きしかば、扨こそ斯る急變の間には合ひしなり。其頃世上に武道を嗜み、心懸能き大名は本多大内記、

し」と云捨てし儘奥へ立つて入りければ、甲斐一生になき面目を失ひ、偵の悪奸も惣身に冷汗を流し這々屋敷へ歸りける。後日度々の對決に内膳正殿、雅樂頭殿の權威を抑へ存分に理非を糺されしは、此時逆徒の底意を聞濟されし故なりとぞ。爰に内膳正殿の由緒を尋ぬるに、寛永十四の秋板倉主水亮重知今年二十歳、父内膳正重昌の先途を見屆けんと父と倶に肥前島原へ出陣なさん事を願はれしに、老中阿部豐後守殿の執計にて此願ひ相濟みける。翌年正月元朝父重昌討死せし城攻の時は、石谷十藏を以て父へ先陣を望まれし程の器量人なり。歸陣の上内膳正遺領三州中島の庄一萬五千石の内一萬石を相續し、五千石は次男甚太郎（後筑後守重直）に配分あり。重知其後大坂御加番、江戸御目附番、公家衆御馳走役度々相勤め、四代將軍家綱公御代寛文元年丑の夏御座の間に於て大坂御城番仰付けられ、此時より内膳正と改められ、攝州に於て一萬石御加增有り。同年五月十七日大坂參著先役阿部攝津守と代り勤めらる。同五年正月二日戌の刻大坂御城天守の魚虎の脇へ落雷、雷火忽地天守へ燃え付く、時に御目附久保半右衞門、内膳正殿へ面會ありて、「帶曲輪に焰硝數萬斤有る由兼ねて承り及び候、如何仕るべく哉」と伺はれしに、内膳正殿答へて、「斯る大難有らんも計り難ければ、其焰硝は皆某屋敷へ引取り候、心易く存ぜられよ」とて御番所等へ申付けられ、御城代青山因幡守殿其外御加番大番の面

は何程掛りても苦しからず。又其許御父子の禮御望に任せ申すべし。先是は當座の祝儀なり」とて金子五兩を與へ、娘へも吳服物帶の類を遣しければ、彼娘の親は大に悅びて、「御前の首尾は存ぜぬ事ながら、娘には何分宜しく申聞かせ候はん」とて、頓て板倉殿の屋敷へ行き娘に斯斯と言聞するに、娘も甲斐が音物に心動き、何の思慮もなく御機嫌を伺ひけるに、内膳正殿聞屆けられ「勝手次第參るべし」とて仔細なく仰せられしに、娘の親は欣々として原田が方へ旨を通ずれば、甲斐大に悅び、板倉殿へ行き、家老、用人、取次役、近習、諸役人、番人等まで相應の音物を送り、御目見を遂げけるに、内膳正殿にも殊の外慇懃に御挨拶有り、「何角の心遣察入る、斯く心易く對面する上は、始終の譯腹藏なく申聞せよ、後日對決の砌予が心得にも成るべきなり」と仰せければ、甲斐益安心して、此上は何をか包み申すべき、兵部と心を合せし逆意の旨趣を悉く包まず申上げけるを、内膳正殿一々聞き給ひ御近習を召され、「申付け置き候品々是へ持參せよ」と仰せらるゝに、畏つて甲斐より贈越したる彼音物を諸家中の分迄一つも散さず持ち出で、原田が前に竝べ終れば、内膳正殿凛然と、「如何に原田甲斐、我苟くも天下の政道に與る身として、斯る不淨の品に眼を穢さん。汝如き不忠不義の大惡人に對面せしは只今の譯を聞かんが爲なり。重ねて評定の節に臨んで明白に糺すべし。又其品々は早々持歸るべ

兵部は差心得、市正妻室の里へ參る體にて乘物にて雅樂頭殿の館へ行くに、雅樂頭殿にも兵部を呼寄せ度き折柄なれば、早速奥へ通し對面有りて、「扨安藝が方には家中一味の連判狀、證據の書物等も所持する由、其は何者が盗み出して安藝が方へ渡したるや詮議有るべし。且當代の老中何れも予が入魂なれば、我下知に背く人は無ければ、今度の儀存分に申すとて異議に及ぶ者一人も有るまじ。併し板倉内膳正一人初めより安藝方の體にて、殊に内膳正は器量有る者、先御代より段々御取立有りて、既に此節は老中の列に加はる、旁々以て其分に指置き難し。察する處渠新役にて未だ其方より懇篤薄きを憤怒りての事成るべし。末世の今日貴賤誰か慾を知らぬ者有るべきや、急ぎ歸りて甲斐と相談し、内膳正へ手入せられなば世に恐るゝ者有るべからず」と申されしに、兵部畏り罷歸り、密書どもを改むるに、連判狀を始め紛失の品多ければ、急ぎ原田を呼び委細を語るに、「是こそ神並三左衛門が所業に疑ひなし、併し安藝が方に證據多き程相拷問を願ふに便有り、板倉殿へ手入の儀は拙者もかねて存ずる故、手筋を求め置きて候。然れば急に計はん」とて退きけるが、其頃内膳正殿不便を加へられし妾の父町家に在る事を尋出し、甲斐尋ね行き對面して語りけるは、「我等急々内膳正樣へ御目見致し度旨ありと雖も、表向よりは遠慮にて叶ひ難し。お娘子の働にて何卒内證御目見の儀取繕ひ給はれかし。附屆入用

人に仰付けられ下されよ」と辭退するに、安藝重ねて「御心底の程祝著なれども、御隱居の危急聞くに忍びず、某は隨分用心致せば、逆徒の變恐るゝに足らず、貴殿の外御隱居へ附置くべき人なし、只管賴み申すなり」と申しければ、熊田は理に服して品川へ行き、秋保平八取次にて綱宗へ目見を遂げ、安藝が存念を言上しければ、綱宗悅び給ふ事限りなし。案の如く兵部、甲斐、濱田立番に申含め、密に綱宗を殺害させ、却つて此儀を詮議し、安藝に科を塗付けるか、然無くとも詮議に懸らば、此度の訴は脇に成る可しとの工なりしが、熊田守護に依つて手を空しくしけるとかや。

○板倉內膳正殿へ原田甲斐手入の事 幷 內膳正重矩由緒の事

斯くて原田甲斐或日の事伊達兵部に對ひ、「安藝既に江戸表へ召るゝは對決近きに有りと思はる。先日も申す通り、某辯舌を工み安藝を云伏せんと存ずれ共、渠も又然る者なれば、萬一事叶はずんば其時某相拷問を願ふべし。其時は雅樂頭殿早速御許容有つて拷問仰付けられ候樣、御內意仰入れられん事是第一の儀なり。然すれば某火水の責を堪忍へ白狀に及ばざれば、安藝老體責殺されん事疑ひなし。雅樂頭殿御合點の上は拷問の仕方にも輕重有るべし」と云ふに、

と有りければ、平八畏り宗重の許へ行くに、安藝平八に對つて、「我今度の訴に付先君の御怒を發し奉りし事、如何にも歎はし」と申しけるに、平八扨はと思ひ、「江戸表間者多し、既に御使者玄番を始め、多くは逆徒の餘類なれば、謀書の疑ひ無きにしも有らず」と申しけるに、安藝も道理なりと思ひ、「然らば先刻の書貴殿を以て返上せん、彌此思召に候はゞ、重ねては仰を蒙る間敷く、其段宜敷言上有れ」とて、書面を平八に渡すに、平八急ぎ歸りて是を獻ず。綱宗披見有りて惘れ果て給ひ、再び一封を認め平八を以つて安藝が方へ送られ、且、「逆徒等僞書を用ゆる事あれば、能く〳〵糺し申すべき由告げられしに、安藝答へて、「事既に近日定むべし、故に佞賊等薄氷を踏むの思ひをなせり。然るを今謀書の事を吟味すれば、賊徒等事の破れんを恐れて、又如何なる工をか成さん、只今は捨置れて宜しからん」と申しけるに、平八は歸りて由を言上すれば、綱宗も怒りを押へて詮議にも及ばれざりしと。安藝は綱宗より告げ給ふ處の七箇條を書付け、板倉内膳正殿へ訴へ、逆徒の餘類多ければと熊田甚吾兵衛を招き、「隱居の御身の上心元なし、貴殿品川に行きて油斷なく守護せられば一つの安堵ならん」と申すに、熊田聞きて、「仰は然事なれども、此節貴公の御身の上大事と存ずれば、晝夜心を盡して變を防がんとする覺悟なり。拙者に於ては御隱居の危きも貴公の御身には替難しと存ずる間、此役儀は餘

少輔、甲斐心を勞し、政事正しく取計ひ候故、一家安穩に治り、龜千代無難に成長候得ば、次第に繁昌勿論に候。益なき事を申立て候段返す〴〵其意を得ず候。兵部、甲斐に何の申分有るべきか、讒者の詞を信じ科なき者を罪に落さんと企謀つる事、何ぞ忠臣たらん。早早國元へ罷歸らるゝ了簡尤もに候。公儀への申譯は宜敷此方にて取計ひ候間、世上に取沙汰是なき內歸國の心懸專一に覺え候。以上。

二月十二日

右の如く墨色筆走何れを綱宗の自筆と見分け難き程能く似せ認めければ、玄蕃是を請取り急ぎ安藝が方へ赴き、安藝に渡しければ、宗重取る手遲しと拜見するに、存じの外の文體なりし故、一度は驚き一度は怒りて、嗚呼暗君倶に力を合すべからず、併し君君たらずとも臣以て臣たらずんば有るべからず、今更驚くべきに非ず、と返書にも及ばず玄蕃を返しける。綱宗には安藝が返書もせざるを不審に思はれ、御近習の內常々忠實に仕へける、秋保平八と云ふを呼んで密談せられけるに、平八申す樣、「憚かりながら君には常々玄蕃に御心を緩され候得ども、渠は正しく逆臣甲斐が小舅にて、生得理に闇き者なれば御油斷成され間敷候。能く〴〵御思案廻らされ候樣に」と諫めければ、綱宗にも心付かれ、「然らば其方密に安藝が宅へ赴き實否を糺し來れ」

藝箇條を認め公儀へ訴へに及びし由聞取られ、さこそ有るべしと少しく安堵の思ひをせられしに、此度安藝召されて江戸へ出でたりと聞き給ひ悦ばるゝ事限りなく、急ぎ家老の澁田玄番を以て到著の祝儀を申送り、且一封の書を安藝が方へ遣はさる。玄蕃は生得愚鈍にて毒にも藥にもならぬ男なれば、綱宗も心を緩し、然も金作の小脇差を一腰與へて頼まれけるに、玄蕃領掌して出でしが、元來無二の兵部方なれば、安藝が方へは行かずして兵部方へ行き、彼書を出しけるに、兵部打悦んで早速甲斐を呼び相談をするに、甲斐申しけるは、「此狀等閑に安藝が手に渡すべからず」とて、憚りもなく封を切つて披き見れば、一通は安藝幼君の爲を思ひ、兵部、甲斐が罪惡を公儀へ訴へし段祝著なり云々と有りて、別に仔細もなく、又一通には、見及び聞傳へられし安藝が心得にも成るべき惡事の七箇條を書かれたれば、甲斐は手を拍ち、「扨こそ是を安藝に見せなば、燃ゆる火に薪を添ふる道理なり、是に付却つて安藝に疑を起させ隱居を疎まする時は、末々味方の益なり」とて、澤井勘之丞と申す者に謀書を認めさする、其文に曰く、

今度其方當地へ罷登られ候段、言語同斷の事に候。先達つても仙臺表に於て不分明なる儀を申出し候に付、誰有つて取上ぐる者も是なき由聞及ぶ處、夫をも考みず公儀へ訴狀を指出候由、第一上を憚らざる儀重々不屆に候。龜千代幼少に候得ば、一家中の仕置の儀兵部

工みて安藝が理分を云消し、非分に取つて落さん事、假令ば濃墨を以て白紙を染むるが如くならん」と事もなげに答へけるは、大膽不敵の生れとは云へ、一は雅樂頭殿の御威勢を賴みし故、斯る大事に及びても恐るゝ氣色の無かりしは、安藝が身に取つてゆゝしき相手なり。然れば安藝も此度は萬事に思慮を廻し、先達て江戸著の事を田村方へ申送り、同家へ落著くべき由なれば、隱岐守も待設の支度をなし、道中へも迎ひを出されしが、思の外上屋敷へ到著して直に御殿へ行き、龜千代にお目見を遂げ、淺岡松前に面會し、數年心を盡し幼君を補佐し參らせし事を厚く賞して退出すると、勝手方の役人ども明長屋を請取り俄に掃除し置きければ、其處に落著きて上下とも旅の勞を晴されける。是は逆徒等に欺術をさせまじき爲の用心なりと。然れば前々は安藝如き重臣の參向には、到著の見舞として一家中先を爭ひて來り音物などあり、玄關賑しかりしが、近年江戸の面々兵部、甲斐が威權に恐れ、此度は義理一遍の見舞計にて爾々問來る人もなかりける。爰に御勞しきは品川に居らるゝ綱宗にて御隱居後は兵部が計ひにて幽因も同じ御身、十二年の歲月を經るに隨ひ若氣の過失を後悔せられ、佞奸の族權威を擅にして、動もすれば龜千代を謀らんとする由を傳へ聞き心易からず思はれしが、然るにても安藝、小十郎等は何と心得居る事ぞ、渠等も兵部が猛威に恐れ忠義も緩みたるかと歎かれしが、先頃安

答へければ、安藝斜ならず悦びて、夫より所々へ別れを告げ仙臺を出立し、翌日白石に到れば小十郎大に悦び出迎へ、手を取つて本城に伴ひ、此度の忠貞他に異なる思慮を感じ、「此上は只江戸表の首尾宜しく仕負せ給ふ御思慮肝要なり。身不肖ながら某斯く罷在る上は、仙臺の事少も心に懸け給ふな」と勇め勵し、夫より首途の饗應叮寧を盡し、密談數刻に亙るも外に知る者一人もなし。安藝は再會を期し難しと打笑ひつゝ起ちければ、小十郎坐に名殘を惜み、馬を并べて三里程見送りたるが、安藝强つて辭退するまゝ止難く、小十郎別れて白石に返り、安藝は道を急ぎて日數を經、恙なく東武に著しける。誠に希代の忠臣やと人々是を談じて止まざりしとかや。

○安藝到著に付兵部甲斐密談の事

月番の老中より御奉書を以て安藝を召呼るれば、雅樂頭殿密に兵部を召され、「斯くの如く極りたれば返答の旨趣かねて甲斐と諜し合せ置かるべし」と言はるゝに、兵部承りて罷り歸り、原田を呼んで内談しけるに、甲斐は少しも騒ぐ色なく、「其段思ひ儲けし處なり、後日對決に及ぶの日は、貴公は何事も存ぜずと答へられよ。萬端某にお譲り有るべし。其時拙者罷出で辯舌を

らるゝに何ぞ恥しからん。各方は當家譜代の歴々なれば、君の御大事に命を惜み給ふ事は有るまじけれ共、萬一左樣の不義有る時は先祖の武功を水泡に屬さするのみならず、萬人の指頭に掛り汚名を蒙り、何の世にかは其恥辱を雪がるべき。西に島津あり東に伊達有りと、世人天下の兩雄の如くに思ふ伊達家の陪臣たる各、我等が事に臨み云ひ甲斐なき働せば、誰に面を向くべき。去る寬永年中肥前島原天草の僅の百姓一揆すら天下の名代筑紫九州の大軍を引受け、年を越えて支へしも、籠城の初より男女共に必死の覺悟をせしに因ると聞く、況てや恥を知る武士の心を一致にして城を守り兩三年を經ば、寄手必ず怠るべし、其實を探り其虛を察し、夜討朝込に敵を惱し、而る後大浪の岩を打つ如く切つて出でなば、寄手何萬騎有りとも敗軍せんは治定なり。當家の國法に依れば將軍家猥に御馬を出さるゝ事なければ、軍は一入致し能からん。斯くて城强しと風聞せば、賴みなき世の習ひ、存じ寄らず敵己が妨を惹起さん。其時こそ外國をも謀るべし。往古元弘の亂に正成が籠られし千早城强かりしより事起りて、人心次第に變じ、北條九代の繁昌終に亡べり。玆を以て見る時は、心を一致にせざれば籠城は成し難し」と辯舌を振うて諸士を諫めしかば、一座の面々同音に「御氣遣有るべからず、我々代々君の祿を食みて、何ぞ危急に臨み死を厭うて降參し、不忠不義の惡名を蒙るべきや」と巍々堂々として

を守立て參らせん事仰にや及ぶべき。併し御筐とは如何なる思召にて仰せられしや」と云ひければ、安藝聞きて、「いやとよ、公邊の首尾下として計り難し、何時迄江戸に逗留せんも知れず、老命限り有り」と言はれしかば、兩人は只落涙の外なかりける。斯くて安藝は涌谷の館を打立ち、仙臺の城に赴きけるが、其行列常に變りて甚だ輕く、取立の家老中野佐太夫が外は徒士若黨十人、足輕仲間二十四人のみ仙臺の城に到り、當番伊達上野に對面し、「安藝此度奉書を以て江戸へ召さるゝなり」と觸れければ、家中の諸士名殘を惜まんと我先にと群參しけり。安藝夫々に挨拶有つて後面々に向ひ、「事新しき申事ながら、治世に居て亂を忘れざるは武門の常、主の危きに臨んで死を輕んずるは臣たるの道なり。某此度江戸に於て奸佞の族に謀られ死を遂ぐるに於ては、渠等益々思慮を得て逆意を擅にし、國家に害有るべきが、彼の白石小十郎こそ大將の器量有れば、各其下知に隨ひ、台命下るとも猥に城を明渡さるゝ事なかれ。大將として當城を堅固に所々の要害へ人數を配り敵を支へんには、矢玉兵糧不足なければ、五年七年には攻落されまじ。併し永く籠城せんには樣々の變起る物なり。是人の心退屈して一和せざるが故なれば、各此處を能く〱勘辨せられよ。大將を侮る時は遺恨を生じて必ず人和せず、人和せざるは落城するの基なり。小十郎代々陪臣に連ると雖も、正しく先君の從弟なれば各其下知を守

さるゝ事も有るべし。其の時麁忽に登る事なかれ。小十郎、安房等の面々と能く内談に及び、彌々御家の爲と極まらば一命を捨つる覺悟にて登るべし。萬一未練の働するに於ては、未來永永の勘當ぞ。又仙城に居て事を計るに決せば、一番に馳付けて一方を請取り、家臣等を下知し命限りに防戰し、名を萬天に上げ譽を後世に止めよ、國家と倶に倒れん事何ぞ思ひ殘す處有べき。父なしとて不覺を取るな、我死なば小十郎を父とし頼み、萬事彼人の指圖に逆ふべからず。我意の了簡を以て古老の意見を恨むなかれ、只不禮を愼み人を尊敬し、下を惠み懷くる心懸こそ專要なれ。戰場に臨んで大逸を成すべからず、家來多き其中にも眞田求馬、伊賀忠四郎兩人は汝が股肱耳目の臣なれば、渠等に萬事謀合せて内を治め、又小十郎に隨ひ外を治むべし。傳聞く楠正行は十三歳にして父正成の遺訓を守り、二代の忠臣と末世に其名を輝す、況や汝は二十四歳、父の詞忘る可からず。親子今生の對面は十が九つ是限り成るべし」と懇篤に申諭せしかば、兵庫は謹んで承り、「前途の儀は少しも御心に懸けられまじ。只江戸表の首尾宜しく追付け御歸館あるを希ふのみ」と神妙に答へければ、宗重涙を流して打悅び、頓て求馬、忠四郎兩人を呼出し、「兵庫成長までは其方兩人心を添へて補佐すべし。此刀一腰宛を其方に與ふれば、我江戸に於て萬一の事有らば筐とも見替へべし」とて渡しければ、兩人は承り、「御留守中兵庫樣

差出したる訴狀を御落手有りて久世大和守殿へ相渡されしに、大和守殿兵部と入魂なれば何の沙汰もなく捨て置かれ、其年も暮れ、明くれば寛文十一辛亥年に移り、正月も夢の如くに過ぎて二月上旬殿中に於て御老中方列座の砌、内膳正殿には大和守殿に向ひ、「舊冬伊達安藝が指出したる一通こそ家の安危を記したる物にて、等閑に捨て置くべき儀に非ず、如何なさるゝ御了簡にや」と尋ねらるゝに、大和守殿答へて、「某も左は存ずれ共、舊冬は事多く取紛れ、夫故延引に及び候。春中には是非詮議致すべし。夫に付きても安藝斯る訴を、陪臣の身として使にて指出し候段心得難し、自身罷登り訴へべき筈なるに」と不興氣に申さるるに、内膳正殿重て、「其失禮は輕き事にて、裁許を指延し強く咎めらるるは、權威に募ると申す者にこそ、早速呼登せられんに仔細は候はじ」と言はれければ、御老中方何れも道理なりとて、頓て安藝に罷登るべき由奉書を以て仰下しければ、安藝舊冬以來待兼ねたる事なれば、急ぎ用意を整へ、子息兵庫を側近く呼び、「某 幼君の御爲を大切に存じ、既に惡徒等が二十七箇條の罪科を書立て公儀へ訴へ奉りしに、此度奉書を以て江戸へ召さるゝ事本望の至りなり。勿論證據明白成れば公事に於ては恐る可きに有らざるも、相手は數年江戸に居て、殊に酒井雅樂頭殿無二の入魂なれば、何樣の謀計を以て某を罪に陷さんも計り難し。某 江戸表にて空しく成らば、續いて其方を召

ひける。に、側に在りし太刀取進み出で「此期に到り無益き事を云はんより、最期の念佛せよ」と云ひけるに、七十郎聞きて大の眼をくわつと見開き、「己等如きの下郎には何事も云はぬなり。率切れ」とて首を長く指延べて打たれける。實に言ひしに違はず、首も胴も後の方へ轉びしかば、役人を初め見物の貴賤奇異の思をなしにける。死骸は穴へも埋めず、其儘野原へ捨置きけるが、最後に臨み右の如く積憤を顯しける故にや、犬鳥も口を付ける事なかりしとか。然れば彼太刀取の男が獨娘に七十郎が死靈取付きて大に惱ましけるを、人皆集りて、七十郎程の勇士が女などに取付き苦しむるは似合はざる事と評判し、出家山伏を賴み加持祈禱をするにも、其事を云ひて恥しめければ、靈魂も理に服しけん、娘の物怪不日にして退きたれ共、再び本心にならず、遂に聾となりしが、其後は何の祟もなく、諸人自然と此事を忘れ居けるが、七十郎が死せし其翌年伊達家に騷動起り公儀沙汰となり、其三年目に伊達兵部多年の邪の罪極りて其身御預になり、身の上滅却に及ぶ、是ぞ伊藤が惡念と知られたり。

○伊達安藝江戸へ召さるゝ事并仙臺の諸士暇乞の事

板倉内膳正殿は正義廉直にて理非明かに、天晴天下の老中に恥ぢざる器量者にて、安藝宗重が

六ヶ敷儀出來せりと聞きて心元なく思ひ、江戸より仙臺まで九十餘里八日路を、一日一夜に馳付けたり。其頃陸奥守未だ龜千代と申せし時分にて、家の政事は兩後見の手に有り、殊に隱岐守は病氣を言立て引籠り、伊達兵部少輔獨り權威を擅に振ひ、此出入も兵部心の儘に取捌き、當人釆女未だ若年なれば、落著の間伊達式部宗倫に預置き、七十郎は牢舍申付けられ、無念に思ひて斷食し死なんと飮食せざる事十五日、牢番の士卒此體を見て、我々が越度になりては罪せらんと歎きけるを、七十郎聞きて打笑ひ、「然のみ心に懸けられな。今の分にては中々十日や二十日の內に死なんとは覺えず、然ながら日頃の力落ちたるや否や試し見ん」と云ひも敢ず、九尺程の梁へ飄然と飛付き、曳やつと動しけるに、さしも丈夫に切組んだる牢舍の桁梁めり〳〵と鳴り、既に破れんとするに、番人共大きに驚き、今景淸とは此人ならんと肝を潰しけるに、七十郎から〳〵と笑ひ、「此通りならば未急には死なれまじ、但し汝等側にて苦勞に存ずるも不便なれば、飯を焚く用意せよ」と、四五升焚せたる飯を一時に喰盡し、知らぬ體にて眠り居ける。其後詮議事終り、七十郎死刑に極り、獄舍より數十町隔たりし野原へ連行かれ、敷革の上に引据ゑられたる時に、七十郎附々の役人に向ひ、「汝も侍たる者の縛首を切る事何事ぞや、此儀生々世々の遺恨に思ふなり。我首討たば餘人と違ひ、首は後へ死骸は前に轉ぶまじと斷りける

るべし、若し小十郎間者なる事を悟るとも、大切の母を殺さるれば、安藝に對して始終快からず思ひ、兩虎相爭ひて訴の妨げをなさんと巧み、獨笑を含みて居る所に、或日兵部甲斐を呼寄せ、藤井が密書を見せて吉左右と悅びけるを、甲斐は見て打驚き「此は仙臺の間者露顯して、藤井既に擒にせられしと存ず、若輩者のする所越度多し、老功の安藝に見出されたるか殘念なり」と悔みける。兵部驚き「貴所何故に吉左右を聞き、却つて間者の顯れたりと後悔せらるゝや」と不審しければ、甲斐重ねて云ふ「此書面に御心を付けられよ、是迄の藤井が密書とは大に違ひて文章愚ならず、是安藝小十郎が心底と見え、書面平常の如く疎成らず、然も字付清みたり。察するに安藝幸三郎を捕へて認めさせたるに紛なし」と見通す如くに云ひ「何ぞ斯る謀計を以つて某を欺かん」と廣言しければ、兵部も其思慮の深きを感じけり。

○伊藤七十郎勇力の事 并 横死怨念の事

玆に伊藤七十郎といふ者あり、仙臺の浪人にて心飽迄不敵に、力量も又人に越え、一度に三升程の飯を喰ひて、五日十日も無食にて日を送りける。此者足の早き事短日と雖も二十四五里を緩緩と步行す。數年江戸に住居して武道劍術を修行す。寛文年中仙臺に於て同姓采女が身の上に

極赦し難けれども、左様の不所存者と知らず心を許したるは、又予が不調法なり。依つて命は助くべければ一書を書くべし」と有りけるに、幸三郎大きに恥入り、「去頃より原田甲斐殿過分の金子を惠み候故、欲に迷ひ一味仕りし段申譯御座無く候。此の上は命を召さるるとも何の御恨か申さん。況て一通を認めんは易容き儀なり。畏り奉る」と申しけるに、宗重然ればとて人人に相談し、文言を望みて書せける。

今度安藝一身の覺悟を以て江戸へ大切の儀を訴へ候に付、當時の歴々不和に罷成り、安藝大に迷惑致され、此節の了簡は安藝小十郎と和睦し、訴狀を申し下すの外御座なく候。必ず必ず其御地に於て御遠慮に及び申間敷候。尙追々吉左右承り次第申上ぐべく候。恐々不宣。

右の如くに書せ密に江戸へ送らせける。然程に原田甲斐は安藝が訴狀途中にて奪ひ取らず、却つて板倉殿の御手に入りし段安からず思ひ、晝夜祕計を廻しけるが、爰に白石の地に小十郎土藏を立て、代々の重寶御預の武器等を詰置き、番人として家來を指置き、近き頃また老母を隱居させたりしかば、彼藤井に内通して安藝が脇差を盜出させ、忍を入れて其脇指にて片倉が母を殺害させ側に捨置き猶暇あらば件の土藏へも忍を入れん仕掛に致さば、忽ち兩人不和にな

衣類身の廻り等俄に華麗を極むる體心得ず、多分彼兵部、甲斐に語らはれ、金銀に心迷ひ一味せし者か、何れの道其分には指置き難し、實否を糺さんと急に參會を催し、江戸表の首尾を披露すると號し人を招き集め、例の如く藤井を次の間に詰めさせける。斯くて安藝一座の面々に向ひ、「此度某一人抽んでて兵部甲斐が罪科を擧げて公儀へ訴へ奉りし段、各を侮り輕んずるに似たれども、幼君の安危聞くに忍びず、存分に任せたるなり。天道神明の加護にて御家の騷動も靜らば、自他の大幸是に過ぎざるべし。若し佞人讒者の爲に罪を蒙るとも、某一分のみにて他に祟嘗て有るまじ。逆徒是迄の如く彌存分に逆意を企つれば、各訴を起さるべし。誰々も忠義に差別はなきも、譜代の臣たる者は又格段先祖の武功を水に仕給ふ事なかれ」と申しければ、滿座の人々其忠誠の志慮深きに感じ入り、泪を流して委細承ると返答し、怪しき體の者一人も見えず。宗重次の間に向ひ、「誰そ來れ」と云ひけるに、幸三郎叫と答へ襖を明けて出で來れり。宗重其聲に氣を付けしに、返答襖に響きて近く聞え、正しく立聞したりと覺えしかば、側近く呼付け、「此者は幼少より召使ひ申せしに、江戸表の逆徒に組し、先頃度々の密談悉く內通致せし旨趣慥に露顯に及びたり。汝爭ふや」と申しければ、藤井赤面して詞なし。宗重重ねていふ樣、「年久しく飼へば心なき犬猫すら主を知る、況んや人倫に於てをや。汝不屈至

の付きたる族のみなれば、案に相違して一人も出合ねば、三人は滯りなく其日江戸に著し、安藝が訴狀を公儀へ指上げしに、追つて御沙汰有るべき由にて兩使は早速仙臺へ歸り、熊田は安藝を召るるに程は有らじと江戸に留り居たり。

○涌谷の館にて宗重間者藤井を捕ゆる事

斯くて兩使は仙臺へ歸り、江戸の首尾並に道中の樣子を委しく物語るに、安藝は大きに驚き、「さりとては油斷のならぬ世の中、外の儀は格別、予が館にて密談の趣、小十郎、安房を初め無二の忠臣のみ撰み集め會合するに、誰異心有りて是を江戸へ告知せしや」と大きに驚き胸を痛め考へしが、家來藤井幸三郎の仕業なる事を思はれたり。其仔細といふは、此者譜代の家來の忰なれば、幼少より召出し側近く使はれしに、生得發明なりしかば、成長に從ひ彌氣に入り、萬事心易く申付け、今度の密會にも何か用の爲に渠一人は次の間に襖越に指置きて給仕申付けしが、三度目の會合に安藝急用有りて勝手へ出でし時、彼の幸三郎懷中硯を出し、鼻紙に何やら書付けて居たりしが、安藝を見て狼狽し、急ぎ紙を丸めて口に入れたれど、安藝も其節は何の氣も付かざりしが、此度稻川が内通に付考れば、其節の動靜不審しく、且又近き頃彼者

氣色に討手の者ども心後れて空しく兩日を過せしが、幸に宿を取りたるを見屆け、杉戸迄拔馳け一所に集り密談しけるは、「我々折角馳向ひし甲斐もなく、何面目に阿容々々と江戸に歸らるべき、渠等明日江戸へ著くなれば、出立も早かるべし。皆々一手になつて宿の出口に待ち討果すべし」と云合せ、夜半の頃より岩附の別れ道へ集る手段にて、思ひ〳〵に離散する中に、稻川四郎兵衛と云ふ者熟思ひけるは、彼仙臺の者共只三人なれども皆屈竟の者なり、味方は渠に比ぶれば四增倍なれども二の足を踏めば、是まで本意を遂せず、明朝とても思ひ遣れたり。憖ひに手出して不覺を取らば世上の物笑、且後難の程恐しく、兵部殿御爲にも宜しからじ、我返忠して明朝の手筈を違へ無事に納めんには如かじと、人知れず熊田等が旅宿へ行き云々の由語りければ、三人聞きて大に驚きしが、熊田「能くこそ知せたり、明朝は斯樣に致されよ」と諜示せ、稻川をば返し遣し、翌朝を態と夜の内に宿を出で、甚吾兵衛先に進みて行く程に、離るゝ事五町計り、古木の茂りたる所に人影仄に見えければ、熊田雷の如き大音を上げ、「仙臺まで聞えたる伏勢、正しく此邊に屈り居る筈なり。夜深と云ひ怪しき奴原有らば、片端から撫切して吳れん。兩人も油斷仕られな。併し出合ひなば能き目覺しならん」と高笑すれば、求馬忠四郎答へて、「仰にや及ぶ、惡黨共の首江戸へ土產になるべし」と笑ひければ、討手の者ども憶病神

しと申して、大勢の人を添へられんも穩便ならず、幸某當地に在りても何の用なき身なれば、兩使と共に江戸へ赴き、途中の變を救ひ申さん」と云ひければ、安藝大に悅び、「予も其儀氣遣に存ぜしなり。其元同道と有らば金鐵の楯なるべし。急ぎ發足賴入る」とて、仲間一人をも召具せず、三人の勇士夜に紛れ密に仙臺を立出でて江戸を指して急ぎしを、誰知る人も無かりしに、如何なる者か內通しけん、此事江戸へ先達て相知れたり。然ば兵部大きに驚き、此儀如何はせんと評定なすに、甲斐は少しも騷がず、「此事兼ねて覺悟なり、併し惡事は延ぶるに若かじ。殊に當月は板倉殿御用番なれば折惡しゝ、只道中へ討手を出し使者を打殺すか、然無くば訴狀を奪ひ取るの二つなり。此二つの內何れにも得遂げんには、訴狀の趣大略は知れし事ながら、此方に取置く時は返答を致すにも慥なり」と云ひければ、兵部道理と同じ、日頃目を掛け置きし浪人村井嘉右衞門、水谷才助等を呼寄せ委細を申含め、「喧嘩を仕掛くるか又は旅宿を窺ふか、何れにも宜きに働き候へ」と路用不足なく與へ、五人三人宛と手分して十餘人指向けける。彼者共一手柄して日頃の御恩を報ぜんと、何れも潔く談合し、日夜を分たず道を急ぎ、氏江喜連川邊の山道にて首尾能く仕課せんと、先驅の者ども太田原にて行合ひ、夫より段々に落合ひて前後より立挾み透を窺ひしが、安藝が家來の兩使とも武勇の者なる上、熊田甚吾兵衞が勇猛の

江戸表の動靜段々傳承るに、幼君の御身の上危き事累卵の如く、斯く申す内も心元なし。今や死を以つて補佐し參らすべき秋に當れり。某各と會合し評議に及ぶ事既に三度、然れども決斷せざるは如何なる仔細ぞや。餘人は兎も有れ、貴所に於ては別して此節の儀寬恕には思はれまじ、如何の御心得にや」と尋ぬるに、小十郎聞きて「仰の通り江戸表の大事捨置き難し。某とても何ぞ油斷仕るべき。併し退いて愚案を廻らすに、物には盛衰と始終の有るは世の常にて、兵部、甲斐が謀逆は多年の事、當時花咲き實を結ぶの時より其盛なるに臨んで殺さんとすれば、恐くは味方の災を引出さん。落花落葉の節を待ちて詮議をなすとも遲きには有らざるべし。勿論幼君の御身の上お氣遣無理ならず、然し淺岡、松前油斷なく守護する上は危難とては有るまじ。何分今少し見合せ給へ」と又他事もなく申しけるに、安藝は默然として言葉なく、頓て片倉を歸し遣り、小十郎が了簡斯くの如んば、他は論ずるに及ばざるなり、此上は某一身の覺悟を極め、御家の靜謐幼君の安泰を計らんと訴狀を認め、家臣眞田求馬、伊賀忠四郎兩人を以て江戸へ登せ、御目附妻木彦右衛門殿へ達し、御月番御老中板倉內膳正殿へ指出す事に極めける。時に是寬文十年戌十月の事とかや。斯る所へ熊田甚吾兵衛來りて宗重に囁きけるは、「當時仙臺表に式部內藏之助などを始め、兵部少輔に荷擔の族數多あり。兩使途中の變計り難

道中不自由もなく八日路の途を四日半にて仙城へ走り著き、涌谷の館に尋行き、取次に付て申す樣、「江戸表より神並三左衞門と申す者罷越し候。大切の密事なれば直に申上げ度し」と有りければ、安藝も何事ならんと氣遣しく思ひ、早速呼入れて人を拂ひて對面するに、三左衞門は連判密書を差出し、兵部、甲斐が逆意の始終、己が出奔せし心底一々に訴へければ、安藝は大に悅び、「伊達の家運盡きざる驗は思ふべし、御邊今爰に來るを後日必ず恩賞あるべし。先づ暫く予が方に休息せられよ」とて、種々馳走して泊置きける。

評に曰く、荒木和助、神並三左衞門の兩人は、兵部が左右の翼の如くにて、何れも劣らぬ破落戸なりしが、其生得の氣質全く同じからず。先に兵部が綱宗を三谷通の途中に害せんと計りしを、三左衞門爭ひ諫めて終に其事を止めさせしが、和助は幼君を殺害すべき役を早速諾ひ、其事得遂げずして其場に命を落す、是天道を憎む處、神明の罪する處なり。凡そ人たる者假染にも惡しき道に蹈迷ふ事なかれ。

○安藝小十郎密談の事 幷 宗重江戸へ訴の事

神並三左衞門が返忠に依つて安藝は彌々心を決し、片倉小十郎を一人招き申談じけるは、「拙も

て會合三度に及べども更に決定せざりけり。爰に又伊達兵部少輔は毒水を以つて荒木和助を殺し、身の難儀を遁れ、屋敷に歸りて神並三左衛門を呼出し、首尾よう仕課せたる賞として金子拾兩取せければ、三左衛門一度は悦びけるが、部屋に入つて熟思案するに、昔が今に逆意に組し終を全うせし者一人もなく、悉く不慮の横死を遂ぐるか、盗賊の汚名を蒙るか、骸の上の恥辱是より大なるはなし。最早一味の者段々死絶え、是れよりは我死すべき時なり早く心を改めずんば淺ましき最期を遂げん。前車の覆へるは後車の誡、急ぎ仙城へ馳行き、返忠して身の安堵を計らんと思ひ立ちしが、先君以來兵部に味方の某なれば、慥なる證據の品無くては仙城の人々疑ひて聞入れまじと、然有らぬ體にて時節を窺ひ居たりける。兵部は三左衛門に斯る心の有りとは夢にも知らず、和助死して片腕を失ひたる心地なせば、三左衛門一人を只賴とし益々目を懸け召使ひける故、三左衛門も如才なく待遇ひ、兵部に飽迄氣を赦させ、後透を窺ひ文庫に入れ置きし一味連判の一巻と其他證據に成るべき密書類を盗み取り、不圖屋敷を立出でて仙臺指して落行きける。兵部方には三左衛門逃亡せしと聞いて大に驚きしが、指當り目に見えし紛失品も無かりしかば、此は三左衛門が災の其身に懸からん事を恐れ逃亡せしかと心得、何の氣も付かず居たりしは、是ぞ運の極なり。斯くて三左衛門は兼ねて貰ひし拾兩の路金あれば、

○神並三左衛門出奔仙臺へ赴く事

并伊達安藝兵部が惡意を訴へんと企つる事

伊達安藝宗重は、生得思慮深き無二の忠臣なれば、常々お家の安危を身に掛けて、其身は遠き仙臺に在りながら、心は江戸に在る如く、先年大言を發して籠居せし熊田甚吾兵衛を仙臺へ呼下し、段々動靜を尋ね聞き、又隱居綱宗の附人益田小左衛門、鮎貝靭負の兩人が兵部の氣に違ひ役儀を放され、仙臺に歸りて安藝に訴へる旨趣を聞くに、淺岡、松前が毎度の書面に何も割符を合せたる如くなれば、一々安堵なり難し、其上今度の椿事、宗重今は其分に指置き難く、彼是の知せを引合せ、原田甲斐が奸謀伊達兵部が積惡を書立つるに、其罪二十七條に及びしかば、同苗安房、片倉小十郎、石川駿河を始め、宗徒の人々を涌谷の館に招き右の旨趣を披露し、「早早甲斐が首を切つて兵部が不屆を訴へ職を止めさせ、仙臺へ呼取り一の關の居城に押込むべし」と憤りけるに、滿座の人々是を聞き、伊達家の損亡は此秋なりと眉を顰め太息吐き、「兵部、甲斐が輩數年江戸に在りて公儀の首尾を繕ひ、專ら權威を振ひ居れば、麁忽の訴へ却つて越度を取るの基にて、幼君の御爲にもなるべからず」と安藝の了簡に同意の人もなく、評議區々にし

此上は遁るゝ事能はず、嘸息切れたらん。水一口呑んで心を靜め眞直に白狀せよ」とて、手づから水を與へけるに、和助悅び水をがぶ〳〵と呑盡すと齊しく、叫と云ひて地に倒れ血を吐いて空しくなりにけり。人々發と驚く中にも、兵部は大に怒れる體にて三左衞門を八打と白眼み、「其方不心得にて、心氣登り詰めたる者に冷水を呑せたれば斯くの如し。我も心付ざりしが、和助死したれば詮議の筋も絶えたり。殘念千萬」と云ひければ、淺岡、松前は今夜の體にて忠義顯れし、疑も晴れんものをと口惜しく思ひける。隱岐守には、「鐵之助が今晩の働拔群なり、只今より先役に申付け幼主を守護さすべし」と言ひけるに、兵部も「然るべし」と言捨て各退散したりける。鐵之助が悅び何に譬へん方なく、淺岡と密談して急ぎ安藝方へ委細を申送らせんとせしが、此節柄道中變有らんも計られずと、鐵之助、隱岐守へ歸役申付けられたる御禮に行き、此事を內談しければ、田村も「兼ねて江戸表の動靜仙臺へ申遣し度く了簡なりし故、此度の椿事、旁以て今は其分に指置かれず、急ぎ書札を認められよ。自分方より飛脚を立てん」と有りければ、松前は大きに悅び、淺岡に談じて連名の密書を認め、田村へ持參しければ、隱岐守も書狀を添えて、心利きたる家來を使として仙臺表伊達安藝方へ送られける。

き事どもなれど、幼君の御運強く、且重光が比類なき勇猛忠義感ずるに猶餘り有り。斯くて方方へ使を出し告知せければ、兵部は大に驚き力を落し、此上遲參せば彌身の難儀ならんと、神並三左衞門を召具し、飛ぶが如くに馳來るに、續いて原田甲斐其外の諸士追々に走り著きたり。田村隱岐守も元來虛病の事なれば、早速に伺候せられける。淺岡人々に委細の物語をなすに、皆々惘れて詞なし。時に兵部少しも騷がぬ氣色にて、「此者は先君綱宗公に久しく近習を勤めて不行跡の者なれば、外へ出し難く、綱宗公隱居後は態と予が方に匿ひ置きしに、近き頃逃亡せしが身の置所なき儘斯る大膽の惡事を仕出來し、某を罪に落さんと巧みし者ならん。何にもせよ予が云譯立難ければ、只今拷問して一々白狀させん。夫々」と一味の役人共に申付け、和助に肌を脫せ廣庭に引伏せ、箒に鹽水を付けて打惱ませども、一言の白狀なし。兵部怒りて、「近頃澁太奴かな、此上は我等預り連歸りて屹度白狀させん」と云ふに、松前進み出で、「役人中の責方甚だ生鈍し、那分にては白狀致さぬ筈、何事も君の爲め拙者代つて一責仕らん」と身拵して庭に飛下り、箒追取り和助が手足を引張せて、礫を懸けて二打三打力を入れて打ちければ、五體挫け骨も碎くる苦しさに堪忍兼ね、「白狀仕らん」と叫びけるに、重光責を赦し引起させければ、神並三左衞門茶碗に水を汲みて荒木が側に寄り、「如何に和助、益なき事を工みし物かな。

臺表の儀樣々調略すれども事調はず、此上は又龜千代を窺はばやと思案を極め、荒木和助に神文を以て密議を賴みければ、和助異議に及ばず、謀計を請ひて退きける。玆に寛文十年七月二十日の夜、龜千代が寢所の椽下に忍び窺ふ曲者あり。松前鐵之助は斯樣の變を防がん爲、寒氣肌を裂くが如きも、暑氣五體を蒸すが如きも厭はず、風雨の夜は一入心を付けて一夜も怠る事なく直宿せしが、此夜此體を見て呀嗟と思ひ、息を詰めて居るとは知らず、彼曲者は幼君の寢物語仕給ふ御聲を、耳を澄して聞き居しが、氷の如き短刀を拔放し、既に突出さんとする所を、重光物をも云はず腕先延して短刀を持つたる手首を無圖と取るに、曲者は大に驚き、覺えず震出し振放さんとすれ共、松前が無雙の大力にて摑みし事なれば、詮方盡きて小聲になり、「汝何者なれば我大望の妨を成すや」と言ひけるに、松前から〳〵と打笑ひ、「左云ふ汝は何奴なるぞ、我は斯く窮屈の所に屈居て主君の危急を救ひ奉らんとする忠臣なり。覺悟せよ」と言ひ樣引寄せて捻伏せんとするに、曲者も金剛力を出し捩放さんと爭ひける。元來低き床の下なれば、互に脊を縮めて上を下へと捻合ひける。上には淺岡此物音に驚き近習の者どもに申し付け、疊を引退け椽板を撬放さする。鐵之助曲者を組伏せ繩を以つて縛上げ、「淺岡殿夫に渡らせらるゝか」と言ひながら、曲者を引出して火を指寄せ顏を見れば、荒木和助なりけり。返す〴〵も危

は子供、親類へ異見して、一人も江戸へは訴に出し申すまじと思ふなり。願はくは各此訴は無用にせられよ。斯る事は天道が捨置かれず、屹度善悪を糺さるゝは知れた事なり。夫迄待遠く思ひ是非共訴へんとならば、路用費しに遙々江戸登して、殿樣に迄御外聞をかゝせんよりは、涌谷へ詰めて安藝殿へ歎き訴へ、其首尾に依つて江戸へも公儀へも出られよ。近頃迂遠き思慮する人々かな」と憚りもなく云ひければ、名主百姓共も理に服し、漸く日附共の工ならんと悟り、「何樣能き氣の付所なり、面々宿に歸り篤くと思案して、又こそ相談せんと云ひければ、十郎右衞門大に悅ひ重ねて申しけるは、「相談もなく斯樣の事を云觸したる人を吟味して、以來其人に御油斷有るな。益なき訴をなして忠臣深き安藝殿に疵付けん事恐る可し」と申しければ、名主共彌合點して、重ねて言葉を出す者もなかりけり。

○松前鐵之助武勇の事 幷 荒木和助召捕られ拷問の事

然程に田村隱岐守宗良はつく〲思案して、我台命を蒙り龜千代後見と成りしが、相役兵部少輔の心底心得難き事のみなり、我是を制せんとするも、老若の違伯父甥の好誼有りて心に任せず、所詮蟄居して事を窺はんには如かじと、病氣と稱し引籠られけるに、兵部は獨悅び、「兼ねて仙

し。村々の連判も入らず、只御領分惣百姓中と申出すべし」と委細に悪智恵を焚付ければ、名主ども「忝き御内意有難く存じ奉り候。早速相談仕らん」と悦んで退出し。夫より小前の百姓どもを集め日附の内意を己が物にして申聞かせけるに、惣百姓大きに悦び「是は一段の思召立、此儘餓死せんより手足の働く内御供仕らん。妻子共迄引連れ行きて御上屋敷の往還の塞る程にせば、よもや御取上無き事は有るまじと騒立ちて、彌事を決せんと名主並に村々にて分別者と云はるゝ老人抔を集め評議しけるに、狼河原の十郎右衛門と云へる老人進み出でて座中を靜め「各には益なき事を企謀つる者かな、近頃の御沙汰此御無體の樣にも存ぜらるゝが、諺にも申す泣く子と地頭に勝れず、未進奉公も出すべき物を出さぬから、妻子を質に取られる事にて是非に及ばざる儀なり。何にもせよ左樣の事安藝殿の指圖と思はれたる各の了簡が、此爺には呑込れぬ。彼安藝殿は仙臺棟梁の臣にして生得慈悲深く、二萬石の知行取なり。夫程の人が殿の御領の百姓に何の意趣有つて新桝に燒印まで添へて世話やかるゝ事有らん。寶を集め慾にふける心ならば、先我領分を絞取り、其上殿の御領分へ手を付けらるゝ筈なり。是等が先以て不審の第一なり。今度皆の思ひ立を聞きし故、若しやと此間態涌谷へ人を遣し動靜を聞合せしに、御代替に付別して安藝殿御身を愼まるゝ由慥に申越したり。然れば此十郎右衛門

處を實と聞込み、懇意なる名主百姓等に逢つては、「近頃の仰付けられ我々も其意得ざれども、權威強き安藝殿の指圖なれば誰か點を打つべき。是非もなき次第なり。我々は然せる難儀もなきが、村々の難儀氣の毒千萬なり」と云觸しける程に、百姓ども聞傳へ、「何樣安藝樣の云はれざる下知、前々は左樣の情なき人とは聞及ばざりしが、老耄せられし者なるか」と嘲り憎む事大方ならず。其上大支配の名主或は小名主どもを撰み出し、內用有りとて役所へ招き、四人の目附共列座にて密に申聞せけるは、「近き頃新法の桝を定め、竝に未進奉公の事悉く、百姓等の難儀にて、決して殿樣の御爲にはならず。此は伊達安藝一人の私慾にて、既に江戸表御後見衆の聞に達し、殊の外不可思議に思召されども、申さば大切の詮議、下より訴へ出でざる內は麁忽に仰出されぬ筈なり。安藝殿は殿樣の名代をも勤めらるゝ身なれば、誰か異議を云ふ者有らん。是非もなく我々其下知に隨ひ居るのみ、夫に付け惣百姓申合せ、密に江戸へ登りて御屋敷の門前へ詰懸け、其中頭立つ者四五人安藝の私慾押領を訴へるに於ては、早速御吟味有りて安藝に隱居仰付けられんは治定なり。然る上は御仁德の御仕置は以前の通になつて、村々の安堵諸役人の爲にもよし、此儀面々同心なれば早速相談せよ。但し我々斯樣の內意せし事一切沙汰なしに只面々の存じ付きたる樣に申聞せよ。彌訴へ出づるに極らば人數は一人も多きがよ

運の盡なり。疾く〳〵首を刎ねられよ」と勇しげに答へけるを、安藝熟聞きて呵々と打笑ひ、「成程汝財寶を貪るの盜賊に非ず、片倉が家來とは大きなる僞、問はず語の白狀に謀計露顯れたり、追々に事實を白狀させん」と家來に云付け縛せ置き、早速書面を以て安房小十郎へ右の旨趣を知らせければ、兩人も驚き、安藝が思慮深きを感じける。

○逆徒等重ねて安藝を計らんとする事

玆に又原田甲斐は、安藝小十郎を退けんと種々に謀略を廻らすと雖も、天の免さざる處每度仕損じけるが、元來無雙の强惡なれば愈祕計を廻して、今村、濱田等四人の目附方へ申送り新法の桝を作らせ、安藝が僞燒印を捺させ申觸させけるは、「近來御物入多く御勝手向不如意の上、御家督御物入打續き、江戸御屋敷困窮に付、涌谷の安藝殿御計ひにて以來納方は新桝を用ひ、拂方は古法の桝を用ひ、且是迄の年貢諸役の未進も此度殘らず納めさせ、若し出すべき力なき者は妻子を押へ家中へ奉公させ、其給金を役所へ取上げ勘定を立つる故未進奉公と云ひ、米を殿へ納むるには新法の大桝を用ひ、家中への扶持切米、百姓方への渡し物は、皆古桝を遣へば、一斗の內にて眼前二升宛の損あり」抔言せければ、何の思慮もなき小役人共は、目附共の申す

せて休み、家内寂寞と鎮り、鼾は蟲の音と爭ふのみなりし。時に寢所の庭の薄押分け眞黑に出立ち、頭巾に面を包みし大の男立出で椽へ這上り、障子を徐と開けしが、憶する心や出でたりけん、障子がた〱と鳴出したり。寢たる間も油斷なき安藝宗重、物音に目を覺し、密に窺ひ見れば、隈なき月に人影映りければ、安藝少しも騒がず、夜著の裾より密と蚊帳の外へ拔出で身を縮め、臥したる體に持成し居たりしに、彼者是を夢にも知らず、兎角して障子の中へ入ると等しく、氷の如き刀を提げて蚊帳越に夜具の上より喝と突く所を、宗重片影より踊出でて、兩足搔いて刀を奪取り挫ぎ付き、「汝盗賊御參なれ、眞直に名乘れ〱」と責めければ、家内の上下是を聞き付け、目を擂り〱馳集るに、彼曲者頭を上げ、「口惜しくも仕損じたり、死するとも名乘るまじとは思へども、盗賊の汚名を免れ度ければ其實を白狀せん。我こそは片倉小十郎が家來松井軍兵衞と云ふ者なりと答へければ、安藝聞きて、「我片倉主從に遺恨の覺え更になし。何故斯る狼藉に及びしぞ」と云ふに、彼者暫く口を噤み居たりしが、口々に申せ〱と責問はれ、「今は何をか包み申すべき、主人小十郎近年貴公に權威を奪はれ鬱憤止む時なく、伊達安房殿と密談の上、何卒して貴公を殺さんとするも暇なく、無念の月日を送らるゝ事、譜代の家人の身として其體見るに忍びず、命を義に替へて斯く忍入りたるに、程も無く生捕らるゝは

護し一寸の隙も無かりける。或時渡邊金兵衛奇麗に仕立てたる菓子の折を持參し「此菓子は拙者が寸志、隨分と吟味仕りたり。幼君の御慰に差上げられよ」と出しければ、淺岡聞いていふ樣、「去頃毒害の凶事有りし後は御食事に念を入るゝ我心遣大方ならず。依つて他より來る物一切御覽に入れざるは其方にも御存じ成るべし。斯る時に我親類とて金兵衛殿其方より食物を上げらるゝは無遠慮ならずや」と咎めければ、心に一物ある渡邊赤面して、折を持ち立たんとするを淺岡押へて、「然し其許の御親切披露の爲なり」とて折の蓋を開くに、奧に飼はるゝ狆是を見て尾を振りて淺岡に飛付きける。淺岡驚きて菓子折を打溢せしが、狆は悦びて二つ三つ喰ひけるに、忽ち狂ひ廻り血を吐き反返りて死したり。淺岡見て氣色を變へ、「金兵衛殿あれにても吟味の御菓子に候か」と云ひければ、渡邊彌詞なく、孤鼠々々宿所へ歸りて、病氣と稱し暫く引籠り居たりける。玆に仙臺表伊達安藝が方には、家例とて例年八月十五日の夜は家來下々迄殘らず集め酒宴を張り、上下の隔なく其夜計りは無禮講に家內賑しきを悅びける。今年は殊更天氣例に勝れ、快晴にて風もなく又一點の雲もなし。一入酒宴興を增し、侍中は書院、次の間、下部は廣庭に筵を敷並べ、思ひ〳〵に寄合ひて夜更くる迄汲換し、宿所へ歸るも有れば部屋へ行きて正體なく伏倒るゝもあり。主宗重も數盃の醉に奧座敷に寢所を設け、蚊帳を釣

且は幼君の大切さ、貴所踏へ所有つて取捌るゝ上は、我とても云分なし」とて最不興氣に退出しける。斯くて松前鐵之助は不慮に御前を遠けられ、獨熟思案を廻すに、我斯くの如く無實を蒙る事口惜しき次第なれど、天道は正直なれば一度は明りを晴さんなれども、只氣遣は幼君の御身の上、御側に有りてすら淺岡殿の心遣、今斯くなりては必定片腕を失ひたる心地せられん。且惡人ども如何なる謀計を巧むらん。是以て心安からじ、併し晝の間は然のみの事も有らじ、只心元なきは夜中の事、如かず人知れず夜な〳〵宿直し奉らんにはと覺悟を極め、多年召仕ひし若黨に言付け、自分の部屋より御殿の椽の下へ間道を通じ、每夜人知れず御寢所の下に這入り、息を殺して守護し奉り、御聲音の洩れ聞ゆるをば只樂として怠りなく直宿する忠義の程こそ類なき。逆徒等是を知らば又もや難儀に及ぶべきを、終に知る者なかりしと、實に天の加護と知られたり。

○渡邊金兵衛菓子を獻ずること事
并名月の夜安藝が館へ盜人入る事

淺岡は松前を遠避けられて大きに力を落せど、忠義の心は少しも撓まず、彌油斷なく君を守

しきは是を罪せずと既に願主の姓名を隱し、白川主殿が子を以て御家を繼しめんとの文言、前後不束成る仕方、是不審の第一なり。次に斯る大事を企つるに靈佛神社へこそ願書を籠むべきに、土中に埋みたる事是不審の二つなり。願書の體事を飾り實情なし、是不審の三つなり。爰を以て見れば、罪は猥に極め難し、疑ふらくは兩人が幼君の補佐を嫉妬む者のする事と覺えたり。但し奇妙院とやら天地迄も見拔く奇妙の驗者にて、聢と淺岡、松前が所爲と見屆けたる證據有るや」と尋ねられしかば、山伏答へて「否其所迄は愚僧が力に及ばず」と赤面するに、隱岐守打笑ひ「扨は和僧の靈驗も此願書と等しく首尾不合なり、何ぞ是を實とせん。殊に兩人が幼君の守護たる事仙臺表一家老臣の極めたる處、假令少しの越度有らばとて我々が了簡には事を極め難し。況して罪の疑はしきをや。松前とても手跡を以て證とすれど、是又決定仕難し。世に往々似筆の謀計少からず、殿の御詞理に當れり。誠に大國を治むべき人は幼少と雖も器量拔群なり。差當り淺岡を引離さば誰か是に替りて丹誠すべき。幼君の御歎き積り、是が爲め御病身とならば何とかせん。實否篤と極らば、其時制するとも遲きには有らざるべし。斯く申すも必竟兩人を疑はざるが故なり。又鐵之助久々の勤勞少からず、休息ながら外樣へ退けらるべし」と理非明白に述べられしかば、兵部は巧の腰を折られ大に辟易し「彼是申すは御家の爲め

か面を向くべき。天に誓ひて死を潔くし、生を替へて諸共に君を守護し參すべし」と云ふを、淺岡は聞終りて、「其は道理の事なり、豫譲が古き跡必ず忘れ給ふな」と悟して覺悟を極めけるぞ勞しき。兵部は下知して、「罪科斯く明白なる上は、君の御側には片時も置かれまじ。急ぎ引出し糺明申付けん。夫々」といひければ、畏りて金兵衛、淺岡を引立てんとするに、龜千代驚かせ給ひ「我大切の乳母何國へ連れ行くぞ」と咎めらるゝに、金兵衛承り、「さん候、鐵之助と申合せ御前を呪咀し奉らんと巧みたるに付き、追退け候」と答へければ、幼君重ねて「乳母や鐵之助が我を大事に掛くる事、汝等の知る處にあらじ。我は幼少なれ共能く知れり。何の科なき兩人を猥に我が側を退けんとする汝等こそ却つて我を危ぶませんと巧む惡人成り。假令兩人に越度有ればとて、汝風情に仕置させんや。自餘の者と違ひ、渠は我自ら取計らはん。若年の主人と侮り、予が側近く無禮を働く慮外の奴」と以ての外の怒に、扇を以て金兵衛を二つ三つ打給ひ「汝其所を早く下れ、乳母には手も付けさせんや」と呵り給ふ、御詞一々理に當り、滿座の面々呆れて詞なし。然共兵部は聞入れず、「小兒の詞用ゆるに足らず、急ぎ兩人を引立てよ」と苛ちけるに、隱岐守は初より默然として居しが、「先づ暫く」と押止め兵部に向ひ、「某倩思慮を廻らすに、兩人が罪𨂻とは極め難し。何とて麁忽の御沙汰に及ばるゝや。罪の疑は

大に怒り大音に「汝淺岡に密通して幼君を呪咀し奉らんと謀りし事明白なり。此願書を見て何の申開きか有らん不屆千萬、只今思ひ知らせん」と急ぎ田村方へ使を遣し、隱岐守を呼寄せける。淺岡も進み出で、「此身女ながらも兄宗重に代り殿樣を守立て參するに、斯く無實の罪を請くること口惜しけれ」と潸々として申しけるに、兵部聞きて「白川主殿が子に御家を繼せ度くとの願書他に據所なし。主殿が悴は汝が産みしに非ずや」と云ひければ、淺岡差當る理に詰められ何と言葉もなく、天道何とて實を守らせ給はずやと無念の涙玉を貫き、身震なして居たりしは、理責めて哀なり。松前又進んで「呪咀を某が仕業とは何ぞ證據ばし候か」と尋ねれば、兵部彌怒り「願主兩人を書き姓名を隱すも、是汝が手跡に紛れなし」と鐵之助に打付けければ、取つて見るに、正しく僞書なれども寸分違はず認めたり。松前陳ずる詞なく、拳を握り牙を嚙むも何詮方も無かりける。淺岡、松前に向つて「數ならぬ女の一命を懸けて御奉公仕りたる事なれば、今殺さるゝ共何ぞ歎かん。元來曇なければ、一度汚名を蒙るとも死後に恥辱は雪ぐべし。忠義に凝つたる一念、死しては怨靈と成りて常に幼君を守護し、影身に添ひ參せなば、恐く惡人どもに手は下さすまじ」と云ひければ、松前も涙を流し、「某儀數多御家來の中より御家老の御目鏡を以て御守役仰せ付けられし其甲斐もなく、不忠の汚名を蒙り、誰に

るゝも、拙僧胡亂なる事は嘗て申さず。慥なる證據御目に懸けん。此所より五丈去りて東の方土中に證は有るべきなり」と云ふ。松前猶も信ぜず、妖は德に勝たず、假令君を呪咀する族有るにもせよ、未だ幼稚の殿樣に何の御障かある。御代々の仁德を以て防ぎ難き事は有らじ。神は非禮を請給はず、水逆に流るゝ例なし」と論じて止まず。原田甲斐、鐵之助を押へて、「何を申すも君の御爲證據を見て後に事を決すべし」と言ひければ、兵部、金兵衛も道理と同じ、皆々連立ち奇妙院を先に立てて、御殿より五丈に當る所の地を大勢の人數にて掘返しける。果して土中に四方貳尺の箱を埋置きたり。是怪しと改め見るに釘を打付けて封じたり。急ぎ御殿に持歸り、皆々立合ひ開き見れば、中に人形ありて所々に釘を打ち、細字に書きたる願書一通を添へたり。讀み見れば疑ひもなき呪咀の文にて、

鶴千代が一命を斷ちて白川主殿が子に伊達家を繼しめ給へ。願主兩人敬つて白す。

と渡邊金兵衛高かに讀上げたり。兵部、甲斐は件の願書を取つて共に繰返し見て大に驚き、眉を顰め、「聞きしに勝る奇妙院の靈驗奇特感ずるに餘あり。夫に付き君の大恩を忘却し、斯る惡逆を巧みし奴原言語に絶えたる事共なり」と、淺岡、松前を白眼み付ければ、松前元來身に覺えなき事なれば少しも恐るゝ氣色なく、進み出でて「其願書某も披見仕らん」と云ふに、兵部

させられ、御殿へ妖怪ども顯るゝ由、何れも大切の事なるを何とて穩密にせらるゝか。爰に幸ひ奇妙院と云ふ有驗の山伏あり、近き頃增上寺邊に住み、難病大病を加持護摩を以て速に平癒させ、妖怪の祟有るを見通す不思議なりとて、聞傳へて來る人每日群集なす由、奇特なければ左樣に人の信仰すべき樣なし。彼山伏を招きて加持祈禱をさせ試みて然るべし」と云送りけるに、淺岡、松前は又如何なる調略か有らんと覺束なく思へ共、兵部が差圖に異議も言へず、御道理に存ずる由返答しければ、則ち吉日を撰び兵部、甲斐、金兵衞等御殿に來り、件の山伏を召寄せらるに、年頃四十餘にして髭長く、顏色物凄く有髮の妖僧なり。緋の衣を著しいら高の珠數を手に掛け入來り、壇を飾り五大尊明王を本尊に立て、幣帛を切並べ、衣に玉襷を掛け聲高々と讀經し、漸有りて壇を下り汗押拭ひ、驚きたる顏色にて人々に向ひ、「殿樣の御妖怪相知れ申したり、御家來の中に呪咀し奉る人あり、御心當の候か」と云出しけるに、兵部を始め皆々大に驚き、「此は如何」と目を見合せ詞もなし。淺岡、松前は、是又渠等が謀る所か、然なくば賣僧の僞取るに足らんと心可笑く、鐵之助進み出でて「和僧の申さるゝ儀なれ共、亂世戰國にこそ國家を奪はんとし主を害せんとする賊臣有らんが、治世文明の今日、他家は知らず當家に於て左樣の事思も依らず」と云ひければ、奇妙院重ねて云ふ、「貴公には拙僧が詞を疑は

の如く足音聞え、件の鼠走り寄るを、此度は帯する刀の角鍔の角を以て力に任せ打ちければ、鼠は再び迯去りたり。鐵之助眠氣さめ、淺岡も物音に目をさまし「何事にや」と尋ぬるに、松前は有りし次第を密に語り、兩人奇異の思をなしけるが、幸外に知る者もなければ、穩密にして猶々心付けけるに、茅野小助と云ふ忍の盜人頭に腫物出來て大に惱み、程もなく死しけるが、此は腫物に非ず、頭を打破られたる由聞えしかば、其夜のは渠が業と知られたり。其後又或夜の事、龜千代厠へ行かんと仰せらるゝに、鐵之助御供し小姓四五人付添ひ、前後に手燭を立て行きけるが、俄に風吹き來つて蠟燭一度に消えける故、人々暫く佇み居る所に、呉椽の下より怪しき光立初みて段々庭へ出づるを能く透し見れば、何かは知らず圓き眼二つありて、光る事明星の如き曲者なり。外の人は見ると等しく氣を失ひ倒れ伏せど、鐵之助は聞えし豪傑なれば少しも恐れず、龜千代の御顏を袖にて覆ひ見せ參らせず、飛掛り組止めんとは思へども、近習皆伏倒れて幼君を守護する者なければ力及ばず、白眼付けて居る内に、小姓頭蠟燭を立替へて走り來るに、曲者は火を見て行方知れず迯失せたり。鐵之助燭を取つて自身方々を詮議するに、何の仔細もなし。右の趣淺岡へ告知せ、小姓衆の口を留め穩密にして居たりしに、何として聞付けけん、兵部、渡邊金兵衛を以て淺岡、松前に云せけるは「承れば幼君近頃夜々恐怖へ

ず毎夜添臥に寢せつけ參らせて後、密と起きて御側を離れず直宿したり。松前も同じく心安堵ず、折々斯くの如くして淺岡の心を休めける。或夜淺岡宵より睡き事限りなく、幻の如く松前に語りけるは「幼君大切さの餘、何頃よりか一夜も枕を傾けざりしが、然のみ睡しとも思ふ事なかりしに、今宵は何時になく睡き事引入れらるゝ如く、其方の手前も面目なし。斯る事も有るものにや」と申すに、鐵之助聞いて「仰の如く今宵の樣に眠きは終に覺え申さず、久々の御心遣一時に御勞出でたるにこそ、拙者も移り候や頻りに眠氣兆し候得共、隨分氣を付け申すべし。其方樣には殿へ添寢なされ、暫く御心を休められよ。左樣の時に無理に堪へさせられ、若し病氣にても發りなば、第一殿樣の御難儀、次に拙者の迷惑なり」と云ひければ、淺岡「然れば仰に任せ少しの内賴み參らする」とて、龜千代の御側へ寢ると其儘高鼾にて寢入り、松前は御枕近く畏り、四邊へ氣を付け直宿せしが、淺岡が鼾耳に入り、其身も彌眠氣兆し、幾度か倒れて驚き、是は如何と身を搔捻り、齒を喰緊り堪へんと眼は見張りながらも、心は夢中の如くなり。斯る折節次の間の方にてしと〳〵と足音聞えければ、松前は發と心付き見れば、色眞黑にして大きなる鼠御枕元指して走り行くを、扇子を上げて頭を丁と打てば、鼠は驚きて遁去りける。然るにても珍しき鼠も有る物かなと思ふ内に、又も眠りて生體なし。漸行つて又前

に計り候得ば、惡逆の黨類迯去るもの故、我速かに誅罰せしなり」と云ひければ、田村も別に詞なく、夫より餘類を吟味せんとすれ共、當日掛合ひたる逆徒は兵部既に殺し盡したれば詮議の手掛もなく、何故に君を毒殺せんと謀りしや仔細更に知れず、其儘に事濟みたり。淺岡は此度の凶事兵部が仕方心得難けれ、怪しと思ふ者あらば捕へて吟味すべきに、切殺せし段一つの不審なり。又詮議を遂げずして道益が仕方と知りたるは何故ぞ。殊に彼者は近年兵部が取立にて父子共に立身し、其上御幼稚の殿樣へ對し何の御恨か有らん、是二つの不審なり。且や隱岐守を出拔きて己が心の儘に事を取り行ふ、是三つの不審なり。日頃の體といひ兎角兵部が逆意に極れり、然れども此事大切の儀、麁忽に人に談ずべきに非ずと松前にのみ密談をし、舍兄安藝方へ申送り、是より彌兩人心を盡し幼君を補佐するこそ賴母しき。

○呪咀の謀計淺岡松前危難に及ぶ事
幷 松前直宿忍の者を防ぎ捕へる事

逆徒君家を奪はんと旦暮祕計を廻すと雖も、忠臣又晝夜透間なく幼君を守護し參らすれば、窺ふべき樣もなかりけり。然るに龜千代何時の頃よりか夜な〳〵恐怖へ給ふに、淺岡は心安から

の柄に手を掛け道益を一寸も動かさず、使を馳せて兩後見を呼寄せけるに、兵部聞きて吶喚仕損じたりと思ひ、兼て甲斐と申合せし如く先づ隱岐守へ使を以て、「只今御殿より急御召の使心元なし。其許へも申し參りしか、夫に付申合すべき旨あり。暫く御控へ下されよ」と云遣し、其身は早馬にて上屋敷へ馳付け、一通り聞きも敢へず、拔打に道益を切殺し、園田善兵衛、多田武助を召捕せ、引出して殺害す。園田大に怒り、「兵部殿大惡なり」と呼はる中に、首は前にぞ落ちたりける。此時大場宇右衛門は非番なりしが、荒木、神並兩人、兵部、甲斐が内意を受けて部屋に押込み、「上意」と聲掛け殺害し、夫より兩人臺所へ來り、同意の者を一々に切殺し、卽時に都合八人を切害なしたり。他の面々は何の故とも知らず、兵部が仕方目覺しき事に思ひける。田村隱岐守は兵部を待兼ね使を遣し聞合すれば、疾くに御殿へ出でたりとの返答に、扨は兵部に出拔れたりと急ぎ上屋敷に馳付けられしに、早悉く刑罰に行ひたる跡なりける。隱岐守益憤り兵部に向ひ、「先刻仰談ぜらるべき旨有りて御使に付き相待ち在りしが、其の後何の御沙汰もなく、卽時に是へ御越ありて、斯る事ども愚意に落ちず。某も身不肖ながら貴所の同役なり、一應の御相談もなく心任にせられし段、謂れなき事」と申しければ、兵部打笑ひ、「某これへ罷越して申談ずべしと申し送りしに、其は使承り違たるにこそ。斯樣の變有りて延々

せて油斷なく龜千代を守護したりける。此松前は生得柔和にして、年三十に至れど是迄終に腹立ちたる事を見し者嘗てなく、常に言語を愼んで益なき事を云はず無口なり。忠義倦迄深く、力は十人に對し希代の名士なり。去程に寛文七年未九月二十七日朝、御膳を上らんとて當番の面面夫々に仕度をなす時に、大場道益は心成らず一味せし事なれば、今朝の首尾心元なく、御目覺の容躰を伺ひ、直に御次へ控へ居たりける。既に御膳宜しとて淺岡御次迄出づる、鬼役鹽澤が前に御膳を持出でけるを、道益差出で「拙者毒味仕り差上げん」と御膳を取寄せ飯椀の蓋を明け、怖々ながら食し、其外汁以下悉く毒味し、「加減宜し、早々差上げられよ」と申しけるに、鹽澤丹次郎、淺岡に屹度目交すれば、女ながらも發明なれば其心を悟り、「道益殿には無益事をせらるゝ物かな、毒味役人急ぎ鬼を致すべし」とて御膳を押へられける。道益は發と赤面し、「御不審御道理に候が、是も殿樣御大切と思ひ、居合せしを幸ひ何の遠慮もなく鬼を杜りたり。併し鹽梅宜ければ早々差上げらるべし」と云ふに、淺岡合點せず、「否々我心濟まず、丹次郎早く毒味すべし」と申すに、松前鐵之助此爭を聞付け、何事やらんと怪み幼君を守護して出で來る。丹次郎望む所と進み出でて飯を上下へ返し、殘らず喰盡しけるが、眼色忽ち變じ、呍と云つて倒れ伏し、血を吐いて空しくなりにけり。扨こそと淺岡は幼君を抱き取る、松前は刀

て本とす。

るゝも地獄に落つるも心のみ、儒道に仁義禮智信の五常を立て禁とするも、心の曇りを磨く水銀、曲る心を矯直す事手答の棒の如し。我國開闢より神道の教猶以て委しく示せり、正直を以て本とす。

心だに誠の道に叶ひなば祈らずとても神や守らん

斯く見る時は三國の教只心を誠とするにあり。唐土にても男を尊み女を卑しむ風あれば、日本の忝きは國の主の始天照皇大神は女體にて在座し故、女王國、姫氏國とて代々天子に女帝あり。是に幷んで下々迄女にて家を立つる事是神國の妙なり。然れば日本の女は別して節操を守り、唐天笠の女の如く愚痴なる可らず、斯樣の事ども常々心に忘れず、忠義を専らにせられよ」と敎訓しければ、淺岡泪を流し、「仰の如く自らも武士の娘、忠心深き御身の妹なり。此上は一命を懸けて幼君を守立て參らせん。御氣遣有るまじと思へ共、斯る大役を女の身にて一人承はらん事餘りに便なくこそ思はるれ、希くは御家來の中にて然るべき人を撰み附人とし給へかし。其人と心を合せ、不慮の變も有らば防ぐべきなり」と答へけるに、安藝打點頭き、「能くこそ心付かれたり、我も其心なきに非ず」と爰に於て松前鐵之助重光を呼出し幼君の近習頭とし、常々側に在りて補佐すべき由申付けらる。鐵之助異議に及ばず領掌し、是より兩人心を合

上千萬覺束なく思へども、予が力の及ぶ所に非ず。幸其方は今孀婦なれば、（白川主殿に嫁し主殿死して子は幼少なり）幼君の乳母たらしむ。此は其方が氣質能く補佐の任に應ぜんと思へば、小十郎、安房等と內談の上、其方に大切なる幼君を預くる間、我に代て晝夜心を付け、自ら先づ其行ひを正しくし、慾を避け德を積み、君をして假にも惡しき道に染み給はぬ樣用心し、名將賢君に育上げ奉らん事を旨とすべし。往古唐土にて、代々の天子國王を迷はせ世を亡したる事、烈女傳に數多あり、其不義不貞の行跡史に鏤めて末世の誡とす。彼の書を讀む者千年の後に至るも唾吐して是を憎む。形は美女にして心は大に惡女なり。又昭王を諫め參らせて周室の衰を興したる無鹽と云ひしは、天下に稀れなる惡女なれ共、心底の潔く美しかりし有樣は玉の如く、心有る人其顏を見ざるを羨みたりと。又孟母三遷の誡あり、皆是末代の美談とするなり。古歌に、

我心鏡に寫つる物ならばさぞや姿の醜かるらん

只愼むべきは心なり、是を磨けば智德となる。凡そ人は萬物の靈とて、天地間の萬類甚だ多く限りなけれ共、人程貴き者有らんや、森羅萬象皆人を以て魂とす、人無くんば夫々の用もなし、佛法に天上天下唯我獨尊と云ふ、人の尊む所の物は心なり。故に卽心成佛と說けり。極樂に生

出でて「一刻も早く計ひ給へ、幸ひ明日は一座の面々當番なり、是天の與ふる所なれば、首尾よく仕課せ候はん」と諜合せて立別れける。中にも鹽澤丹次郎は我部屋へ歸りしが、折節黄昏時にて、七十に餘る老母持佛堂に向ひ「悴丹次郎息才延命武運長久御奉公首尾よく勤め候樣」と祈る聲不圖耳に入りければ、丹次郎俄に無常を感じ、嗚呼世の中に親の子を思ふ程切なるは有らじ、母は常々佛を信じ、明暮稱名怠ることなく、若き某馬の耳に風と聞居しが、今の念願を聞けば、我死せば母より外歎く者なし、輕き物頭の我身すら斯くの如し、況や幼君龜千代君明朝毒害の爲に御逝去在まさば、其歎何十萬人ならん、別けて御隱居の御愁傷想像れて御勞し、然るを家來の身として殺し奉りたればとて、大名に成らるゝ身にもなし、殊に數多の人に歎きを懸くる天罰身に報い、如何なる淺ましき最期を遂げんも知らず、且仕課せん事難し、急ぎ返忠して君を救ひ參らせんと思へ共、早明朝に事極り、夜中の何如共詮方なし、よし〳〵明朝毒味仕る節、數ならねども我命を捨てて切めて忠義をせばやと覺悟し、夜の明くるを待ち居たり。爰に幼君龜千代の御守役淺岡といふ女中は、伊達安藝の妹にて、龜千代殿御家督相續の節に安藝妹に向ひ「今度の兵部殿の心底不審なりと雖も、台命重ければ是非に及ばず、兵部を以つて後見とし、我々仙城へ歸るなり、先君以來佞奸の徒御家に充滿すれば、幼君の御身の

茅野小助を呼べ」と云ふより早く小助犬を携げて出來り、犬を道益が前に置き、「道益老我君の命に背く者は誰にても斯くの如き最期を遂ぐる、御覽ぜよ」と言ひ樣、犬の口に手を掛けて二ツに引裂きける。道益是を見て魂天外へ飛ぶ如き心地して、手を揚げ「必ず〳〵聊示せらるゝな、拙者只今申上げたるは師命の免さゞる所を申す迄なり。爭か違背に及ぶべき」と云ふに、甲斐、「先刻より度々言葉轉じて更に實とする所なし、若し座なりの挨拶して此場を遁れ他へ洩すに於ては、從類を絶さるべきぞ。合點なるか」と云ひければ道益承り「此上は仰にや及ぶべき、拙者此年になり宮仕して苦勞仕るも、子孫を存ずるが爲なり。既に悴宇右衛門君の御側にあり、御兩所の內へ人質に留置かれよ」と云ひければ、兵部、甲斐も良顏色解けて、「先刻よりの事ども必ず心に留めらるゝな、首尾能く調ひたらんには互に富貴心の儘なり」と祝して別れけるとかや。

○逆徒等幼君を毒害せんと謀る事

既に毒害の謀計調ひしかば、兵部、甲斐彌謀略を廻し、兼々味方へ引入れ置きたる料理人頭園田善兵衛、臺所頭多田武助、膳番鹽澤丹次郎を密に招き寄せ密談しけるに、園田善兵衛進み

はんとするをかい取つて甲斐は道益に打向ひ「兵部殿其許へ急に御密談有りて只今召れたり。夫に付先承り度きは、何事に寄らず兵部殿の仰は否を言はず聞かれんや」と思ひ込んで言ひければ、道益は莞爾と笑ひ、「私君に仕へ奉りしが、御抱の醫師多ければさせる思出もなかりしに、當御代になり他に御手醫師なきが如く、其上不調法なる忰宇右衛門御近習に召出され、父子相并んで立身出世仕る段、恐れながら御幼少の殿樣の思召とは言へ、皆以て兵部樣の御恩、何時の世にかは忘れ申すべき。長袖の身ながら一命に替へ御奉公仕る覺悟なり。何樣の御用にても御違背仕らじ、仰付けらるべし」と答へけるに、「然らば神文をせられよ」と熊野午王に料紙硯を添へ出し、甲斐文言を望みて認めさせけるを、兵部請取りて懷中し、道益を側近く呼んで囁きけるは、「予兼ねて大望有るに付近々龜千代を毒害せんと欲すれど、此儀常人の力に及ばず。然れば御邊に鴆毒の調合を頼むなり」と聞きて道益大に驚き、眼色變じて聲慄はせ、「此は存じ寄らぬ御用かな、夫醫家の制戒とする所毒藥を以て第一とす。師傳に曰く、醫は仁術とて人の病を救ふ物なれば、假にも人を苦め一命を絶つ事を赦さず。況んや幼少なれど重恩の主君、何の過失有りて御恩を忘れ害し奉らんや。只今拙者が命を召さるゝとも、毒藥調合は得こそ仕るまじ」と道理を解いての返答に、兵部大きに怒り、「口に恩を知つて心に恩を思はぬ表裏の坊主、

ゆるにや、心元なき男なりと、輕蔑する族も有りけるが、後年秀頼公逆意を企謀てられ、元和元年五月六日の戰には長門守兼ねて討死の覺悟なれば、若江表に武勇を振ひ、御當家隨一の井伊殿が手先に馳向ひ、一足去らず討死して忠勇の譽を末代迄に傳ふ、我書を披いて此所を見る度に、感涙を催して讀むに倦くなし。此は士たる者の能き龜鑑に非ずや」と語りければ、今村、横山愼んで承り、彌〻耻入りし氣色にて、怕しき夢を見し心地して、誰追ふともなく足早に己が宿所へ歸りしとかや。

○大場道益逆意に引入れらるゝ事

去程に安藝が穩便にして事を好まざる趣き目附中より江戸へ注進しければ、甲斐は大きに悔みけるが、大惡不道の者なれば少しも心に懸くる體なく、只小十郎、安藝を退けんと日夜胸のみ痛めけるが、元來兩人文武に達し智勇も備へし良臣にて、仙城隨一の面々なれば、謀るべき手段とてもなければ、詮方盡きて兵部に向ひ、「某貴公御父子の爲寢食を忘れ計略を廻らせども、時未だ至らざるか、安藝、小十郎を謀るべき透を得ざれば、今は早幼君毒害の儀を計るべし」と云ひけるに、兵部打點頭き、「予も斯くこそ思ひたり」とて、密談の上道益を呼寄せ、宗勝が言

相替らず召遣れ下さるや、今日兩人參上仕るは、右伺ひ度爲なり」と言捨てに歸らんとしけるに、安藝在宿とて兩人を呼入れ對面し、一通りの挨拶濟みて後、傍の人を退けて、「今更申すは如何なれ共、今度谷原の儀何れもの了簡こそ心得ね、斯く云へばとて某全く地を惜むに非ざるなり。各は一國の善惡を勘辨せらるゝ目附たり。某は格別、以來他に對して此度の如き指圖有らば、忽ち事の破となり、役儀危かるべし」と言ひければ、憶病至極の兩人は是を聞き汗背中を霑し、「御道理千萬に存じ奉る、此度の儀は夢々我々が計ひならず、江戸表より繪圖面を以て兵部殿、甲斐殿方より申來りし故、一筋に相心得取捌き候なり。又々撿地を改め打直し申すべし」と云ふに、安藝は打笑ひ「いやとよ、所領貳萬石賜り居れば、某何ぞ不足とすべき。元來谷原の地は政宗公以來預りの地にて、殿の御用と有らば指上ぐるに何をか申すべき。此上御用あらば皆にても御返し申すべし。都て私の意趣を以て身を亡す者は忠臣に非ず、君の爲に命を惜む者も又不忠なり。豐臣秀頼公の乳兄弟木村長門守重成は若年なれども思慮深く、武勇尖き侍成りしが、或時君の召遣はる小坊主と口論なせしに、彼坊主人中にて重成へ對し慮外をなすに、有合ふ人々ハッと思ひしも、長門守は色をも變ぜず、然有らぬ體にて有りし故、人々是を評判し、木村は日頃の氣質に似合はざるなり、此は生得憶病なれども發明にて勇々しく見

「計らざる家來共の無禮各々の御立腹、予に免じて用捨に預りたし」と言ひければ、四人の族却つて痛入つて赤面するに、安藝重ねて、「何もの御世話を以て御預りの地面、故なく式部へ割渡し、互に大慶に存ずるなり。撿分相濟まば休息せられよ」と云ひければ、四人は始めて安堵なし、長居は恐れと麁忽々々に挨拶をなし立別れんとするに、安藝又改めて申す樣は、「予が家來共、各方へ對し尾籠を働きたり、是を此儘捨置かば、御家中に誰か役人中を恐るゝ者有らん。渠等は如何計ひ申すべきや、御存分に申付けられよ」と有りけるに、四人の者共色を失ひ、「此は勿體なき事を承る物かな、先刻の儀は我々とても過言あり、御賢慮煩はさば却つて迷惑仕る。御家來御切檻の儀幾重にも御用捨下さる可し」と最面なげに詫びければ、「熟もの御了簡過分に候」と挨拶なして別れける。此時宗重が計ひ威有つて猛からず、流石大家棟梁の臣と稱へつべし。斯くて四人は、「伊達安藝三分二の地面を取らるゝも只一言の申分なく、却つて家來の無禮を咎め、其上諸士の禮を少しも亂さず、殿の後見同然の格式にて取扱ひければ、旁以つて其分に仕ては置かれ難し、四人一所に行き謝せんも餘りの儀なれば」と鬮取にて今村善太夫、横山彌次右衞門、涌谷の館に行きて取次を以て申入る樣、「先日は不慮の儀にて御馬を出され、御苦勞千萬に存じ奉る。併し御出に依て異議なく事調ひ大慶是に過ぎず候。就いては御家來儀

に落ち申さず、各様今日無理なる繩を打たれんと未然に存じ候安藝にも是なく、私共兩人安藝が名代として罷り出候に、主人申付とは大に相違せしを以て伺ひし迄なり。何とて安藝が計る所に候はん。然れども正しく三分二を式部殿へ取られ、此儘に罷歸り候ては主人へ申譯是なく候へば、何卒拙者共の一分相立ち申す樣御了簡下さるべし」と苦々しく申しけるに、四人の目附共是を聞き、「陪臣の身として直參に向ひ重々寛怠なり」と刀の柄に手を掛くれば、清水、鵜津大きに怒り「我々上下の禮を盡さば各には附上り、權柄を以て押るゝは心得難し。陪臣とて其主はある者なり、何ぞ首を延べて刃を請けん」と同じく刀に手を掛くれば、喧嘩椿事出來し、既に鬪爭にも及ばんとするに、これより先鵜津使ひを以て今日の撿地割心得難き仕方なりと安藝方へ告げたりしかば、安藝は心元無く思ひ、取る物をも取敢へず早馬にて馳付け見るに、扨こそ雙方刀に手を掛けて既に拔放さん樣子なれば、安藝大音を上げ、「清水、鵜津麁相すな、目付中へ申すべき旨有りて安藝是まで罷越えたり。各等も靜に聞かれよ」と呼はりながら、馬より下立ち、正座に坐りて清水、鵜津をはつたと睨付け、「汝等何故に役人中へ對し無禮を働くや、斯る事も有らんかと我今爰に來るなり。心得難き事有らば何故一人走歸りて知らせざるや。主人を蔑ろにする段不屆なり。重ねて申付くる迄閉門なすべし、疾く立去れ」と二人を追退け、

の內三分一式部方へ遣すべき由申送りけるに、安藝は思慮深ければ少も騒がず、「畏り候」と御請を致されければ、日限を定め割渡の極めをぞ談じける。

○谷原撿地割の事 并 目付中安藝家人爭論の事

斯くて撿地割役人今村喜太夫、濱田市郎兵衛、志賀右衛門、横山彌次右衛門の四人仙臺へ下り、安藝式部が名代の家來立合にて撿地を改め、目付四人は兼ねて兵部が內意を請けたる事なれば、無理なる繩を打つて漸々三分一の地面を安藝が方へ割付けたれば、安藝が名代淸水勘右衛門、龜津彌右衛門大に驚き、役人中に向ひ申す樣、「主人安藝申付候は、預地の內三分一式部殿へ相渡し候樣にとの事なるに、各樣御割付を見るに、式部殿へは三分二、安藝方へは僅三分一と覺え候。若し思召違にもや」と慇懃に伺ひければ、四人の目附は言葉を揃へ、「我々御目鏡を以て役儀仰付けられ諸事を取捌く身の、斯樣の事に麁忽の仕方有るべきや。其方共陪臣の分として存外なる言條なり。察する處御身達の心得より出でたる事には有る可らず、此は安藝殿の指圖にて、役人を蔑ろにすると覺えたり。所詮我々が打つ繩は氣に入るまじ。安藝殿の勝手に繩打ち候へ」と荒かに言ひけるを、龜津彌右衛門進出で、「安藝の申付かと仰せらるゝ段愚案

武に怕しき佞者あり、後悔し給ふな」と云ひけれど、式部慾に眼闇んで用ひず、終に萬治三年子九月訴狀を認め、使を以て江戸へ願ひける。其文に曰く、

先達て願ひ奉り候同苗安藝へ御預り置かれ候谷原の地の内、私領分へ入組み候處、別けて居城近き邊安藝へ御預けの内、三分一私へ何分御預け下し置かれ候樣願ひ奉り候。此段然るべく御披露頼み入存候。以上。

萬治三年子九月　伊達式部

原田甲斐殿

柴田外記殿

右願書到來甲斐披見して、密に兵部へ申しけるは、「謀計既に調ひ、安藝を除かん事此時に在り」と勇みけれど、兵部は其心を悟らざれば、忙然として詞なし。甲斐重ねて、「谷原の地三分一式部殿へ渡せと仰付けられんに、安藝難澁を申せば君命を背くの罪を申立て隱居さすべし。若し穩便に相渡さば目付共に内意を含ませ、撿地割の節三分一を間違せ、安藝へ三分一を割渡さば、如何に溫和の安藝にても憤怒を發し事を破らん。其時安藝に切腹申付くべし」と云ひければ、兵部限りなく悅び、早速四人の目付へ内意を含め、頓て安藝方へ式部強つての願に付、御預地

武道に何闇からず、誠の良士と承る。然るを一封の書を得て遽しく卒爾の御願ひ達せられんは、彼人に對しても恥しき次第ならずや。谷原の地是非御所望に候はゞ、江戸表より內意の書面を以て安藝殿方へ遣され、潔白に地を求め給へ。然れば仁愛の安藝殿悦んで承知せられん。其時は雙方より願を立て無事に地面を請取り給へ。斯く穩便にして安藝殿了簡違せば、其時こそ武門の意地是非に及ばず、互に鎗先を以て請取るに何の仔細か候はん。夫迄になくとも拙者が申す通り計ひなば、安藝殿よも得心せられぬ事は候まじ。斯く容易調ふ筋を捨てゝ願出し給はゞ、屋形樣幼年に在せばいかで是非を定め給ふべき。然れば佞奸の人の助と成つて災禍是より發らん。私の事に君を苦め給ふなれば、能く〳〵此邊御思慮を廻らされよ」と理非明白に諫めければ、近臣安澤次郎八も作右衛門と同じく共に諫めける。式部元より宗勝が逆意に組すれば「安藝へ送りて此書面を見せん事思ひも寄らず」と、作右衛門を呵り付け「其方が了簡古風にして當世に向かず。兵部殿常々入魂故、予が爲を思はれ送られたる密書、何故安藝方へ見せん。先代より予が願を取上げられぬは依怙の沙汰なり。當時忠宗の過失を改むるに何の憚かる所有らん、我心既に決せり。汝等詞を費す勿れ」と威猛高に云放せば、次郎八は恐れて閉口す。作右衛門涙をはら〳〵と流し「兩虎爭ふ時は一虎死し、終に兩ながら獵師の得物とならん、東

と云ふに、兵部席を打つて、「奇妙々々」と悦び、早速書狀を認め式部方へ送りける。其文に曰く、

先年御願達せられ候谷原の地面の儀、如何御心得候や。忠宗卿は安藝を殊の外贔屓致され、貴所の願取上げられず、同じ一家中の内親疎有りて政道宜しからぬ儀に存じ候へ共、其砌心底に任せず打過候處、當時我等諸事存念に致す事、兼て片腕と賴みある貴所の御願麁忽の取扱致すまじく、一家内にも歴々の貴所安藝に思替へられ候ては相濟まぬ儀と存じ候。甲斐共にも相談致候處、第一地處見透れ候ては内々の存念も相違候節の爲惡く候由是等の旨趣宜敷御勘辨成され御得心に於ては早々再願指出さる可く候

右の書面を得て生得慾深き式部なれば、天の與と大きに悅び、「急ぎ願を達せん」と云ひけるに、式部が家來作右衞門、「此願出されん事御無用なり。其仔細は、谷原の地は政宗卿御代安藝殿へ預けさせ給ひし物にて、忠宗卿の御了簡にも及ばせられず。此方の願御執上げ無かりし物なり。然るに御子孫の世に至り又も御願を差出され、假令願の通り仰付けらるゝにもせよ、然すれば先君を恥辱め參するの道理にて、是忠臣の愼むべき所なり。拙者風情の者すら其心あり、況んや伊達一方の圍にもなるべき御身の、何とて此理に迷ひ給ふ。殊に安藝殿の性質仁愛深く

すまじ」と言ひけるとなん。扨こそ熊田必死を遁れ重ねて忠義を盡す事、是天道の加護に因る者と云ふべし。扨も隱居綱宗の從臣は次第に減少し、後々は僅中間共にて三十人計付置きけるが、是等は皆兵部が心に隨はざる者或は役に立たぬ者にして、恰も囚人の如く早く自滅せられよがしに仕掛けたるにて、其不仁なる惡みても尙餘り有りと云ふべし。然共麁略にせざる言譯の爲め濱田玄蕃とて八千石取の大身を家老に付置きける。是も甲斐が妻の弟にして、兵部に隨ふ愚頓短才の者、只管綱宗へ不自由をさせ參らせしこそ是非もなき次第なり。兵部宗勝は思ふ儘に仕課せしかば、何卒一日も早く事を謀らんと密談に及びけるに、甲斐、「其儀は手の裏を返すよりも猶易し。併し只大望の妨碍に成らんは安藝、小十郎の兩人なり。先渠を除く謀計こそ專要なるが、先安藝を亡すに屈竟の事こそ候。故政宗卿御代より谷原と申して、安藝が家に預け置かるゝ七千石の新田あり、右の地式部殿の居館近く迄入交りあれば、每年夏秋見分の節は安藝が家來共式部殿の門前まで踏込むにより、式部殿安からず思はれ、先年より彼地御預け下され度しと願はれしかど、安藝が恨まん事を思はれ、忠宗御代より願取上げられず捨て置かれしが、式部殿は貴殿無二の御味方なれば書狀を送り給ひ、彼地を再び願出させ、安藝が堪忍成り難き樣に仕掛け、渠が手を出すを待つて罪に落さん事こそ一擧兩全の計略とは申すべし」

違背仕り恐れ入り候へども、龜千代伯父田村隱岐守儀、兵部少輔の相後見に仰付けられ、萬端兩人申合せ仕置致し候樣仕り度き」旨願ひければ、兵部が内意望む所なりと、早速御得心ありて、「成程隱岐守出府次第其通申付くべし。先夫迄は兵部少輔へ萬事取計はせ申すべし」と仰付けられしに、各畏り奉ると御請なして屋敷へ歸り、龜千代殿幼少の間は、仙臺に於て諸士月次の禮、伊達安藝同じく安房同じく上野、石川駿河の四人二十日代に勤め候樣相極り、何れも仙臺へ歸りける。

○伊達兵部後見と成り逆意を振ふ事

去程に兵部は後見となり、愈望足りぬと打悦び、甲斐と逆謀を廻しけるが、先荒浪、鳴神の兩人を荒木和助、神並三左衞門と改名させ、大場道益同じく宇右衞門父子を取立て、渡邊金兵衞は是迄通り小姓頭、瀦田市郎兵衞、今村善太夫、横山彌次右衞門を目付役として、江戸屋敷仙臺迄の仕置等を申付け、先頃妨碍なしたる熊田甚吾兵衞を打殺して腹愈ん、と言ひけるを、甲斐押止めて、「渠は頗る勇猛の者なれば、容易は打取難し。其上仙臺の面々存寄有りて逼塞させ置きたるなれば、先づ其分に捨て置かるべし。殊に今は君後見となり給へば、恐れて顏出も

場道益然るべし。殊に小兒家なれば幼君の御手醫師に引上げ、渠が忰宇右衛門を近習に召出し、其上にて一味させんには異議有るまじ。毒害披露するならば、君怒堪へぬ風情にて道益を切殺し給ふべし。幼君死去の後市正殿に家を治めしめんに誰か否を申すべき。心憎きは安藝、小十郎、是とても越度を仕懸け取つて押込まんか、又反間を入れて喧嘩させ打果させん事某が方寸に有り、上の事は雅樂頭殿を御頼み有るべし」と勸めければ、兵部小踊して打歡び「上の首尾は氣遣せらるゝな。末世の今日慾を知らぬ者なし。愚息市正は雅樂頭殿の聟なれば、大國の領主と成らん事頼まずとも如才有るまじ。況んや某日頃密談し置きたれば、大望成就疑なし。夫に付き一家中は勿論、他家に於ても當代貴殿の如き器量人有るを聞かず。予が爲の子房、孔明なり。斯る名士を得しも本意を達するの前表とや云はん」と、輕薄の有丈を盡し、其夜兵部密に酒井の館に行き深更に及び歸りける。安藝、小十郎等の忠臣は此節萬事油斷なく心を付けるも、斯る事の有るとは夢にも知らず、翌朝雅樂頭殿へ參上し「昨日仰付けられし旨趣一家中の者どもへ申聞け内談仕り候所、家中一列番代御免の儀願ひ奉る」と申入れければ、稍有つて雅樂頭殿御對面有り「家に古例なき段道理なり、番代の儀は御用捨有るべし。兵部少輔在府なれば、渠に後見仰せ付けらるゝ、其旨心得べし」と有りければ、伊達安房進み出で「毎度上意を

は重ねて、「瘋癲めが無益雜言に、大切の評議延引に及びたり。各方の御了簡如何決定仕られ候ぞ」と云ひける時、石川駿河進み出でて、「若輩の異見熊田が二の舞に似たれど如何に上意重ければとて、御家に舊例なき儀は御請も成難く、謹んで免を願ひ、若しお免なき時は覺悟は面々の胸中に有るべし」と座中を屹度見渡せば、安藝、小十郎を初め各此議道理なりと評議一決し、明日雅樂頭殿へ此趣意申上げんと各席を退きたり。時に兵部は甲斐に向ひ目交しければ、夫より甲斐は兵部方へ赴くに、「今日予が念願調ふべしと思ひしに、無益熊田が支立に本意を達せず。此上は貴所の妙計を以て彼等が心底を挫く樣致され度し」と大息吐いて申すにぞ、甲斐は聞敢へず、「毎度申す通り必ず事を急かるゝな。只今事荒立てては人心區々と成り異論起り、家の騷動を來すべし。然有る時は伊達家斷絶して大望は扨置き、御互に未練不覺の名を世に流さん。然れば爰に一計あり、急ぎ雅樂頭殿へ御越あつて、今日の樣子物語られ、明日彌當家の家臣達番代の儀を請けまじと申さば、兵部を後見と仰せ出さるべし。夫をも違背に及ばゝ、田村隱岐守と兩後見仰付けられんには異議は候まじ。然すれば田村は柔弱にて決斷薄ければ、此方の心の儘に計ふべし。其後幼君を毒害して市正殿を家督に立てん事遲きには有らざるべし。夫に付き毒害の手段こそ大切に候。功者の醫師を味方に引入れずば叶ひ難し。大

れしぞ」と尋ぬるに、甚吾兵衞、「さん候、兵部殿を始め甲斐、式部等則ち國賊なり。雅樂頭殿御縁者たるを以て、常々其威を藉りて逆意を振ふ故、各を始め歷々爰に心を苦め給ふに行らずや。式部殿一人指出でて兵部殿へ番代を渡さん」と云ふを、各には否と思はるれど、兵部殿へ遠慮して一言を出されざるなり。「君恥辱めらるゝ時は臣死すと云へば、我五十年の命を爰に捨てんと欲すれば、其權威には恐れざるなり。先君綱宗卿愚昧の御性質には非ずと雖も、御若年の血氣御過失は幾度も有りがちなり。天下の諸侯過多けれど、忠義の元老諫に隙なきが故、自から安泰なり。兵部甲斐諫言を入れるを名とし、常々御側の小人輩に不行跡を進めさせ、生も付かせられぬ愚將に仕立て參らせ、斯る仕合に成行きし事、某能く知らば諫を奉らんと欲せしが、迚も忠義に捨てる命なら、災の基たる逆賊と刺違へて死なんと覺悟して隙を窺ひ、今日まで控へ居たり」と甲斐を目掛け飛懸らん勢なるに、小十郎屹度目交して、「過ぎたるは猶及ばざるが如し。貴殿の仕方返す〴〵も穩和からず。切角の忠義も却つて忠義ならず。先づ心を靜められよ」と人を添へて宿所へ送りければ、甚吾兵衞は其心を早くも悟り、夫より病氣と稱し引籠りける。安藝、小十郎等兵部に向ひ、「甚吾兵衞は勇猛に慢じ既に狂亂せしと見えたり。聊か御心に懸給ふな」と挨拶すれば、兵部を始め式部、甲斐等怒を止めて色を直せしが、式部

五歳に成せ給ふ迄は、萬事兵部殿に御任せ然るべきか」と憚る所もなく言出づるに、安藝小十郎等の老臣は、此議甚だ不得心なれども、兵部列座の事なれば暫く見合せ居たりける。兵部最屓の族式部が言葉を能しと思ひ、且は歴々の前遠慮もあり、誰一言を發する者もなきに、遙末席の熊田甚吾兵衛秀國（高五百石大番役大力にて身丈六尺二寸あり）堪へ兼ねて進み出で、「今日の評議は御家の大事なり、其祿を食む臣として斯る時に何ぞ君の御爲に心底を陳べざるや。某は忠義に身を顧みず一言を申上げん」と大音に呼はりける。其時江戸家老原田甲斐咄嗟と思ひ言葉を懸け、「尾籠なり熊田氏、一大事の評議故滿座の歴々口を禁み給ふに、末席の異見騷し、控へられよ」と遣込むるに、甚吾兵衛呵々と笑ひ、「某生得不骨にて言葉不束なれども、國を賣り名を盜む賊臣の氣とは雲泥の違なり」と云ひければ、田村内藏助聞咎め、「兵部殿も在るに餘り法外の一言緩怠なり」と睨付くる。式部も聞兼ね、「國を賣り名を盜むとは誰が事ぞ」と刀に反打つて詰懸くるに、甚吾兵衛少も撓まず、「誰ならんとは、左云ふ御身が事よ」と拳を握り切齒をなし、眼尻逆立て式部をはつたと睨みし體は、關羽が怒れる有様も斯くやと思ふばかりにて、既に珍事にも及ばんとす。時に安藝、安房、小十郎等大に驚き、間に入つて雙方を押鎭め、「式部は一家の歴々なり、然るに彼是無禮に及ばるゝは不屆なり。如何なれば國賊とは言は

斯くて其後重ねて酒井雅樂頭殿より、龜千代家來連名の七人罷出づべき由奉書到來しければ、何も下馬先の御屋敷へ參上しけるに、雅樂頭殿用人を以て仰出されけるは、此度面々の願の通り仰付けられ候間、龜千代幼少の間は大伯父伊達兵部少輔を以て番代とし、公儀相勤め候樣にとの御下知なれば、各々謹んで承り、安藝は小十郎へ目交するに、小十郎は其心を察し進出でて、「上意の旨趣有難く畏り奉り候。然るに陸奥守先祖より番代を以て公儀相勤め候儀嘗て是なく、龜千代幼少にて公儀の御勤筋竝に家中の仕置覺束なく思召し候はゞ、番代の外然るべき御指圖偏に願ひ奉る。併し上意の旨趣家中諸士へ申聞せ候上、又候願ひ奉り候なり」と申しける。用人斯くと通じければ、雅樂頭殿重ねて、「上意を返すの恐有れば、罷歸り申すべし。先陸奥守不行跡の事内々上聞に達し、不屆に思召さるゝも、先祖政宗以來の忠勤に免ぜられ、家督相違なく仰付けられたれば、此上麁忽有るに於ては家の爲宜しかるまじ」と屹度仰渡されければ、片倉小十郎、「委細畏り奉る」と、夫より屋敷へ歸り、卽時に一家中の諸士を呼寄せ上意の旨趣を申聞せ評議せられしが、伊達式部進出でて、「雅樂頭殿は御由緒格別の御家にて、殊に大老の御威光先代に十倍し、天下の諸侯何れも背く者なしと承り候。若し御心に違はゞ忽ち罪を蒙れば、此度の儀談合迄もなく御請致さるゝ方、御家長久の基かと存ずるなり。幼君十

尾よく仰せ付けられければ、各悦びて退出し、綱宗を品川の下屋敷へ隱居させ、當年二歳なる幼息龜千代を家督相續に定められ、一家中先安堵の思をなしにける。扨幼君龜千代が母と云ふは、諸家深祕錄に曰く、松平周防守の浪人に三澤何某と云ふ者あり、男女三人の子を持ちしが、惣領娘を陸奥守殿へ奉公に出しけるに、綱宗の心に適ひ、日々に寵愛彌增し、終に懷胎じて萬治二年亥五月八日、龜千代誕生有りしに依り、其尊敬一方ならず、親兄弟どもを召出され、當分御分力少々下されけるが、翌年の秋龜千代纔二才にて家督相續有りし故、兄には三百貫を賜り三澤賴母宗直と號し仙臺に住し、弟も五十貫を賜り江戶町家に住居せしうち、博奕を好み身持不行跡にて、「我は錢一貫文も無けれども、伊達陸奥守と云ふ國主大名を甥に持ちたる故、如何程金銀を貸しても氣遣はあるまじ」などと、此所彼所にて阿房口を叩き、果は仙臺へ行きても行跡直らず、我儘無禮をなすに、姉より種々異見を加ふるも用ひざれば、兄の賴母立腹して討捨てんと怒りけるが、先づ引捕へて嚴しく押込置き、後には賴母が知行所水澤と云ふ所へ遣し、浪々の樣にして捨置きけるとなり。

○龜千代後見願評議の事

伊達式部
伊達左兵衛
伊達安房
片倉小十郎
伊達安藝

右同文言

但し家來の者共願ひ奉り候旨を相認め書加へける。

同年同月　田村隱岐守
伊達兵部少輔

久世大和守殿

兵部右の書を受取り雅樂頭殿へ持參するに、雅樂頭殿は當時天下の政事を握り、大小となく心の儘行はれたる故に、此願は兼てよりの合點の事なれば、何の滯溜もなく請取れり。同二十五日雅樂頭殿館へ御老中會合ありて、陸奥守名代伊達兵部、竝に親類立花飛彈正、太田備中守を呼び、家老伊達安藝、片倉小十郎、伊達安房、原田甲斐等奉書を以つて召呼ばれ、願ひの通り首

るに、駿河受取りて二疊程下りたり。時に伊達安藝守宗重進み出で申上げけるは、「君の御不行跡江戸中の取沙汰、殿中の御噂宜しからずと承はる。第一遊里へ御通ひ遊さるゝ段、若し上聞に達しなば御家の大事と、兵部殿、甲斐諫を奉らんとするに、御對面も是なき由、是非に及ばず我々遙々出府仕り、御家長久の爲君御隱居を願ひ奉る」と涙を流し申上げければ、偵の綱宗も差俯向き、恥入つたる氣色にて落涙の外返答もなきに、御心柄とは云ひながら扨々傷しき有様なりと、忠臣等皆涙に咽びけり。斯くて小十郎、兵部に向ひ、「幸貴所は雅樂頭殿と御懇意の事なれば、願書の御内覧宜しく御取計らひ成されよ」と云ふに、兵部聞きて「萬事公邊向の事は某に御任せ有りて然るべし」と答へ、祐筆寺島嘉右衛門を召出し、願書を認めさせける。其文に曰く、

當陸奥守事不覺悟にて、大國難レ治御座候。其上近年病身に罷成り候に付隱居仕り、息龜千代へ家督被二仰付一被二下置一候様奉レ願候。是等の趣可レ然様以二御執成一首尾能被二仰付一被二下置一候はゞ、難レ有仕合に奉レ存候。以上。

萬治三庚子年七月

伊達彈正

伊達上野

北に前田、東に伊達と天下三諸侯の一なり。依つて我君の出仕他行は譜代恩顧の士數多隨ふなり。其方纔三人連、主從の品定に見分かず、何ぞや綱宗ならん。君家人多ければ悉く皆其面を知る事を得ざれど、代々の執權職に居れば、一家中の姓名は存も有り帳面にも記せり。速かに本名を名乘るべし。帳面に符合せば門を通すべし」と云ひければ、鳴神、荒浪は名乘べき樣もなく、閉口して居たりける。綱宗今は世に存命へて恥辱を取らんより、速に腹切つて隙明さんと、肌放寬げ脇差に手を掛け給へば、兩人も死して三途の御供せんと用意するを見るより、小十郎は「ヤレ暫く御待有れ」と飛んで出で、御手に縋り涙を流し、「誠や君君たらず共臣以つて臣たらずんば有る可らず、我々君を諫め奉らんと欲し却つて不慮の御過有らば、不忠の名遁るべからず」と兩人を追退けて自身君を守護し、御殿に移し參らせければ、兵部を始め一門家中の歷々晃星の如く大廣間に相詰め、續いて門々を固め居たりし安藝、安房等も出席す。綱宗呆れ果てて默然として詞なきに、此時石川駿河生年纔十八歲なれど、器量骨柄衆人に超え、若年ながらも此度の大事に年老と共に出府し列座せしが、伊達安藝に向ひて挨拶し、座を立ち綱宗の前へ出で平伏し、「兵部殿を始め御一門竝に家老の面々に申上ぐべき儀御座候。私へ暫くの內御腰の物を御預け下さるべし」と謹んで申上げければ、綱宗卿止む事を得ず大小を渡さる

と惡口せられし時、物見の簾を颯と上げ、「誰か有る、今宵の門番は白石の城主片倉小十郎村長なり。猥の狼藉ござんなれ、門押開いて搦め捕れよ」と呼はれば、綱宗大きに驚き、南無三寶片倉何時の間にか江戸へ來り門を守るや、是只事成らずと胸打騷ぎ、早々立退き荒浪を近付け、「聞きし通りなれば、此門より入る事むつかし。南の門は如何あらん、汝行て尋ね來れ」と有りければ、揖之助畏り急ぎ走り行きて門をほと〳〵と打叩き、「只今殿樣御歸り成され、北の門へ參り候處、片倉小十郎殿御守り成され候に付入る事叶はず、因つて此御門より御入有るべきなり」と云入れければ、内より答へて、「涌谷の城主伊達安藝、今宵より守り罷り在る由申上げられよ」と云ひければ、扨は表御門も然こそあらんと立退て見て有れば、左右の番所には火影明かに、誰かは知らず大勢並居る體に、荒浪揖之助は身振して立歸り、綱宗に斯くと告げければ、綱宗も色青ざめ、詮方なげに見えにける。兎角する中稍東も白み、遠近の人音も聞えれば、いとゞ心は急るれども門内へ入る事も叶はず、又北の門へ立寄りて聲を密め、「如何にや小十郎、我若氣の過にて夜遊せし事法に過ぎたり。向後長く酒を禁じ心を改め、斯くの如き不行跡はす可からず。夜明て人に面を見られては面目無し、枉て内へ入れよ」と謝しけるに、片倉聞きて、「此方を田舍武士と侮つて誑さんとするか、我主君と仰ぎ奉るは綱宗卿とて、西に島津、

して九十里の行程を夜を日に繼いで急ぎける。爰に江戸近臣の内に熊田甚吾兵衛秀國と云ふものあり、身丈六尺有餘、筋骨逞しく、仙臺一番の猛勇と云はれたる男なり。綱宗の不行跡兵部甲斐が計る所を察し、諫言を加へんとせしが用ひられぬは眼前なり、仙臺へ忍び行き、宗徒の人々に訴へんには若かじと、只一人屋敷を出で急ぎしに、千住にて國元より登る老臣達に行合ひしかば、天道の引合と大に悦び、伊達安藝の駕籠近く寄りて對面しける。安藝休息の節熊田に委細を尋ねける。人々は兼ねて屋敷へ密に著すべく覺悟故、千住にて日を暮し、夜に入り芝の屋敷へ參著し、熊田も同勢に紛れ屋敷へぞ歸りける。去程に綱宗は兵部甲斐にあく迄計られ、我儘氣隨に成り果てて、晝は酒宴亂舞に長じ、夜は又薄雲が情に羈され、高尾に彌增さり、一夜逢はねば千夜の思ひと夜每に通はれ、酒に性根を奪はれ月日を送る事、周の幽王褒似に迷ひ、唐の玄宗楊貴妃に溺れし昔に彷彿り。然れば今宵も三谷に行きて仙城の諸士到著せしを夢にも知らず、傾く月に別れを惜み、鳥鐘の音に名殘を告げ、又來る夜半を約束して明方近く我屋敷へ歸り、例の如く自ら潛門をほと〳〵と音信れ給ひ、「爰開けよ歸りたり」と申されしが、終になき事門番寢入りてや有りけん、二三度に及べども返答なし。綱宗別れ酒の醉機嫌、例の短氣を起し、側なる小石を取りて門の扉に打付け、「汝等何を役にして主人の歸りたるを知らざるか」

伊達安房殿
伊達上野殿
伊達彈正殿
片倉小十郎殿
其外は略す

右の通り申送りければ、仙臺の一族家老等披見して大に驚きけるが、中にも伊達安房進み出で、「箇條の趣一々輕からず、是皆大守若氣の御誤是非に及ばざるが、然るにても兵部殿甲斐の心底こそ不審なり。江戸屋敷に人なきが如く、甲斐が職分死を以て諫むべきに、面々は如何思召す」と云ひければ、老臣安藝宗重（後に宗雪と云ふ）安房に屹度目配して、「其段は爰許にて匆忽論じ難し」と云ひければ、片倉小十郎聞きて、「仰の如く此上は家法に任せ、我々江戸へ登り詮議を遂げ、書面の通り相違なくば殿御隱居の願奉るより外あるまじ」と申すに、各道理と是に同意し、其後安藝小十郎庇の間にて密談せし事、餘人是を知る者更になし。斯くて江戸へ忍び〳〵に登る面々には、伊達安藝、同じく安房、同じく上野、石川駿河、片倉小十郎、蘆名刑部、天童五郎次郎、鮎貝、靱負、里見、遠藤を始め、伊達家の歷々二十餘人、仙臺を發足

り毎夜供致し候、隨分穩密に致され候得共、惡事千里にて、最早江戸中專ら取沙汰に及び、誰知らぬ者も是なく由にて候。

一兵部事は、御存じの通り酒井雅樂頭殿親類故、毎事御心易く參會仕り候に付、雅樂頭殿仰せられ候は、陸奥守不行跡の噂、殿中取沙汰毎時宜しからず、其方親類の儀如何相心得候哉と度々御内意、近頃は頻に不行跡の儀評判有りて、隱居にても相願ひ然るべく候、心易き間柄故に始終伊達家の爲を思ひ、遠慮なく申入候由、尤も表立御評議も是あり候由かと推察致し候。右の外巨細の儀は筆紙に盡し難く候。各樣御相談の上早々御出府成され候はば、其節貴面にて申達すべく候。

大守御一人の不覺悟故數代の御家人滅亡に及び申すべく事、呉々も口惜しき仕合せ、右の噂承り及び、度々薄氷を蹈む心地仕り候へ共、諫言仕るべくにも對面是なき故詮方盡き、近頃は我等兩人も病氣分に致し罷在候。兎角早々御出府偏に待奉り候。以上

六月十二日

原田甲斐

伊達兵部少輔

伊達安藝殿

一醉狂の上手討に度々逢ひ候。斯候ては一家中の諸士恨を生じ、動亂の基と存じ候事。

一中村四郎左衛門事忠義深き老人、殊に由緒も是ある者に付、別して相歎き度々諫言申候得ば手討に致され候由、跡にて承り千悔仕り候。

一其後近臣佐藤平吉、彼荒浪樹之助と御上屋敷に於て喧嘩致し切殺され候處、贔屓の裁判是あり候に付、我々達て諫言致し候得共、承引是なくの上、亘三平書付を以て諫め入候得ば、不屆の由立腹有りて、品川下屋敷へ遣し死罪に申付けられ候。忠義の士惜しき事に存じ候。渠等申宥め候得共、嘗て得心是なく、扨々殘念千萬に存じ奉り候。

一三谷の惡所場へ毎夜通ひ申され候由、言語同斷の事に候。然し御譜代の若輩どもにても御供仕り候かと存じ候得ば、鳴神、荒浪兩人計毎夜召連れ申され候由、素性も宜しからぬ奴原不慮の儀出來致し候共、何の役にも立間敷く、然る時は山陰公以來の舊家此節斷絶も計り難く、近頃危き儀に存じ候。

一近頃高尾と云ふ傾城を身請致され候て、船に召連れ歸られ候處、彼女心に隨ひ申さず候迚、三股の川中へ提切にして捨て申され候由、驚き入候。

一高尾手討の後も三谷通相止み申さず由、近臣どもの取沙汰に候。扨又鳴神、荒浪の兩人計

綱宗は高尾を三股へ切込み、今は悪所通の念も絶えぬべく見えければ、斯くては叶はじと兵部甲斐は又も佞人どもに勸めさせ、別けて鳴神、荒浪に勸めさせけるは、「高尾なくとも何ぞ御遊興を止められんや」と、無理に供して三谷に赴き、此度は薄雲と云ふ美女を取持ちけるに、其容色高尾に勝りて然も情深く、諸藝も何闇からず、當時第一の全盛なり。殊に蟲氣もなく、初會より綱宗に隨ひければ、再び有頂天となり、「未だ斯る美女ある事を知らず、浮世狹き了簡にて不惜女に暇を費し、氣を揉みたる事の口惜しさよ。汝等も不働成りし」と又夜毎に通ひ馴れて、更に性根もなかりける。兵部甲斐は今は、漸々時節到來せり、速に大議を計らはんとて、連名の書簡を認め、仙臺の諸士へ申送りける。

態と一筆啓上致し候、然れば大守御行跡日を追うて宜しからず候に付、某等每度意見に及び候得共、嘗て相用ひられず、却つて我々惡しき樣に申され、此頃は一向に御目見も是なく、狂亂同然の體に候。第一淫酒を專らにして鳴神峯右衛門、荒浪梶之助と申す者、草履取より近習迄に取立て、譜代の面々も及ばず、無二の出頭にて、渠等を相手に酒宴のみに暮し申され候。斯樣の筋なき者國持大名の側に召仕はれ候は珍しき事と、世間にも取沙汰仕り候。

り不圖立上り、水の深みへ身を投げんとするに、鳴神峯右衛門聢と抱止めたれば、綱宗頓々足踏みて大に怒り、雷の落掛る如き聲して、「汝先刻より言を盡し宥むれば、付上りて身を投げんとするは不屆千萬なり。年月我に憂かりし恨今思ひ知らせん」と高尾が髻を摑んで左の手に引巻き、刀をするりと拔放し、近寄る者を薙拂ひ、高尾を宙に提げて船端へ突立上り、糸より細き嬋娟なる腰の番を二ツに颯と切放せば、腰より上は綱宗の手に止り、下は水底に沈みけり。綱宗咈と息を吐き、「益なき奴に心を盡し、今宵此川の水屑にせんとは思はざりし」と、頓て腰より上も川中へ投入れ、血刀提げて立つたる體は、傳へ聞く平清盛、近くは關白秀次の怒れる體も斯くやと計思はれ、偵の鳴神、荒浪も身振をして恐れける。後年土佐の淨瑠璃に鬼譚と作りしは、綱宗此時の體を趣向せしとかや。斯くて綱宗刀を納め打笑ひ、「年月の執念一時に晴れて、水に月の映るさへ最興あり。銚子を直せ」と癇癪和ぎ、左も心よげに酒宴を始められしが、船中は水になり酒さへ染ぬ其中に、五更の鐘告渡る頃、船は汐留橋に著き、館へこそは歸られける。

○仙臺の諸士江戸へ到著の事并綱宗隱居の事

幾世の心を盡くせし島田殿へ立てし操も水と成らん。彼人に誠を立拔かんとせば君の寶を盗む科遁れ難し。拙き女の心には此境の分け難く、深く歎き入り候なり。哀此上の御悲慈には我身に御暇を賜り給へかし。島田殿の事ふつと思切り髪を剃落し、潔く佛道に入り、未來の苦患を助り度く候なり」と、又潸々と泣きにけり。綱宗聞きて呵々と笑ひ「和女性質發明にて、幼少より多くの人に馴親み心伶悧しけれど、流石女の心狹き所あり。都て廓の境界は夜を晝とする別世界にて、廓住居の憂かりしは察するなり。和女今宵大門口を出づる時は、此世界へ出生せし心にて有りしならん。宵の事は思ひ切り、酒宴に心を慰めよ」と高尾が膝へ凭れ給へば、高尾面を上げて彌歎き「君知食さずや、傳へ承る、昔常盤御前といふ女子に心後れ、夫を重ねて名を穢し、小宰相の局は水に沈みて其名を淸めし」と云ひければ、綱宗良顔色怒れる體にて「汝左樣に存じ詰めたる事ならば、など島田が爲に身請せられずや。察するに其男己が形を作りて心を迷はせ、他に金銀を遣せ、己存分の慰をする大盜人、曾我の祐成にも勝りたる大騙と覺えたり。千金を費して手に入れたる汝を猥に放すべきや」と聲荒らかに言放せば、偖の高尾も理に詰りて返答も出ず、呀と泣叫びて船底に臥沈みける。綱宗は紅華の春の朝旦と江口の曲舞を謠ひつゝ、いと不興氣に在ししが、兎角する中船は三股に到りける。此時高尾は思ひ切

に物淋しく、夜半を告ぐる鐘の聲は水に響きて無常を催す計なり。時に綱宗高尾に向ひ、「我和女に始めて逢ひしより以來、夜毎に通へども打解けたる事もなし。今宵は望みに任せて千金を巻散し我手に入れ、斯く伴ひ歸る其眞實の程知りつらん。然れば御身も悦ぶべきに、左は無くて先程より泣居るは、此上心に任せざる事有るや。我察するに、古昔の許人住馴れし山家を出づるとて山水に名殘を惜み、後向きて馬に乘りたると聞き傳ふ。御身は常に籠の鳥の如く、恨しかりし廓も一生の名殘と思へば、是に心を惹されて悲も有りぬらん。さりながら餘りに歎き深し船中の興も醒めるなり。氣遣せられな、我廣き屋敷に吉原五町の風景を移し、御身と共に遊び樂み、館育の女子供を和女に仕込せ廓の風に仕立て、酌を取らせ酒宴せん事乎がかねての望なり」と餘念なげに申されければ、高尾は熟聞き、稍有りて顔を上げ、「仰の如く浮川竹の流れの身は、金に任せて心の儘成らざるはなし。然共此身は、金に任せるとも心は金に任せ難き仔細只今申上げん。妾勤せし始より夜毎に替る枕の品、引手數多の其中に島田重三郎と云ふ御方と二世掛けて深く語らひ侍りしより、外の勤は身に染まず、無理とは存じながらも無端う應り參らせ候事勿體なし。然るに君大國の御主として妾が醜き姿を戀慕ひ給ふ御心盡し、賤女の身に取りては其有難き事中々に詞に申し述難し。依つて御心に隨ひ參らせんとすれば、是まで

○綱宗高尾を身請三股にて手打の事

綱宗は身請の金容易に調ひしかば打悦び、又三谷に浮れ行き、兩出頭に身請の相談をさせけるに、高尾は是を聞くより大に歎き悲み、絶入る計りに泣きけるを、三浦屋の親方は相手がよき故存分に金子を取る事と悦び勇み、朋友の女どもに言含め、高尾を種々に宥め賺し、漸々綱宗へ渡し參らすれば、綱宗は悦んで「今宵こそ年月の思ひ晴れたり」とて、暇乞の酒宴をなし、率屋敷へ伴ひ又樂まんと、高尾の手を取り大門口を出でられけるに、方々よりの送の提灯は八町堤に打續き、誠に萬燈を竝べし如く、今戸橋には迎の樓船供船數多用意し有りて、揚屋、茶屋、舟宿等の御恩に倦きたる輩、冥加の爲とて名酒又は珍菓の折、或は魚鳥の類を山の如く取竝べ御目に懸けければ、又もや酒宴始りて、御迎の近臣御見送の者ども入込みて汲替し、五節句の賑ひを一度に寄せたる如く、夫より船は岸を放れ大川指して押出せど、高尾は只島田重三郎が事のみ思ひ續けて物をも云はず、襟に顏を挿入れて涙は襟を浸す計り、一座の者ども綱宗の手前氣の毒と、口輕き輩の寄合なれば、頓作の有丈を盡して取囃せど、高尾の機嫌直す手段は盡き果てゝ、徐々座敷を外し供舟に隱れ、次の間に進み、一人迯げ二人退き、座敷は次第々々

幻に立添ひ、彼季夫人の亡骸を慕ひ給ひし漢帝の昔も斯くやあらんと、兎に角思ひ遣方なく、所詮請出すに如かじと心を極め、近臣どもに相談せられしが、近年日夜の奢侈に夥多しく金銀を費し、鳴神、荒浪を始め金銀の働成り難く、他に譲りて閉口す。爰に側用人に伊藤新左衞門と云ふ者あり、生得貞心にして常に大守の氣に入らず、只御行跡の亂るゝを歎き居たりしが、綱宗詮方盡きて彼伊藤に金子才覺の事を申付けらるゝに、伊藤は何となく、畏り奉る由を申上け退き、原田甲斐方へ行きて申す樣「近頃大守の御行跡宜しからず、諫むる者は忽ちに御手討に遇ひ又罪に行はるれば、重ねて申上ぐべき道も絕えしが、各樣には深き思召も候かと見合せ罷在りしに、今日金子御入用の御意を蒙りし事、是傾城を請出し給ふ思召の由慥に承りたり。此上は急ぎ御諫言有るべし」と云ひければ、甲斐は少も騷がぬ氣色にて「貴殿の申さるゝ所我兼て知りたり。主君に限らず、諸大名ども若き時は一度は左樣の遊も有るものにて、年長け給へば自然御合點成さるゝ物なり、打捨て置かるべし。御金御用の儀は渡邊金兵衞へ申付け置けば、對談して請取られよ」と申すに、新左衞門は案に相違しけれど、捨ても置かれず、則ち金兵衞へ右の通り申達し金子を請取り、鳴神、荒浪へ相渡し、其後病氣を申立て退役を願ひ仙臺へ歸りける。

に切殺さる。綱宗困うじて其場を立退き、京橋邊の豆腐屋に立寄り、水を乞求め息を吐き、其返禮に伽羅にて作りたる木履を與へたる事を載せたり。案ずるに、是大なる僞にて、其故は、三谷通ひする人誰しも道を急げば早船駕籠等の自由あるに、伊達綱宗程の大身が何ぞ夜中に歩行立にて往來せん。殊更雨上りにて路次も惡かりし故、道を避合ふとて口論仕出したりとの事なれば、猶更不審なり。又伽羅の下駄を履れし事は全盛の餘り有るまじきには有らね共、何ぞ豆腐屋への禮物に事の缺けたる詮議なり。鳴神、荒浪斯かる時の供するに、自分の嗜に金銀の所持はありつらん。纔の金銀にて濟む禮を下駄を遣したるは何事ぞや。若し主從共に名聞の心にて態と取らせしならば、是は伽羅にて作りし物ぞと斷りて取らすべきに、左は無くて、豆腐屋は其翌朝腹立紛に彼下駄を捨てんとせしが、匂殊の外深きを怪み、人に尋ねて伽羅と知りたるなれば、斷りて遣したるにもなし。假令始より知りたるにもせよ、一度足に掛けて泥に染みたる物は焚物の用には立つまじ。然らば百錢の用にも立たず、返す〴〵も無益の事、且は綱宗の奢侈の餘伽羅の下駄迄履れしと云ふ事を知らせん爲の文言ならん。

去程に綱宗には、其夜も不興にて屋敷へ歸り、彼女の事思ひ斷れしが、如何なる因果にや、姿

ちて色に引かるゝ事、君能く知るにあらずや」と恨み給へば、高尾は打笑ひ「君の仰一つも無理ならず、然れど常の御方ならば始より打解け語らひ申すべけれ共、貴紳方様だけに御眞實を見屆け參らせぬ内は、此上ながら御心には從ふまじ」と、只當座の遁辭に、綱宗是を聞きて「我夜毎に人目の關を越え逢ひに來るは、彼深草の少將が九十九夜とも思ふは、是皆君への眞實成らずや。よし此上は身請して其實を見せん」と云はれしに、高尾は身請と聞きていとゞ悲しく、涙を拂ひ申すやう「如何なる宿世の惡緣にや、君に肌觸れ參らせん事、ふつ〳〵厭ひ申候」と難面く云ひければ、其座の興も醒果て、其夜は枕も取らで別れ給ふに、高尾は夜の明くるを待兼ね、文細々と認め島田方へ遣しける。重三郎取る手遲しと披き見れば、此程打絕えて逢はざる恨を書聯ね、扨綱宗の君妾を身請せんと云募らる、然もあらば兼ての契は仇夢にて、假令百年の榮花あるも、情郎に別れて何か樂とせん。兎角能きに計らひ給へ」と有るに、胸碎け魂も天外へ飛ぶ心地して、此は如何せんと周章騷ぎ、宛然狂人の如くにて、金が敵の世の中、せんかた泪に伏沈むより外は無かりけり。

伊達騷動記に、島田重三郎術計盡き浮世渡平と云ふ伊達の溢れ者を賴み、綱宗の三谷通する路次に付窺ひ、終に日本橋にて出合ひ喧嘩を仕掛け殺害せんとせしが、渡平は綱宗主從

して又杯盞を汲替し、酒宴酣にして萬事を賴み、夜更けて我家へ歸りける。

○綱宗三谷通の事

伊達綱宗は兵部甲斐が謀る事とは夢にも知らず、終日近習の若輩共を集め、無禮講の酒宴に日を暮し、夜每に吉原に通ひて、此頃は廓に名高き三浦屋の高尾と云へる遊女の許へ通ひ、是を手に入れんと心を碎き給ふこと、實に淺ましき次第なり。扨彼高尾は引手數多の中に、島田重三郎と云ふ男に二世の契約をなしければ、外の男には心の下紐を解く事なく、殊に綱宗は只人ならねば、慾故心に隨ふなど噂さるゝは如何にも口惜く、第一島田殿へ義理立たずと、始の程は座敷計り勤めしが、とても身を任せぬ覺悟ならと、後には最不興待遇せしに、さすが我儘短慮の綱宗も、心の角を折りて惘れ果て給ひしが、幾夜か後合せの仇枕、悒鬱として肌も著けさねば、今は堪へ兼て高尾を引付け、「我斯く迄心を盡し夜每に通ひぬれども、未だ打解て誠の遊を成さず、「馴染重ぬる程不興躰の見ゆるは、何事か君が心に適はざるや、包まず語られよ。心なき鳥獸すら妹脊の道は知るものを、況てや色を表とし情を賣る身にて、斯く迄戀侘ぶる某を惱するこそ心强けれ。我鄙に生れ、詞不束に風俗直ならざるも如何にせん力に及ばず、此日頃思立

下に幾人と算へられ給ふ歷々の傍近く勤仕し、譜代忠義の面々の及ばざる御寵愛を蒙りし我、君を何とて情なくも殺し奉らんや。天罰の程恐しと、兵部に向ひ答へけるは、「御意畏り候、去りながら惡事千里と申せば、若殿樣橫死の說世間に聞えなば、伊達の御家必ず滅亡仕るべし。然る時は君多年の思召も一朝畫餅となれば、此所能く〳〵御思慮廻さるべし」と云ひければ、兵部笑つて、「其方の存付尤もながら、公邊の儀は氣遣すべからず。我雅樂頭殿と懇意なれば、事充分に調はん」と云ふに、甲斐は最初より此思立不得心なりしが、一分の了簡にて止めば兵部必ず疑を起さんと、扨こそ兩人に相談あれと勸めし事なれば、「夫は君の御誤なるべし。抑當德川家の御政道は、權現樣以來今日に至る迄混亂せず、假令雅樂頭殿御入魂にても是程の珍事披露するに於ては、元老智臣評議を凝し、何迚雅樂頭殿の爲に天下の掟を枉げ給ふべきや。誠に峯右衞門が遠慮道理に存ずるなり」と云ふに、兵部は太息を吐き不快の躰にて物をも云はず居たりしが、甲斐重ねて、「貴公斯程の一大事思召立たせながら、何とて左樣に御心狹く急がせ給ふや。大義は遲く成ると申さずや。拙者御荷擔仕る上は左樣の危き謀計を用ひ申さず、段々殿の行跡を亂し、酒亂放埓と申立て、御下屋敷へ捕へて押込め候はんは、拙者が案の內にあり。必ず〳〵事急ぎて御心を痛め給へば、却つて災を招くべし」と言ふに、兵部も色を直

る事は全く是非を糺さんが爲なり宜しく相計ふべし」と申されければ、甲斐承り、此書付は某が罪を訴へたる物なれば、裁斷は君の御心に有るべきなり。何ぞ某が與るべき所ならん。若し御心決せずんば兵部殿能き御相談相手に候はん」と言ひて退きしが、夫より病氣と披露して閉門の如く引込み居りける。綱宗やがて兵部を呼び此事を仰せらるに、兵部彼書を見て「君が寵愛する者あれば、必ず是を妬み嫉みて讒言を奉る事古今珍しからざるなり。斯樣の時こそ君の威を以て下剋上に罪を糺さるべし。某が了簡なれば彼の三平を召捕りて死罪に行ひ、重ねて讒を構ふる族の見懲に仕り度き者に候」と云ひければ、綱宗是を道理とし、亘三平を搦捕り品川の屋敷にて首を刎ね、身上沒收せられける。此時兵部は原田が方に行きて裁許の旨を告げ、後に側近く進み寄り「扨も貴所の妙計にて某が大望段々と事調ひ、綱宗已に本心を酒色に奪はれ、毎夜遊里に通はるゝ事時節到來と云ふべし。鳴神、荒浪兩人は予が心腹の者なれば、渠等に申含め、竊に三谷の途中にて切害させ、病死と取成さば如何有らん」と云ひければ、甲斐は聞きて「此儀大切の事にて卒爾に謀難し。先づ兩人を召し心底を御尋あれ」と急ぎ呼に遣しけるに、折節楫之助は綱宗の御前に離れ難き用有るよし斷にて、峰右衛門一人來りしかば、兵部先づ思ふ所を談じけるに、鳴神心に思ひけるは、我元來下賤の者なりしに、早晩立身登用せられ、廣き天

を以て大守へ捧げ、「此度平吉楫之助出入の御裁斷、恐れながら依怙の御沙汰にて諸人禮を亂し、忠義を忘るゝ基かと存じ奉る。其故は、佐藤は御家譜代の臣、假令越度有りとも先祖の勤功に免じ罪を輕くし給ふべきに、然は無くて新參無功の楫之助を僅閉門仰付けられし事、以ての外に候。斯くては以來誰か力を盡し禮義を守り申すべき。君臣を見る事土芥の如くなれば、臣も又君を見る事寇讎の如しと、新參の者を上げ用ひ給はゞ、舊功の者誰か是を恨まざらん。當時の御家風諫を奉る臣あれば忽ち罪せられ、佞人奸者日々に上げ用ひらるれば、智ある者は隱れ義有る者は遁る。斯くの如くして何ぞ御家長久ならんや。某身不肖ながら御譜代の數に加れば、其君を賣りて己が身を立てんとする者を見る事偏に糞蟲の如し。哀願はくば楫之助が首を刎ねられ、平吉が後を立て、原田甲斐が職を褫ぎて餘人に替へ、御政道を改め給はゞ、某如き小身死を賜るとも聊か恨なからん」と憚る所なく書上げければ、綱宗良疑起り、急に原田甲斐を呼び彼書面を與へらる。甲斐篤と披見して心に怒りけるが、態と色にも出さず、「某苟くも代々君の恩祿を賜り、當時大職に居りて寸忠を盡さんと晝夜寢食を安んぜざるに、斯くの如き書を見る事是某が罪なり。仙臺表より能き人を呼登せ、速かに某が職を褫ぎ給へ。某山林に籠居して清風殘月を樂まん」と淚を流して申しければ、綱宗疑晴れ打笑ひ、「其書付を見す

佐藤平吉と云ふ近臣あり、或雨降の夜番代の歸るさ、植込の外通にて荒浪楫之助と云へる者に行合ひたり。平吉は少身なれども、一家廣く歷々の親類も多き故、近年近習に召出され、忠義を盡し勤めける。楫之助は御草履を摑みし下郞なれど、時を得て今譜代の面々に肩を並べ、惡所通の御供して大守に取入り、朋輩に對し無禮しけるを、家中の諸士常々憎み嫌ひける。此時佐藤は高足駄、荒浪は低き木履なりしが、默禮もせず通りけるを、荒浪見咎め、堪忍へ兼て平吉を呼戾し、背後より拔打に切倒して、留も刺さず足早に己が部屋に歸り、戶を閉ぢて禁足し居たりける。斯くて喧嘩の趣大目付茂庭周防より綱宗の御耳に入れければ、原田甲斐並に若年寄鮎貝內膳、大町主殿等評議するに、甲斐進み出で「平吉が仕方侍の風上にも置くべき者に非ず、其故は、侍は四民の司、禮義を知るを以て武士とは云へど、其禮を知らぬ者は侍に非ず。然る時は此出入楫之助が理分明白なり。喧嘩兩成敗の掟なれば、揖之助は百日の閉門、平吉は家を潰し、以來無禮を働く者の懲めになすべし」と云ひければ、鮎貝、大町等常に甲斐が權威に恐れ居ければ、異議に及ばず其段大守へ訴へけるに、綱宗何の思慮もなく其通りに申渡されける。家中の者依怙の捌と知りながらも、皆諂ふ者多ければ、誰か諫を入るべくも見えず。然るに亘三平と云ふ者彼の平吉は無二の友成りし故大に恨積り、一封の書を認め、近臣

上奢を好む時は下困窮と成るは古今珍しからぬ事なり。君御一人の娯樂に多くの御家來を始め、御領分の百姓出入の町人まで難儀に及ぶ者幾許ぞや。且君には常々安樂に住せられ、夥多の人に尊敬せられ給ふ事、忝くも東照大權現慶長一統の御治世後干戈再び動く事なきに出る所と、御先祖政宗公戰場の心勞を積れし、御子孫の繁昌を遺させ給ふ故に有らずや。能々御勘辨有つて急に御心を改め給はずば、恐くは其禍遠かるまじ。御返答を承らぬ内は此座立ち申すまじ」と苦々しく諫めけるに、綱宗兼て近臣共の噂を聞居、殊に酒機嫌なれば是を聞くと齊しく顏色烈火の如く大きに怒り、「汝辯舌に任せて何事を申す、理非は兎も有れ、主に向ひ無禮緩怠なり。汝何時迄も予を小兒と思ひ侮りての過言、其罪赦し難けれども、幼少より守立てし馴染なれば一命は助く、早々立去るべし」と威猛高に申されけるに、中村は少しも恐るゝ氣色なく、「君を諫め死を賜るは忠臣の望む所、況や某老衰して明日をも知れぬ身、君の不道を見聞かんよりは、早く死せん事本望なり。重ねて諫を奉る人も無くんば、御身の難儀鏡に掛けて見るが如し。四郎右衛門が末期の一言、其時思召し出さるゝとも何の詮か有らん」と涙を流して諫めけるに、綱宗怒增加り、四郎右衛門を拔打に只一打に切殺されしは、無殘なりける事共なり。是よりは彌心の儘に振舞ひければ、心有る臣等は手に汗を握り居たりしとぞ。爰に又

「仰の趣拙者も兼て心付き、折々諫言申上ぐれど中々御不行跡は止め給はぬ由、臣たる者何ぞ是を見るに忍びんや。然れど御存じの通り老衰の某なれは、一命に懸けて今一應諫言仕るべし」と請合ひて歸りければ、甲斐は仕濟したりと悦び、渡邊金兵衛等の佞人共に申含しめ、綱宗に云はせけるは、「中村四郎右衛門君の遊里に通はせ給ふを大に嘆き憤怒り、兵部殿、甲斐抔へ御異見の評議を致されしかど、兩人は左程の儀は苦しかるまじと申すに、一徹の四郎右衛門益々憤怒り、手強き諫言申上げ、御承引なくば仙臺表へ申遣し、國元老衆の了簡に任せんと申す由なれば、此節は暫く御身愼み然るべし」と申上ぐるを、綱宗聞て大きに怒り、「彼老衰云はれざる事を工む者かな、若しも過言を吐けば息の根止めて呉れん」と言はれけるを、彼中村は斯るべしとは夢にも知らず、御爲一筋に思ひ込み態と酒宴最中を考へ推參して渡邊金兵衛に向ひ、「拙者急に殿へ申上げ度密事あり、各暫く鎭られよ」と、云ひければ、金兵衛を始め近習の族恐れ入りたる風情にて、皆々御次遙に退きて忽ち座中寂寞と成りにける。四郎右衛門大守の側近く寄りて御顏を熟と守り、雙眼に涙を浮め、「君には何時よりか婬酒を事とし給ひ、御家人を召使はるゝ體正しからず、忠義を存じ直言する者はお手打になり、奸佞邪智の小人は日日に立身して樣々の驕を勸め奉るを用ひさせ給ふ事、天魔の所業とや云はん、歎はしきかな。

けるに、綱宗內心に用ひられざるも、自餘の者と違ひ由緒ある老人なれば、座形の返答して居られける。此事原田甲斐傳へ聞きて、大守生得愚將にあらず、若し中村が異見を聞入れ行跡を改め給ふ時は、千悔するも益なし、先づ四郎右衛門を除かずんば事調ふまじと怕しき巧を廻し、或夜中村を己が方へ招き、人を拂ひ密に談じけるは、貴殿は大守へ格別に御馴染なるが故、近き頃は心任せに出仕せらるれば、必定御存知の事と覺えたり。殿には御若氣とは申しながら婬酒に耽り、御行跡宜しからず。且酒狂のあまり拙き近臣を殺害せられ、其上筋なき下郎を寵愛して近臣に上げ用ひ給ひ、彼奴等が勸に依つて近頃は夜每に三谷通ひ遊さるゝ由、實に言語に斷えたる事どもにて、忠義を存ずる近臣も、無法の御手打に見懲して御異見申す者更になく、某兵部殿へ申して屹度御諫言仕るべきか、然る時は事表立ち、若し御用なきに於ては君の御安否に掛り御家の爲ならず、此儀捨置き難し。夫に付貴殿內々にて篤と御異見申上げられなば、御用あるは必定なり。左ある時は大幸是に過ぎず、如何思ひ給ふ」と語りけるに、四郎右衛門生得律義の老人なれば、原田が言葉を聞きて疑を晴し、扨は殿の不行跡を兵部甲斐がなす業の樣に流言せしは、彼人の權威を嫉み妬む事にて有りしか、甲斐は忠臣の者なり、理なるかな譜代重恩の臣、左なくては叶はぬとて、正直の心に引當てて道理なりと了簡し答へけるは、

此詞を生涯忘れず原田の家を起し、子孫の繁昌を願ふべし。予は生得愚昧なれば、一生秀でたる事もなかりしが、大事々々と勤めし故亡父の遺領を其儘に其方へ讓渡すなり。其方が器量恐らくは萬人に超え家を起すべけれど、一度誤らば身を失ひ家を亡すの不忠不義有らん。此堺一生の大事と得心し、夢々油斷すべからず」と最念頃に遺戒し、終に空しくなりにける。斯くて大内藏父の遺領八千五百石を請繼ぎ甲斐直則と名乘り、二十七歳にして小姓頭を勤め、次第に登庸して當時奉行職とはなりにける。

○伊達の家臣等横死を遂ぐる事

爰に中村四郎右衞門と云ふ者あり、綱宗幼少の時より守り育てし第一の忠臣なりし故、近年奉公を免され、心任せに勤めよと申渡され、憐愍を加へ、折々召出され伽の者にし、密事をも談ぜらるゝ程に、四郎右衞門も主人の懇意に身の辛苦を忘れ、年寄りても參勤を缺かず、他念なく相勤めけるに、何時の頃よりか主人の行跡正しからず、目に懸る事ども多ければ、四郎右衞門大に歎き、兵部甲斐竝に渡邊金兵衞等が心底不審なりと綱宗の機嫌を伺ひ、折々諫言を加へ

ぎず。穴賢孟母三遷の古例を忘るべからず」と、左も懇篤に諭し給へば、民部謹んで承り、主君の厚情に感じ、落涙しながら辨之助を引取り、先學問を勸めけるに、一を聞いて十を知り發明なりしも、楚の項羽が、書は人の姓名を知るのみにして學ばざりし如く、生得氣の詰る事を好まず、萬卷の書を讀みても心に留る事なければ、更に益はなかりける。只弓馬鎗劍をのみ他念なく學びけれど、是又家の業なれば別段咎もせず、心の儘に稽古させ置きけるに、晝夜を分たず修行し、五七年の功を積みたる輩をも追拔きし故、人皆奇異の思ひをなしにけり。忠宗此由を聞き給ひ、久々にて召出され、武藝修行に心を盡す段奇特に思召すとの事にて新地二百石を賜はりければ、益〻出精し、後祖父が名を繼ぎ大内藏と改め、二十五歲になりし時民部重病に侵され、末期に至りて大内藏を枕頭へ呼び、「古語にもいふ、鳥の將に死なんとする時鳴く聲悲し、人の將に死なんとする時其云ふ事可しと、其方生得發明にして勇猛人に恥ぢず、然れ共貪つて倦かず富んで奢を知らざるの氣質あるが故に、幼少の時君近習に召出さるゝと云へども、程なく黜けらる。此故に我又主君の御心を察し、再び仕へをさせん事を願はず、部屋住にて指置きたり。君父の見る所齊しく其方の身に取つて恥かしからずや。我既に天命盡きて最期今日にあり、其方家督相續せば定めて相應の御役仰付けらるべけれど、凡そ臣たる者己が辱を請く

山の躑躅見物に行き、朋友家來に離れ山深く迷ひ入り年經たる白狼の爲に既に害せられんとせし時、帯する所の午王善光の刀を以て件の獸を仕止めたる仕方世上の美談となり、聞く人舌を卷いて感じけるが、此時帯せし善光の刀は直則が祖父原田大內藏醫王野の戰に大功有りし砌、主人政宗より拜領せし業物にて、甲斐常々祕藏し、成長の後も常に腰を離さざりしが、寛文十一年亥三月二十七日、大老酒井雅樂頭殿館にて伊達安藝を初め多くの人を切つたるも則ち此名刀なりしとか。然れば主君忠宗其事を傳へ聞かれ、扨々勇ましき事と思はれ、殊に由緒も有る者なればとて、呼び出して近習小姓に召使ひ、渠が器量を試し見られしに、何樣辯舌萬人に勝れ、其大膽不敵なる事凡人ならず。或夜主命にて城下より五拾町程隔りし仕置場へ只一人徐々と行き、七人の磔の口へ扇を啣へさせ歸りたる事、往古渡邊の綱が羅生門の勇猛にもさを〳〵劣るまじき比類なき事どもなりと、人皆驚歎せし中にも、忠宗には舌震して大に恐れ給ひ、父の民部を召して「汝が悴未だ幼少にして其器量拔群なり、成長の後は天晴予が子孫の柱石たるべし。然れど古語にも、過ぎたるは猶及ばさるが如しと云へば、若し高慢邪智の志起りなば、家の災を引出さん。依つて我側に置かんよりは、子を見る事父に若かずの本文に任せ、今日より汝に遣せば、家に置き能く〳〵敎訓し、忠臣名士に生立てよ。左もあらば自他の大幸是に過

市正宗貞に嫁せらる。此縁にて兵部雅樂頭殿に別懇を結びけるが、雅樂頭殿は御當家へ對し格別の家筋なれば、將軍家綱公御病身に渡らせ給ふに付、雅樂頭殿天下の政道を心の儘に取計らひ給ひ、權威を振はれしかば、御老中を初め諸大名諸役人とも尊敬し、門前に鞍置馬の絶間なく、毎日市をなせり。此ゆゑに兵部、雅樂頭殿の引合にて御老中久世大和守殿を初め、歴々權門の諸役人と心易く交りを結び、生得奸曲高慢にして邪智深く、名聞華美を好み、其身庶子に生れて本家を繼がざるを常に無念に思ひ、既に萬治元年の初秋兄忠宗逝去ありて、彌陸奥守たらん事を欲すといへども、綱宗十八歳にして家督相續ありしかば、如何ともする事能はず。是より惡心彌増長し、何卒甥綱宗を押倒し、大家を奪はんと樣々に謀略を廻しけるこそ淺ましけれ。往古より大望を企つるに、一人の力を以てする時は事調ひ難く、此ゆゑに逆徒奸曲の臣多くは無二の談合相手を撰み、計略を廻らすものなり。然れば兵部少輔も廣き一家中に眼を付け居たりしが、時なる哉當時江戸詰の奉行役（他家にては家老なり）原田甲斐直則こそ勇猛にして尤も智謀深く、辨才に達したる男なれば、何卒渠を味方に引入れ心を合せ、大儀を計らんと思ひ付き、頻に肺肝を碎きける。扨此直則といふは、系圖正しき九州原田の末孫にて、先祖は伊達の家臣となり、父を原田民部と云へり。甲斐幼名辨之助と云ひて、十一歳の春城下岩手

總介綱村と號す、隱居して麻布殿と申すは則ち是なり。政宗より九代の先祖を大膳太夫政宗と號し、應仁年中羽州に於て卒去あり。時の武將足利四代源義持公より御弔として御詠歌二首に紺地金泥の法華經を添へ賜はりける。其歌は、

ものゝふの跡こそあらめ敷島の道さへ絶えしことぞかなしき

朽ち果てむかざしともなれ言の葉の添へて書きやる法の花房

寛永三年丙寅九月、當今後水尾院二條の城に御幸あり、同十一日還幸御在ます。此時伊達の諸士皆々美々しき衣服を著し、他家に勝れて目立ちければ、人々「那こそ伊達人よ」と言ひそめしより、後世風流華美なる行裝を伊達者とは稱するなり。

○伊達兵部 幷 原田甲斐出生由來の事

爰に伊達兵部少輔といふ者あり、故政宗の庶子にて陸奥守忠宗が弟なり。政宗存生中より兵部少輔に分地を與へ、諸侯の列たらしめん事を臺廳に願はれしかど、如何なる故にや終に許されず、依つて內證にて知行三萬石を添へ一の關の城に差置かれけるに、政宗逝去後も忠宗父の代に替らず兵部を懇懃に欵待し、忠宗執持ちて時の執權酒井雅樂頭忠淸の息女を兵部少輔の子息

父の遺跡を蹈へ、武名遠近に輝き、美作守に任ぜられ、仙臺岩手澤に繩張して居城を築き、同十八年より太閤秀吉に屬し羽柴を賜はり、則ち羽柴越前守と名乘り、大崎侍從と稱し、太閤歿後御當家へ屬し、慶長五年關ヶ原合戰の時、仙臺にあつて大敵上杉景勝と戰ひ、同十七年松平氏を拜領して松平陸奧守と號し、大坂兩度の御陣にも每度出陣して忠戰を盡されし故、六拾貳萬石を賜はり、(奧州二十一郡にて六拾貳萬石、外に馬の飼料として近江常陸にて貳萬石)東國一の大身となり、妾腹の庶子を遠江守秀宗といふ。是は別に拾萬石拜領して豫州宇和島の城主となり、一家繁榮を極められしも偏に政宗の器量なり。政宗元來文武兩道に達し、和歌を嗜み智勇を備へ、正直にして大敵を恐れず、小敵を侮らず、頗る勇猛の大將にて、其名天下に隱なく、其後從三位宰相に昇り、又中納言に進み仙臺中納言と尊敬せられ、絕えて久しき山陰殿の官位に至られける。寛永十三年子五月二十四日、七十有餘にて終に逝去せられぬ。奧州松島端巖寺に葬る、法名を端巖寺殿黄門正三位貞三利公大居士と號し、其賢息忠宗家督相續あつて、松平陸奧守正四位中納言に至る。忠宗の嫡子越前守光宗早世、弟綱宗家督を繼承、四位の少將陸奧守に任ぜられしが、伊達兵部少輔原田甲斐等の奸賊の僞に謀られ、不行跡にて終に品川の下屋敷へ若隱居せられ、薙髮して嘉心と號す。幼息龜千代丸其後を繼ぎ、成長の後仙臺中將上

を伊達梵天丸と附けられし。母堂は羽州の大守最上出羽守義光の妹なり。梵天丸出生の後聊も障なく成長し、十四歳の時元服し、伊達藤次郎政宗と號す。然るに人王百四代後土御門院の御宇應仁年中、細川、山名が亂起りしより天下大に亂れ、君臣の禮を忘れ、大は小を掠め強は弱を討ちて、諸國合戰止む時なく、伊達輝宗は一族門葉廣く、譜代舊功の臣多かりしかば、近隣を打靡け威を振はれけるが、爰に淸和源氏畠山の門葉にて、先祖は奧州の探題に補せられし右京の子孫水野監物に二本松右京之進は、小身なれども無雙の勇士にて輝宗に從はず、屢戰へど勝負を分たず、依つて輝宗も是を持餘し、二本松も伊達は大敵なれば、僞つて和睦を言入れけるに、輝宗は幸と悅び、是を許諾し、領分境皆の松にて會盟し和議調ふ。是れ天正十四年戌三月十八日の事なりしが、二本松は兼て計りし事なれば、輝宗主從の油斷を窺ひ、飛掛りて輝宗を捕へ、胸へ刀を押當て馬上に搔乘せ、尻馬に鞭をあげ駈出すに、伊達の家人等大に驚き騷ぐといへども、如何とも詮方なく、折節藤次郎政宗は他行の途中にて此由を聞き、家來を引具し橫合より二本松の道筋へ馬を飛し、大隅川の五六町前にて追付き、遁さじものと乘掛けたり。右京之進最早遁れぬ所と馬上に輝宗を刺殺すに、政宗、右京之進を馬より切つて落し、卽時に父の仇を報い、剩へ數年爭ひし二本松を手に入れたるが、此時政宗は十八歲にて、是より亡

家に騒動を起す原田甲斐直則は則ち此與次郎より十七代の末孫なるよし、譜代重恩の主家を傾けんと計り、却つて己が家を亡しけるは淺ましき事どもなり。宗村數代の末孫に太夫輝宗あり。父を晴宗といひ、輝宗は米澤に居住す。其頃城下に滿海といふ行者あり、元は京都將軍義晴公の近臣なりしが、或夜不思議の瑞夢を蒙りたりとて、數代の武士を捨て熊谷、瀧口が流を羨み忽ち法師となりて、始めは三井寺又は高野山に居て佛道修行に他念なかりしが、後は高尾の文覺が跡を慕ひ、幽谷深山を住家とし、行を勵せども更に奇瑞もなしとて、出羽の羽黒山に至り、米澤城下に來りしが、此僧生得正直にして慈悲深く、常に善事を好み露ばかりも僞り餝る心なく、奸佞不道の惡人を見ては、古今の例を引きて異見を加へ、富貴の人に歎きて貧者を救ひ、諸人を赤子の如く撫育しけるゆゑ、其陰德他國までも聞え、遠境の者迄も尋ね來て尊敬せしが、老衰して終に永祿十年卯八月三日巳刻に眠るが如く死去しける。此時領主伊達輝宗の嫡子政宗出生せしが、不思議なるは政宗出生の時、左の手に滿海といふ文字を握り、右の目盲ひて隻眼なれば、輝宗甚だ不審に思ひ、若し我領分に滿海と云へる法師にても有りしやと尋ねられしに、彼滿海右の目盲ひて片目なりしが、此頃死去せしと申上ぐるに、其死せし月日刻限とも政宗誕生に少しも違はざれば、輝宗を始め諸人皆奇異の思ひをなしたり。此ゆゑにや政宗は幼名

伊達顯祕錄

○伊達家系圖政宗由緒の事

陸奥國仙臺の領主伊達家の由緒を尋ぬるに、大織冠鎌足の末山蔭中納言殿の孫武門に下り、藤原朝信と申すは則ち常陸之介宗村入道念西の嫡子なり。常陸冠者爲宗は武勇人に勝れし者にて、源頼朝奥州征伐のとき、一手柄して名譽を子孫に殘さんと舍弟等と談じ、文治五年八月八日他の勢を交へず、一手の士卒のみを進めて伊達郡石邦村へ不意に寄押せ攻掛くるに、敵の猛將信夫庄司元吉老功の勇士なれば能く防ぎ戰ふゆゑ、三人の舍弟手を負ひ皆避易するに、爲宗少しも撓まず、自ら眞先に進んで短兵急に揉立て〳〵、終に要害を乘破り、信夫庄司を初め宗徒の敵十七人まで打取り、拔群の功を立てし故、二位殿御感淺からず、卽ち泰衡亡びて後爲宗に奥州の地を賜はり、是よりして子孫代々相續し、先祖の遺業を繼いで、後世仙臺の伊達家とて東國一の大身となり、其武名を四方に輝かしける。此宗村の代に九州の原田與次郎種長が苗流に原田與次郎といふ者あり。東國に下向し宗村の家人となり、代々伊達家に仕ふ。寬文年中

時に加州を打立ちて謀計を定め、兵左衛門路案内をなして再び木曾の山寨に推寄せ、盜賊共を討亡し加州へぞ歸りける。是に依て兵左衛門には此度の功名且又先年姫川に於て曲者を捕へざれ共、渠を見認めし功に依て職を進め、祿を增し給ひける。其他大槻の惡徒等を召捕り、或は其隱謀を探りし者、此度の一亂に關係りて功を顯せし者、其輕重に因つて恩賞を賜りければ、何れも其恩德を仰ぎ、加能越の三州共萬歲歡樂の聲を揚げて太平を唱へける。是ぞ國老前田土佐守が困苦明斷に仍り、主家を泰山の安きに置きし事、能く其任に適ふと云ふべき而已。

北雪金澤實記　終

にも關るべしと思ひ、心ならず年月を送り居たりしが、偶一計を思ひ付きて、一時首賊の者へ申しけるは、「某永々此山寨に居り候得共、何の働も致し申さず候故、一働致し見申し度く、御手下を貸し給へ」と言ひければ、首領は聞いて、「夫は至極能き了簡なり、幾人にても連れ候へ」と言ふ故、兵左衛門は心中に仕濟したりと悦び、「某謀策を思ひ付きたれば、餘大勢には及び申さず、十人許貸し給へ」とて、其夜準備して兵左衛門十人の手下を引率れ、一大家へ指揮し、手下十人を殘らず先に門內へ入れ、我身は跡より入る可き體にもてなし、其場を逃出し、越後路の方へ一趁に道を求めて走り、漸々にして本國へ歸り、前田土佐守に對面して有りし事共委しく物語致しける。又土佐守は大槻が隱謀露顯して野路井又助は內藏之丞方に舍藏ひ置きたるを召捕り、其餘の徒黨大勢を召捕りて、殘らず仕置に相なりしが、眞如院、淺尾等が怨念の所爲にて種々の異變あり、又勢之助殿の怨鬼にや、大火にて人民多く燒死に、神社佛閣等迄殘らず燒亡せし事を具に咄しければ、兵左衛門は大に驚き、且は歎きける。扨兵左衛門は木曾の山奥なる强盜の山寨を討亡さん事を願ひければ、土佐守承知して夫より登城の上國老を始め諸役人を聚めて盜賊の山寨を討亡さんとの兵左衛門が願の趣を評議せしかば、何れも此儀然るべしと一決して、屈竟の輕卒三百人を撰み兵左衛門に與けゝれば、兵左衛門は有難しとて卽

したれば、働自由ならず、終に短刀を奪取りけれ共曲者は捕逃したり、是非なく立歸りて其譯を大槻内藏之丞へ斯くと申述べければ、内藏之丞は是を聞きて、心中に我謀計の顯れん事を怕れて、加州へ到著の上罪を拵へ、彼兵左衛門を閉門申付け、兵左衛門が水中にて扼取つたる曲者の短刀は大槻が取上げたり。然るに前田土佐守は其事を聞きて、一夜密に兵左衛門を我屋敷へ招き寄せ、姫川にて有りし次第を尋ねられしに、兵左衛門其時の形勢を委細に咄しければ、土佐守大に不審して申すは「其許彼曲者の面體を見認めしなれば、閉門して在るこそ幸なれ、今より渠を捜し索めて彼曲者を生捕り給へ」と託言けて出し遣りけり。依つて兵左衛門は處々方々と探し索めしが、木曾路に差懸りし處に、不圖夜に入りて道を急ぎける途中にて、山賊に出會ひける。兵左衛門も豪者なれ共、何分闇夜と云ふ殊に賊共は大勢故、遂に擒と成りて山寨へ連行かれけり。此山寨の首領と云へる者は舊西國方の浪人にして、武術に勝れ力量強く、其上に妖術をも行ひし故に、手下の三百人餘もありて、近國の富家に押入り金銀財寶を奪ひ取つて豐に世を送り、惡徒等を專ら集めける。兵左衛門は何卒して逃れ出でんとすれ共、道有る方は關門を設け、手下大勢差置きて是を守衛り、中々迯出づべきこと能はず、其他は皆山續にして更に路も無く、元來不案内の木曾山なれば、迯出して路に迷ひ、再び虜と成らば却つて一命

たる故に、加賀大納言利家公の御内君芳春院殿此娘を御側仕に召出され御寵愛有りしが、豊太閤朝鮮御征伐として肥前の名護屋に御在陣せらるゝに依て、芳春院殿御旅館御見舞として名護屋へ御下向なし給ふ。其節彼新兵衛の娘お蝶をも御供に召連れられしが、容色勝れたる故に、御酒宴の折には毎度太閤の御酌に召出されたり。又大納言利家公の御側寝をして終に懐姙しけり。此時大坂に於ては淀殿秀頼公を産み給ふ。扨彼お蝶は懐姙せし故、加州の近臣小幡何某の妹となして加州へ連帰り、夫よりお蝶を東の丸殿と稱して文祿二年に安産す。其誕生有りしを利長公の御養子と爲し給ふ。是後に小松中納言利常公と申せしは是なり。御幼名を於猿様と言ふ、御面體御氣質共豊臣太閤に能く似給ひ、御器量大度にして神速武勇共勝れ給ひしは、世の人能く知る處なり。此利常公深く豊太閤の御神徳を信じ給ひて、長谷寺へ山王權現と稱して太閤の靈を勸請せられしなり。

○前田兵左衛門が事 并 前田家太平に治る事

儲も先年大領吉徳公加州へ下り給ふ節、越後の姫川に於て變事有りし時、曲者を見出したる御側役前田兵左衛門は彼野路井又助と水中に於て揉合ひしが、又助は裸身、兵左衛門は衣類を著

界も是八月十八日なりしも不測と云ふべし。然れば加州の黎民此日を以て武恩の辱きを忘れず、神德著なるを謝し奉りて神靈をも慰め奉り來りし處に、世變り時移りて古君の恩義を辨へたる人も稀に成りける處、不思議なるかな寶曆九年四月十日前條に記す如く金城柏梁の災禍に罹りて、數萬の民家及び神社佛閣悉く焦土と成つたり。爰に於て彼長谷寺を再建有られ、八月十八日新に祭禮を興行有りて、永々不易の恒例と成りたり。此時よりして眞如院淺尾等の陰冥の怨鬼襲ひ讐する事悉く消滅し、浮雲を拂ひて青天に白日を見るの思を爲したり。實に神德の著きに非ずや、最も此度の大變に多くの寶器を燒失して若干の人民を傷ふ事は、是皆悪念の所爲なり、大火の後陰氣退消して陽氣の勢發せし事、是生駒權左衞門が大火の節、今日の天災は陰陽循環の處にて當國の吉瑞なりと言ひしは、實に奇と稱すべし。

○豐臣秀吉公の靈を加州へ祭る濫觴の事

抑又豐臣太閤の神靈を加州長谷寺に勸請する其由來を訊尋ぬるに、爰に朧氣なる物語あり、往古太閤秀吉公山下や呼子の亭の御庭樹を大坂御城中に移し植ゑさせ給ひけるに、其時大坂天滿の植木屋新兵衞と云へる者是を受負ひしが、此新兵衞の娘にお蝶と云ふ者あり、容色殊に勝れ

○生駒三士の略傳の事

抑々生駒權左衛門が祖父を生駒萬平と言うて、物の未前を察する事眞に神の如く、如何なる難事と雖も一度頭を傾くる時は忽ち考へ出す事を得たり。折々主君の御行狀を直諫して用ひられず、禍其身に及ぶ事を察し、隱居して名を萬字と改め、家祿を息男八郎右衛門に讓り、其身は俳諧を學び朝暮是を樂しみ、芭蕉、北枝、秋の坊抔に交り、此節古人の句を討論するに、萬字が聞き得ざる句なし。秋の坊是を怪み、一時戲歌を書きて萬字が方へ送りける。

　寒ければ山より下を飛ぶ厂に物うち荷ふ人ぞ戀しき

と、萬字是を見る事只一遍にして、山の下に厂を書けば戸、斯くの如くの字と成る、夫に物荷ふ人とは、人の字に八の字を荷せ書けば炭と言ふ字になる、是は寒さに炭の欲しきと言ふ事なりとて、頓て炭五俵を贈りけるとなり。常に早歌を作り三弦を彈きて是を和す。

　雪の外山のあけぼのや萱の軒端に鳥の聲

是等が萬字の作なり。其外の風流は他に讓りて略す。其子八郎右衛門是又武邊察知共父に劣らず、國堺の關守を仰付けられし處に、一年其邊の村々不作にて農民共大に困窮し、既に餓死す

懸けて、「生駒氏只今本城へ火の移り候間、早速消火夫を催促有つて消防がれよ、某疾くより申渡し置いたれば、御邊も差加はり一働有るべし」と申しければ、權左衛門は門の敷居に腰を懸け、「消火夫共は昨日よりの働に最早勞れ、働も心に任せ申す間敷候。何れも那御覽候へ、向ふの方を西へ大勢にて參られ候は、當家にて五萬石を領す安房守殿なり。然るに寄居蟲の貝を失ひし如く屋敷は燒けて居處なく、妾に手を曳れて迯げらるゝ處なり。那體にて候得ば御推量し給ふべし。扨又今日の天災は陰陽循環する處にて、當國の吉瑞此上も是無く候。因つて拙者は御祝儀の心にて登城仕り候」と言捨てて行過ぎける。土佐守も急變の中なれば取敢へずそこそこにして馳廻りけるが、時經て後に土佐守人に語りけるは、「先達ての大變のときに生駒が語りし事、其節は何を云ふやらんと思ひしが、今考ふれば一々思ひ當る事有り」と申されけるとぞ。其頃下々の噂に、「此災害は全く勢之助殿の怨靈の爲す所なり」と云へば、或人は、「然らば勢之助殿は最も積惡人と言ふべし、大槻が子なり抔と言ふも據有るに似たり、願に任せ放ち免されんには、如何なる事をか爲出さんも計り難し」と言ふも有り、又は、「勢之助殿は何ぞ斯くの如き事有らんや、其身無實の罪に亡ぶを怒つて、惡念倘災を當國に殘す、其英雄玆を以て察すべし。當國主の御先祖菅神の其昔に略似たり、仰ぎて信ずべし」抔と評判しけるとなり。

散り、二の丸三の丸片時の間に灰燼と成つて、人馬の馳違ふ土煙と共に天地忽ち冥暗し、白晝變じて闇夜の如くなり、城中大半燒盡くるゝと見る内、前の如くなる火の瓊再び飛上り、長谷寺の三重の塔の九輪の上に駐ると見えしが、長谷寺一時に火焔と成る。其節は火口數十ヶ所に分れて燒ける形勢は、宛然敵の押寄せ來るが如くにて、小路々々には子を尋ね親を慕うて呻吟ふ處に、前後より燒來りて或は燒爛れ狂ひ叫び、猛火の中へ飛入り、又は蹂躪られ手足も燒けて蠢くも有り、其形勢は一業所感の者共が地獄の門に至るに異ならず、淺猿かりける次第なり

○生駒權左衞門確言の事

扨も金澤城燒失の時に勝れて働かれしは、前田土佐守、長九郎左衞門なり。土佐守は豫て御作事門の預なれば、一番に同勢を率ゐて此處に馳到り、自身火焔の中に立ちて士卒を指揮し、終に算用場より御作事門迄を持耐へて消止めたり。又長九郎左衞門は權現堂神護寺の靈堂を預りて、二ヶ所共恙なく相守りける。爰に奇なる一士あり、生駒權左衞門とて日頃土佐守方へも入魂に出入りけるが、頃日國主へ無禮有りて閉門中なれ共、斯る非常の時なれば、我屋敷の燒くるをも顧みず、長髮ながら登城しけるに、作事門にて端なく土佐守に出會ひたり。土佐守聲を

丞が家來には人無しと誹謗らるゝを雪ぐに足れりと言ふべし。政右衛門は穿鑿厳しければ、今は身を寄するに處なく、終に小立の馬場の上なる不動院と云へる山伏と差違へて相果てたり。其所以詳かならずと雖も、察するに、此不動院も大槻が恩顧の者と見えたり。

○加州金澤大火の事

扨又勢之助殿三回忌の御法事を營み有らんとて、四月十日泉寺町眞性寺は則ち眞如院勢之助殿の祈禱所故に、此寺に於て大法會を執行ひける。然るに其日は何と無く空搔曇り、風暖かに吹きて愁霧午に至れ共猶晴れず、未の刻に至り正しく勢之助殿死去せられし時刻に方つて、眞性寺の後の方より失火す。此日は役人共數多詰合ひければ、直に馳寄り消防げども、火勢烈しく瞬間に三四町許延燒がりける。消火夫は馳廻り消防に盡力すると雖も、迅十方へ火飛移り、猛火熖々として火輪八方へ紛亂しければ、消火夫共對ひ近付く事能はず、只動搖雜踏して婦人幼童の泣叫ぶ聲夥しく、凛凄じかりける形勢なり。時に忽然と霹靂一聲天地震動して鳴響きければ、諸人驚きて見る所に、其大さ盆の如くなる火の環一つ、がら〳〵と鳴渡りて宇宙に飄揚り、忽ち城中の天守へ落つると見えしが、只一時に燃上り、火環幾千となく紛紛と十方へ飛

共は各〻刀を拔いて支へんとすれ共、大雪に足踏込みて自由を得ず。彼曲者は豫て期したる事なれば、家來共に手を負せ、難無く其場を迯失せけり。何者の所爲なる歟知れざれ共、土佐守は幸にして危難を免れしが、彼曲者を取迯したるは殘念なりと、直に屋敷へ歸りて盜賊改土方孫三郎を呼びて右の次第を咄し「是正しく大槻が殘黨と覺えたり、早速吟味して召捕るべし」と云へば、孫三郎「委細領掌致し候得ども、何を目途に致して召捕るべきや、御見覺は是無く候や」と云へば、土佐守「外に見覺は無けれ共、刀は角鍔柄は淺黃糸と見受けたり、夫を目的に詮義されよ」と聞いて、孫三郎「畏り候」とて私宅へ歸り「實に土佐守は、急變の場にて敵の刀を見覺えたるは、恐るべき眼力哉、此人無くんば國家危し、誠に器量大度の人也」と稱美しける。斯くて孫三郎は卽刻手配をなし、嚴しく搜し索めける。彼曲者は、大槻內藏之丞長玄と云ひし頃より前髮立にて召仕ひたる者にて、內藏之丞立身の度每に取立て、終に家老と爲したる高桑政右衛門と言ふ者なり。此者生得無筆無學にて一度も內藏之丞が樞機の用を託す程の才能無ければ、其頃大槻に似合はぬ政右衛門を、如何なる見處有りて家老に迄採用ひしぞと誹り合ひしが、大槻が隱謀露顯して大槻が屋敷へ捕方の向はぬ前に逐電なし、何處に身を躱して居たりけん、今に至り主人の仇を報ぜんとて晉の豫讓に倣ひ、事成らずと雖も內藏之

れんと思ひける處に、重照公には今朝旣に御逝去の跡なれば、是非に及ばず種々穿鑿すると雖も、今度は全く毒害にも非ず、御發病の夜の樣子を聞き、眞如院抔が怨念の所爲ならんと土佐守も詮方なく血の淚を流し、重照公の御尊骸を加州へ送り、野田山に葬り奉り、御法號を深德院殿と申しける。御代繼は善良院の御腹に出生有りし御幼少の御子を立てて御家督と爲し奉り、則ち正四位の少將に任ぜられ、上野介重信公と申し、先規の如く御家督御相續首尾能く仰出され、一家中一同に安堵の思をなして萬歲をぞ唱へける。

○曲者土佐守へ仇する事 并 高桑政右衞門最期の事

斯くて重信公御家督遊されて後、翌寶曆八年四月土佐守御跡押として初めて御入國有りしかば、國中の者一同に萬歲を祝しける。然るに其年十二月十五日、土佐守登城の節大雪降りけるが、西町を東へ差懸る處に、覆面頭巾を冠りたる一人の武士物陰より突然と現れ出で、土佐守が駕籠を目懸けて馳來り、駕籠脇の武士是はと驚く其透に、氷の如き一刀拔くより早く土佐守が乘つたる駕籠へ突込んだり。土佐守が忠心を天の助け給ふ處にや、土佐守は俯き居たる折なれば、肩衣の端より脊中を摺りて後へ突出す、土佐守心得たりと刀追取り駕籠の戸蹴外し飛出す、家來

早速御側役に告げて一同に御寢間に入りける處に、彼女中は跡方も無く消失せて、只中將殿は夢中に魘れ給ひしとて、惣身に冷汗を流し給ひける。何れも右の物の怪の儀は申上げず、御動靜を如何と案じて伺ひしに、此君御幼少の時鶴膝風を御煩ひ有りし御膝頭頻に痛み出したりと仰せけるに依つて、早速勤番の醫師に仰付けられ、種々御治療手を盡すと雖も、御痛更に止まず、次第に御膝頭腫上り、翌朝に至りては御胸の下へ衝擧げて甚だ御惱強く、既に大雄院殿御逝去間も無き事なれども、迅殊の外なる御容體成りければ、加州へ急使を立てられ、最も江戶中の名醫を呼びて診察ける處、何れも脚氣御衝心なりと申して、醫論の上萬般の良藥を用うれども、聊かも其効なく、四五日を經て御小水不通にて、終に同年七月十一日御逝去成されける。御家臣等歎き悲むと雖も爲べき樣なく、又加州へ急使を以て申送るにより、金澤に於ては中將殿御病氣との急使到來により、上を下へと騷動して、卽時に御醫師早にて出立す。國老始め其外諸役人評議の席へ、前田土佐守進み出で、「護國院殿御逝去後續いて大雄院殿御早世、又候此度當君御急病の趣、是等閑の事に非ず。此上は誰彼と申さんより某出府仕らん」と其座より早馬にて百二十里の行程を只二日半に江戶へ著しけるが、〇土佐守心中には大槻が殘黨密に中將殿を毒殺せんと謀りしに極らば、一人々々吟味を遂げて捻殺し、根を斷ちて葉をからしく

憂婦女鳥と云ひけるが、加州金澤大火の後は、此鳥の鳴く事絶えて無しとかや。

○重照公御逝去の事 并 重信公御家督の事

扨も加賀守中將重照公には、寶暦七年四月江戸へ御參府有りしが、此節江戸屋敷の奥向に於ても女中舉つて密語きけるは、「此程夜更けて庭に青き火の燃上る事あり、又一時は長廊下を女中夥多通る音して、衣類の模樣等も燈火の光に見ゆる故、立出でて見れば人影も無かりし」抔と言ひて皆々恐れ戰慄きけれども、男子は何條然る事有るべきとて、取上もせず居たりける。然るに一夜重照公には久しく御夜話有りて夜も更けければ、御寢室に入らせられし處に、何やら御寢言の御聲高く聞えける程に、御次に侍る不寢番の扈從松波登聞付けて、御動靜如何と覗き見るに、女中二三人御側に在る故不審に思ひ、相番の者へ斯くと語りければ、何れも訝しく思ひ、「表御殿に女中の御伽有るべき謂なし、登殿の御麁相成るべし」と言ひつゝ各行きて覗き見れば、登が言ひし如く、女中二三人、中に斷髮の女中鹿の子の裲襠に金糸を以て五三の桐を透間なく縫ひたるを著したるが、何やら猪口の中より鳥の羽に浸して中將殿の御膝に塗付け居たり。小姓衆眞如院は見知らずと雖も、此頃竊々噂を聞及ぶことも有れば、是只事に非ずとて、

をも射脱す事無く、又翔鳥をも射落す程の名人なれば、主君の仰を蒙りける故豫て祕藏せし白木の弓に矢を携へ、宵より明屋敷の庭に到りて動靜を窺ひ待ち居たり。斯くて夜も更行けば、聞きしに違はず向ふの樹木の中に女の聲にて苦み叫び狂ひ蠢く樣子なれば、吉田勘左衛門は扨こそ妖怪御參なれと、見れ共木の下闇く、踪と形態は見えね共、一心に蟇目の法を以て山鳥の羽にて矧ぎたる征矢を番ひ、きり〱と引絞りて呻れる聲を目當に瓢と放てば手應して、梢より何やらん撞と落つる音と共に、今迄呻りし女の聲は止みたりけり。勘左衛門大音に、「怪しき物を射止めたり」と呼はりければ、宿直の者共手燭を照して馳來る。中將殿にも此事を聞召し御出有りて明を照し、是を見るに木の下に鳥一羽胴中を射貫れて死し居たり。中將殿取寄せて御覽有るに、大さ雁の如く其形鷺に似て、腹の羽色黑く嘴黃色にして、頭に鬘毛二筋戴き、其長き事尾先に至る、何も此鳥の名を知らず。翌日本草に精しき學者内山覺順竝に鷹匠又は鳥飼等を召呼びて見せ給ひ御吟味有りしに、何れも曾て斯る鳥は見たる事も無ければ、其名をも知らずと申しける。去れば其頃專ら世上の噂に眞如院が怨念鳥と化して當主に禍を爲るならん、往昔より人の怨念鳥と化したる事多しと、其例を引きて言觸しけるが、不思議なるは眞如院が死したる頃より、其屋敷に限らず城内の森林の中にて、夜な〱此鳥の鳴聲す、人號けて

りの如く見えたりなどと言觸しける故、是が爲に婦人童は皆慄恐れて何と無く騷しく誠に怪しかりける事どもなり。

○吉田勘左衞門射術の事

斯くて當主加賀中將殿には此怪しき取沙汰を聞召して殊の外御不審に思召され、「是は全く狐狸などの虛に付込て斯る異變を爲す事あり、往古より其例少からず、皆是人々の臆病の心より眼に遮ぎる物異形に見ゆる物なり。婦女子抔は別しての事、然りながら城中に斯る異變の風聞有つては武將の威勢なきに似たり。然すれば誰か射術の勝れし者を撰み出して其怪事を鎭むべし。往古禁裏に於て化鳥或は鵺を射たる例も有れば、決して無き事とも言難し。斯る應を窺ひて惡鳥抔の所爲も有らん。何にもせよ弓術の妙を得たる者は誰ならん」と御近習の者に訊ね給へば、御近習の者共一同に口を揃へ、「御當家に弓術隨一の達人と申すは吉田勘左衞門なり」と申上げけるに、「然らば渠に申付けて今般怪事の噂を掃ひ除かせん」とて、卽刻吉田勘左衞門を召れて、今度眞如院明屋敷に怪事有る由、汝數年の弓術を以て右の怪物を取鎭むべし」と仰渡されける。此勘左衞門は性質近眼にして三尺先をも聢と見分らずと雖も、弓箭を取つて立對へば五分の的

餘儀なく怖々手燭を携へ幾間も襖を開きて長椽を行きけるに、眞如院の住みし座敷の庭に松柏杉抔生茂りて在りけるが、其中に女の苦し氣なる聲を出して呻る樣に聞えける故に、源太夫は凄然するまゝ大便をも足さず慌てて一趍に迯出し、以前の泊所へ歸りければ、相番の者此物音に目を覺して起上り、「深更に及んで何事の用有つて其樣に騷ぎ給ふや」と尋ぬれば、和田は顏色蒼ざめ聲振はして事の次第を語りける故、相番の者大に笑ひ、臆病の心にては得て有る習、夫は犬猫抔の咬合せし成らん。何迚然樣の事の有るべきや」と言へ共聞捨にも成難く、いざ其處へ參りて動靜を窺ひ見んと、打連立ち長椽に往きて見るに、和田が言ひしに違はず正しく眞如院が最期の砌苦み悶亂せし聲音なり。折しも月は有れど空曇りて薄暗ければ、瞭とは見え分ね共、樹木の中に蠢く樣子は、是正しく眞如院が積惡の一念怨鬼と成り、此處に執著して其怨念の立退かざるに極りたりと舌を卷きて恐れける。此沙汰包むとすれど何時と無く下々にて樣々に尾鰭を付けて仰山に評判しけるほどに、只さへ怖懼るゝ城中の奥女中共は是と定りし事も無きに、此噂を聞くと等しく部屋々々に圓居して恐れ密語きける。斯る臆病の心よりして然迄も無き事に悶え躁ぎて、奥向の騷動大方ならず、夜に入りては厠へ行くにも、部屋々々の者を誘引合せ、手々に雪洞をとぼして行きけれども、婦人心の臆したるより眞如院淺尾の姿幻

衰へ喘凋聲にて、「手水を盥に入れ持來れ」と有りければ、林藏は、「畏り候」とて大きなる金盥に水を多く入れて持來れば、勢之助殿は座敷の正中に据置き給ひて我顏を水鏡に移して打笑ひ打笑ひ、「あら心地よし」と立起りて邊を立廻る事三四遍なりしが、不思議や惣身より黑煙立昇り、彌鬼とも見ゆる形勢にて狂ひ廻り、遂に立ちたる其儘にて息絕え給ひしは、誠に恐怖しき形狀なり。時に寶曆六年四月十日午の刻にして、實に怪しかりける最期の狀と申すべし。

○眞如院明屋敷妖怪の事

扨も眞如院は此頃迄は深帳紅閨の中にかしづかれて居たる身の、自業自得とは云ひながら獄屋に等き新座敷に押籠られ、暴き武士に守衞られて中々苛き扱に心怒りて、見るも淺猿しき最期の形勢成りし故、此屋敷に勤番せし壯士抔も流石口には言出さずと雖も、心の中には恐怖合ひて居たりしが、今は明屋敷とは成りたれ共、番人無くては不用心なりとて、武士分にて一兩人交代勤番を申付けられける。一時和田源太夫と言へる者此明屋敷の泊番なりしが、夜も丑滿の左側とも思ふ時分、頻に大便の氣ざし發りけれ共、厠迄は餘程間も隔りて遠き故、隨分と堪へ夜の明くるを待居たりしが、彌便氣臨みければ、今は堪へ難く、氣味惡しとは思へ共

招きて仰せけるは、「先達てより出家の願を出したる處に御聞届はありながら、只今以て何の御沙汰なし、餘り延々に相成り候故、是迄勤番の者共へ種々頼みけれ共、親切の心無き故か一向に行屆かず、我等が心中をも察しられよ。夫に付き其許儀は眞の武士と見受け候得ば、何卒我願の趣を呉々執成し呉れらるべし」と只管に御頼有りければ、林藏是を承はり、「仰の趣畏り候得共、詞を飾るは武士の愧づる處に候得ば、眞實の儀を打明けて申上げ候はん。是迄御執次致し候者共不日に御吉左右の是有るべし抔と申上げ候事、實は御心中の御力落を察しての譃にて候。能く〳〵思召して御覽候へ、御兄宗辰公を毒殺致し候起と申すは、全く君を御代に立てんとの謀計にて候得ば、叛逆の御身に關係り申すべき事にして、下々の罪は上御一人に懸る者に候得ば、是計はとても御叶は之無き事なり。ふつ〳〵思召御止り有つて然るべく存じ奉り候」と何の諂もなく申述べければ、勢之助殿是を聞給ひて一言の應もなく、其日よりして座敷の正中に趺座し、斷食して十日餘に至りければ、眼の邊の肉總ておちいり、顏色は土塊の如く、髮は振亂れて肩より脊に懸りければ、宛然惡鬼羅刹の如く、其形狀中々見るも恐ろしく、勢之助殿聲を揚げて、「誰か有る參り候得」と申されけれ共、皆恐怖戰慄て、誰有りて參る者なし。其時金卷林藏側近く參りて、「何事の御用にて候や」と申しければ、勢之助殿は總身瘦

悪徒共殘らず滅亡せし上は、拙者儀も何卒圓頂黑衣と狀を變へて、御早世有りし方々の御牌前に參詣でて前日の罪を御詑申上げ度く候間、同胞を御憐恤有つて此願を御聞屆け給らば、生々世々の高恩にて大慈大悲の御功德なり」と、最殊勝に御願有りければ、護衛の人々是を聞きて「委細承はり候、其趣申し上げ候べし」とて、夫より國老中へ申達しければ、國老中評議有れ共、其儀中々叶ひ難き由故、護衛の人々も流石に叶はざる由明々地にも申難く、勢之助殿に對ひ、「御願の一條國老中へ申達し候處、何れ御聞濟には相成るべくは候得共、急々の事には埒明き申すまじく、併し其内には能き御沙汰も是有るべく候間、御心永く待せ給へ。決して叶ひ難きと申すにては之なき由國老中にも申聞け候」と其場の克き樣に申しければ、勢之助殿にも悅び給ひて、二月三月待ち給へども何の沙汰も無く、其中には護衛の勤番の者も交代せし故、再び右の趣を御願有りしかば、又此度の護衛の人々も勢之助殿の御心中を察し氣の毒に思ひ、「國老中にも何卒早く御願の通り仰出さるゝ樣にと種々骨折らるゝ由に承り候間、緩々待せ給ふべし」と申上げければ、勢之助殿にも詮方なく、何れ其内には御免の御沙汰も有るべしと、又二月餘待ち給へども一向其沙汰なく、又勤番の者も交代して、此度は金卷林藏と言ふ侍來りける。此者は至つて愚直の性質にて、更に追從輕薄や諂心の無き者なり。勢之助殿林藏を

如何なる因果の報にや、又主君を害せし祟にや、死にもやらで悶え苦む其形狀、滿面に血を注ぎ黑髪を亂し、脣は腫上りて飜へり、眼は釣揚り、我手に我肉を摑み破りて狂ひ廻る其有樣、是迄の容に似もやらず、實にも鬼女の如く飛上り輾轉び步行きて喚き叫ぶ其聲は、虎の吼ゆるに異ならず、如何なる北國育の暴武士共も、是を見て恐怖をなし、只呆れ果てたる計なり。眞如院は斯くの如く狂ひ叫ぶ事十餘日にして遂に空しく成りにける。是佛經に、外面女菩薩內心女夜叉と說き給ひしも、內心の旣に表れたるにて、斯る例を說給ひしにやと、聞く人舌を卷きて懼れ合へるも道理なり。依つて守衞人は右の趣を申達しけるに付、其死骸を厚く葬りける。

○勢之助殿出家願の事 幷 變死の事

扨も勢之助殿には別家を建てゝ是に遷し、嚴しく番人を附けて守衞らせける。誠に日影薄き座敷牢同樣の住居にて年月を送り給ひけるが、一夜勤番の武士へ仰せけるは、「先年大槻內藏之丞が我名を犯して國家の大事を引出し候由承り候。其節は拙者未だ幼年にして兎角の辨も是なく、次第に成長して渠が叛逆を承り候度々に、無念骨髓に徹し候得共、往事は是非も無し、

は過ぎじと、誰有つて目を認めて見る者なく、耳を開いて聞く人なし。實に淺尾が積惡神明佛陀も悪しとや思しけん、數刻の間死にもやらで時を移したるに、忽ち淺尾が苦み一段増り、鎖も斷るゝ計悶ゆると見えしに、忽然として一匹の蛇何れの竅より喰入りしや、腸を喰拔いて口より首を出しけるに、淺尾は苦に堪へざりけん、眼を怒らし總身を振はし、齒を以て出でんとする蛇の首を聢と咬しむると等しく、其儘息は絶えにけり。嗚呼天の譴の然らしむる處、古今類稀なる仕置と謂ひつべし。

○於貞の方眞如院と改め變死の事

然る程に於貞の方は名をも眞如院と改めしが、大槻内藏之丞に與せしに依り城下の眞性寺に押籠め置きけれ共、此度別に新座敷を補理へて是に移し、是迄召仕ひし者は下女に至る迄殘らず退けて、北國育の不骨なる者に勤番を致させ、嚴重に護衛らせければ、眼に觸るゝ物耳に聞く事毎に昨日に似る樣もなく、膳部とても誠に麁末にして、漸々其日を送る計なり。然るに豫ての望の叶はざるを深く憤り、猶惡念止まずして俄に狂氣の如くに成り、「我産みし勢之助殿を世に出さんと思ひし事も水の泡と成つたる怨骨髓に徹れば、見よ〳〵我死なば惡鬼と成つて世

尾を宙に引立て、彼穴の中に投入れ、柱に付けたる鐵鎖を以て首を繫ぎければ、淺尾は尖銳き眼を開き、「謀計を以て當家を我掌の内に入れ、汝等を斯くの如くに慰み笑ひ樂まん物を、時運拙くして事の顯れしこそ口惜しけれ」と罵りしかば、下役共立懸り、「物な言はせそ」と言ふ下より、側に据置きたる大瓶の蓋を開けば、幾千條共知らぬ蛇彌が上にのたくり這出づるを、悉く彼淺尾を入れたる穴の中へ入れしかば、蛇は穴の中に盈ち〳〵て淺尾の乳の所迄累り合ひて蠢く形狀、身の毛も彌立つ計なるに、淺尾は性質不敵の者の死を決したる事なれば、更に身をも動さず、只眼を閉ぢて口の内にて佛名を唱へたる形勢、見る者舌を卷き身を振しける。此時目付役輕卒に言付けて許多の酒樽を運ばせ、蓋を破りて其酒を穴の中へ灌入るれば、其酒穴に充つると齊しく、蛇は酒氣に中りて俄に狂ひ騷ぎ、上を下へと顚倒し、穴を遁れ出でんとすれど此穴の内廣く掘りたれば傳ひ這ひ上る事能はず、蛇は益苦み、數萬條齊しく淺尾が惣身手足は言ふに及ばず攀繞ひ、或は七竅より這入り膚を喰傷つて身内に入らんとす。流石の淺尾も如何とも苦痛に堪ゆる事能はず、手を以て拂ひ脚を擧げて防ぎ苦むと雖も、蛇は酒氣に彌困み取付き喰付きする程に、淺尾は眼を濶と開きて黏髮逆立ち、阿修羅王の荒れたる如くに成つて叫ぶ聲、怨むが如く怒るが如く泣くが如く、萬狀の苦を爲せし有樣は、地獄の呵責も是に

ひ、彼等の醉臥したる間を窺ひ密に囚の中へ刃物を入れければ、内藏之丞之を以て自殺せりとも云ふ。

○惡徒等を罪する事丼老女淺尾蛇責の事

斯くて大槻内藏之丞は自ら舌を喰切つて死したる由を、目付役より國老へ達しければ、此上は事を延すべきに非ずとて、夫々罪名を定め、且又諸方への聞を憚りて城内の空地へ新に仕置場を設け、惡人の首謀なれば第一番に大槻内藏之丞の死骸を引据ゑ、鋸引の刑に行ひ、次に中澤甚八、川崎平左衞門、吉良助太郎、岩井甚三郎、野路井又助の輩都合十八人最も重罪の加擔人なれば、是又内藏之丞と同じ刑に處せられける。其餘は一等罪を減じて悉く死罪に行はる。就中老女淺尾は奥向に在つて專ら君の御身を守護るべき大役なるを、却つて外向の人と黨を結び、祕計を施して君を害せんとせし條、其罪最重し、深く此後を懲さゞれば、君たる者枕を高うする事能はずと衆議一決して、別に一の嚴刑場を設く。其形狀直徑四尺に、深さ五尺の穴を掘り、正中に五寸角の柱を建て、其上に鐵の鎖を掛けたり。準備已に調ひしかば、下役共淺尾を引來りて、主人を弑し奉らんと巧みし極重の大惡人後の懲しめと、立懸つて裸體になし、淺

ひられたるを惱る色あれば、とても罪無きを明し難き宿因と思ひ締めて、誣の罪に服する處なれば、元來生を貪るの念なく、又憂苦に逼るの故もなし。今夜此酒を請ひしも其方達の勤勞を慰めんが爲なり、我死期も近し、餘波の欵待と思ひ各快く一杯を飮むべし」と詞を巧にして勸めしかば、元來篤實愚鈍にて何の思慮なき足輕共なれば、是を聞いて大に驚き、「扨は思食寄らざる罪に陷り給ひたるにて候か、痛はしや、併し曇り無き身は遂に晴るゝと申す事も候得ば、必ず御心を落し給ふな、やがて御明立ちて舊に歸り給はん。我々も御惠の酒を酌みて御身の行末を祝し申さん」と萬般に言慰め、獄屋の側に圓居して酒を呑み、且は物語して稍時を移しける。然無きだに眠の制し難き丑滿の時に當りて、酒氣漸々に循環り來れば、物に倚懸り又は席に俯して各假寢を致しけるにぞ、内藏之丞は是を見て仕濟したりと其透を窺ひ、終に自ら舌を喰切りて獄中に死したり。輕卒共の中一人不圖目を覺し、此體を見て大に驚き、一同を起し慌て騷ぐと雖も詮方無く、依つて其趣を目付役へ届けける。

一書に、内藏之丞未だ出頭たりし頃、鳥屋萬助と云ふ者に恩を施せし事有り、然るに今度大槻が新規の離囚に繋がれし事を聞き、何卒先年の恩を報いたしと種々工夫をなし、一日彼囚に近き山へ小鳥を指しに行きし機、酒肴を携へて囚に立寄り、守護の者に是を振舞

なし、其他視廻の侍士は晝夜一二度宛來り、病苦の有無を問ひ、或は飲食の好む處を尋問ると雖も、內藏之丞は只一口に二椀の飯を食するの間も座す事叶はねば、敢て物云ふ事もなし一夜三更の頃ほひ例の見廻りの者の來るを俟ちて、內藏之丞は格子に取付き禮をなし、「臣內藏之丞頃日以來前非を悔ゆるの念時として止む際無し、是が爲に心悶え氣湊つて暗に苦腦を覺え候。就中今晚は煩悶最も甚だしく、心體共に支へ難きに似たり。罪科旦夕に迫る身には候得共、生を貪るの人情猶棄つるに忍びず、冀はくば濁酒一杯を賜りて一時の憂悶を霽さしめ給へ」と謹んで乞ひければ、視廻の侍士是を聞きて目付役へ申達しけるに、目付役より是を前田土佐守へ申達せし處、土佐守是を許して清酒一瓶魚肴兩種を調へて贈り來る。護衛の輕卒等斯くと告ぐるに、內藏之丞は面色を和げ足輕どもに對ひ申しけるは、「其方達も某が罪の次第を聞かば、定めし人面獸心の者なりと惡み思ふべし。某が父は素其方達と同じき身分成りしに、某に至つて過分の御拔擢を蒙り宰臣の職に昇進りたり。假令微少の過失有りとても諸士の列を下げらるゝ事はなし、夫にても猶父の代とは遙に優れり。然るに何の恨有りてか君を弑す如きの大逆を企て、首を失ふ事を招かん。今度の一件は全く我を偏執する族の造事せしに極ると雖も、我其寃の事を訴へんにも當君は未だ御幼弱に在まして、國老の面々は某が二代の君に仕へ用

隊下の人數を率ゐて已に中澤甚八の宅に亂れ入りければ、甚八斯くと見るより今は遁れぬ處と思ひ、是ぞ一世の大事なりと得物を引提げて玄關に馳出で、聲を揚げて「各能くこそ御越有つたり。斯く有らんと豫て準備仕りし寸志の料理、只今御振舞申すべし」と言ふより早く大勢の中へ駈入りて、死物狂に縱横無碍に薙廻れば、捕手の人々大勢なりと雖も、只一人の中澤に斬立てられ、思はず左右へ潑と開けば、坂川長左衞門大に怒つて「蓬き者の擧動かな、只一人に斬立てられ言甲斐無き者共」と聲勵して、遁さじ者をと追取圍み、前後左右より打つて懸るに、中澤は益勇を振ひ、忽ち五六人斬倒し、十一人に手を負せしかど、何分捕人は大勢なれば、今は敵し難く、最早捕へらるべく見えたる處に、中澤一聲叫んで身を躍し、宛然も飛鳥の如く玄關の屋根に閃と上り、忽ち腹搔切つて死しければ、坂川長左衞門も詮方なく其死骸を縛りて雜兵に擔せ、甚八が妻子を召捕り城中に歸りける。是を始として所々へ向ひし捕人の人數も或は生捕り、又は手に餘りし者は討取つて追々城中に歸り來りければ、前田土佐守指揮して悉く獄舍に下し、死骸は鹽漬と爲し置きて夫々罪の輕重を定め、取片付を申付けたり。扨又大槻内藏之丞は數年の積惡顯れ、證據分明なる上は所詮遁れ難く、依て罪を己一人に引受け、潔く實狀を告げて再び禁錮の中に在りしが、大切の囚人なるを以て獄舍護衞の足輕は嚴重に番を

る悪事にして、勢之助殿の更に知り給はざるに、某が罪の連累に係り給はん事を怕れて、姑く詞を飾り候なり。然れども其許の明智に依て勢之助殿の御身に罪無きを察しられなば、某眼を閉ぢて誅戮を受け候べし」とて、最初毒薬を用ひて御抜擢を蒙りし姦計より、姫川の凶變御膳井の毒、淺尾に頼みて幼君を害せんと計り、刺客を用ひ徒黨を集めし迄の悪事悉く白狀致しけるに仍て、今度新規に取建てし山中の囚へ嚴重に押籠め置きたりけり。

大槻を取籠めし囚は、城内より遥に後の方の山中へ新規に建て、囚の内を擂盆の形に穴を穿り、座する事は勿論、立止る事も成らず、晝夜身を悶え搖詰めて瞬間も間なき様に造りし物と云ふ。

○大槻獄舎の番卒を謀つて自殺の事

斯くて前田土佐守其外國老の面々並に諸役人は、大槻内藏之丞が第宅に隠し藏むる處の連判狀を取寄せ點検見るに、此度自害せし者共、或は途中にて召捕りたる徒黨の輩、其外に相殘る者猶五六十人有りしかば、同時に捕方の人數を差向けけるが、其中に中澤甚八とて力量衆人に勝れ、其上武藝に長じ、殊に刺客の計策を勸めし者故、大切の科人なれば、目付役坂川長左衛門

る者前田兵左衛門一人なれば、渠が口より外に漏れん事を憚りて、態と蟄居させしは某が忠義の致す所なり」と聞くより、土佐守忿然として聲を勵まし「汝内藏之丞よ、岩井甚三郎、野路井又助兩人の申狀を言掠め、前田兵左衛門を罪したるは却つて忠義の心なりと辯舌を以て其身の隱謀を掩ふと雖も、前田兵左衛門が曲者の面體を見認めし上は、兵左衛門を以て彼曲者を密に捜り求めさせざるは如何に、汝何樣に陳ずるとも又助に短刀を與へて水中に忍ばせ置きしは何の爲ぞ。斯る曲者を扶持し置くは是又何の道理なるや、將又老女淺尾に密事を託みたる時に渡し置きたる書付類は疾より我等が手に入りたり」とて、内藏之丞が證書を殘らず目付に渡しければ、目付役是を披きて高らかに讀上げける。土佐守は内藏之丞を礑と白眼み「委細は江戸屋敷に於て淺尾が白狀致したり、其餘汝に黨與したる者共悉く召捕りて、其者共が明白により汝か惡事露顯せしに因て、其罪既に顯然たり。今日鞫ぬる處の條々は汝が宿意より爲せし事か、又は勢之助殿の御憑有りしかと言ふ兩條なるを、佞辯を以て事を左右に寄せ罪を遁れんとするは、斯る大謀を企つる程の不敵に應ぜざる穢き心魂、未練至極なり」と言ひければ、流石の内藏之丞も頭を低れて物をも言はず、暫く有りて面振上げ「嗚呼天の明鑑欺くべからず恐るべし、某犯す處の罪科實に遁るゝ處なし。然りと雖も某が一身の情慾を達せんが爲に企てた

富貴を希ひ貧賤を患ふるは人情の常なり、某の如き凡夫如何ぞ此情の外に出でん哉。然れば某が一身の便宜を言はば、君の寵愛を得て威名を館中に輝かし、富貴を子々孫々に遺し、兩君の萬歳をこそ祈るべきに、何ぞ是を弑し奉りて不測の罪に陷るを希ふの道理候はんや。且又勢之助殿僅に繦褓を離れ給ふの年齢にして、何の思慮有つて何をか託み給ふべき、皆某が覺悟せざる處にて候」と辯舌滔々として水の流るゝが如くなれば、列座の面々も然こそ有らんと思はれけるに、土佐守は莞爾と笑ひ「汝が心底斯く有るべきと某等も思ひしに、國家の禍を生じたり、汝が腹心と頼みし腐儒者岩井甚三郎、又野路井又助の兩人既に微細の白狀に依つて、其事委しく承知せり。最早陳ずる事勿れ、速に罪科に服せよ」と言穩當に言ひければ、內藏之丞は猶泰然として「岩井甚三郎儀は婦人に等しき儒夫なり、又野路井又助は元來義のなき匹夫にして、鞭を揚げて一度臨ませば當時の苦を遁れんとの爲、口に任せて妄に事を吐かん。是畢竟病者の譫語、發狂人の笑ひ罵るの類なるを信用し給ふは、堂々たる國老の賢慮とも覺え候はず」とて、尠しも屈する色なかりければ、土佐守重ねて「前田兵左衛門を罪して姫川の凶變を掩ひ隱したるは奈何に」內藏之丞「姫川の凶變の事世間に沙汰有つては、國家の政事治らざる而已か、人口に言觸さば世の誹謗を招かん、加之時の將軍家へも聽えを憚るゝが故に、此事を知

呼止めければ、「又助遽てゝ蹲踞る時に、「汝姫川にて用ひし短刀は内藏之丞が授與へしか、又は汝が所持の短刀なるか」と不意に問へば、案の如く又助精神昏耗して思慮する遑なく、「内藏之丞が授與へ候處なり」と實の狀に答へしかば、土佐守、「好し〳〵」と言ひて再び問はず。又助を退けて列座に對ひ、「甚三郎、又助が申條に因て、内藏之丞が隱謀略分明なり、然る上は時日を移さず渠を糺明して、迅速に罪科を定むべし。各異見候はずや」と有る時、前田對馬守、村井主膳齊しく、「此議然るべし」との答に依り、土佐守令を傳へて内藏之丞を召出す。暫く有りて目附役其外の諸士内藏之丞に手枷を掛け、前後を圍んで椽側に引据ゑたり。其時土佐守席を正し、「如何に大槻内藏之丞、汝卑賤より御拔擢を蒙りし莫大の恩義を忘却なし、二代の君を弑し奉り、又幼君をも弑して勢之助殿を御世に出さんとの隱謀を企つる條、人面獸心の所行讒むるに詞なし。是勢之助殿より御賴を受けたる故歟、又別に大姦の宿意有るか、詳細に申すべし」と有りければ、内藏之丞は曾て驚きたる色なく、自若として土佐守に對ひ、「某を押込められし事何の故たるを覺らざりしが、偖は斯る無實の罪にて候ひし歟、某不肖の身にて二代の君の寵恩を蒙り、國老の下に列り、江戸屋敷の司たる故に、目を張り齒咬をなして憎む者少からず。幼君の時に方つて不測の罪に陷入らんとす、斯る例は往古より最多し。夫生を好み死を惡み、

強氣なる男なる故忽ち膽魂を据ゑ「主人内藏之丞何等の儀を企て候哉、私曾て承り及び申さず候、憚りながら宜しく御賢察下さるべし。内藏之丞假令隱謀を企て候共、私如き身輕き者に如何ぞ輕々しく大事を明し候はんや」と答へければ、土佐守面色を變へ「内藏之丞が暴惡及び汝が悖逆の事迄悉く露顯せし上は、隱す共何の益か有らん、早く白狀して嚴科一等を免るべし。此上猶陳ずるに於ては苦痛目前に有り、能く〳〵利害を考へて速に實を申せよ」と左右を屹度顧みれば、屬吏の者共立重り、直に又助を嗾木の上に乘せ、如何々々と詰問ひけれ共、又助些少も屈する色なく「嚴しき威を以て責問ひ給ふ共、何とて無き事を詐りて有りと申さんや。夫が爲に冤の獄を蒙るは、是薄命にて是非に及ばず」と罵りければ、屬吏共聞きも敢ず「汝云はぬとて云せずに置くべきや」と忽ち苦痛の責を加へけるに、流石健氣の又助も苦と叫んで煩悶惱亂するをも容赦なく、呵責に時刻を移しければ、神氣衰へ弱りて滿面生ける色を失ふ。茲に於て土佐守急に指圖して呵責を止め、一杯の水を與へ、後椽側近く招きて申しけるは「臣たる者其主の爲に力を盡すは勿論なり、大丈夫たる者が其身の科を免れんとて主人の罪を言顯はすべき哉、我思慮淺くして可惜壯士に甚く苦痛を致させたり、最早責問ふまじ、罷立て」と言ひければ、又助畏りて退きける時、土佐守渠が勇氣の弛みたる形勢を見定めて「是待て」と

藏之丞方に奉公致し、何を勤め居るぞ」と問ふ。又助謹んで「某主人内藏之丞が取立を蒙り、侍士分の列に加はるの初より主從の義を結び候と雖も、程無く病氣に依つて暇を乞ひ、村郷に永く養生致し、漸々快氣せしに付寶暦二年の冬再び奉公仕り候と雖も、病後身體を勞する烈しき勤は致し難く、只區々として内藏之丞が手廻の用事を致し居り候」土佐守聞て「汝病身にて烈しき勤は致難しと申すが、其詞更に符合せず、頃日人數を向けたる時、汝拔群の働を爲せし由衆人大に感稱す、病苦有つてさへ猶斯くの如き働を致す、況や平生は嘸かしと思ひ遣らるる、武藝は何を嗜みて最も何の術に長じたるぞ」と尋ぬれば、又助恐れ入りて「私儀卑賤に育ち武術も習ひ候事も御座なく、壯年より腕立を好みて死生知らずの惡戯に、自然と一手二手無法の柔術を自ら得たる而已に御座候を、過分の御尋を蒙り候事愧入り候」と言ひければ、土佐守重ねて「辭々然に非ず、多年能習練せしと覺えたり、然るに汝能有つて其能に誇らず、内藏之丞が殊に愛し養ふは何ぞ仔細有らん。偖此度内藏之丞が數年の隱謀悉く露顯に及び、其一味徒黨の者共早過半は召捕つたり、我豫て聞及ぶは、内藏之丞汝を扱ふ事他の家來と異なり、平生居間の側房に置きて別に勤をも申付くる事無しと、然らば汝は察する處諸士と共に内藏之丞が隱謀に與せし者成らん、委しく其實を申聞すべし」と問ひければ、又助心驚くと雖も、元來

議に加はる者が、始よりの密謀を知らでや有るべき、猶も服膩むに於ては爲すべき樣有り、必ず知らざるや否や」と有れば、甚三郎其形勢に再び膽を挫がれ、「御不審御道理には候得共、内藏之丞平常勢之助殿を大守とするは、大君吉德公の御遺意なりと稱して方人を催し、屢其恩德を申竝べ候次第なれば、吉德公を害し奉りし抔との事は曾て口外仕らず。然れ共内藏之丞が家來に野路井又助と申す者あり、他の家來と事變り、平生内藏之丞が居室の側に籠り居て妄に人に面を合さず、何事をも務めざれども内藏之丞渠を扱ふ爲體殊に親みて、何樣以前の功を報ずる者の如し。其上内藏之丞某等に對して度々渠が武勇を稱し、就中水練に妙を得たる由を申せり、恐らくは以前渠をば用ひたる事有らん歟、試みに糺明し給へ」と述べければ、土佐守笑を含みて、「克くも申したり、汝が糺明は是迄なり」とて下役に命じて岩井甚三郎を退けける。是前田土佐守が深き思慮ある處なりとぞ。

○前田土佐守野路井又助を拷問の事
并大槻内藏之丞罪に服する事

扨も前田土佐守は野路井又助を白洲へ呼出し、土佐守遙に見遣りて、「又助汝は何年より大槻内

奴に水飲はせよ」と指揮しければ、捕方の下役等急に其準備をなす、岩井は此體を見て忽ち惣身震ひ戰慄き、顏色蒼ざめ思はず聲を揚げて、「其實狀を申上げん、願くは其責を許し給へ」と呼り、土佐守に對つて、「此上は何をか包み候はん、元來內藏之丞が企と申すは、己卑賤より經上りたるを以て後々權威の衰へん事を憂ひ懼るゝより事を起し、先宗辰公を害し奉りて次に幼君をも亡ひ、其後勢之助殿を大守と仰ぎ奉り、其功を以て國政を專にし、國老の上に位して永く富貴を享けん爲黨與を催し、勸むるに淫酒を以てし、又忍術の精しき者を雇ひ刺客の謀策を致せしかど、和田源左衞門に擒へられて其謀計成就せず。是に依て御膳井に毒を投入れ、餘人の所爲の如くもてなして終に先君を害し奉り、其身歸國の期にいたり老女淺尾に謀計を遺し、幼君を害せんと企て候こと、某又利欲に迷ひて其誘引に加はりしにより、其手術を明かに知る所なり。故に委細告げ奉る」と白狀しければ、土佐守點頭き、「內藏之丞は勢之助殿を世に出さんが爲に君を亡ひ奉るとならば、只是而已には非ざるべし。先年姬川に於て曲者を用ひ、吉德公の御馬を駭かし奉りて不虞の凶變を發せしも、又渠が所爲ならん、明に其實狀を申せ」と有りければ、甚三郞、「某內藏之丞が密謀に加はりしは先君宗辰公御家督後の事なれば、其以前の事は曾て承り知らず」と答ふ。土佐守重ねて、「汝惡に與するの年月は後るゝ共、腹心の計

ながらも遁るゝ丈はと思ひ「臣不肖なりと雖も、儒學を以て恩祿を費す身に候得ば、餘事は知らず君と父とを弑するの企に隨ふべきや。元來內藏之丞と交る處は、書を讀み又義を講ずる迄にて、他事に關係り申さず。渠如何なる謀計是あり候歟、曾て曉り知らざる處にて候」と答へければ、土佐守「然らば何故に當地を立退きしぞ」と鞫ふ。甚三郞尠し差詰りたる樣子成りしが、「內藏之丞は先君二代の恩遇を蒙り、數年江戶の政事を掌る處の重臣なり。然るを今般禁錮せらるゝ條其故は知らざれども、國家に於て大なる危亂の出來るにては候はずや」と詰り返せば、土佐守笑つて「然ば其事なり」といまだ二の語を云はざる內に、甚三郞重ね掛けて「危邦には入らず亂邦には居らずとは、聖賢の遺し給ふ訓なれば、某國家危亂の端を伺ひ仕を辭して境を出づるは、君子身を守るの道に候を、何故に深く咎め給ふや」と罵れば、土佐守礑と白眼み付け「己邪辯の匹夫、多く口を開く事勿れ。曩に先君宗辰公俄に逝去爲給ひし始末、正しく毒害の體なれば、國家の危亂是より大なるは無し。汝其時に方つて仕を辭さず、却つて古井の古事を引き事を鎭めし狀態、內藏之丞が惡逆に與したる所爲とは豫て察したり。然るに人がましき聖言賢語を述べて過失を飾らんとするは奇怪至極なり。我汝が儒者なるを以て妄に辱しめを與へざる處に驕慢り、聽を眩さんとする姦曲の心腸、尋常にては實狀を吐くまじ、誰か

なる者にして、死を恐るゝ事禽獸にも過ぎたる匹夫なれば、夜に紛れて居宅を拔出で、賤しき者の如く姿を窶して笠深々と冠り、只管脚に任せて路を急ぐ。翌朝日の出頃に金澤城を十里許遠ざかり、一筋の山路に臨みて、最早追人の懸るべき患は有らじと稍心を寛し、路傍の芝原に蹲踞り、豫て準備の餉を腰より取出し二口三口喰ひける折柄、傍の藪の中に人音有るに心驚き、後を反り見る間もなく、農民體の者八九人出來り、有無の問答もなく手取り足取り押へて繩を懸けしかば、甚三郎大いに叫び、「汝等何者なれば旅人の妨するや」と怒れ共、渠等は敢て耳にも入れず、追立てゝ一村へ連行き、此處より綟轎に打乘せ直に金澤城へ送りける。是は大槻内藏之丞擒とならば、夫に黨與せし者共逃去らん事を最初より計り、出口々々十里許外に人數を伏せて捕へしむる計策なり。是に依て僅兩日の間に召捕る處の者七十餘人に及びけり。

玆に於て前田土佐守を始として、國老宰臣目付役、其他下役人立會にて吟味なす。先づ岩井甚三郎を呼出し土佐守尋ねけるは、「其方今度大槻内藏之丞禁錮せられしと聞きて出奔したるは、必定渠が隱謀に與せし故ならん。然らば内藏之丞が先君を弑し奉り、今度又幼君を亡ひ奉らんとする處の隱謀、且其姦計を用ふる始末を委しく知るべし。天網既に覆うて罪の遁るべき道なし。疾く其實狀を告すべし」と有りければ、甚三郎是を聞きて膽魂も身に添はず、看々體は震へ

を爲し、未だ實否慥成らずと雖も、國家騷亂の根元は勢之助殿及びお貞の方に與る處なれば、先勢之助殿を金澤の城下眞性寺と言ふ寺に移し奉り、一室に押籠め嚴しく守衛を附置き、次にお貞の方をも同所の別室に入れ置き、是又番人を付置きて暫く吟味の沙汰を止め、密々に荷擔の諸士を搜し需めける。嗚呼お貞の方は曩に惡しき夢に感ぜられし時に、過失を悔いて先非を改められし事なれば、斯る咎の事も有るまじきに、只管愛欲に迷ひて良心の明かなるを失ひ、竟に惡夢の兆に應じ、罪なき勢之助殿に斯る憂憫を見せ奉る事如何ぞや。世に子を愛して人倫の道理を顧みず、偏倔に滯る固犹の婦人之を鑑となし、生涯を誤る事勿れ。

○岩井甚三郎出奔して召捕らるゝ事 并 密事白狀の事

不義を謀つて榮華を求むるは、燕子の幕の上に巣をくひ、魚の釜の中に樂むに異ならず、覆敗るゝの至る事足を峙立てゝ待つべし。扨も大槻内藏之丞に黨與せし輩、此度の動靜を眼前に見て、罪科既に頭の上に臨むの思を爲し、とても遁るゝ道無ければ、刑罪に逢はんを待つよりはと心を定め、切腹して死する者五十餘人に及びけり。其中にも恥を知るの志無き者は、如何にもして一命を助からんと思ひ、密に迯走るも少からず。爰に彼腐儒者岩井甚三郎は殊に柔弱

面々にも尋問ふべき事あり、侍士分の者は一人も殘らず參るべし」と呼りければ、皆々是を聞き大に周章て驚き騷ぎて我先にと迯支度を爲すと雖も、外面にも人數有つて四方の出口を堅めたれば、大に騷動しける處を、兩士は足輕に下知して誰彼と無く縛らせけるに、常は强勇の覺有る者も俄の事なれば更に敵對すべき勇氣もなく、見る內に數十人擒と成りしかば、豫て內藏之丞が股肱と憑みたる家臣野路井又助、野口八郎太夫、其外五七人の壯者內藏之丞が企に與力する剛氣不敵の輩なれば、迚も遁れぬ所と覺悟を究め、各得物々々を引提げて無二無三に斬つて出で、大勢の中に馳入り縱橫に薙立て斬立て馳廻る。寄手は不意を撃れて色めき立ち、傷を被る者十人許、物頭の兩人は此形勢を見るよりも衆人を勵し、自身鐵鞭を揮つて一齊二人を擲倒す。足輕等此勢に勵まされ、互に力を合せて數人を捕へける、其中にも野路井又助は別して剛勇にして、其上武術に達しければ、只一人圍を切拔け門外に遁れ出でしが、彼處にも大勢控へし足輕等、逃さじとて取籠めるに、又助は刀を振つて忽ちに二人を斬伏せ路を奪うて駈出すを、前田修理は斯くと見るより自身直に追駈け間合を計りて鈎索を打懸け、難なく引倒しければ、足輕等折重りて是を縛り、備を立てゝ多勢の捕囚を守り、城中に歸りければ、土佐守目付役に言付けて盡く牢舍せしめ、又內藏之丞をも一舍に籠めて固く護らせ置き、其後再び商議

兩人「仰なり」と聲懸けて雙方より手を執れば、内藏之丞心得たりと振拂ひ、脇差に手を懸けしかど、兩人は聞ゆる柔術の手練なれば、忽ち脇差を打落し、左右の腕を捕つて動かせず、終に生捕りたり。爰に於て國老の面々諸士に對ひ、「此度大槻内藏之丞に御不審の廉是有るを以て、某等仰を蒙り、他事に託寄せ一統登城致させ、既に内藏之丞を召捕りたり。然る上は各に用事之なき間直に退散勝手次第たるべし。尤も御幼君には益御機嫌能く在せらるゝの間一同安堵有られよ」と申渡しければ、忠義の諸士は悦の色を顯して退出致しけれ共、大槻に黨與せし輩は大に駭き胸を衝き、針の席に坐する思をなしながら、老臣の面々より退出を免されければ、心中少しは安堵なして密に大槻が樣子を探り、其處置に因つて何とか手術を爲さんと共に我家へ歸りけり。

○大槻の家來召捕の事幷勢之助殿お貞の方押籠の事

偖又老臣の面々評議を爲して、物頭前田修理、淺井主稅の兩人に指揮なし、足輕百餘人を率ゐさせ直に大槻内藏之丞が屋敷に向ひ、半數は外に置きて四方の圍を守らせ、其餘を從へて門内に這入り、大槻内藏之丞野心を挿挾むの聞有るにつき、城中へ召留めらる。是に因つて家士の

大槻内藏之丞印

右の通り認め有る故、一座是を見て大に驚き、「斯る證據分明なる上は、速に内藏之丞を召捕り申すべし」と言ふを、土佐守は頭を振つて、「否々某案ずるに、渠は姦智に長けたる者なれば、一人を招かば其機を曉り、虚病を構へて來らぬ而已か、藩中の諸士渠に黨する者も許多有らん。然すれば自然事の漏れたるを知りて變を生ぜんも測り難し。先詐つて渠を引出し、城中に力士を伏せて召捕へんには、何の仔細か有るべき。且又渠が方に在る處の侍下部下女共に至る迄同時に召捕るべし、首叛既に召捕る上は其餘黨は密に身を遁るゝ謀計を爲す者有りとも、聚りて變を生ずるには至るまじ」と言へば、何れも其議に決し、城中には手配をなし置きて數通の廻狀を出しける。其文に、

今般幼君御違例の由急書到來せり、是に依つて評議すべきの間即刻登城有るべし。

と觸れけるに、折しも夜中の事なれば諸士以ての外に驚き、又もや大變の出來せしかと探る物も取敢へず、我後れじと道を競うて出來たる形勢は、恰も鼎の沸くに異ならず。斯くて大槻内藏之丞は年來の謀計露顯せしとは夢にも知らず、正しく淺尾に言附けし一儀成就せしかと心中に悦び、何心なく急ぎ登城して大廣間の入口に差掛りける處に、西尾三郎左衞門、井内左仲の

せられよ、某は今夜俄に支度して本國に引取り首謀の者を捕へん。又淺尾事は嚴しく守衛の人數を添へて跡より送られよ」と夫々に諜し合せて、其身は直に用意を整へ、態と麁相なる乘駕籠に打乘つて輕き諸士の急使の體にもてなし、揉みに揉んで道中を急ぎ加州へぞ赴きける。

○大槻内藏之丞隱謀露顯の事

斯くて前田土佐守は道中を急ぎ、不日して金澤城に著し、直に登城なし、先國老の面々へ廻文を以て、急御用候間早速登城すべき旨申遣しける。卽刻登城の人々には、本多安藝守長九郎左衛門、前田對馬守、横山和泉守、奥村丹後守を始として宰臣の面々、其他諸役人ども急ぎ登城をぞ致しける。前田土佐守は去ぬる五日の夜の始末を述べ、將又老女淺尾の部屋にて得たる書を一統の前に取出し披見なす。其文に曰く、

大槻内藏之丞を以て申入れ候一儀承知の由、歡び入り候。内々の手段成就の上勢之助殿御代と相成るに於ては、恩賞は望に任すべき者なり。

月　日　　　貞　　印

前書之趣相違無レ之條、仍つて爲ニ後證一奥印を加ふる者也。

殿様御入の中兩三人部屋に見えざる故に、自然當御殿へ參られ不作法にても有らんに於ては、一人の女中御臺子を守り居られ候而已に折柄殊に大事と存じ候故、密に御茶の間を伺ひしに、土佐守礑と白眼み「夜中他の御殿へ來らんには誰にて、別の事は候はざりし」と答へければ、密に伺ひし狀甚だ以て不審しゝ、屹度取糺し申すべし」と言ひても一應申斷り有るべきの處、諸士兩人衝と立懸り、淺尾を取つて引伏せんとするつゝ左右を顧みれば、土佐守が意を曉り、一人を取つて撻と投付け飛趦つて「這は狼籍なり」と懷劍を拔かんを、淺尾は忽ち身を替し、「御殿の中に懷劍を處持するは非儀の覺有るに決したり。疾く召とするを、土佐守は大に怒り「御殿の中に懷劍を處持するは非儀の覺有るに決したり。疾く召捕るべし」と詞の下より諸士の面々ばらばらと立懸り、淺尾を取圍みて遂に懷劍を奪ひ取り、折累つて繩をかけたりける。流石の淺尾も土佐守が武威に臆しけん、手を空しくして召捕れたり。此時土佐守は淺尾には何の鞠問をもせず、先づ自身渠が部屋に到り諸道具を逐一に搜し見れ共、さして是ぞと云ふ怪むべき物も無ければ、尙も隅々を探し索むるに、一つの守囊を堅く封じて、裏に「二月堂の御守拔き候事を許さず」と書付けあり。その中を見れば一通の書付なり。土佐守是を見て大に驚き、其儘懷中して急に役所に歸り、宰臣西尾隼人、村井主膳に對ひ、「今度の亂の根本は正しく本國に有れば、少しも忽せにすべからず、各には幼君を大切に守護

て給ひ、臺子を守る女中松枝を召れて「毒試せよ」と仰せければ、松枝畏りて坐を下り、何心なく御茶を取つて一口二口呑むよと見えしが、彼淺尾が入置きし毒薬劇しく、此湯咽を通るや否や忽然に苦と叫ぶと等しく後樣に倒れて悶絶せり。大尼公驚き給ひ、人や聞かんと四面を堅め、急に土佐守を召して此事を仰せらるゝ中に、松枝は七轉八倒して空を摑み、紫黑の悪血を吐出し、其坐に於て狂ひ廻りて死したり。土佐守此體を見るより、是正しく奥向に謀計を爲す者有りと覺えたりとて、急に捕方の者に指揮して錠口を固めさせ、一人宛呼出し仔細を穿鑿するに、曾て夫ぞとすべき手掛も無き處に、柵と云へる女中一人先刻より何事も云はず默して居たりしが、土佐守へ對ひ「私事今日は御酒の事を掌り、數刻の間御酒の取扱ひ致し居り候故に、其氣に醉ひて堪難く、宵の中御廊下に出でて風を入れんと存ぜし處に、眞珠院樣御附の老女淺尾殿廊下傳に御茶の間に參られ、姑く有りて忍びやかに部屋に歸られしを見懸け候計りにて、其外に見當りたる事も候はず」と申立てければ、土佐守は豫て淺尾に心を付くる處なる故、必定彼者の所爲成らんと直に淺尾を呼出して聲を荒らげ「如何に淺尾、其許は今宵何等の故有りて竊に御茶の間へは來られしぞ」と訊ぬれば、淺尾は是を聞きて、心中に我謀計成就せしか又は事の敗れしかと驚くと雖も、生得大膽の女なれば少しも騒がず「今晩眞珠院樣御附の女

少しも異變る事の有らざりしかば、上下の悦言はん方なく、就中尼公餘慶院殿の御歡喜斜ならず。扨又餘慶院殿には五月五日菖蒲の御壽、且又重照公にも恙なく江戸表へ御著の御賀を兼ね、御招有りて御饗應の種々手を盡され、猶も不慮の事無き樣にとて御饗膳御酒肴に至る迄御自身點撿め給ひて、配膳には御生母お菊の方而已にして、他の女中を少しも用ひ給はず、萬事餘慶院殿自ら心を配られ、御悦を盡して數刻を移し給ひける。此時老女淺尾は大槻內藏之丞が歸國の折に祕計を授り、再び毒藥を用ひて幼君を害し奉らん事を許諾ひし處、其身は土佐守が指揮として新後室眞珠院殿の附屬人となり、殊に餘慶院殿菊の方共萬事に心を配らるれば其隙を得ず、徒に年月を過しける處、今宵大尼君の御殿に於て大守を饗應せらるゝに因り、是幸の時至れり、是非共今宵を過さじと心を定め、日の暮るゝを待つて彼毒藥を懷中し、廊下傳に大尼君の御殿間近く忍び寄り、物陰に佇みて茶の間の樣子を窺ひ見れば、大尼君の側附の女中松枝只一人臺子を守りて居たりしが、暫くありて用便のためにや座を起ちて厠の椽側へ出づるを見定め、時こそ得たれと密に內に入ると等しく、蓄へ持ちたる毒藥を釜の湯の沸りたる中へ投込み、人の見ざるを幸に何氣無く己が部屋へ歸り、仕たり顏して御殿の動靜を待居たるは、誠に大膽なる婦人なり。斯くて亥の刻過る頃餘慶院殿自ら茶の間に入り給ひてゝづから茶を點

手出すべき隙有り共見えず、大槻が一味の者はいざ知らず、上は老臣より下は農民に至る迄、國家の亂害玆に至つて消滅したりと悦ばざる者も無かりけり。斯くの如く成りしかば、內藏之丞が輩手術を施すべき隙間なく、寛延年間は曾て異變の事も無く兩地とも靜謐に成りしは、偏に土佐守が功績なり。

○饗宴を窺うて老女淺尾毒を投るゝ事

偖も北越三州の大守松平加賀守重照公は、二代の先君が相續ぎ不測の禍に罹りて逝去し給ひしかば、幼稚なれ共箕裘を嗣ぎ給ふ事覆轍の戒を思ひ、時勢の難易を思ふに、其危險き事一縷の索を以て千仭の深きに垂るゝ如く、磐石の下に鷄卵を累ぬるに等しかりしに、國家貴戚の重臣前田土佐守江戶に在りて、內外の事を掌り不虞の戒嚴密なりしかば、蕭墻の禍如何んぞ起らん哉、安泰に成長なし給ふ。既に寶曆七年十五歲に成り給ひしかば、舊例に依り初めて入國し給ひ、國政の善惡を糺し、或は食封の山河又は神社佛閣を巡見ありて、翌年四月又江戶に到り給ふ。此一年の間は前田土佐守は江戶に滯留りて政事を執りしが、金澤には前田對馬守本多安藝守の老臣往復の途を守護し、御在城の中は諸老臣交々御側を離るゝ事なく護衛りける故、

非ず」と密に悦の眉を開き、其跡にて酒宴に及び、夜闌けて何も別れ歸りける。其後加州より交代の諸士追々到著せしかば、江戸に在る處の侍士は支度を爲し、住馴れし居宅を引拂ひ、家族を率ゐて諸財を携へ、本國へぞ下りける。其中にも和田源左衞門を始として忠義廉恥の諸士も多かりければ、土佐守は是等の面々を密に招きて申しけるは、「内に誠有れば顯華必ず外に顯る、某千里相隔つと雖も足下等の誠忠を知りたり、因つて今一大事を言付くるなり。その故は、大槻内藏之丞事二代の君に寵遇を蒙り、精勤衆に超過たる故、諸士渠に從ひ靡きて、面は天晴忠臣とは見ゆれ共心底心得難き事共少からず、此度の變事も正しく渠が所爲成らんとは察すれ共、其罪明か成らざるが故に、他事に託けて本國へ退けたり。足下達歸國せば某が計ひの行屆かざるを憤りし體にもてなし、何卒して渠に親み寄り、動作に心を付け、疑しき事有らば一々對馬守へ告知らさるべし」と命じければ、各「承り候、某等が身命に懸けて渠が腹心を探り候はん」と許諾ひて人々と共に加州金澤に歸りける。是より土佐守は自身江戸屋敷中萬事を執行ひ、宰臣西尾、村井を始め忠勇の諸士を擧用ひて政事を一洗し、國詰の老女玉笹が密に告げたる旨も有れば、老女淺尾が心底を不審しく思ひ、宗辰公の後室眞珠院殿の御附として幼君の御側を退け、内外殘る方なく嚴密に守護しける程に、假令不臣叛賊の族有りとも

去せば、從來の謀計再び用ゆるの期無からん。願くは貴所の明斷を承らん」と問ひければ、内藏之丞は莞爾と打笑ひ、「大丈夫たる者一度志を立てし上は、假令百折千挫の艱難に遇ふとも、爭か半途にして停るべきの理有らん哉。某熟時勢を量り觀るに、當君未だ幼稚成れば、十五歳に成り給ふ迄は定めて奥向に於て御養育有るべし。然有る時は餘慶院殿竝に生母お菊の方等、再度の變事に懲りて御膳部或は御茶御菓子に至る迄御表より差上ぐるものは決して用ひずして堅く内を守り、土佐守拔群の智慮有つて忠誠義勇の士を撰み擧げ、政事を正し非常を戒め嚴しく外を守衞らば、我黨殘り止まる共如何ぞ事を行ふの隙有らん、進退共に窮るの時なり。密に思ふに、土佐守我々を疑うて退け、自ら當屋敷の守護する存念は、專ら諸士を疑ふが故に、奥向の者には強ひて思慮を止めまじ。此際に臨んでは只其不意に出でて事を謀るの他なし。幸老女淺尾は無二の躬方なれば、今般歸國の申渡を聞くと等しく、渠に出會して時宜を計り、毒を用ひて幼君を弑せん事を言付けたり。渠は婦人ながら勇悍の氣性なる故に少しも艱苦の色なく、卽時に誓を立て、許諾ひて其際を窺ひ居れば、遠からずして吉左右有らん。各枕を高うして此以後を待たれよ」と些少も屈詑の色なく、活然として居たりしかば、奸人等は大に悦び、「既に斯く計策を遺し置き給ふ貴所の深智、實に鬼神も窺ふべき事を得ず、我々の及ぶ處に

知らざらん。然れ共土佐守は是を耳にも懸けざれば、再び口を開く事能はず、怏々として退きけり。是に依つて列座の諸役人も別に發すべき詞もなく、忠も不忠も衆人愁ひ懼るゝ色を懷き、己々が居舍に歸りて俄に歸國の準備をぞ致しける。

○大槻内藏之丞謀計を遣して國に歸る事

偖も大槻内藏之丞を始め、江戸表に勤番の諸役人は總て國に歸り、本國に在る所の士を撰みて江戸に呼登せ、在番として兩所の諸士は引換と言ふ事に定りしかば、大槻に黨せし奸佞の輩は驚き、若し密事の漏れたるが故に他事に假託けて本國へ歸し、彼處にて吟味を爲さんとの巧にても有らんかと心に危み、各言合さずと雖も密に内藏之丞が宅に寄集り、當時の動靜安否奈何有るべきと商議區々なりしに、内藏之丞は衆人に對ひ「土佐守は聰明英才の者と雖も、此度の變事を某が所爲とはよもや知るまじく、假令粗察する處有りとも、聢としたる證據無くして妄に罪を問ふ事有らんや。是强ひて思慮を運すに及ばざる處なり」と少しも騷ぐ氣色なければ、川崎平左衞門、吉良助太郎等進み出でて「土佐守が處置貴所の賢察の如く成らば、何れも身分に於ては患無しと雖も、渠此江戸屋敷に止りて幼君を守護し、我々が輩皆本國に退

因て足下一人に限らず、總て在江戸の諸士は年限を論ぜず一統に入換へ、國老共が眼矩に適ふ者を撰びて勤番せしむる間、各は速に當屋敷を引拂ひ、國許に歸りて緩々勤勞を慰めらるべし」と威義滔々として申しければ、在府の諸士は驚き怕れ、敢て一言も出す者なく、皆誤り入りて其辭令を領掌す、此時に方つて流石大膽不敵の大槻內藏之丞も錐を以て肝膽を刺さるるが如く、面を赧め惣身汗を浸すと雖も一向其色を見せず、「土佐守殿の仰の趣至極せり、更に一句の詞なし。最も此度の變事正しく毒藥の所爲ならんと推察は致し候得ども、其日御膳調進に係りし者十一人迄死したれば、頓に責問ふ詮議に懸るべき處を得ず、退いて思慮致せしに、人として疑しからざるはなく、只疑心の儘に拷問致す時は、罪無くして寃獄を蒙る者數多し。然れば衆人の心動搖ち自然と內變を生ずべし。此儀世上に聞ゆる時は幼君御繼目の際に當つて殆んど危險を招く媒なるべしと存じ、岩井甚三郎が申狀に任せ、幸に姑く事を弛め、衆人の心を收めて後時を計り實否を糺すべきの愚意なりしに、却つて麁略の罪を蒙る上は、自ら愚昧にして處置の宜しきを得ざりしを悔ゆるの外なく、謹んで仰に隨ひ本國に引退き候べし。以後の明智に依つて幼君を守護し、國家靜謐の基を立て給はゞ、愚臣は罪を蒙るとも雀躍して餘生を終り候はん」と佞辯を巧に云述し其形狀は、眞に忠義の臣と見え、誰か是を姦惡の者と

の申状に依つて水中の發毒に決著し、井を穿更へ夫にて事を治められし計ひは、是何事なるや。江戸屋敷の出頭役を勤めらるゝ大槻内藏之丞には不相應の仕方、曾て其意を得ざる所なり。次に屋敷内の諸役人達も、假令重役たる内藏之丞が計ひ成りとも、國家の大事を思はゞ再三再四も理論に及ぶべき處に、一人の指揮に委せ口を噤むは思慮の及ばざるか。又は權威に恐れ憚る處かの二途に有り、斯くの如く成る時は當屋敷の諸役人其名有つて實は人無きに同じ、是等の儀を論ずれば總て諸役人の心底不審の廉有りと雖も、皆譜代恩顧の面々成れば疑しき事を以て妄に其罪を問はず、殊更大槻内藏之丞は先君御取立を蒙り、舊家にも非ずして宰臣の列に加へられし格外の御洪恩を忘却して、野心を存立つべき謂無ければ、强ひて詮議に及ばずと雖も、差當りて一つの罪有り。其故は、先君御在世の時毒藥を用ひし者有りしを、足下未だ卑賤に居て是を見顯したる功に困り追々職任に進み、其頃玉井市正、淺井主税の兩人毒藥詮議の道を得ざるの罪を蒙り、國許に於て閉門せしも、全く足下の言上に依てなる由聞及べり。然るに此度其身詮議の役に臨みては然程心を盡さず、只一儒者の僻論に任せて落著せしは人の非を咎むるに明かならずして、自ら其辟言を倣ふの罪遁れざる處に非ずや。土佐守不肖なりと雖も國老の員に加はるを以て、衆評の上幼君守護の任を申付けられ、當屋敷の諸役人の賞罰を正す。

萬端事終りて後、三月上旬に至り前田土佐守評議と稱して藩中の諸役人を悉く集めけるに、各大廣間に居竝びて如何なる事と片唾を呑んで控えたり。其時土佐守は國老なるを以て衆人に抽ん出て上席に著座し、普く座中に對ひ、「扨去年十一月二日の大變、今に至つて毒の出所分明ならざるは、畢竟諸役人吟味に心を用ひ方等閑と言ふべし。且又岩井甚三郎が申せし井の中に毒を發したるの例を擧ぐる處、古來其事の無きにしも非ずと雖も、今般の變事には相應せず。凡そ古井に毒の聚ると言ふは數年廢れて其水を汲まざるが故に、地中に含み蓄ふる陰濕の氣水脈に隨泛つて聚り、其散ずる所なく、終に凝りて毒を發し生ずる處なり。當屋敷の臺處の井戸の如きは、穿りたる時より今に至るまで、星霜を算ふれば餘程の年も經し事故、古井と唱ふべき物成れ共、曉天より夜陰に至る迄絶間無く汲用ひて新に水湧出づる事間斷なし。殊には清潔を專とする故に、毎年兩三度も汲涸して水底を濬ひ、些少の滓をも殘さゞれば陰濕の濁氣凝滯るべき謂更になし。且又古井の毒と雖も年月久しく積りて成る所なれば、昨日毒無くして今日俄に人を害するの例、未だ曾て見聞かざる處なり。然れ共他に施すべきの手術なくば、先井を其儘に僞置き、篤と實否を試み、實に毒有らば是は外より投入れたる所か、全く地脈より湧出でたる處なるかを詳らかにあきらめて後、時宜に隨つて事を擧けらるべきなるに、僅一儒者

御錠口の側より老女玉笹出合ひて土佐守へ密にお貞の方の房にて奪ひ置きたる一塊の手簡の裂きたるを取出し、何やらん密話きて渡しければ、土佐守打默頭きつゝ右の反古を懐中して退出しける。斯くて前田土佐守は村井主膳、西尾隼人等と共に、今般代替に就き將軍家へ拜謁に事寄せて江戸へ赴くべきに定め、尤も横山和泉守、前田對馬守と竊に諜し合せて不日に發足の準備をなし、支度整ひければ急ぎ發駕して、道中も成るべきだけ急ぎ、日を經て江戸本郷の上屋敷に著し、先當君重照公に拜謁して次に在番の宰臣執事用人どもへ面會なし、此度の始終を委細に聞糺し、然しながら御家督相濟みての後に事を起すべしとて、先御家督の一條を執行へども、更に此度の異論も出でざる故、危み居たりし大槻内藏之丞は心中大に安堵して居たりける。

○江戸屋敷の諸士咎を受くる事

斯くて翌寛延元年二月、將軍家より命下りて嘉三郎事加賀守重照を以て加賀能登越中三ヶ國の大守に補せられ、其餘叙爵任官舊例に依て相違なく仰付けられ、諸式禮共渾て先規の通り首尾能く事終りければ、江戸加州兩處の諸士始めて愁眉を開き、各御祝儀をぞ申述べたりける。

徳公を害し奉り、又今般密に大守宗辰公を毒殺し、本國金澤城へ急使を以て逝去の始末を報知せければ、先君に續いて宗辰公の逝去し給ふ事是只事に非ずと、金澤に於ても以ての外騒動し、老臣横山和泉守、本多安藝守、前田對馬守、同土佐守、村井主膳、奥村丹後守、其外宰臣殘らず登城して評議しけるが、各眉を顰めて、國家の安危如何と商議區々なり。爰に老臣前田土佐守は深き思慮や有りけん、病氣と號して久しく登城せざりしが、此日俄に出仕して評議の席に列しけるが、進み出でて申すは、「某熟案ずるに、先年既に毒を勸むるの變あり、今又斯る變事出來せしは、正しく國家を窺ふ賊臣君の側に在りと覺えたり。某不肖なりと雖も元老の席を汚し、一身の病を以て安逸の儀を需むる時節に非ず。此度は各に代り某江戸に赴きて事を糺し、當家靜謐の計略を廻すべし」と詞を放つて申しければ、列座の面々是を聞き、元來土佐守の正直智慮の勝れたる事を能く知る故に大に歸服して、何れも此儀然るべしと同じ、「正しく國家の大事と存ずる此時に當つて靜謐を計らんは、足下に有らずんば誰か能く仕課すべき。願はくは勞苦を厭はず江戸に赴き事を糺し、泰平を計り給へ」と一統の頼に、即ち衆議一決して各退出有りければ、奥より人を以て土佐守退出を待受け、「御錠口まで御出候へ」と申すに付、土佐守は不審しながら何事か奥向より江戸表へ御用の次第も有る事にやと參りければ、

したる例有らば、密に申聞け給へ。其こと承り、其仔細に因り詮議の致し方も是有るべし」と申しければ、岩井甚三郎は豫て期したる事なれば更に思慮にも及ばずして申しけるは、「此度の儀毒殺と見る時は、甚だ不審しき仕方と存じ候。其仔細と申すは、凡そ斯樣の惡事を企つる者は先づ其君を弑して他の人に家を繼せんと爲す目的有つて事を謀る事其例有りと雖も、當家に於ては然樣の心當もなく、又君を毒殺し奉らんと謀るならば、御膳部の中一種に毒を加へて差上ぐべきに、數多の人同時に死したるを以て見る時は、是偏に毒害とも定難し。因て熟某愚案を廻すに、古井より毒の生ずる例和漢共に少からず、若し然る事にては候はずや」と故事を引いて實しやかに申述べければ、大槻内藏之丞甚だ稱美して「如何樣此度の事は足下の考察の如く成るべきも知れ難し」とて、是に衆議一決して、頓て御膳處の井戸を殘らず穿換へて、毒殺の詮議は止めにける。

○前田土佐守江戸に移る事

治極つて亂を生じ、亂極つて治に復す、大にして普天卒土、小にして一國一家、分は異なりと雖も理は即ち一なり。却說大槻内藏之丞は數年の間姦惡の心を藏し、曩に祕計を用ひて先君吉

來駕の方々は御分家松平出雲守殿、同備後守殿、前田山城守殿、御親類には淺野伊賀守殿、佐竹左京大夫殿、酒井右京大夫殿を始として、其外一門方各御寄合にて、宗辰公御逝去の始末其外の動靜逐一に御諮有つて、衆議區々なりし處に、御分家松平出雲守殿進み出でて仰せけるは、「此度宗辰殿逝去の形狀全く毒殺の所爲とは見え候得共、俄に穿鑿を仕出し、變死の動靜他に洩聞えては以ての外の事なり、先急病と披露して、未だ嫡子も無き事なれば、舍弟嘉三郎重照殿を順養子となし、其上にて家督相續を願ひ、其後に緩々事を糺し申すべき方然るべくと存ずるなり」と仰せければ、御一統此儀然るべしと評議一決して、先佐渡守宗辰急病に依り舍弟嘉三郎を以て順養子に致度くと願ひし處、將軍家御聞濟にて、夫より直に御家督御相續の儀是又願の通り仰付けられければ、御一門方を初め藩士一同安堵して、彌佐渡守宗辰公逝去の披露し中陰を勤めける。偖又今般の一件大槻内藏之丞は執事目付等の役人と倶に、毒藥の實否を詮議すれ共、其日の臺處役人は盡く死したれば他に搜るべき手懸も無き故、儒者岩井甚三郎を呼出して内藏之丞申す樣は、「今般君の御逝去毒害に極る由醫師の面々申立つるに依つて、種種萬般と詮議致せ共、何分臺處懸の者は殘らず死亡して探るべき手懸もなく、甚だ當惑の次第なり。足下は博學にて克く和漢の故事を暗んぜらるゝ事なれば、斯る時に臨んで事を糺し顯

井殿診察有つてこくびを傾け、「其症御食傷に似たりと雖も、深く案ずるに正しく毒に中り給ふ處と伺ひ申すなり。殊に其毒氣劇しければ、是を解するの方法曾てなしと雖も、試みに一劑を調進すべし。併し其效能の有ると有らざるは偏に天の福に任せらるべし」と、頓て藥籠を取寄せ給ひ、半井家傳の良藥を調合して差出され、其煎法未だ煎じ成らざるに御異例頻に加はり、御悶亂甚だしく一聲喚と叫び給ふと等しく、はや鮮血七竅より噴出せしと見えしが、須臾にして遂に逝去れ給ひけり。是に依つて在合ふ人々其歎き言はん方なし。大槻内藏之丞は此告を聞くより大に悦び、病中ながら駭きし體にて周章出仕して、諸士と倶に宗辰公の御形狀を見るに、半井醫官の診察の如く、正しく劇毒に中り給ふと見えて渾身忽ち紫と黑の色に變じければ、衆人舌を卷いて恐怖をなし、只忙然と呆るゝの外は無かりけり。内藏之丞は殊に駭きし體にて、是只事に非ず、正しく毒を奉りし賊あらん、然らば詮議をなすべしと、其日詰合の御側役小姓茶道を呼んで今日の動靜を糺しける處に、「御膳番毒試役を始御膳調進に係る者總て十一人悉く血を吐いて死したり」と申しければ、内藏之丞眉を顰め、「今日の爲體更に尋常の事に非ず、某等而已にて事を定めば後の難儀計り難し。先此旨を御家門方へ申上げ、御一統御衆評に預るべし」と卽時に使者を以て事の次第を竊に申上げければ、諸家樣共に大に駭き給ひて、頓て

誠に我爲の諸葛亮なり」と是に一決せしかば、岩井甚三郎は意氣揚々として退きける。是より内藏之丞は病氣と稱して出仕を止め、夜中密に居館出入の魚屋何某が下男を招きて一塊の毒藥を與へ、密に謀計を言付けける。此者は元來大槻が腹心の家來なるを、萬一の時用ゆる事も有らんと豫て魚屋方へ入込せ置きたるなり。其後日々隙を伺へ共其透も無かりしが、十一月二日の朝彼魚屋例の如く饌部に用ゆる魚鳥を上臺處へ持參せし時、御膳所の側に人無きを伺ひ、密に内藏之丞が授けし處の毒藥を投入れて歸りしを、更に知る者無かりけり。斯くて其日の巳の刻計より、臺所の面々午時の御膳を烹立て、膳番毒試役例の如く各點檢を經て差出せば、配膳の側役再び撿め食して別事なければ、是を君に勸め奉りけり。御膳終り既に其日の夕暮に及んで、膳番毒試役の二人俄に腹痛し惱亂する事頻なれば、詰合の醫師是を診て「是大食傷の症にして危急に迫り救ふべき術なし」と言ふに、皆々大に驚き騷ぐ折柄、又奥の方俄に騷しく、大守宗辰公遽に御異例に在せられ、御腹痛にて悶亂し給ふ由を聞きて諸臣以ての外驚き、拜診の醫官大石其哲、竹井玖庵等御脈狀を伺ひ奉り、眉を顰めて是は正しく御食傷の御症とは伺へ共、御病惱甚だ劇し。手延になさば御大事に及ばんと急に良劑の御藥を勸め奉ると雖も、更に其驗も見えざれば、急ぎ使者を以て典藥頭半井大和守殿を請じて治療を賴みければ、半

〇大槻内藏之丞奸計を用ひて君を弑する事

偖も大槻内藏之丞は刺客の謀計畫餅と成りしかば、再び時日を移し、人情騷しき時に乘じて急に大守を害し奉らんと腹心の姦臣等を集め、「今般刺客の謀計成らず、深見久藏を殺して跡を隱すと雖も、家中の人氣騷ぎ起ちて穩ならず。是に因つて本國の老臣等常居館に來つて君を守護する事有らば、再び術計を用ゆる時なし、先此虛に乘つて當君を害し、其治りに就いて後を謀るべし。倩々思ふに、今に當つて急速に事をなさんは毒殺に如くはなし。然れ共和田源左衞門を始め傍役の中にも、豫て心を用ゆる族徒少からず。又臺所に係る者皆篤實の者共なれば、嘗て毒藥を投ずるの隙なし、足下等異見あらば申されよ」と言ひければ、皆々未だ詞を出す者なき所に、姦儒岩井甚三郎進み出で「是何の難き事か有らん、貴殿は君一人を亡はんと思ひ給ふが故に斯くの如し、若し潛に御膳井の内に劇しき毒藥を投入れ、其水を用ひて御饌を調進する時は、俄に其毒氣顯れざるが故に、人を損ずる事は多しと雖も、萬に一つも仕損ずる事は有レ之間敷く候」と申しければ、内藏之丞手を拍て大に悅び「此計策極はめて妙なり。某は毒を烹物の内へ投ずるの一圖に心有つて、曾て斯くの如く容易き場へ心付かざりしなり。足下は

倶に蓄藏の藥を撰みて一包の丸藥を贈りける。雛次は此隙に邊を見れば、玉笹が案に違はず火鉢の内に燒殘りたる反古一塊有りしを密に袂に入れて彼藥を受取り、何氣なく持歸り玉笹に是を見すれば、玉笹大に悦び、時々是を展げ見るに、數多の手簡を裂破りて火に投べたる餘なれば、文面連續せざれば事分明ならね共、都て淺尾の筆跡にて、「内藏之丞斯く申さるゝ」或は「御中の事ども一々内藏之丞へ通じたり」との文體所々に殘りしかば、玉笹思はず横手を拍つて、曩に先君の不審し給ひし狀態、及び江戸を出立の折柄お貞の方御身の上の事を諄々申付けられし詞の端々、今此書面と照し合せば、お貞の方の隱夫こそ大槻内藏之丞に必定せり、斯くとも知らず久しく欺かれし事こそ安からね、此上は假令御名の汚れになる共、人にもよる出頭の宰臣と御連枝の生母との亂淫事、捨置いては大なる御家の瑕瑾なり、折を以て當城の老臣重役の人々へ披露し、後の禍を斷つべしと深く心に占めて敢て色にも顯さゞれば、お貞の方、藤枝も曾て心付かず、只管江戸の音信を待たれけるに、其後禁錮の曲者死して何者の所爲共知れざる由風聞しければ、甚だ安堵の思をなし、遂には前の夜の夢をも打忘れて過失を改むるの心無かりしは、是非もなき事共なり。

れば、大膽の藤枝少しも動ぜず、「萬事に遺策なき大槻氏なれば、假令一端仕損ずる共密事の外に泄れる如きの手拔を仕出す事は決して有るべきに非ず、是全く御心遣の餘より、よしなき事を夢み給ふなり。逆夢と申すことの候と斯承はれば、必ず御心に懸け給ふまじく」と言ひけるに、お貞の方少し心を安んじ、「計策は密なるを善しとか申す事、夢の中の事は信ずるに足らず共、豫て用心なすに如かず。彼方へ送る處は是非なし、此方に遺る密書の類は、今夜更けて人なき隙こそ幸 悉く燒捨て、後の證據を絶して枕を高くせん」と、在合ふ火鉢に炭火を熾に煽し、數通の密書を取出して是を火に投べ、一片の煙とぞせられける。此時玉笹は非常守護の爲侍女中の雛次に燭火を執らせ、潛に各房を見廻りけるに、奧の方に當つて俄に紙の焦げる匂盛に起りければ、痴婦子の火を過失しやと驚き、急に其火元を探し往くに、焦氣まさしくお貞の方の房口より洩出づれば迂闊にも入り得ず、暫く佇みて窺ふに、侍女共は皆臥して音もなく、遙にお貞の方、藤枝が密談の聲聞えければ、玉笹益怪しみ、潛に雛次に謀計を言含め、其身は房へ歸りて待居たり。此時雛次は遽しくお貞の方の房に入りて、「藤枝樣は未だ寢ね給はずや、玉笹樣俄に持病の癪に惱み給ふに、折惡しく藥を斷しければ、何にもあれ請受けて參れよとの御事なり」と、息も繼敢へず言ひければ、流石のお貞の方、藤枝も詐とは夢にも知らず、「夜中

圖らざる御障や有らんかと、覺有る身は己が心を己が責めて寢食も安からず。其上勢之助殿の御性質は先君の御武勇を受繼ぎ給ひ、御年未だ十歲なれども武藝を好み給ひ、伽役の少年等を相手とし給ひ、卷藁を射又は木馬を乘習ひ、竹刀を以て劍術を學び、終日の御遊とし給ふ事の健氣さ、夜は草臥れて餘念なく寢ね給ふ愛しさを見上ぐるに付けても、憂苦猶頻に彌增して神氣自然倦勞れ、眠を催せし夢の內に、諸士數多奧向に入り來り、例の如く遊び戲れ給ふ勢之助殿を引立て行かんとす、其形狀少しも敬ひ傅くの體なし。於貞の方は怒りて急に是を支へ「其方達何の故にか此狼藉を致すや、先其由緣を告げよ。時宜に因つて罪を糺さん」と雖も、諸士等曾て恐れず「我々其詳なる仔細は知らず、淺尾、藤枝が往返する處の密書に依つて勢之助殿の惡事露顯し、其咎有るべしと古老の面々よりの指揮に依り此次第にて候」と言ひ放し、障へ停むるをも聞入れず、恤しくも勢之助殿を引奪ふに、お貞の方は心も碎くるが如く「夫には深き所謂の有りて、若君の知らせ給ふ處に非ず」と叫ぶ我聲に驚き、目を覺して傍を回顧れば、前には勢之助殿熟寢し給ひ、老女藤枝我脊中を撫でて「何を魘れ給ふぞ」と搖起されて睡を覺しければ、始めて夢なる事を悟り安堵は仕たりしかど、惣身に冷汗をかきて胸間の動悸猶憧々と舂くが如く、藤枝に對ひて夢の光景を話し、若し後難有るの前表に非ずやと深く恐れ歎きけ

丞へ送る處の手簡を老女玉笹に奪れ、事既に露顯れんとせしを、内藏之丞が姦計を施して先君を害し奉り、次に老女玉笹を欺き、辛うじて其跡を消せし後は、前に懲りて密事有る時は淺尾藤枝の兩人より公便を以て往返せしかば、半途にして漏るゝ憂もなく、さしもの玉笹も側に在りながら此事に心付かず、徒に二年の月日を過しけるが、事の泄れべき時や來りけん、此度江戸居館に於て忍びの曲者有りて納戸役和田源右衛門是を捕へ、禁錮して拷問を爲すとの報知に依り、金澤城の老臣重役の人々には江戸の體裁を不審しく竊に商議區々成りしが、奥向へも此事仄に聞えければ、玉笹は大槻が姦計なる事は知らず、勢之助殿を守護せよと餘慶院殿の重き仰を受けたれば、此地にも斯る曲者有りて、勢之助殿の御身に若し異變有つては一方ならぬ御大事と於貞の方へ此由を告げ、藤枝と交る〲勢之助殿の御居間に宿直し、休息の夜と雖も時となく奥内の隅々迄も巡り見て、更に心を許さず守護致しければ、於貞の方は是に事變り竊に思ひけるは、頃日江戸より書の便も疎々しければ、其仔細は計り知らねど、此度の曲者も豫ての密事をなさん爲に、内藏之丞が用ゆる處ならんに、事破れて和田源左衛門に生捕られ、加之古老の面々の内評の趣有るは、自然密事の洩れしには非ずや、道ならぬ心を發せし我身は如何なる罪に處せらるゝ共厭ふ事には有らね共、幼稚にして何事も知り給はぬ勢之助殿の御身に

や有ると探し索めて其騒大方ならず。大槻内藏之丞は此事を聞くより、大事既に破れたりと心に驚け共、敢て色にも顯さず、直に出仕して先和田源左衛門に對ひ、事の次第を具に聞き、大に彼が功を賞し、捕へし曲者は某嚴しく拷問すべし」とて繩付の儘に受取り固く禁錮せしめ、其夜密に人を以て獄中に於て撃殺し、死骸は自身舌を喰斷りたる體にもてなしければ、一向外に求むる手懸りも無く、わざと番人の油斷を戒め置きたりける。是其密事の洩れん事を恐るゝ而已に非ず、深見が忍術の精妙なるを試み知れば、後の禍を思ひて斯くは計らひけるとなり。因て一時騒は鎭靜ると雖も、是よりして忠義の士は互に疑心を懷き、再び變事有らん事を危みて各意を配りし程に、館の中何となく騒々しく、内藏之丞に與力せし族も屢事の破るゝを患ひて心を安んせざるの樣を顯しければ、大槻内藏之丞は其機を察し、斯くては陰謀の妨や出來らん、併も此時に乘じて急に大守を亡ひ、其後機に臨み變に應じ大望を成就すべしと、先腹心の輩を招き集めて密に姦計を運し、其手筈を約してぞ別れける。

○玉笹再び密書を奪ふ事

然れば又勢之助殿の生母於貞の方は、大槻内藏之丞と私情を通じて密事を謀りし後に、内藏之

隅々を窺ひ見れば、案に違はず一人の曲者奥庭の見越の松の木に索を懸けて是に攀登り、墻を越えんとする形状なり。源左衛門遙に是を見付けて、驚破曲者御参なれと、刀の小柄拔出し、手裏劍に丁と打つたる手練の手の中少しも違はず、曲者の眞向へぐさと突立てければ、何かは以て耐ふべき、急所の痛手に曲者は地上へ撞と落つると見えしが、忽ち身を飜して遁れんとする處を、和田は遁さじと追詰めけれ共、庭中の樹木に支へられ木の下闇く、竟に其影を見失ひ、爰彼處と探し求むる間に、不破は外の同勤を起し、其身は和田の跡を追うて奥庭へ馳來りし刻、曲者の逃出づるに礑と往逢ひたり。汝と云ひざま不破は曲者の後より無手と組めば、渠も豪者、身を沈めて引被がんとするを、不破は其手に乘らじと身を替す。大膽不敵の曲者も叶はじとや思ひけん、短刀を拔くより早く逆手に持つて後樣に突懸る、不破は是を受損じ、高股をぐさと刺貫かれ、思はず膝を折れば、曲者は得たりと振反りながら討たんとする處へ、源左衛門は馳來り、飛懸つて曲者の利腕を捕へ、足を上げ彼が膝口を強か蹴付たる修練の早業に挫かれてたぢ〳〵と痿む處を、得たりと付入り引被いで撞と投付け、起しも立てず膝下に引敷き、和田源左衛門曲者を捕へたりと呼れば、跡に殘りし側勤の面々追々に馳來り、終に繩をぞ懸けたりける。此騷に諸役處詰番の者は殿中を守護し、外職の人々は人數を配りて諸門を固め、同類

○和田源左衞門深夜に曲者を擒ゆる事

事を謀るは人にあり、事を爲すは天に有りと云へり。夫天理の當否を考へ人謀の利鈍を明かにして、必ず勝つの籌策を布く、猶も逆の視難きの成敗有り、況んや悖逆の心を以て僥倖の謀計を爲すに於ける、豈能く一々意の如く成る事を得んや。粤に納戸役和田源左衞門は元來忠義の志厚き上に、老臣の言付を受けて益石心鐵腸を勵し、君を守護し奉り少しも怠り無かりける。時に寛延二年九月十八日の事なり。大守宗辰公には二更過ぐる頃より奥に入らせ給ひしかば、側詰の輩は皆心をゆるして眠を催しけるに、不破吉太郎と云ふ壯者一人は猶も勤衣を脱がず、和田が詰所に到りて夜話を致しける。和田は常々心を弛して寢ぬることなく、奥に入り給ふ夜は事有る際に臨んで後るゝ事もや有らんと思ひける故、終夜眠らざるを毎としければ、不破と相對つて夜の更くるをも厭はず雜談しけるが、既に三更も過ぐる頃、奥庭に當つて鳥の鳴噪ぐ聲聞えければ、和田源左衞門耳を聳てゝ、月夜なれば鴉の鳴くは然も有らんが、深更に及んで寢鳥の噪ぎ飛廻るこそ不審なれ。察するに奥庭に怪しき事こそ有るべし。夜詰の衆中を起して各は御錠口を衞れよ、某竊に伺ひ來らん」と言うて刀追取り奥庭の方へ馳至り、樹木の

なしたりと獨吃きて元の席に歸らんとせし時、雨戸をほと〳〵と叩き「川村慶次郎なり、此處明け給へ」と言ふ故、怪みながら開きて見れば、川村一人の大男を從へ印籠を提げて「如何渠が術を試み給ふや」と言へば、內藏之丞怪んで簞笥の中を檢査め見れば、入置きたる印籠は何處へか失せて見えず、さしもの內藏之丞も膽を冷し「扨々深見氏の妙術は實に驚き入りたり、如何なる透間に奪れしか、我曾て曉り得る事能はず」と其術の異しきを稱しければ、深見久藏進み出で「某愚兄の言付默止難く、陋しき技を以て公を犯し奉る、其罪輕からず。幸宥し給へ。此術深く怪しみ給ふ處に非ず、只人の虛を窺ひて施すを第一とす。某疾くより忍び入りしと雖も、君の精神熾にして敢て近付くべき隙を得ず、時を移す內に君の鋭氣微少挫けたるに乘じて眠を發さしめ、携へし處の鼠を放ちて惑し、公の心の鼠に奪はれ給ふ時、竊に入りて奪ひしなり。若し其心なくして熟睡せし處なれば、此術を行ふに最も易し。物を奪ひ又は其命を截つ事恰も囊の中を搜りて物を取出す如し。若し某を用ひ給ふ處あらば死を究め力を盡して相勤むべし」と言へば、內藏之丞は此者を得て大に悅び、數多金銀を與へて其心を結び、事成就の上は大祿を與へんとて誓約連署に加へ、終に刺客の密計を定めたり。

き密事あり。足下我爲に是を計らふべし」と聞きて、川村、「其事最も易し、某今夜藥を作ひ當邸宅に來り、何にもあれ公の側近く置き給ふ處の物を奪せ、其實否を試給へ」大槻悦び、「然らば此印籠を傍の小簞笥の引出に納置く故、今夜三更の後作ひ來りて是を奪はすべし」と約定して、川村は歸りける。既に其日も夜に入りければ、內藏之丞は宵より寢處に入りて神心を能く能く休め、三更近き頃に起出て四面の內外の戶を嚴しく鎖し、小簞笥の印籠を點撿め見て其側に座を占め、燈火を挑げて書籍を開き、神氣を爽にして深見の音信を待ちけるに、絕えて夫かと思ふ音もせず、既に三更も過ぎ段々刻限も移りけれ共何の音もなし。其內に神氣漸々倦める事を覺えて思はず睡眠頻に萠しければ、大槻屹度心付き、是ぞ忍術を施す手段なるべし、餘人は兎も有れ、我大丈夫として何ぞ小術の爲に誑されんやと氣を勵し、座敷の隅々に眼を配つて更に心を弛めざりけるが、又もや頻に睡眠萠し、思はず頭を低るゝと等しく、椽際の障子に礑と物音しければ、是に駭き覺めて、驚破今ぞ深見が來れるかと態と眠りし形狀をなし、尻目に懸けて窺ひ居たるに、又物音して障子搖くと見えしかば、直に身を起して障子を開けば、一匹の鼠驚き騷ぎ、途を失うて斷廻ぐる。奴め人の眼を晦す術なるべしと、足を定めて礑と蹴ければ、彼鼠は雨戶に中り一聲叫んで斃れ死したり。其外別に怪しき事も見えずよし無き殺生

和田を稱して納戸役常勤とせん事を申請ひければ、宗辰公にも元來其思召有れば、速に其賞罰を正し給ふ。是内藏之丞が老臣等の聞、且又和田に恩義を被せて己が黨類に引入れんとの巧なり。是忠に似て姦臣なりとは夢にも知らず、館中の諸士忠義の志有る者は大守の聰明を仰ぎ、大槻が賞罰を正すの私無きに服し、誰有つて渠の奸計なる事を曉り知る者なし。其中に和田源左衛門は老臣前田土佐守同じく對馬守の内意を受けし事なれば、今度の立身は全く内藏之丞が申上げに依ると雖も、敢て其爲に心を弛さず、常勤との命を蒙りしを幸に、晝夜其君の御傍を離れざる故、惡徒等更に謀計を施すの遑なく、空しく光陰を過しける。茲に大槻が腹心の黨に川村慶次郎と言ふ者密に大槻の家に到り「某公の招に應じ一臂の力を助け奉らんと約せしより、今に至つて徒に時日を過せり。斯くの如くにては何れの日歟志を遂ぐる時有らんや。有つて本國を退き、竊に某が家に寓居を致しければ、若し此者を用ひ給はゞ刺客の跡を露さ爰に某が從弟に深見久藏と云へる者有り、元伊賀國の出生にして態忍の術を爲す、幸頃日故ず、只一時に兩君の命を斷たん事掌の中の物を取るが如し。此謀策は如何に候や」と言ひければ、大槻眉を顰めて「足下の詞是妙策なりと雖も、我曾て忍術の妙有る事を聞きて、未だ其實を見る事なし。刺客は萬一仕損ずる時は大事是より壞れん。我先づ其術を試みて後託み申すべ

ひ難く、既に一生を誤りて後悔仕り候折柄、何者の虚言なる哉君の御不例俄に變じたりと申す事耳に入るゝより、良醫の配劑を御用ひ無く、不虞の御病を引出させ給ひし歟と愚臣の身に引競べて心安からず、尾籠の病態を顧みず恐多くも御機嫌を伺ひ奉り候」と落涙して言上しければ、宗辰公には源左衞門が詞の中より御面を赧められ、御頭を低れて居給ひしが、忽ち威儀を正し給ひ、「汝今日の爲體を聞きて諫を容るゝの誠忠、我が心根に徹して聞屆けたり、正しき臣前に在れば奸邪進まずと對馬守が言葉今予が身に知れり。以來の事に心を懸けず勉めて療治を加へ、寛々養生を致し、得と快氣の上出仕すべし」と仰せければ、源左衞門は大に悅び、御前を退き私宅へぞ歸りける。

○忍術を試みて大槻刺客を用ゆる事

大謀を蓄ふる者は必ず先づ人望を治む、故に大姦は忠に似たりと云へり。偖も大槻內藏之丞は己が黨類に謀計を授けて大守を別館へ勸め出し、藝妓を集め頗る放逸の端緒を開く處に、圖らずも和田源左衞門出仕して諫言を奉り大守の迷を解きたりと聞きて大に驚き、翌日己ら大守の御前に出で、好顏にて却つて昨日の遊興を警戒し、態と傍役青木吉良等を咎めて外衞に退け、

御納戸御側役の者僅十餘人御供に從ひ奉りて御下館に入らせ給ひければ、惡徒等は豫て大槻が指揮を受け用意する處なれば、嬋娟なる舞子藝妓を數多召呼びて酒宴の興を添へ奉り、密に婦人へ言含めて宗辰公の精神を蕩し奉らんと計りければ、然無きだに媚を獻じ歡を求むる藝妓共なれば、我劣らじと美麗なる容を競ひ、嬌の態を競ひて興を佐け、戀情を含んで春心を動搖さんと擧動ひける故に、曾て放逸に耽り給ふ御心なき君も、常に目馴れ給はぬ藝妓共を見給ひて御喜悦斜ならず、終日興に入りて御歸館なし給ひ、未だ酒氣醒給はず、枕を執せらるゝ處へ、和田源左衛門病中ながら出仕の由申上げければ、駭き怪み給ひて直ちに御側近く召れて、「其方病中の出仕は何事なるや」と尋ね給へば、源左衛門平伏して、「偖は君には御機嫌能く渡らせ給ひ、先以て有難き御事なり。臣日來疥癬の病に罹り候得共、畢竟は皮膚の疾にて患ふるに足らず、若し一時に癒さんとせば内攻の怕有りとて、僅に輕き解毒の藥を用ひ罷在り候内に、朋友共より速治の法を授りしに因つて、愚昧の量見に斯程の事に日を送り勤仕を怠らんより、速に癒すにしかじと存じ假令内攻せしとて何程の事有らんと遂に醫師の戒を用ひず、彼速治の藥を調合して暫く皮膚に貼附け候と等しく、快き事手を以て癢き所を掻くが如く、半日ならずして平癒仕りし故大に悦び居り候處に、其毒臟腑に旋轉りて其惱苦以前に百倍し、最早治療も適

仰に、杉田は再び口を開く事能はず、只區々として御前を退きけり。此時和田源左衛門は病に冒され出仕もせざりしが、大槻が黨の重立ちし納戸役川崎平左衛門、御側頭吉良助太郎、其餘水野平十郎、松井彌三郎等の惡徒輩御側に在りて、此時を過さじと杉田が退きし後に川崎平左衛門進み出でて「只今春琳が申上げ候處は、臣愚昧ながら治療の理に適ふ樣に覺え候。是を一度試み給ふべし。尤も從來禁ぜらるゝ處の吹彈を用ひられん事は、後の猥がましきに至らん事を思召し給ひ、重役の者の存念を憚り給ふ條有難き思召とは申しながら、畢竟御病氣平癒を存じ奉るが故に、暫く御愼を緩め給ふに、誰歟強ひて誹議仕る者御座候はん、然りながら深く見聞を思召し給ふ事成らんには、御別館へ入らせられ、密に御遊宴を催されなば、御供に從ひ奉る私共の外誰知る者は候まじ、若し是に因て速に御病氣御平癒在まさば、臣等後日に遊戲を勸め奉りし罪を蒙る共、聊かも厭ひ申さず候。願はくは一日も早く御一會の御遊宴を催され、其好惡を試み給へ、臣等宜に計らひ申すべし」と適れ御爲顔に辯舌を震ひ、惡をも善と言紛す曲者、是に與する吉良助太郎、水野平十郎等、蒼海をも猶淺しとし、大山をも輕しと言做す者共替る〴〵御遊宴を勸め奉りし故に、流石賢明の宗辰公にも渠等が辯舌に欺かれ給ひ、然る事も有らんと鬱氣し給ふ折柄なれば、別館の景色を見んと仰出されしかば、佞人共大に悅びて、

害有る故なり。然るに行ふべきの道を廢てゝ戒むべき態を用ひ、病疾を治するの術なりと云ふは如何に」と詰り給へば、春琳又申しけるは、「君は國を治め給ふの道を知給へ共、病疾を治するの方は知り給はず。夫藥劑は毒を以て毒を責むる物なり。人參附子は陽を補くる靈有れども、實症の者の服すれば速に命を促し、芒硝石膏は元を傷るの恐有れ共、劇毒の者是を用ひて九死を復す。君の御病疾は行を正し人欲を制し給ふに過ぎて發する處に候得ば、少しく檢束の事を弛め、節よく情欲を遂げ給はゞ、其驗立處に有るべし。若し只管道を守るを以て身を養ふの法とし、遊戲放逸を以て體を傷るの具と思召し給はゞ、陽を補くるの靈を信じて、毎に人參附子を用ひ、元を傷るの名に畏れて、堅く芒硝石膏を禁じ、名は死を救ふに似て、其實は生を促す庸醫の手段に異ならず。願はくは賢慮を加へ給ふべし」と佞辯を巧にして申しければ、さしも聰明拔群の君と雖も杉田が療治の法に言紛して黑白を變ずる毒舌に惑ひ給ひ、「實に然る事も有るべし、春琳が答一理有り、然れども我幼年より遊戲を好まず、其本亂れて末の治らざるを恐るゝが故に、奥向に於ては歌舞琴三味線を禁じ置きたり。然るに病養生の爲にて一度是を用ひなば、以後に至つて制する事能はず。加之ず重役の者共決して是を許すまじ。汝が心付は聞入れたれ共、用ひ行ふ事は成難し。只醫官の者に云付けて服藥を用ゆるの外なし」との

ひて渠が一味の者なれば、御鍼を上げて後申上げけるは、「君の御腹内を伺ひ奉るに、全く御氣の御鬱滯より發る處の症にして、何程服藥を用ひ給ふ共恐らくは效驗有るまじく、とても御世嗣を設け給ふ事覺束なし。何卒御心を以て御保養を希ひ候」と眞顏に成りて諫めければ、宗辰公宣ひけるは、「我祖先の餘慶先君の洪恩を以て大國の主と成り、美服を纏ひ美食に飽き、武を講じ文を玩びて歡樂身に餘れば、曾て氣鬱の事を覺えずと雖も、汝其道を以て云ふ處なれば故有らん、藥石を用ひずして病を治する心法有りや」春琳答へて、「凡そ物は一偏に偏る時は病疾を爲す、譬へば食は人の生を養ふ物にて、一日も闕くべからざる大切の物なり。然れ共常に節を過して多く用ゆる時は、却つて生を損害する如く、其餘は推して知るべし。恐れながら君儒學を好み給ひて人欲を制し給ふが故に、虛分損傷の患は無しと雖も、神氣を費し給ふ事は尋常の者に倍し、自然氣血の環りを止め、覺えず鬱症を發し給ふ處なり。古人の說に、文人に子無しと有るも、其原是より生ずる處にて候。若し是を療治し給はんとならば、暫く机の上の御慰を廢させ給ひ、婦人を集めて歌舞吹彈を事とし、專ら俗人の遊戲を行ひ給はゞ、極めて速に平癒有るべし」と申しければ、宗辰公聞召して、「汝が申す所大に理に違へり、酒は腸胃を腐すの藥、色は生命を伐つの斧なり、故に國を治むるには必ず女色を禁じ淫酒を誡む、是人の身心に

をなして「如何樣今に至りて足下の不行狀を罪せば、尊敬有りし君の不明を顯し、次には某が職分の不念なるに至れば、此度の事は某が心にて事を祕せん。若し此以後不愼の事有らば某決して宥さじ」と漸々に罪を許しければ、岩井は初めて蘇生したる心地して深く恩を謝し、夫より後は故常に大槻が宅へ立入りて媚諂ふ事、宛も幇間の徒に彷彿り、竟に大槻が隱謀に與して竊に姦計を援けゝる。實に愧知らずの鄙夫名教の罪人と云ふべきなり。

○惡黨等君を蕩さんと謀る事

偖も加賀中將宗辰公には元來聰明篤學の賢君なるが上に、家督を嗣給ふ初より柱石の老臣前田對馬守匡救の諫を奉りしかば、益精を勵して身を修め給ひ、常に儒臣を近く召して正義を論じ、且又馬を馳せ劒を試むるを以て氣血を環らすの助とし、歌を詠み詩を作りて鬱情を慰むの具となし、奥向に入り給へば、侍嬪前に滿つると雖も只後嗣を延くを念として、曾て是が爲に情を擾し給ふ事無かりければ、佞臣共惡に導くの透間を得ざりけるに、此頃少しく感冒の疾を受け給ひ、日を經て平癒し給ふと雖も、何となく鬱々として物に倦み給ふ體なれば、醫官の面面藥を勸め奉らず、御鍼醫杉田春琳に仰せて鍼術を爲さしめ給ふ。此春琳も豫て大槻に阿り諛

柄を執る身なれば、時宜に因つては師弟を以て論じ難し。足下深く考へ見られよ、言葉と行と一致せざる所あらば、包まず語りて後の「行」を愼まれよ」とうつて變りし戒禁の詞に、岩井甚三郎は其意を曉らず、大槻が職位己より上に立つを以て、事に擬へて我を嘲弄する事と思ひ、心中大に怒り顏色を變じて、「某數年精神を凝し聖學の蘊奥を究め、言行必ず先王の法に循つて行ふ、何ぞ世の俗學腐儒者と同じく貧富窮達に因つて操を變へんや。世の腐儒者と某とを一眼を以て見給ふ事こそ安からね」と席を撲つて罵るを、內藏之丞は微少も動せず、「學に志の篤き者と雖も聖人に非ざれば過失無き事能はず、過つて能く改むれば過失なきに歸す、過失を改めざるを眞の過失と云ふ。然るに足下妄に大言を吐き、若し道理に背く行有らば、名を飾り祿を盜むの罪を糺さん。足下其時悔む事勿れ」と云へば、甚三郎は益怒り、「某若し不義の行有らば、誓つて人に面を合せまじ。何ぞ公に罪せらるゝを俟たんや」と言へば、內藏之丞は忽ち色を正して申すは、「密舍を構へて淫酒に耽り、野徑に遺ちたる數金を拾ひて己の得分とせし放逸貪欲淫酒の儒生は誰にか有るらん。何れ明日君の御前に於て罪名を定めん、決して我を恨む事勿れ」と言ひければ、岩井甚三郎は忽ち面色土の如く變じ、渾身より汗を流して底頭平身し、涙を流し震へ聲を出して罪を免されん事を歎き悲みければ、內藏之丞は態と思案の體

れて腹心の家來に謀計を授け、岩井が歸る道に待し置きたり。岩井は斯る設有りとは夢にも知らず、例の如く十分の淫樂を極め、醉興に乘じて只一人提燈を携へ、古詩を吟じ樂府を唱へ、野徑を辿りて緩歩と歸る半途に於て、脚に懸る物有りしかば、提燈を照して是を克く見るに、正しく財布の形狀なれば、性質の貪慾心忽ち發り、前後を顧みるに曾て人も來らざりしかば、幸なりとて其財布を取上げて其裡を搜るに、金子十兩許を納れたるに、思はず笑ひ聲を發し、「郊野に遺金を見て學者の守る所を知ると警の詞は有りと雖も、是等の痴漢は小人共言へ僞學者共譏らば謗れ、世の諺に名を取るより德を取れと言へば、我は是に與せん」と戲言を云ひながら其財布をそつと懷中に納れて、心中に悅び過行きたり。大槻が家來は物蔭に潛み是を窺ひ見て、此由を內藏之丞に報知せければ、內藏之丞は是を聞きて仕濟したりと悅び、一時岩井甚三郎を招き、尊敬して敎を受くるに、甚三郎は益是に誇りて理を說く事傍若無人に口を叩く故、內藏之丞は機よしと思ひ膝を進め、密に甚三郎の傍に寄り、「足下儒學を唱へて君の師範を致さるゝは、身を修め家を齊ふは元來其業なり。然れ共拙者熟世の學者を觀るに、恩祿を頂戴して妻子を撫育するに足るが故に自ら非義を爲さず、若し衣食に窮して富貴を得べきの道あれば、必ず其行を變ずべし。爰を以て我足下を全く信ぜざる處あり。某苟くも政

る事を察し、奴が本心を顯し、己が腹心として宗辰公の尊敬し給ふに乘じて異說を勸め、不羈放蕩の域に誘ひ、終には酒色に沉れさせん媒にすべしと思ひ、密に腹心の家來を遣して岩井が行狀を探索するに、果して甚三郎の性質內藏之丞が測りしに違はず、外には節儉を專らとして衣食を貪り飾らず、微の物なりとも妄に人より受けず、事に臨んでは貴人と雖も畏れ憚らず、己が意を述べて其咎を顧みざる狷介の狀をなせ共、是元來譎事にして、人の稱譽を索むる僞の方便にして、其實は貨財を好み淫色を嗜むの凡夫なれば、館外の幽なる地を撰んで一つの密舍を作り、艷妖たる姿を置いて、必ず外に出づる時には此處に立寄り酒宴を催し、彼妾に琴三絃を彈せて婢女に酌を執せ、飽まで飲食し、鄙びたる聲を出して戲曲を唄ひつ舞ひつ、果は鴛鴦の衾に陽臺の夢を結ぶを以て最上の樂とする事久しけれ共、敢て家妻にも語らざる故、猶更餘人の知るべき所に非ざりける。然るに內藏之丞は是を窺ひ知り掌を拍つて大に笑ひ、我推量に違はずと夫より甚三郎を己が邸宅へ招きて經書の講釋を僞さしめ、大槪態と權威を張らず、謙遜りて敎を受けしかば、岩井甚三郎は圖に乘つて十分に自慢の心を生じ、自ら賢人君子の顏を僞し、義理を尊み利慾を退くることを說示して傍に人無きが如く罵りければ、內藏之丞は謀術を施すの際至れりと、一夜岩井甚三郎彼密舍に往きしを窺ひて、金子十兩を財布に納

宗辰公實もとや思召しけん、少し面を赧めて默し給ひしかば、其座白けて見えたる時、内藏之丞莞爾と笑ひ、「鹿鳴の詠君臣共に和して酒困の戒め其過ぎたるを正す、何ぞ一概に棄つべけん。我は是を用ひて國を憂ふるの玉箒とせん」と言ひつゝ又强ひて一盃傾けしかば、君を始め何れも此詞に再び興を催しける。早初更の月地上を照すに及んで、内藏之丞は御禮を申上げ、衆人に先達ち宴席を辭して退散致しける、此時園中の隅々は暗かりしかば、吉良助太郎は手燭を持ち先に立ちて案内を致しける。内藏之丞は人無き處にて、「助太郎、今日不圖も君を溺す究竟の黨を得たり」と言へば、助太郎振反り、「夫は誰にて候ぞ」と問ふ、内藏之丞冷笑ひ、「外にてもなし、腐儒臣岩井甚三郎なり」助太郎怪んで其故を問はんとする時、人音間近く聞えしかば、互に口を閉ぢて別れける。

○大槻内藏之丞謀つて岩井甚三郎を服さする事

扨も大槻内藏之丞は、園中に於て岩井甚三郎一人君命を拒み、衆臣侍坐の折に當つて狂水の抗言して君を辱しめ、傍の者を輕蔑にせし擧動、君を敎導き人を誘引ふ君子聖賢の處爲に非ず、是偏に情を矯まゝにし行を飾り、質直の名を求めて美祿を固うし稱譽を貪る色莊儒者な

用に勞して心を慰む暇無からん。偶々園中の牡丹を賞する時なれば、倶に一時の興を盡さんが爲なればなり。急務なくんば止りて心を延伸せよ」とて、正中に肴臺を置いて、內藏之丞を始め儒臣の面々に各竹架を許されて之に倚らしめ、扨宗辰公仰せけるは、「花を賞し月を弄ぶ時、妄に酒を飮みて囂しく狼藉なるは、偏に俗情に墜ちて幽賞の實境に至らず、因て常に變る雜の饌を設けて、聊か古人の澹泊を慕ひ學ばん。各酒を過して雅膓を助けよ」とて、御自身も一盃を傾け給へば、內藏之丞も「君の思召に依つて圖らずも年鬱を散じ、愚臣元來酒は深く用ひざれ共、今日は强ひて頂戴仕るべし」と盃を取つて半呑みければ、侍座の者も盃を取上げ、酒量に應じ既に數巡に及ぶ處に、儒臣の中岩井甚三郎一人始より一滴の酒も飮まざれば、宗辰公を始侍座の人々も屢勸むと雖も、曾て盃を手にも取らず、木偶の如く默然として居たりける。元此甚三郎と言ふは江戶に住居し、儒業をなして博學の聞最も高かりしかば、淺野家の臣瀧澤賴母死去の後召出されて宗辰公師範に仰付けられ、譜代の儒臣に超過て殊に尊敬し給ふ者なりければ、甚だ不審りて其故を問給ふ、甚三郎苦々し氣に、「凡そ古人の酒を用ゆるは禮儀の足らざるを助くる設にして、曾て遊びの備に非ず。聖人の徒とならん者は水を飮み肱を曲げて餘の樂あり。何ぞ斯る狂水を用ひて神氣を擾し候べきや」と憚りもなく申しければ、

しきを以て明に隱居爲さしめん事某が方寸に有り、次に嘉三郎殿ごとき無智の小忰、當君を隱居せしむるの時至る迄には如何にもして亡はん事、强ひて思慮を費すに及ばず、各格式の高下はあれ共、内外に在りて傍を勸むる身なれば、折に觸れ事に擬へて淫佚の域に引入れられよ」と隱謀を明しければ、皆々是に決し、其謀計を受けて時々放逸の業を勸めんとすれ共、宗辰公には平生儒臣と文學を講じ、閑暇の時と雖も机に倚りて詩を作り又は和歌を詠まるゝを事とし給ふの上に、和田源左衞門常に御傍に在る故、曾て邪計を用ひるに暇なく、偶々閑なる折に花街の雜談を爲して君の御心を引かんとすれば、却つて輕薄を咎め警めらるゝが故、更に謀計を施す便宜を得ず、空しく月日を過しける。然るに其年の夏の初旬、後園に植置かせ給ふ牡丹、其時を得て花開きたる由庭方の者より申上げければ、宗辰公先御母餘慶院殿を園中の離亭に請じ給ひ、自ら酒肴を執つて終日是を慰め給ひ、其後は日々一門又は同學の諸侯を招請有りて花を賞し、連日雅興を樂み給ふと雖も、幸にして風雨の障もなく、艷麗しき花容猶新にして、馥郁の餘香更に幽情を添へしかば、一日儒臣文雅の士を從へて園中を見廻り給ふ折柄、大槻内藏之丞御用有りて御目通を願ふに因つて離亭に召れ、爰に於て御用の應接有り。後仰せけるは、「用事を以て目通を請ふ故に、此遊園へ召寄せたるは常禮を闕くに似たれ共、汝常々公

人に及びける。斯くて此年も暮れて寶暦五年の春、大槻内藏之丞は吉良、中川、河崎等の數人を集めて己評議の中央に坐し、一統へ對ひ「豫て申談ぜし處の大儀を成就せんには、先づ宗辰公を亡ひ、次に嘉三郎殿をも無きものにせずんば、勢之助殿を大守と仰ぐには至り難し。年月は人を待たず移變るなり。各の異見を聞かん」と座中を屹度見渡せば、河崎平左衛門進み出でて「我聞く、虎の穴に入らずんば爭か虎の子を得る事能はんや。某等臣下の身として君を易へんと謀るは、既に大儀を顧みざる處なり。斯く決心する上は何ぞ無益の長詮議に月日を送らんよりは、速に毒を以て君を弑し奉る歟、然無くば某刺客となりて一時に事を定めん」と逸りければ、内藏之丞頭を揮つて「我も其事を思ふと雖も、又熟時勢を計るに、先年毒殺の事發りし際より、玉井西尾等が計ひとして、庖厨に與る處の下役調味方膳番に至る迄、皆篤實愚直の輩而已にして、之を謀る事實に難し。又先君逝去の後餘人は知らず、前田土佐守の老臣頗る江戸に在勤の諸士を疑ふの萌ある事を察知すれば、今刺客を用ひて首尾能く仕課せたり共、再び渠が疑を引出さば、我々が後の禍を免れ難からん。案ずるに宗辰公には儒學を好み書籍に御心を委ねて、御身を檢行ひ愼み給ふと雖も、未だ壯年の事成れば時々導いて酒宴に耽らし、美女を以て御心を蕩し、神心亂るゝ時を待つて種々の過失を引出させ、御行狀の惡

通の相手は大槻ならんとは心付かず、事を鎭むる大槻が思慮深きを感じ、此事を承引きて、「妾は愚昧の性なれども、御思慮を助け申して穩便の計ひを爲し候べし」と約し別を告げ、頓て支度を調へ加州へぞ歸りける。

○内藏之丞往々黨を集むる事

去程に大槻内藏之丞は甘き詞をもつて老女玉笹を欺き、心中大に悦びて黨を謂ひ、再び君を換ゆるの謀計を運さんと、豫て己に隨心したる吉良助太郎、中川定兵衞、名島瀧右衞門、河崎平左衞門、川村慶次郎、中澤甚平など言へる武勇勝れし者を茶の湯碁會又は儒學軍學の討論と號けて己が屋敷に招き寄せ、深く心を結び、幾に臨み變に應じ、遂に年來の大望を明しければ、此輩は元來大槻が吹擧に因つて立身せし恩義を思ひ、且は事成就の上は高祿を貪り終身迄榮燿を極めんと、欲に迷ひて敢て一議を論ずる者なく同意して各誓約し、血判の連署に加りける。是を始として江戸屋敷の諸士を試し、姦智有りて富貴を願ふ意有る者には利祿を以て是を引入れ、又愚直なる者には先君は勢之助殿を世に立て給ふべき內慮ありしと詭り、曩に手術を以て申下したる處の御書を以て示し誘ひしに依て是に黨し、誓約連署血判する輩既に二百餘

なさば、奥向の悪事を他に洩さん事を恐れて延引せし内、遂に先君の御聽に達し、詮議の事を某に仰付けられたり。故に其實を糺さんとする内に先君俄に逝去し給ひ、某再び當地勤番の仰を蒙り、彼是御用の繁多なるを以て未だ其詮議を爲すに遑なく、兎角して今日に至れり。依つて某熟〻思ふに、今先君世を去給ふ後に成りて實狀を探り罪を糺さば、當君は正しく御父の不明を顯し給ふ不孝の子と成り給はん。其上御連枝の生母たる方に罪名を下し給ふは友愛の情を闕き給ふ處に當るなり。然ればとて妄がましき事を捨置きて増長有らば、是御家の御瑕瑾を引出さんも量り難し、某が愚案には、衆人の知らざる内に於貞の方の擧動を窺ひ、先非を悔いて其事を思ひ絶えなば夫限に致し置き、若し又今以て怪しき事有るに於ては、婦人の貞操、先君の洪恩を忘れざる樣に其理を說いて異見を加へ、以後醜き事だに止みなば、上は先君を辱しめ奉らず、且て當君孝養の道を闕き給ふ處なし。誠に是萬全の計ひ成らんと思へ共、未だ是を賴むべき人を得ざりし處に、圖らずも御身今度本國へ赴かるゝ故、某心腹を明し申すなり。此事を熟〻御身心に祕して奥向の取締を爲し給はゞ、此度の歸國は外には咎を蒙るに似て、內は國家の爲大いなる功なり」と誠忠の色を面に露して賴む形狀は、遠を慮る宰臣の心遣、微少も姦計有りとは見えざる故、さしも智慮深き玉笹も內藏之丞の能辯に欺かれ、於貞の方と密

殿は少時と呼止め給ひ、「十目の視る處十指の指す處、汝が不行狀なきは我能く之を察せり、然れ共俄に事を糺さんも煩はしければ、事の明に分る迄は目通を停むる間、本國へ歸りてお貞の方に力を添へ、勢之助を克く守立てよ」と、事を分けたる仁慈の仰に、玉笹はハッと鰭伏し、「實に有難き仰なり」と涙を流して御禮申上げ、頓て御前を退きければ、在合ふ人々も初めて安堵の思をなすに、淺尾は何となく薄氣味惡く、殊に本國へ遣さるゝとの事を聞き却つて心を痛めける。

○甘き詞を述べて內藏之丞玉笹を欺く事

却說大槻內藏之丞は、老女玉笹を退けてお貞の方と密會せし事を匿さんと計りしに、思の外尼公餘慶院殿の賢明に因つて玉笹は加州へ下るべきに決し、既に施すべき術計も盡きて居たりしが、玉笹は近日江戸出立と定りければ、大槻は又一計を案じ出して、一夜玉笹を己が第宅へ招き、側の人を退けて云ひけるは、「御身は奥向の大任を掌り、忠義衆人に勝れたる事は某も承知致せり。依つて御身に賴むべき一つの密事有り。其仔細と云ふは、勢之助殿の生母於貞の方の事なり、此人密に郎と通じらるゝとの事は內々聞及べり。然りと雖も此事明白地に沙汰

いたる處の艶書を奥書院の椽側に落し置きけるが、按に違はず餘慶院殿は風雅の御心深ければ、此初雪を徒に見んも本意なしと、宗辰公の正室嘉三郎殿お菊の方等を從へ、庭前の雪を眺望めて大に稱し、椽側の彼方此方と徘徊き給ふ處に、不圖も遺ちたる書御目に止り、「何者の徒所爲なるか披きて見よ」と仰せければ、お菊の方はよしなき物の御目に止りし事よと心の中に思へ共、詮方なく披き見れば、見覺えある玉笹の手跡にて、人に送る艶書なれば、驚き不審ながら御前に出しければ、餘慶院殿は手に取つて熟見給ひ、「玉笹を呼來れ」と仰有りしかば、偖は目前に罪を糺し給ふかと、正室始其座に在合ふ面々は生常々々行儀正しき玉笹なるに、何とて斯る過失有りしやらんと不審に思ひ、掌に汗握る計なり。淺尾一人は得たりと心に點頭き、傍觀も振らず見居たりしが、斯くとも知らず玉笹は急の御召故不審しく思ひながら、取る物も取敢へず頓て御前に出でければ、餘慶院殿は聲を勵まし、「汝老女の職に在りながら、何物と不義を爲して此書を送るや有體に申せよ」と彼艶書を玉笹の前に投出し給へば、玉笹は以ての外に駭き、手に取上げて披き見るに、元來身に覺なき事とは雖も、我ながら怪しむ計の手跡なれば、遁れぬ所と一心を定め、「私儀曾て思ひ寄らざる事にて、私通の罪を蒙るべき謂なく候。此書の申分は頓て申上げん、暫く待たせ給へ」と思ひ斷つたる有様にて座を立ちければ、餘慶院

扨も大槻内藏之丞は玉笹が動靜を聞くより再び淺尾を招き、「先頃其方と談ぜし玉笹の事、此方共の所爲と知れざる樣に退けんと種々思慮すれども、能き術計の有らざる故、渠が他出の時を窺ひ、途中に於て恥辱を與へ、御家の外聞に關ると云ふを名として罪を加へんと腹心の家來に言付け、金錢を與へて破落者を語ひ、途中に於て妨を爲さしめたる處に、思ひの外健氣なる婦人にて恥辱は取らず、却つて美目を施したる事こそ殘念なれ、何ぞ良策ごとは有間敷哉」淺尾答へて、「仰の如く玉笹の健氣なる事尋常の男子にも勝り、其上尼公の愛し給ふ處なれば、渠を退けん事至つて仕難し。尼公は仁慈の心深く在しませども、法を正し給ふ事嚴しければ、是に就いて謀計を案ずるに、玉笹は密通ありとの拵事を構へて御聞に入れなば、直に玉笹を退け給はんは必定なり」と耳語きければ、内藏之丞頭を傾け、「御身の密計至極せりと雖も、何を以て密通ありと申立てんや」淺尾は内藏之丞が耳に口を寄せ、「私幼少の頃より書札を認むる事を嗜んで、自然擬筆の術を得たり。然れども人の疑を畏れて深く隱すが故に曾て知る者なし。幸此術を施して折を見合せ尼公の御目に入れなば、萬に一つも仕損ずる事は候まじ」大槻大に悦び、「御身は眞に婦人の子房と言ふべきなり、偏に宜しく計ひ給へ」と淺尾に賴みて別れける。斯くて數日を經て一朝初雪降りければ、淺尾は餘慶院殿の雪見し給はん事を計り、豫て認め置

黨下部に至る迄大に怒り「無禮至極の奴原かな、目に物見せん」と言ふ儘に、當るを幸ひ投付け蹴倒し、擊伏せ〳〵する程に、命知らずの惡者等も此勢に辟易して、皆散々に迯失せければ、此方は得たりと益勇を振つて、覺えず一町許追徃きけり。玉笹は駕籠より立出で、近寄らば手を下さんと身構せし處に、前に逃げたる惡者三四人道を替へて取つて返し「那婦人こそ目指す處なれ、裸衣にして打蹂せ」と喚き連れて、先に進みし二人の惡者走り懸つて玉笹が左右の腕を齊しく摑み引倒さんとする處を、玉笹心得たりと何の苦も無く振解き、一人の肩先摑み一人の利腕拗上げ、左右へ礑と投付けたり。是にも懲りず一人の大男摑み懸るを、身を替し忽ち脇腹突きければ、何かは以て堪ふべき、氣絶して倒れける處へ、追懸け行きし若黨下部共追追馳歸りし故、殘りし惡者共は這は叶はじと何處ともなく迯失せたり。玉笹は氣絶せし惡者に活を入れて蘇生らせ、若黨に言付け縛らせ屋敷に引かせ、歸りて此由申上げければ、餘慶院殿聞き給ひ「玉笹が途中の働誠に家の威風を輝せり」と深く賞し給ひ、又惡者は佛事の代參に人を傷ふも本意ならずとて、何の糺もなく繩を解きて追放されける。

○餘慶院殿玉笹が寃罪を宥し給ふ事

る。爰に又老女玉笹は當年吉德公御入國前より少し病氣故從ひ奉らず、江戶屋敷に養生致しけるが、月を經て平愈したるに依つて、十月の忌日に至り始めて御代參の番に當りけり。元より晴の事に有らねば、駕籠脇の若黨下部等も減じ、小石川傳通院に參り代拜を勤め、已に歸路に赴きける。頃しも十月の半旬なれば、俄に時雨降來り、木枯の風吹荒れければ、駕籠を早めて道を急ぎける折柄、其狀兇惡と思しき大男廣袖の布子に一重帶をしたるが、降來る雨を厭はず、駕籠の前に立ちて寬々として步行む故、先に進みし若黨聲を懸け「道を避けよ」と呼はれば、彼大男振返り樣眼を怒らし「此白痴者女の後に附いて口を糊ふ己が心に引比較べ、道を避けとは舌長なり。避けて能くば其方より除けよ」と言樣拳を上げて討つて懸らんとす。若黨等大に怒り、更に詞をも懸けず、忽ち其手を取るよと見えしが、彼大男を引被ぎて撻と投げしかば、彼者初の詞にも似ず頸を抱へて腰を摩り、鼠の如くに迯失せたり。若黨等は駕籠舁を急がして一町計進みける處に、後の方に大勢罵る聲あり、皆々後を顧みれば、前の大男惡徒等十人餘從へ追來りて駕籠の前後を遮り、口々に罵りて「諸侯昵近にも有らで、何故に往還の者を妄に打擲なせしぞ。我も天下の版籍に入つたる男なり、やはか其儘に宥すべきや」と或は拳を上げ又は木刀薪の類を打振つて一齊に打つて懸りければ、他家に勝りて勇敢なる加賀家ゆゑ、若

を奪ひたる者を搜り索むべき事を託みければ、淺尾聲を低うして申すは、「其者を搜す迄もなく、老女玉笹が所爲なり」と言ひければ、内藏之丞聞きて、「御身は如何して是を知り給ふや」と問へば、淺尾に莞爾として、「先頃玉篩大殿の御前に於て彼密書を捧げ、お貞の方の御不行狀の動靜を具に申上げしかば、大殿深く其許樣の怠を咎め給ふ擧動に至る迄透見して窺ひ、是其許樣に係る大事と存じ候得共、其許樣の御心底計り難き故陽には申上げざりしが、斯樣に隱密の事を明し給ふ上からは包むべきに候はず」とて、大殿と玉笹が應接を猶詳に物語りければ、内藏之丞は初めて是を聞き大に膽を冷し、「渠婦人に似合はざる器量有れば恐ろべき者なり、急に謀つて渠を退けずんば、此後又もや證據と成るべき物を搜し出して密事を露さんも計り難し、御身は猶渠が動靜に心を付けて、不審の事有らば早速告げ知らさるべし」と謀し合せて別れける。是より玉笹が越度を探ると雖も玉笹は身持正しく、敢て是ぞと言ふべき事も有らねば、大槻、淺尾は密に心を碎きける。專に大殿吉德公の正室は吉德公逝去し給ひ、御子宗辰公の正室未だ年若にして、且次男嘉三郎殿先君の御側室お菊の方等は俱に江戸屋敷に居給へば、專ら奥向の事を正し治めて、醜聲き事の起らざる樣にお心を用ひ給ひ、又佛事作善をも怠り給はず、先君の御忌日は言ふに及ばず、三日に至る迄御位牌所へ老女中臈を以て代參に立てられけ

土佐守は和田が深き意を曉り、其器量の衆人に勝れ、大事に當つて臆せざる者なる事を見定め置きければ、此度前田對馬守に託み、宗辰公の御側役に薦めて不虞の變を防がん爲に備置きたりし前田土佐守も、智仁勇兼備の老臣と謂つべし。此時和田源左衛門は年二十三歳なり、誠に巍然たる大丈夫と申さなん。

○玉笹路次に於て勇を顯す事

悖逆の人に於けるや、天之が鑒を奪うて以て其惡を長じ、終に誅譴の大なる者を降すとかや。大槻内藏之丞は吉德公の三男勢之助殿を立てゝ嗣君とし、永く政權を執らんと數年姦智を運しけるに、計らずも奥向の密事既に露れんとせしかば、俄に謀計を輾飜して先吉德公を害し奉り、夫より當君竝に次男嘉三郎殿をも亡ひ、勢之助殿を君と仰ぐべしと心中に謀計を定むと雖も、再び大逆を施さんには先江戸在番の諸士を我黨に與せしめて萬全を謀るべしと思ひける。夫に就きても今般お貞の方より送らるゝ處の密書を途中にて奪ひ取り、先君の御聽に入れしは正しく奥向の老女中﨟の中に事を洩せし者有らん、其者を探りて渠が口を止置かずんば蟻の穴より堤の崩るゝと言ふ事有り、大事を謀るの隙碍なりと竊に淺尾を招きて事の次第を語り、彼密書

する聲小時は鳴も止まざりける。扨射術も濟みければ、兩人を御前に召して、「汝等が射藝何れも一對にして甲乙なし、然りと雖も和田は過失つて落馬せしが、其後の作法と云ひ、又再び二三の的を射繼ぎたる手際一入見事なり。論ずれば勝劣なきにしも非ず。此上は鎗劍の試合を僞して速に甲乙を定めよ」とありければ、兩人畏つて馬場の正中にて竹刀おつとり禮儀をなして立別れけるが、吉良は前に射術にて少し後を取りしを心中に怒り、此度は只一撃にせん物をと、先を取つて討つて懸るを、和田は得たりと打拂ひ、互に負けじと祕術を盡して電光石火と戰ひしが、吉良は早くも透を伺ひ、付入りて眞向より討下すを、和田は閃と身を交し、返す太刀にて吉良が襟元丁と撃つ、助太郎は再度の引氣を取りしに無念益々胸に迫り、今は堪兼ねて忽ち竹刀を投捨て、「鎗を持て參り候」と聲を懸け、透もあらせず突懸るを、和田は心得たりと云ふより迅く、同じく鎗おつとりて突出せしが、手許の少し狂ひけるを、助太郎は得たりと其鎗を反落し、腰の番を突きければ、何かは以て耐ふべき、和田は尻居に撐と倒れける。爰に於て助太郎は最初の恥辱を雪ぎて意氣揚々として退きける。和田は滿面に恥を含み、悄然として退きけり。是和田源左衛門は實に仕負けたるに非ず、吉良助太郎を打負さば、渠遺恨に思はん事を察し、態と勝を讓りて事を治めしは深き思慮なりと雖も、是を察し知る者無りしに、獨り前田

かに著し、弓箭を携へて駿馬に跨り此方の陣に屯し、番頭は采配を採つて指揮すれば、各列を正して騎出し、三度箭を放ち三所の的を射て乗過るに、其功拙の差紛紛として見えしが、既に吉良助太郎と和田源左衛門と只兩人のみ殘れり。此二人の壯者の藝術更に勝劣を分たず、究竟の者共なれば、衆人拳を握り息を詰めて傍目も振らず見物す。兩人は爰ぞ一世の晴なりと精神を勵まし、馬に跨りて騎射場に打臨む形勢、寔に勇々しく見えたりける。吉良助太郎は元來剛氣衆に超えて人に下る事を愧とする性質なれば、今日こそ渠に射勝て曩昔の譽を挫かんと一喝するやいなや、一鞭當てて馬を追出せば、時を移し張つめたる逸物なれば、只一趨に砂埃を蹴立てて宛も疾風の如く駈出す。助太郎は得たりと弓に箭番ひ一二の的を射中て、三の的の串を射貫きければ、人々叫とぞ感じける。次に和田源左衛門是に續いて乗出し、一の的を射中て二の箭を番へんとせし處に、如何したりけん、左の鐙を踏延し鐙と共に忽ち地上に撻と落ちたり、人々吐嗟と見る處に、和田は透さず馳寄つて、馬の轡面を取つて落ちたる鐙を拾ひ、徐々と埓の中を出口の方へ引戻し、扇形にて鐙を掛け閃と跨り、再び箭竝を繕ひ、以前の如く馬に輪を掛け眞一文字に追出し、一の的を過ぎてより聲を掛けながら腰の箭を取り、弓に番へ、二三の的ともに正鵠を射貫きしかば、吉德公を始め御側の諸士同音に「射たりや射たり」と感賞

と慌騒げど、源左衛門は曾て畏るゝ色なく面を正し、「人君言を出して信實無ければ號令行はれず、臣竊に圖るに、自今此器を毀ふ者有らば必定嚴科に處せらるべきならん。夫人の過失は其不意に出づるものにて、賢智愼厚き人と雖も其過失無きに非ず。且萬物始め有れば終有り、況んや土を以て造る器、何ぞ萬代不易と成らんや。萬一國家の柱石社稷の鎭撫と成るべきもの、誤つて此物を損ずる事有らば、是無くて事缺けざる玩弄の爲に有らでかなはざる寶を失ひ給ふ所、後世君を指して何とか言はん。故に臣蟲に同じ、無用の身を捨てゝ君の爲に無レ窮の患を除けり。冀はくは速に嚴科に所せらるべし」と誠心面に著し、憚る色なく云ひければ、吉德公是を聞給ひ、暫時默して居られしが、「予戯に一言を過ち、汝が諫を聞きて深く恥入つたり、今より益〻志を勵し、以來諫言の名臣と成れよ」と大に譽給ひ、御指料の御刀を賜はりける。斯くて數年を經て御側役に仰付けらる。其頃吉德公新に令を出し、毎年一度側勤の面々の武藝を御覽有りて、諸士の練磨或は怠惰を勵し督し給ふ。和田は弱年と雖も先輩の族に劣らず、毎年其賞を得て美目を施しければ、溫順なる者の其能に服し、其才智を羨み慕ひける。又勇敢の族は其能を妬みて其下に立たん事を恥ぢ思へり。一年例の如く騎射鎗劍の業を御覽有るべしと、老臣宰臣を始め武役に備る諸臣を從へ、例の設の席に著座し給へば、側勤の面々各〻裝束花

て御前を退きける。其後家格の老臣の面々は德川將軍へ拜謁の事終りければ、金澤より在番の諸士を數十名召登せ、大槻内藏之丞を在番の首領として、前田對馬守長九郎左衞門の老臣は皆金澤にぞ歸りける。

○和田源左衞門が事

茲に老臣前田對馬守が今度進め擧げたる御側役和田源左衞門が爲人を諦ぬるに、性質剛直にして然も才智賢明、文學に疎からず、武藝に長じ、内に忠肝を懷き外は溫敦たる行、實に過失無きの一壯士なり、初め若年にして小姓の列に在りし時、大殿吉德公然る方を招き給ふ書院の錺の中に、青磁にて象の形を摸したる水入有り、其作最も古雅にして品も凡ならざれば、吉德公殊に是を賞翫し給ひしかば、吉德公常に机の上に置きて愛し給ひける。一時扈從の者過つて彼水入を机の上より取落しければ、吉德公其者を大に叱り給ひ、「此器は予殊に愛する所なれば、汝等專ら意を用ゆべきに、麁略の擧動不屆なり、以後毀ひ傷る者有らば嚴しく罪を正すべきぞ」と宣ひければ、在合ふ人々大に恐怖して見えし所に、和田源左衞門傍より衝と寄りて机の下へ進むと見えしが、彼水入を取つて側なる柱に打付け微塵に碎けば、在合ふ面々這は奈何

予不肖なれども能く之を察したり、然りと雖も先君の寵遇殊に厚きを以て遽に職を轉るに忍びず、舊に依つて宰臣となし、德川將軍家の拜謁を許せしも、聊か先君の遺意を測りて爲す所なり。政事を一人に長く任するは良策に非ざる事、我深く是を曉れば、以後寬々處置すべし。必ず患とする事勿れ」と御心底を開きて仰せければ、對馬守御膝近く進みつゝ聲を低うして申上げけるは、「一言事を破り一人國を定む、吾君斯くの如く賢慮在りて倍々聖賢の傳に因つて御身を修め德を積給ふ事ならば、假令如何なる奸邪の臣有りとも、權を奪ひ私を營むべきの隙なく、國家の靜謐豫め知るべし。愚臣今に至りて初めて憂苦の思を解き申候。然りながら近年毒殺或は刺客に類せし禍手近く起る事も御座候へば、是亦忽せに爲べき所に非ず。夫に就て御側役和田源左衞門なる者は、其心剛直にして忠義を思ふ事老輩の者に劣らず、其爲人當家初めての忠臣今川仁左衞門が英武に彷彿り。已に今般先君姫川に於て一番の功を顯したる其賞として格式一等を進め給ひ、常に御側に差置れ候へば、君の御過失を匡し阿り諛ふの徒を怕れしむるに足れり。不幸にして不虞の變有りとも克く君を守護し奉らん者は渠に候べし。君能く是を計らひ給へ」と申上げければ、宗辰公大きに感じ給ひ、殊に先達つて思慮りし汝が詞、予何ぞ隨はざらんや」と御許容ありければ、對馬守は有難きを謝し奉り、夫より警戒數條を申上げ

上げ、將軍家の台命を待つ所に、同年九月將軍家へ宗辰公を召れて家相續相違なく仰出され、官位先格の通り首尾好く事濟みければ、宗辰公を始め藩中の者共始めて安堵し萬歳を祝しけり。偖又今般御相續に付き、當家の例として老臣の面々の中德川將軍家へ拜謁の儀を勤めけるに、宗辰公命じ給ひて「大槻內藏之丞は先君の寵愛を蒙り、數年勤功有るを以て假に老臣の列に加へて拜禮を成さしむべし」と仰せける、對馬守是を聞いて眉を顰め、宗辰公の御前へ出でて申上げけるは「御當家の老臣拜禮を勤むるには各其家格御座候て、其家に非ざれば假令老臣宰臣の職と雖も妄に是を勉むる事成らざるが例なるに、今度大槻を其列に加へ給ふは、渠何程の勤功有りとも正しく微賤より御取立を蒙る者なるに、舊家と同じく計はるゝに於ては、往古より數多の勳功を顯したる者共何の面目有りて勤仕を勵み申さんや。其儀は姑く差置れ、內藏之丞先君の御恩惠を蒙りて既に顯職に臨み、威權自ら其掌に屬し候に、今又君政事を聽給ふ始に當りて復び眷遇の厚きを累ねらるゝ事、恐くは國家安寧の基に非ず、冀くは賢慮を加へ給へ」と懇に諫め奉りければ、宗辰公元來儒道を尊まれて自ら其智を用ひず、人の言ふを喜び容給ふ賢君なれば、忽ち威儀を正して仰せけるは「汝國家柱石の臣なるを以て內藏之丞が遂には權威を恣にし、跋扈の擧動を引出し、我亦專ら渠に任せて偏り家政を亂さん事を思ひ忠諫す。

辨へ、强ち姦邪と指すべきの跡を見ざる故、默して今日迄過ぎぬ。足下如何なる良圖を施して渠が心術を發覺し、後の憂を絶たんとするや」と云ふに、土佐守礑と掌を打ちて、「天下の能者が見る所果して同じ、某が意素より斯くの如し。然れ共故無くして大槻を退けんとせば我輩偏執の心を懷き、君の逝去を幸として私の憤怒を晴すに紛らはしく、然る時は却つて渠が爲に寵愛を固くするの資を授くるが如し。只嗣君偏頗の御過なく、君たるの道を得給はゞ、奸邪の徒隙を窺ふ所なかるべし。又是に副ゆるに一箇の忠臣を以て侍き奉り、其足らざる所を補ひ、兼て君の守護とせば、急速なる患を防ぐに足らん。而して後寛々其密事を探らば、遠からずして渠が奸計の心を見破るべし」と互に忠肝義膽を吐き、密談に時を移し、已に雞鳴近くなりしかば、土佐守は別を告げて旅館を立出で、馬に跨り路を返す事十餘丁に及ぶ時、家從僕共追々馳來り、是より列を正して徐々と金澤城にぞ歸りける。

○加賀家代替の事

斯くて前田對馬守は土佐守と謀計を諜し合せ、翌日未明に旅館を發つて他の諸老臣と倶に道を急ぎ、日を經て江戸屋敷に著し、吉德公の逝去を悼み申上げ、又佐渡守宗辰公御代替の事を申

の基偏に內藏之丞が一身に與る所と察しければ、只一騎馬に鞭打ちて諸老臣の跡を追ひ、其夜初更の頃に至り前田對馬守が旅館に馳著き、「前田土佐守密事有りて參著せり」と通じければ、對馬守大に駭き、直に深密なる一室に請じ、人を避け眉を顰めて、「貴君は國家の元老として國を守るの大任なるに、奈何なる御大事有つて只一騎輕々しく玆に來らるゝや、敢て其意を安んぜず。願はくは速に其來意を聞かん」と心急くまゝ尋ねければ、土佐守少し笑つて、「足下然のみ驚く事勿れ、不佞自ら來る事は他に漏れん事を恐るゝが故なり。卽今眉を燒くの急務に非ず、其故は、主君の逝去は馮河の戒を犯し自ら招き給ふ所の禍なりと雖も、凡そ英邁の主は群臣に事を任せず、獨斷を以て萬事を務め制し、祖龍漢武の覆轍を踏み、禍蕭墻より釀して其終を善くせざるの類、某が目前見る所多し、方今嗣君代替を襲給ふべきの大切の所なれば、豫め不虞の備無くんば有るべからず、因つて足下と商議を爲さんが爲に此所に來れり」と申しければ、對馬守膝を進め聲を低うして、「足下の憂と爲る所は、大槻內藏之丞が寵の衆に越えて擢撰の群に拔擢でたるを志慮るに非ずや」と問ひければ、土佐守是を聞き歎息して未だ言を發せず。對馬守、「然在る時は某不肖なりと雖も老臣の家格を汚し、常に國家の安否を念とし、內藏之丞に於ては趙高李斯の思をなす事久し。然れども今渠が所爲略宰臣職の務め方を

衞す、假令老臣の方々たり共符牒無くては通し難し」と云ふに、前田土佐守礑と白眼み、「一切符を事とするは家士の迯失するを拒ぐが爲なり。我國の元老として只一騎境を出づる急事に、奚ぞ符牒を携ふるの暇有らんや」と罵りければ、役人等は此勢に辟易し毫し猶豫せし其間に、土佐守は忽ち鞭を揚げて關所を衝と駈抜けて、對馬守をぞ追ひたりける。

○前田土佐守前田對馬守の旅館にて密談の事

善を陳べ邪を閉ぢて禍を未だ萌さざるに防ぎ、國家天下を泰山の安きに置くは、所謂社稷良臣の事業なり。故に云ふ國に賢臣なきは國に非ずと、實なるかな、秦の穆公五羖大夫を得て覇業を中國に振ひ、楚昭申包胥に頼りて既に亡ぶるの宗社を復す、往古今來其經驗赫々として青史に殘れり。創業の君守成の主、常に之を思はざるべけんや。扨も加賀吉德公は姫川に於て賊臣大槻内藏之丞が毒手に罹りて逝去し給ふと雖も、藩中の諸臣渠が隱謀たる事を敢て知らず、專ら嗣君佐渡守宗辰公へ代替を急務なりと諸事差置き、老臣前田對馬守、長九郎左衞門、宰臣村井主膳、西尾隼人、大槻内藏之丞の五名金澤を發足せし後、加賀家貴戚の老臣前田土佐守獨り大槻を疑ひ、側役和田源左衞門、前田兵左衞門を竊に招きて姫川の始終を聞いて、國家治亂

らるゝ事甚だ以て不審の事なり」と逐一委しく咄しければ、土佐守は大に驚き、「我久しく内藏之丞を疑ふと雖も其端をだも得ざる所、彼曲者の事を深く隱し、事に假託けて足下を閉居せしめたるを以て、渠が姦計なる事大概計り知られたり。然れ共聢とせし證據も無くして妄に事な發し難し。思ふに嚮の曲者は大槻が用ふる所の者ならば、定めて當國か江戸の兩所に徘徊すべし、且足下閉門の上は他に見知る者なきを以て心を弛さん、是渠を捕ふる屈竟の時なり。足下今より表面は閉門の體にもてなし、密に他に出でて彼曲者を專ら尋ね捜さるべし」と言へば、前田は大に悦び、「某嚮に彼奴を取逃し、今に於て遺恨に存じ候所なれば、草を分けても探し索むべし。少しも御心遣ある可からず」と言へば、土佐守は前田に對ひ、「大槻内藏之丞既に不臣の端を顯すに於ては、不虞を防ぐの設無くては叶ひ難し。故に我今より馳せて對馬守に事を議り、其後に言詑くべき大事あり。足下能く是を勉むべきや」と言へは、兵左衛門奮然として、「國家士を養ふ事百年、是を用ゆる事一朝にあり。若し仰付けらるゝ事あらば、死を誓つて成就仕るべし」と云ひたりける。玆に於て土佐守は直に馬に跨りて對馬守に追著かんと、鞭を加へ逸散に馳せけるが、曉近くに至りて金澤の東口の關に到り、「前田土佐守急ぎ用事有つて罷出づるなり」と呼り通り拔けんとす。關守の役人走來り馬を止め、「我輩其職を受けて此所を警

ねければ、源左衞門答へて、「某別段に異變る儀と存ずる事も是なく候へ共、其際の御馬の物駭の體裁尋常に事變れり。前田兵左衞門は某と共に君を救ひ奉らんとなして、遽に我君を捨てゝ岸に上り候へば、必定仔細も有るべしと察せしゆゑ、訊ね問はんとなせし中、嚴しく閉門申付けられ候へば、渠に尋ね問ふ道もなく、今に於て不審晴れざる事なり」と云ふに、前田土佐守は眉を顰めて「前田兵左衞門に係る事有らば、其仔細を聞正せし上賞罰すべき儀なるを、餘の側役と同樣の旨越に披露して其罪を定めしは、全く内藏之丞が心術の測り難き一つなり」と、其夜前田兵左衞門を閑室に招きて姫川の仔細を尋ね、「足下遽に岸に上られし樣子審かに明されよ」と言ひければ、兵左衞門土佐守が側に居寄りて、「然ればにて候、某姫川に於て衆と共に君を助け奉らんと水中に飛入りし際、曲者有りて水底を潜り岸に上る體を見付けし故、君の方を捨てゝ續いて岸に上り召捕へんと挑み爭ひ、竟に渠が短刀を奪ひ取り、既に組敷んとせし時、渠も強力にて某が手を振放し、再度水中に飛入りし故續いて飛入り捉へんと爲せども、渠は裸身、某は衣類に水湛へ、進退自由ならざる故、殘念ながら是非なくも引返し、其旨を大槻氏へ告げし所、思ふ仔細の是有れば必ず他言すべからず旨堅く申付けられ候なり。某曲者の面體を見覺えし事なれば、穿鑿の役をも申付けらるべきに、側役の人と共に閉門せ

て金澤迄御歸城なし給ひしかば、在國の諸老臣を始め悉く登城して評議をなし、典藥の面々は云ふも更なり、國中の名醫を呼び種々治療に手を盡すと雖も、急所の打傷甚しく醫療も其效驗更になく程なく逝去し給ひければ、大小の諸臣は闇夜に燈火を失ひし心地して、歎き悲むと雖も、返るべき事ならねば、其旨を將軍家へ御屆有つて、御嗣君佐渡守宗辰公へ御代替を請はん事專要なりとて、老臣前田對馬守、長九郎左衞門、宰臣村井主膳、西尾隼人、大槻內藏之丞の五人卽日金澤を發足なし。道中を急ぎて江戶表へ赴きける。爰に老臣前田土佐守は曩に玉井市正に言付けて江戶屋敷變事の始末を聞きしより以來、心中竊に大槻を疑ひ、數年心を付けて其所爲を窺ひ居けるに、今度姬川を渡り給ふ際其危きを諫むると雖も、强ひて乘入れ給ふに及び、自身守護をも成さゞる上、水上に人數を置きて水勢を沮ぐの備もなさず、僅の傍役にのみ任せ置きし事を聞いて大に怪みつゝ、密に動靜を探らんと思はれしかど、吉德公の御遺例に依て其隙を得ず、吉德公の御尊骸御葬式も相濟みて後老臣年寄の面々等江戶表へ發足せし故、暫く閑暇を得たるにぞ、其夜我居宅に歸りて和田源左衞門を竊に招き問ひけるは、「今般君姬川を渡り給ひ變事有りし時、大槻內藏之丞が所爲某に於て少しく心得難き所あり。足下正しく御供にあれば、其際の動靜を委しく知らるべし。若其際に當りて異變る事は無かりしや」と尋

へつゝ岸に上りて歩み行く故、前田は曲者逃さじと追付き手捕にせし所、渠又川へ飛入りければ、前田も續いて飛入りしが、渠は裸身此方は衣類に水湛へて、働自由成らざる上、前田は水練を能く爲ざれば迚も叶ひ難く思ひてか、渠が短刀を奪ひ取りて再び岸に泳ぎ上り、短刀を携へて歸り來り、事の次第を大槻に告げければ、内藏之丞態と驚きし體にて聲を密め、「我思ふに、今日の事先年江戸屋敷に於て刺客を入れし同類ならん、不臣の輩を搜るには是屈竟の手掛なれども、途中に於て斯の如き事有りと沙汰有りては、國家の政事治らざるの誹謗を招かん。此事に於ては某深き思慮あれば、足下も此事深く祕し、某より重ねて御談示申す迄は決して人に沙汰すべからず」と、前田が口より他に漏れん事を堅く溜めて、彼短刀を我方へ取上げ置き、猶も事の洩れん事を恐れければ、金澤に歸るが否や、此度御供に從ひし者を始め、惣役の中にも事に後れしを名として夫々咎を申付けたりとぞ。大槻は夫より諸老臣へ御旅中の事共委細に物語り、己が罪の露顯れざる事を謀りける。

○前田土佐守一騎關を踰ゆる事

却說宰相吉德公は、叛臣の爲に越後の姫川に於て難に遇ひ給ひ、御惱以ての外強く、漸々にし

各輩川に飛込み〳〵我劣らじと渡りけるに、思ひの外水勢強く、中流に至り各馬の跡立兼て浮つ沈つ渡したり。然共吉徳公は性質剛強に在す上に、御馬術にさへ妙を得給ひし事なれば、側役等を追越し給ひ、水を切つて三四間先の方へ進み給ふ。此時野路井又助は疾くより彼方の堤際の茂りし柳の中に身を隱し、目をも放さず窺ひ居しが、斯くと見るより時分は能しと、裸身に短刀を差込んで川に颯と入ると等しく水底を潛り、吉徳公の騎り給ふ御馬の後足を聢と捉へ、拳を固め短刀にて二刀刺しければ、何かは以て堪るべき、馬は遽に跳上り横に𠹭と倒れしかば、剛強妙手の吉徳公も不意の事に堪りも敢へず、馬諸共に水中に陷入り給ふに、側役の面面此體を見て大に驚愕き君を救ひ奉らんと我先にと水中に飛入りたりし其中に、和田源左衛門は速くも水底へ潛り入り、君を救ひ出し脇に抱き、辛うじて向ふの岸に到る頃、大槻を始何れも追々と流れ著き、先吉徳公を川面の小家に入奉り、典藥御藥を調合して進め奉ると雖も、多く濁水を呑給ひ、其上に御落馬の時御刀の鍔にて御胸を強く打給ひし故、其御惱み甚だしく、早速に御快方有るべし共見えざれば、途中よりの御急病と稱しつゝ徐々金澤へ御歸城をなさしめ奉りぬ。此時御側役前田兵左衛門水中へ飛入り君を助けんとせし時、正しく水底に人在りと見てければ、先君の方を捨置きて渠を直追に逐行きしに、渠三町許水下にて裸身に短刀を携

るまじと思ひて、態と吉德公の御前に出で、「此川の體を見るに、水勢甚だ烈敷して御馬上にて越給ふ事叶ふまじ、急ぎ御船を申付け候はん」と申上ぐれば、吉德公笑ひ給ひて、「汝騎馬にて旅行せしは此度が始めての事なれば、然こそ思ふも理なり。予は屢此川を渉りて水勢の强弱瀨の深淺は能く知りたり。往昔佐々木四郎高綱は雪解に水增す宇治川を馬にて難なく打越したり、兄の盛綱は藤戶の海を是又馬にて渡りたり、況てや僅是許の川を殊に身輕にて渡らんに、何程の事か有るべきや。汝怕しく思はゞ心任に致せよかし、予は馬にて越すべし」と仰せられつゝ、川岸へ早くも馬を進めらる。是內藏之丞が謀計にて、吉德公の御氣性を日常能く知りてあるゆゑに、必ず諫を容る時は却つて馬にて渡り給ふと圖り知りて斯く激す所なり。此時御小姓頭和田源左衞門御側役前田兵左衞門御馬前に出で、「只今內藏之丞が申上ぐる如く、水勢餘程烈しく見え候へば、臣等瀨踏を仕り候べし。暫時待せ給へ」と云捨てて既に馬を川中へ颯と乘入れしかば、吉德公是を見給ひ、「何條瀨踏に及ばんや」と續いて川に乘入れ給ふ。是に依て御側役三浦藤田青木春藤抔十二三騎馬を一齊に乘込んで吉德公を中に圍み、左右に隨從ひ水を切り勢込んで渡つたり。其他の同勢も殿の馬にて涉り給ふ事なれば、何かは猶豫成すべきぞ、

人眼を驚かせり。御旅中の御供の中に大槻內藏之丞は重役なれば行列に連りしが、豫て期したる事なれば竊に又助に告知らせ、其身は駕籠は氣詰なりとて態と騎馬にて御供をなしければ、吉德公は內藏之丞が體を御覽じ給ひ、毎になき內藏之丞さへ騎馬なるに、予何ぞ婦女子の如く駕籠に乘るは長氣なしと、晴れたる日には必ず騎馬にて旅行なし給ひ、日を經て越後と加賀の堺なる姫川に差掛り給ひける。偖も大槻內藏之丞は曩に雛次が爲にお貞の方よりの密書を奪はれ、事既に露顯に及ばんとする時に、奸智の辯舌を震ひ君を欺き暫く其難を免るゝと雖も、御歸國の上は定めて吟味の事嚴重に命じ給はん、其際は本國に明智の者在りて事の顯れんも量り難く、勢之助殿身分の事は我に任せ給ふとの御證書は取置きたれ共、是とても此身吟味に遇ふ上は所詮事の成就覺束なければ、御旅中に於て君をさへ弑する時は、お貞の方の一條は人の知らざる所なれば、其難を無事に遁れ、御證書を以て、後に計ふ旨あれば此際を外すべからず、とて野路井又助と謀し合せ、道中の川々に於て事を計らんと附狙へども、折節五月雨の頃なれば雨勝にて、川水高く勢強ければ、馬の足立難く、皆引舟或は蓮臺にて越し給ふ。又小川にては水淺くして身を匿すべき所もなく、兎角する內早姫川に到り給ふに、前日の暴雨にて水嵩增り水勢殊に烈しと雖も、一體大河ならざれば馬の足の立難き共見えず、其上少し濁あ

て後と思ひしに、誤つて斯に至り、却つて汝が怒を引出せり、是我不明の科なり。此上は偏に汝が力を恃むべし、今如何なる手術を用ひて事を成すや」と問へば、又助小聲になり、「臣熟思慮を運し候に、道中旅館に於て刺客の謀計を爲さんは最易けれ共、左在りては事胡亂に隕ちて、御供の首領たる主人の患を招かんも計るべからず。幸大君馬を好み給ひて多くは騎馬にて川を渉り給ふと承れば、程能き所にて水中に躱れ、馬の足へ傷けなば馬は驚きて躍り蹴ねん、然らば何程馬術に熟練せらるゝ共爭か堪へ給ふべき、忽ち水中に陷りて害を受給はん事必定なり。斯の如く事を不意に發さば、衆人刺客の所爲なる事を曉らず、是萬全の謀計に候はん」と言へば、内藏之丞是を聞きて大に悅び、「此謀計究めて妙なり、我趣巧爰に過ぎず、事成就の上は重ねて恩賞を與ふべし」と、其夜は密計を謀し合せ、「歸國の日限極らば告知せん間、密に附從ひ來るべし」と堅く約して我居宅へぞ歸りける。

○吉德公姬川にて凶變に遇ひ給ふ事

扨も延享四卯年、加賀宰相吉德公には江戸在勤の日數畢り、四月中御國許へ御立あるべきを、少々御故障の事有りて五月上旬江戸表を御發駕あり。其御行粧武威を示し、其嚴重なる事諸

結びて專ら其地位を固むるの設をなす所、不圖も其端君の御聞に達し、御歸國の上事を糺さるべしとの旨趣なり。我竊に是を聞きけれど、迚も遁るべきの道も無く、深く心神を苦むる所なり。汝良謀計も有らば知らせよ」と云へば、又助傍へ摺寄り「其事の端を人々多く知り候や」内藏之丞「否君既に知り給ふと雖も、餘人は未だ知る事なし」又助席を進み聲を低うし「然らば何の難き事か候はん、君當地より金澤迄歸り給ふ御途中にて刺客の計策を用ひ、大君を害し給はゞ、其事は自然止むべきに、何故是を思ひ給はざるや」と云へば、大槻驚く體にて「我假令罪を受くる共何ぞ斯る大逆を思ふべき、汝再度此事を云ふ事勿れ、我別に良策を運らすべし」と云ふに、又助聲を勵し「夫は云甲斐なし、罪の遁れ難きに及んで君を弑する者其例尠からず、主人常に我輩に示して、大丈夫芳を百歳に流す事能はずんば、臭を萬年に貽すべしと仰せられずや。然らば此事に於て疑議し給ふべからず、必定他人に泄れん事を恐れて容易に某に言ひ給はざるならん、某不肖なり共亦大丈夫たらん事を希ひ、奚ぞ禍を恐怖れて事を避くべきや。今目前に誠心を露し御主人の疑念を晴し申すべし」とて忽ち左の手の小指を口に啣んで嚙切りければ、内藏之丞驚きて又助を勞り耳に口を寄せて「我素より汝が他意なきを能く知る故、此事を托せん爲に斯く夜深く來ると雖も、大切の事なれば姑く詞を設け、汝が意を試み

斯くの如く御認め有つて御名の下に御印を捺て賜りければ、大槻は有難しと式禮し、猶も辯舌を以て殿を欺き御書を懷中にし、獨笑して退きけるは、大膽不敵の姦賊なり。

○野路井又助が事

扨も大槻内藏之丞は己が密事の顯れんとするに及んで、忽ち姦智を以て吉德公の疑念を解き、隙に乘じ言を巧にし、勢之助殿の身分を己に任せらるゝ旨の一紙を乞受け、奸計成就せしと内心に悦び、猶も此後の事を謀らん爲其夜風雨に乘じて密に邸を立出で、家來野路井又助が隱家に至りける。抑此又助と云ふは、嚮に間者の計策に用ひ、其後身を隱さして江戸近なる或村里に忍ばせ置き、扶持を贈りて養ひしなり。又助は思ひ設けぬ主人大槻が風雨を凌ぎ來るに驚き且喜び、頓て一室に請じ有合ふ酒肴を調へて禮を表し、獻酬畢つて後問ひけるやう、「御主人には御大切なる御身を以て御從者をも召連れられず、夜深に御來臨なされしは、察する所定めて御急事有りて私へ仰付けらるべき御用にても候や」と言へば、大槻云ひけるやう、「否申付くる仔細有るに非ず、此事を相談せん爲なり、其故は我君の御取立を受くると雖も、我身元原賤しければ終には御寵愛の失はん事を恐れ、嚮に汝を用ひて間者の術を行ひ、此頃亦奥向の者と因を

深く恐るゝ所なり。若吟味の事を任せ給ふに於ては、勢之助殿御身の事をも私の取計ひに任せられ候との御證を賜はらば吟味に遲滯なく、臣が心置く所なうして理非を相正し申すべきなり」と言上しければ、吉德公は暫く御思慮の體に在せしが、何共仰出されざるも大槻が謀計とは知り給はず、結句内藏之丞が奥向の不體裁を疾くより知りし事よと感ぜられ、少しも疑ひ給はずして、歸國の後は速に諸事の吟味を大槻に任ぜられんと思しけり。然共今大槻が言辭に、勢之助殿の御身の上をも任せ給はゞ心置なく吟味せんとの答に少しく疑ひ起り給ひ、暫く思慮を廻らされけれ共、素より御寵愛の事なれば忽ち曉りて宣ひけるは、「予は貞に罪有りとて何ぞ無智の小供に怒を移すべけんや、汝が請ふ所未だ萌さゞるの禍を防ぎ、臣たるの禮を重んずる所なれば默止すべきに非ず」と、有合ふ料紙を取出され、一紙に認めて内藏之丞に與へ給ふに、大槻は押戴きて是を見れば、

今度内々の用向申談ずる事有るに依て、以後勢之助身分所置の儀は其方に任せ候間、心置無く取計ひ申すべき者也。

月　日　御名

大槻内藏之丞

そ早く報げられたり」と深く其恩を謝したりしが、頓て淺尾が歸りし後一室に籠りて終夜思慮を廻し、一つの謀計を案じ出して、翌日吉德公の御前に出で「臣前年より穩密に心を配り不臣の族を搜り索め候に、去年御國御發駕の前に不圖承り出し候事是あり候故、速に其筋を探り糺し候はゞ、自然に不臣の族も相知れ申すべくとは心付き候へ共、其事奥向御親近の所に關り候へば、容易に吟味を加へ難く、其上萬事閙しきに碍へられ心ならずも延引仕り候。最早君御歸國なし給ふ期も近きに在れば、豫め思慮を廻らし、歸著の後は急卽に事を糺さんと決心仕り候へ共、妄に奥を犯さんも憚り有れば、一應は御賢慮を伺ひ奉り候なり」と眞しやかに申上ぐれば、吉德公はお貞の方の密書に大槻の名前無ければ、內藏之丞なる事は神ならぬ身の知り給はず、扨は閨門の事を疾くより知りたりと思召して、此程の疑念を少しく散じ、內藏之丞に對ひ給ひ「汝が申す所は貞が無行狀の事ならん、予も已に是を知れり、汝國に歸らば速に糺問を加へて分明に事を糺し、親近の者とて決して容赦を加ふべからず」と宣ふ言葉に、內藏之丞仕濟したりと心に打笑み「仰の旨趣畏り奉り候、然りながら君寵に勢之助殿成長し給ふの後は臣下の列に加へ給ふべしとの仰あり、是を以て見る時は勢之助殿を愛し給ふ事既に他の御公達に遙か劣れり。然るに其母儀罪あるに極らば併せて勢之助殿を廢し給ふの御意生ぜん、是私の

冷しける。然れどもお貞の方よりの往復の書は現に其名も記してなし、且文體も隱語なれば、假令他人の見たりとて其仔細分明ならねど、若し其筆跡を知る者の手に入りなば事を破るの端と成るべしと獨沈吟じ居ける所に、侍女一人入來りて「只今淺尾殿御出なり」と告げければ、内藏之丞は近側の物を片付け居間へ通し、互に寒暖の挨拶畢りて内藏之丞扨云ひけるやう、「珍しき御入來何事なるや」と問へば、淺尾は答ふる樣「今日御代參に罷出で候へば、序ながら御起居をも伺ひ奉り、亦密に申上ぐべき事有りて參上致したり」と云ひければ、内藏之丞其意を曉り、侍女を退け淺尾を傍近く招くに、淺尾は聲を低うして「私弟罪に依つて已に御暇賜はるべき所、其許樣の御蔭に因て其儀もなく、剰へ斯く立身せし事全く御執成に依る所なれば、此御恩を報ぜんと心に誓ひし其折節、密計の事をうち明され、且御依賴を受け申して密に奥向の萬事を窺ひけれ共、是迄申上ぐる程の事も見聞かざりしに、夜前御次にありて大殿の御樣子を伺ひしに、文の如き物を取出し給ひ再三操返し視給ひて、貞を糺さば速に知るべきなれ共、怜悧たる内藏之丞が此事を搜り得ざるこそ返す〴〵も不審しと獨言し給ひぬるは、正しく御身に係りし事と存じ候へば、早速是を御告申すなり。思ひ寄り給ふ事有らば、速に御思慮を廻し給へ」と呟きければ、内藏之丞思はず色を變じ、「我其事に因て深く心を痛むる時なり、能くこ

感じ、我見抜きし天晴女と心に大に喜びつゝ、吉德公の御側に人なき折を伺ひて御前に出でて機嫌を圖り、去年御國許にて簪を拾ひしより今日に至る迄の大概を述べ、彼密書を差上げければ、吉德公是を取上げ給ひ再三御熟覽なし給ひ、「汝其職分に毫も背かず、能くも心付きたるぞ、予今此書を能く見るに、只姦情を通ぜし成らず、正しく密事を示し合せし文體なり。最も隱語を以て認めし故其仔細分明ならざれども、察する所貞は予が寵の衰へしを恨み、不臣の族と姦情を通じ、其計策を受けて予を害せんとするに極つたり。爰を以て見る時は、渠人と通ずるを婦女の汝等すら度り知りて心を千々に碎きけるに、內外の政事を掌る身の大槻內藏之丞が夜中外人の猥に忍び入るに心付かざるも不審の一つなり。此事に就ては歸國の後予自ら事を糺さん、先夫迄は深く祕して必ず人に漏す勿れ」と固く口留し給ひしかば、玉笹承りて其事を色にも出さず、猶も雛次へ通じてお貞の方の動靜を只々探らせける。偖又大槻內藏之丞は斯る事ありとは夢にも知らず居たる所に、一日金澤の吳服屋某より書狀一通到來せしかば、是お貞の方よりの密書ならんと人無き所にて竊に披き見るに、狀函のみにて物無ければ、大槻大にうち驚き、若哉彼方の過誤ちにて取落したる事もや在らんと、封印を能く改め見るに、其形毎に異なれば、是は正しく半途にて人の奪ひ取りしもの成らんと、さしも大量の內藏之丞も大に膽を

認め懸りしに、婢女は承知をして、「オヽ夫よ、私も未だ仕殘したる事の候へば、緩々御認め遊すべし」と持て來る一つの帛紗包をば預け置きて出行きぬ、雛次は急ぎ文を認め、婢女の來るを待つ中に、彼帛紗包を能く見るに其形文函に似たりければ、爰に於て不圖夜前の事を思ひ出し、若しもや手掛りの事や在らんと密に是を開き見れば、桐油に包みし狀箱に素木の牌を一つ添へ、別に吳服屋何某へ藤枝よりの添書あり、此品を每度の如く計らひて密に屆け給はるべしとの旨趣なれば、雛次は點頭き手早く包を解開き其中を見れば、此は如何に、堅く封ぜし其書狀に異名をばしるし付けたり、主は現に知れね共、正しくお貞の方の筆跡なれば、天の與と悅びて其狀を奪ひ取り、舊の如くに狀箱を包み、何氣無き體にて居る處へ、以前の婢女は歸り來りて雛次が文を受取りつゝ、彼包を持ちて出行きけり。

○大槻內藏之丞謀つて吉德公の書劵を乞ふ事

斯くて雛次は不圖も密書を得て密に披見るに、正しくお貞の方より因ある方へ贈る文體なれば、得たりと獨悅びて此方の動靜細微と書認めて彼書を添へ、即日江戶の玉笹方へ密に是を贈りたり。此書日ならずして江戶へ著しければ、玉笹は熟是を見るにつけ、雛次の智惠の疾きを

思慮を廻らすに、お貞の方文を認め居給ふに誰か至りて窺ふ者有らんや、只文の往復を仕給ふべきは、君の御機嫌を伺はるゝと我宿の安否を訪るゝより外に書くべき事あらず、夫ゆゑなら ば假令人の見れば迚さして愕くべき譯にも有らぬを、然はなく我遙此方より窺ひ見たるに、遽しく驚きし動靜こそ不審なれ、思ひ中に在れば色外に顯るゝの譬あり、且つ又夫程に隱すべき事あるに、藤枝殿のみを招かるゝも不審なり、我は玉笹殿の依託を受けてより稍一年餘になると雖も、今に至る迄何の一つ疑はしき事無きを思ひ見るに、必定私情を通ぜらるゝ人は今江戸屋敷に住はれて、其方へ贈らるゝ文なるべし、斯る事を心付かば疾くに玉笹殿へ通じ申し、又詮方も有るべきものを、徒に月日を過せし事の悔しさよ、然は云へ彼文を熟見ざれば、夫といふ實否も定め難し、亦證據とも成るべき品とてもなし、何卒して彼文を密に見んものをと、其夜再度お貞の方の部屋に到り、中老藤枝が部屋をも訪ひて、近側の道具はじめ隈々に心を著くれ共、文の狀に似たる物は在らざれば、早く取隱し給ひしもの成らんと、何氣なく挨拶して立歸り、竊に工夫を凝しけるに、翌日に至り藤枝の婢女雛次が部屋に入來り「御出入の呉服屋何某方へ參る序あり、御宿許へ何ぞ御用も候はずや」と問ひしに、雛次は折柄に思ひ出せる事有りてか、「其は幸の事なりき、宿へ文を一通屆け給はるべし。暫時待ちて給はれよ」と硯引寄せ

章てゝ竊に藤枝を打招き、有りの儘を物語り、簪の不足せし事を告げければ、藤枝是を聞きて、直樣に己が部屋より廊下を始め、庭廻飛石の隅々に至る迄周く捜し索むれ共、絶えて其跡だにも在らざれば、必定是は拾ひ取りたる者有るべしと以ての外に驚くと雖も、現に尋ね問ふべき事にも非ず、亦打捨て置かんも事の破れ成れば、兎やせん角やと心を痛めしに、或夜侍女雛次事によそへ密に此簪をお貞の方へ贈り返せし故、お貞の方は云ふも更なり、藤枝諸共大に悦び、玉笹が方便とは夢にも知らず、渠を懷け置かば以後事有らん時の爲にも成るべしと、夫となく物を與へつゝ只管其心を結ばんと計りける。雛次は元來望む所なれば、此方よりも親しく屢〻往通ひて其動靜をば窺ひ探れど、内藏之丞は江戸在勤の事なれば異しき事のあるべき樣もなく、徒に月日を送りける内、其年も疾暮れて延享四年の夏とはなりぬ。或黄昏雛次はお貞の方の機嫌を訪ふべしと何心なく居間に到るに、お貞の方は硯に對ひ何か深く物案じの體にて文を書きて居たりしが、今雛次が來るに駭きて遽しく文を隱せし其體の、何とやらん狼狽へたる形狀なれば、此は折惡しゝと思ひつゝ、「又後刻に參るべし」と挨拶なして立歸るを、お貞の方は呼返し、「御身彼方へ往かれなば、彼の藤枝殿お手透ならば參り呉れ候樣に言傳て給ふべし」と云へば、雛次は諾ひて其言傳を藤枝に通じ、己は部屋に歸りける。元來利發女子なれば、熟〻

者に候へば、假令不調法是あり共一度は御宥免有るべき儀なり。況てや今度の事は喜十郎が一時の心得違にて、淺尾の曾て知らざる所に候。元來人心の同じからざる其面の如く、父子兄弟といふと雖も善惡邪正皆異なれり、彼の喜十郎が兇惡に因つて罪なき淺尾を捨て給はん事是仁君の政事に非ず、願くは再度賢慮を加へられ給へ」といふ詞に一理ありければ、吉德公にも實もとや思召されけん、喜十郎は罪せらるゝも淺尾には別に沙汰もなく、其儘奥にて召使はれしかば、淺尾は此事を聞傳へて大槻が恩を深く感じ、事の序に大槻が宅に到り深く恩を謝しければ、内藏之丞は淺尾が恩を感ずるの情を測り、遂に密計を託みて奥向の萬事を窺はせけるとなん。

○侍女雛次密書を奪ふ事

却說お貞の方は豫に老女藤枝が計ひに因つて、大槻内藏之丞に色情を以て反心を通じ、寄々密計を謀り、藤枝が部屋にて奸淫を恣にせし所、廊下にて人音するに打驚き庭傳に我が居間へ走歸り、夜明けて後に始めて簪の落ちたるに駭き、扨は昨夜迯迷ふ砌拔落ちしか、若し是を拾ふ者ある時は見覺ある簪なれば、其時顏は見せざれ共、我なる事を知られんは必定なりと心悶

も我を辱めたり、今日は尋常の勝負を爲すべきなり」とて、刀の柄に手を掛けて罵りけるが、梁川武内は心に笑ひ、喜十郎は例の酒に狂ひしと察し、詞を掛けんも面倒なりと人込の中へ遁れ隱るゝを、喜十郎は益〻怒りて迯さじと血眼に成りて尋ね巡るに、折しも加賀家の輕卒三人連だちて來る中に、衣類羽折等迄も彼の武内に似たる者有りけるを酒狂の眼に見誤り、「汝武内め覺え居るか」と聲を掛けて背後より大袈裟に斬倒しければ、殘る二人は大に驚き、此奴亂暴者なりとて折累りて喜十郎を組留め、刀を奪ひ取りて其意趣を問ふに、喜十郎爰に於て始めて其人違なる事を知り、此は大變と迯げんとすれども二人は少しも動かせず、頓て屋敷に人を走せ、斯く〳〵と告げたりしかば、加賀家の諸役人出來り、死骸を篤と檢査めし後喜十郎を引いて屋敷へ連返り、始終を案問せし處、全く人違と究りしかば、此旨大槻内藏之丞より吉德公へ申上げければ、吉德公大に怒り給ひ、「小笠原喜十郎事俸祿を遣し置けば家士同樣なるべきに、其恩ある屋敷の者を斬りたる條言語同斷不屈なり。渠を死したる者の代りに、屋敷にて罪に行ふべし。且親族なれば淺尾にも暇を遣すべし」と仰せられけるに、内藏之丞は豫て思ふ所存も有ればば重ねて申上げけるやう、「喜十郎の不屈は申す迄も候はず、仰の如く罪を加へられて然るべし。併しながら姉淺尾は年來勤向貞實に、且女ながら武藝に熟練し、姫公の御師範をも仕りし

業に疎く、其上性急にして心暴く、屢門人を打擲せし故門人等恨を含んで疎みけるを、高弟梁川武内と云ふ者是を聞知り、或日諫めて云ひける樣「若先生には大先生の法を得て能く其術に達せらるゝも、未熟の者を教導き給ふに稍もすれば打擲し給ふ事、是先師の仕給はざる所なり。斯くの如くにては、到底教を受ける者は恐怖して修行を勵まぬものなり。此事に於ては以後御心を用ひ給ふべし」と云ふに、喜十郎大に怒り「我若年なれ共一家の師範たり、其門人を教ふるに何ぞ人の指揮を受けん、汝父の高弟なるに誇り我を恥かしむる共、業に於ては何ぞ汝に劣らんや」と、在合ふ木刀を取つて梁川めがけて打て掛れば、梁川は愕き避けんとなせ共、喜十郎は疊みかけて撃ちける故、今は武内も止む事を得ず、扇子を以て是を接ひ、竟に木刀を打落すと等しく、其手を取つて働かせず。「某決して足下を侮るに非ず、先師の好誼を思ひて申すなり、必ず惡しく聞給ふな」と強ひて異見を云ひければ、喜十郎心には益怒れども、斯く撃しかれし事なれば、其麁忽の擧動せしを深く謝して其場を濟しけるとなん。其後二三日を經て、二十五日湯島天神の緣日なれば參詣の人も最多く、喜十郎も其日は稽古を早く仕舞ひて彼緣日へぶら〳〵と出掛け、近邊の酒店に入りて多く酒を飲み、黄昏に至り其所是處と徘徊しけるに、不圖も途中にて梁川武内に出會うたり。喜十郎大酒の折なれば忽ち怒を發し「汝此間は克

て打擲せしは、是此事を屬託まん爲なり。御身今より深く我を恨むの形狀をなし、亦我後の證據にと拾ひ取りし簪を祕し置きし體に持なし、我江戸へ行きし跡にて竊にお貞の方に返されよ、然ば彼の力にも御身と我は恨を含むを知りて方便とは思ひも寄らず、御身をば彼方の爲に成る者と思ひて自然に心をゆるさん。其時萬事心を注け實否を能々探り呉れよ、彌不義の證據有るならば速に江戸表へ告知らせよ」と始終の事を詳に示して彼簪を渡しければ、雛次は涙を潸然と流し大に悅びて云へる樣「今日不レ計も麁相致し御怒を受けしゆゑ、深く心に懸りしに、然る御大事を人も多きに、年若の此私へ御任せられ候思召の程、何と申上ぐべき詞もなし。此上は仰に從ひ那方樣をお恨み申す體に持成し實否を糺し、頓て動靜を申上ぐべし」と信實を表に顯して領掌しければ玉笹は大に悅びて安堵なし、程なく江戸表へぞ赴きける。爰に又江戸屋敷にて中老職を勤むる淺尾と云へる女あり、此者元は湯島天神の門前に住居て劍術の指南せし小笠原武左衞門と云ふ者の娘にて、婦人ながらも其父の道を傳へ受け、劍術鎗の業に鍛練せしかば、此事早くも吉德公の御聞に達して先年渠を召抱へられ、其親父へも御扶持を賜りて御息女の師範と成給ひける。御息女は他へ嫁し給ひて後今の職に移されける。然るに淺尾が父武左衞門病死せし後、淺尾の弟小笠原喜十郎其家を繼ぎて劍術の指南をなしけるが、性質懶惰にて其

を詫びければ、玉笹は漸々にして怒を收め、向後を堅く禁戒めて我部屋へ歸りける。雛次は常に變りし玉笹が烈しき怒を引出せし事を心に掛け、己が不束とは云ひながら衆人の見る場にて打擲せられし故恥を含み、其夜は心地惡しとて己が部屋に引籠りて鬱々として樂まず、寢ねもやらで居ける程に、夏の夜のいと短く、程なく八つの時計響き渡りて内外共皆寢靜りし頃、部屋の戸をほと〳〵と敲く者あり「誰ぞ」と問へば「妾なり」と答ふる聲は、紛ふ方なき玉笹なれば、不審りながら戸を開いて迎へ入れ「仰の事も在らば御部屋に召さるべきに、斯る夜更に私の部屋へ御入あらるゝとは思ひも寄らず、恐入り候」と會釋しながら近側の物を取片付けんと爲るを、玉笹は押止め、近く招きて聲を低うし「妾今宵來りしは私事に非ず、其仔細は、去頃朝疾起きて錠口に至りしに、局廊下に人影あり、怪しき事ゆゑ認めんと爲るに、早くも其人の行方を失ひたり。扨其場に遺りし簪を拾ひ採りて熟見ればお貞の方の指料なり。察するにお貞の方藤枝と謀つて情人を引入れ密會せしに極れば、事を正さんとは思へ共、物の落ちたる計にて外に是ぞと云ふべき證據もなく、亦彼方にも簪の失せたる事に心付かば、其行衛の知るゝ迄は深く愼んでみだらなる擧動は爲す事あるまじ。然ながら我身は最早江戸へ赴く期も近ければ、寛々動靜を探るに隙なし。然ば此一大事を御身に託置かん爲、今日聊の事を怒り

竊に其便宜をば窺ひける。

○玉笹謀計を遺して江戸に赴く事

粤に侍女の中に雛次と云へる者あり、心性朴實にして日々の勤に怠慢なく、而も才智人に超えて能く事を辨ぜしかば、吉德公の御意に適ひ、多くは渠に事を御申付けありける故、其多忙しき事他の侍女共より烈しけれども、毫末も其勞を厭はざれば、多くの傍輩誰在つて渠を憎む者無りけり。然るに或夕暮其母の方より人來りて文を差越したれば、暫く傍輩に賴み置き部屋にて返事を認め居たりしが、遽に御召有りて鉢植に水を灌けよとの仰に、文を差置きて如露に水を汲取りて多くの盆栽に水を灌けければ、霎時時刻を移したり。漸々にして其事を勤め畢り、使の者の嘸待遠ならんとて心急ぎ我部屋に至らんとて、次の間の出口にて玉笹が入來るに礑と突當りし機に、持つたる如露を玉笹が胸に當てしかば大に驚きて詫びんとする時、速くも玉笹は聲を怒らし「女の行儀も辨へず慌忙しく走り廻り、人に行當りて傷付けながら一言の會釋も無きは、奴隷に劣る不法者め」と云ひ樣、雛次を取つて引伏せつゝ、如露を取つて散々に撃ちければ、此處に居合す侍女等大に駭き、各玉笹が手に縋りて怒を宥むるに、雛次も只管過失

の方に來る時、藤枝が部屋に何者か潛み居ける樣子なれば、立留りて伺ひ見るに、薄闇にて聢とは知れねど、正しく人有りて迯隱れし景況なれば大に怪み至り見るに、早其人は在らざれ共、一本の簪遺散あれば、後の證據と懷中に納めて直錠口へ至り見るに、早くも打開きて人の出入をせし體に益怪しき事と思へど、知らぬ面體にて事を辨じ、頓て藤枝と番替して我部屋に立歸り、彼簪を取出し熟視れば、見覺えあるお貞の方の指料なれば、玉笹心に驚愕きて、今朝の廊下の人影は正しく密會の者ならんとは察せしかど、内殿を掌る藤枝が部屋の側をも憚からず、殊に藤枝と我ならで預る者なき錠口の開き在りし體たらく、かた〴〵不審晴れざりしに、此簪の遺ちたるにて思ひ廻せば、お貞の方君の御寵愛衰へしを怨みて外心を生じつゝ、藤枝と謀りて外殿人を引入れ、淫奔事有るに極りぬ。我苟しくも奥殿にて老女の職を蒙りつつ、婢女の不義をさへ制し正すに、況て御家の掟に拘り君の御恥辱と成るべき事を見遁しには成難し。さりながら餘人と違ひ君の側室にて勢之助殿の母儀なる方の不行狀を正さんに、其相手をも見定めず、隕ちたる簪を證據として迂濶に事を發し難し。其上妾は近日御供なして江戸表へ赴く事故、寛々と事を探るの遑もあらず、如何爲べきと心を苦め、種々思慮を廻らせ共遽に捜り索むべき手術もなきに、心を惱まして日々に工夫をしたりしが、屹度一つの術を設け、

にも從ひて江戸に赴き給ふなるべし。假令彼地に移り給ふ共、賴み參らせし一儀必ず打捨て給ふな」と云ひければ、內藏之丞答へて「此儀は兼て云ふ如く、我今君の鴻恩にて重職を務むると雖も、出身卑賤しきが故に寵を憎む者尠からず、嗣君宗辰公の代と成らば如何なる讒間に遇うて祿を失ひ身を辱しめられんも知るべからず。此故に御身の設けられし勢之助殿を取立てゝ君と爲さば、其憂も更に是あるまじ。是素より我望む所なれば、聊か麁略に思ふべきに非ず。然れ共我君は一旦思召し立たれし事を變じ給はざる御氣質なれば、迂濶には計ひ難し。我江戸に赴かば先彼地の老女中老の中にて人を撰み、密に謀計を授けて嗣君の過失を聞出し、夫を以て君の心を飜さば自然に事成就すべし、必ず急ぐべき事に非ず」と云ひければ、お貞の方は大に安堵し、互に密計を談じ合ひ、內藏之丞が發足も程近ければとて其夜は引留めて終夜語り慰み、曉を告ぐる雞が音に驚愕きて、盡きぬ名殘を惜みつゝ藤枝が部屋を立出で廊下を傳ひ步み行く後の方に燭の光指して、同じく廊下傳に來る人あり。兩人驚愕きしが、內藏之丞は早くも錠口の間に遁れ出でにける、お貞の方は藤枝が部屋に入らんと爲るに其間も在らねば、廊下をば飛下り庭傳に己が居間へと歸りける。爰に老女藤枝が同役に玉笹といふ者あり、其夜は詰の當番にて御次に宿直しけるが、御外殿に云送るべき事を忘れし故每よりも早く起出でて錠口

にも艶言事共を言出でたりし其上に、心に籠めし祕事を申露し、此儘に爭か歸し參らせて妾が心安かるべきや。若し御詞に違ひ無くば、先程申せし假事を眞とし給ひ、此後は互に心打解けて妾が思を休めてよ」と深くも情を含みつゝ色を挑める形狀は、天性の容儀婥姸にして、花の美貌充分に媚を盡せし事なれば、流石の大槻忽ちに心恍惚として、遂には最も道ならぬ契を結びけるとなん。

○老女玉笹お貞の方の不品行を窺ふ事

世上人欲の險にしくなし、幾人か玆に至りて平生を誤る。往昔趙宋の胡公一時の豪傑にして猶其誹謗を免れず、況んや固より忠肝義膽なき者玆に至りて其道を失ひ其守を忘れざる事在らんや。然ば大槻内藏之丞は竊に虎狼の心を懷く所、お貞の方に勢之助殿の身の上を深く賴まれ、此君を立てゝ己一人權勢を執らんと意玆に一決し、其上お貞の方の妖艷に迷ひ、是より後好機會有れば互に密會して事を謀れども、素より老女藤枝が計ふ所なればお貞の方の侍女三人の外は曾て知る者なく、其年も暮れて翌年夏に至りしが、或日お貞の方竊に内藏之丞を招いて囁きけるは、「月日は過易く今年も早半ば立ちければ、大殿御出府にはや程も有るまじ。然すれば君

給ふものなるかな。此上は何をか御隠し申すべき、勢之助殿の御事は御次男に生れ給へど、御不運にて御三男に下り給ひしのみならず、其末々は御家臣に遊ばされんとの仰なる由、同じ御家の胤ながら斯く迄御果報拙くも生れさせ給ふものかなと、御容體をば見る每に御痛しさ遣る方なく、せめての事に嘉三郎殿と肩を竝ぶる御身柄となし參せ度とは思へ共、婦人の身にて思ふに甲斐なく、貴君の御助を願はん爲藤枝と豫て諜し合せ、斯くは計らひ申せしなり。愚痴なる心を哀憐み給ひ、勢之助殿の御力に是非とも成つて給へかし」と涙を流し手を合せ賴みけるにぞ、大槻は面を和らげ「御心中は豫て推察致し居れり、然りながら勢之助殿御事は今こそ斯くは有りとても、正しく君の御胤なれば、嘉三郎殿と肩を竝ぶる御身は扨置き、國家の統を嗣給ふとも誰か誹議する者有らんや。我又勢之助殿の御事には少しく思ふ仔細も有れば、緩々思慮を廻らして一臂の力を副參らせん。必ず焦慮なし給ふな。然れ共是は一朝の事に有らねば、時至る迄は必ず色に出されなよ。兎角に時刻を移しなば、人も怪しと思ふらん、疾く退き申すべし」と座を立たんとする其時に、お貞の方は袂を扣へて「初よりして妾をば道ならぬ者と思召さば、何とて直に其罪を正し給はぬ。大槻樣」と云ふに、內藏之丞訝りながら「御賴の一儀拙者領掌せしに、猶又我を疑ひ給ふか」と云ふに、お貞は笑を含み「妾側室の身にありて假

招きしは全く君の命には非ずして、自らが御頼み申上ぐべき事有りて、斯くは圖らひ申せしなり。此事誰有つて聞知る者とては更に無ければ、御心を安うし、今夜を明させ給へ」と身を大槻に寄せ懸けて百の媚を盡して云ひけるにぞ、大槻は心駭きて、「御身我に云給ふ事有らば、折も有るべき筈なるに、夜中と云ひ殊に近傍に人も無ければ、隙どりて嫌疑を受けんも益なし。事有らば重ねて是を承り申さん」と已に其座を退かんとする其袖を引止め、面を赤らめ、「陽に申出づべき事ならば、斯くは後背めたき計ひは致さじものを、武藏鐙の分難き思に餘り、死ぬべき時と心を決めて御頼み申上げ度一大事なれば、分けて云はずとも推し給へ」と云れて、大槻其意を曉り、眉を顰めて云ふやうは、「斯く深更に及んで人を遠避け思ひに餘りしとのお詞は、主君の厚き御惠を忘却れて拙者を戀ふとの御事なりや」と詞を返すに、お貞の方は大槻が膝にべつたり打凭れ、「道に背きし事なりと思召されば自らを直に殺し給ふべし、命は更に惜からず」と思ひ切つたる形狀に、大槻暫く思慮なして色を正して云ひけるは、「御身は君の側室と定り、誘ふ水あらばと思ふ身にも非ず。其上我と是までに親みも無き事なるに、戀慕有るべき樣は無し。察する處勢之助殿の御行末を思ひて事を謀らん爲、色に事擬せ某に心を結ばん爲なるべし」と云れてお貞の方大に驚き、「流石に君は聰明の聞高き御方とて、能くも妾が意をば量り

する事も許されける。然れば藤枝はお貞の方と豫てより術計を謀し合せ置き、内藏之丞が館に宿する時を密に窺ひ居けるに、一夜内藏之丞例の通り御前へ召れ、彼是と御相談抔在つて圖らず其夜も更けければ、則ち兼て設け置れし休息所へ入りて已に休まんとなしける時、彼の藤枝とお貞の方は豫てより伺ひ置きし事なれば、吉德公の御召の由に僞り、内殿に招き入るに、内藏之丞は今迄君の御前に在り、再び召れ給へるは何事やらんと取る物も取敢へず奥殿へ至るを、藤枝出迎へ己が部屋に誘ひ云ひ出でけるは、「只今の御召餘の儀には候はず、我君には貴殿の斯く夜に及ぶ迄御用忙く、嘸かし御疲も有らんかと察せられ、御氣休の爲御酒を一獻進めよとの仰を妾承り、是へ御誘導申せしなり。心を放ち此座にて寛々御休ひ候べし」と豫て設け置きたる酒饌を取出し、心利たる侍女に酌をとらせて進めければ、大槻面を和げて、「偖は然る事にて候ひしか、夜中の御召訝しく存ぜしに、先以て安堵致したり。我は素より一身を君に捧げ奉り置けば、是式の勤仕は聊か苦勞とは存ぜざれ共、仁慈に背くも畏れ多ければ、君命に任せて一獻頂戴仕るべし」と既に數獻を傾けければ、藤枝は時分を圖りつゝお貞の方を竊に招きて、又も盃觴を廻らしける。此間に藤枝や侍女共はいつとなく次の方に退きて、今は只内藏之丞とお貞の方計殘りたり。時にお貞の方は滿面に色を含み、大槻が膝の元に進み寄り、「今宵其方樣を

槻内藏之丞は内外を掌りて君の御覺も他に超えたれば、賴に寄つて事成就せんは必定なれども、彼人は重き職分にて、我々が内證の賴を取上ぐべき樣も無し、其上内外の隔あれば、君の命に在らでは招くべき方便もなし。此事如何せん」と云へば、藤枝は打笑ひお貞の方の耳に口寄せ「戀の山には孔子も倒ると諺にも申傚せば、彼人重き職分とは申しながら未だ壯年の事なれば、海棠の色と桃李の媚を以て是を爲す時は、などか心の移らざらん、若し御子の爲に操を棄てゝ色を以て渠を靡け事を謀り給ふ御心成らば、其餘の事は我身能く計ひ申すべきなり」と云へば、其時お貞の方少しく顏を赤らめて暫く答も無かりしが、心の中に君の寵の衰へしを恨み、勢之助殿の行末を思ふ事の切なる機なれば、遂に藤枝が詞に隨ひて密に内藏之丞を賴むべしと意を決して、互に方便を謀し合せける。

○お貞の方大槻内藏之丞に事を託す事

却說大槻内藏之丞は宰臣の列に加はり、猶側執事の職をも兼て專ら内外の事を掌りければ、吉德公度々御召在つてことを談じ給ひ、又御酒宴の席へ召さるゝ事も有りて、動もすれば退出深更に及ぶ事多かりければ、館殿の中に一箇の休息所を賜りて、退出若し遲刻に及ぶ時は其所に宿

末數々思ひ廻らして遣る方なさの餘り、我を吹擧せし老女藤枝と云へるを密に招き、「我御身の吹擧に依つて圖らずも君に仕へ奉り勢之助殿を設け、側室の員に入りし悦の中にも、勢之助殿の御事正しく御次男に生れ給ひながら、國と江戸との隔りにて其報知の後れしより、竟には御三男となり給ふさへ痛ましきに、末々は御家臣の列に加へ給はんとて、今般の御袴著も嘉三郎殿と萬事其品を分ち給ふ事、今は幼少して何の御辨もあらねども、御成長の後はさこそ口惜しく思ひ給はん。既に御三男と定め給ひし上は、嘉三郎殿の上に立ち給ふ事は協はず共、切ては肩を竝べ給ふ御身と成し給ふ樣君へ御歎き申上げんと思へ共、今は花野を御寵愛厚く、妾を召るゝ事も有らねば、御歎き申す其機無く、明暮心を痛むる許り、御身思ひ寄り給ふ手術も在らば教へ給へかし」と涙を流して云ひけるにぞ、藤枝は聲を低うして、「仰迄もなく、其方は我身が吹擧なし奉りし所なれば、勢之助樣貴き御身と成り給はゞ、我爲にも悪しからじと豫てより其事心に懸り候へ共、御表の事に關る身にも在らねば計ふべき樣もなく、其上其方の御心を料り兼て打棄て置きしが、圖らずも只今の仰を受けて我胸を打明け申上げんには、今御正殿に於て專ら君の御寵深きは大槻内藏之丞殿一人なり。此人を御憑み在つて方人となし給ひなば、此事必ず成就すべし」と云へば、お貞の方不審の色を成し、「御身の申さるゝことなれども、大

ひて、お貞の方の寵大に衰へ、御酒宴の席抔へは召るゝと雖も、閨中の御入は曾て無かりしゆゑ、お貞の方豫ての望も空しくなり、只心に恨み歎きて光陰を送りける。既に延享二年には嘉三郎殿勢之助殿にも早五歳に成給ひたれば、十一月の中旬に至りなば御袴著の御儀式有るべしと大槻内藏之丞ふと考へ、兩方の御袴著の事を申上げしに、吉德公には眉うち顰め、「予熟考ふるに、多くの男子有りて夫々封祿を分ち與ふるは外見は能しと雖も、宗家の食封減じて子孫の爲能からず。故に次男嘉三郎は嗣子佐渡守の扣へとなし、其餘勢之助を始として以後男子幾人出生致す共、皆小祿を與へて家臣同樣たるべしと豫て意を決したり。然るに幼少無智の時より豫め貴賤の隔を定め置かざれば、成長の後爭の端とも成るべし、因て今般の袴著の式も嘉三郎は佐渡守の式禮の通、江戸に於て執行ひ申すべし。勢之助は其式の半減にして、成るたけ穩便に計ふべし」との仰を受けて、內藏之丞は御次男嘉三郎殿袴著の禮式の事を江戸の役人へ申送り、又御國許にては十一月朔日に御三男勢之助殿袴著の禮を執行ひ、其式畢りて城外の鎭守產神へ參詣有りしか共、吉德公より豫ての仰もありければ、衣類の品又行裝に至る迄甚しく麁略にて、大國の諸侯の庶子に似るべくも非ざれば、お貞の方は此事を見聞せし上、嘉三郎殿の儀式の嚴重なるを風聞に聞きて口惜しき事先に百倍し、勢之助殿の生先又其身の行

○加賀家の庶子袴著の式の事

扨も加賀宰相吉徳公は仁智の明君にましまし、内に諫を容れ外に民を撫育し、治亂の道に疎からざる御身なれども、色に耽るの僻あられければ、資色勝れし良家の處女を索ね需めて數多の侍嬪となし給ふ、其中にもお菊、お貞といへる兩女は別して御寵愛を蒙りて、去ぬる元文三年の春兩女とも御男子出産有りしかば、吉徳公の御喜悦斜ならず、兩女を直に側室となへ、お菊の方、お貞の方と名付け給ひ、許多の侍女を付けて加賀、江戸の兩所に交る〴〵置給ふ、今年はお菊の方江戸にあり、元來兩女同月の妊娠なれど、お貞の方は二月二日の出産にて、お菊の方は二月七日の出産なり。然れどもお貞の方は御國に在りて其報知未だ江戸へ達せざる先に、お菊の方出産ありし事なれば、最早將軍家へ御屆有りし上の事なれば、お菊の方の出生有りし嘉三郎殿を御次男としてお貞の方の設けられし勢之助殿を御三男と定められしかば、お貞の方是を口惜しく思へ共、報知の遲く成りたる故なれば誰を恨むべき樣も無ければ、其事を色にも出さず、只平穩に有りけるが、吉徳公御歸國成し給はゞ竊に此事を申上げ、何卒御次男とも成し見んと思ふ所に、吉徳公其頃は又花野といへる御侍嬪を抱へられ、是を專ら御寵愛なし給

らん歟、何にもせよ此儘に差置かば自然事の敗と成るべし、先何と無く破談をなして其動靜を窺ひし上、我が推量に相違なくんば、方術を運らし舌頭を以て渠を不臣の罪に陷し入れ、後の禍害を除くべしと心に決したりければ、直に額女に持參の諸道具を殘りなく添へて、淺井主稅方へ家來林藤八を使者となし、離縁の旨趣を申送りて其返答を待つ所に、藤八稍暫く時を移して屋敷に歸り、一つの函を內藏之丞が前に差置き、「私儀淺井家へ參り御口上の旨趣申述べ候處、彼方の御返答には、申送らるゝ旨趣委細承知致したり、且又諸道具等悉皆く落手致し候、然れ共其中に此方に見馴れざる一品有れば、即ち御使者へ直に御返却申すとの御事にて此函を渡され候故、持歸りて候」と云ひけるに、內藏之丞不審ながら其函の紐を解き開き見れば、何ぞ圖らん中には額女が首級の納れ有りしかば、是はとばかり大に驚き、爾邪智深き大槻も主稅が豫ての計策とは毫思はず、扨は主稅は敢へて知らざる所にして、只娘が不行狀を深く怒り、斯くは計らひし者成らんと呆果てゝぞ居たりける。是に依て淺井主稅を疑ふ念は晴れたりとぞ。嗚呼額女が才智、父兄が奸計に陷るべき危險を救ひ、家名を汚穢すの恥辱を除くに一命を以てせしは、最賞すべく又歎ずべき事にこそ。

合せて、頓て大槻内藏之丞方へ婚姻の事を言送りけるに、内藏之丞も既に君の仰を蒙りて、其上に老臣と縁組なすは固より願ふ處なれば大に悦び、速に結納を指送り、吉日を撰みて迎へけるに、類女は心進まねども是非なく／＼に大槻へ嫁入し、其夜より病氣と稱し鬱々と昨日も今日も心勝れず、一室内に引籠り、我里方より召連れし婢女の外は其室に入れねば、内藏之丞は早速に醫師を招きて療治をば加へんものと云ひけるを、類女は是をも辭りて「我幼きより持病ありて、藥劑を飲みても効驗なし。只心の儘に日を送れば自然と癒り候」とて、更に診察をも受けざれば、内藏之丞も詮方なく「持病と有らば然る事も有るべし」と心の儘に差置きけるに、日數を經れ共一室を出でず、後には婢女を招集めて日々酒宴を催しつゝ琴三絃を玩び、或は高聲に笑ひ詈り、其不行狀大家の處女に似合しからず、今は病を患ふる形粧も無かりければ、内藏之丞は大に本意を失ひ、熟々心に思ふ樣、我が同役の中にても特に物堅き淺井が家に生ち、假令病なればとて斯る不行儀をなすべき者に非ず、察する所君の仰默止し難く、一時婚姻を結ぶと雖も、我が出身の卑賤を嫌ひて此方より破談を爲さしめんとて、娘の謀つて此擧動を致す事と覺えたり、我君の寵任を受け内外の事を掌れば、譜代の家士も皆謙遜りて曾て我を犯す者なきに、渠一人強ひて姻緣を絕たんとするは、恐くは我が心術を圖り知りたる故な

行ふを知食さぬ故なり。然れ共君の仰に背きて渠と婚姻の事を辭退せば、却つて大槻が密計に陷りて不忠の汚名を受けんも測り知るべからず。我今君命に隨ひ渠と緣組なさば、諸士渠に背く者無らん、然れば此婚姻は國家治亂の基なり。如何はせん」と父子互に歎息しける處に、紙衾引明け入來る左京が妹類女は、二人の前に手に支へ「只今御咄の旨趣物越にて承り候へば、私の婚姻の事に就きて深く御心を痛め給ふ御形狀、君の仰をも背き給はず內藏之丞殿との姻を斷切り、後々の禍無き樣の御術も有らば用ひ給ふにや」と心有り氣に問ひければ、主稅は眉を打顰め「其爲にこそ心を苦むるなり。今汝が申す如き兩全の術有らば用ゆへし。其は如何なる術ぞ」と諾ぬるに、類女は近く進み寄り「其思召に候はゞ、私の一命を以て事を謀り給はるべし」と聞いて主稅は大に怪み「汝が一命にて事を謀るとは又如何なる事なり」と猶も押して問ひけるに、類女は主稅が耳根に口を寄せつゝ何やらん密語きければ、主稅は點頭き、妹の脊を撫摩り「健氣にも能く計りたり、我汝を惜まざるには有らね共、施すべき術なければ、不便ながらも家の爲と思ひ其方の命は兄に吳れよ」と淚を流して云ひければ、類女は莞爾と打笑ひ「我身は父母の賜なり、何ぞやかゝる御詞に及ぶべき」と聊も憂ふる氣色あらざるに、猶も二人は胸迫り更に詞も出でざりしが、類女が心の健氣さに歎の色を押隱し、猶も計策を示し

相なるや」と不圖問給ふに、淺井は承りて、仰不審とは思へ共隱すべき事ならねば、「本年廿歳に相成り候」と申上げけるに、吉德公うち笑れ、「汝が同役大槻內藏之丞儀未だ定る家室なし、思ふに汝が娘と年齡相應なれば、婚姻の儀を取結びては如何や、承知の上は早速執行ひ申すべし」と仰ありけるに、淺井は心中駭けども君命なれば是非もなく、「畏り候」と御請を申上げて家に歸り、嫡子左京を呼んで「我今日圖らず御前に召れ、大槻內藏之丞へ娘を遣すべしとの仰を蒙れり、是君命に依つて默止難く、遂に御請申上げたり」と咄しければ、左京は是を聞きて「這は父上共覺えぬ御事にて候。我家は七家の老臣に亞ぎ世々宰臣の家にして、今に至るまで尊父は申すに及ばず、若輩の私まで猶其末座を汚せり。然るに卑賤より經上りし者と緣を結ばんは先祖を恥しむるに似たり。且內藏之丞一時の僥倖を得て御拔擢を蒙り、數年ならずして專ら君寵を得る事、是其才智精勤の賢慮に協ふが故とは申しながら、渠又密に寵をかたうするの術を施す處あらんか、其心の忠不忠は未だ明かならざるに、何ぞ迂闊に緣を結び候はんや。後の禍知るべからず。假令君の仰なり共、何とて辭し給はざるや」と言へば、主税は聲を低くして、「汝が思ふ處素來我が意と同じ、我熟思ふに、先年江戶に於て變事有りしより以降、君我輩らを疑ひ給ふの芽ありて、內外の政事を專ら內藏之丞一人に任せ給ふ事、是渠が隱謀を

の無念より事發ると雖も、汝等も又上へ對して無禮を爲したれば、取調中頭分の者を禁錮めずしては政道立難し、若し定りし頭分なくば一村三人宛誰なり共出すべし」と温和に說諭しければ、皆大槻が理解に伏し、村毎に鬮を取つて都合十五人を差出せば、大槻指揮して是を縛めさせ、他の百姓共に守護させて金澤城に退き歸り、其者共を禁錮なし、尙も始末を糺せし上大莊屋與次右衞門が家を沒收し、荻田作右衞門其餘下役人十人に罪を加へ、村々より差出せし十五人の者は黨を結び捕人に敵對致したる張本なりとて死刑に行ひける。然ば百姓共は少しく望を失ふと雖も、役人莊屋も罪を被り、願の如く年貢御免を受けたれば先事故なく鎭りて、此騷亂は速に落著しける。之に依つて吉德公は大槻內藏之丞が神速に一揆を鎭めし功を賞し、千石の御加增を下し賜はり、宰臣の列に進み、尙側用人を兼勤せしめ給ひけり。

○淺井主稅女行狀の事

去程に加賀宰相吉德公には大槻內藏之丞を深く寵遇し給ひ、既に宰臣の列にさへ加へ給ふと雖も、渠が身元來賤しければ威光なく、命令の行はれざらん事を思ひ測り給ひ、古老の者と緣を結ばしめ、其患無からしめんとの思召にて、一日宰臣淺井主稅を召され「汝が娘は當年何歲に

ありと云ふと雖も、既に捕人に敵對せし上は國主の掟に叛く處なり。若し此罪を糺さずば以後の政道立難かるべし、汝等更に思慮せよ」との仰に、大槻内藏之丞進み出でて威儀を正し、「是式の儀に仰々しく人數を差向けられん事然るべからず、又捨置るゝも國の武威なきに似たり。

私存ずる仔細も候へば、只一人罷り向ひ、速に騒亂を取鎭め候べし」と申しければ、吉德公大に悅び給ひ、「然らば今般の儀は汝に委任する間、速に取鎭め申すべし」とて、此評議玆に一決しければ、大槻は君命を受けて居邸に歸り、直に一人の馬丁を隨へ馬に鞭打つて道を急ぎ、坂井郡に馳付けつゝ遙に動靜を見てあれば、役人の告に露違はず、一郡の百姓共身には簑笠を著し、鋤鍬木槌竹鎗を手每に携へ、蟻の如くに聚り居て、討手向はゞ團結に成つて働かんと鬨を作り勢ひ込んで待懸けたるに、大槻斯くと見るよりも鞭を擧げて大勢の眞正中に乘入りつゝ、四邊に響く大音揚げ、「我汝等が願を聞届け、年貢宥免の沙汰に及びしに、役人及び莊屋共の計ひ最も能からずして、汝等が怒りを引起し此騒亂を釀せしなり。此上は役人の邪正を糺し、願の趣意を立て遣すべし。因つて安堵して家に退き、速に鎭まり申すべし」と呼はりければ、百姓共案に相違し、其上大槻が一騎にて向ひし事なれば敵對ふ勢も今は緩み、各地上に平伏したり。然れば大槻は徐々と馬より下り、頭立ちたる者を近く招きて、「此度の騒は全く役人

○大槻内藏之丞百姓等の騷亂を鎭むる事

扨又捕人の面々は、農民輩と侮りて思ひの外に打損じ、這々役所に逃歸りて此實況を告げしかば、諸役人等是を聞いて、其は大事なりと大いに驚き、再び評議なさんとする處に、はや村村の百姓共追々役所近く押寄せ來るとの風聞頻りなりければ、益役人共膽を冷し、兎角其準備なくては叶ふまじと、急使を以て金澤城へ右の次第を訴へける。是に依つて其日出仕の諸老臣吉德公の御前へ出でて其旨趣を申上げ、評議區々なりける中に、本多安藝守進み出でて「當國は人氣剛壯にして動もすれば騷亂を引起せし。往古右幕下賴朝公の治世に、富樫介正親當國の國主として武威を四方に震ひたりしも、僧徒宗論の裁判理に當らざるを怒り、其徒蜂起して居城片尾に押寄せ、さしも勇猛の富樫正親も力疲れて是が爲に戰死し、其家名を遂に失へり、是を始として其後も凶徒屢々横行せしかども、當家の仁政普きに因つて、國創より今に至り絕えて騷亂の有りし事なかりしも、其餘風猶々遺りて此度の騷動を引出したり。此時に方り力を以て鎭めんとせば、却つて變を生ずる事あらん。先づ役人の善惡を糺し、理非に因つて裁判あらば、自然靜謐に及ぶべし」と申しければ、吉德公列座を屹度見給ひて「安藝守のいふ處一理

人を催し、與次右衞門を案内とし村々へ馳向はせける。此時昨夜亂暴したる者廿人三十人宛其處此處に集り、酒食して昨夜の勞を休め、且は心地能かりし抔語り居けるに、與次右衞門が捕手を引連れ來る由の知らせを聞くより、百姓共は尙も強く怒りを發し「渠役所の手前能に増長し、己が惡事を蔽ひ隱し、我々を罪に陷さんと謀りしこそ奇怪なれ、とても罪を蒙らば、捕人を防ぎ渠を打殺して鬱憤を晴さん」と言ふ程こそあれ、强氣の百姓共百人許、今や來るかと待居る處へ、與次右衞門は大勢を引連れ押來れば「驚破捕人御參なれ、與次右衞門を擊殺せ」と口々に罵り合ひ、農具を以て向ひければ、捕手の面々案に相違し心愕けども、高が百姓輩の集勢なれば何程の事か有るべきと、各勇氣を勵し生捕らんと働きしが、元より必死を究めし百姓どもなれば、鋤鍬を打振りて縱橫に暴廻れば、捕人の者は此勢に當り難く、手傷を負ひ又は武器を奪はれ、散々に成つて敗走せり。此事早くも村々へ聞えしかば、元來思慮なき百姓共我も〳〵と起り立ち、農具を追取り竹螺を吹立てゝ、暫時の間に一郡の百姓千餘人程馳集り、捕人來らば命を捨てて支へんと拳を握りて待ちかけたり。

に歸る事成らず」と脊戸の長家に押籠めて一切出さゞりければ、村々の百姓共此所置を聞きて大に驚き、頓て寄集りて評議しけるは、與次右衞門上の仰を受けて一郡の事を掌り、云はゞ大莊屋の身分として百姓を留置きて歸さゞる事、甚だ以て其謂なし、其上今般の直訴は我々一統の事なるに、渠等計に難儀を懸置き、一同是を餘處に見反し、手を束ねて居る事なし、憎さも悪し與次右衞門が居宅を毀ち、渠等をば救ひ出すべしと示し合せて、其夜屈竟の者二百人許手毎に鋤鍬を携へて子刻頃に與次右衞門が家に押寄せ、得物を振立て門口垣塀の嫌なく無二無三に打毀ち、英々聲を出して一途に吶と亂れ入れば、家内の男女は其勢に辟易して慌て忙き迯迷ふ其騷大方ならず、流石大膽不敵の與次右衞門も防ぐに手術なく、今や擲殺さるべきかと魂魄も身に添はず寢衣の儘にて漸々に垣を越えてぞ逃延びける。然れ共百姓等は他の人には目も掛けず、直に長屋を打毀ちて十餘人の者を救ひ出し、豫て與次右衞門が背き取計ひを憤懣りし事なれば、夫より居宅土藏へ込入りて家財雜具の類殘らず打碎き、漸々曉方に至りて引取りける。然れば與次右衞門は這々垣を越えて遁れ出で、所緣の方に身を躱し、夜の明くるを待ちて其次第を役所へ訴へ出でければ、荻田作右衞門は其他の役人共と商議なし、徒黨を結び亂暴を爲すこそ不屈なれ、急ぎ村々の村長共を捕縛へ其旨趣を訊問ふべしと、俄に召捕の人數五十

訴狀を受收めて農民等を追放り、我屋敷に立歸りて願の趣意を熟覽し、頓て代官荻田作右衞門を招き寄せ、右の訴狀を差示して、「是等の事を他々の同役共に直訴せば、表沙汰と成つて其許にも御咎仰付けらるべきに、幸我手に入りたれば能々思慮して事を治めらるべし」と最穩に云ひければ、荻田作右衞門大に恐入り、「私共が不念の計ひ、嚴しく御咎有るべき處、斯く穩便の御取計ひ爲し下され候段、寔に以て有難き仕合なり。此訴訟の趣如何樣にも百姓共に說諭を加へ、急々取治め申すべし」と言ひつ席を退り出で、頓て歸宅をなしたりける。

○農民等莊屋の居宅に仇する事

斯くて荻田作右衞門は大槻が內意に駭き、俄に大莊屋與次右衞門を呼寄せて密に事の次第を告げ、「百姓等が愁訴を取上げて直に差出すべし」と申渡しければ、與次右衞門心中大に怒り、「憎き百姓等が所爲なるかな、若し此儘にて願を執次ぎ宥免の沙汰有る時は、以後我等を恐るゝ者なし、因つて一先我權威を示し、其上にて兎も角も所置すべし」と直訴せし百姓十餘人を呼付けて怒れる聲を振立てゝ、「汝等願の筋有らば再三も我が方へ歎き賴み入るべきに然は無くして重き御方へ直訴せし段、我を輕蔑にする條言語に絕えたり。以後懲しめの爲今日より一人も家

れし事最も甚しかりければ、百姓等示し合せ、郡中の大莊屋寺井村の與次右衛門方へ年貢宥免の儀を願ひ出でけれども、元來此與次右衛門といふ者は強慾者にて邪智深く、年々下方を欺いて年貢課役に餘分を掠め、其半は代官に贈り、半は己が利徳としければ、凶年たりとも年貢宥免の事を好まず、農民等が願を竊に代官と謀し合せ、愁訴を取上げなき旨趣に形態して、少しも宥免の沙汰に及ばざりければ、農民等は大きに怒り、與次右衛門は一郡の長として當年の如き不熟を承知なれば、我々が申出さずとも代官に申立てゝ宥免の沙汰を致すべきに、歎訴を御執擧なしとて等閑に致し置く段、甚だ以て其意を得ず、此上は我々直に御代官へ訴へ出ずべきは順道なれ共、渠生平に代官と懇意なれば、內々計りて妨げ爲さんも量られず、兎角無益の永詮議をせんよりは、當時仁惠の聞えある大槻殿へ直訴するには若くまじと、一同評議を究めし上へ中にも怜悧氣なる村長十人許一通の訴狀を認めて、是を携へて金澤の城下に到り、大槻內藏之丞が下城の時を窺ひ、駕籠の近付くを待受けて、「御願ひ申上げ候」と呼はりながら彼訴狀を駕籠中目掛けて投入れんとするを、駕籠脇の從者押止めて、「訴訟あらば御居宅へ來るべし」と制する聲も聞入れず、强ひて進み寄らんとするを、供從者大に怒り、近付く者を投退け突倒しける間に、一人の農民手早く駕籠に寄りて願書を投入れければ、大槻內藏之丞は其

○坂井郡の農民大槻へ愁訴の事

然る程に加賀宰相吉徳公は瀧澤賴母が器量有るを愛で給ひ、淺野の嗣君伊賀守宗長公に乞ひて貰ひ請けんと思はれしか共、淺野家にても非常の取込にて、此際瀧澤は萬事を取計らふ時なれば、其事を仰進ぜらるべき暇も無く、事延引に及びけるに、今般計らずも瀧澤賴母病死せし由音信を聞給ひて深く惜み給ひけれ共、今ははや詮方なく、此上は萬事を計らはせん者大槻傳藏の外になしと思召し、傳藏が廣島へ急使の姦計を更に知り給はざれば、日々御用ひ最厚く、程なく宰臣職に仰付けられ、名をも大槻内藏之丞と改むべき旨仰せられければ、大槻は謀計成就せりと心中竊に悅びて、猶も心を許さず表には忠義の色を顯し、裏には奸惡の謀計を構へ、古老の臣下を遠避け、側役又は小役人には恩を施して歸服せしめければ、諸人其姦佞を知らずして擧つて渠が怜悧を稱しける。然れば古老の諸士は大槻が立身の速なるに眉を顰むと雖も、其所爲姦惡の行狀を露さゞれば、時の勢に隨ひて姑く口を閉ぎ、其動靜を窺ひ居るのみなれば、因つて內外の政事內藏之丞一人にて執行ひけり。時に延享二年夏秋の間氣候甚だ不順にして、加賀の領分不熟の地多く、其中にも越前坂井郡の村々旱魃にて田の水一滴も無く、稻悉く枯

頼母は大に駭き急に一間に招き、先父の安否を問ひ、且此度急ぎ來りし故を詰ねければ、谷田は涙を流し、「父君より仰傳へられし御詞も有れど申上ぐるに忍びず。委細は是にて知らせ給ふべし」とて懷中より將監が書簡を差出しければ、頼母は取る手遲しと披き見て、思はず數行の涙に咽び、「我愚昧にして事を曉らず、父に患を懸くる不孝をも罪とし給はず、猶も廉智を勵し給ふ厚き慈愛は、須彌蒼海にも譬へ難し、我今日歸國の命を受け心を決する際に方つて父の書を拜し、又汝に遇ふ事今父に見え奉りしに異ならず、生前の遺念を晴したり、卒返書をば進らせん」と硯引寄せ涙と共に最詳細と返書を認め、猶も委しく遺言を云傳へつゝ潔く切腹なして相果てけるは、惜みても尚餘りあり。然るに谷田儀兵衞は恩顧の主人が最期の擧動を見て腸を斷ち骨を挫ぐの哀傷有れ共、兼て期したる事なれば、死骸を收納めて褥に移し、用人寺澤方に到りて其實況を告げけるより、遂に宗長公の御聞に達しければ、いとゞ驚き惜み給ひ、嗟嘆大方ならざりける。爰に於て表向病氣と披露し、其横死を深く祕し、右の次第を早速に廣島へ報知せ給ひしかば、義長公も一時の怒に又となき忠臣を亡ひたるを深く後悔し給ひけれ共、今は其詮更になく、加賀家への聞を憚りて頓て病死と披露なし、舍弟何某を頼母と改名仰付けられ、是迄通二千石の家祿を賜りて、其家を相續なさしめ給ひける。

の事共全く畢りし故、伊賀守宗長公には瀧澤賴母が此程晝夜勤勞せしを賞せられ、白銀若干を下し賜ひ、家に於て勞を休むべき旨仰渡され、其餘凶事の一儀に關係りたる諸臣へも、各〻分限に應じ夫々賞を賜はり、姑く萬事を差置きて喪を營み給ひける。時に廣島より瀧澤賴母を本國へ召返さるゝの急書到來し、用人寺澤市左衞門受取りて宗長公の御前に出で、是を披露しければ、宗長公右の書面を倩見給ひ、「今度の凶事十五日の暮方に披露し、將軍家へ屆濟の後親類へ通ぜり。然ば卽日國許へ申遣さゞるは將軍家への屆濟まざる內に國許へ急使を出さんは、途中の不虞を慮る故なり。然らば十六日に報告を出せしは、一日延引致せしに似たれ共、實に止むを得ざる處にして、賴母が等閑に非ず。然るに內實を知るにもせよ、此方より陽の報知をも待たず、廣島へ申送りたる加賀家の計ひこそ心得ね。然れ共君御怒の時に當つて是等の事を申上げんも如何なれば、先仰に隨ひ賴母を國許へ歸し、彼方にて御尋あらば、自然に事分明なるべし。汝宜しく計ふべし」と仰せければ、寺澤市左衞門畏りて直に賴母を招き、目付役金井左衞門列座にて仰の次第を申傳へければ、瀧澤賴母は思ひも寄らぬ咎を蒙り、其仔細を申解かば、加賀家の麁忽を顯すのみならず、君の賢慮の深からざるを顯すに似たりと心を決して家に歸りけり。然るに國許より家來谷田儀兵衞急用有つて罷り越し、賴母が歸宅を待居ければ、

御怒強く當國へ召歸され、其罪を糺さるべしとの御事なり。我熟思ふに、頼母は江戸に於て此動靜を聞かば、其身年來重役の數に入りて一家中の尊敬を受け、其上嗣君師傅の役に在りながら、事等閑に及びたりとの咎を受け、恥辱を忍んで當地へ歸り、徒に罪科の及ぶを待つべき者に非ず。然れ共年老いたる我を思ひて其所置に迷ひ心を苦めん事必定なり。汝急ぎ江戸に赴き、我心の潔きを申傳へて、渠が自殺を快く爲さしめよ」と彼一封を渡しければ、儀兵衛は大に驚き、「這は存寄らざる事を承り候もの哉。然りながら退いて愚察仕り候に、今般の御計ひ必定仰解けらるべき仔細も是あるべくと存候へば、一先御歸國の事を仰進ぜらるべきと思ひしに、却つて彼地に於て御自殺有るべしとの御使を差向け給ふ事、賢慮共覺え奉らず。再び御思慮を廻らされ然るべし」と云ひければ、將監潸然と涙を流し、「汝が申す迄もなく、頼母は居館の政事を執る身にて、國許へ事を報知するに他家の報知に後るゝ程の麁略を仕出すべき者に非ず。是は必定深き仔細有らんとは思へども、己が罪なき旨を申開く時は不明の咎を君に被せ奉らん事、是頼母が決して爲さざる所にて、我も又是を希はず。若し猶豫ひて事延引せば、我心空しく成らん。一刻も早く發足せよ」と焦燥ちければ、儀兵衛は其道理に伏し、「仰畏り候」とて彼書簡を受取り、夜を日に次ぎて江戸表へと急ぎける。偖も江戸居館に於ては御凶變

母帰國有るべき趣を江戸屋敷へぞ申遣しける。

○瀧澤頼母自殺の事

茲に瀧澤頼母が親父の瀧澤將監といへるは、數十年宰臣の列に加はりしが、老年に及びければ致仕願を申立てしに、數年の勤功衆に超過たりとて、願の通り仰付けられ、家祿二千石嗣子頼母へ下し置れ、別に隱居の扶持を賜りければ、優に餘生を養ひて數の年月を送りける。其子頼母は性質智惠深きのみならず、父將監の敎嚴しければ、智德衆に勝りて一藩肩を竝ぶる者なきにより、早くも宰臣の列に加はり、其上嗣君の傅司を仰付けられしかば、家中の貴賤擧つて將監は良き子を持ちたりと羨まぬ者なかりける。父將監も又家聲の衰へざるを悅び、只風月を友として餘命を樂むの外心を煩さず過しけるに、此頃頼母が麁略の罪を糺さるべきの思召有る由宰臣の面々より密に告知らせければ、將監大に驚き熟思慮を廻して、頓て頼母が許へ遂る書簡を認め、譜代の家子谷田儀兵衛と言ふ者を呼びて、「汝も知る如く愚息頼母儀は我に勝りし大役に當りて、萬事勤に怠る事なく、能く調へ治むるが故に、我も大に悅ばしく、此分なれば天晴宰臣の役を穢すまじと思ふ所に、計らずも此度正室の不幸の報知、等閑なりとて大君の

夫是を聞きて大に駭き、近く招きて竊に其故を尋ねければ、其者淺野家の不幸の由を委しく語るに、紋太夫は聞きて大に落膽し、今は江戸へ往く共其詮なしと思ひて、遽に途を轉じ廣島表へ引返し、歸城をなして義長公へ右の由を申上げければ、義長公も驚かせ給ひ、「誠に殘念の事をいたせしなり、然りながら加賀家の報知に因つて不幸の事を知ると雖も、未だ居館よりの報告無ければ、先弘めの事は延引致すべし」と今や〳〵と待ち給ふ所に、翌日の夜に入りて漸々瀧澤頼母よりの急使到著ありて、「正室豫々御病氣の所御養生叶ひ給はず、去十五日の晩終に御逝去有レ之候」との旨趣告來りければ、義長公大に怒り給ひ、諸老臣に向ひ仰せけるは、「江戸屋敷に變事有らば他は差置きて卽刻に我方へ告越すべきに、加賀家よりの報知よりも一日遲刻致せし事甚だ以て等閑なり。瀧澤頼母儀は江戸の宰臣職として萬事を統る職任に在りながら、是程の事にさへ手後れせば、平日の政事は固より、嫁が病中の處置嘸かし不都合の事のみにて、必定加賀家の誹謗を受けたるべし。斯る者を江戸居館に差置きては我家の恥辱なり〳〵急ぎ當地へ呼返し、此儀尋問致すべく、速に此旨を江戸へ申送るべし」と以ての外の御氣色なれば、老臣の面々も頼母が計ひ仔細有るべしとは察しけれ共、報知の遲刻したる故に申し宥むべき詞も無ければ、何れにも頼母が歸國の上にて又計ふ旨も有るべきなりとて、先急書を發し、早々頼

肴を下し賜り、其御祝儀を表せられける。然る處に又急使到來し、正室産屋の中より血暈の病發らせられ、其症輕からず候に依つて療治怠りなく候旨申來りければ、義長公大に驚き給ひ、老臣淺野紋太夫を召して宣ひけるは、「此度嫁出産後産屋の中より重き病に臥したる由申越したり。渠は深窓の内より淑德の聞あるを以て、宗長の爲に强ひて貰ひ請けしに、予が宿望空しからず、奥向能く治りて召使の婦女怨み怒るの聲もなく、然のみならず居館の變災に當つて事に處するの義勇、能く武家の室家に適へり。凡そ夫婦中の善惡は家の治亂に關りて中々忽にすべき物に非ず、我家の醫師の中にも永田良全は治療の術に精しき故、汝渠を伴ひて急ぎ江戸に赴き、瀧澤賴母と商議して偏に快復の效を謀るべし」と仰付けられければ、淺野紋太夫、「仰畏り奉り候」とて、御受なして宿へ歸り、卽日旅裝を整へけり。元來此家富有にして品物多く貯へしかど、尙不時の需に應ぜん爲極品の人參其餘俄に得難き藥種を數品携へて、卽刻良全を同伴して廣島表を發駕なし、道を急ぎて行く程に僅二日路にして一人の急使に圖らず出遇ひ、熟く視るに加賀家の標目を付けたれば、淺野紋太夫は心怪み馬を控へて近付くを待ち、「夫なるは加賀家の御使と見受けたり、何方へ赴かるゝや」と問ひけるに、急使の者答へけるは、「仰の如く某等は加賀の使者なり、急用ありて江戸表より藝州廣島へ赴くなり」と申しけるに、紋太

の事有りけるを幸として、此時に於て渠が過失を見出し、密に吉德公の心を飜轉させんと窺へ共、頼母は學力強きのみならず、秀才非凡の者なれば、斯る繁忙しき際と雖も微少も心轉動せず、萬事を調へ收めて遺漏有らねば、只徒に日を送りけるに、十五日の朝に至りて館の中何となく寂然しく、諸士愁の色を顯しければ、大槻心に凶事有りしを量り知り、直に奥に入りて老女某に面會して密に賄賂を以て實否を搜りけるに、老女も別して因緣ある加賀家の事なれば、隱すべき事に有らずとて、不幸の由を密に告ぐるに、大槻是を聞くと等しく忽ち心中に一つの謀計を案じ出し、馬に鞭打つて加賀家の屋敷に馳歸り、此事情の報知の一書を書認め、急使を仕立てゝ即刻藝州廣島へ報知置き、其後吉德公の御前へ出でて正室逝去の次第を申上げければ、兩君是を聞給ひて深く歎かれ、再び大槻を淺野家へ遣され、其御不幸を悲み悼まれ、猶混雜にも有らんとて傳藏を以て萬事の營を助けしめ給ひける。

○淺野義長公瀧澤が怠慢を怒り給ふ事

此時淺野彈正大弼義長公には本國藝州廣島に在城せられしが、息伊賀守宗長公の正室男子出產の報知到著しければ、家長久の基此一事に有りと悅び給ふ事限りなく、在國の諸臣を集めて酒

けるに、其驗にや有りけん、障碍もなく月滿ちて六月二日別館に於て易々と御男子御平産有りければ、宗長公の御喜悅斜ならず、卽日飛脚を以て本國廣島へ報知せられ、其他御親類の諸侯方へも御披露有りしかば、其御賀を祝せる來客は門前に市をなし、奏者の役人日々奔走して座を占め筆を措くの遑なし。加賀吉德公にも御息女平産し給へば、御喜悅の餘り早速に大槻傳藏をして日々に産屋の安否を訪しめ給ふに、正室は産屋の日數も未だ立たざるに、血暈の症を發し給ひて、其體常ならず。是に依て淺野加賀の兩家は、昨日の悅に引換へて各驚き且患ひ、數多の醫師晝夜詰切りて互に治術を討論し、奇方良劑を進め參らせ、又諸寺社の祈禱は言ふも更なり、是ぞ能しと言ふ事は何にまれ致されけれ共、其驗は少しもなく、日々に衰瘦へ給ひければ、瀧澤賴母は大に歎き、江戸に名ある名醫を請じ、治療を賴み祕術を盡すも天壽限り有りけるや、其甲斐更にこれ無くして、終に同月十五日敢果なく卒去し給ひけり。然れ共大家の式禮庶人と同じからねば、賴母は宗長公に申上げ、姑く喪を祕して内外の事を理め調整へ、漸々晚に至りて披露なし、翌朝未明に急使を以て本國藝州廣島へ報知せ、同十八日御葬送の禮式をぞ營みける。反說つて大槻傳藏は大殿吉德公には瀧澤賴母を懇望し給ふ由を伺ひ聞きしより、心中大に愁ひ居たりしが、今般正室の出産御違例に因りて日々淺野家に到りて屢賴母と應接

て誰そや。今已に自ら守護し奉り加賀家に立越ゆべし。其方は館に殘り諸事の掛引を勉めよ、其處放すべし」と鞭を揚げて取縋る手を擊給へば、賴母は聲を勵して、「大家の正室の御心榮感服し奉り候。因て大事を任せ奉る。疾此場を打立ち給へ」と言ひも終らざる其内に、鞭に鐙を打合せ、最由々敷も立出で給ふに、此時暴風益吹きて一天宛然梨子地の如く、車輪に似たる火焰の威勢幾千となく立騰りて、前後を見る事能はざれば、親に放れ妻子を失ひ、西に迯け東に走り、黑煙に咽びて途方にくれ、火に焦れて泣叫ぶ聲愴然く、或は諸家の消防組、亦は諸侯の遠見の馬南北に馳違ふ。此群集の中を事ともせず眞一文字に馳抜け給ひて、暫時に加賀家の御居館に乘付け給ひし其勢の烈しくして其裝の嚴なるを、通過らに見る者は、加賀家の武備は怠惰なきと、亦正室の勇美をぞ感賞せぬ者無かりける。

○大槻傳藏廣島へ急書を送る事

斯くて淺野家の居館祝融の災に罹られしかば、一藩の上下悉く別屋敷に移り、瀧澤賴母專ら內外の事を取計ひしかば、更に寢食を安んずるの暇なく、就中正室には今般の災禍の爲に御心愕き給ひしかば、御懷姙の變も有らんかと案じつゝ醫師に謀りて胎內を安んずるの手術を施し

正室は早衣體を更められ、上に非常の御裝束を裝ひ、長刀を取つて床几に倚り給ひ、其餘老女中老より諸侍女に至る迄裾高々と褰げ、各玉襷鉢卷に體を固め、得物を取つて左右に並び居たりしかば、諸士其備の嚴かなるを見て心中密に驚きける。此時正室側用人を召され、「斯る時には男子たる者は一人なりとも館にて消防を爲さしめんこそ肝要なれ、我が立退くべき用意は既に整ひたれば、汝等少しも心を勞せず、其事は差置くべし。最早所々に火移りたれど、若殿は御歸館なく、瀧澤賴母も未だ歸らず、若し寶藏に火燃え入りて大切の御系圖燒失ある時は、御家の大事なり。我今より守護して立退くべければ、早々寶藏を開けよ」と指揮し給ひ、自ら家系の箱を取出して携へ給ひ、居館消防の事を猶も仰置れ、直に馬に取騎り給ひて侍女數十人に前後を圍ませ、已に御居館を立出で給ふ時、此日瀧澤賴母は御用にて遠く他出なせしかど、出火の體を見るよりも馬に鞭打ち馳歸り、御門前に於て正室の出馬を見るより忽ち馬より飛下りて御轡面に取付き、「這は物に狂はせ給ふか、此節別して御大切の御身なるに、常にても起居を愼み給ふべきに、此混雜の際と申し、馬上にて出で給はん事然るべからず。物徐に御立退有るべし」と諫めければ、正室は色を正され、「這は賴母が詞とも覺えず、嗣子を設けん事は我に限るべからず、此變事に及んで若殿竝に其方に代りて家系を守護して立退かん者、我に非ずし

面部は然有らぬ體成れども、內心思慮を苦めける。爰に藝州廣島の城主淺野彈正大弼義長公の御嗣子伊賀守宗長公の正室は、加賀宰相吉德公の御息女にて、佐渡守宗辰公の御妹君なりけるが、幼より自然御貞順の德備りて、御容儀又比類無りし故、吉德公の御寵愛淺からず、女師を撰んで其德を修めしめ、詠歌吹彈の伎は言ふも更なり、劒鎗の法射御の術に至る迄其道々の女師を撰みて學習ばしめ給ひ、笄年の年に至るに及んで既に諸道に練達し給ひければ、好事門を出で深窓の淑德廣く聞え、媒妁を入れて聘遇を求むる諸侯舉げて算へ難き中に、淺野義長公殊更に其德を慕ひ給ひ、遂に聘禮を納めて江戶の居館に迎へられ、嗣子宗長公の正室とし給ひしに、果して孝順溫和の德あり。而も閨門を治め給ふ事禮法正しかりければ、侍嬪關雎の化に懷き、諸臣桃夭の歡を盡しける內、年を踰えて御懷妊あり。元文二年正月に至り御著帶有りしかば、一家更に歡喜を添へて、只管安穩に月滿ち給はん事を諸社諸寺に祈禱り給ひける。然るに二月の下旬居館の近隣より失火しければ、諸士各附屬の人數を卒へ消防の備を爲す處に、其日は風殊に烈しく、瞬く間に火勢吹廣がり、粉火天を蔽うて降り、黑煙地を卷きて來る程に、早居館の四隅に火移りぬ、此時伊賀守宗長公は御登城ありて未だ歸館なし給はず。瀧澤賴母も他に出でて在合はざれば、側用人納戶役の輩正室を他に遷し奉らんと謀つて奧に入りけるに、

一昨年以來度々不慮の變ありて、譜代の輩と雖も其心計り難ければ、大槻傳藏に内外の事を委任置きしに、今に至つて不臣の族輩分明ならず。若し瀧澤賴母が如き智明の士を得て事を委ねば、靜謐日を期して待つべし。汝は如何思ふぞ」と宣ひければ、宗辰公聞きも敢へず、「仰の如く瀧澤が如き者御家に有らば、斯る時節に不臣の族を捜り出し、賢慮を休め奉つる事の神速なるのみならず、其學ぶ處を施し用ひて政事を整へ治め、且國家長久の基礎を開き、民を安んずるに足るべし。君冀くは渠を得給ふべき賢慮を廻し給へ」と申上ぐるに、吉德公大に歡喜び給ひ「汝が心底も瀧澤を得んと思ひなば、予は再び思慮を廻らし、時宜を量つて淺野家へ我家の動靜を密に物語り、汝が師傅と言ふを名として、我方に請受くべし」と商議なし給ひけるを、彼大槻傳藏は早晩是を窺ひ知りて心駭き、當家の老臣宰臣を始智勇の士多しと雖も、術謀を以て君の心を疑はしめ、其詞の用ひられざる樣に計り置けば、怖るゝに足る者なしと思ひ居たりしも、今若瀧澤賴母が如き高見卓識の士をして若殿の師傅となし、旦夕君の前に在りて事を計はゞ、我々の志を立難きのみならず、今の殊寵をも失ひ、其甚しきに至りては罪を受け咎を蒙らん事必定なり、然れ共今陽に渠が來るを妨碍げなば、賢を妬むの疑惑を受けん、然ばとて密に計策を施さんも、渠元來他家の臣なれば其道なし、如何はせんと偵奸智に長じたる大槻傳藏、

○大槻謀つて瀧澤を拒む事 并 淺野家火災の事

扨も谷江藤左衛門は彼馬の爲に敢果なく此世を去りしかば、親類の面々は寄集り、或は悲み且怒りて、馬は能く其恩を知ると聞きしに、斯程まで愛せし主人を蹄に懸けて殺せしとは、恩を怨にて報いしか、畜生なりとて此儘にやはか通して置くべきぞ、主人の敵に我々が、乞撃殺して憤怒を晴さんものと、敦圍きて各有合ふ弓矢鎗を追取る儘に、彼馬を庭上に牽出し、大樹の下に確と繫ぎ、胸の邊を二箭三箭覘ひ定めて射付けしかば、馬は愕き跳上り、嘶き叫びて苦む處を、解しもやらず一同に鎗刀を打揮つて續樣に突立て斬付けしかば、皮膚に傷かぬ處もなく、鮮血迸りて總身色を變じ、最哀なる聲を揚げ、狂死にぞ死したりける。是に依て一同は少し憤怒を散じけるが。斯くて有るべき事に非ざれば、谷江が横死の旨趣を詳細に御屆なし、藤左衛門の亡骸は厚く葬り、跡懇切に弔ひぬ。偖又吉德公は谷江が事情を聞給ひ、始めて瀧澤賴母が明智の先見に感服せられ、若殿宗辰公を近く招かれ「今般谷江藤左衛門、日外瀧澤が申せし如く馬の爲に一命を隕せり、萬一彼時瀧が諫なくば藤左衛門が禍は予が受くべき處なりし。然れ共渠が諫を悉く用ひずして禍災を臣下に遺せしは、我ながら過てり。因て熟思ふに、

家の厩司遠乘に出でしが、曾て谷江が馬に續く良馬なく、見る者羨み且呆れ、稱めぬ者こそ無かりければ、藤左衞門は心誇り、其後は閑日の有る毎に必ず遠乘に出づる事數月間に及びけるが、一日例の如く遠乘に出でしが、諸家の士は此馬を見て、豫て評判高かりし加州の名馬なりとて感稱する事一方ならねば、藤左衞門は益悅び、終日乘廻して其夕方家に歸り、頓て四下場に出でて例の如く自身に馬の沐浴をなし、布にて之を拭ひながら熟獨言するは、每度汝が蔭に因つて美目を施す事大慶なり、往古の烏騅、磨墨と言ふと雖も汝には豈夫及ぶまじと、尾筒の際を二つ迄擲きけるに、是迄曾て物驚きせざる馬なるが、如何なる事にや大に駭き、突然跳上りて藤左衞門が胸板をしたゝかに蹴返しければ、何かは以て堪るべき、藤左衞門吭と云つて倒れし儘に息絕えたり。若黨奴僕等是を見て慌忙き、走り寄り扶起し、急遽しく在番の親戚等に報知ければ、何れも駭き駈來りて醫師を招き、種々に介抱せしが、如何にせん蹄にて强く胸板を蹴破りし其傷臟腑まで徹りければ、中々容易の事に非ず、治療の效空しく、藤左衞門は惡馬の爲に即死せしこそ最惜むべき事なりけれ。

家に飼置きて瀧澤賴母が申上げたる言葉の實否を糺し、惡馬にて是なき申譯を仕り度く」と申上げければ、吉德公にも如何有らんと御思案遊されけれ共、谷江藤左衞門は幼年より其業を習ひ覺えし者にして、自身別儀のなき事を豫て測り知りたる故、乞ふ事なれば仔細有るまじと思召され、遂に願の通り御許有りて藤左衞門へ下されければ、有難き旨御禮申上げ、直に馬の轡を把りて其儘我が屋敷にぞ歸りける。

○谷江藤左衞門橫死の事

斯くて谷江藤左衞門は御馬を拜領なして己が廐に繫ぎ置き、其形體を熟見るに、是程の良馬、恐らくは諸侯方たり共多く得給ふ事能はじ、然るを瀧澤賴母箆忽の事を申上げしは片腹痛き事なるが、我爲には能き仕合になりたりと悅ぶ事限りなく、天晴乘込んで衆人の眼を驚かし、瀧澤が鼻を取挫がんと日々馬場に於て乘馴し、飼付けて四下共奴隷の手に懸けず、毛拔爪挾に至る迄皆自身にて是を扱ひ、最寵愛して飼ふ程に、一月計を經ける內古今無雙の名馬と成りしかば、谷江藤左衞門は大に悅び、一日遠乘をして試みんと、豫て貯の祕藏の鞍を置き、其外皆具美々敷飾りて場所を嫌はず乘廻しけるに、元來江戶は衆諸侯の集る地なれば、其日とても諸

は毎度の事に候へば、今般の兩馬も加州に於て數人鑑定の上相送り、當地にて猶又熟見仕り候に、黑毛の方額の旋毛瞳の氣色常に變るに似たれ共、其場所宜しく候故、惡相には候はずと存じ、定めて獻じ候ならん。此故なれば彼兩馬は些少も御心にかけられ間敷候」と申上ぐるに、吉德公、「實に藤左衞門が申す如く、廐役の者共數人鑑定なし乘換と極めし其馬に、惡相のあるべき謂なし、然れ共賴母が申す旨も有れば、宗辰には鹿毛の方を與へ、黑毛の方は先廐に繫置き、重ねて評議致すべし」との御事ゆゑに、宗辰公再び諫め申さるゝは、「瀧澤賴母は余が師範たるを以て、强ち其詞を信じて申上ぐるに非ざれ共、御召料は此馬にも限るべからず、此上にも牧の中にて撰まれ候時は、良馬の何程も是有るべければ、御大切の御身と申し聊も御心懸りの儀は御愼ありて然るべし。扨此馬は是非共に廐を避けさせ給ふべし」と强ひて御諫言ありければ、吉德公は竟に宗辰公の御言葉に隨ひ給ひ、卽ち谷江藤左衞門を召して、「汝が申す如く此馬何も仔細は有るまじけれ共、宗辰の申す所も又一理あれば、速に國許へ歸し遣すべし」と仰に、谷江藤左衞門平伏なして、「仰畏り候へ共、遙々の遠路を牽せ候馬、惡相有つて御召料に相成らずと申す事にては、私共の不調法に相成り、職分相立難く存じ候。然しながら御愼の故とあれば、强ひて願ひ奉るべき樣も御座なく候。何卒此御馬を私へ下し置れ候へば、

熟見て元の席に立還り、「御馬拜見仕り候に、何れも駿足と相見え候得共、黑毛の方に一箇の惡相あり、必ず其主人に祟あるべし。召料の事は差置きて、御家臣にも賜はるべからず」と申上げければ、吉德公不審に思し召れ、其故を問給ふに、賴母又申上ぐるやう、「此馬總身眞黑にて額に白き旋毛雜り、瞳に變動の氣を帶びたり、是劉玄德の的盧馬と同種にして、往時馬良が玄德を諫めしも斯る馬にて候なり。只速に元の牧へ返され、禍害を遺し給ふべからず」と諫め奉りけるにぞ、其時吉德公には宗辰公を顧み給ひて、「賴母が申す所一理有るに似たりと雖も、劉玄德が的盧馬の事は三尺の童子も能く知る所なり。予馬を好み、額の雜毛あり的盧馬に類せし馬を見し事算へ難しと雖も、未だ其主人に禍害を遺せし事を聞かず、恐らくは賴母が書籍の說に泥みし所ならんか」と仰せければ、宗辰公御聞有りて、「賴母は窮理學を勉めて一事をも忽せに仕らず、弓馬は元來其職とする處に候へば、必ず見る所有りて申せしなるべし。偶然的盧の例を引きたれば書籍に泥むの御疑あれ共、古語にも申す如く、君子は危きに近づかずとか、渠が申上げたる如く、速に元の牧へ御返し有りて然るべし」と再三御評論に及びけるに、谷江藤左衛門進み出で、「恐入り候へ共、總て馬役を掌る者は、皆馬相を觀る法を學び、雜毛旋毛班毛等の形に因つて駿良駑惡の品を分ち、駿良を撰み取つて衆人の鑒定せし上御廐へ牽入れ候

て、遂に其門弟とは成給ふ。此故に吉德公も瀧澤を爰に召出し給ひしなり。賴母は吉德公の御前に出でて主人の使命の始終を述ぶれば、其御返事有りて、而る後に吉德公傍近く召寄せ給ひ、「忰宗辰其方の教を受けて、文學も追々昇達せし段、予に於ても滿足せり。然るに凡そ文學を業とする者は兎角武備に怠る習慣なれど、今日加州より兩馬を送り越したるに依つて、渠が馬術の程を試みしに、其伎大に感心せり。是全く足下の教の行屆きたる處なり」と大に賞美し給ひければ、賴母は低頭平身して「冥加に餘る仰を蒙り、恐れ入り奉り候。然りながら元來文學と申すは、三綱五常の道を修め、天下萬物の理を究め、其身の分に應じ能く其事を勤むべき爲に學び習ふ者にて候。恐れながら宗辰公君の御世嗣と成給ひなば、必ずや治世に仁政を施し民を教化し、亂世に軍を發して一方を守護るの任に當り給ふ御身なれば、武備を修め給ふは是當然にして、私より別に心を用ひ申上げたる儀にも御座なく、學問の道は元より斯くの如くにて、君の仰の如く偏に讀書文詩に耽り、其餘の行に疎きは、只記聞訓詁の腐儒者、俗に申す物讀の徒にして、學問を勤むるとは申し難く候」と申上げければ、吉德公には頻に感じ給ひ、重ねて仰せらるゝ樣、「我固より其方が博識を知りたるが、今日得たる所の兩馬眞に冀野の逸物なるが、幸其鑒定を致し吳れべし」と申さるゝに、賴母畏り、馬場に到りて兩馬の相形を

二匹仕立てて江戸屋敷へ送り來れる趣旨を、厩役人谷江藤左衛門より申上げければ、大殿吉德公これ幸なりと、頓て若殿宗辰公と倶に馬見所に到り給ひて其馬を一目見給ふに、一疋は鹿毛にて一匹は黒毛なり。兩馬共に尾髪腕爪能整ひ、一日に千里を馳すべき天晴駿足と謂ひつべき名馬なれば、吉德公殊に喜悦ばれて若殿を顧み給ひ「一匹は予が乗換とし、一匹は汝に與へん。好みの方を撰み取り、此處に於て調馬の練達を試みん」と仰せければ、宗辰公有難しとて其恩を謝し給ひ「兩馬共勝劣は無レ之候得共、願くは黒毛の方を賜はり候べし」と云ひつゝ、頓て馬場に下立ち給ひ、黒毛の馬を牽付けて飄然と跨り、身體四肢の規則を整へ、序破急の法を違へず、見事に一鞍乗終り給ひければ、大殿吉德公其有様を御覽じて武備に怠りなきを悦ばれ、頻に賞美せられける。折柄淺野彈正大弼殿の使者として瀧澤賴母來りたる由を申出でければ「親類の使、殊に瀧澤賴母ならば幸なり、自身逢ひて使者の仔細を聞くべし、はや是へ呼べ」と仰有るに、頓て瀧澤は馬見所へぞ罷出でける。抑此瀧澤賴母といふは、其爲人勇氣毅く博學多才にして、諸般の武藝は云ふも更なり、和漢古今の經史に通じ、學は伊洛の淵源を尋ね、文は韓柳の活法を窺ひ、實に稀世の人物なれば、淺野家にても其用厚く、江戸屋敷の宰臣役を勤め、若殿伊賀守殿の師範たり。是に因つて加賀家の若殿宗辰公も瀧澤が文學を慕ひ給ひ

けるこそ危かりし事共なり。又此夜の曲者は是大槻傳藏の家人にして、其名を野路井又助と稱ぶ者なり。曩に傳藏渠に此謀計を申含め、斯く計ひ欺きて在國の諸臣を殿に疑はしめ、愛臣を擧げ稱して己が忠義を顯し、恩を擔せて渠等に信用を得させ、竟に己に與力せしめ、追つて大望の援になさんとの心巧とは、神ならぬ身の誰かまた是を曉る者無りけれ。

○加州より名馬を江戸屋敷へ獻ずる事

却說大槻傳藏は吉德公の寵愛日々に厚くして、程なく知行千石を加增有り、執事役を兼勤せしが元文四年の秋の頃、再び江戸屋敷に在番して專ら內外の政事を司れども、元來怜悧の性質なれば、己は態と謙讓りて人の心を治め懷け、其中にも己が用に立つべしと思ひし者は、君に薦め擧用ひて其心を結びければ、諸士誰有つて大槻を嫉み侮らず、何れも歸伏して其指揮に從ひける。爰に加賀家の御嗣儲佐渡守宗辰公は文學に御心を寄せられ、常に家を齊へ國を治むるの道を講じ給ひ、側ら詩華文藻を玩ばれ、最も儒雅の風有りて溫順の御性質なりけれども、大殿吉德公は是に反して常に武藝を好み給へば、若殿の學問にのみ泥まれ給ひて、竟には柔弱に狎移り、武備の踈に至らんと大に憂ひ給ひける。然るに此頃本國加州より御召料の名馬をば

が異見に依り幸に免れたり。然れ共予が再度の凶變に寢食を安んぜざるの思ひあり。汝は未だ彼の一儀の主謀穿鑿の手術を得ざるや」と仰に、傳藏はつと心得、「此儀は當春仰を蒙り晝夜苦心仕り、種々萬般に手術を運し、竊に探し索むれ共未だ其手懸も得ざりし處、我君の御歸國近きに及び、又今夜斯る悪計を設けて守護の忠臣を退けんとせり。是を以て推察なすに、不臣の者は必定御國許に是ありと存じ奉り候。然るに於ては此以後は別して御側の御守護彌大切に致すべし。依ては五人の者共へ今夜の首尾を仰聞けられ、猶も心を盡して守護致すべき旨を仰付けられなば、渠等が忠義の心百倍勝り、必ず守護なし奉らん。然る時には假令毒殺刺客の謀計を爲すとても、御枕を高うし給ふに至るべし。加之不臣の輩謀計皆相違せば、心忙てて猶も畏懼を懐き候べし。其虚に乘じて密に動靜を窺はば、遠からずして主謀人顯れ候べし」と申上ぐるに、吉德公熟是を聞給ひ、御悅斜ならず、「汝が深慮凡人の及ぶ處に非ず。然ば其計らひに任すべし」とて直に名島、川村等の五人の者を召れつゝ、今宵の始末を委しく仰聞けらるゝに、五人の者ども承り大に驚き恐れつゝ、大槻が寃の難を救ひ呉れしを深く悅び、大槻の爲には一度此恩義を報ぜんと皆心中に思ひけり。吉德公は是よりして益諸臣を疑ひ給ひ、専ら大槻をのみ信用せらるれば、渠は常に御側を離れず、萬事に付けて御相談を爲し給ひ

奉るに、吉徳公は是を見られ殊更に駭然き給ひ、俄に大槻を召れ仰せけるは、「今夜曲者有りて予が寢室先へ忍び入りたり。然ども村瀬半藏居合して是を見咎め捕へんとするに、渠は疾くも迯去つたり。最も其時狼狽へて落せしなるや、此一書を遺し置きたり、汝一覽して速に詮議すべし」と仰あるに、傳藏は其書を披き再三熟覽して、「此書を君には何と思召し候や」と申上ぐるに、吉徳公色を變給ひて、「言ふ迄も無く渠等恩を忘れ義に背き、曲者を雇ひて予を害せんと計りし者なり。思ふに曩の毒藥の事も渠等が所爲にあるならん」と仰に、傳藏申すやう、「是は君の御意共覺え奉らず、渠等は皆君を守護し奉りて忠誠を盡す者共なれば、奚ぞ害心を挾み申すべき。私再三思慮仕るに、不臣の族毒害の謀計を仕損じたれば、重ねて事を行はんとすれ共、御前に忠臣在つて守護嚴しきを憂ひ、間者を用ひて折能くは君を害し奉り、若し事ならざる時は君の御心を疑はしめ奉り、五人の者を退けて守護を疎かになさんとする手術と存じ候なり。其故は、五人の者斯る事をば企てんには、必ず此書を自筆にて認むべきに、此は渠等五人の筆跡に非ず。夫のみならず刺客と成りて忍び入る程の曲者が、如何にして後の證據と成るべき品を所持仕り候や、譎計なる事是を以て明かなり。君願くは能々此所を思し召し給へ」と辯舌爽快に申上げければ、吉徳公忽ちに曉り給ひて、「予誤つて忠義の士を失はんとせしに、汝

くる迄も暑を避けて居給ひしが、いざ寢ねんと宣ひつゝ廊下傳に還り給ふ。斯る處に御寢室の庭なる萩垣の後に人影見ゆるにぞ、御側役の村瀨半藏是を見咎め聲を懸け、「御寢所間近く窺ひ居るは誰ぞ」と問へ共答無ければ、彼奴正しく曲者ならんと、直に庭に下り立ちて燭の明灯に透し見れば、果して面を隱せし曲者、鈍ず面にも佇み居たり。村瀨は透さず走り寄つて捕へんとするに、彼者は拳を以て燭を打落し、明灯を消して迯げんとするを、村瀨は猶も背後より無手と組むに、渠も投機者、組れたる手を振放し村瀨が胸を強く突けば、村瀨は流石勇壯なれども、是が爲に二足三足思はず後方へ辟易ぎて猶豫ふ隙に、曲者は何處共無く迯失せたり。御側役の面々は是を聞きて打驚き、各々刀追取りつゝ疾くも此所へ馳來りて、築山樹林の隅々迄も殘りなく搜索むれ共行衞は更に知れざれば、詮方なくも一同に立戻らんとしける時、萩垣のほとりに落ちたる物あり。村瀨は是を拾ひ取り熟見れば、其形守袋の如くにして中に一書を納れてあり。披き見るに、其文に曰く、「御賴の一條成就せば、望に任せ恩賞を與ふべき云々と書認め、末に多川定兵衞、吉良助太郎、名島瀧右衞門、川村慶次郎、中澤甚八等五人連署の血判あり。此五人は皆智惠才覺有りて、武藝に長じたるを以て御納戸役御側頭等を勤めて不慮の變を守護するの職分なり。且は吉德公愛せらるゝ處の者共なれば、村瀨は大に驚き、此密書を吉德公に

正、村井主膳、今川賴母、神田主膳の四人の者は糺問の道を得ずして禁固の者は屈死せしめし罰を蒙り、金澤において閉門仰せ付けられける。然れば吉德公は大槻を猶も寵任し給へど、大槻は望む所爰に止らざれば、曾て其勢に少しも誇らず、才智ありて用に立つべき者は恩を懸けて其心を結び、愈勤勞なす事昨日に倍せしかば、衆人是を賞るの外なく、其隱謀は一向に悟る者こそ無かりけれ。

○大槻傳藏刺客の謀計を用ゆる事

斯くて元文五年も半過ぎて、吉德公歸國の期近くなりければ、大槻傳藏熟思慮を廻しけるは、我一時の謀計を以て君を欺き、深く寵愛を得ると雖も、金澤には七家の老臣を始め老才智勇の臣下數多有れば、我が密計を疾くも覺り、君の心を轉ずる者有るまじきにも非ず、然有る時は是迄盡せし謀計も皆畫餅と成らん、豫め未然を防ぐの設備なくんば有るべからずと、數日工夫を凝せしより一つの姦計を案じ出し、家僕の内に野口八郎太夫と言へる勇猛不敵なる者を招き、密に其方便を私語きて姦計をぞ施しける。其後數日を經る程に、一夜降るとはなしに空かき曇りて、暑さは宛然蒸るが如く、團扇搔遣る暇もなき時、吉德公には大書院に出給ひ、夜更

何程呵責あればとて遽に實狀を露すべきや。凡そ渠等如き者を糺さんには、一切尋問を差置きて只晝夜須臾も眠らせず、漸次に身體を倦疲らしめ、心神昏々たる時に至りて他事に准へ問を懸くれば、思はず其實を吐露す物にて候よし、又其法にても猶固く陳ずる時は、暫時糺問を解して此係の賢き小吏人に謀計を申含め、禁固の族の耳に入る樣、此度の儀一大事の件なれ共、爰に禁固する關係りし者供其實事を吐く時は、殿の御身恙なく濟みし事故、主謀の者の出づる迄は先糺問を御赦に相ならん抔との事を云觸しなば、主謀は云ふに及ばす、荷擔の輩迄も氣遣ひ恐るゝの心を懷き、自然と其萌を顯す者にて、此大事を詮議するにはまづ第一に此心得有るべき筈にて候を、古老の面々其思慮なく、只管呵責を加へし故實狀を得ざる而已ならず、渠等の身心を疲勞らしめ、遂に悉く死に及べり。依て詮議の端緒を失ひたるは實以て殘り多き次第なれど、既往の事は申して詮なし、以後は事に馴れたる者へ仰付けられ、年月を限らず徐々穿鑿をなし給はゞ、計らざる事より露顯るべし。假令其間幾年月を經るとても、憚りながら私御傍に在る上は萬事守護仕れば、少しも御心勞遊されまじく」と辭を巧に申上けければ、殿には傳藏が忠誠の働を思召さるゝ事なれば、其詞を聞きて感服せられ、若年なれ共事の理を知るは老年の者には遙勝れりと思召されて、傳藏へ遂には變事探偵の役目を仰付けられて、玉井市

肢の病を腹心に移すと同じ道理なり、今日よりして村井主膳と某とは別屋敷に移りて專ら禁固の者も尋問すべし、各は再び計略を施して緩々他を捜り給ふべし」と示し合せ、殘りし禁固の四人をば數日尋問なしけれ共、元來渠等の知る所に有らねば白狀すべき樣もなく、年月を經ずして一同に獄舍の中にて死したりける。

○吉德公諸老臣を罰し給ふ事

扨も玉井市正、村井主膳の兩人は、吉德公の最深く疑念を懷かるゝ容子を察し、後の患を慮りて日々に禁固の四人を呼出し、詞を盡し手を換へて詰問ふと雖も、此者共の曾て知らざる處なれば、是と云ひて手掛もなく、憐むべし呵責の爲に神心勞れ皆死しければ、今は施すべき手術もなく、晝夜商議のみして各思慮を苦めける。吉德公も此事を聞給ひて心慮益穩ならず。是に因り竊に大槻傳藏を召されて渠が量見を諮問ね給ふに、傳藏は首を打傾け、「私儀計らずも無量の御取立を蒙り、加之大役に備り候へ共、性質愚昧にして且弱年に候へば、啻朝暮君の御側に伺候して不慮の事を防ぎ候外は何の辨へたる事も御座なく、古老の面々だに良策もなき儀を、所置仕るべき樣更に是なく、然りながら竊に愚案を運らし候に、斯程の大逆に黨する輩、

けるを、頼母が祖先今川仁左衛門獨寢ねずして其曲者を組留め、危難を救ひ奉りし其功に依り、子孫の今に至る迄五千石を領して、代々宰臣の列に加はれり。傳藏が此度の働仁左衛門が功に比較ぶべきには有らね共、恩主危難を救ひしは同じくして談るべし。明日は例の鏡開の嘉儀にして轉任加增の初なれば、傳藏に祿千石を增與へ、側執事を申付けん。汝宜しく計らふべし」との仰に、玉井市正承りて申すやう、「實に大槻傳藏が其砌の働はいふ迄もなく、平日精勤の樣子をも承知仕り候へば、仰の趣旨別に異議は候はねど、然れ共古語にも申す如く、器と名とは人に借さずとか、傳藏儀は御取立の者にて未だ弱年にも候へば、不時の恩賜は格別として、職任を進め給はん事は再び御賢慮を加へられ然るべし」と言上しけれ共、吉德公は疑念を懷き給ふ際なるゆゑ、玉井が諫を用ひ給はず、翌十一日鏡開の式終りて後傳藏に加增を賜はり、側執事に擧用ひられ、萬事を委任し給ふより、毫は御心を安んじ給へど、猶後の禍を思召し、屢玉井等を召寄せて毒殺の者共の拷問の儀を仰あるに、市正は再び役人を集めて評議をなすに、「頃日密監察を以て家士の隱事を搜ると雖も、是と異變むべき所も見えず、元來斯る大事件急の計ひにて顯るべきに非ざるを、屢催促なし給ふは、疑念を懷き給ふ故ならん、若し此儘に時日を過さば、某等迄併せて疑ひ給ふに至るべし、君老臣を疑へば姦邪透間に乘ずると、是四

の者渠等のみに限るべからず。然れば此儘徒に日を送らんより、拷問を停めて忠實の者を撰み、密監察を申付け在番諸士の擧動を搜らせば、自然に端緒を得る捷徑となるべきなり」と云ひけるに、役人一同も此議に同じ、最隱密に諸士を召寄せ、此計籌をぞ施行しける。

○大槻傳藏昇進の事

斯くて加賀宰相吉德公は今川頼母、神田主膳に命せて、毒を施したる主謀を探り索めらるゝも、未だ其實分明ならねば、日夜鬱々として樂み給はず。熟御思慮有りけるは、萬乘の國其君を弑する者は必ず千乘の家、千乘の邦其君を弑する者は必ず百乘の家也との聖語の如く、斯る時節と成りし上は譜代古老の者なりとも其意測り難し、獨大槻傳藏は其身の生れ賤しと雖も、幼少の時より身命を捨て上を思ふ節操あり、今般の變事も渠が手より看露したるは格段にて、年來の忠誠感ずる所なり、今に方つて予が腹心を委せん者渠一人より外なしと、正月十日の夜に至り玉井市正を召して仰せけるは、「舊臘變事の折柄に宰臣執事以下諸臣多く在合ふ其中に、予が危難をば救ひしは彼の大槻傳藏なり、因て其賞與として僅ながら先取敢へず五百石を與へ、側役に拔擢て置くなり、能々往古を考ふるに、祖先御在世の御時に曲者ありて害し奉らんとなし

發せず、玉井が退くに及んで土佐守席を避け、玉井を脇へ呼寄せて私語きけるに、「評議の席に於て對馬守が申せし如く、足下江戸へ御越有るとも諸事西尾、今川に任せ置きて事足るべし。只當時の動靜を委敷見聞なして竊に報知らるべし。又野生此儀を申せし事必ず人に洩し給ふ事勿れ」と云ひしに、玉井は其故を曉らねども、元來遠慮ある土佐守の申す事なれば謹んで許諾なし、翌日村井主膳と打連れて金澤を發足し、道を急ぎて行きける程に、翌元文五年正月四日戌の下刻に江戸本鄕の屋敷に到著し、其夜は長途の勞を休め、翌日出仕して吉德公の御前に出でて拜謁の上、舊臘の變事早くも露れ、御身の恙きを賀し奉り、夫より在番の役人に對ひ當時の動靜を諮ぬるに、今川賴母一禮して舊臘の變事を申述りし後、某神田主膳と共に縛め置きし者共を別邸に呼寄せて、或は怒り或は賺して屢搜り問ふと雖も、未だ更に實否判らず。中にも老年虛弱の者は嚴寒の縛に甚く疲れ、拷問の苦惱に堪難く、既に三人迄死に及べり。因つて其餘の者共は姑く拷問を差免して氣體を養はせ置きたりしが、足下是を糺すに良策有らば示し給へ」と云ひけるに、玉井市正は點頭きて「禁固の者實に惡事に與せしなれば、計策成就の上は富貴を恣に爲すなるべし。若し事の敗るゝ時は一命を棄てんものをと初より必ず心を決せし成るべし。然すれば強て拷問を加ふるも更に益なし。且別に主謀の者有るに於ては、荷擔

を一覽終りて未だ一言を出さゞるに、横山和泉守進み出でて申す樣、「凡毒殺を企つる事古今其例尠からず、因て當家の大事此時にあり。各心底を隱さず評議有るべし」と一座を屹度顧れば、本多安藝守席を進みて申すやう、「某思慮を廻すに、今般の變事、當座に死せしは必定荷擔の輩成るべし。既に渠等の謀計ならざるに、今又江戸表にて數人を禁固なし嚴しく糺問を加へなば、其主謀たる者は事の顯れんを畏れて再び騷動を仕出さんも知るべからず。然れば此地に在つて評議せんよりは、早速彼地に赴いて事を糺すぞ肝要ならん」と云ふに、前田對馬進み出でて、「本多氏の詞、理に當れども、某熟と愚慮を運すに、毒を用ひて君を害し奉らんと思はば、間を窺うてことを爲すべきに、然はなくて諸臣君の御前にて酒宴を賜ふ日を期したるは甚だ不審なり。思ふに江戸表の諸臣を同時に斃して、我輩を江戸へ引出し、當城の空虛に乘じて事を爲さんと謀りしも知れ難し。且は老臣の面々多く江戸に赴かば、内變を他に泄すが如し。彼の地の裁斷は在番の諸臣に任せ、我輩は當城を護衛るこそ肝要ならん」と威猛高に申せ共、左右に衆議區々なるに、横山猶も判斷なし、老臣年寄の中一人宛江戸に赴く事に決し、席上にて鬮を抽りけるに玉井市正、村井主膳兩人に當りければ、二人は速に發足せんとて、衆人に先達つて評議の席を退きける。此日前田土佐守は如何なる思慮の有りたるや、初よりして一言も

ば、殿には御悦斜ならず「折柄の注意風流の待遇甚だ興有り」とて、老臣用人の面々へも分ち賜りけるに、其中夜も更けたれば、一同に御暇を賜りて各退散したりけり。然るに大槻長玄は謀計を仕課せて心に笑を含みつゝ、「翌日より元服して假髮をなし、名を大槻傳藏と更め專ら膳部點撿の事を掌り、晝夜精勤なし居たり。

○金澤城に於て老臣評議の事

扨も御膳部毒藥の變事により、老臣の面々翌日未明に出仕なし、事の旨趣を糺して紙面に委しく認め、急使を以て本國に通知せ置き、猶も不臣の族をば吟味の評議に及びける。斯くて急使は夜を日に續いで急ぎし故、漸く同月二十八日に本國金澤城へ到着なし、彼の書翰をば差出せしに、詰合の老臣村井主膳一覽して大に驚愕き、是只事に非ずとて、諸老臣へ急速出仕有るべしとの廻文を差出しければ、諸老臣の面々何事の評議にやと不審ながら登城ある。其人々には、横山和泉守、本多安藝守、前田土佐守、長九郎左衛門、玉井市正、奥村丹後守、前田對馬守、是を七手組と稱す。是は年寄の上に位し大事を總裁なすの老臣なり。次に年寄前田修理、淺井主稅、深見治部、同じく列座せしに、此時村井主膳は江戸よりの來書を披露なせば、各是

骸をも館中に留置き明日事を商議すべし」と言ふに、諸士此儀に同じ、目付役に托ねて臺所の者七人を禁固め、四人の死骸を取収めさせ、此事を深く祕しければ、外向にては此夜の動靜を知る者更に無かりしとぞ。扨も西尾今川等は再び吉德公の御前に出で、竊に此仔細を申上げければ、殿にも大に驚愕き給ひて仰せけるは、「不慮の大變出來すべきの所、汝等速に事を計らひたるは最も思慮深き處なり。就中今川頼母、神田主膳は最初より携はりたれば、專ら此回の吟味の事を掌り、餘の老臣等と商議して速に不臣の族を搜索なすべし。我計らずも危きを免れしは全く大槻長玄が功にあれば、恩賞として五百石を宛行ひ、側役に拔擢て膳部の點撿を兼掌「らしめんと思ふは如何に。汝等は異論無き哉」とありければ、何れも長玄が穎悟の働を感稱せし際なる故に、詞を揃へ「御賢慮の如く然るべし」と申上げければ、吉德公は大槻長玄を召されて右の旨趣を命じ給へば、長玄は君恩の深きを謝し奉り、有難き旨御受をなして御前を退きけり。扨御側の面々は此夜不慮の變事に因つて御膳部調進の時刻後れしかば、非番の三浦左京を呼出し御膳部を調へさせんと思へ共、人心の量り難き折なれば、屹度思慮を運らして奥御臺處より精米を取寄せ、是を御庭前の井の水にて洗ひ淨め、御次の鑵子に沸せし湯の中へ投じて粥を拵へ、御司庫役の掌りたる醬の類を添へて御商議の終るを窺ひ、是を進め奉りけれ

面色土の如く變じ、呀と叫びて手足を震せ、身體輾轉なすと等しく、目口鼻より出血し空を摑んで死したりける。此有樣を見てありし今川、神田は思はずも毛孔に冷汗を生ずる計りなれば、况してや其他の輩は懼れ戰き、其席を避くるもあり、偶々殘り居たりし者も目を止めて是を見し者無かりけり。斯くて此騷動の實況奧へ聞えければ、吉德公の御前に在合ふ諸士追々に馳來り、此有樣を見て大に驚愕きければ、今川賴母諸士に對ひ、「大槻長玄御膳部に毒有りと申出し、民谷宗十郎と爭論に及び、其眞僞分明ならざるを以て坂田嘉太夫御膳掛の者へ毒味致させし處、斯くの如く變死致したれば、果して御膳部に毒氣有りしに相違なし。是は必定其根元無くては叶はじ。此上は所置手延にせば最も由々敷御大事に至らん。各御了簡有らば直に承らん」と云ひけるに、西尾隼人進み出で、「長玄が麁忽の詞と存の外、思ひ寄らざる變事にて實に慨歎に堪へたり。野生熟思ふには、四人の者は元來して知る事の顯れんとするに至つて、遁るべき道なき故に止む事を得ず、自ら好みて毒味をなし死せしか、又は知らずして是を食せしか、其事は卽死したれば知るに憑據なし。夫は兎も角も、斯くの如き大事を企つるは彼等如きの所爲に非ず、是は必定主謀人こそあらめ、然れ共今宵の中に此事を發見さんとする時は衆人の聞えを驚かし、却つて騷を引出さん。先臺所の者を禁固め嚴重に番人を附置くべし。又四人の死

付け、何事やらんと御次に立出でて二人の詞を聞居たりしが、眉を顰め、眞僞は知らねども容易ならざる儀なりと、今川頼母、神田主膳の兩人を密に呼び、御次の二の間に座して、急ぎ監察役を呼びて臺所の者を取逃さゞる樣にと其備を爲さしめ、夫より當日の御膳奉行坂田嘉太夫、毒味役島宅兵衞、盛方木村傳太夫、庖丁人森金太夫、配膳方民谷宗十郎等を呼出し實否を諮問ひけるに、四人詞を揃へ「存寄らざる御疑を蒙り恐入り候。此儀は宗十郎長玄と爭ひし如く、私共麁略是なき樣取調べ御毒味をも仕り調進せしことなれば、少しも別儀是なきを、彼の長玄の若輩者見誤りて麁忽なる事をば申出せしに相違これ無く候得共、双方無證據にては申譯も立難く、依つて調進仕りし彼の御膳部を此所にて某共御毒味を仕らん。御覽の上御決斷を偏に願ひ奉る」と申立てつゝ、御膳奉行坂田嘉太夫は彼の御膳の汁を四つに取分けて、島宅兵衞、木村傳太夫、森金太夫、民谷宗十郎四人の者に吸せ、暫時樣子を窺ひ居しが、別して何事も無ければ、坂田嘉太夫席を進み、今川、神田の兩人に對ひて云ふやう「御膳部に別儀これ無き樣子を御見屆下されし上は、麁忽にも最大切の儀を申懸け候大槻長玄を、私共四人の者へ下し置れ候樣偏に願ひ奉る」と申す詞の未だ終らぬ中に、四人の顏色は俄に變じ、目を見張り齒を嚙みしめて苦痛を忍ぶ形狀なれば、一座の人々是は如何にと見る内に、早四人の者は一同に

面も使勤に事繁く、御次に出でて暫くも休む暇なければ、長玄獨笑しつゝ、時こそ得たり、今日が我計策を施すべき時なりと、前後に心を配り、其透を窺ひ居たり。冬の日の習にて酒宴未だ終らざるに早黄昏に及びければ、吉德公側役を顧み給ひ「申付け置きたる晩餐を出せよ」との仰に、長玄畏り御膳番に是を通ず。庖厨方は豫て設備せし麥飯澄汁其餘種々の菜廻に至る迄烹飪を調へ、定式の如く諸役人の試驗を經て、夫より配膳方民谷宗十郎御膳を御次迄運び來るに、長玄御膳を受取り燭の下にて査むる形にて、竊に袖の內に匿し持ちたる砒霜を手捷く汁椀の中へ入れて遽敷しく民谷を呼び「此御膳妄に差上げ難し、熟と御點撿有りしや」と問へば、民谷は不審しき容體にて「定式の如く夫々諸役人相改め候なり」と答ふるに、長玄少し聲を揚げて「凡そ食物に毒を加ふれば其色を變じ、汁の類は泡を生ずると承る、然るに此御汁の中には正しく毒ありと覺え候。能く御點撿有るべし」と差出せば、民谷は形を正し「麁忽の詞も事故によるべし、御膳番毒味役再三點撿を經て調進なしたる御膳に、何ぞ毒の有るべき謂なし。御汁の泡起たるは新なる漆の器に熱き汁を盛りたるが故なるべし」と顏色を變へければ、長玄、「イヤサ假令再三御點撿有りしにもせよ、又は新しき器にもあれ、怪しと存じながら此儘にては差上げ難し」と奧の御間へ聞えよがしにわざと高聲に爭ひければ、側役人三浦左京此爭を聞

し」と許されければ、長玄は大に悦び、「寔に師の恩に依つて斯る奇品を拜見なすこそ有難けれ」と、頓て蟲干したる一室に入りて竝べ置いたる品々を見廻り、毒藥の前に到り、懷中よりして一角の香盒を取出し、砒霜一塊盜み取つて手早く其中に納め、是を深く懷中なし、又藥品を彼是と見て然あらぬ體にて次の間に立出で、横田へ厚く禮を述べ、暫時物語して己が詰所へ回りける。元來毒物を身に觸るれば變體を顯すものと雖も、長玄は通天犀の器に納れて懷中せし故其障碍なく、横田大野も長玄の斯る巧の有らんとは夢にも知らず打過ぎしは、等閑なりし事共なり。

○大槻長玄姦計を以て立身を爲す事

斯くて大槻長玄は密に砒霜一塊を盜取り、其中些少を丸藥に製し、是を通天犀の香盒に納めて常に懷中し、時機を見て是を施さんと窺へ共、側役の面々更る〴〵御次に詰めて未だ其隙を得ず、徒に時日を移しける。時に元文四年十二月二十五日、加賀宰相吉德公江戸に在して忘年の酒宴を開き給ひ、江戸詰の老臣西尾隼人、前田大學、今川賴母、用人神田主膳、西尾忠太夫等を召して山海の佳味善美を盡し、獻酬位階を論ぜず上下和順の歡を盡されければ、側役の面

心密に悅び、今日こそ我が立身の機運を開く秋至れりと獨笑して詰所に歸り、夏日の最永く蟬も時雨れて眠氣催す午後に至り、一服の濃茶を點てゝ上より下りし所の御菓子二箇添へ、携へて横田大野の詰所に到り、「各樣方此炎暑の永の日に御詰は別けて御心遣と察し奉り候、幸ひ御餘多の御茶御菓子も候故差上げ候。長日の鬱滯を散じ給へ」と兩人の前に差置きければ、横田笑つて、「平日足下達へ、職儀に怠慢り倦く事は君恩を思ふ事の薄きによると戒諭は致せ共、今日は愚老も餘程退屈致したり。御惠の茶菓拜味致して眠を覺し候はん」と是を取り飲みて大野へ廻し、猶大槻を引止め、長日の伽にせんと種々閑話に及びければ、長玄は仕濟したりと心中に悅び、横田に對ひ、「私儀先頃不圖本草の書を看候に、我國に未だ視聞せざる品多く載せたり、夫等の品々も定めて內庫には多く蓄貯へ置れ候はんが、諺言に多く識るは一度見るに如かずと申せば、倖の折柄なれば拜見も致し度く存ずれ共、其職に非ざれば是非もなき事に候」と實に本意なげに申しければ、横田謙齋首を揮つて、「否今日の蟲干に一見を許されざるは、珍しき品々なるが故に非ず、軍陣機密の用に備へし砒霜斑猫抔の毒藥も其中に雜り有れば、萬一不善人有りて盗み取らんも計り難しとの遠慮より出でたる所なり。足下は親しき我門人と言ひ、殊に溫厚にして能く道理を辨へらるれば決して其事抔の遠慮なし、心任に拜見致さるべ

を心の儘にせば、名は臣下なりと雖も其實は三州の君たるに同じ、是乃ち桓溫が志操にも恥ぢざる所なりと、忽ち貞實の操を棄てて姦惡の意を逞しうし、陽には益々篤實溫行を表せども心の裏は只顧爵祿を貪り、にくむべき謀計を運してのみありけるぞ不敵なる。

○長玄謀つて毒藥を盜む事

行路の難は山に在らず水に在らず、只人心反覆の間に在り。斯くて大槻長玄は日々姦惡の志し進むと雖も、未だ其機會を得ず。然るに其年六月半に至つて、例年の如く當家傳來の重器先代よりの遺物或は武器寶物藏書の類に至る迄蟲干あり、其品に依つて日を分ち、各掌る處の諸士司庫役と共に是を勤む。是等の品々終りて後、醫官の面々司庫に蓄貯ふる處の香具藥種の類を出して同じく蟲を拂ふ。其物品は皆異國舶來の奇品にして、常に得難き所の物及び砒霜礜石等の毒物なれば、殊に大切に取扱ひ、其日の當番醫官兩人是を堅く護衛り居て、重職の諸士たりと雖も妄に此品を觀る事を許さず。大槻長玄は此日番に當りて館中に勤仕致しけるが、此事を聞きて心中に一つの計策を案じ出し、竊に勤番の醫官は誰やらんと窺ひ視るに、横田謙齋、大野玄庵の兩人なり。此横田謙齋と言ふは文學醫術に長じ、則ち長玄が學問の師匠なりければ

ざれば、諸般の藝術悉く其蘊奥を極めけり。四書六經も已に其文義を曉悟りければ、此上は歴代の史書を閲せんものと思へど自力に及ばず、因つて司庫役へ願ひて館の藏書を拜借なし、毎夜我が部屋に引籠りて是を熟讀し、更漏の闌るを知らず、曉鷄の啼くに驚愕き遽に臥戸に入る事屢あり。一夜晉書桓溫が傳を讀み、大丈夫芳を百世に流す事能はずんば臭を萬年に貽すべしと歎ぜし章に及んで忽然心動き、稍沈吟じて居たりしが、手を以て机上に礑と打ち、苟くも男子たる者は厥志斯くの如く成るべし、我不肖なりと雖も若し亂世に生れて諸々の英雄と交らば、必ず大國の公となるべし、若し其事就らず共一城の主と成るは方寸に覺悟あり、然るに今四海太平の秋なれば其能量を施す所なし、加之我が素姓賤しければ、身終る迄心を盡し勤勞なすとも、僅百二百石の小胥吏より上に出づる事能ふまじ、竟に桓溫が笑ひと成つて朽果てんこそ口惜しけれ、と鬱々として心樂まざりけるが、忽ち意を輾轉し、我云ふ所は常をまもる匹夫の諄言なり、當家諸臣の職任を受くるは名家格の高下に因つて定る處ありと雖も、人に超過たる奇功を立てなば、假令新參の者たり共又人に超過たる拔擢を受けんは必定、徒に斯くてあらんよりは、智慮を運して衆出の效を顯し、君の信用を求めなば、往々國の政事を與る身と成るまじきにも非ず、其時に方つて寵を固うする術を用ひて君の心を迷はせ、國政賞罰

白眼んで橋の中途迄渡り給ふ。此時喧嘩は彌起り立つに、是を制せんとする近習の中に交り御馬前に働くは、御挾箱持の菊右衛門と云ふ者にて、大力量なれば挾箱の棒を外し、是を以て擲き立て〳〵追散す。彼萩原甚太夫と手子隊の岩崎大右衛門の兩人は大手を廣げ、對ふ者を投つけ投つけ人礫を打つて道を開く。又小姓組の中に居合拔の達人と聞えし篠田金助と言ふ者、太刀を拔いで振廻し、揉合ふ中を馳廻るに、「ソリヤ拔いたは」と數萬の往來人頽雪を打つて八方へ迯散り、近付く者更になく、依つて此隙に橋を漸く大半渡り給ふに、猶四人の者共は命を惜まず働きし故、僅に一條の道を開けども、又もや大勢群々と寄來るを、甚太夫始四人の者共手當り次第に摑んで投付け蹴倒せば、其外の供人も向ふ者をば擲き倒し東西へ打拂ふ故、彼方は大勢なりと雖も、是に辟易して四方へ颯と迯散りしかば、漸々少し道を開きければ、吉德公には事故も無く頓て御歸館在れけり。此喧嘩疾くも江戸中に聞えて評判區々なりしとなり。

○大槻長玄史を讀んで志操を變ずる事

却說て大槻長玄は少年よりの志操聊かも撓まず、星經りて元文四年は早二十歲に及ぶと雖も、曾て酒色に觸れず、只管心を勤務に委ね、少しの間ある時は文學武藝を修業なし、他事を顧見

田橋を御通り有るべしと仰せられけるに、御供頭は進み出で「今日の祭禮は將軍家上覽故に、何方樣にても御遠慮有つて成る丈道を除けられ、他の道を御通行なされ候間、御前にも他の道より御歸館遊ばされ然るべし」と申上げけるに、吉德公「イヤ將軍家上覽の祭禮と聞いて、加賀宰相が神田橋を通られぬと有つては末代迄家の瑕瑾なり。苦しからず押して通るべし」とて、更に諫を用ひ給はず、御乘馬にて御駕籠を跡に釣らせ、御自身鞭を取つて差圖せらるゝ故、御供の人々是非なく神田橋を通らんとするに、御跡勢の中より一人の壯士馳來り、御馬の轡づらを執つて引止め參らせ「斯る混雜の中なれば如何なる醉狂人有りて狼藉を仕るまじき物にも非ず、假令御同勢末々の者に至るまで萬一間違等ある時は、後日に御名も出で候事ゆゑ、恐れながら他の道を御歸館遊さるべし」と云ひながら、御馬の口を振向けるに、吉德公「コリヤ汝は何者なるぞ」と仰あるに、彼者「私は御徒士目付萩原甚太夫と申す者に候」と名乘るに、吉德公磕と白眼み給ひて「汝が祖父は柔術を申立てて召抱へし萩原十藏の孫なるか、卑怯者め下れ」と御叱有りて、又御馬の口を引返し進め給ふに、最早御先供は橋を渡り越えて、何事か口論を引出したりと見えて大音に罵り合ひける中、はや上を下へと摑み合ひ、人々騷ぎ立ちけるに、吉德公は彌怒り給ひ、御馬上にて御佩刀の柄に手を懸けられ、狼藉者あらば斬捨てんと四方を

に所せられ候はゞ却つて御高恩の萬分の一も報じ奉つらんかと覺悟仕つり先刻の如く計らひ候なり既に所存の立候上は一刻も早く罪を御糺し下さるべし」と少も憶する體なく申述ぶるに、吉德公熟〻是を聞給ひ、少時沈吟居られしが、頓て宗辰公に對ひ給ひ、「汝は渠が云ふ所を如何に聞きしや」と仰せければ宗辰公優良く「仰せ迄も候はず、長玄こそ私の爲には忠義の者と存じ奉り候。願はくは御褒賞を下されたし。渠は事に臨み其決斷の速なるに付きても、某愚昧の動作實に後悔仕り候」と賢こくも申されければ、吉德公「善しく〱然う無うては適はぬ事ぢや」と大に御喜悅の體にて奥へ入られけり。

○江戸神田橋喧嘩の事

武藏國豐島郡江戸永田馬場に鎭座在ます山王權現の祭禮は、例年六月十五日にして、江戸中の賑ひ他の祭禮に超過たり。就中神田橋の通路其日一日は諸侯は云ふに及ばず、假令御三家御三卿方にても御通行御遠慮あり、是は公邊より其御沙汰なき事なれど、先前よりの仕來りの樣に成居たりしに、加賀宰相吉德公は御性質武を好み給ひ、御力量抔も強く猛き事を好せ給ひけり。一年吉德公江戸御詰の時、山王の祭禮を御見物有るべきとて丸の内へ御越にて、御歸館には神

を引退けて若君を傅き慰め御書院の方へ伴ひ奉りける。是より先に御伽役の中より早大殿吉德公の御次迄告げたりし故、御納戸役御側役も大に驚き、追々に馳付きたるに、大殿吉德公も既に書院に來られつゝ宗辰公を看給ひ、「汝何事の意に違ひて常に變りし擧動をなせしぞ」と云ければ、宗辰公ハッと平伏されて「前田左內儀武士に有間敷過言仕り候故、圖らずも怒を發し豫ての御戒を忘却仕り、暫らくも賢慮を驚かし候儀恐れ入奉つる。何卒御赦免下され度し」と詫び給ふに、吉德公御氣色を和らげ給ひ、「過つて改むるに憚かる事勿れと今日の事は強て咎ず以後を能々愼むべし」見れば伽役の者共長左を護る體なり、「渠も不屆なせしや」と尋ねらるゝに、御伽役の者事故の次第を委細申上げければ、吉德公長左を屹度見給ひ、「汝前田左內を救ひしは其理なきに非ずと雖も、宗辰汝を討んとするに至らば走り避けて傍ら人の救を求るこそ人情なれ、然るを君臣の禮を忘れて敵對せしは何事ぞや」と仰けるに長左毫しも憶せず、「私儀卑弱には候得共、御手討あらんを恐れて逃走り候程の不覺者と思召し下さるゝ段、恐れながら歎かはしく存じ候なり。凡人の君たる御方は何樣の罪人にても御手討は遊ばされざる物と常々嗣君御示教遊し候儀を伺ひ奉り居り候得ば、斯る御擧動在せらるゝ時は人君たる道を失ひ給ひ特には御父君の仰に背き給ふ御不孝にも成るべくと存じ奉り御手討に果べき一命を姑く延不禮の罪科

給ふにさへ悉くは中給はず、況してや彼處迄は常間も延びたるに、彼又羽有りて飛ぶ事を能す」と云ひけるにより、宗辰公忽ち氣色を變へ給ひて、「汝戯言も事に寄るべし、武士の弓箭執つて物に向ふ際は軍陣に臨むが如し。然るに君臣の禮儀も忘れ、我を嘲哢る事こそ奇怪なれ。我若し射留めなば何とかするぞ」と宣ふに、左内は彌打笑ひ、「君射留め給はざるを知ればこそ斯くは申せ、若し射留給はゞ即座に某が一命を召るべし」とて恐るゝ色も非ざれば、宗辰公は「汝見よ」と云ひさま能引いて飄と放ち給へば、其矢過たず彼の鷺の胴中ぐさと射留められければ、忽ち持てる弓を棄て、左内を目懸け拔打に斬付け給へば、左内は驚き身を飜へし、初の詞にも似ず周章慌き逃出すを、遁さじ物と追懸けらるれば、左内は益驚き、木の間を潜り飛石を踊り越えて逃廻れど、若君は彌怒り追給ふ事急にして、已に危く見えし折柄、大槻長玄是を見て直に泉水の汀を渉りて左内が逃行く先へ廻り。射場へ通ふ處の小門を開きたり。左内は是にて血路を得しかば、辛く此門より逃出でる後を長玄は手早く閉ぢにける故、宗辰公爰に追迫め給ひし左内を逃せしを大に怒り給ひ、「主人が追撃なす際は其者を抱止むるこそ作法成るに、入らざる坊主の所爲かな」と言ふより速く又長玄を目懸て斬付け給ふにぞ、長玄掻潜りて御手を取り、若君を直に組伏せ、御佩刀を奪ひ奉つるに御伽役の面々漸々走り付き、先長玄

召集め、御射場に於て正中の多き少きに因つて賞賜有るべしと定められ、頓て射させ給ひしに、我劣らじと射前に掛れ共、皆年若の者なれば勝れし練磨の術も無く、始は皆正りて意氣揚々たりしも、次には全く射損じ、恥を含み面を赧め退く者多ければ、後には誰が衆人の甲乙と其優劣も別難きに、宗辰公を始御供從に列なる面々も却つて興を催し、笑ふ聲々囂しく、尙も數刻を移されけり。此事吉德公にも聞召され、佐渡守には予が申付を守りて諸藝を勵み習ふ事神妙なり。乞褒美を遣すべしとて、頓て組重へ種々を調理へ茶道長玄に命じて射場へ贈られしに、宗辰公其賜物を拜し給ひ長玄に對ひて、「我等後に書院の庭に於て此賜物を開かんと思ふ、汝先へ往きて豫め其席を設け置くべし」と申付け給へば、長玄畏りて退き、書院の御庭前草木の花ある處へ花毛氈繪席抔を敷列ね、御仕度宜しくと告げまつるに、宗辰公は御陪侍の面々を隨從へられ、設置の席へ移り給ひ、彼組重を開かれて最機嫌能く語り慰み給ふ折しも、白鷺一羽飛來り泉水の中へ下りければ、宗辰公左右を回顧み、「汝等の中那を射留めんと思ふ者は無きや」と問給へ共、誰有つて承り候と申す者もなく、名辭退の氣色に見えける故、「然らば予一箭試みん」と弓に矢番ひ居ながらに引きしぼり給ふ時に、老臣前田主馬の次男左内と云ふ者御側に在りしが、是を見て嘲笑ひ、「我が君恐らくは得射留め給ふまじ、平常に動かざる的を射

扨も長玄は召出されし其日より館の中に勤仕なし、御殿の光景を看る毎に、高樓大厦の結構綺窓珠簾の粧等、眼に遮る物一つとして心に驚かざる事なければ、心の中に思ふやう、我歩卒の家に生れ、惡しき飯を喰ひ麁き衣服を纒ひて飢寒を凌ぎ、朝夕とも心を安んずる暇なく、憂苦をなして生涯を終るべかりし身なるに、父の功に因り辱くも君に咫尺し奉る勤を爲す事、是全く君の洪恩と父の慈愛とに因る處なり、然るに其高恩を報ずる事をも思はず空しく光陰を過しなば、禽獸草木にも劣りし者とも云るべきなりと賢しくも志を定め、日々の勤仕少しも怠らず、且其暇有る時は家士の中にて其道を得たる人々に從ひ手跡學問又は弓馬鎗劒の技を學びけるに、元來其志操の專らなるより熟練の功月を追うて進み、其行跡も又新に成りしかば、吉德公深く愛せられ、茶道ながらも側役と同じく召仕はれけるに、側役の面々も渠が怜悧にて能く役向をも補助くるを歡び、彼が等を超ゆるを惡まず、却つて不便を加へけり。然るに長玄は程なく父長次兵衞及び母をも亡ひ、孤獨の身と成りしより、吉德公の御憐益々厚く、其後は江戶表往返にも必ず召連れ給ひしとなり、時に享保八年、長玄十五歲に及びて江戶に在勤しけるが、其頃吉德公の御世嗣佐渡守宗辰公十三歲に成らせ給ひ江戶邸に在しまし、專ら文武の道を學び給ふ時なりしかば、一日弓術の修業有るべしとて傅役の面々其外勤士の少年共同じ年齡なるを

は卑賤者と雖も其心自ら道に適ひ、所謂過失を見て仁を知る者なり。今日の褒美に取立て得さすべきなれども、渠は親子の愛情深き者と見ゆ、自然男子あらば呼出し遣すべし」と仰ありて、其日は御歸城有りたりけり。依て長次兵衛は雀躍なし、君恩の厚きを悦び、御供の列に加はりて心も勇み歸りけり。

○大槻長玄出世の事

陰德あれば顯慶ありと、宜なる哉彼の大槻長次兵衛は其身賤しき輕卒の身分なれども、常に忠義の志操厚く、天性實直にして少しも曲れる事を好まず。此長次兵衛に一人の男子あり。其名を長太郎と呼ぶ、性質辯舌爽かに、穎悟頓才尋常の少年と異なり。幼稚なれども大人の才に勝り、平常衣食の粗惡を厭はず、貧窮の中に生ちながら毫少も卑劣の擧動なければ、長次兵衛心に喜び、成長の後は親に勝りて立身もすべき者ぞと、殊更に慈愛みて育てける、光陰は水の流るゝが如く、今年長太郎は十二歳となりける春、大殿山獵の砌父の功に因つて茶道に召出され、名を長玄と呼更められしかば、父の喜悦大方ならず、往々は御拔擢を蒙りて御側役と成る時もあらんかと心の中に樂みて、己が年の老行くをも打忘れつゝ、只顧長玄が成人をぞ待居ける。

何かは以て堪ふべき、彼大鹿は三間許躍り上ると見えたりしが、忽ち倒れて傍なる谷底深くも落入りけり。此有様に驚きしや、其子と覺しく一匹の小鹿同じ方より駈出づるを、吉德公又見給ひて御聲を懸けられ「那をも射よ」と仰有るに、長次兵衛ハッとお答申上げしかども、何思ひけん暫時猶豫ふ中に、小鹿は疾くも逃去りければ、赤尾甚五左衛門大に怒り、長次兵衛を馬前に呼寄せ「汝君の仰成れば過つて射損じたるは是非もなき事成れども、其仰を受奉りながら猶豫をなして目前逃せし事、君の命を背し條甚だ以て奇怪なり。申譯有りや」としかりければ、長次兵衛其所に平伏し「御咎の段恐れ入り奉り候。私賤しき身分にて畏多くも君命を請け、何ぞ違背仕るべきや。只一箭にと打向ひ候得共、ふと思ひ運すに、獸類と雖も親子の情は人に變らず、目前親鹿の斃れたる危き所共知らずして慕ひ來りし心を察し入り、哀憐の情發りて箭を放つべき勇氣忽ち後れ、猶豫致し候中に遂取逃し候事、何共以て恐れ入り、今更申解くべき詞も之なく、此上は如何樣なる罪に處せらるゝとも爭か背き申すべき」と覺期の體に見えけるに、吉德公是を聞給ひ、大に御感有つて赤尾甚五左衛門を召されつゝ「條暢の候には樹の枝を折らず、胎孕に方つて牛羊を屠らずとは聖賢の教戒にして、天地生物の功を助くる所なるを、我不圖興に乘じ目前母鹿を射させ、又子鹿を殺して種類を絕さんとせしは是予が過失なり。渠

田豐臣の二公に從ひ、小松大納言と稱へられ、大に勳功を顯し、德川氏興業の始より歸順あり。舊領加能越三州の大守となり。累代加賀國金澤に居城し、北國の藩鎮として德川家の政度に順はる。其子利長公の代慶長五年の秋加州半國を增加へられて卽ち高百二十萬石餘を領し、官は中納言に任ず、又大納言に贈官あり。其子筑前守利常公小松中納言と稱す。其子筑前守光高公を少將に任ず。其子宰相綱紀公其子吉德公に及ぶ。此君武勇を好み給ふ故に、享保五年の春武を講習の爲、一日諸臣を率ゐて山獵の御遊を催されしが、吉德公元來武備を專らとし給ふ君なれば、下自から其風を慕ひて武技に疎き者無く、此日從へる諸士は輕卒に至る迄、皆隊伍に熟して進退懸引に馴れし故毫も怠慢なく、我劣らじと勇を競ひ、山林幽谷の繁を分け、巖樹の嶮岨を厭はず、得物々々を打振つて逐立て〱猛獸を射留め突止め、或は生捕りて、其功を勵ましければ、終日の獲物は累々として阜の如し。吉德公殊の外興に入給へども、日は既に夕陽に及びし故、金鼓を鳴して人數を集め、歸城の隊伍を整へらるゝ處に、此金鼓の聲に驚怖きしにや、彼方の林の茂より大鹿一匹狂出で、列を正せし人數の先を只一趁に馳通れば、吉德公は遙に是を見給ひて、「アレ射留めよ」と仰の下より、物頭赤尾甚五左衞門の組下步卒に大槻長次兵衞と云ふ者弓に矢番ひて走寄り、狙ひ定めて瓢と放つ矢過たず、大鹿の小脅の懸りを射貫ければ、

北雪金澤實記

○加州家山獵御遊の事

夫國の興亡は强弱衆寡に非ず、只人を殺すを嗜まざる者能く是を一にす、故に漢土にては民に法三章を約し、我が朝に於ては闇中斷纓の詔 勅有り、古今其符驗概ね斯くの如し。然るに元龜天正の間は英雄豪傑蜂の如く起り、其强勢相敵して互に軛を爭ふ處に、織田信長公尾州より發りて天下を席蓙の如く卷くと雖も逆臣明智光秀の爲に弑せられ、豐臣秀吉公忽ち山崎の一戰に明智を撃つて終に天下を併吞す。其子秀頼公佞臣の爲に永く治を保つ事能はず、獨德川氏三河より起りて、順ふ者を懷け逆らふ者を征し、竟に撥亂反正の功を遂げ、足利氏に亞いで征夷大將軍の職位に任ぜられ、天下の國郡を分ち、勤王の諸侯勳勞の諸將を封じて 各 其治を 掌 らしめ給ふ程に、敎化大に行はれ、萬姓敦朴に皈し四海波を揚げず、道路に遺失るを拾はず、耕して喰ひ堀つて飮み、萬民鼓腹して太平を唱ふ聲四邊に普かりき。爰に諸侯の中に加能越三州の大守前田吉德公と申すは、其先祖菅原 右大臣道實公より出で、數十世の孫又左衛門利家織

會はずと雖も、甲斐守が舅にて美濃守とは婭なれば、彼の連判狀美濃守方より廻りし時、雅樂頭披見して心に思ふ樣、是は正敷反逆の企と思へど、甲斐守は聟なれば訴人も成らずと、聊の病氣を言立て諸事相談を爲さずして引籠りてのみ有りけるに、正月十日の騷動を聞くと等しく彼連判狀を火中なし、其人々の危難を救ひけるとなん。然は有れど徒黨の族大略は分明成れ共、近年世上騷しく、諸民の困窮を思召され、先其儘に捨置れける。家宣公の御仁政と御臺所の御懿德は、彼の唐土の周姜にも恥ぢ給はざる賢女ぞと、萬民舉つて後までも申傳へて感じけり。

護國女太平記　終

守は柳澤が屋敷へ立越えける。柳澤が家中の者共は諸道具を取片付け身支度なす者もあり、女子供の泣叫ぶ聲喧しく、美濃守親子は長髪にて已前に變りし有樣にて上使を請ぜられければ、佐渡守には上座に著き申渡されける樣、「先將軍御代數年の間諸事御氣に入る樣に致せし功を以て、當將軍より先規のごとく悴甲斐守に家督下し置れ候段難有く存じ奉れとの御事なり。美濃守儀は御目通り相叶はず、先達て御免相成り候格式、竝に金紋先箱、長刀、虎の皮の鞍覆御取上げ、別して重き仰には、百萬石の御墨附を頂戴せられしか共、御先代より御家風に無レ之事故、只今差上げ申すべし」と上意の旨趣嚴重に申渡されけるに、美濃守親子は切腹改易にも行はるべしと思ひしに、存寄らず寬仁の上意に平伏して、「是は難有仕合」と御請申上げ、御墨付を差出す、佐渡守是を請取りて拜見するに、前將軍の御直筆にて百萬石と有り、押戴きて懷中す。美濃守重ねて、「私儀今日より剃髮仕り名を保山と改め度し、此儀宜敷言上の程賴み奉る。悴甲斐守儀若年故宜敷御引廻下さるべし」と申述べけるに、佐渡守には「聞屆け候御請委細に言上致すべし」とて御城へ歸られ、則ち右の旨趣言上し、御墨付を差上げければ、將軍家にも御守堵遊されける。斯くの如き成行なれば、柳澤一家の大小名竝に入魂の輩一味の面々案に相違し安き心もせざりしが、中にも連判狀を留置きし酒井雅樂頭は、此折柄病氣にて諸事立

都て斯樣の新法を悉く御停止仰付けられければ、萬民の悦ぶ事限りなし。護持院僧正は賣僧とて追放仰付けられしが、堂宇は先將軍の御建立なればとて其儘差置かれしが、後享保九年三月神田橋より出火して類燒し、其跡を今に護持院原と言傳ふ。爰に松平右京太夫は御加増有つて七萬二千石と成りしが、元來右京太夫は仁心深く君臣の義を重んじ、先將軍を慕ひ奉り、毎日上野へ參詣なし奉りけり。又間部越前守は家宣公御病氣の節晝夜詰切り御介抱申上げ、其上調伏を見顯し御所勞平癒せしめし勤勞に依り、御側御用人に仰付けらる。秋元但馬守も御意に入り六萬石被レ下たり。爰に先年甲府宰相左馬頭源朝臣綱重卿に諫言をなし奉り御手討に成りたりし根津卯右衛門は、其誠忠によりて神と崇め、御屋敷内に一社を建てられ根津の社と號せしが、此度谷中に於て土地を清淨し大社を建てられ、根津の靈を勸請して根津大權現と神號を賜り、別當には間部越前守が方にて調伏の法を戻せし義存坊へ仰付けられ、昌泉院と號けたり。神領は五百石、祭禮は九月廿一日、江戸町々より透邀等を出すべき旨仰付けられ。宮居繁昌をなしにけり。然るに諸大名は美濃守を憎み、改易にも仰付けられんかと思ひ居たるに、御臺所の御遺言重ければ其儘差置れ、長々の閉門にて有りしが、思召を御定め有つて御老中小笠原佐渡守に被二仰付一、前將軍より下し置れし百萬石の御墨付竝に格式も取上ぐべしとの上意を請け、佐渡

者一人も無く、鎗を横たへ狹箱も跡へ引下げ歸る體は、實にも盧生が夢も斯くやあらんと思はれける。

○柳澤百萬石の御墨附を召上げらるゝ事
幷甲斐守家督相續の事

扨も御臺所は掃部頭を召給ひ「此度家宣公御代と定れば定めし天下泰平に治るべし、夫に付き美濃守は大惡無道の者なれども、甲斐守は正しく御胤なりと仰も有りし事なれば、荒々敷も取計ひ難し、若し荒々敷取計ふ時は自らが嫉妬の樣に人々も存ずるなれば、兎角渠に家をば立てさせ、君の思召も立つ樣に宜しく計ひ吳れよかし」と委細に御申置在せられ候上にて、御生害に及ばせ給ひける。然共此事沙汰有つては禁裏への聞、且世上の取沙汰も如何やと深く祕めたまひ、二月廿日の御逝去と是を披露したりけり。實にも古今未曾有の御賢女なりと申すも畏き事なりけり。綱吉公の尊骸は東叡山に葬り奉る。御治世三拾年、御壽六十四歲、時に寶永六年正月十日、贈正一位常憲院殿と號し奉る。偖家宣公御治世と成りければ、井伊掃部頭大老職に仰付けられ、只今迄の御政事向御改正あり、先第一に殺生禁制、諸運上、大錢通用、犬役人、

置きたる事故、「美濃守事存ずる旨有り、是に依て暫く部屋に扣へさせ置くべきなり」との上意にて、御前へ出づる事叶はず。昨日に引替へ詰所へも出られず、すご〳〵部屋に扣へける。斯くて諸大名御前に列しければ、掃部頭は諸侯に向ひ、「上樣御急病御大切に渡らせ給ふ、依て西の丸樣に御代を讓らせ給ひ、只今より新將軍と仰ぎ奉り、先御代に替らず御奉公仕るべき旨上意なり」と申渡されけるに、諸大名は畏り奉り、各忠勤を抽ずべき旨を御請申上げ、是より家宣公を將軍と稱し奉り、六代目の將軍にならせられ。後文照院殿と申し奉るは是君なり。又禁裏へ御知らせの御使番伏見主水に仰付けられ、早速御急病の旨奏聞し、續いて御大切の御知らせ中坊長左衞門同夜中に打立ちける。夫より惣出仕仰付けられ、在江戸の大小名は殘らず登城なしたりける。爰に於て家宣公を新將軍と仰ぎ奉り御賀申上げ、暫くありて先將軍御他界仰出され、皆々退出したりけり。斯樣に諸事御評定相濟みし後柳澤美濃守を召出され、掃部頭を以て仰渡されけるは、「其方儀思召有レ之、大老職召上げられ候條、屋敷へ歸り遠慮致し罷在るべし。委細の儀は追つて仰出さるべし」と申渡されけるに、偵の美濃守も其手筈相違なして無念とは思へども、畏り奉り悄々と立つて退出す。時の大老と言ひ出頭竝なき美濃守なれば、御殿詰諸役人、御立闕番御門番に至る迄恐れ敬ひしが、早此御沙汰を聞くより退出に下座する

ふうち、御城内最騷しく、御目付中より上樣御急病に依て御老中若年寄は勿論、御典醫は開門なして相通し、其餘の者は嚴重に改めし上通すべしと觸來るにより、開門をなすや遲しと馳入つて掃部頭には登城なし、御廣敷へ出でし所直御奧へ召されし故、御尊骸をば拜したり。此時御臺所より仰せ給ふは、「密書にて委しく申遣したる通り、君をば弑し奉れり」と宣へば、掃部頭は平伏し、「驚き奉りし御計ひ、御賢慮の如く國家治り萬民の悦是に過ぎざらん、御大切の儀なれば此事世上へ御沙汰有つては、此透を窺ふ族如何なる變を生ぜんも計難し、先御大病と披露なし大小名を召寄せられ、西丸樣を相迎へ直將軍と仰ぎ奉り、御代始に諸侯の血判を取り、其上にて御他界の披露を致し申すべし。其場に居合す女共は不レ殘一間へ押籠めて、落著迄は嚴重に守らせ、事の洩れざる樣仕らん」とて、小笠原源六郎に申付け、お鷹を始め女中共を殘らず一間に入置きて、奧附桑原善兵衞、日置七郎左衞門の兩人に是を守らせける。時に老中若年寄追々登城し御機嫌を伺ふ處へ、西の丸樣にも御入有り。程無く御三家御譜代の輩我も我もと登城なしけるに、夜中の事なれば其挑灯の晃く光星の如く、大手下馬先は數萬の供方上を下へと雜沓しける。然れば市中は貴賤共何事やらんと驚き騷ぎけるとぞ。又柳澤美濃守は將軍の御急病なりと聞くより取る物も取敢へず登城なしけるに、兼々掃部頭より家宣公へ申上げ

られ、甲斐守を家督に立て、矢張其儘大名にして置かせられざれば、諸大名上を恨み禍を生じ候事目前に候。妾が御諫言を御聞有つて思召を改めさせ給はらば、御家門は申すに及ばず、諸大名始め萬民の悦び何事か是に過ぎじ」と御涙を流し給ひて仰上げられければ、將軍家には甚だ御機嫌を損じられ「天下の事は婦人杯の知る事ならず、又しても諫言だて無禮なり、對面是迄なり」と宣ひて御座を立たれんと爲給ふに、御袂を引止め給ひて「斯迄申上ぐるを御承引なき上柄は、恐れながら國家の爲兔させ給へ」と豫て御用意有りし短刀を以て御胸の邊をグサと刺通し給ふに、思ひ掛なき事故君は御佩刀に御手を掛給ふ間も無く、終に其儘御他界在しける。御臺所は御涙急敢へず「無勿體も斯る事をなし奉るも、是全く國家安穩萬民の爲なれば免し給へかし。妾迚も早晩御供致すべし」と御亡體に取付きて諄言き給ふ物音に、御次の間より御鷹を始め局共馳來り、是はと驚き騷立つに、御臺所は御涙を拂はせ給ひ「皆々騷ぐ事勿れ、斯く爲奉るは天下泰平を思ひての事成れば、御急病と披露し、老中其外へ申達せよ」との仰に、夫より其旨を小笠原源六郎より當番の御目付中へ達しけり。却說井伊掃部頭は御臺所の御內書を拜見し直に早馬にて櫻田御門へ馳付けられしが、夜中の事にて嚴重の警衛なれば、大音聲に、「掃部頭登城仕る、早く御門を開かるべし」と呼はりければ、御門番是を聞いて如何せんと猶豫

○賢女釼を以て國を護る事 幷 諸大名夜中登城の事

既に其年も暮れ、明れば寶永六年正月となり。元三の御儀式も濟み十一日も近付きければ、柳澤方にては天にも昇る心地しけれども、忠義の諸大名は只薄氷を踏む心地して、御養君の儀仰出されなば直に軍に及ばんと手ぐすね引て待掛けたり。御臺所は萬民の歎を救はんものと思召されて、其後は御諫言をも爲給はず、態と御酒宴抔を勸め給ひ御機嫌を取り居給へど、將軍家にはお鷹おさめを御寵愛有つて北の丸にのみ在せられ、本丸へ歸らせ給ふ事稀なるに、早くも正月十日に成りける故、明日こそ豫ての御儀仰出さるゝ思召にて、其日は御本丸へ歸らせ給ひけるに、御臺所は種々の御菓子抔を進ぜられ、夜に入り御酒宴を催され、御臺所は平常よりも御機嫌能く御酒を勸め給ふに、將軍家にも數盃を傾け給ひけり。御臺所は豫て御認の御消息を密に井伊掃部頭へ遣され給ひ、御酒宴酣に及びし頃御臺所にはお鷹を次へ退けられ、將軍の御側に寄添ひ、「妾事年久しく君の御恩を蒙り忝く候なり、因つて天下泰平の爲に此度百年の齡を捨て申上げ奉るなり。今世の中の騷動に及ばん事は君には聊も知し召れず、只管婬酒に御心奪はれ、佞人共に迷され給ひし事の淺間しさよ、只御心を飜へされ、美濃守へ隱居仰付け

意を成す事、早くも江戸は勿論京大坂迄も聞え、諸民の心安からず、今にも軍の始る樣に思ひて、年寄子供は近在の知邊へ送り、家財を取纏め、驚破と言はゞ立退かんと成したりける。實にも先年龍閑院が家康公の御夢を判じて申上げし如く、五代は指を折り六代目より開くべき時節なる故、大切なる世の形勢よと諸民の浮雲の思ひをなしたりけり。斯くて御臺所は掃部頭を召せられ、大小名の所存を御尋有るに、掃部頭涙を浮め「將軍家御心柄とは申しながら、天下の大名二分は將軍に隨ひ候得共、八分は忠義を存じ、西の丸樣附に成り、駿府大坂を根城として美濃守を討取り、君を押籠め奉る所存にて、早武具兵粮を調へて合戰の用意を致し候なり。何時か此事洩聞きて、國中の諸民は馴れし住所をば離散の用意を致す抔目も當てられぬ有樣なり。掃部も白髮天窓に兜を戴く時節到來致し候」と不覺涙に言上す。御臺所も、此は大變の事なりとせきあげ給ひ、御答も無かりしが、良有つて御顏色變らせ給ひ、「必ず〳〵はやまつて聊爾すべからず、其方は老體なる故諸大名を取鎭め、諸民を安んじ太平と成せよ、是妾が本望なり。只何事も此方より沙汰する迄ははやまる事なかれ」との仰に、掃部頭は領掌し、御賢慮深きを感歎し、「何卒して泰平に仕らん」と申上げ退出をこそなしたりけれ。

洩聞きし大名旗本、我も〳〵と柳澤に諂ひ、只立身せんものと各賄賂なしけるは、最淺間敷事なりけり。然共忠義を思ふ大小名八分に餘りけるが、是等は皆井伊、本多、榊原に便りて評議に及びける。偖酒井雅樂頭のみは雙方へ出會なさゞれども、柳澤とは聟舅の事なればとて、人々は遠慮をなして居たりけり。然るに彌將軍家には甲斐守を御養君に遊さるべき御決心なりと云ふ事明白せしに依て、御家門御譜代の人々日々に參會し評議區々にて何れも「仰出されの無き中、直に美濃守を討亡して四海を安穩に爲さん」と云ひけるを、老臣の面々止め「然る時は反逆に當り、却つて天下の障とも成るべければ、兎も角も仰出されを相待ちて、其上にて御諫を申上げ、御承引なきに於ては其時は軍勢を催し手分を相定め、家宣公を御大將となして駿府へ移し奉り、大坂を以て根城と成し、西國九州の大小名皆悉く召登せ、後詰は尾張水戸兩卿、兵粮は加賀仙臺より相廻し、京都より綸旨を請け、朝敵吉保父子共に討取り、將軍綱吉公を館林へ御隱居なし奉り、佞奸邪智の大小名を鏖にし、太平の御代と爲さん」と評決し、仰出されを相待ちける。此事穩密なりと雖も數日評議に及びければ、何時となく柳澤方の大名へ洩聞えけるにぞ、油斷すべからずと武具馬具の用意をなしけるが、敵は大勢味方は小勢なり、然れども將軍に敵對ふ事は叶ふべからずと夫を賴みにしたりけり。然ば雙方内々にて合戰の用

し、「只今其方が申す所道理至極の事なれ共、理非はともあれ、父君の命を背かば不孝と云ひ、且は我子に代を取せんと爭ふに似て我意穩便ならず。此丸を退き再び甲斐に住する共、我何ぞ怨とせん、兎角時節に任すべし。汝を初め老臣共宜しく事を取計ひて父將軍の思召を立て、天下を平穩になすべし」との上意に、掃部頭も其御孝心を感じ、淚を流して退出す。偖も將軍家にはおさめが度々の願は御聞入在せ給ふも、御臺所の諫は御用なく、或日美濃守を召されて彌甲斐守養君の事仰有りければ、美濃守謹んで申す樣、「此儀は至極御道理に存じ奉れど、西の丸樣には若君在せば、前以て此旨を仰進ぜられ然るべし」と言上なすに、將軍家には、「否夫は內意をなすに及ばぬぞ、來春に至りて沙汰に及ばん。若し其時不得心を申さば西の丸を退去させ、是非とも甲斐を引取らん」と宣へば、美濃守內心笑を含みつゝ、如レ此御決心の上は、我所存の通り首尾能く成就なすべし、然れども御臺と御譜代の面々心を合す時は由々敷大事にならん、今此事を西の丸へ御內沙汰有ては妨害の第一なりと、重ねて申上げけるは、「如何にも斯迄御心御定ありし御事背き候者は、誰にても擯斥けられて然るべし」と薪に油を添ゆるが如く言上しければ、將軍家には打點頭かせ給ひ、「我申條不得心の大名有らば、改易を申付くべきものなり」と、言語に絕えたる御上意に、得たりと心に悅び、勇み急ぎ退出したりけり。然ば此事を

扨も井伊掃部頭は御臺所より御相談仰付けられ、諸人の目を憚りて密書を以て御答へ申す事數度に及びければ、御臺所にも其旨趣に御賢慮を添へられ、將軍家へ御諫言を屢仰上げられけれ共、將軍家には一向に御承引なく、既に御心定り給ひ、愈正月十一日には表向御養君の儀仰出さる可き思召なれば、御臺所には深く御歎き思召し、何れになしてか能き仕方の有らんかと御工夫を以て御書を下され、夜に入り女乘物を持せ掃部頭を密々に召させ給ひ、暫く御談じの旨ありて其夜の内に歸られける。斯くする事度々成れ共、女乘物故御奥の御用と思ひ心付く者無りけり。掃部頭は西の丸へも登城なし、密に此儀を申上げけるに、家宣公は聊も憤怒り給ふ御氣色なく、「我御世嗣と成り當城に住する事父將軍の御惠なる故、甲斐守事は將軍の御胤なりと有れば、是を迎へて西の丸を渡さん事順道なり。兎に角思召次第になし然るべし」と寛仁大度の御上意に、掃部守は承り、「是は御諚とも存ぜられず、彼の甲斐守を御養君になし給はゞ、天下の諸侯誰有つて歸伏をすべき、忽ちに天下の騷動とならん事鏡に掛けて見るが如し。若し此儀御内談有らば君には御不承知の旨仰上げられて然るべし。是は全く天下の爲成れば、御心弱くては叶ふまじ。是に付きても佞人共隙を窺ひ、又如何なる謀計を爲さんも知れぬ事なれば、萬事に御心を配らせられ、萬民の歎を救はせ給へかし」と言上しけるに、家宣公逐一是を聞召

さば將軍家の御意は勿論美濃守にも惡しく思はれ、銘々家の障にならん、實に將軍の御胤と有れば取も直さず主君なりと、各心を取違へ、一同柳澤に打向ひ、「此度上樣の思召にて甲斐守樣御養君に成り給ひ、西の丸へ御移有らば、一同相替らず忠勤を勵み申せば、宜敷御執成願ひ奉る」と云ふに、美濃守先は仕濟したりと思ひ「然らば上意をば背くまじとの請書へ名判を記し、某へ差出さるべし。尤も上覽に備ふる事成れば、一紙に認めて此方よりお廻し申すべし」と言ひける故、人々上意と有れば違背なく、「畏り奉る」と承諾なして歸りける。酒井雅樂頭は先年父の過に依て家斷絶にも成るべき所を、柳澤が執成にて首尾能く家督相續有りし上、元の屋敷も賜りし事偏に柳澤が蔭なりと、殊更に入魂に致しければ、美濃守は雅樂頭をも腹心に成さんと思ひ、雅樂頭の娘を我子の妻に迎へけり。又雅樂頭は新參同樣の家に成りし故柳澤へ娘を遣し、聟舅の因を結びけるより、酒井も自然と勢の能く成りし故、今日の集會にも一番に出席すべき筈なるに、折しも所勞に依て不參しければ、是に依り彼の連判の止筆に酒井も記して廻しけり。

○諸大名軍手配の事　并　根城兵粮用意の事

内藤丹後守、大久保加賀守、稲垣對馬守等を自邸に悉く招き集めて一間に請じ、種々饗應せし其上にて、美濃守云出でけるは、「北の丸御普請出來なせし故、將軍家にも御隱居有つて新御殿へ移らせ給はん思召なり。然すれば西の丸樣には將軍に成らせられ御本丸へ入らせ給ふべし。其砌甲斐守吉里を御養子と被レ成西の丸へ引取せ給はん思召なれど、此儀は是迄穩密に致せし故、各方御存知なし。是は元來甲斐守は將軍の御胤にて、某預り奉り置きたるなり。此度御戻し奉るに付樣々の仰出されも是あり。其故にこそ甲州を下され、甲斐守吉里と申し奉る。此御披露は來る正月十一日の御具足開の御祝儀の節に仰出さるべき思召なり。併しながら西の丸にも若君御二方も在せらるれば、其節御心得無レ之時は兩御丸樣付の人々必ず兎や角と申すべきならん。殊更井伊、本多、榊原等には別して不承知を申出づべし。是に依り某此儀を種々と御止め申上ぐれども御承引なく、是非共に甲斐守を御養君と成され、某御後見致すべく旨仰せられ、百萬石の御墨附を下されたり。此儀も同日に更めて御朱印を下さるゝとの御內意なり。是を拜見有られよ」と二重箱の中よりし恭しく取出して見すれば、各平伏して拜見しけるに、是正しく將軍の御直筆なれば何れも驚き頭を下げ、暫く答ふる者もなきが、斯く御直筆を下されし上は西の丸樣如何に思召さるゝ共、是非御養君に仕給ふべし、然れば西の丸樣を御贔屓申

拜見して大に驚き、驚破天下の御大事と思慮を廻らし、一存の計ひも如何と急に本多榊原兩人を招き密談に及びし所、何れも容易成らざる大事なりと肝膽を碎きけるが、榊原式部申すやう、「此事は我々一同申合せ御諫言申上げんより外有るまじ」と云ふに、本多中務云へるは、「其儀然るべし、然りながら我々一同登城して御目見得を願ふ時は、美濃守支へて御前へ出すまじ」といふを、掃部頭は是を聞き、「此儀は一旦御臺樣へ申上げし上にて御諫申上ぐる方然るべし」と猶密談數刻に及び、御返答書を差上げける。然るに奥女中の内に美濃守が廻し者有つて、此頃井伊掃部頭を御奥へ被レ召御書付を下され、其後掃部頭より書付を差上げし事内通しければ、邪智深き美濃守早くも手段を悟られしと俄に思案を變へ、奥方おさめへ此事を語れば、おさめは少しも動ぜず、「必ず〳〵驚かせ給ふな、御臺樣を初とし井伊が輩何程に支ふるとても、我君の御心は自らの胸中にある故、道ならぬ事にはあれど不義を以て陷穽へ入れ參らせ置きたれば、何事も叶はずと言ふ事なし。甲斐守御養子の事も御心定らせ給へば案じ給ふな。既に百萬石の御墨附手に入りし上は、決して氣遣有るまじ」と事もなげに言ひければ、美濃守は打悦び、「其儀は汝心得て婬酒を勸め奉り、隨分手段しぬかる事勿れ」と言付けしより、其身は又入魂の大名なる細川越中守、松平伊豫守、藤堂和泉守、松平右京太夫、黒田豐前守、土屋出羽守、

○井伊掃部頭御奥へ召るゝ事 并 吉保連判狀の事

然れば此御臺所と申し奉るは鷹司左大臣卿の姫君にて、御幼少より御賢女の聞高く、御后にも備り給ふべき御聞有りしを、將軍未だ館林宰相右馬頭樣と申せし時其御樣子を聞し召し、御學問を好ませ給ふ御心より御所望ありて迎へ給ひしに、實女儀には珍敷御性質にて禮儀正しく、下を憐み仁德を專らと仕給ひ、將軍家御酒宴に長じ給へども曾て嫉妬の御心なく、美女を進め給ひ、彼お鷹を初め我君の御寵愛を蒙る者へは御心を付けられ、時の品々を被レ下ける故、下々に至るまで敬ひ尊びけり。此度將軍の御物語に付いても、國家の爲且は御子孫不易の事を願はせ給ひ、强ひて諫め給ひしに、其を御承引の御氣色なければ、彌御心を痛給ひて、井伊掃部頭へ密に御書を下されける。掃部頭は拜見し、翌朝急ぎ登城なし將軍の御機嫌を伺ひしに、北の丸へ御成にて御目見得なし。夫より御廣敷へ赴きて御臺所御用人小笠原源六郎に對面し、御臺所の御機嫌を伺ひけるに、源六郎其旨御局へ通じければ、頓て御奥へ通すべしと仰出されしに、掃部頭畏り伺ひけるに、御賢慮深き御臺所は委細御認の御書を賜はり、「其を披見の上書付を以て御答申すべし」と仰付けられしかば、御請を申し退出ありてより、掃部頭は彼御書を

が屋敷にて成長有りし事なれば、是を西の丸へ移す時は諸大名何とて是に服從はん、然すれば天下の騒動と成るべし。我身將軍の思召には違ふ共、命に懸けて御諫參らせん、と御心を定められ、「御上意を承りて御道理に存じ奉り候。然りながら甲斐守御養子の儀は恐れながら宜しかるまじ。其理由は、假令御胤なりとも美濃守方にて成人り、一旦諸侯の列に加はりし甲斐守西の丸へ移りなば、誰有つて是を敬ひ申すべき。又御胤の譯萬民に知らせ候時は、我君の御恥辱而已にあらずして、後世迄も譏を請けさせ給ふ事歎かはしく候なり。妾は女の身にありて斯樣に申上ぐる事嫉妬の樣に思召し給ふなれ共、此事は御止りありて宜敷御事に候べし。又美濃守に百萬石下され給ふは格外の事にて、彼の御三家方たりとも六十萬石を限りたり。況んや渠に何程の功有り候哉、只今の立身さへも大名の羨み居り候に、仰の如く百萬石に遊ばされ候事諸大名の所思如何かと存じ奉り候」と流石御幼稚より鷹司家にて御成長あそばし、御賢女と御噂有る姫君の御諫言ゆゑ、綱吉公にも案に相違なし給ひて御氣色變らせられ、一言の御返答もなく其儘御座をば立たせ給ひしを、御臺所は御袖に縋り給ひて、「是非共に御止り遊し給へ、是は天下の大事なり」と御諫を奉るに、將軍家には兎角の御答なくて其儘北の丸へ御歸りになりたりける。

は、「美濃守悴甲斐守事、今迄は言はざりしが實は我子なり、因て此度北の丸へ移り、天下を家宣へ讓り將軍に成し、其養子として甲斐守を据ゑ西丸へ引取りたし。尤も家宣に男子は有れども、幼稚ゆゑ其儀相成らず。但此事は未だ家門老中にも態と沙汰せず、來る正月十一日は例年具足開の祝儀にて武家の事始成れば、家門譜代の大小名の登城を幸　此事を申聞せ披露すべし」と御物語有りければ、御臺所は殊の外驚かせ給ひ、「御隱居の御儀は目出度き御事に侍れど、甲斐守を西丸へ引取らせ給ふ御事は最も不審の御事なり。全く君の御胤なれば何とて美濃守方へは差置き給ひし哉」と尋ね給ふに、將軍家には御返答に差支へ給ひしが、御思案有つて宣ひけるは、「其不審は道理なれども、其事は先年美濃守方にて予が戯れたる女に胤を孕し、出生せしは則ち男子なり。其節諸侯の手前且は其方へも遠慮彼是を兼て、美濃守に其養育をさせ置きたり。夫故にこそ甲府を與へ家門の格式に云付け、追て西の丸へ入れ、美濃守には百萬石を取せんと先達て其書付を附與へたり。斯くの如きの譯なれば此旨趣今打明すなり」と宣ふに、御臺所は呆れ果て給ひつゝ、扨は日頃君には柳澤が妻おさめに戯れさせ給ひしと女中共の申せし噂實正なるか、常々より其御行狀宜しからぬを御諫め申し度くは思ひしかど、嫉妬の樣に思されては と貞節を守りしが今更の後悔なり。正しく夫が御胤にもせよ、淺間敷腹に孕られ、殊更彼の柳澤

増を賜り、西の丸付御側御用人に仰付けられたりとぞ。

○甲斐守御養子發端の事 并 御臺所御諫言の事

扨も美濃守は護持院と心を合せ、御居間の下に人形を入置き調伏の修法をなせど、半にして御全快ありければ、今はすべき様なしとて思案を替へ、未だ隱謀顯れざる中に將軍を御隱居させ奉り、北の丸へ移し參らせ西の丸を將軍と仰ぎ、我子越前守を御養子と成し、西の丸へ移し入れんと思ひ、おさめに斯くと云含め將軍へ願はせけるに、將軍の仰には、「其事は追つて隱居せん時に仕方も有るべし。殊更に深き好ある汝が願なれば、何にか爲すべければ、先豫て越前守を甲斐守と改め、甲府宰相同然に甲府々々と號けさせ、其上にて計ふべし。豫て附與し置きし百萬石の墨付の事も、其内老中に云付け沙汰すべきなり。尤も自筆の書付なれば、追つて兩國を宛行ひ、朱印の通り取らすべし」と殘れる所なき上首尾なれば、おさめは欣びて歸りける。其後將軍家には御臺所の御方へ御成在せられ、御隱居遊ばさるべき旨御物語なし給ひ、「近々北の丸へ移らんと思ふに付きては、密々に咄入れ度き仔細も有れば、女共をば退くべし」との上意に、皆々ハッと退きける。此時御臺所は何事にやあらんと伺ひ給ふに、將軍家仰せられける

けざれば命は終らぬなり。扨も危き事なり」と語りければ、越前守扨こそと驚き、全く此度の御所勞は此故なりと思ひ、然らば是を祈戻さん法有りや」と問へば、「如何にも其事は易き事なり、調伏は邪法に在つて、是を消すは正法なり、邪は正に勝たず、故に祈戻さんには御本復に至らん事疑なし」と申しければ、越前守大に悦び、「然ば」とて其祈念を賴みけるに、彼義存は承知なして歸りける。然れば越前守が右の人形を取出せし夜より家宣公には御所勞少しづつ薄らぎ給ふ御樣子に見ゆれば、上下の悦大方ならず。此事內々越前守より御臺所へ申上げけるに、護持院が修法を深く御驚愕遊ばし、間部が忠節を御悅ばせ給ひけり。扨越前守また思ひけるは、先頃西の丸御普請の始地祭有りし時、御用掛は美濃守、其御祈禱は護持院なり、然ば兩人心を合せて我君を調伏し奉りしに相違なし、乞此事を言上に及び實否を糺さんと思ひしが、渠は時の出頭なり、其上才智も秀でたる者なれば、如何樣にも申開かん、然すれば却つて西の丸樣と御中絕交と成給はゞ、是ぞ天下の騷動に成らんも計難し、又此事を談合せんにも、西の丸附の本多伯耆守初め皆柳澤が一味なれば、內通致さば其事の破れにならんと深く慮り、油斷すべきに非ずと、密に此事を家宣公へ言上に及びて、御身の戒心を遊ばす樣になし奉りければ、家宣公にも間部が此度の忠節を深く御悅有りて、御病氣御全快の後に至り壹萬石御加

う、「斯る行力を以て御惱平癒なし奉らん、方々御覽あらるべし」と彌丹誠を抽んで祈りける。抑此幣の動きし事不思議にあらず、豫て幣の中に鐵を入れ、紙へ鐵氣を移し、珠數に磁石を摺付けて祈りける故、斯くの如く動きけるなり。全く此祈禱は御病氣平癒の爲にあらずして、彼の調伏の祕法なれば、家宣公の御惱は彌重らせ給ひける。扨は護持院の力にも及ばず、御本快計難しと、御番衆を初め御側の人々等手に汗を握りけるが、其中にも御側役間部越前守は元來能役者より御取立に成りし者故御恩を忘れず、御祈禱の初より一七日の間晝夜御側を離れず少も眠らず、遇眠氣さす時は扇を以て顏を打ち眠氣を覺し、種々に心を盡して御介抱申上げしは諸人の及ばぬ處なり。然るに越前守熟思ふ樣、護持院の祈禱早七日に餘れ共更に驗の見えざる上、其幣の動ける程の行力にも似ず、御惱の重らせ給ふとは心得ぬ事なりとて、心を配りしが、若しも調伏の儀にもや計られじと御寢所を移し、夜に入りて密に御寢所の床下の土中を穿鑿しけるに、何やらん人形と覺しき物の濕氣にて損じ、形は碎くれども何樣心得ざる物なりと、猶も土中を探しつゝ取出し帛紗に押包み、其儘屋敷へ持歸り、義存と云ふ僧を招きて密に見せ、「此は如何なる物ぞ」と問ひけるに、義存は篤と改めて、「此は是正敷調伏の祕法にて、此人形を以て年を重ね祈る時は、災を成さん事必定なり。然しながら此人形未だ悉く碎

正調伏の法を行ひ、家宣公の御人形を御居間の土中へ埋め置き、晝夜祕法を行ふ故、君には俄に御所勞に成らせられ、御心變り甚だ御短慮に成らせられ、御父綱重卿にも増し給ひ亂氣の動靜に見えさせられ、御聲迄も平生と違ひ空言を宣ふにより、御典藥の面々醫術を盡せど其驗無ければ、神社佛閣に於て御祈禱有りけれ共、こも又何の驗とてもなく、日々に重らせ給ふにぞ、美濃守は時こそ至りしと心に悅び、先以て西の丸より失うて、次に紀州を御世嗣と成し、同じく是をも失ひ、其上我子越前守を西の丸へ移さんと工みたりし大惡は最惡むべき擧動なり。故に毎日御機嫌を伺ふに日を追つてます〳〵御惱重らせ給へば、今や〳〵と御逝去を待居たりけるが、或時西の丸御老中本多伯耆守に向ひ美濃守云ひけるやう、「此度の御惱御藥力も見えず次第に重らせ給ふ事、御大切の御儀なり。諸君方にも麁略は有る間敷とは存ずれども、斯樣の時は佛神の力を借りて御祈禱させんこそ第一ならん。今天下に聞えある護持院僧正を請じて祈念致されなば宜しからん」と申しけるに、伯耆守は道理と同じ、夫より護持院を御殿へ召れ御祈禱を被㆓仰付㆒れける。護持院は諸人の目を愕さんと、豫て拵へ置きたる御幣を壇上へ飾りて珠數を沙羅々々と揉みて祕文を唱へ、肝膽を碎きて祈りければ、不思議や其幣翩翻と動きて止まざれば、諸人奇異の思ひを成し、是は弘法の再來にやあらんと感歎しける。此時護持院の云へるや

所には數多の間あり。是は局上臈を茶屋女の風俗に仕立て、御通りの節御覽に入る爲なりとぞ。恁くてお鷹は新御殿の北の丸へ移り住み、召使の女中三百人に餘り、無此上榮花を極めしに付けても、朝暮兩親の事を忘るゝ間無く案じ詫び、或時人無き折を窺ひておさめに申しけるやう、「御蔭により、今は斯く御寵愛を蒙りて何不足なく、いと嬉しく有りながら、父母に久敷對面を爲さねば、如何成りしやと御成のなき其時は思ひ出し候なり。折を見合せ逢度く存じ候」と云ふに、おさめは豫て心得し事なれば、「其事は聊かも氣遣ひ給ふな。只今は夫美濃守が拜領したる甲府の城へ引越し、御賄料として年々三千兩賜り、召使も數多使ひ、馬を持つ家中も有る程にて、何不自由なく居給へば、左樣の事は氣遣なし給ふな。兎角美濃守が娘なりと云ふ事を必ず忘れ給ふな」と最親切に辯舌を以て體能く云晦めけるにぞ、お鷹は外を知らぬ身の實と思ひ、父母の無事を悅び居たりけり。

○間部越前守土中を窺ふ事　幷　御加增役替の事

爰に從二位大納言家宣公は西の丸へ移らせ給ひ、將軍の御養君と成らせられしが、仁德を專にし給ひ、諸事御愼深く渡らせ給ひしが、先達て地祭の折柄、美濃守が差圖にて護持院大僧

を以て諸大名へ御手傳を申付け、金銀を多く私し、殊に御勘定奉行荻原近江守は美濃守が執成にて當役を勤めけるにぞ、其下知に隨ひ壹萬兩の入費は二萬兩なりと僞りしゆゑ、御入用金は莫大なるが、定體裁は惣體に町家作の如くにて、是迄の御殿向とは事變り、茶屋揚屋の如くに造り、御庭には築山あり、前には内堀より、水を仕掛け大河の如く泉水へ水を湛へて、奇石を集め名木名草を植込みて、春夏秋冬咲く花の絶えざる樣に造成し、御慰の御船は金銀を鏤め泉水に浮め、四方は二重に堀を成し、外門内門番所等最嚴重に構り造し落成しければ、美濃守御前へ出でて「北の丸御普請出來仕り候。御成有つて御上覽遊すべし」と言上しけるを、將軍家是を聞召し「早速出來の段滿足なり」と御機嫌麗しく御成あるに、内外の御門嚴重にて供奉の外は一人も入る事成らず。御玄關敷臺より中奥迄は御小姓衆次第に守護し、中奥より内へは男たる者一人たりとも入る事叶はず。御女中のみにて御酒宴始りけるが、其時おさめ罷出で御遊を進め奉り。是よりお鷹を新御殿へ移し、晝夜御成にて御遊興あり。此御殿の向ふへ泉水を隔てて渡し舟を浮め、御成の時に二八許の美女共に白地の薄絹の絞染に仕たるを著せ、腰簑にて渡守の風體を成さしめ、竿を指させける。扨向うへ上らせ給ふに、御茶屋を營へ、是は三方椽にて、梁木桁共に皆金銀を鏤め、疊は雲繝の八分緣、又此方には町家作の家居ありて、此

○北の丸新御殿御普請の事 并お鷹父母を尋ぬる事

斯くて美濃守が差圖にて淀屋の寶物を悉く江戸へ取寄せられ、其内金の鷄は松平加賀守願に依て雄鳥一羽下され、一羽は御城に納れり。其外は皆柳澤方へ闕所の金銀共私なせど、大老の威權に恐れたりしにや、諸役人誰有つて難ずる者もなかりしとぞ。柳澤は斯くの如き威權なれば、往來の時は金紋先箱にて四邊を輝かし、御三家方の如く大小名を見下しけれ共、何事も上樣よりして美濃守一人へのみ御任ある事故、心有る者は眉をぞ顰めける。扨も柳澤美濃守は百萬石を一日も早く領せんものと思ひ、或日御機嫌を見合せ申上げけるには、「既に君の御治世も二十昔に相成り、天下益〳〵泰平にて萬民大に悦べり。斯樣に目出度其内に、西の丸樣へ御代をば御讓ありて君には御隱居遊ばし、大御所と成らせられ、御遊樂に御保養を遊し給はゞ、御壽命は千歳に至らせ候はん」と申上げしに、將軍には聞召され、「何樣西の丸へ天下を讓り、我は政務を遁れ萬歳を樂まん。然れば何の地にや住まはん」と仰に、美濃守言上なしけるは、「北の丸に新御殿を御造營有りて、御閑居遊ばし然るべし」と申上げければ、將軍家には御機嫌麗しく、「汝宜敷計らふべし」との上意に、夫より北の丸の御普請に取掛りけるが、美濃守が計ひ

箇所、京都にて三十五箇所、何れも百間口より十二間口なり。

一伏見にて田地七町、和泉にて田畑八町、丹波にて田畑九町、阿波にて田畑四十八町、八幡にて田畑二百石。

一諸大名への貸附證文二萬貫目餘。

一町家への家付家質合せて九百二十二貫目。

一御用金八萬兩の證文。

以上

右證文の中家康公の御名有りしに依つて、闕所の節金百兩竝に八幡にて田地二百石、鷄の懸物等を辰五郎へ下し置れたり。斯る御證文所持せし故、家斷絶なすと雖も御合力を下され、其身は八幡八幡宮の社家と成つて一生暮しけるとなん。又藤屋市郎兵衛は、淀屋の寶物請判なく質に取り候上、貴重の物品を存じながら纔なる金子を貸附け質物に取りし事不屆と有つて、家財闕所仰付けられ、又小池四郎兵衞は大金を麁忽に貸したる段御叱を請け、三千兩は損耗とぞ成りたりける。是寶永二年五月下旬の事なりけり。

○千枚分銅　一個
○金銀の雀　十六個
○黄金の藥鑵　一個
○黄金茶碗　三個
○大枝珊瑚珠　十本
○伽羅の膳　廿人前
○唐物大硯　一面
○唐物手水鉢　一個
○和漢書畫掛物類　三千四百幅
○唐渡大毛氈　長廿間巾四間　四十八枚
○刀脇差　七百腰(但し折紙附)
○馬具
○有銀　八千五百貫目

○印子の風車　一個
○黄金の佛　三十體
○名物物茶器　數百品
○珊瑚珠玉百萬遍念珠　一連
○白銀の椀　十五人前
○唐渡碁盤　一面
○同碁器黑檀石金銀　一組
○硝子砂子障子　二十八枚
○純金の棒　百本
○小毛氈　百五十枚
○鎗長刀　三十七本
○有金　百十二萬兩

一家屋敷大坂にて大十二箇所、中十六箇所、小十六箇所、堺にて十一箇所、伏見にて十七

不屆なり。三には他人の名を詐欺り、謀書を以て三千兩借請けし事、此三ケ條の罪を糺さば死罪にも行はる可き者なれど、渠は故有る町人故格別の御慈悲を以て仰付けられ然るべし。又辰五郎は若年なる故、手代共私欲を以て計ひしに相違有るまじ。然るにより手代共を死罪に行ひ、辰五郎は御先代へ御軍用金を差上げし大功有れば、其餘慶を以て死罪を宥免し、大坂三鄕御構に仰せ付けられ、其家は闕所になして然るべし」と申送られける。是柳澤美濃守が強欲より出づる所にして、淀屋には數多の財寶藏に充滿古金銀もまた多く有るを、兼て美濃守は聞及びける故、闕所申付けて寶物古金銀類を引上げ、御上へ願ひて其を拜領せんとの思慮ありて斯くは申付けしとなり。惜しい哉難波長者と世に呼れたる淀屋も、此時闕所申付けられ、辰五郎は大坂三鄕御構になり、依て八幡へ立退きけるが、手代勘兵衞、惣兵衞、傳兵衞、玄哲、彌五八の以上五人は皆獄門に懸けられて、御仕置相濟みたりけるとぞ。扨淀屋辰五郎闕所となりて其身代を調査べられしに、貴重なる物品左の如し。

○黃金の鷄	一對	○徽宗皇帝の掛物	一幅
○珊瑚珠の簾	一片	○未央宮の棟瓦	二個
○感陽宮の棟瓦	四個	○定家卿の色紙	三葉

こそ此方にてなすべし、汝も其意を得ず」とて、小池四郎兵衛を召連れ大坂町奉行所へ出頭して斯々と申上げければ、早速淀屋の手代惣兵衛勘兵衛、口入人立哲等を召されつゝ段々吟味致さるゝに、美濃守殿の名前を僞り、謀書を以て僞役を拵へ金子を借入れし顛末一々露顯なし、高橋彌五八、笹屋傳兵衛兩人も捕はれ、追々嚴重に御詮議にこそ成りたりけれ。

○美濃守差圖にて闕所申付ける事
幷江戸表へ寶器を取寄する事

扨も淀屋辰五郎は奢に長じ白無垢を著用せし御咎にて、入牢の上御吟味有りしに、拜領の御紋付を著用し、度々遊所へ通ひし事顯れ、其上謀書謀判もて金子を借入れし事情逐一相譯り、其罪尤も輕からず、如何なる罪科に行はれんやと、老母は勿論手代半七心を痛め、千金を積みて係の役人へ賄賂をなし、種々に手を盡しける。扨も淀屋辰五郎は町人なれども御由緒有る者なれば、江戸表へ御伺有りしに、大老松平美濃守殿には委細を御聞有り、思案あられて仰せられけるは「淀屋辰五郎若氣の至りとは云ひながら奢に長じ、莫大の金銀を費す事天下の寶を麁末に成し、又二つには拜領の御時服を穢じ、町人の身として白無垢を著せし事上を恐れぬ致方

ざるの振舞、不屈至極の者なれば、一先牢舍申付け、吟味の上にて兎も角も致すべし」と、辰五郎は玆に入牢と成りにけり。然るに此事世上に隱無ければ、小池屋四郎兵衛は此由を聞くと齊しく美濃守殿藏屋敷へ赴き「先頃淀屋辰五郎加判にて差上げ候御用金三千兩、客月期限を盡き候へば、御返金の程願上げ候なり」と申入れける、御留守居横田利兵衛其外役人一同申されけるは「此方より辰五郎に加判を賴み、金子借用せし覺え無し」との事に、四郎兵衛は驚きて、此は是淀屋辰五郎が入牢せしを幸ひ、役人達私欲にせん爲僞りを云ふ者ならんと一途に思ひ込み、氣色を變じ懷中より證文を取出し「斯程迄屹度したる證據あり、御存なしとは心得ず。是は必ず辰五郎が入牢を幸ひ、三千兩御返濟なき事なるべし。然るにおいては御奉行所へ願ひ速かに請取り申すべきなり」と云へば、役人大に怒り、證文を改め見るに、美濃守内横田利兵衛と記し有り、利兵衛驚愕熟視れば「其名目は野生なれど、捺印大に相違せり。其上其方に對面なせし覺え更になし。其節往きし人體は覺え居るべし。野生にある哉」と云へば、四郎兵衛は、扨も〳〵と驚きて「存寄らざる大變なり、其節淀屋辰五郎と同道をせし御侍とは年恰好も相違せり。其元樣には御座なく」と惘れ果てたる體なりしが「乞此上は彼の淀屋辰五郎方へ赴き、同道せし手代侍兩人の取調をなし候はん」と云へば、役人達は止めて言ふやう「其詮議

なく通ひけり。或朝淀屋辰五郎彼揚屋より駕籠に乗り歸宅せしが、此日は殊に天氣快晴れ、最暖氣成る其上に迎ひ酒をば呑過し駕籠に乗りたる事故に甚だ暑く覺えつゝ、上著の小袖を脱掛けて駕籠の簾を上げさせて、銀の長き煙管を持ち、提煙草盆を持せながら何心なく歸る途中、御城代松平因幡守殿町目付下役人彌右衛門等行逢見るに、白無垢を著たる町人半襟も袖口も掛けず、上著を脱掛け通りし故家來に云付け、何者なるやと尋問さするに、渠は淀屋辰五郎と申す者に候由申上げければ、翌日町奉行大久保大隅守殿より辰五郎を御召あり。辰五郎は何事やらんと驚いて手代付添ひ罷出でけるに、大隅守殿には、「辰五郎儀何方よりの免許にて白無垢を著し候や」と御尋有るに、辰五郎は發と驚きて御答も出でざるに、此時勘兵衛は進出で、「恐れながら下僕より申上候。辰五郎儀小袖を著する事、先祖より御公儀樣より御紋付御時服迄も拜領仰付けられ式日御禮にも著用仕つり候樣と仰付けられ候なり」と申上げるに、大隅守殿是を聞れ、「汝は御由緒在れば町人なれども御時服迄拜領せし事道理なり。夫は格別、白無垢を著する事は式法も有る故、既に大名も次男より著用は不レ叶、別けて陪臣は何程分限有りとも曾て著る事御制禁なり。出家女は制外にて御構是なく、尤も襟袖口を染色になし用ゆれば、是白無垢とは云はざるなり。左樣の事を心付かず、町人の身として眞の白無垢を著する事御公儀を恐れ

るも殘念なり。且は淀屋が手前もありと心を極め、先手附にと千百五十兩を渡し、「殘金は國元より取寄せて遣す可し」と云ふを、主人は打消して、「先達外より身受の相談も有れば、是非二千兩と引替にあらでは迚も御相談調ひ難し」と手附金を受取らず、直樣辰五郎方へ其事を咄し氣を持すれば、渠も是迄深く馴染し吾妻を今更に外へ根引爲れては一分立たず、然迚金子は自由に成らざれば、又々相伴人へ相談なし、金子調達の事を種々に工夫しけれども、辰五郎が實印なき故調ひ難く、彼是する中日數も經ち、茶屋よりは催促嚴しく、吾妻は辰五郎に身受を賴むに、辰五郎礑と當惑し、兎や爲ん角やと思案なしけるに、手代の勘兵衛惣兵衛の兩人は相談して辰五郎を勸め、淀屋の重寶、黃金の鷄鳥、定家卿が小倉の色紙、黃金の藥鑵、其外伽羅人參抔を窃に持出し、藤屋市郎兵衛と言ふ質屋へ掛合ひ、辰五郎の實印無しに直借に金子は調ひたりけれど、中々以て是計にては足らざれば、津田玄哲が惡計にて、此度御大老松平美濃守樣より御換替御用金被仰付れしが、尤も火急の事故暫時借受け度しと、上町の小池屋四郎兵衛と言へる造酒屋より三千兩を借用なす掛合故なく屆きければ、老母が取上げ置いたる辰五郎が實印を盜出して、彌五八を松平美濃守殿の役人にこしらへ、證文と引替に三千兩を借受け、早速吾妻をば請出しけるが、家內の首尾も惡しき故急に吾妻を引取兼ね、其儘揚屋へ預置き、晝夜共

に思ひて、借金の催促もなさず、却つて貸さんと言ふ者多き故、益々と遊興に耽りしが、七月の節季に成りて揚屋の拂ひ千兩餘、其上手代惣兵衛勘兵衛を始め末社が悪計にて揚屋と馴合ひ付掛をなしければ、其借りし金高凡そ二百兩餘もあるに、一ヶ月三十兩の手當故彼の辰五郎も困り果て、金を借度く思へども今は印形も取上げられ、詮方盡きて兩人の手代に相談なしければ、勘兵衛惣兵衛の兩人は當節季迄には金子調達せんと申合せて、半七に段々譯を咄せども曾て承引なさゞれば、據處なく隱居なる辰五郎の母へ申込みけるに、是も懲めの爲成れば、金に困らば自ら放埒も直るべしと更に取上げざる故、兩人は節季に礑と差支へけるにより、又半七を頼みければ、「御困は御道理なれど、過分の金子故私一人の了簡に及び難し、節季後に成れば御老母へ御願申し、其上にて篤と調べて拂方致すべければ、夫迄の日延は拙者申すべし」と頓て其由揚屋茶屋等へ夫々斷りしに、半七が請合故何れも得心なしたりけり。却説島屋吉郎兵衛は彼の吾妻を受出さんと妓樓の主人に相談しけるに、主人は考へて、今吾妻を請出さするより辰五郎と阿波の客とを張合せ、此上金を遣はせれば餘程の德は付きぬべし、成る丈身請けされぬ樣になさんと、「吾妻は當時の全盛故小金にては放し難し。然共金子二千兩ならば御相談致すべし」といふを聞いて、流石の豪商の吉郎兵衛も吃驚せしが、切角言出して此儘止め

寳の山有りとも所詮身代續くまじと心付き、或日辰五郎の母竝に親類共と相談なして身上を締上げ、容易に遊興の拂には金銀を渡さず、一月三十兩位の宛と取極をなせども、中々一日の遊興にも足らずして、日每の奢に借財も次第に積れども、是迄長者と呼れたる辰五郎なれば、揚屋茶屋ともに流石に其催促を遠慮して皆見合せて居たりしが、其頃阿波國德島の城下に材木を渡世とする島屋吉郞兵衞と云ふ者有り、渡世用にて大坂の平野屋庄兵衞と云ふ問屋へ度々來りしが、逗留中不圖新町へ通ひ、彼吾妻太夫に馴染め、金銀を撒散せども彼辰五郎に及ばぬを無念に思ひて、庄兵衞へ相談しけるに「辰五郎は今難波で長者と呼るゝ身上なれば、金銀を芥の如くに遣ひ散すなり、渠と張合ふは無益の事なり、夫よりは根引して辰五郎に鼻明させるが増しならん」と進めければ、吉郞兵衞も實に道理なりと思ひて、夫より吾妻の身請なす其商議に係りけり。

○大久保大隅守殿辰五郎が白無垢を吟味の事
幷 小池四郎兵衞金子を失ふ事

扨も淀屋辰五郎は手代半七が金子を自由にさせねども、世間は皆長者と呼るゝ身分なればと慥

頼む」と穏便に其場は無難に濟みにけり。然るに淀屋辰五郎は若氣の至り、新町の妓兒屋へ晝夜となく入込み、金銀の有るに任せて湯水の如くに撒散し、幇間醫者の津田玄哲、末社は鹽町の笹井傳兵衛、浪人高橋彌五八、鼓の師匠幸喜左衛門、入海庄右衛門、是等が取卷にてお髭の塵を拂ひ、旦那々々と教唆し、九軒の揚屋を定宿と成して婬酒に耽りつゝ、揚屋の座敷を能舞臺になし太夫の吾妻を慰め、又我家には蹴鞠場を補理へ圍の竹を金泥にし、紅の繩を掛け、柳櫻松楓を植ゑて水干裝束に美を飾り、大勢の詰衆を招き蹴鞠を興行し、或は茶の湯又は花見と遊山の慰みを取替引替催して、吾妻の機を取奢りける其有樣は、天上の榮花も斯くやと想ふ許なり。依て手代の半七は種々に諫むれ共聞入れず、愈々放埓募りて五七日の流連に半七は心配し、手代共と相談の上惣兵衛勘兵衛兩人を新町へ遣し、御主人を連歸る樣云付けしに、此兩人は花街へ行き主人に異見は成さずして、却つて其身の遊興の種として惡智惠を付けて、店へは迎と僞り毎日兩人交る〲至りて俱に樂んで、半七方へは金員何程無ければ諸支拂出來難しとて、一月の中には五六度宛五十兩が百兩に成り、百兩が貳百兩と彼の半七を詐欺して引出し、私欲を專らと成せども是を辰五郎は夢にも知らず、半七は又惣兵衛や勘兵衛は丁稚より手代迄勤上げたる者故、油斷をなして渠等が私欲とは氣も付かず、夥多敷金子の入用に、此分にては假令

にて、諸事私が支配致し罷在る故申聞け候に及ばず、御答致し候」と言れて短氣の平田運八、「主人の威光を笠に著て、纔三萬兩計辰五郎の身上に取つては瑣細の事なるに、大老職の御家より斯樣の事を申込まるゝは、時の面目と悅びて抵當なくとも用立つべきを、些少も調ひ候はぬとの卽答は柳澤家を輕しめたる致方なり、彌以て金子用立ち難くんば、右の旨趣返答書を認め持參致すべし。其段江戶へ申送り、其御沙汰をば待つべし」と然も六ヶ敷罵るにぞ、流石の半七も當惑し、無體なる儀とは思へ共時の威勢に恐れ、「一先歸り相談の上にて御返事申すべし」と其座を退き、早々に歸りて相談なせし上、翌日金子五百兩持參し屋敷へ至り、彼の兩人へ對面し、「昨日仰付けられし旨趣熟と相談に及びたれ共、有金は當時殘らず貸出し、千兩にても中中調ひ難く候なり、併し近日返金の心當も候へば、其節如何にも御用立ち申すべし、又主人辰五郎を人がましく思召し御用金仰付けられ候段、外聞旁々御禮に御肴にても差上ぐべき處、甚だ以て異儀と申し些少には候得共、御役人中樣方にて御受納下され候はゞ忝き仕合なり」と彼の五百兩を、利兵衞運八が前に差出しけるに、元來賤しき浪人より役人と成上りし者共故、賄賂と見て初の氣色何處へやら、「斯樣な心配には及ばぬ事、併し折角の厚志此度は受納せん、重ねて心配は無用なり、彼の御用金の儀は調金次第差上げられよ。夫も其方が働なり、何分

遣し其土地の有德の者へ用金を申付け、借入るゝ事數知れず。殊に大坂高津邊に大なる屋敷を構へ、役人には横田利兵衞、堀重左衞門、平田運八、山崎彌太夫杯、是等は江戸の浪人にて在りしを抱へ、此度の用金掛に大坂へ登せしなるが、元來大坂は日本第一の湊にて富貴の商人多き就レ中、北濱に難波の長者と呼ばるゝ淀屋辰五郎と言ふ者あり。是日本一の分限者にて、町人なれども格式ありて、柳澤は大老の事故淀屋毎年江戸表迄年頭の禮を勤むる程成れば、是幸と用金掛の役人相談の上にて横田利兵衞、平田運八兩人辰五郎が手代半七を呼寄せ申すやう、「此度美濃守甲府へ國替仰付けられ一家中引越し候に付、金子に差支へ主人も心勞に思されて、所々へ用金申付けたれ共、大金なる故未だ不足なり、辰五郎は兼て聞及ぶ大家なる故、當秋の物成引當に金三萬兩借受け度し、用立ちて呉れよ」といふに、半七は「御意畏り候得共、思召と違ひ私方も是迄に諸家樣方へ御用達ち候金子百萬兩餘りに候が、御返濟相滯り、當節は殊の外なる手詰にて罷在る故、少々の御用なり共相調ひ難く候、此儀は御免下され度し」と種々斷りを陳べけれ共、運八少しも聞入れず、「其方手代の身分なれば一通り主人へ申聞せし上にて返答をなすべき所、其方が計ひ即答なせし段不屆至極なり。一先歸りて辰五郎へ申聞かせ、是非共に三萬兩屹度御用立つべし」と顏色變へて言ひけれ共、半七は少しも恐れず、「辰五郎儀は若年

るより、後には停止せしめられたり。

○柳澤大坂に藏屋敷を建てる事
幷 淀屋辰五郎へ用金を申付くる事

扨も將軍家にはおさめが情に御心を迷はし給ひ、先美濃守へ甲府を與へ、追て百萬石の地を下されんと思召し、美濃守を召出され「其方數年の忠勤類なし、是に依つて此度甲府の城を預け遣す。夫に付いては金紋の挾箱虎の皮の鞍覆是を許す條、今より家門同然の格式にて可二相勤一」との上意なり、美濃守面目身に餘り、御朱印を頂戴しける。其文左の通り、

一甲斐國者樞要之地而、一門之歷々雖二領來一、其方依二忠貞之勤一山梨巨摩八代都合代々、對二舊地一、永々可レ令二領知一條、仍而如レ件。

寶永元年八月日　御朱印

甲府少將どの

如レ斯ければ、美濃守は面目を施しけるが、近々國替をなす時は多分の雜費掛らんと思惟し、益々諸運上其外賄賂金を夥多しく取上げ、江戸は勿論京大坂にも町屋敷を求め、物馴れたる家來を

さるよやの旨を伝ひたりしに、「我一兩年の内に隱居と成り、將軍職を西の丸へ讓らんと思ふなり。其節披露致すべし。先々甲府の明いたるこそ幸成れば、近々に國替申付くべければ、甲府へ移り彼の城を守り居るべし。追つて其書付通り百萬石取せて前田家同然の大名にこそ成すべければ、先其祝に飲せよ」とて、御盃盞を下されければ、おさめは猶更御心を慰めんとて、お鷹諸共興を添へ、深更迄も御相手に成りて其夜は御奥に泊り、翌日御朱印を懷中なして御城を下り、急ぎ歸りて美濃守に渡しければ、美濃守九拜して押戴き、此御朱印手に入る上は百萬石取りしも同然、併し甲府へ國替と有つては物入多分掛らん、先金銀を貯へ置くが肝要なりと工夫なし、御益と云立て御用達町人共より運上を取上げんとて、御能裝束師、御經師、御屏風師、御張付師、御筆師、御墨師、御時計師、御印判師、御袋物師、御小道具師、御晒屋、御書物屋、御縫屋、御布屋、御箔屋、其外諸色御用達より其運上を取りけるが、中にも美濃守が用達にて日本橋通二丁目なる菱屋孫三郎と云ふ者萬事取扱ひ、酒屋、材木屋より五割の運上を取り、所々の料理茶屋煮賣渡世に至る迄も同様取立て、又は空地を開墾し貸附抔して數金を收いれ、加之通用金銀を悪性に吹替へさせ、古金銀と引替へて取上げ、又銅錢を是迄より小形に鑄替へ、又は大錢を鑄造へて是は壹枚を以て十文に通用すべしと觸れられしが、一向流通せざ

越前守は御胤故敬ひ居り候に、然るに先日御養君樣西の御丸へ入らせられ候へば、此後御養君樣に若君御誕生あらせられば、正しく御代嗣に成らせ給ふべしと越前守を見申す度女心の遣方なく、將軍の御子と生れながら、僅十五萬石の御宛行にて國主御家門方の下に付き一生を送り給ふと思へば果報拙く存ぜられ、由緒なき私の腹に姙らせ給ひし故と存じ候得ば、勿體無くも只我身を恨み候より外御座なく候。斯樣の事申上げ御酒宴の興を醒し候段御高免遊され下され候へ」と涙ながらに申上げければ、將軍家には醉に御心亂れし故歟、又おさめが辯舌に迷はせ給ひし歟、「汝が申す處道理なり、流石女心の然思ふ成るべし。越前守は如何にも我子成れ共、柳澤が屋敷に於て出生せし事成れば、表立つて我子とは披露成難し。然ば柳澤が忠義を思ひ、又越前守が好有るに依つて、松平の苗字を許し名乘の一字を遣し、追つて大身に取立て一國一城の主に爲さんと思ふなり。既に甲府を西丸へ迎へし上は、代嗣の事は今更詮方無けれども、大祿を與へん事は我心の儘なりとは言ひながら、諸侯の所思も有れば早急には成難し、然はあれども汝が歎き不便にもある成れば、今其證據を取せ置かんと御硯を取寄せ給ひ御筆を染められ、「甲斐信濃兩國にて百萬石追つて沙汰すべき者なり、松平美濃守へ」と書かれ、御朱印を押捺せ給ひておさめに附與へられしかば、「夫は有難く侍り」と平伏し御禮を申上げ、何時此地を下

せ給ふに付、新御殿御造營有り。此時柳澤美濃守は護持院と密談して、地祭に事寄せ土中を穿ち、不淨惡氣を避くると號し、恐しくも甲府公の人形を拵へ上包には梵字を書き、御居間の下に埋めける。是調伏の修法なり。程なく御普請出來して、甲府公西の丸へ入らせられ、從二位大納言に御昇進有つて家宣公と名乘らせ給ふ、則ち西の丸附の御老中は本多伯耆守、御側頭戸田大炊頭、其他小出山城守、井上遠江守、間部越前守を初め、甲府附の輩皆立身出世に及びける。是寶永元年甲申十二月五日の事なり。西の丸附の面々は本多を初皆柳澤に同意の輩なるが、其中に間部越前守詮房は元來能役者にて間部助九郎と言ひしが、御意に入り御小姓に召出され、發明なる故御側役に立身し四千石賜り、其後永年の勤功に依て五萬石を下され、御側御用人と迄出世したりけり。偖柳澤美濃守は西の丸へも首尾能く言繕ひ置き、謀計を案じおさめに云々と言含めければ、おさめは或日奥御殿へ上り、御寵愛のお鷹諸共將軍家へ御酒を勸め奉り、御機嫌を見合せお鷹に目配しければ、心得てお鷹は次の間へ退きける。跡におさめは御手に縋り申す樣、「賤しき妾事度々御情を蒙り終に御胤をまで姙し參らせ、御誕生有りし今の越前守は是ぞ正しく君の御胤故、大切の儀成れば、其節立交りし女共は殘らず美濃守討捨て候。是御大事を憚り包まんが爲なり。斯程に御代を守護し奉る美濃守が所存、私の子なれども

○柳澤美濃守百萬石の御墨附を賜る事
并 護持院調伏の法を行ふ事

爰に甲府中納言綱豐卿と申し奉るは、御父君を甲府宰相左馬頭綱重卿と申し奉り、先將軍嚴有院殿家綱公の御舍弟なり。是により家綱公の御世嗣に成らせらるべきの所、綱重卿には性質御短慮にて、其上大酒を好ませられ御亂行一方成らざれば、根津卯右衛門是を御諫申上げしを、御怒の餘御手討にせられしが、卯右衛門が忠魂止りて亡靈となり顯れ出で、數度御諫め申せしにより、終に綱重卿には感じ給ひ、大酒を御愼有つて御行狀を改め給へ共、其後御借用金の調はざるに御短慮を起され、敢無く御自害遊されける。是に依て御弟綱吉公御世嗣に成せ給ふ。是當時の將軍家なり。然ば將軍綱吉公には延寶八年の御治世始より今年に至る迄二十五年の御治世なれ共、御世嗣とては御一方も在さず。尤も御實子御二方在せしが、御惣領德松丸君は御早世、次は御女子にて今紀州家の御簾中と成給ひしなり。依つて此度御評議有つて、先甲府綱重卿の御子御幼名虎松君、則ち今の甲府中納言綱豐卿には、既に御歳四十三に成せ給ふ。(御簾中は二條左大臣公御姬君)是正しく當將軍家の御甥君成れば御養子と定められ、西の丸へ移ら

町へ行き煙草屋藤兵衛を尋ねし處、渠は勝手不如意にて宅を仕舞ひ、奥州邊へ稼に行きしとの咄を聞き、今は頼の綱も斷れ、外に知緣も涙のみ、零落れ果てゝ神田旅籠町に乞食同樣の身と成りて居たるを、町内の者が憫然に思ひて、朝夕外の掃除をさせたり、或は小用の使に歩行せ拵し、日を懸けては賃錢又は食類等を與へけるにぞ、平助は渇々に其日を送りける。實に人間の生涯は七轉八起と言へる譬の如く、此平助運の向ふ時節や來りけん、其町内に飼置きし犬此頃發病せしかば、平助は熟と考ふるに、犬は元來熱性の物なれば、其熱氣を去る時は病氣忽ち平癒すべしと、流石藥種屋の手代の身の果程ありて、早速に石膏大角豆の二味を煎じて彼病犬に呑せけるに、案の如く熱氣去り病氣次第に快氣の體にて、二日許の内に全快したり。是を見る者驚き感じ、飼犬の病氣は平助を頼みけるが、皆此藥にて平癒りければ、後には犬醫者犬醫者と評判高く、遠方よりも聞傳へ頼みに來る者夥しく、忽地多分の金子を儲けたるに、町内の者も悦びて俄に玄關構の宅を世話なして具れるやら、遠出も有りとて乘物を拵へ、陸尺を抱へる程に流行し、纔の間に大身上と成りたりけり。是を羨み犬醫者數多出來けれ共一向流行らず、獨平助のみ用ひられしも不思議なり。其後犬醫者不用の時代に至りし迄も立派に暮しけるとなん。

を、美濃守聞知り異見を言れけるに、下野云ふやう、「刀は武士の魂なり、如何に困窮なすとも放し申さず。刀掛は魂にあらざれば難澁の折から質物に入れ候」と答へける。美濃守是を聞いて其理に感じ、金子を與へて刀掛を受戻させ、再び家の寶にさせしとぞ。

○神田旅籠町犬の煩ひの事 幷 平助手柄立身の事

然れば殺生御禁制嚴しき其中にも、將軍家戌の年の御誕生に在せば、別けて犬を大切に致すべしとて、江戸町々に犬部屋を建置き、犬の病氣の節は町奉行所へ屆出撿使を請くるなど、嚴重の御觸なれば、是が爲に入牢又は御預缺所などに成る者數知れず。然ば是迄飼置きし者も面倒に思ひて、犬を捨てなんどする時は嚴しく御詮議有つて、其町內迄御咎を蒙り難儀する者擧げて計へ難し、又主なき犬は公儀の犬小屋へ入れ御扶持を下され、犬掛の役人數多付添ふなど、古今未曾有の事共なり。扨其頃神田旅籠町に平助と言ふ者あり、元來泉州堺の產にて、幼年より大坂の藥種屋に奉公せしが、不圖新町の遊女に迷ひて、後には主人の金を多分に遣ひ込み、故鄕へは歸られず、幸ひ兼て懇意にせし藤兵衞と言ふ者今は江戸神田多町に煙草渡世をなして居ける故、一先江戸へ下り、何か渡世に取付かんと、終に主家を亡命して江戸へ下り、神田多

下野は硯へ水を移して磨り試みて、「是こそは名水なり。此上は何なりとも御好の通り認め申すべし」と墨をば磨りけるが、不審顔にて申すやう、「是は熊野の水なる哉、私平常遣ひ馴れ候水と聊も違はず、委細承り度し」との尋に、安藤は大に驚き感じ、「今は何をか祕み申さん。貴殿平常遣はれし水を郡山へ申遣し取寄せしが、如何の事にて其水質を知られし哉」と問返せば、下野打笑み云へるやう、「惣じて雲龍を畫くには帝都の水に如かず、龍は畫けど雲は畫得難き物なり。理なるかな大内は雲の上とぞ號すなる、大和國は神武天皇始めて都を定給ひし帝都の地なれば、水も他國に勝れたる事、自然と遣ひ覺え候なり」と申しければ、中納言殿始一同感服せられける。扨御好に任せ雲龍を畫きけるに、眞に生けるが如くにして、中納言殿も御感悅あり。其日は一枚畫きて御前を退きける。抑下野が和歌山へ赴く節柳澤美濃守は下野を招き、「此度和歌山へ參らば中納言殿は勿論、家老用人抔よりも染筆を賴むべき故認めて遣すべし」と申含められけれ共、一向に諂ふ氣のなき下野故、安藤帶刀に申して、「最早畫の御用相濟み候、永々逗留も致せし事故最早御暇下さるべし」との願に、帶刀も他藩の者なれば強ひても止難く、種々御褒美を下されて御暇給り、郡山へぞ歸されける。元來下野は大器量有つて三千石の祿なれど、世事に拘はらぬ性質ゆゑ甚だ貧窮なり。彼拜領の珊瑚珠の刀掛も質物に入れける

野は水を硯に移し、墨を取り二磨三磨磨りたりしが、「此水にては畫は出來申さず、宜しき水を仰付けられ下さるべし」と申しけるにぞ、「好き水を詮議せよ」と、御城下にて極清水と聞えし水を取寄せ出されけるを、硯へ移し磨り試み、「是にても間に合はず」と辭退に及び、終に其日は水惡しき故とて筆を採らず。然れば翌日は水を撰みて汲取せ、又召出されけるに、昨日の如く又畫かず、依レ之て御抱の畫師達集り、偖こそ虚名の證據なりと、囁きける。此時安藤帶刀は下野に對ひ、「當所は吟味致せ共所詮貴殿の氣に適ふ程の名水なし。依つて熊野は紀州第一の名水なれば、是を取寄せ申すべし。夫迄またれ候へ」といふを、下野は聞きて、「拙者は此度畫の御用にて罷越せし事成れば、其水參る迄は相待つべし」とて逗留し居けるに、安藤帶刀は夫より郡山なる柳澤へ使を立てられ、「此度下野殿を御頼み申候處、水質惡しきとて筆を揮はれず。夫故紀州中吟味致し候得共、名水是なく、今以て畫かれざれば下野殿平常用ひられ候水を申受けたし」と言送くられける故、柳澤は承知ありて彼下野が宿元へ聞合すに、「平常は屋敷内の井戸の水にて畫き候」と言ひければ、其水を直に紀州より持參の器に汲入れて遣はされけるに、使の者は和歌山へ持歸りつゝ差出すに、安藤帶刀悅びて、誰にも知らせず名水を取寄たりとて下野を召出され、前の通り紀州侯を初とし、御家臣竝に御抱の畫師に至る迄居竝びたりしに、

仕り候、御前宜しく御執成下さるべし」と主人美濃守迄御禮申上げければ、美濃守も難有旨御禮申上げ、「扨下野御刀掛をば差置くべし、不調法至極なり」と叱れば、將軍家には笑はせ給ひ、「刀掛共に出したれば受くるも道理なり、取らすべし」と上意有りしとなり。元來下野は發明の者にて、御刀計とは思へども珊瑚珠の御刀掛なれば、直に押戴きて二品と言ひたるに依つて、終に右二品拜領しけるとなん。今に於て下野が家の重寳たる事世人の能く知る所なり。是より下野が事世間へ廣り、所々より懇望し畫を頼む人甚だ多しとかや。其後柳澤美濃守和州郡山へ所替仰付けられし時、紀州中納言殿此事を聞召され、郡山へ御使者を遣され、「御家來下野へ繪を頼み申し度く、近頃太儀ながら參られ候樣頼みたく思召され候」と述べければ、美濃守、「畏り奉り候」とて、則ち下野を和歌山へ遣しける。元より紀州公には甚だ畫を好み給ひ、狩野家土佐家を始とし畫師十三人迄有りけるに、紀伊家の畫師達は下野は元來武士にて眞の畫師にあらず、柳澤が時の勢に依つて名畫抔言はるゝ者なるべしと皆輕侮りて待受けける、彼の下野は和歌山へ著してお届けなしければ、先休息を仰付けられ、一兩日過ぎて御前へ召されけるが、此時御抱の畫師は勿論安藤帶刀三浦長門守等相詰めたり。下野御目見得終り。毛氈の上に唐紙を載せ硯を傍に直し、筆洗に水を湛へて直し置くに、人々はかた唾を呑んで控へ居る。下

者最多かり。爰に柳澤が家老曾根權太夫が從弟の曾根兵太夫と云ふ者は、奥方おさめの甥なれ共、表向は權太夫が從弟なりと稱して曾根を名乘らせけるが、此節美濃守は家來へ柳澤の苗字を許し、柳澤權太夫竝に柳澤半左衞門抔名乘る者あり。兵太夫も柳澤下野と名乘り側頭を勤めしが、此者幼少の時京都御所の繪師山本左京が門弟となり畫道を學びけるに、自然と妙を得て不雙の名畫師と成りける。此事を將軍家には聞給ひ、御前へ召出され、繪を御覽有るべき旨仰出されけるに、柳澤は大に悦び、翌日下野を召連れて登城しけるに、將軍家には好ませ給ふ道なれば、御側小姓衆何れも繪を習ふ故、御次狹くも居竝びたり。惣じて大名の家來御目見得の事は、國主と雖も叶はざるに、當時出頭第一御三家同樣の柳澤なれば、扨こそ家來下野格外の御目見得仰付けられける。下野は先づ墨畫の雲龍を畫きしが、雲中を出づる勢實に詞にも述難く、其筆意玄妙なりければ、將軍家を初め皆々大いに感心し、當代の名畫此上あらじと譽められける。斯くの如くなれば、將軍家には甚だ御心に適はせられ、何か褒美を取らせんと御傍黑田豐前守を召れ、「刀を取らせよ」と上意あるに、豐前守畏り、將軍の御差料、珊瑚珠の御刀掛共に持出でて下野が前に出し御刀を渡すに、下野は恭しく頂戴し、「此は冥加至極難有仕合に存じ奉り候」と三拜なし、御刀を取るかと見れば、御刀掛共に押戴き、「結構なる此二品拜領

○柳澤下野名畫の譽を顯す事
井伊下野珊瑚珠御刀掛拝領の事

懸くて井伊掃部頭殿には坪井金吾が狼籍の儀に付密々詮議せられしか共、一向誰が業とも不レ知しが、彼増上寺騒動の節、井伊殿御自身の計ひにて家來共の喧嘩口論なりと披露させける故、世上にては然したる事とも思はざれ共、柳澤は其日腹心の者を増上寺の門前へ遣し様子を窺せけるに、御靈屋内に騒動有りと聞き、猶も委細を窺ひ居る内、井伊殿家來共喧嘩口論より手負の者有りとの取沙汰聞え、暫くして寺内より乗物二挺舁出し、遙跡より掃部頭殿態と馬上にて徐々と歸り給ふを見て急ぎ立歸り、斯くと注進しければ、柳澤は大に驚き、偖は仕損じたる事と覺えたり、然りながら渠が心底見屆置いたれば、未練の事はよも有るまじけれ共、甚だ以て殘念なる次第なりと心を痛め、猶も此後井伊家の様子を窺はせけるに、何の仔細も無き體にて、喧嘩の相人は双方共に死したりと聞いて少は安堵成しにける。扨此頃將軍家には繪を好ませ給ひ、狩野永叔養卜法眼常信を初め晝夜御前へ召出され、將軍綱吉公も畫き給ひ、頗る見事に遊ばされければ、御筆を採せらるゝ毎に大小名へ下されける故、今の世に至りでも是を所持する

之丞金吾を駕籠にて櫻田の屋敷へ早々引取せ、御靈屋を清め拜禮終りて後徐々歸館ありたりける。斯樣の事に聊少も動じ給はず、取鎭められしは流石老功の所置感ずるに猶餘りある事になん。斯くて非伊殿邸には彼の曲者を吟味有りしに、御徒士坪非源兵衞悴金吾と言ふ事は知れたりけれ共、先達て出奔の御屆出し有る故、親源兵衞へは御咎もなく、同類を白狀をさせんとすれど、彼の者は舌を喰切り死せしゆゑ、誰が賴みし共何故共知れざりければ、掃部頭殿深く思慮を廻らさるゝに、是全く渠一存の事ならず、天下を窺ふ者ありて我を害せんと謀りし成らん、然りながら急に詮議をなすべきの手掛もなし、追々に謀計を廻して見顯さんと、金吾は亂心者ならんと仰せられけるとなん。扨又鐵之丞も種々療養を盡しけれ共、其甲斐なく、其四日目に相果てけり。依レ之て鐵之丞の一子鐵太郎へ家督相違なく仰付けられ、此度の鐵之丞が働を御賞美有つて百石の御加增下し置れける。夫より掃部頭殿には一入御用心有つて、世上の樣子を窺ひ居給ひけるとぞ。

飛んで出で、掃部頭殿を目懸けて駈寄らんとせしが、心や急きたりけん、過つて石に爪突き轉ぶ拍子に、隠し持ちたる懐劍瞥りと見ゆるにぞ、目早き井伊殿すは曲者と少しく控へ給ふ時、附添ひたりし小串源兵衛走り寄りて取押へんとする間もなく、早起上る後より、淺田鐵之丞矢庭に抱止めるを、金吾は透さず懐劍取直しつゝ後樣にぐつと突く、突れながらも怯まぬ淺田、難なく金吾を組伏せける。こは口惜しやと跳起んと、懐劍にて鐵之丞を突きしかども、強氣の淺田數ヶ所の手傷を事ともせず、金吾を押へて動かさず。井伊殿は此體見給ひて、「あれ鐵之丞を助けよ」との仰に、源兵衛は手早くも拔設けたる刀にて、短刀持つたる金吾が利腕切落す、金吾も今は是迄なりと思へども、自害せんにも左手にて落ちたる短刀取るにも取られず、詮方なくして舌先を喰切り、其儘其處に死したりけり。源兵衛立寄り鐵之丞を引起せども、數ヶ所の深傷に弱りければ、井伊殿急ぎ印籠の良藥を取出し與へ、御自身に介抱し給ひ、「疵は淺し、心を慥に持つべきなり。曲者を組留めしは天晴手柄なり」と御賞美ありける。草履取は此事早くも御供方へ知らせし故、我も〳〵と御靈屋へ走り入りしに、宿坊よりも追々に馳來り大騒動と成りけるを、掃部頭殿押鎮め給ひて宿坊の住僧を召され、「見らるゝ通りなる家來共が不慮の爭論、聊かの事成れば屋敷へ引取り申すべし。必ず沙汰なき樣に致さるべし」と仰せられ、鐵

思込んで申しけるに、柳澤は大に悦び、「偖々頼母敷心底かな、此上は其方に任する間宜敷計ふべし」とて、手元金を取出し、「是は當座の褒美なり、首尾能く仕課せば約束の如く大身に取立て遣さん。尤も浪人と成りて父なる源兵衛方に同居をなすとても、後日の爲故出奔届けを出し申すべし」と言付くれば、金吾は、「畏り奉る」と金子を押戴き、暇申して立出で、頓て實父源兵衛方へ至り密談し、亡命の旨御屆を出させ置き、扨金吾は增上寺の安閑堂へ行き、良山を頼みて外の所化共と懇意に成りしが、金吾は氣輕に障子の張替襖の繕ひ抔して遣る故、皆々は重寶がりて、後々には寮へ泊る樣に成りければ、仕濟したりと其時節をぞ待居しに、井伊掃部頭殿御靈屋へ御參詣との由を聞き、偖こそ本望時至れりと良山に御靈屋拜見を頼けるに、「幸ひ明日掃部頭殿御參詣なれば伴ひ申すべし」と承知なし、翌日良山は金吾を伴ひ御靈屋へこそ入りにける。金吾は人に疑はれじと態と丸腰にて短刀を懷中なし、御靈屋の内を其處此處案内受け見覺置き、良山に別れて歸る振をなし、松平陸奥守殿より御獻備なる大燈籠の影に隱れ、井伊殿の御參詣を今や遲しと待居たり。斯るべしとは掃部頭殿には毫知り給はず、宿坊にて御裝束を改められ、御供は惣門に留置れ、近習頭小串源兵衛、淺田鐵之丞兩人麻上下の股立取つて左右に隨ひ、草履取一人召連れられ中門に入り給ふ。金吾は斯くと見るよりも石燈籠の方影より

○井伊掃部頭殿增上寺御參詣の事
井淺田鐵之丞忠死の事

去程に柳澤美濃守は、河村瑞軒自殺せし以來掃部頭を無き者にせんと心懸くれ共、御當家第一の忠臣、大老の家柄と言ひ、殊に智勇を兼し人なれば、讒言の種とすべき過ちも無ければ、空しく日をぞ過せしが、或日豫々密意を申付け置きたる坪井金吾を呼寄せ密事の樣子を尋ねけるに、金吾申す樣「先達て申上げ置き候通り、增上寺安閑堂の所化なる良山と云ふ者を賴置き候へば、何時なりとも御靈屋拜見は自由なれ共、未だ掃部頭參詣なし。依て見合罷在る」と云ふを、柳澤は打聞きて「我汝を呼寄せしは、此事を思ひ止らせん爲なり。其故は、老人なれども智勇を兼し掃部頭中々油斷はせまじ。慭な事して仕損ずれば後難を釀すなり」と云ふに、金吾は愼んで「此密事仰付けられ候より、身は無き物と覺悟なし、假令仕損じて捕はれと成り如何なる糺問を受くるとも、尊命は勿論申さず、決して後難に成る樣の事は仕らず。然ながら私死後若し御家來と相知れ候ては、世上の取沙汰如何に候へば、表向御暇を賜り、浪人と相成り本意を達し、運よく存命致し候はゞ、歸參仰付けられ下さるべし。少しも御氣遣有る間敷」と

教の通りに申譯したりしかば、右京殿笑はせ給ひ、「然も有るべき事なり、以來左樣の紛はしき事決して申す事なかれ。最も危き事なりし。夫にて申譯立ちたり」と右京殿は井上に向はせられ、「只今聞きし通り右京が直に聞居たる事成れば、奉行所へ連行くに及ばず、是にて繩を解免し遣すべし」と御下知ありければ、井上初め相役も、御慈悲深き事なりと縛りし繩を解免す。五郎八は命の助かりし事偏に右京殿の御情と、御禮も涙に伏拜み、いと嬉し氣に荷ひ桶擔げて其場を立去りけり。跡にて右京太夫殿井上に向ひ給ひ、「其方共は役儀なれば委細に吟味を遂ぐるが本分なれど、元來上の思召は慈悲を以て第一と爲し給へばこそ、鳥畜類迄も命をば助けよとの上意なり。抑萬物の司たる人間は、彌以て御憐愍無くては叶はぬ事ぞかし。僅の科を糺し過ぎ、夫故一命を落す者其數知れず、是正しく其方共が了簡違より事起るなり。以來は左樣に心得申譯をば立てさせよ。町奉行へは今日の次第此方より申遣すべし。心得よ」との仰故、返す言葉も更になく、皆々誤り入りたりけり。此事江戸中聞傳へ、右京太夫殿が慈悲深きを感じけり。又今の世に於て餡を踊子と言へるは、此時よりぞ始りける。

「然れば荷桶目通へ差出すべし」と自ら改め御覽有るに、桝の類とては一向に見えず、五合計入るべき籠一ッ有り。右京太夫殿是ぞ命を助くる能き手掛と思召し、「偖々汝は律義なる者哉、正しく言譯の有るに、只々役人を恐れて言譯せぬと覺えたり、不便なる者なり。某云聞さん能承れ、合點が參らば祕まず其旨趣を申譯なすべし、我は推量をなすに、汝が兩親は年寄の事故、必ず佛心を起せし成らん。生類御勞りの御觸出は至つて重き事成れば、商ふ事は勿論、斯る桶に入置かば終には殘らず死ぬなるべし。然すれば是も御制禁を破るに似たり、淵川へ放す時は魚悦びて水に踊らん。是を放して早く踊らせよと申付けられしもの成らん。定めて其方は物覺惡しく、其言付を忘れぬ爲、踊子々々と道々申歩行きしを、人も怪みて呼懸け尋ぬる處を、役人共其を商ふ者と心得召捕りしと思はれたり。商ふ鰌なれば桝を持つべき筈なるに籠を入置きし事必ず放す爲成るべし。我推量に違はずして、親より是を云付けられ、其川へ行く途中にして御手に逢ひしもの成らん、包まず申譯致し一命を助かるべし。然なきに於ては落命に及ぶぞよ」と斯く云へがしに敎へ給ふに、五郎八は夢の覺めたる心地して土に首を摺付けて、「御殿樣の御意の通り、親共の申付、淵川へ放して踊らせよとの事を忘れぬ樣に、道々を踊子踊子と申し歩き候なり。全く商ひせし儀には御座なく候。何卒御免下さるべし」と右京殿の

けんと思召し、乗物の戸を打開かせ申さるゝ様、「繩付の者目通りへ疾く出すべし、我直に樣子を尋問はん」との仰に、役人は乗物近く五郎八を引据ゑける。右京太夫殿仰に、「其方殺生御禁制の嚴しき事を用ひずして鰌を賣る段、言語同斷不屆なり。其方賣歩行くとも御法度を恐れて求むる者有まじ」と尋ね給へば、五郎八は申譯なく差俯伏いて居たりけるに、同心井上新左衞門、「恐れながら其儀は鰌とは申さず、踊子々々と賣歩き候なり。上を僞りて替名致し賣歩行き候段重々の罪科、詮議を致しなば同類も出で候はん」と申上げけるに、右京太夫殿眉を顰められ、暫し思案有つて後、「其方は兩親有りや」と御尋に、五郎八は發と頭を下げ、「年寄りたる兩親及び忰三人御座候」「然らば是迄何商賣を致せしぞ」五郎八答へて、「川魚を賣り候得共、此度の御觸ありし故相止め、鹽魚を渡世に致し候が、鰌は今日手初に持出し候なり、何卒御助被レ下べし」と願ひけるに、新左衞門傍より、「汝此間より踊子々々と賣歩きし風聞あるに、今日初めてなんどとは、彌以て僞を構へる不屆者、如何樣に陳ずる共遁れぬ處、眞直に白狀せよ」と問詰めけるに、右京太夫殿良有つて、「汝此度殺生停止の御觸を承知致居る哉」と御尋ありけるに、「其儀は承知仕れり」「然も有るべき事なり、先鰌を商ふには其方數へて賣るや、又科目にて賣るや、如何にぞ」と問るゝに、「其事は桝に計りて壹合貳合或は壹升と賣捌き候なり」

て、「踊子々々」と呼びて賣歩きけり。人皆怪しみ、先呼入れて、「踊子とは如何なる物ぞ」と問へば、「外にては御目に掛けられず、御臺所にて御覽あり、其上御買ひ下され」と言ふ故、夫を臺所へ呼入れ見れば鰌なり。此節尤も珍しき物なれば、賞美して高直に求めけるゆゑ、五郎八は人知らぬ金儲ぞと悦びて、是より毎日賣歩きけるに、或時町奉行の隱目附市中を廻り歩きけるが、途中を踊子や〳〵と呼歩くを聞付け怪しく思ひ、後より附けて窺ひ見れば是鰌なり。扨こそと五郎八を追取込め、「汝御制禁を背き生物を賣歩く段不屆至極なり。御詮議有れば役所へ來よ」とて、五郎八を引連れ行く折柄、御側御用人松平右京太夫殿御退出掛にて通られしが、隱目付は夫と見て下座を成しけるに、右京太夫殿乘物の内より覗き見給へば、繩付壹人引据ゑて、傍に鰌を入れたる桶一荷有りければ、扨は魚賣の召捕られしものならんと乘物立てさせ、御近習を以て樣子を御尋有るに、隱目付井上新左衛門申すやう、「此者御法度を相破り、鰌を賣歩行き候所を見付けしゆゑ召捕へ候」と手柄顏に申すにぞ、右京太夫殿御思案有つて、今我等を此儘に見捨て行かば、御法度を背きし科にて命を落さん事必定なり、是迄此例數有つて、犬猫小鳥の爲に命を取らる者あり。最も歎はしき事共なり。何卒して些少にても申開有らば助

の邸内へ落ちて息絶々に有りしを、前場の家來共見附けて大に驚き、殿へ斯々と申出でければ、孫兵衛殿も驚かれ見らるゝ處、片羽には吹矢を負ひたる事故、此儘打捨て置く時は後日の御咎有らんと、早速右の旨趣御目附中へ訴ふるに、撿使の役人來り雀の疵を改め、吹矢を持つて立歸られしが、夫より御詮議と成りて「吹矢を以て雀を吹きたる者を存じたる者は早々訴へ出づ可し、若し隱置き後日外より相知れる時は屹度刑罪に行ふ可し」と、屋敷町方近在迄も觸流されける。尤も本人出づる迄前場彌兵衛は遠慮被二仰付一しは、迷惑至極の仕合なり、扨も文齋は雀を吹損じ御制禁に心付き、吹矢の筒を取隱し、然有らぬ體にて居しかば、齋藤治左衛門殿始家内中心付く者なかりける。然ば吹矢の御詮議は嚴しけれども一向に手掛なく、吹矢の羽根に卷付けたる其反古紙を改め見るに、齋藤治左衛門と書付けある反古なり。掛りの役人此書付を證據に齋藤殿を詮議有りければ、齋藤殿は大に驚き、家中を嚴しく糺されしに一向分らず。若し彼の坊主の惡戲なる歟と文齋を糺せしに、吹きたる旨白狀しければ、依つて治左衛門より其旨趣訴へ出でて、文齋を町奉行所へ引渡しけるに、御制禁を背きし咎に依り斬罪に仰付けられける。斯く殺生の嚴しきゆゑ、鳥屋魚賣等は商賣を止め、外商を始めけるが、茲に四谷鹽町に鮒屋五郎八と言へる者あり、常に鰌を賣つて多分の金儲仕けるが、此度の御觸に驚き鰌は仕

る故、消防方右の如くになして踏止り消防おほせけり。鎭火の後柳澤が頓智拔群なるぞとて、御褒美を賜りけり。斯く火災の有りければ、御祈禱有つて然るべしとて護持院へ仰付けられ、火災除の御祈禱を修しけるが、其後護持院僧正より殺生禁斷の儀を御進め申上げける程に、江戸町々は申すに及ばず、在々に至る迄、鳥獸の殺生を嚴禁せられしに依り、其商業をせし者は難澁云はん方もなし。

○鮒屋五郎八踊子を賣る事　并　松平右京太夫殿仁心の事

玆に公儀の御使番齋藤治左衛門殿の茶坊主に文齋とて十四歳に成りける者あり。奉公の間には徒に吹矢を吹ぐ事を仕習ひ、次第に上手に成りし故心に悅びしが、此度殺生禁制の御觸出でしにより本意を失ひゐたりける。然れば此頃は鶩鷄まで增長し、人の足を啄き、又小鳥の類は人家に飛入れども、御禁制成れば、過つて疵付けなば御咎を請けんとて、誰々も恐れて其儘に見遁しけり。或日齋藤の屋敷の書院の庭に雀數多集り囀りけるを、彼文齋は見惚れつゝ、雀の欲しさに御制禁を忘れ、己が部屋へ行き手練れし吹矢の筒取出し、物の蔭より狙ひ定めて吹きけるに、其矢は雀の片々の羽に立つたれど、雀は其矢を負ひし儘飛去り、隣の前場孫兵衛殿

寄せらるべき御使者瑞軒が自盡の後へ著せし故、空しくして其儘歸府をなしたりける。偖江戸表にては、老中方より瑞軒儀京都に於て自殺せし段島津家へ申遣しゝかば、島津殿にも無詮方ハ、是にて立腹を癒されけり。抑柳澤は始終表裏を行ひて公儀の御益と號し、大坂表の川々を掘らせ、格外入費を掛け、其内よりして大金を掠取り、又彼の島津家の出願に付きての評定には、態と外して老中達に任せ、島津殿を怒憤らせ動亂を起させ、其虚に乘じ國替させ、或は祿を減じて己が腹心なる者に加增する樣取計ひ、大望の助に成さんとせし所、却つて掃部頭殿の良計に鎭められしかば、卽智を廻らして島津殿へ諂ひ、將軍家へは能き樣に言上し、瑞軒を江戸へ召寄せ吟味せば、我惡逆の露顯やせんと、自害せよがしに申送るに、器量ある瑞軒なれば、案の如く自殺せしかば、惡計竟に露顯せざりしは實に高運の次第なり。然るに元祿十二年十月中櫻田邊より出火あり、時に火消役衆面々、急ぎ取敢へず御本丸、西の丸を警衞なし、諸役人方も殘らず登城致されけるが、折しも西南の風烈しく、西丸既に延燒して御本丸早危く見えければ、消防方屋根へ登りしが、銅瓦にて踏止り難く、兩三人辷り落ちけり。將軍家には諸役人附添ひ御庭內へ御立退き遊ばされけるが、折しも柳澤には將軍家の御傍に隨ひ居たりしが、今消防方の屋根より落つるを見て大音揚げ、「早く梯子を横に渡し防ぎ候へ」と下知しけ

せられ、彼瑞軒が到著を待ちに待ちてぞ居られける。爰に河村瑞軒は弟養軒諸共に京都正親町の貸座敷に在つて、川々見分の爲毎日出歩行きたりしに、江戸表柳澤殿より御内意申し來りける故、瑞軒驚き、偖は薩摩守直訴に及びし由、渠は大家我は下賤なれば、美濃守殿如何樣に執成さるゝ共中々以て叶ふ可からずと、儐に才智長けし瑞軒は早くも覺悟を極め、弟養軒を招きて御内意の旨を語り聞せ、「是古語に云ふ如く、高木風に折られ人も秀づれば嫉まるゝ道理なり。我下賤より出で天下の御家人と成り、諸民の爲に川々を開き日本國中に其名を知られ、大坂川口に湊を拵へ、其土を築上げて瑞軒山とさへ號する事末代迄の名譽なり。又島津の屋敷へ定杭を打ちたる事餘人の及ばぬ處なり。是等の事を思へば、賤しき瑞軒薩摩守を相手にして身を終ることそ本望なれ。汝も共に自害せよ。斯くの如きの御内意にては、江戸へ召れし其上は必ず島津家へ引渡されん。然有る時には是迄の高名も空しく、却つて恥辱を受けん、淺しき死を遂げんよりは、人は死して名を留むいでや命を今日に縮めて島津に鼻明させん」と兄弟は云合せつゝ、貯へたる金子殘らず家來共に分與へ暇を出し、其跡にて兄弟自害し死したりけり。然れば早速此家より河村瑞軒自殺の旨を訴へ出でしに、諸司代松平紀伊守殿より御撿使參られしが、御旗本格の瑞軒成れば早飛脚を以て江戸表へ注進ありしに、又江戸よりは早打を以て瑞軒を召

越え右の如く言ひなす故、島津殿も案に相違し、面を和げ給ひ、「近頃御親切の段忝し、某が家風は一旦申出せし事は變ずる事なければ、貴殿も右の思召なれば、御前を頼入る」と返答あるに、柳澤は「仰の通り變言なき御家風心得罷り在れば、實に御道理至極なり。然れば是より登城なし、萬事宜しく取計ひ申すべし」とて登城なし、將軍家へ言上しけるは、「薩摩守事瑞軒拜領の御願御聞居是なき故、其一門の大名共皆打揃ひ再願を致す旨趣、然る時は是兵亂の基なり。御先代にも福島左衛門太夫大津新關の預り人、伊奈圖書との爭論より終に福島圖書を申請け切害せし事のあり。是等も御威光薄きにあらず、是其事を平安に治めさせられんが御爲なり。此度とても薩摩守が願に任せ瑞軒を下し置かれて、先一旦無事に治め、其後に諸侯の我意を追々と押へる計策も有るべければ、此度島津が彼の願御聞濟有つて然るべし」と言上なすに、將軍は聞召されて、「然ばとよ、其方宜しく計ふべし」と上意を受けて諸役人列座の中にて達するやう、「薩摩守儀瑞軒を申請け度旨再應の願ひ故、拙者只今言上せし處、先島津が望に任せ瑞軒を遣すべき間、急ぎ呼寄せよとの上意なれば、左樣御承知有るべし」と申置き、又候薩摩守殿屋敷へ到り、「御望通り瑞軒儀御拜領に相成る樣言上致せし處、早速御聞濟有つて瑞軒を呼寄せ候得ば、到著次第御渡申す可し」と述べけるに、島津殿忝き段御請あり。直樣御禮として登城

惹起させんと計りしに、掃部頭が雙方を宥めし上は、此方にて其裏を以て島津家へ取入り企謀の助とせん。彼の瑞軒は才智勝れたれ共、一大事の場に至りては用便に立難し、何に付け我大望の妨と成るべき者は掃部頭なり。何卒して渠を失はんが、先差當り瑞軒の方へ脚夫を立つべし」と書狀を認め、島津家の願の旨趣逐一に申送り、頓て島津家の屋敷へこそは赴きけれ。

○河村瑞軒自害の事 幷 柳澤頓智御褒美の事

此時島津家屋敷には、井伊殿の仲裁に依り諸侯登城を止りて其沙汰を待ちけるに、柳澤美濃守入來有るに、島津殿早速對面に及ばるゝに、「此度河村瑞軒の儀に付、君より御出願是有る所、拙者儀は折惡しく所勞にて引籠り居り、老中達彼是計ひ致せし段、御意に適はぬ事ありと承りて態々推參致し候なり。御家柄の事成れば御道理の御願、假令將軍瑞軒を惜ませ給ふ事あり共、拙者御諫め申上げ、御出願の趣意悉く皆相立ち候樣仕らん。畢竟拙者最初より執計ひ候はゞ、斯樣の事には致すまじきに、全く以て老中達の評議惡しき故なり。拙者に御任有らば是より登城し、御意に適ひ候樣に取計ひ申すべければ、御心易く思召さるべし」と辯舌を以て程よく執成振に述べければ、島津殿には、此度の儀は皆柳澤が差圖と思はれしに、美濃守自身立

無禮の極に候なれ。況んや島津殿に於ておや、同人よりして願ひ出でざるも屹度禁戒むべき事にて、惣體國主外樣の面々は將軍家の臣下に在らず、織田豐臣兩家以來尤も重き家柄にして、皆客分の事なれば、御當代に至りて二代將軍秀忠公も薩摩守が交代の節は、必ず品川迄送り迎ひの有りしなり。三代將軍家光公の御代に、國主の面々より御斷を申上げければ、夫より送迎の儀は相止めど、何れも參勤交代の節は必ず老中を以て上使に立てらるゝ事は、今にも定格なり。況んや島津殿は數代の名家、すは御大事といふ時は一方の大將として朝敵を取挫べき御手當なれば、中々麁略には成難し、依て再應出願を爲らるゝ時は御聞屆然るべし。若し無き時は大亂を引出さんも計難し、各方は權を以て裁判なすや、理を以て押へ給ふ哉、法を以て糺さるゝ哉、此事を承はらん」と威儀儼然として述べられしに、老中何れも顏見合せ、誰一言の返答もなきに、秋元但馬守進み出で「言るゝ處御道理至極なり、此度の評決は法を以て島津家の願の通り邸内を除き、外地へ水筋を付けさせ候、瑞軒儀は權を以て島津家へ渡し申さず、併しながら御意見に依り再評を仕るべし」と答へられけるに、井伊殿は、「左樣有つて然るべし」と云ひつゝ退出せられ、直其儘此儀を島津殿方へ申送られけるとなん。扨又老中方にては、右の旨趣柳澤へ通知しければ、美濃守此事を聞き、「我島津家と老中輩と爭論をさせ、終に動亂を

箇様に成行きしなり。兎角に一同直訴致さぬ時は、中々に御聞屆は有るべからず」と申しけるを、掃部頭殿、「否其儀氣遣ひなし給ふな、老耄れたれ共掃部頭老中共と對談を致さば、早速に相濟まん。斯くの如くに請合ひ申せし上は、御一同御登城の儀は御扣へ有らるべし。明日迄には屹度御返事致すべし」といふ。此一言に各は得心有つて、「然もあらば何分宜しく願ふになん」と有りける故、掃部頭殿は直に御歸にて、其翌日登城なし、老中列座の中にて申出されけるは、「此度瑞軒が奉行と成りて、大和川を初め大坂町々の川を掘割り候由、是は如何なる御益の有る事や」と思懸けなき尋ねに、「然ればなり、此度川々を掘割り候儀は、通船の便利を宜くするの一事にて、土地の繁昌を増す時は諸人の悦は申す迄もなく、公邊の御爲と相成る儀ゆゑ仰付けられしなり」と云ふに、井伊殿は、「夫に付薩摩守殿より何事か願ひ出されし事ある由、其仔細聞度し」と有る故、事の起りは斯樣々々にて島津殿方にて彼瑞軒を申受けんと願はるれど、如何も我意の樣に存ぜらるゝ」と遂一に述べられけるに、井伊殿は膝を進めて云るゝやう、「抑國家を治むるは理法權の三つを以てすと雖も、正直を以て第一とす。只目前の小利に拘り大亂の起るを知らねば、其國家治り難し。元來河村瑞軒は町人なるを、其頓智才機あるより奉行とし奉職なせしに、渠驕慢し、只御威光を笠に著て諸大名を輕蔑し我意を振舞ふ所業こそ

には一門親類會合有りて、「扨此度は一同にて登城の上直々に願ひて、是非共瑞軒を申請けずんば、薩摩守殿は勿論我々迄の恥辱と云ひ、且家格にも拘る事なれば、皆身に替へても出願を仕らん」と同樣に申されけるにぞ、薩摩守殿悦び給ひ「各々の心底祝著至極せり。夫に付ては老中の面々追從輕薄を專となし。只自己が立身をのみ心懸くる故自然と武家の威光衰へ、町人を以て奉行職を勤めさするなど言語同斷の事なり。此度こそ能き序なれ、老中若年寄共退役申付けられ、忠節の者其職に仰付けられん樣になす時は政道正しくならん。是萬民の爲なれば一同諫言をなし奉り、我意に募れる佞人輩を追退けん」と申しけるに、細川侯を始とし、皆道理と評議一決し、既に登城に及ばんとする折柄、掃部頭殿御出なりと有りければ、率とて席へ請じ對面しけるに、井伊殿の申さるゝには、「今日御一同の御參會は、瑞軒の身分を拜領成され度き御志願の御聞濟無レ之故に、再願の御評議ならん。此事なれば年老いたりとも掃部頭潔く御同意仕らん」と勇々しき一言に、島津殿を初とし列座の一門、其機に乘じ有りし次第を述べられければ、掃部頭殿打點頭ぎ「如何樣至當の御咄なり、若し御願の叶はぬ時は、薩摩守殿は勿論御一門も面目を失はるゝ事なれば、此儀は我輩に御任せ有らば計ひ申すべし」と云ふに、細川越中守殿是を聞かれて、「仰にはあれ共、河村瑞軒を申請けんと願ひしを老中共聞入れぬ故、

○井伊掃部頭殿島津殿へ行かるゝ事
并柳澤美濃守京都へ飛脚を立てる事

然程に細川越中守殿は島津侯の屋敷へ赴き、稻葉殿の返答の旨趣逐一語られ、「察するに全く老中一統にて願の筋を妨げんと計る體なれば、此上は島津家計の願にては御聞濟有るまじ、一門親類打揃ひ出願成さば、將軍にも御聞濟有るべし」との異見に、實もと夫々へ過急に使者を立てらるゝに、程なく酒井遠江守、松平隱岐守、織田山城守、島津淡路守、松平飛彈守を始として、皆馬乘にて馳集りける故、市中の者は此體を見て、如何なる變事の有るやらんと驚き騷ぎ、忽地江戸町中の評判と成りにけり。然るに井伊掃部頭殿は當時御勤役にはあらざれ共、溜詰の上席なれば、天下の大事と云ふ時は御三家竝に溜詰衆にて御評議有る事成れば、平常世上の動靜を知らんが爲に腹心の家來を毎日江戸市中へ出されしが、或日急ぎ立歸り、島津の屋敷へ親類中一統會合する由を注進なすに、井伊殿には此度の島津殿の出願の樣子を御存じなれば大に驚き、千尋の堤も螻蟻の穴より潰ゆる習ひ、我非役には在るなれども、國家の大事を居ながら見るに忍びずと、急ぎ供揃なして芝なる島津殿の屋敷へこそは赴きけり。此時島津殿方

て、稲葉丹後守不興氣に云ふやう、「薩摩守殿と貴所とは聟舅、其御間柄御諫言も有るべき事を、同樣に思召さるゝ事、慮外ながら御了簡違と存じ候。瑞軒事は一端過誤にて島津家屋敷内へ定杭を打ちはしたれど、水筋を付けねば筋は立つたるを、假令小身なればとて御家人の瑞軒、拜領の儀は存じも寄らじ。島津殿の御願通り相成り候はゞ、此已後大身衆は小身者を侮り喧嘩口論等有る時、其度毎に小身者を拜領なさば、終には時變を生ぜん事必定に候なり。身不省なれども御役を勤むる我々、依怙贔屓致して御政務立つべきや、大身衆一統の御願なりとて瑞軒を下さる時は、御威光も薄きに似たり。此上達て御願あらば御家の爲宜しかるまじ。近くは福島左衛門太夫殿を見給へ、伊奈圖書を拜領せし御憎しみありしを以て家斷絶に及びたり。幵を役柄に似合はざる儀なりなどとは麁忽成る御一言哉、瑞軒の事に於ては如何樣に仰有りとも御政道に拘る儀なれば、薩摩守殿を御宥有つて可レ然」と手強き返答に、越中守殿は大に立腹し、「然らば決して各位を賴み申さず、直々に言上なし是非をば定め候はん」と言捨てゝこそ歸られける。

行抔と號して登用さする故、渠其權威に募り忠勤の大名をさへ輕蔑なす事、將軍には知召されず。是老中共が己が役目に高慢りて諸侯を見下し、自身の威勢を震はんとする存慮にて、如何も政事正しからず。然れば登城し直訴を成さば、彌以て讒言を成すべければ、先づ月番の老中へ對面し一通論談し、其上にて然るべし」とて、流石老功の事を分け申されければ、島津侯を初一門親類も此儀に同じ、「然ば誰か老中の宅へ行くべきや」と評議なすに、細川侯重ねて云ふやう、「此儀は拙者取計ひ申すべし」とて、則ち稻葉丹後守方へ立越え對面して申されけるは、「此度薩州が願の旨趣、各方の御評議には我儘の樣にも仰せらるゝ由、然共其身は云ふに及ばず、家來共迄一同の願なれば、御前向宜しく御執成下され、瑞軒を拜領の儀お聞濟相成るやう御取計ひ下さるべし。抑我々は御當家へ屬し奉るも、是迄數ヶ度戰場に臨み諸侯に列せられたりし、是高恩とは言ひながら、其身功勞無きに有らず、夫に何ぞや町人より出でたる瑞軒、些の功勞在るにもせよ、役に誇り大家の屋敷内へ定杭を打たんとす、是に因て家來共斷りを云へど聞入れず、終に杭を打ちし段、是瑞軒が我儘にして、其不禮誰とても堪忍仕難き事なり。然るを薩州を我儘者との御評議、何共以て其意を得ず。實に諸侯の願をば差置き瑞軒一人を贔屓せらるゝ事、御役柄にも似合はざる儀なれば、聢と御返答承り度く存ずるなり」と云れ

儀の御家人、達つて拜領と御願有る時は上へ對し我儘の樣に相なり、氣の毒に存候なり。此儀は御賢慮有りて御延引に成れ候方可レ然。此段御内意に及び候」とありければ、薩摩守殿内心には甚だ不承知なりと雖も、上使の事なれば有無の詞も無くて饗應に及び、上使は御城へ歸られける。跡に島津殿親類は言ふに及ばず、江戸詰の家老用人其外悉く呼出し申されけるは、「此度瑞軒を拜領の願ひ、直に言上せし事成れば是非共申請けねば我家の風儀拙く、瑞軒に見替へられては面白からず。再應に及ばゞ御意を背くの御咎有らん。併し一旦某申出したる詞は、家に替へても變じ難し、一門の衆中御參會も今日限り、賴朝公より請嗣ぎし家なれば、此時に當つて恥辱を取るは島津家の瑕瑾なり。瑞軒は扨置き、假令大名高家にもせよ、我輩が貰ひ掛けしを抑反古には成難し。是非言上を遂げ申請けん。直供揃をなすべし」と立腹あるに、家老なる新納市正、年寄赤松甚左衛門進出で、「仰の次第御道理に存じ奉れど、併しながら稻葉殿仰の旨趣は、老中方の評議には此方我儘の樣相聞え候得ば、一應にては御聞屆在らん事も計難し。御免之無き時は其分には濟されずとの仰在れども、其事は」と云ふ内細川越中守殿申されけるは、「我輩を初め此座に列りし一門親類、島津殿の恥辱と有らば、皆一同罷出で、是非共に彼の瑞軒を申請けん。元來此儀は老中の輩お益と言立て、町人たりし瑞軒を御家人となし、川奉

河村瑞軒は拙者執成し該事業を申付けたる事成れば、此儀を兎や角嘴容るゝ時には、最屓なす様にも聞え候得ば、此評定は我輩は遠慮をすべし。何れにも御評議の上御威光の相立ち候様取計らはれ可レ然」とて、其儘に態と退出したりける。

○島津殿願に付評定の事 幷 細川越中守殿扱ひの事

斯くて大久保相模守殿初め、御老中、若年寄、寺社奉行、奏者御留守居、大目附、都て重き役人會合なし、評定數刻に及びて後、島津侯屋敷へ上使を立てられける。尤も直訴の御返答なれば、稲葉丹後守仰を請けて參向す。上使と聞きて、島津家にては松平越中守、酒井遠江守、鳥居播磨守、島津淡路守、松平飛彈守、松平隱岐守、織田山城守を初として、一門の大小名玄關に出迎へ上使を請じける。稲葉丹後守上座に著いて申しけるは、「先頃御願の川筋御普請奉行河村瑞軒、大坂表御屋敷内へ水筋を付け候儀に付、訴の旨趣道理に思召され、願の通り屋敷内を除き外地へ付け候様に仰せ渡され候。又瑞軒儀は御用中に付、御拜領の儀相叶ひ申さずとの上意なり」と述べければ、薩摩守殿「畏り奉り候」と御請あり。丹後守又曰く、「御願の筋相立ち、御祝著成るべし。夫に付同役共打寄り評議仕つる處、瑞軒事は輕しと雖も只今は公

年寄を相集め、此儀如何と相談に及ぶに、何れも當時大老職なる柳澤が贔屓する彼瑞軒の事なれば、諂ひ云ふ樣、「島津家は其格式は別段なり、既に薩摩守中將義忠攝戰の後初めて參府の折柄は、老中阿部備中守品川宿迄出迎ひて、夫より參勤交代には、老中を以て御上使に立てらる程の重き御會釋なる故に、夫に誇りて此度も最我儘の願なり。第一御用勤居る彼の瑞軒を拜領を致し度きなど申立て、萬一御渡有る時は公儀の御威光薄きに似たり。然りとて此儘打捨てても置難ければ、美濃殿の思召は如何哉」と詞を揃へて申しけり。此時柳澤心の中に思案なし、抑島津家は西國の大家、伊達家は東國の大身、前田は北國の棟梁、以上三家共我大望の妨なり、一家宛も滅亡をさせ度く平常思へ共、大家と云ひ官位も高し、我權威にも阿諛らず、就中此度の願上を恐れず我儘なる事こそ幸、瑞軒の身分は輕き者なれど、御用中の事なれば、諸役人にて此願取上げざる樣なすならば、島津は倍々怒憤りて、事大變と成らんは必定、然すれば島津が滅亡近きに有り、其後伊勢守を御養君に成す時は、島津が事に恐れて餘の大名大家共支へる者は有るべからず、大望成就は此時なりと心中に笑を含みて、「各方仰の通り、善惡共公儀の仰を違背なす時は朝敵同然、況や此度瑞軒に彼の川筋を掘するは萬民の爲御仁政成れば、諸侯も有難く思はるべきに、何事ぞや僅の儀を以て大業に願ふは、上を憚らぬ致方なり。其上

通相願ひ候事故、召出されて御尋あらん事こそ然るべし」と言上なすにぞ、御面會あるに、其時島津侯申されけるは、「先般中瑞軒なる者、大坂に於て新に水筋の川を掘割け候に付て、拙者の屋敷内へ定杭を打ち候由、尤も是は邸外に打ちても濟むべき事なりと家來共より斷り申入るれど、瑞軒は只御威光を笠に著て一向に聞入れぬ上、邸内へ道路を開き候由、只一應の斷も無く如何にも理不盡なる取計ひなり。此儘差置き候ては諸侯へ對し面目を失ひ候なり。地所御入用の儀と有らば、直に差上げ申すべきが、但一つの御願あり、拙者國元にても新川を掘せ度存ずる間、御用中には候得共、何卒河村瑞軒を拜領仕り度候なり。渠は元町人とは申しながら、當時は御旗本格たる由、依て我輩直々に推參いたし願ふになん。御聞濟下さらば忝き仕合に存じ奉る」と、其詞和か成れど、心中に思ひ詰めたる體なるを、將軍初め並居る諸士、思ひも寄らぬ島津侯の直訴かなと片唾を呑み各位抑へありけるに、將軍否やの仰も無く在ませしに、柳澤申しけるには、「島津殿の願ひ、大坂川筋の儀に付河村瑞軒が取計ひに不調法ありと聞え候得ば、彼の瑞軒を召寄せて詮議の上御願に任すべし」とぞ申しける。將軍家にも、「願の通り聞屆けたり。老中共へ申付け、屹度汰沙をばなすべし」と上意の有るに、島津侯御聞屆の上意故、御前を退き歸られける。扨其跡にて彼の儀をば宜しく評議なすべしと仰を受けて、柳澤老中若

藏屋敷の構内へ定杭を打たんとするに、屋敷守の役人種々斷りをいふと雖も、御用なりとて聞入れず、終に云出したるごとく屋敷内へ定杭を打たせければ、屋敷守飛脚を以て江戸邸へ注進す、折柄松平薩摩守吉貴在江戸にて此由を聞れ、殊の外立腹あられ、「其は薩州不承知なりと屹度斷り申すべし」との仰に、又々飛脚を以て大坂へ其旨仰遣さる。役人右の趣を申入るれど、瑞軒は少も恐れず、「御用と云ひ且は老中柳澤が諸事の指圖なれば、島津殿とて何程の事か有らん。川筋の儀は地理を以て致す事なれば、屋敷内なりとて遠慮なすべき樣なし。公儀の御勝手諸民の爲成れば、御不承知は有るべからず」と云ふに、役人も詮方なく再び其旨を江戸屋敷へ申送るに、島津侯猶更怒り給ひ、「御用なりとて屋敷を狹めらるゝ事家の恥辱、其上川奉行たる瑞軒は元來町人より成上りしに、此方を侮り言を聞入れざる段、其分に差置き難し。いで將軍へ願出し彼の瑞軒を申受けん」と怒憤り給ひ、早速登城なし御目見得をぞ願はれける。惣じて諸侯は式日の外に登城をする事無き事故、何の事ならんと諸士は驚かれ、又詰合の御老中には秋元但馬守、稻葉丹後守兩人にて島津殿に樣子をば尋ね給へど、是非共に御目見得の上言上をすべしと有るに、大老へ斯々なりと傳へけるに、柳澤より將軍に申上ぐれば驚き給ひ、美濃守に「此儀如何」と御尋有らせ給ふに、柳澤も彼の川筋の定杭の事とは更に氣も付かず、「何にも致せ御目

に、彼宗兵衛世話をなし「元手の金は手前より用立つべければ、何ぞして工夫致され世に出給へ」と言ふに、河村悦びて「然らば金子十兩を貸給へ」とて、借受けて木曾山へ行き材木を買ひける程に、過分なる利を得て、夫より半年も立たざる中に大身代と成りたりけり。其時代には木曾山を伐出す事は無かりしに、彼の瑞軒が工夫にて伐出し許多の利を得たりしとぞ、斯りし程に柳澤は瑞軒が發明なるを聞及び、其は町人には珍しき者なりけりとて呼出し、其才智をば試みしに、勝れたる智者なりければ、執成をなして公儀の御用達を云付け、河村瑞軒と稱號りて簱下格帶刀も御免に成りて時榮きけり。或時河村瑞軒は熟々思ふに、攝州大坂川筋河内路の川を泉州堺の北へ切落しなば、尤も便利なる上、又永代の御勝手も宜しく、殊に萬民の爲なればと仕法書を差出しければ、柳澤は感心して其旨趣を言上なしけるに、瑞軒を川奉行とし、堀割の御手傳は日頃より柳澤家へ取入りたる其大名に申付けられける。偖も瑞軒は攝河兩國の水筋を堺に落し、是をして大和川と號け、大坂川口の湊を開き、其堀上げたる土山の如くに成りしゆゑ、土人是を瑞軒山と言ひ、爾來して堀江川筋の船の往來自由になりたりける。抑此度瑞軒を川奉行と成したりしは、柳澤深き所存有つての事にて、其は瑞軒を柳澤の腹心と成し御入用金を過分に掛け、兼てしも軍用金の資にせんと成せし事なり。扨川筋を變んとて薩州の

○河村瑞軒柳澤に取立てらるゝ事 幷 大坂川筋を掘る事

爰に河村瑞軒と云ふ者あり、元來尾州河村の百姓の次男にて、幼少の時より才氣ありて其立身を心懸け、十五歳の時國を出で、京都又は大坂を巡廻り、夫より江戸へ出で種々の工夫を成して世を渡り、神田紺屋町の裏店を借りて住居をなしけるが、家主若狭屋宗兵衛は大名方の御用を達し諸事の請負抔する故、此度上杉彈正殿の御屋敷普請を請負ひて出來せしに、掛なる役人私慾を構へつゝ普請に手拔麁相有りとて金子を渡さず。依て宗兵衛は種々願ひたりけれ共お拂ひ下らず、詮方盡き彼の河村瑞軒を招きて相談なしければ、瑞軒曰く、「此事は直訴をなさば早速に叶はん。併し役人に憎まれては跡の用辨じ難し。是は仕方の有るぞ」とて、細々教へたりければ、宗兵衛悦び御屋敷の妾の方へ進物を送り、密に賴みけるに、或日殿には宗兵衛を召出されて、「此度の普請美事に出來せり」と仰下され、役人を召して、「渠めに褒美をば取らせよかし」と仰するに依て、普請の掛役人、御褒美金の其上に普請代金皆濟に渡されける故、其掛役人共にも障らず、宗兵衛も又損毛をせざりし事は、是全く河村瑞軒がお蔭なりとて殊の外悦び、已後は別段の懇意にこそは成りにける。然れど瑞軒は貧窮なれば世に知らるゝ程の事も無かりし

是偏に君の御恩に依る所、今こそ一命抛つて御恩を報じ奉らん」と答へけるゆゑ、柳澤大きに悦び「必ずしも仕損じありては一大事、汝如何なる術計か有るや」と云ふに、暫く考へ「彼屋敷へ忍入らんにも、大家と云ひ取分嚴しき構へ成れば、中々以て入る事能はず。又途中にて討たんにも其供廻大勢故、とても近寄る事ならじ。殿の御賢慮如何や」と云ひける。時に柳澤暫く思案し在りけるが、「其は幸の事こそあれ、上野か又は增上寺へ佛參の節、宿坊より御靈屋へ往く其時は、二天門より其内は侍二人草履取壹人ならでは召連れる事なりがたし。何卒して御靈屋へ入込む工夫なきかや」と云ふに、金吾は小膝を打ち「夫こそ究竟の手蔓あり、其は增上寺安閑堂の所化良山と申す者殊に懇意にあるなれば、渠を頼みて御靈屋を拜見と云立てて掃部頭が參詣を待受け、首尾能く計はん」と云へば、其時柳澤大きに悦び「何卒して僞課せ其場を遁れなば、御殿山なる麓にて駕籠屋六兵衛と云ふ者の方へ至りて忍ぶべし。彼六兵衛は腹心の者ゆゑ、何か事あらん時の爲にと兼てしも態々町へ住居はせ置けり」と云るゝに、金吾は「委細畏り奉る」とて、夫よりして增上寺の安閑堂に立越えて良山に逢ひ、御靈屋を拜見の儀を頼みければ、良山承知し「拙僧當山に有る間は、何時なり共御越あるべし」と云ふに、金吾は悦びて「然ば近日拜見に罷出でん」と頼み置き、井伊掃部頭殿の御參詣を聞合してぞ居たりける。

又坪井金吾は曩に柳澤の爲に一命を救はれし上家來に抱へられ、三十人扶持を賜りければ、親子三人悦ぶ事大方ならず。此大恩身を碎きても報ぜんと心を勵し勤めける。柳澤は金吾を伽の者とし夜分のみ召出し、傍に於て噺抔をさせ、折々性根を試見るに、眞實恩を報ぜんとの心底面に顯れけるゆゑ、或時金吾を呼近付け、傍の人を拂ひつゝ申すやう、「其方は新參者に在るなれど、性根を見屆け一大事を申聞かせん。我子吉里實は綱吉公の御胤なるを、此方が預り奉り我子と成し御成長遊ばされしが、上にも近々御城へ迎へんとの御思召なれ共、井伊掃部頭は諸侯の旗頭、殊更大老職の家柄に誇り甲府君を贔屓し、事を妨げんは必定なり、掃部頭だに有らざれば其餘の者は恐るゝに足らず、何卒掃部頭を人知れぬやう討果し呉れよ。然すれば家柄の掃部頭も横死せしを誤と成し、其家を斷絕させんと將軍より我へ御內意ありたれ共、我家來の內此役を勤むる者なし。其方は武術と云ひ誠ある心底を見拔き、此儀を申付くるなり。折を窺ひ掃部頭に近寄り暗殺なし呉れよ。併し此儀は一命を放棄ざれば中々に行ひ難し。天下の御爲我爲ぞ、心を極め返答せよ。然せば汝が功に依り親兄弟を大名に取立て遣し申すべし」と云聞されて、坪井金吾決心なして答ふるやう、「實に數多の御家來を御抱ある其中にて、此新參の私へ斯る大事を仰付けられ、此上の面目何かあらん。既に切腹なすべきを、今日迄存命仕りしは、

さんと存ぜる故、御構ひ下されまじく」と云ひけるに、皆々今は詮方なく、一同伴内を見限りけり。伴内彌弓術を修行をなして在りけるを、此事京都諸司代なる松平紀伊守殿より江戸へ告げらるゝに、柳澤美濃守は此事を聞きて思案し「我未だ家來に射術者無き故、彼の伴内は筋目と言ひ武邊と言ひ適れの者なるゆゑ召抱へん」とて、藪田五郎左衛門に申付け和州郡山に赴かしめ、伴内に對面し、主人懇望のある由を云ふに、伴内悦びて早速御請せし處、五百石をば賜りける。扨伴内は美麗に支度調へ江戸へ下り、目見も首尾能く相濟みけり。偖柳澤は又智計を廻し、伴内が通矢と號け軍用の矢を拵へんと伴内を京都へ登せ、伴内の稽古と名付け弓矢師を毎日三十三間堂へ大勢集め製作させけるが、是迄の矢數と言ひしは只損じたるのみ繕ひて用ひたりしが、此度は目的有つての事なれば、其入用に不レ構して毎日々々幾千本と言ふ矢を射捨て、又跡より新に拵へけるにより、流石は柳澤の御世話程ありと諸人頻に感じける。今亦更に元祿十二年四月十二日通矢興行させられたり。此度の矢數は一萬二千三十筋の内六千五百二十三本の通矢にて、其矢は皆長持へ入れて江戸へぞ下しける。伴内は志願の通り大老職の家臣と成り、入用に不レ構修行爲たれ共、通矢の數八千に至らざりしは最殘念の事なりし。柳澤は圖りし如く數萬の矢を拵へ、米田伴内を番頭に申付け、其名を米田新八と改名させたりける。

て京都の三十三間堂へ出で、通矢を射て天下一と成らんと思ひ、大金を費し數矢を拵へて京都を指してぞ登りける。頃は元祿四年四月朔日、惣矢數九千八百の內四千六筋は通りける。抑此堂は後白河院御建立にて、三十三間都合六拾四間壹尺八寸六分有り、近き頃尾張國星野勘左衛門寬文九年五月二日壹萬五百四拾貳本の內、八千八筋を通して天下一たり。其後貞享四年四月廿七日紀伊國和佐大八壹萬三千五十三本の內八千百三十三筋を通して天下一たり。夫より所所の達人通矢を射けれ共、此兩人の上を越す者後には絕えてなかりしとぞ。偖も米田伴內は我身代を抛つて、是非共矢數を射通して其名を上げんとて、亦もや元祿六年五月十二日二度目を興行なしけるに、惣矢數一萬六十筋の內五千百二十九筋の通矢なり、實に兩度の通矢の稽古の度每夥しき物入有りて末、終に破產をこそはなしたりける。此伴內が從弟にて善五郞と云ふ大百姓あり、是を初め親類一同相談の上にて、米田伴內を招きて云ふ樣、「貴殿儀は元來武士の家柄故、武藝を嗜み給ふ事道理なれ共、通矢の事は是迄大名の御世話に有らねば、中々に執行ひ難き事なりとぞ。箇樣の事に掛りつゝ其身代を仕舞れしは、尤も氣の毒千萬なり。以後は射術を止給へば御世話を致し申すべし」と異見すれ共、伴內は一向聞かず、「拙者儀は好の道にてある成れば、此上とても猶更に修行をなさん。貧窮をなすは覺悟の上なれば、是非共に上達致

なり」と落涙して云ひけるゆゑ、美濃守逐一に聞屆けられ、渠が一命救ひ置かば、其恩遇を感じやせん。然ば後日の用に立つ事有るべしと思案なし、直に大岩主馬殿方へ使者を立てて、「其元の御家來金吾儀不調法に依て切腹申付けらるゝ旨趣、手前の家來源次郎は金吾が弟なるゆゑ、其咄にて承知せり。弟の歎愍然故、何卒金吾身分を申請け助命致させ度し」と申入れるに、大老の仰なる上、飛鳥も落す威勢の其人の望を辭まば、身の上の惡しからんとて、「畏り候」と金吾をば直に使者へ渡しけり。

○米田伴內三十三間堂通矢の事
幷金吾安閑堂艮山を賴む事

斯くて大老柳澤は政事向心の儘に執行ふのみならず、諸侯の上に立つて威を震ひ、表には仁義を飾り忠臣と見せかけ、內心大望を懷いて一能有る者を召抱へつる其中に、和州郡山濟川村に住居せし米田伴內と云ふ鄕士を抱へたり。抑伴內の先祖たる、難波の役の其時に大坂へ入城し、塙團右衛門と諸共に蜂須賀阿波守が南の御堂へ夜討して高名を顯したる米田監物が孫なれば、武術を好み、別しては射藝を勵みたりける故、其地方には伴內に肩を竝ぶる者もなし。依

有らず、其女も同類なれば詮議せん」と住所を糺し尋ぬるに、「其女は三日前より大病にて起居もならず」と云ふに、尙も不審晴れやらぬに、當家の下男權內と云ふ者俄に狐に付れ口走り云出しけるは、「先つ頃御領知にて用水路を新に開き、樋を伏置かれし時に我巢穴を崩され、夫よりして住處に迷ひ、今はしも野狐と成りしなり。如何に地頭の計ひとはいへ、金吾が指圖に起りし事故、女に姿を變化て金吾を罪に落したれ。猶此上にも恨まば成さん」と罵りたりければ、皆々恐怖しけるが、主馬殿には矢庭に弓矢を取つて立向ひ、「己我領知に棲みて在りながら、我家來を惱す事憎き野干目に物見せん」と蟇目の法を修しけるに、狐付は平伏して、「眞平御免被レ下べし、如何にも立去り申さんが、巢穴無ければ何卒して御屋敷の內なり共、又御領知の內にても巢穴を補理へ被レ下ば早速立去り、其上に御屋敷安全を護るべし」と願ふに、主馬殿道理と思され、「望に任せつゝ領知へ祠を設置け遣すべし。尤も領知の旱水損無き樣守るべし」とて、後日上總國の知行所に小き社を建てられて、金吾稻荷と號けらる、故に此時揚物の失せしも狐の所爲なりと知れけれ共、彼の金吾は一旦主人の物品を盜みし罪の逃れ難く、彌切腹と定りけり。爰に金吾が舍弟の源次郞は、此次第を打聞きて深くも歎き、主人なる柳澤に申立て、「私兄儀斯樣の譯にて、狐の恨を受けたりしが爲に切腹と治定りて候段、實に以て殘念に候

所爲成るか、何にもせよ金吾めに留主を守らせ置きたれば、渠をば詮議せんものと居間へ呼寄せ、「其方は今日留主を守らせしが、何か胡亂の者にても來らざりしか、何如ぞや」と問れて、金吾打驚き、「否誰も不レ來候」と言へば、主馬殿人參を取出され、「是を見よ、只今歸宅し門内にて此人參を拾ひたり、能々見れば曩日我拜領せし品故、急ぎ手箱を改むれば其數不レ足。此人參と合すれば其數足れり。案ずるに我留主を幸に其方取出し、何者へか遣したると知られたり、眞直に白狀せよ」と問詰められて、金吾は其身に覺有る事なれば、赤面して返答もせず、只顧に誤り入りたる有樣ゆゑ、主馬殿大に怒られ、「萬事を任す其方が、斯く賊心有る成れば、是迄如何成る事をせしや難レ計し、不屆至極の者なり」とて、直樣金吾が父源兵衞を呼寄せ、右の次第をば談ぜられ、最嚴重に吟味有りしに、金吾は今は是非もなく、「餘事に於ては聊も誤り無けれど、人參は盜出せしに相違なし」と白狀なすに、源兵衞は血眼に成り大に怒り、「我小祿に在る身成共、公儀の御家人其倅が盜賊と言れては、我迄武士道相立たず。如何成る所存で盜みしや、明白に申すべし」と討ちも捨つべき有樣なるに、金吾も今は祕むべき樣無ければ、其事の旨趣を委細に云立て、「後日に人參買調へ入置かんと存じて掠取りし罪、天命逃れず、如何樣の御仕置なされ候共御恨とは存ぜず」と云ふに、源兵衞是を聞き、「偖は其方一存の儀にても

復すべしとのお咄ゆゑ、何卒癒る藥をば用ひて一度快氣く致させ度くは思へ共、貧窮る身の上中々に人參代の才覺は出來難ければ、申兼たる事ながら、何卒あなた才覺をなして下され給へかし」と涙ながらに賴みける。金吾は聞て、「和女とは夫婦約束迄仕たる中にしあれば、如何樣にも才覺なして進ぜん」と請合ひたるに、彼の女大きに悅び、「然有ば、とてもの事に今日の中に調へ下さるべし」と言れて、金吾も安請合は仕たれど不廉藥故當惑せしが、不圖思ひ出すに、主人主馬殿は大人參を所持成されば、御他出こそ幸、盜出して與へんものと惡心を起し、主人の居間へ忍入り、人參を取出し來りつゝ「是をば用ひ、一刻も早く安心せよかし」と渡すに、女は驚いて仔細を問へば、「其譯は後刻咄し申すべし、人目に掛らぬ其內に早々」と急立つれば、禮も涙に押戴き、足早にこそ歸り行く。程なく主馬殿歸宅され、門へ入らんとする所に、大人參包もやらず落し有るに拾上げ見れば、先頃拜領せし品にて見覺有れば、不審に思ひて居間へ行く。金吾は膳部を拵へ最中なれど、御歸故、先お茶請に彼の胡麻揚を差上げんと器を見れば一つもなし。是は如何と驚いて、下男に問へば不レ知と答ふるに、是は不審しき事かなと思案最中、此方には主馬殿居間へ入りて直彼人參を入置きし手箱取出し、改め見るに不足せり。然共拾ひし人參と合する時は、元の數に合ふにぞ、扨は我他出を窺ひ盜賊の奪ひしか、但は家來の

せし者故是を抱へけり。此源次郎の兄金吾と言ひける者は、父源兵衛が隱居なす迄なりと言ふ約定にて、六百石の御旗本大岩主馬と稱號せる本所邊の屋敷へ奉公に住込み、用人同樣に勤めて在りしが、主人より申付けにて知行所へ檢見に行きしに、其度每農民共より用水を仕掛け吳れよと願ふ故、主人へ申立てけるに、如何も領地は水理惡しく、年々損害多ければ、願に任せ水路をば開けよかしとの事ゆゑ、依て金吾は領地へ立越え見分なして、川水を田地へ引く爲、茫々と草生繁りし堤を掘割り樋を伏せたりけるに、其堤に穴有りて年經し狐棲みけるが、樋をば伏せる其爲に、己が巢窟を潰されて最恨めしく、コフ〳〵と鳴いて其處をば立退きけり。扨も金吾は水路の普請終りて江戸へ歸り、勤續きて在りけるが、大岩主馬は生質油揚物を好みしが、一日の事にて、家内を連れ淺草寺なる觀世音へ參詣成すに、彼の金吾は留守を預り、主人より例の胡麻揚拵へ置けよと云付けられし故、御歸迄に拵へんと夫是調へ揚物を成して居る所へ、日頃より密に契る近邊の女一人心痛なる顏にて來り云ひけるやう「今日しも旦那の御留守を幸折入つて御相談申上げねば成らぬ事有りて態々參りし」と言ふに、金吾は驚いて仔細を聞くに「外々の儀にては有らず、御存の通り私の爺親は是迄長の煩ひゆゑ、迚も本復は致しませねど、お醫師の云ふには、老病なれは精力薄く、故に藥の功驗も薄く、大人參を用ひなば本

意中上度く態々參殿仕る」と手裏を返す如く辯舌を以て僞りけるを、甲府中納言綱豐卿には實と思召し、御悅び淺からず、「此上共に宜しく計ひ賴む」との仰に、吉保は首尾能く欺課せしと、夫より井伊本多酒井榊原の四人へは、「御上の思召にも甲府君を以て御世嗣に被ㇾ成べき御内意なり、尤も拙者も度々此儀言上致せし故、漸々御心定り大慶至極に存じ奉る」と表に飾る忠實信義、内に藏むる邪智佞奸、何卒一度甲府君を御養君となし、其上にて調伏して失ひ奉り、跡に紀州を取立てつゝ是も同じく無き者とし、竟に我子の越前守に天下を掌握させんものと思ひ謀りて居たりしは、恐しかりける事共なり。

○美濃守諸國の名士を抱へる事　幷　金吾柳澤に救はるゝ事

柳澤美濃守は其身大老の職に昇り、常に隱謀を企て在りしが、熟々思慮るに、我身斯く立身せしを御譜代の輩是を忌憎み、不意の危難に逢はんやも計難し、戒心せでは叶ふまじ、併し是迄抱へたる家來は武術に疎ければ、我威勢を以て尋ねなば必ず武術者有るなるべしと、其腹心の家臣に言付け處々をば尋ねさせけるに、追々遠近の國々より大庄屋の次男或は鄕士抔夫々に武藝を言立てて來る中にも、將軍家の御徒士坪井源兵衛の次男にて源次郎と云ふは、水游に熟達

亂心の樣に沙汰せしと認めし書狀あれど、是は宛名見えず、是等を以て柳澤を贔屓する事分明なりと、右の書物を役人持歸り、内々光國卿へ御覽に入れけり。斯くとは知らず紋太夫は妻子諸共御能拜見して居けるが、光國卿には御自身能を舞れ、中入の節紋太夫を樂家へ召れ「汝我祿を食みながら他家へ心を寄せ、剰へ主人を亂心と云做したる罪言語同斷なり」と御佩刀を拔き樣袈裟掛に討放し給ひて手水を遣せ給ひ、又々能を舞給ふ。其御氣丈は昔に少も替らせられず、諸人驚き感じける。偖紋太夫が妻子は御國へ遣され御成敗有りけるが、一味の者共は御吟味なく、只改易に仰付けられ、御屋敷事故なく治りけるが、夫より江戸に御逗留有つて世上の樣子を御聞合せあらせける。美濃守此事を聞きて大に驚き、紋太夫斯く成りし上は、嫡子越前守を御養君に成さん事覺束なしと思ひ、一旦甲府樣を御養君に成し、其上にて謀計を廻し、味能くば天下を握らん、若し又不レ叶時は百萬石を以て諸侯の上に立ち後榮を輝かさんと心に決し、俄に櫻田御屋敷へ參上し、甲府綱豐卿に申上げけるは「將軍御年長けさせられ、未だ御世嗣も無レ之候に付、私度々御養君を進め奉りし所、諸大名は、紀伊中納言殿は國姫君樣の御緣も有れば、御養君に可レ然と申す者多く有レ之。然るを私御連枝と申し正しく將軍の御甥君たるを以て、君を御養君に成し奉らんと抽出て申上げ置きたれば、多分は夫と相定るべし。右御内

ひしが、幸隱居の御身なるを以て「光國卿は近頃は兎角御心偏らせ給ひし」と、恰も亂心の樣に言上げ、相談相手にせざりけり。是皆藤井紋太夫と申合せての計ひなり。此紋太夫は水戸譜代の家臣なるに、主人黄門光國卿を亂心と言做し、美濃守に一味などする曲者なれば、此事誰言ふとなく黄門光國卿は老耄亂心の樣に沙汰しければ、井伊掃部頭是を聞き、御養君の御沙汰延引と言ひ、光國卿を亂心との風說彼是心得ずと、密書を進ぜられければ、光國卿其書を熟覽有りて、偖は將軍の傍に邪惡の者在りと覺えたり、我七十餘歲に成ると雖も、正しく家康公の孫成れば、江戸表へ罷出で佞奸の者を亡さんと、急ぎ水戸表を立給ひ、小石川の屋敷へ御著有りて事の樣子を窺ひ給ふに、年寄藤井紋太夫事美濃守方へ出入し、至つて入魂の由を御聞遊され、偖こそ心得ずと流石は名君成れば、紋太夫が心腹を察し給ひ、紋太夫を召れて美濃守が事を惡樣に宣へば、紋太夫「其は思召違ひなり」と執成し申しければ、己白徒と思召共、猶も思慮を巡し給ひて、或日家中へ仰出されけるは「我等能を一指見すべし、家中の者妻子迄も殘らず罷出で見物致すべし」と觸れさせければ、此は難有事とて皆々罷り出で拜見しけるに、紋太夫が妻子も運の盡き、此時拜見に出でにける。其跡へ目付役人立越え諸道具の中を改めけるに、柳澤よりの書狀數通、外に同家中一味の者より取りたる連判有り、又御城に於て

様の御沙汰も無レ之故御知せ申さず」と云譯するを、吉保聞いて、偖は掃部頭が存付にて桂昌院様へ申上げし物ならんと察し、此儀を幸に掃部頭を押込めんと謀計を工夫し、四五日過ぎて將軍家の御前に出で「此間御養君の儀仰有りし甲府様御事、御家柄と申し御甥君に在せば宜敷御座候得共、紀州中納言様は正敷御惣領の國姫君様の御聟成れば、御養君に遊ばされ然るべく存じ奉り候。此儀憚りながら再應御賢慮を廻され然るべく存じ奉るなり」と言上し、偖兩御臺様の御方へは「將軍家の御内意を承り候處、紀州中納言様を御養君の思召と相聞え候。併し正しく御連枝の御家、殊に御甥君の甲府様を差置れ、紀州へ御讓り遊され候事然るべからず存じ奉り候」と申上げける。是は御臺様御賢女なるを以て甲府様へ仰出さるゝ様申上げ、又老中へは御養君は紀州との思召なりと云聞せ、兎角評議一決せざる様取計ひしは、是越前守吉里を御養君に立てんと思はする方便にて、萬一事成就する時は我天下の父君と仰がれんとの隱謀なれば、種々言延し心を盡しけれ共、流石我口より明地に進め奉る事も叶はず、空しく月日を經る處に、一日桂昌院様より美濃守を召れ「先達て御養君の事將軍へ申上げし處、今日に至る迄未だ其沙汰なし。其方水戸の隱居光國卿と心を合せ進め奉るべし」との仰に、美濃守は大に驚き、音に聞えし黄門卿は賢き親父なれば、渠と相談する時は我心安からず、何卒是を省かんと思

今御諫め申上げたりとも、御聞入も有るまじ。其上美濃守が惡く執成さば銘々の不首尾と成らん」と申しけるを、本多聞きて、「尤も美濃守は當時出頭類なしと申す共、渠は新參我々は古老なり、家柄もまた格別、退いて愚案するに、御母公桂昌院樣へ願ひ、御內々にて御心添有る樣取計ひ候ては如何」と申せば、「其儀尤も然るべし」と此異見に一決して、各退散いたされける。斯くて後掃部頭より御母公へ密に此事を申上げし處、至極道理に思召し、將軍家へ御物語有りし處、御同意有りて密々美濃守へ此事如何と御尋ありければ、吉保は上意に驚きしが、然有らぬ體にて、「此儀至つて重き御事成れば、追つて愚案を申上ぐべし」とて退出に及びける。

○黃門光國卿紋太夫を御手討の事 并 美濃守虛言の事

然ば美濃守吉保は、思慮深き者成れば、御母君桂昌院樣方へも御臺樣方へも發明なる女を御宮仕致させ置き、諸事を內通させける故、奧向の事何一つとして知れぬ事無ければ、此度御養君の儀桂昌院樣思召し付れ、將軍家へ仰上げられし事女中より內通すべき筈成るに、如何して未だ知れざるやと、奧方おさめを登城させ聞合するに、「此程井伊掃部頭御目見得有りしが、左

刻も御養君定らざりし故、諸侯安堵の思をなさず、元來大老職は井伊、本多、酒井、榊原四家の外は勤むべき格式に有らず。然るに今柳澤美濃守君寵に依て此職に昇り政事を專にす。某熟々思ふに、吉保が體是迄忠勤を盡すとは雖も、內心謀計有つて如レ此立身せしと見えたり。如何夫は二段の事、先御養君の議を進め奉らんと存付、御兩所を招き斯く御相談に及ぶなり。如何思はるゝや」と有りければ、本多中務大輔「其は道理の御心付なり、某も此間榊原とも其議を內談致し候が、御養君の議は甲府中納言綱豐卿ならでは外に有間敷と存候。但外に思召も有レ之や」と問ひければ、掃部頭答へて「然ば甲府綱豐卿の御父宰相綱重卿は將軍の御兄君なれば、先將軍の御嗣君に立せ給ふべきの處、御早世故に御弟右馬頭綱吉卿御養君に成らせ給ひ、今天下を知しめすなり。然れば御甥の間と言ひ御兄君の御子なれば、甲府卿を御養君に被レ成候事是順道なり。此儀延々に成難し、近日言上に及ばんと存ずるが、各方は如何思はるゝや」と申されければ、榊原式部大輔進出でて「當節將軍の御身持御治世の初と違ひ、晝夜御遊興のみに御心を寄せられ、式日の外は老中若年寄にも御逢之なく、又美濃守が當時の有樣を見るに、諸家諸臣皆是に追從す、是全く女色を以て君を誑かし奉るによるなり。此儘に差置きなば、如何なる變を生ぜんも計難し、彼是を存ずるに一刻も早く御養君を定め奉り候方然るべし。乍然

聞遊さるゝ事御先格成るに、御式日の外は御奥にのみ御座遊され、諸役人共尊顔を拝し奉る事稀なり。何卒隔日になりとも御表へ出御有つて御政事を聞かせられ然るべし」と言上しければ、將軍家大に怒らせ給ひ、「汝如き分際にて諫言立推參なり。我長々の治世なれば少は怠慢も有るべし。殊に今美濃守仁政を施せば、誰か是を非と言ふべき。上を誹るの罪許し難し」とて、松平右京太夫へ御預にて在所高崎へ送りける。然るに彼平藏が娘お鷹は君恩に年を經れ共懐姙の沙汰も無ければ、爰に於て、美濃守が子息伊勢守御好の事成れば御養君と成さんと思込みて、おさめに其事を度々申上げさせければ、將軍家にも御好を思召し、改めて柳澤父子を被レ召松平の稱を許され、御名乘の一字を賜り、松平美濃守吉保子息伊勢守事越前家に等しき譯有ればとて、越前守吉里とぞ改めける。依レ是諸侯初めて驚き、是迄立身せし大名數多有り、松平を許され御名乘字を被レ下候は有れど、松平越前守と名乘る事如何なり、越前少將忠直卿は將軍の御惣領たり、越前守と稱するは重き事なり、斯る上意下りしは如何なる御好あるにやと、皆眉を顰めて不審りけるが、入魂出入の輩は彌々恐れ敬ひ、祝儀音物悦びの使者は門前に市をなし、其盛なる事天下一とぞ聞えけり。此時井伊掃部頭は密に本多中務大輔、榊原式部大輔兩人を自邸に招かれ、「今將軍家御年長けさせ給へ共、未だ御世嗣も是なし。既に先將軍御他界の

人計り並居たり。早楊貴妃の能始り、脇は奥方おさめ相勤め、シテは彼お鷹御寮なり。シテ謠「玉の簾を掲げつゝ」ワキ謠「立出で給ふ御姿を見れば」と謠に連て歩行出たる其姿、眞實の楊貴妃も及ばぬ程の美人なりければ、將軍家には見惚給ひ、殊の外御意に入り、御自身御膝鼓を打つて囃子給ひ、後には御座を移され太夫が顔をのみ御覽あれば、お鷹も心得て眉眼に思殺の色を顯しければ、彌御心浮立つ折柄、地謠「天に在らば願はくは比翼の鳥と成らん、地に在らば願くは連理の枝と成らん」と謠ひければ、將軍家には、「其楊貴妃是へ」と上意有るに、おさめ、お鷹を誘引ひ御傍近く畏る。時に御盃盞を被レ下ければ、おさめ舞臺に向ひ、「今日の御能是迄なり」と聲掛くれば、皆々樂屋へ入りにける。夫より亂酒と成り酔を盡し給ひ、種々の御遊終りて還御の折柄、「楊貴妃を登城さすべし」との御意に依つて、御後より乘物にて奥へ送りぬ。是より將軍家お鷹を御寵愛有りて晝夜枕席を倶にせられ、御心亂れ御政道は扨置き、如何なる訴たり共皆美濃守に打任せ置き給ひけるに、柳澤の威勢は日々に募りける。適諫言する者は改易或は御預に仰付けられければ、後には誰有りて詞を出す者無かりしが、茲に御小姓八木主税と云ふ者元來能太夫喜多左京と云ひし者なるが、思召に叶ひ二千石を賜りしが、君恩の深きを思ひ、或時御諫申上げけるは、「何卒一日に一度宛は御表へ出御有りて、老中若年寄の御用を御

置きし事なれば、幾程もなく諸藝を覺えけるを、又柳澤が思付にて能を習はせけるにお鷹器用の性質なれば、忽四五番覺えしかば、然ばとて柳澤は又々御成を願ひければ、早速御聞濟にて御成仰出されける。美濃守は用意十分に調へ待受け奉るに、將軍家御成とて、松平右京太夫、稻垣對馬守を初御側衆御小姓衆、我も〳〵と御供す。豫て柳澤美濃守が差圖に因て、黑田豐前守、土屋出羽守、內藤丹後守、大久保隱岐守等何も參上し、其外上杉彈正少弼、細川越中守、松平伊豫守、織田山城守、龜井隱岐守、那須遠江守、是等は柳澤入魂の大名なれば、御取持の爲招きしなり。美濃守取持を以て皆々御前へ召出され、御盃盞を被下ける。何れも年始八朔の外公方樣の御盃盞を頂戴する事叶はざる儀故、皆々大に悅びて、是偏に柳澤が蔭なりと思ひける。護持院僧正も御成と聞きて、餅菓子夥多獻上して御取持に出でければ、將軍家にもいとど御機嫌能く御酒宴の興をぞ增されける。斯くて晚景に及びし頃將軍家を奥へ請じ奉り、「今日は女能を上覽に入れ奉らん」と申上げる折柄、奥方おさめ罷出で御盃盞を差上げ申しけるは、「私姉京都正親町殿に宮仕の節一人の姪あり。先頃京都より引取り候間、今日御慰に楊貴妃を舞せ、御輿を添へ奉らん」と伺へば、「其は一段の見物ならん」との上意の內に、早樂屋には調の音聞え、噺子方皆々素袍烏帽子にて美女揃ひ、徐々と立出で座に直る。地謠の女は裲襠にて十

れば、伴十郎は、扨は露顯したりと胸を据ゑて、「然ば娘御の行衛は」と言様拔打に切付くるに、平藏は小鬢の端を切られながらも拔合せて戰ひしが、初太刀の疵口より流るゝ血汐眼に入りて働き難く、其上數ヶ所の手傷を負へば敵し難く猶豫ふところを、伴十郎は付込みて切伏せてぞ立退きける。是增上寺門前の廣小路にて夜明の事成れば、往來稀にて誰業共知る人なし。夜明けて往來の者見付けて騷となり、頓て御撿使有りし處、紙入の名札にて平藏と分り、同人の女房を呼出し御尋有れ共一向心當り無レ之、併しながら平藏の兄團藏と申す者平常不和なる故、若し彼者の仕業にもやと申上げるに付、彌團藏の御詮議嚴しく、幾程なく御召捕になり、入牢の上御吟味有りし處殘らず白狀に及びければ、依て伴十郎も召捕られ、兩人共御成敗に相成りたり。斯る關係の者共皆死せしかば、平藏が娘の行衛彌知れず成りにけり。

○柳澤松平の苗氏を賜る事 幷 井伊本多評議の事

斯くて柳澤の屋敷には美女を抱へらるゝ内に、藪田五郎左衛門が手より差出したる浪人平藏の娘は、年は十七歳にて小野小町か常盤御前共いふべき美人成れば、美濃守大に悅び、名をお鷹と號けおさめの娘と申立て藝能を教へけるに、元より平藏は浪人の貧じき中にも一通の藝を教

方も不知に成りにけり。此物音を聞付け、近所より何事やらんと集りつゝ内に入りて見れば、四邊は血だらけにて夫婦共に切倒され居ける故、驚き騒き早速町奉行所へ訴へ出でける。御奉行甲斐庄飛彈守殿御聞有つて、撿使仰付けられ吟味有りけるに、女房は卽死、夫五兵衛は深傷なれ共未だ死切らず、「何者の仕業成るぞ」と御尋有るに、五兵衛は苦しき聲を出し、「芝神明前團藏」と計言ひしが、暫くして息絶えたり。然らば神明前團藏と云ふ者を召捕るべしとて、捕手を向けられけるに、最早駈落して行衛知れざりける。近所の者より、夜更の事なれば始終存ぜぬ由口書を取り、撿使は奉行所へ被レ歸けるが、夫より團藏の詮議厳しく諏訪町へも此沙汰聞えければ、平藏は兄弟の事故心元なく思ひ、三島町へ行き近所にて聞合せけるに、五兵衛夫婦を殺害せしは全く團藏が仕業の由分明なりければ、平藏は驚きて歸る道にて、彼伴十郎を見懸けけるが、先頃屋敷の役人と成りて來りし時と相違し、古木綿の單物を著し古帶を〆め、尻の切れたる草履を穿き、脇差一腰にて通りければ、平藏呼掛けけれど、伴十郎は素知らぬ顔にて足早に迯行かんとするを、平藏追駈け引止め、「其元は先頃拙宅へ御出の節、大名屋敷役人の由申されし故飯田町へ行き、所々尋ぬれ共大名方の御屋敷は知れず。殊に今日貴殿の此體合點行かず、娘が行衛貴殿ならで知る者なし。我娘何方へ遣られしぞ、眞直に申さるべし」と問詰めけ

行かねば成らず、然すれば夜も明けぬべし。今夜中に返さねば成らぬ借金が有るに依つて、明日迄七八兩貸給へ」と言へば、五兵衞は肝を消し「拙者も二十兩餘の德分は付きしが、彼是と入用掛り、殘金は皆借金を返して早一兩も手元に無し」と斷りを言へど、團藏中々聞入れず、脇差捻り「明日は弟方より返濟すれば、何卒今夜の處は貸給へ」と無理な賴に、五兵衞も是非なく金二兩取出し「先是にて間に合せ給へ」と渡せば、團藏不足顏に「是計の事に口を費すべきか、切て五兩用達呉よ」と言詰掛けられ、五兵衞も今は堪へ兼「筋なき人に合力すべき謂なし、日頃の馴染を思ひて金二兩用立ちしを不足に思ひ、惡口言はるゝならよすべし」と怒りければ、團藏は微笑ひ「其方我姪を屋敷奉公と僞り、人買同然の働をなす條不屆なり。其謀計を知つたる某、異議に及ばゝ訴人せん」と高聲に罵るにぞ、女房は近所の聞を憚り、五兵衞が袂を扣へ「先五兩を用立ち、追て平藏殿より申受け給へ」と宥むる故、五兵衞も實に道理と了簡して、女房に金子を出させけるが、流石女の愚しさに、七八拾兩許ある包の儘持出で、其内三兩團藏へ渡しければ、團藏彼包を見て彌惡心發り、不殘奪らんものと物をも言はず女房を拔打に大袈裟に切放せば、五兵衞は驚き、蚊帳にて刀卷取らんとするを、團藏透さず二刀迄切付ければ、五兵衞は蚊帳に纒れ唸と計に倒れしかば、早死したりしと心得て彼金を不レ殘奪取り、行

「然らば歸迄待つべし」とのさく上り込み、「平藏は此間娘を奉公に出して大金を儲けし由、尤も我等にも金五兩合力したれ共、昨夕迄に皆打負けたれば詮方なく參つたり。平藏が歸るを待ち金の拾兩も借り、一勝負せねば成らぬ。先酒一杯振舞れよ」と横柄に云ひければ、女房は吃驚し、是迄度々の無心に、其上ならず娘が身代金を五兩合力せしを遣ひ捨て、又もや無心とは、然迚は憎き奴と思へども、夫の居ぬを幸に種々宥め賺せ共聞入れず、兎角平藏に逢つての事なり、先酒を出せと怒り罵る故、氣に背かば却つて惡しからんと酒を取寄せ出しければ、團藏は茶碗にて引掛け、能い機嫌に成りて待てど暮せど歸らねば、「往先を知すべし」と責め問ひける故、女房は何心なく、「芝三島町の五兵衞と申す者の方」と言ふに、團藏立上り、「五兵衞方なれば猶以て否應言せじ」と一腰打込み、飛ぶが如くに走出しが、淺草より芝迄の道程遠ければ、急ぐとすれど時刻移り、早夜も亥刻頃に三島町へ來り、五兵衞が寢入りし表の戸を叩き起して内に入り、「平藏は此方にか」と尋ぬれば、「那人は晝頃立歸りし」と聞いて團藏是非なく歸らんとせしが、五兵衞をも威して見んと、「扨々平藏も貴樣も急に金持に成り、定めて快き事成らん。夫に引替我等は先日の禮金も皆負けて仕舞ひ、平藏方へ無心に行けば折惡しく他行せしとの事、能々問へば平藏は貴樣の方へ往きしと聞き、直樣來たる甲斐もなく平藏に逢はねば、又淺草へ

○荒濱團藏五兵衞夫婦を殺す事 并 伴十郎平藏を切る事

扨も荒濱平藏は一人娘を奉公に出し、金百兩請取りて其内廿兩を五兵衞に渡し、殘八拾兩にて借金を償ひ、殘金を以て小商にても始めんと思ひしが、兄の團藏は性得愚者なり、是も困窮すれば少々なり共みつがんと、金五兩懷中して芝神明前へ行き團藏に逢ひ、平藏申す樣「偖此度拙者娘然る人の世話にて奉公に遣し、貳拾兩受取りたれ共、禮金其他借金を償ひたる故殘り少に成りたり。是は甚だ些少ながら進上するなり」と金五兩差出すに、團藏は五兵衞が咄にて七八拾兩も取りたりと聞知れ共、態と素知らぬ顏にて、「是は近頃過分の志、折角成れば受納致す」と請取りて平藏を歸し遣り、入振にて金の蔓に取付いたりと例の博奕に掛りしが、二三日の内に皆負けければ、然ば平藏方へ行き無心せんと諏訪町指してぞ急ぎ行く。此方は平藏は日數立つに隨ひ、娘が主人の名前聞かま欲しく、五兵衞方へ行きて尋ぬれ共教へず、只時節を待たれよと云ひて取合はぬに詮方なく、夫より飯田町へ行き尋ぬるに、旗本屋敷のみにて大名屋敷は稀なれば彌怪しく思ひ、尚此處彼處と尋ね求むる其手間取りし留守宅へ、兄團藏來り、「平藏は宿にか」と云ふに、女房は、「平藏は晝より用事有つて他行致せし」と云ふに、團藏は、

似侍とは夢にも知らず、忝しと挨拶し、「然りながら、迚もの事に何方様と申す事御内々にて伺ひ置度し。娘を差上げ候上は、御主人様なれば他言仕る様もなし」と言はれて、伴十郎當惑なせしが、不途一計を案じ付、「實は手前邸當主人未だ世嗣なし、依て女中を抱へ、若し御目に留らば妾に成されん爲なる故、猥に屋敷を申す時は世間の聞え、御身持惰弱の様に沙汰有てつは如何と、夫故態と申さぬなり。頓て娘御が出世成されば、貴殿も鎗を立たせて歩行給ふ様に成らるゝでござらう」と咄を餘所に紛し言くろめ、早速迎の乗物を遣さんと言置きてぞ立歸る。律義者の平藏なれば、然も可レ有事と思ひ、夫婦諸共悦びけるに、跡に五兵衛は爲たり顔にて、「那通成れば晩程御迎に參るべし、扨口入金拾兩は御定外に骨折代を拾兩申受け度し」と言ふに、平藏も道理とて、禮を述べつゝ金貳拾兩渡しければ、五兵衛は金子を懐中して暇を告げ、頓て團藏方へ馳行き、「先々御蔭を以て首尾能く參りたり、御約束の禮金三兩、外に三兩伴十郎殿へ」とて、都合金六兩渡し、我家へ歸りて後駕籠を用意し、娘を迎に行き受取りて、密に柳澤が屋敷へ送りけるが、必ず屋敷の名他言すべからずと堅く禁じられし故、後難の程を恐れ、彼團藏へも隱して只町家なりと僞り置きけるとなり。

我等方にて御用立て申し、御禮は金三兩進上せん」と言へば、團藏は、「夫は何より易き事なり、其某に任せられよ、隨分品能く欺くべし。シテ其浪人の住處姓名は」と問れて、「然ばなり、其親元は淺草諏訪町にて平藏といふ浪人なり」と聞いて團藏は大に驚き、「其平藏と言ふは我等が弟なり　我度々那處女の事を彼是と云へども片意地にて聞入れず、切角ながら兄弟の事成れば某は參られず、何樣哉」と小首を傾けしが、五兵衛を片陰へ連行き、見らるゝ通り寄集りたる者共皆舊は屋敷出にて、武家の禮儀を心得たる者共成れば、人品を見立て拙者差圖して平藏方へ遣すべし。依て外に金三兩出さるべし」と囁けば、五兵衛も百兩と言ふ金の儲かる事故異儀なく承知しければ、頓て團藏が見立にて伴十郎と言ふ者を役人に仕立て、五兵衛と同道させ、平藏方へ到り、先五兵衛は平藏に面會し、「偖御娘御の事首尾能く調ひ、御望通り捨金百兩受取り參り候」と金子を渡し、「是は御屋敷より役人衆宿所見屆の爲とて御入來なり」と言へば、平藏夫婦は大に悅び、「先々那處へ」と請ずれば、伴十郎は借裝束を引繕ひ、然も横柄に、「偖此度貴殿の娘御　某が屋敷へ御召抱に相成るに付き、宿所見屆の爲罷越したるが、一生奉公の事成れば親子と言へども出入は無用なり。併しながら首尾能く勤められなば如何樣にも相成るべし。夫故態々主人の名前は申さず、屋敷は飯田町成れば後々は知れるなり」と言ふに、平藏は

ば差上ぐべし」と云ふに、五兵衛は心得て、「左程の儀は御安心有るべし」と約束して立歸りしが、夫より屋敷へ行き役人に逢ひ、捨金二百兩と言立て、則ち直樣金子を受取り歸宅し女房に見せ、「我等奉公人肝煎をせし始より、斯る大金の手に入りしは始めてなり、先々悦ぶべし」と酒肴を調へ、百兩は我物なりと神棚へ上げ置き、殘る百兩を諏訪町へ持參し、彼娘を連來らんと立出でしが、道にて倩思ひけるは、平藏は貧窮すればとて物堅き浪人成れば、屋敷と言ふ證據も無ければ、若し遊女抔に賣りもやすると疑ひて容易に渡すまじ、然る時は手間取つて面倒なり、何卒似侍を拵へ同道して得心させんと思ひ、幸近所の知る者に荒濱團藏と言ふ浪人あり、力量勝れし上常に衒をなし、無理な喧嘩を仕掛け金を取り、又博奕の場所へ行き理不盡に金を奪ひ取るなど、是等の事を渡世とする盗賊同然の者なれば、渠を賴みて連行かんと團藏方を音信るに　丁度在宿にて、同じ仲間の惡者共二三人寄合ひ小博奕をして居けるが、團藏は目早くも五兵衛に向ひ、「是は〳〵珍しき御入來何ぞ御用にても有るにや」と問ひければ、五兵衛は小聲になり、「我等此頃淺草邊にて能き娘を見付け、然る町家の歴々へ妾に遣す筈に約束は仕たれ共、其娘の親は浪人にて、中々町家と言つては承知せず、夫故屋敷方と僞り置いたれば、貴殿何卒御苦勞ながら其屋敷の役人の體にて先方へ行き、口を合せて下さるべし。尤も衣裝は

進出でて申す樣、「成程貴方の被レ仰通り、娜子が性質奇麗なればとて、疎服にては御目見得も成るまじ。先樣にて支度をなし給ふとならば、妾が娘を連れて五兵衞樣方へ參るべし」と言へば、平藏も此節難儀の處なれば、若し相談出來もやせんと其儀に任せけるが、偖五兵衞は物馴れし者故、斯樣の奉公人は、見苦しき體を見せては後日の妨と駕籠に乘せ、母も同道にて三島町へ歸り、夫より磨立て美服を著せ、役人に見せけるに、誠に容色風俗萬人に勝れし美女なれば大きに悅び、「金子は何程にても出すべし、一生涯召抱へん。尤も手前屋敷は他言堅く無用なり。若し其方口より洩れたりと聞えなば、三族を絕すべし」と堅く言付ければ、五兵衞も心に、屋敷の名前を言はずは平藏も疑ひて得心せまじと思へども、金儲の事なれば、「畏り奉る」と請合ひて役人を歸し、偖娘を駕籠に乘せて、又諏訪町へ連行き、平藏に逢つて申しけるは、「御娘子儀目見得致させし處、役人中の氣に入つたり。然し捨金を被レ下一生不通の御奉公との事なり。又金子は何程御望有るや」と尋ねけるに、平藏は「先は御世話忝し、御屋敷は何方樣でござるや」と問はれて、五兵衞は柳澤と言はんとせしが、役人の言付けし詞を思ひ出し、若し後日に知れなば大變なりと、「否其儀は御相談の極りし上御咄申すべし。拾萬石以上の歷々なり」と言ひけるにぞ、平藏は一生奉公と思ひ、「御覽の如く拙者至極の貧窮なれば、當時金百兩被レ下な

出世なれ共、是を足れりとせず、猶君寵に誇り政事を恣に行ひ、又腹心の家來に申付け、江戸は勿論京大坂迄手分して美女を求探せ共、萬人に勝れたる女は稀にて、役人も此詮議に日數を經けるが、玆に芝三島町の裏に奉公人の肝煎なる信濃屋五兵衛と云ふ者あり、柳澤の家中に出入しけるが、不圖此事を聞き、毎日々々江戸中町々裏々迄勝れし美女や有ると尋歩行きける內、淺草諏訪町にて不レ許美女を見出しける、近所にて聞合するに、荒濱平藏と云ふ浪人の娘なりと聞きて、究竟の事と悅び、直に平藏が宅へ行きて見るに、纔六疊敷計の見苦しき住居にて、尾羽打枯したる體なれば、五兵衛は、「私事は大名方へ御出入を致す者なり。此度容色能く筋目ある娘を抱へられんと有る故參りしが、近頃疎忽なる儀に候へ共、御息女御事若し御相談も成るべきやと存じ罷越し候」と云へば、平藏聞きて、「先以て御心付忝し、手前事は遠國者、長々の浪人にて甚だ難儀致し罷在れど、此一人娘是迄妾奉公抔に所望する者も有りしが、流石に殘念に存じ、此如く零落り候へ共夫のみ堪へ罷在り候。然るに大名方へ奉公と有れば耳より、何卒御世話被レ下よ」と賴みけるに、五兵衛は、「然らば御役人へ見せ申し度候が、慮外ながら此御姿にては如何なり、髮容も當世に仕立て衣類も著せ替へ、手前宅に於て見せ申度く、一兩日娘御を私に御預被レ下まじきや」と言へば、平藏は聞きて當惑の體成りしが、傍より女房

左衞門、青木傳左衞門、星野小左衞門、山名右近、大方庄兵衞、駒井內藏、立花左兵衞、森半之丞、久野平太夫の十人を生類役に仰付けられ、御殿の內蜘蛛蟻の類出づる時は、御傍の面々、「生類々々」と呼ぶと等しく、小き箱を薄衣にて張り、是に一方口を明け蓋を仕懸けしを持出で、蟲の上に置き、箱へ這れば直に蓋をして持出で、御花畑へ放しける。然ば上野增上寺へ御成の節など、御廟所の中門より御歩行なれば、御通路に蟲類を踏るゝを厭ひ給ひ佇ませ給ふ事面倒なる由上意あるに、柳澤は「其儀は差して御心を苦しめらるゝに及ばず、御通路の左右へ高貳尺程に樟腦の土手を築き、御通御成れば蟲の障無レ之候」と言上し、右の如く築かせしに、御快く御參詣遊され、還御有つて柳澤を召し、「其方が頓智は先代の松平伊豆守共言ひつべし」と御賞美有り。斯くの如くなれば、柳澤が首尾ます〳〵能く、威を內外に震へども、自分より差上げし美女御寵愛は蒙れども、未だ懷妊せし者なき故、猶も美女を選み進めんと彌穿鑿せしとなり。

○柳澤再び美女を抱へる事　并　肝煎五兵衞平藏を欺く事

柳澤美濃守は大老職となり從四位少將に昇進し、十五萬二千石と立身せし事、御當代に例なき

れ、小役人抔は言上にも及ばず、其方見立次第と仰らるゝ事成れば、其威勢宛然飛鳥も落つる計りなり。然ば豫て入魂なる細川越中守、松平伊豫守、藤堂大學頭、酒井雅樂頭、上杉彈正少弼抔よりも、日々音物を送り對顔を願はれ、適出合ふ時は御三家御連枝の如く慇懃に挨拶し、家老用人共へは、今日は美濃守殿御逢被二下置一忝しと禮を述べ歸られける。將軍家にも柳澤は最早大老の事なればと思召され、誰憚らず度々御成あり。奥方おさめ子息彌太郎を連れ御前へ出で御目見得をさせ、密に言上しければ、將軍家には打點頭き給ひ「大老の悴を彌太郎と呼ばんは平人の如し、兵部と名乘せよ」との上意に依つて、是より兵部と改めける。其上引出物として貳千貳百石の領地を被レ下、拾五歳の時に伊勢守と任官しける。其後奥方おさめ兩人迄男子を設けしが、態と隱し妾腹と申上げしは、深き思慮の有りし故なり。又先達て請出せし密事を知りたる三人の女郎は、其後俄に病みて死したるとは不思議なりける事どもなり。又柳澤の二男三男共召出され壹萬石宛賜り、二男は刑部少輔經隆、三男は式部少輔時睦と號しけるが、其子孫今に相續す。柳澤が大老に成りたる以來は、護持院僧正も度々御前へ召出され、後には御伽衆の如く御酒宴の席に列り「無益の殺生は嚴しく禁制仰付けられ然るべし」と言上しける故、鳥獸は申すに及ばず、蟲類迄も殺す事相成らずとて、桐の間御番金田新兵衞、坪内權

の御婚禮成れば御支度等の調度言語筆紙に述難し、然ば此御婚禮御用に付柳澤は過分の徳を得たりけり。御婚禮の節御輿迎は紀州の御分地松平左京太夫、又御送御輿付には柳澤出羽守御付けられ、首尾能く御婚禮相濟みける。斯くて後柳澤は執成を以て大久保加賀守の男長門守出雲守共召出させ、種々恩を著せ、大久保家へ緣付けし養女に言含め、折節加賀守へ出羽守大老職仰付けらるゝ樣に進めさせけるに、加賀守も出羽守に諂ふ心あり、殊に緣者に成りし事故早速承知して、何かは將軍家の御機嫌を見合せ執成さんと思ひけるに、或時丁度能き間を幸ひ、「柳澤出羽守忠勤拔群にして仁政を行ふ事舉げて算難し。然れば大老職を仰付けられ御政事を御任せられ候はゞ、彌天下安全ならん」と言上しければ、將軍家にも元來其御心有りし處へ、古老の大久保が進め奉る故、偖は出羽守が取計ひ宜しければ、斯くは申すらめと思召しけれど、大老職は重き役儀なれば御一存にも成され難く、御三家へ御相談有るべしとの御意なり。此節尾張大納言には御在國なれば、紀州水戸兩家へ御相談有りけるに、御兩家とも豫て柳澤取入りし事成れば、何れも可レ然と御答あり。依て別格の思召を以て三萬石の御加增賜はり、大老職たるべき旨被二仰付一ければ、出羽守は數年の望達しぬと悅びて御請申上げ、是より美濃守と改め、獨天下の政道を計ひ、御老中、若年寄、御側衆を初諸役人を心の儘に役替立身加增等仰付けら

邪智深きを見透し、終に密事を囁き「事成就せば大名に取立つべし」と云ふを聞いて紋太夫大に悦び、誓紙に血判して差出す。依て出羽守水戸殿へ又候藤井を頻りに頼まるゝ故、段々立身して千八百石を賜り、江戸年寄役申被レ付ける。斯くて水戸殿へ追々取入り、夫より紀州へ取入らんと工夫しけれ共、中々御家臣達手強くして欺されず、依て手段を替へ奥方おさめに申含め、桂昌院樣へ申上げけるは、「國姬樣段々御成長被遊候へば、御緣談の御沙汰然るべし。夫に付き甲府樣は御甥成れば宜敷候へ共、先達て京都二條家より御簾中御入輿あり。紀州の御嫡男宰相綱教卿は御器量と申し御年頃も相應に在せば、紀州家へ遣され可レ然」と進め奉りけるに、桂昌院にも道理と御聞届有つて、將軍家竝に御臺所へも其趣仰進ぜられければ、御臺所には將軍家の思召次第との仰なれば、將軍家には老中若年寄を召れ、此事如何有らんとの仰に、柳澤出羽守進出で申しけるは、「御三家の儀は格別の御家筋たるは申すに及ばず、既に先達て御妹姬樣には尾州へ被レ爲レ入、此度國姬樣紀州へ被レ爲レ入候はゞ、御兩家益水魚の御中にて、源家御繁榮の基たるべし。各如何思召るゝ」と一座を見廻しければ、皆同音に、「此儀尤も可レ然」と申しけるに依つて、紀州家へ此事を申入れられしに、早速御內談極りしかば、桂昌院樣御媒妁にて國姬樣紀州の御簾中に備らせ給ふ。時に諸式の御用掛は出羽守に仰付けられしが、天下

繁昌肩を竝ぶる者無かりけり。

○藤井紋太夫柳澤に親む事 幷 柳澤大老職に成る事

柳澤出羽守は常に大老の職に昇らん事を望み、何卒御三家へ取入らばやと工夫しけるが、其頃の御三家は尾張大納言光友公、紀伊大納言光貞公、水戸宰相綱條公なるが、彼天下に名高き黄門光國公には早御隱居有つて水戸に住せ給ひしが、爰に水戸の御家臣に藤井紋太夫と言ふ者あり、至つて邪智深き性質成れ共、武術に達せし故初三百石を賜はり、御近習役を勤めしが、柳澤の家老藪田五郎左衛門が聟と成れば、神田橋の屋敷へも度々來りけるを、柳澤は是ぞ能き手蔓なりと、五郎左衛門が執持にて藤井に對面し、「其許は水戸殿御家來成れば我儕も同樣なり」と、殊の外懇に馳走し歸しけり。一日水戸殿御登城有りし時、出羽守水戸殿に申されけるは、「御家臣藤井紋太夫殿は拙者小身の節より懇意に致し候者にて、御用にも立つ可ければ御目懸けられ候樣に」と執成しけるに、水戸殿も柳澤が挨拶と云ひ、元來發明なる者と思召す故、用人に取立て八百石に被レ成たり、藤井は寢耳に水の立身せし事、全く柳澤が吹擧なりと悅び、此御禮には一命の御用なりとも勤むべき旨五郎左衛門迄申しけるに、出羽守は藤井が佞奸にして

用人池上源右衞門、瀧口平太夫等諫めけるは、「大久保家は御老中の古老にて、當時權威有りと雖も、拾壹萬三千石なり、豫て御緣組申し來りし細川越中守殿、藤堂大學頭殿、上杉彈正少弼殿など、何れも國主の歷々を差置れ、大久保家などへの御緣談は殘念に存じ奉り候。恐れながら御賢慮の程伺ひ奉る」と詞を揃へて述べければ、柳澤は莞爾と打笑み聲を密め「左樣に思ふは道理なり。併しながら大久保を聟に取るは深き所存の有ればなり。今我十二萬石を領し老中御側用人を兼帶すと雖も、大老職に昇る事は容易からず。夫大老職は武家の極官にして公家の關白に同じ、大老には御三家御家門と雖も猥に詞を返す事能はず。我大老に成らんには、先大久保は老中の古老なれば渠に願はせ、其上御三家の內何れへ歟取入りなば、此職に昇らん事必定なり。然る時は井伊にもせよ御政道に手出成らず、我心の儘成るべし。又二ツには、大久保家は相州小田原を領し、日本一の關所を預るなり。箱根は江城の要害諸大名の通路成れば、驚破と言ふ時は一方の防ならんと思ひ、因つて緣組するなり」と言ひければ、皆御道理と婚姻の相談整ひける。又柳澤は、我母方の親類にて五百石を領し兩番を勤むる中山藤兵衞の三男三九郎と言ふ者を吹擧して黑田三九郎と改名させ、將軍家の御小姓に出しけるが、殊の外御意に入り、次第に立身して黑田豐前守と改め、貳萬石を賜りける。是をも聟に取りければ、家門の

けるが、其後おさめ懐姙と成りし故、出羽守是天の與へと悦び、若し男子ならば四海を握る事近きに有りと護持院を頼み、變生男子の修法を行はせけるに、月滿ちて易々と出産しけるは男子なり。其旨直に言上に及びければ、將軍には淺からず悦び給ひ、七夜の御祝儀として貳萬石御加增下されければ、柳澤は今は都合拾貳萬石の大身と成り、其威勢日に增盛なれども、誰有つて嫉む事なきは、態と仁心を以て諸人を吹擧てける故、我も〳〵と阿陥諛り、名物名器の類を賄賂すれば、勤向に付き御叱を請ける者なく、偶か不首尾なる者も、出羽守が執成せば、早速に相濟みける故、諸侯方の尊敬するも實に道理なり。又出羽守は由緒ある大名を親類とし、大望の一助にせんと豫て養ひ置ける女子共成長せしかば、先松平右京太夫、土屋出羽守兩人を聟と成しけるに、兩人は悦びて柳澤を師父の如くに敬ひ、無二の志を通じければ、御前の首尾ます〳〵能く、右京太夫は貳萬石の御加增を賜はり、都合六萬貳千石と成り、土屋出羽守は常州土浦の城を被レ下、其上に三萬石の御加增ありて九萬五千石と成りけり。是を見聞く大名達我も〳〵と緣談を望み云入れけれ共、柳澤思案して、聟に取るも同意すべき者ならでは無益なりと人を撰みけるが、玆に御老中大久保加賀守より、子息隱岐守儀御息女と緣組致し度由所望有りければ、出羽守早速得心して相談に及ばんとす。時に家老曾根權太夫、藪田五郎左衞門、

清浦、新造花車の姿と成り、いづれも容儀は神女も恥ぢ、羅綾の袂美を盡し、天つ少女もかくやと計り疑はる。おさめは頓て座敷へ上り、客の方を背けて座せば、出羽守申す樣、「御覽の通趣向仕りしは新吉原の太夫、其往昔伊達陸奥守が請出したる高尾が身振に御座候。御殿にては只繪空事と御覽有るゆゑ、憚りをも顧みず揚屋の體を寫し、愚妻を太夫として御覽に入れ奉り候。勤とは申しながら格段の意氣地有つて、何程の大盡高家と雖も心の儘に成らず、客を背る事平常に御座候。其體を御慰に御覽に入るべし」と柳澤は大盡にて背れてすご〳〵歸る體にて、次の間へ外しければ、跡は手取の女郎共皆座を執持ち、將軍家を客と成し、最面白くしこなしければ、流石の將軍家にも只夢の如く、是迄斯珍しき御遊興は初めてといひ、其上おさめが愛敬類なく、色を飾る遊女の接待に不圖迷ひ給ひ、御心有氣の御顏ばせを夫と見て取り、四人の者目配して次の間へ外しければ、おさめは爰ぞと御手を取り、終に巫山の夢を結び參らせける。實に漢の李延年が李夫人を指して傾城傾國と唄ひしも宜なる哉、柳澤が大望の志此事よりぞ起りける。偖御輿も長じ既に夜に入りければ、松平右京太夫還御を進め奉り、漸々御城へ歸らせ給ひけるが、其翌日柳澤へ御褒賞として三萬七千石御加増被レ下、都合拾萬石と成りにけり。斯くて此後は度々の御成を憚り給ひて、女中の間の御用と稱し、おさめを御城へ被レ爲レ召

海の珍味手を盡せし御饗應をなし奉り、御酒宴も稍長ぜし頃出羽守又申上げけるは、「憚りを顧みず御免を蒙り願上げたてまつり候。愚妻へ御目見仰付けられ下し置かれなば、有難き仕合」と伺ひけるに、將軍家には笑せ給ひ、「さめ事は目通りをも許せし事なれば最易し」と御意有るに、然ば奥殿へ請じ奉らんと出羽守一人御案内申上げ、奥深く入り給ふ。跡には供奉の面々へ夫々の料理を申付け、馳走美を盡して取紛しけるは、内心に深き謀計のありと後にぞ思ひ合されたり。後世の人主たる者爰に鑑みる所あらん乎。

○柳澤珍遊を以て御加增賜る事并諸侯婚姻を望む事

扨も出羽守は將軍家を奥殿へ請じ、御座に著せ給ふを待つて、出羽守手を打鳴しければ、アイと返事も長々しく、禿仕立の腰元一人御煙草盆を持出づる、今一人も同樣に、仕立熨斗臺をば持出づる。夫より續いて銚子盃を持出せば、出羽守聲高に、「花車々々」と呼立てければ、アイと答へて遊女の大町忘八屋の女房の姿にて立出でける。此時出羽守申す樣、「太夫を出せ、御客樣御待兼、早くせよ」と有りければ、大町は心得て庭の切戸を引開くれば、奥方おさめ唐織の裲襠搔取裙にて八文字を踏出すに、日傘は廻し男の體にて曾根權太夫差掛くる跡に引添ひ、玉萩、

好み候に付、當年京都より珍しき花を取寄せ花壇を修理へしに、今を盛に咲出で候。見苦敷は候得共、恐れながら御慰の爲御成を願ひ奉る」と申上げけるに、將軍家には御機嫌能く、「久敷其方屋敷へ至らず、然ば明日正午より行くべし」との上意に、柳澤は有難しと御請申上げ退出し、其用意をぞ成しにける、明れば九月十八日、將軍家出羽守が屋敷へ御成あり、御供には御側頭松平右京太夫、御側衆青木甲斐守、仙石因幡守を始め、御小姓御小納戸衆、御供の面面奇羅美に竝居ける。出羽守御成御殿の障子を開けば、數萬の菊花今を盛にて、先花壇には白砂を敷詰め、小菊大輪の類を別け、黒塗板に金粉を以て夫々に銘を記し、日覆の障子は繪絹を以て是を張りたり。傍らには泉水の流れ淸らかに、其汀に慈童の人形銚子盃を持ち、石に腰打懸けて菊花を愛づる風情、其奇麗なる事言語に述難し。將軍家には廣椽に立出で給ひ、甚御感あらせられければ、出羽守は庭に下り、花壇の菊を二三本折取りて慈童が手に持すると見えしが、彼慈童廣椽の際へ歩行來り、椽側へ當ると等しく持ちたる銚子盃盞を御膝元へ差置き、出羽守が持せし菊花を以て舞ふ事良暫くが問なり。將軍家甚だ興じ給ひ「何時も出羽が馳走は格別にて、汝は我爲の大公望なり。我も慈童が盃盞を飲んで七百年の壽を保たん」と戯れ給ひ、則ち其盃盞を取上げ給ふに、出羽守「此は冥加至極なり」と御禮申上げ御酒を奉り、夫より山

られ候樣に」と願ひければ、一座の面々も出羽守が仁心の執成を感じけるに、將軍家にも流石館林以來御馴染の備後守が事なれば、不便と思召し、知行は其儘に下され、御役御免をぞ仰付けられける。

○柳澤所々の傾城を請出す事 并 菊の花上覧の事

斯くて後柳澤出羽守は、一人にて御側御用人を相勤め御心に叶ひ、威勢日々に增すのみなるに、又々御老中兼帶仰付けられしかば、今は天下に肩を竝ぶる者もなく、人々敬ひ尊みける。柳澤熟熟思ふ樣、將軍には一途の御生得にて渡らせられしが、今は女色に御心移りし御樣子なりと見濟し、吉原にて名高き三浦屋四郎左衛門が抱の大町清浦と云ふ格子女郎を、自分の妾に大金を出して請出し、又京都島原龜甲屋の玉萩と言へる女郎を請出し、我妾として奥方おさめと同じ座敷に置き、先傾城の意氣張詞遣ひ、風俗盃盞事、客のしこなしを覺えんと、柳澤自ら大盡と成り、奥方おさめと倶に女郎のしこなしを習ひ、或時はおさめを傾城に仕立て、女郎を客に仕立て、遊女の行裝を仕込みけるに、今は其功積りて篤と手に入りたれば、時分を見濟し折を窺ひ申上げけるは、「此程打續きたる雨天にて御殿も深寂に、何とやらん御淋しく存じ奉り候。私儀菊花を

諫むべき事有らば直に申すべき事成るに、金彌を以て諫言せしは不禮なりと上意有り。某し兎や角申直し置きたれば、金彌儀は屹度戒め然るべし」と申しければ、備後守涙を流し、「此上とも宜しく御執成偏に頼入る」と馳走して歸し、夫より彼金彌を押込めし所へ行き、備後守大に怒つて、「其元事元來某が家來なり、御小姓に被召二出一段々取成を以て千俵を被レ下御旗本と成りし事、是某が吹擧なり。然るに若年をも不レ憚益なき御諫を奉り、某迄不首尾に致せしは、恩を仇にて返す言はん樣なき不埒の致方なり。然れども御贔屓に依て只御叱のみにて某へ御預被レ下候事難レ有と思ふべし。兎角御前の首尾を繕ひ再び出勤有る樣願ふべければ、以來心を改めて然るべし」と言聞せ、大小取上げ奧の一間に押込めたり。金彌は忠が不忠と成り、今更後悔すれ共詮方無く、切腹せんにも刀はなし、如何はせんと無念の齒を嚙み、夜の更くるを待つて、有合ふ燭臺の蠟燭の火を以て我と我咽を燒切つて相果てしは、適れ勇氣の振舞なり。夜明けて此體を見付け、是非無く事の樣子を御屆け申上げけるに、備後守、御預の金彌が、蠟燭の火にて燒死するを不レ知とは、落度千萬なり。依て加增取上げ遠慮申付くべく旨被レ仰出ければ、老中の面々畏み奉りける。此時出羽守、内心には先一人は片付けたりと悅びしが、態と眞顏に進出で、「備後守儀不調法とは申しながら、是迄の忠勤を思召し御役御免のみにて輕く仰付

上げ候は恐入り候へ共、御慰とは申しながら晝夜の御酒宴、第一御養生の爲に宜しからず。其上男女同席の御遊は小身と雖も武家に於ては法度の第一と仕り候。夫に今御城内に斯る事有りと聞えん事歎かはしく存じ奉り候。何卒斯る御遊を止められ、御酒宴も折節に遊されなば却つて御興も候はんか」と恐入つて言上しけるに、將軍には思寄らざる金彌が諫言に、御酒宴の興も覺め果、甚だ御機嫌損じられ、「汝若輩の身を以て無用の諫言申す條緩怠なり。其處罷立て」と上意有りければ、御側の人々金彌を御次へ退けける折節、柳澤御前に伺候し在りければ、上意として、「須賀金彌其方へ預け遣す間、屹度押込め置くべし」と有りけるに、柳澤は、「畏り奉り候」と御受しながら、「金彌儀は元備後守吹擧の者に候へば、備後守へ御預け可レ然」と申上げければ、然らばとて則ち備後守へ御預に仰付けられける。扨柳澤は思ふ樣、我も御側御用人の出頭にて何事も自由なれ共、牧野は同役と言ひ先役故心に任せず。此度の事を幸身退せん、と退出掛け、直樣牧野が方へ行き對面して、「扨も須賀金彌事若氣とはいへ、益なき御諫言を申上げ、御機嫌に背き其身御預になり、且貴殿迄首尾宜しからず、漸々某報成し置いたり」と云へば、備後守大に驚き、「夫は何故ぞ」と尋ぬれば、柳澤は、「金彌は元來貴殿の御家來成りしを被二召出一事なれば、此度の諫言も渠は若年にて心付くまじ。是偏に備後守が言敎へし成らん。

興も、仄に承り候へば此程數多の女中を召使はるゝ由、是又御病氣の根元と成らんかと今より心勞に存じ候。貴殿は格別御馴染の事なれば此事を申すなり。心を付けられ可レ然」と言ひつつ立たれけるに、備後守も道理なりと思ひしが、此時御小姓須賀金彌と云ふ者襖の陰にて此事を聞きしが、若年ながらも忠義深き者なれば、今諸侯多しと雖も斯く心付きしは流石井伊殿一人なり、我元備後守が家來にて今御小姓に召出され、御家人と成りし事是君恩なり、牧野諸共に諫め奉らばやと思ひ、備後守に斯くと語りければ、牧野備後守答へて「井伊殿の内意某は不承知なり。柳澤に相談の上兎も角もすべし」と當坐遁れの挨拶して、日數經れ共沙汰も無し。金彌は堪へ兼ね、柳澤に此由を語りければ、柳澤聞きて「扨も若年には奇特なり、併し我々始皆阿房となり、御酒宴の御相手に成るも、何卒若君御誕生有る樣にと思ふ故なれば、今是を諫め奉らば亦元の陰氣と成せ給ひ、却つて天下の御爲ならず、依て貴殿も隨分御機嫌を取り、珍しき思付も有らば此以後御慰を添へられよ」と云ひければ、金彌は案に相違し、忽々にして其座を退き、熟々思ひけるは、忠臣と思ひし柳澤斯くの如くなれば、誰有つて諫め奉る者一人も有まじと心を惱しける所、將軍家には次第に御遊長じ給ひ、中奥へ女中を召れ、大奥へ御小姓を入れ、晝夜御遊重りければ、金彌は是非なく一存を以て諫申上げけるは、「若輩の私申

は甚だ嚴しく相成れば遂に評判惡しく、不怪御觸なりと私語く者多かりしとぞ。護持院は御祈禱に掛りければ、御母公をはじめ御臺所より日々御使にて、白銀、黄金、卷物等山の如く下され、牧野、本庄、柳澤よりも白銀三十枚宛贈りける。然るに折能く四五日の内に御全快有りければ、扨こそ護持院の御祈禱故なりと御感淺からず。是に依て白銀千枚を下され、猶も天下泰平の御祈禱は勿論、以後存寄有らば遠慮なく言上すべき旨仰渡されける。然れば奥女中抔は生佛の様に思ひ、少の事にも護持院々々々々とて日々參詣しけるが、元來此僧は柳澤と合體の事なれば、下女婢の者迄も奥女中と云へば種々に饗應し、其上日雲坊、月雲坊と云へる美僧二人を抱置き、男珍しき奥女中の酒の相手に出しける故、奥向の評判一入よく、難無く天下の福僧と成濟せしは、皆是柳澤が肺肝より出でし所なり。

○須賀金彌御預と成る事　并牧野備後守御役御免の事

斯くて將軍家には御病氣御平癒の御悦と有つて、御能仰付けられしが、此日井伊掃部頭も出仕有りしが、退出の節牧野備後守を呼びて申す樣、「上樣早速の御快氣恐悅是に過ぎず。夫に付某愚意を廻すに、上には物每偏らせ給ふ御氣質なれば、其御鬱氣を散ぜんと進め奉りし御遊

勞に渡らせ給ひければ、勤仕の面々驚き騷ぎ、典藥頭御脈を伺ひ御藥を差上げけるが、輕き御病症故さしたる事にも非ず。此時柳澤は牧野に對ひ、「此度の御病症當時は輕き樣に渡らせ給へ共、御若年より御學問にのみ凝せられ御鬱症發せんも計難し。未だ御世嗣も在さねば別して御大切の尊體なり。某熟國手等を見るに、昔の今大路道三、半井驢庵が如き名醫無レ之、然ば典藥の詞信じ難し。護持院僧正には君館林に渡らせ給ふ砌より御歸依深く、且陰陽の術に達せし不思議の名僧なり。然ば此度御祈禱を仰付けられ可レ然」と云ひければ、備後守も同意なし、俄に護持院を御召あれば、豫て柳澤が内通せし事なれば早駕籠にて登城し、御寢殿へ罷出で御病體を拜し、暫く考へ大に驚き、「此度の御不例至つて重き御事なり。其故は、先年愚僧言上せし通り君戌の御年にて渡らせ給ひ、右馬頭樣と申せし故天理を以て天下の主と成らせ給ふと雖も、善根を施し給はざれば御壽短し、戌の御年なれば無益の殺生を禁め給ひ、別して犬を勞り候樣に遊ばされなば、御病氣御全快疑なし。尤も愚僧も七日の齋を仕り大法を修し候はゞ、立所に驗を顯し奉らん」と言上して退出しける。先言明なる護持院が申す事なれば、將軍家を初何れも道理と同じ、御老中列座にて牧野備後守上意の趣申渡し、無益の殺生堅く禁制たるべし。別して犬を大切に致すべく旨御觸あり。初は然のみ嚴重にも無かりしかども、後々に

が計ひを以て金銀の厭ひなく多くの人數を掛け、宮殿樓閣出來致し、元祿四年八月廿一日良辰とて、孔子の像竝に十哲の像を祭りける。大成殿の額は將軍綱吉公の御筆、入徳門の額は持明院大納言基輔卿の御筆なり。祭日には將軍家御成と有つて御三家御家門は申すに及ばず、國主城主の面々、或は書卷又は器物抔、我も〳〵と聖堂へ獻じ參詣し給ふ。此日湯島本郷神田邊は貴賤老若の群集夥多しく人馬山を成し、誠に珍しき壯觀なり。堂領千石を御寄附有つて林大學頭預なり。然ば此事諸國へ聞え、當將軍家には學問を好ませ給ひ、聖堂を建て聖賢の道を貴み、御仁政を施し給ふ事有難しと、諸民悅び合ひけるとなり。諺に、過ぎたるは猶及ばざるが如しと、諸侯御氣を慰めん事をのみ思ひて能囃子を進め奉りければ、柳澤は工夫を廻し、男女の色を以て御心を迷しけるに、早晩遊興に泥み給ひ、美色を爭ふ如く成りければ、出羽守は心に悅び、内々にて容貌能き發明なる娘を尋ね、七八人も撰出しける者有りければ、皆大金を以て貰ひ請け屋敷へ引取り藝能を敎置き折を見合せ奥おさめが所緣の者と申上げ、御母公御臺の御方へ御奉公に差出し、君の御目に留り候樣に仕掛けけるは、何れなりとも若君御誕生有らば外祖と仰がれんとの謀計なり。柳澤は斯く迄に御心を蕩し奉り、後には女子男子打込の御酒宴を催し、風流の踊芝居狂言の體抔を寫し慰め奉るに、其年十月の末より將軍家には少しく御所

り御頼にて御抱の藝子を遣されしと披露しければ、牧野本庄を初め井伊本多の輩も追つて此沙汰を聞き、御臺所は御賢女なれば、然も有るべき事なりとて、出羽守が仕業とは思はず、兎にも角にも當時才智發明にて御用に立つ人は柳澤なりと諸侯にも思はせける工の程こそ不敵なり。柳澤は斯く男色女色共に進め奉りけれど、表には仁義道德の道を言ひ、將軍家に申上げけるは「君賢くも聖學に御心を傾け給ふ上は、天下に學校を建てられ聖堂御建立有るべし」と言上しける。抑此聖堂は、往古文武天皇大寶元年初めて日本に建てられしが、儒學未だ開けざるに依て中古斷絶し、御當代に及んで尾張大納言義直卿林道春に命じ、寛永十年江戸上野に聖堂を建てられしが、其後祝融の爲に灰燼となりけるを、此度柳澤が進め奉るに因て御再建あられしといふ。

○湯島聖堂御建立の事　并　殺生禁制御觸の事

然程に聖堂建立の儀仰出され、柳澤出羽守掛り仰付けられ、御作事奉行小畑三郎右衛門、御普請奉行中坊長兵衛、御大工頭鈴木修理を初め、小役人立合湯島に於て地面を淸め御普請初りけるが、御儒者林大學頭常春は別して上意を請け、差圖の爲毎日假屋へ相詰めける。柳澤

かりなり。斯くて御酒宴も興を増し御盃盞の數も自然に重りし頃、「出羽守拔群の馳走也」と上意あるに、出羽守は平伏し、「此は難レ有上意に候。御心にも相叶ひ候はゞ、御慰の爲恐れながら差上げ奉るべし」と申上げければ、備後守傍より執成すやう、「此は御能よりも又和かにて、能き御慰に候」と申上げける時は、早御酒宴も酣に目も傾きけるゆゑ、還御を勸め奉るに、將軍には名殘惜しき事に思召し、舞子を御傍へ召され上覽有るに、何れも美色にて、御殿女中と違ひ風俗立廻り詞付迄珍しきゆゑ御心移り、「此者共密に奥へ送るべし」と上意有りけるに、出羽守「畏り奉り候」と御受なしけるが、此日は夕時に及んで還御あられける。出羽守も御供にて登城し、直に御臺所の御殿へ參上し御局方に對面し、先達て御內意を蒙り奉りし女中儀、筋目宜しき者共を相撰み藝能を仕込み、今日私方へ御成を幸上覽に備へ奉りし所、御意に相叶ひ候樣相見え候に付、明日御前へ差上げ申すべく候間、御臺樣より表向進ぜられ可レ然存じ奉り候」と申上げければ、御臺所にも殊の外御悅び遊され御褒美下され、翌日七人の藝子を奥御殿へ引取り給ひ、改めて御臺所より御進有りければ、將軍には出羽守が働にて斯くせしと悅び給ひ、夜は奥御殿にて舞ひ謠ひ御酒宴の興を添へられ、早晩女色に御心移り給ひける。斯くて柳澤は自分より女中を差上げしと風聞有りては後日の批判如何なりと思ひて、御臺所よ

柳澤出羽守が豫て牧野本庄へ御成を進め奉つりしは、畢竟自分方へ招請し奉らん爲の謀計なりしに、果して柳澤方へも御成有るべき旨仰出されければ、數度辭退に及び、世間を取繕はん爲是非なく御請申上げ候樣に取拵へけるが、扨當日に成りければ、將軍家にも御心樂しく思召し、神田橋なる柳澤出羽守が屋敷へ成らせられけるに、出羽守方には新に御殿を出らい惣金張付の上段へ招じ奉り、珍味佳肴を差上げ、御供の面々輕き下々の者迄へも殘る所なく馳走しける。其用意十分にして、諸人耳目を驚かしけり。晝過御側衆御小姓小謠鼓抔有ふれし御慰にて、別に替りし事も無けれど、將軍には良御酒宴に長じ給ひける時、出羽守を御側へ召され、「土產を取らすべし」と仰に、備後守御墨付を取次ぎければ、出羽守謹んで押戴き拜見するに、泉州大鳥に於て三萬石の御加增を下さる（都合六萬三千石）との趣に、出羽守重々難有旨御禮申上げければ、此時備後守申上げける樣、「今日出羽守何やらん珍しき御慰を上覽に備へ候由、日も晩景に及び候へば早々御覽に入れられ可レ然」と執成しければ、はつと答て此方なる一間の襖を開きければ、五人の藝子美麗に粧ひて琴三味線胡弓を調べ、美音にて小歌を唄ひ出せば、美容き舞子二人綾羅の袂を飜し舞ひながら出でける其風情、譬るに物なし。將軍は未だ斯る事を上覽在さねば甚だ珍しく思召し、御感限なく、牧野本庄を始め御側の輩も心浮るよば

の大名へ御成有りし先格も有レ之候、牧野備後守は格別の儀に御座候へば、御慰の爲御成遊され然るべく存奉り候」と申上げけるに、將軍家にも如何樣珍しき慰成らんと思召しければ、御成有るべき旨仰出されける。然れば備後守は大に悦び、重き事なればとて諸事出羽守を賴みけるに、柳澤は心得て內外の差圖をなし、頓て其日に至れば將軍家晝時より備後守屋敷へ御成あり、御土産として一萬石下されければ、備後守大に悦び、種々御饗應申上げ、狂言師大藏し之丞、鷺仁右衛門、其外の輩狂言盡を成して上覽に備へ奉るに、其中に齋藤次郎三郎と云ふ狂言師美少年なれば、則ち出羽守取持にて御盃を下され御小姓に召出され、齋藤新八と改めける。此日七ッ時還御なり。其後又本庄因幡守方へも出羽守が取持にて御成あり、此時は能囃子も珍しからずとて、若侍衆、枕引、腕押、居角力等なし御覽に入れ、御笑を催しけるが、是も出羽守が思ひ付なり。將軍には斯樣の事を興じ給ひ、此上は出羽守方へ御成有るべき旨仰出されければ、牧野本庄を始皆々取持世話致しける。

○柳澤出羽守御臺所へ藝子を上ぐる事
幷　柳澤出羽守六萬石に立身の事

は番組など種々御望有りければ、大小名其藝を得たる者不時に召出され上意を蒙り、拜領物を賜りければ、我一と稽古なし祕事口傳を習ひ、牧野、柳澤が力に手を入れ、何日の御能には私を御用ひ下さるべし抔と頼みつゝ相互に出精しける。上を學ぶ下なれば、大名高家諸旗本の家中に至る迄弓馬の道を捨てて笛よ太鼓と其道に就て習ひければ、四座の役者は今を盛と繁昌し、度々御能を勤めける。爰に於て出羽守は役者の中にて美麗なる少年共を撰み御能の席に進めける故、追々御小姓に召出されし輩數多あり。皆柳澤が恩を以て下賤より御旗本に成りし者なれば、無二の志慮を傾けける。出羽守は斯樣の者を御側に付置き己が事を執成させければ、漸次に出頭して天下の政道過半は柳澤が手に落ちたり、夫より將軍家には男色を好み給ふ樣成り給へば、采女が死後は如何なる美女も御目に留らず、切角御臺樣より進ぜられし女中方も御前へ出づる事なく、空しく月日を送りければ、御臺所には殊の外歎き給ひ、諸事柳澤は才覺者なれば渠を頼み計はんと思召し、奥付御用人小笠原源六郎を以て御内々御頼有りければ、出羽守畏り奉り、「折を以て進め奉るべし」と御受申上げ、夫より舞子藝子の中にて容色勝れたる者を七八人召抱置き、御機嫌を見合せ、或時出羽守申上げけるは、「君には天下の主と成らせ給ひ、御成と申しては、上野、芝紅葉山の外は皆御殿の中成れば御慰も薄く、御先代には御懇意

垂れ、桂昌院様にも御覧有り。御簾の外には本庄因幡守を始として、附々の面々相詰めける。脇能は老松、田村、松風の三番、中入道成寺、シテは觀世流の高弟にて、大名一の名人西尾隱岐守是を勤む。斯く大名高家の御能珍しき事なれば、上を始め奉り何れも感賞限りなき時に、井伊掃部頭御前に進出で申上げけるは、「君には御學問を好ませ給ふ故御政道正しく、萬民太平を樂み候。併しながら書籍のみに御心を寄せらせ御氣を閉ぢさせ給ひなば、自然御所勞にも至らせ給はんかと、斯く申上げ候掃部頭を始御家人皆々安き心も候はず、御母公様にも定めて御氣を痛ませられ、必定今日の御催も夫故と察し奉り候。先學問の第一は忠孝に止り候、天下を治め給ふ道申さずとも知しめせば、只今より御心を轉ぜられ、折節は能囃子又は御鷹野等を遊され、御尊體を養はせられ候はゞ、萬民の幸此上なし」と言上有りければ、將軍にも點頭き給ひ、「尤もなり」と御諚有りければ、掃部頭は諸侯方に向ひ、「將軍にも今日は殊の外御機嫌宜しく、何れも恐悅申上ぐべきなり」と有りければ、皆々「有難く存じ奉り候」と平伏す。此時將軍は出羽守を以て今日登城の諸侯へ時服一重宛下され、近日亦々上覧有るべき旨仰出され、皆皆退出致しける。然るに柳澤は將軍家には亦々御陰氣に成せ給ひし故、何がなと謀計を工夫せしに、掃部頭が諫究竟なりと頻に能囃子を進め奉りければ、夫よりは折々御能有りて、後に

を以て思ふ時は、御母公桂昌院樣へ申上げ、諸大名其藝を覺えたる面々御前に於て能興行をなさば上覽も有るべし。兎角御心を慰め奉らんにしかじ」と評議一決し、夫より桂昌院樣へ内意を申上げけるに、御道理に思召され、其旨將軍家へ申上げられ御進め有りければ、案の如く母君の望ませ給ふ事なればとて、早速大小名に「此藝を得たる者上覽有るべし」との御沙汰なれば、諸侯にて此道に堪能の面々俄に其支度を成し、四座の猿樂囃子方爰を晴と稽古に出精したりける。

○諸大名能興行上覽の事 幷 牧野本庄兩屋敷へ御成の事

既に日限も定り、井伊掃部頭が計ひを以て西尾隱岐守、藤堂内膳正、增山對馬守、鳥居大學頭、相良宮内少輔、稻葉對馬守、織田山城守、分部左京之亮、朽木民部少輔、久世出雲守、永井伊賀守、内田出羽守、龜井隱岐守、戶田彈正少弼、高家方には大友近江守、六角越前守を始として、其藝に達者なる人々三十八人、何れも得たる役々を請取り、既に御能始りける。上段の正面には將軍綱吉公御著座なり、御後には牧野備後守、柳澤出羽守相扣へ、松平左京太夫は御刀役なり。遙末座に御老中若年寄諸役人竝居たり。御臺所には金屛風を以て圍ひ御簾を

代の通又々雅樂頭へ賜りける。彼下馬將軍と人々の號しけるは、上屋敷大手御門先にて、大小名共登城の節下馬の場所にて、朝鮮人も此所より下馬すればなり。全く雅樂頭に下馬するに非ず、只場所を唱へ來れるなり。然ば雅樂頭は元屋敷に移り、父の恥を淸めし事和國は勿論朝鮮迄も其名聞えける。扨翌年六月御令嗣德松君を西の御丸に移し奉り、若君樣と披露有るべき御評議の所、御疱瘡にて六月下旬御逝去有り、其歎の積りてや、采女も程なく病死しければ、柳澤は大に力を落しける。將軍綱吉公も寵愛の采女に放れしより御心替らせられ、又々書籍のみ御覽じ給ひ、林大學頭を日毎に召出され講釋致させ、晝夜是にのみ御心を寄せ給へば、御老中若年寄衆より諸事御伺ひ申上げ候事さへ御疎ましく見えさせ給ひ、御居間より出でさせ給はず。因て御臺樣より御慰の爲美女を撰みて五人迄差上げ給へ共、曾て御心移らせられず。其外御家門諸役人より珍菓佳肴等を獻上すれ共少も賞翫せられず、兎角一途に偏らせ給へば、諸侯の面々若し御所勞にもならんかと案じ、寄々評議なしけるが、此時大老堀田筑前守相果てられしかば、御老中の面々には御家門四家と御相談に及ばれける。時に井伊掃部頭進出で申しけるは、「將軍家の御慰と云ふは、外には鹿狩鷹野、内には能囃子なり。何れを進め奉るとも今の御容體にては中々御承引有るまじ。然し御性質學問を好ませ給へば御孝心至つて深し、爰

京都より下り將軍に付添ひ參らせ年月を送りけれども、子無かりしに此度懷姙せし事、一には釆女が進め奉りし故と思召し、いとゞ悅び給ひける。御著帶の御祝儀蟇目の役は御老中大久保加賀守、御箆の役は御臺所の御賴に依りて柳澤出羽守是を勤めければ、御祝として出羽守二萬石の御加增を賜り、都合三萬三千石に立身しける。將軍にも御子孫の榮を悅び給へば御家門の諸侯も今や〳〵と御產を待奉りしに、程無く御平產御女子御誕生在まし、御名を國姬樣と稱し奉る。斯る御悅相續き天下寧穩に諸民悅伏しける所、天和二年八月御代替に付朝鮮人來朝しければ、御返翰を被レ遣けるに、彼國使の面々披見して、御先代よりの御返翰には皆日本下馬將軍酒井雅樂頭の印形あり。然るに此度の御返翰に限り右名無レ之、依て請取り難き由を申ければ、「先酒井雅樂頭不首尾に依て、當時大老職堀田筑前守正俊なり」と斷りを云へども、彼國使は聞入れず、「是迄下馬將軍の子孫相續き數度の返翰恒例と成れば、餘人の印形にては、朝鮮へ歸り大王の前にて申譯成難し」と申しける故、御評議有りけるに、柳澤出羽守申しけるは、「三使の願ふ所則ち日本の恥辱とも成らん。尤も先雅樂頭不調法故御役召上げられしも、悴河內守儀は格別なれば此度召出され、先規の通印鑑仰付けられて可レ然候」と言上しければ、遂に評議一決して酒井河內守を召出され、則ち雅樂頭と改めさせ印鑑相濟ませられ、大手先屋敷も先

彌繁昌の基を成さんと、權太夫に內意を云含め京都へ登せ、美目能き女子を三人迄呼寄せ、表向はおさめが一門の子にて筋目宜しき者故養ひ育つる由披露し、乳母腰元迄付け娘と稱し守育てける。奧方おさめは相變らず三の丸樣へ召されければ、度々登城しけるが、是迄大名の奧方登城せし例なし、內分とは云ひながら其沙汰隱れ無かりしかば、諸大名御旗元は申すに及ばず、町人百姓迄も重き訴訟又は新の願事まで柳澤の役人へ取入り、或は女中の傳にて奧方へ立入り、非を理に曲げる事數知らず。然ども弱きは勞り私の利慾成らざる樣に見せければ、上下舉つて出羽守を賢者とこそは稱しけり。

○御令嗣德松君御逝去の事
幷 酒井雅樂頭下馬將軍名稱の事

然程に將軍家には、釆女が若君を儲けし後は一入御寵愛深く、御部屋樣とも成さるべき思召なりしが、豫て柳澤夫婦の者釆女に言含めて御臺の御方へ奧入を進め奉り首尾致しければ、將軍にも折々御臺所の方へ入らせられしかば、御臺にも殊の外御悅あり。柳澤夫婦は勿論釆女が方へも時ならず御見舞等下さるゝ內に、御臺所には御懷妊成らせ給ひ、倩々思ひ給ふに、自ら

京都において所々亂妨相働き市人難澁少からぬ趣、屹度刑罪にも行はるべきを、丹後守召捕り候て追放なしゝは、天下の掟なれば不調法に非ず。此儀桂昌院樣へ御執成仰進められ可レ然、亦新五郎殿事此上如何樣の事有るまじきも計難し。斯樣の儀は天下の評議にも懸り、第一桂昌院樣を始貴公の御外聞も宜しからず候へば御思案有るべし」と云ふに、本庄も道理と合點し、桂昌院へ申上げ、事の出來ぬ内にと三の丸の役人木下清兵衛に委細申付け、自分の家來數多差添へ京都へ登せ、新五郎を召捕り詰腹を切らせけり。爰に於て稻葉が首尾自ら直りければ、丹後守は是柳澤殿の際なりと悅びける。出羽守は四千兩の金を儲けながら恩有る樣に見せにける。是に限らず斯る手段にて奧向を拵へ大金を取込みければ、金銀は山の如く殖え、名器名產を集め樂みける。出羽守は俄の大名の事なれば奉公人を多く召抱へる中にも、根津文左衛門、山崎鄕右衛門、瀧口平太夫、吉田九兵衛抔云へるは何れも江戶名高の才智者にて、殊に劍術弓馬の一流を極めし者共なれば、家老用人番頭と夫々役儀を勤めさせければ、誠に家風嚴重に見え、天下の諸侯柳澤が器量の程を感じける。斯くて柳澤出羽守熟思ひけるは、我今萬石以上と成り、兼の望の端に至れども、此上何程の立身も計難し、然共小身より出でし事成れば大名の一類とてはなし、然らば器色能き女子を養ひ、成人の後威勢を以て格式の大名を聟に取り、

るに、遂に白狀に及び進藤新五郞と云ふ事明白に相分りければ、丹後守大に驚き、惡黨にもせよ御由緖の者を斯くなさば、後日の首尾如何有らんと思案に暮れ、先新五郞を追放し、自分諸司代御免の願を差出し江戶へ歸り、惣髮を剃り二本道具を一本となし供を減じ、日々柳澤が方へ行き賴みけるに、出羽守對面して、「御入魂の其元なれば、御賴なく共拙者に於て如才なし。御前向は如何樣にも繕ひ申すべきが、氣の毒なるは奧向の首尾なり。桂昌院樣御甥の事成れば、必定御最屓有るべし。乍レ併是とても手段無きに非ず、其儀は家來權太夫と御相談有るべし。只今急御用有レ之故後刻御意得べし」と座を立ちける跡へ、曾根權太夫立出でければ、丹後守奧向の手段を談じけるに、權太夫申しけるは、「外に仕方も無し、御局方御側女中を拵へ見候べし。女の性は欲深き者に候へば、大金の賄賂を以て賴みなば調ひ申すべし」と云ふに、丹後守聞きて、「我親美濃守より家督相續の節も不首尾なりしに、柳澤殿の御執成を以て諸司代に相成りし間も無く、斯樣の仕合何共苦心罷在り候。身に替へ候ても首尾の程を直し度存じ候間、金銀は何程入り候共苦しからず、宜しく計ひ下さるべし」との賴に、然ばとて局方惣女中への附屆と名付け金四千兩を受取りしが、其後出羽守は本庄に對面して申しけるは、「進藤新五郞殿儀、一旦江戶表へ召出され新恩を賜り、猶追て御取立も有るべき所、御奉公を嫌ひ浪人なし、

立歸りける。其跡より右の刀三十枚の折紙を遣しける。扨翌日河内守方へ出羽守より使者來り、「明日退出後御出で候はゞ御目に懸り申すべし」との事なれば、河内守悦び行かれしが、夫より數度參會し追從しければ、出羽守も河内守を執成し、雅樂頭遺領河内守へ下し置かれ御詰役仰付けられ、玆に至つて首尾直りける故、別して出羽守と入魂せられける。是に因て雅樂頭に同意と聞えし稻葉美濃守の嫡男丹後守義通も不首尾の體成りしが、是も柳澤を賴み京都諸司代職を仰付けられ、願を以て惣髮なし上京せられける。時に桂昌院御所緣を以て五百石に召出されし進藤新五郎は、生得惡黨にて下賤の業を悅び、大酒博奕を專らとしける故勘當の體なりしが、此度思はず出世しければ、兩親は異見を加へ、江戸へ下せし所、大名高家の交際は氣詰に思ひ、今は金銀を持つて浪人し、我儘に暮し度き旨望にて病氣と僞り引籠り、終には知行を差上げ浪人と成り、多くの金銀を拜領して再び京都に立歸り、我儘日頃に百倍して、祇園、島原、八坂、石垣、繩手、宮川町など金銀を蒔散し暴れ步行き、其上天下の一族なりとて威を張り人を惱し、日來好む處の勝負事にて常に喧嘩口論を仕掛けしかば、諸所より其由を訴訟へ出でけるにより、諸司代稻葉丹後守新五郎とは夢にも知らず、「其者早々召捕るべし」と下知しければ、早速祇園町にて召捕り丹後守の前へ引出したれ共、顏を見知らざる事故嚴しく拷問しけ

るを、權太夫も湯の水のと世話致しけるに、暫くして忠峯起上り、「手前事持病發り候へば、毎時雨三日は難儀致し候に、御自分の手當にて早速快く相成り千萬忝し」と一禮を述べ歸りけるが、翌日出羽守方へ使を以て申越し候は、

昨日拙者儀持病差起り候所、其御家來曾根權太夫殿の介抱にて早速快く相成り候段忝く存候。依レ之右御禮として晒五十疋進上致し候。尚又權太夫へも右御禮として晒三十疋進じ候。

とて贈られけるに、權太夫は右の趣を主人出羽守へ披露し、「如何仕るべき哉」と伺ひければ、出羽守暫く考へ、井伊、本多、酒井、榊原は武功の大名なり、今酒井の家危ければ、我働を以て是を救はゞ一方の助と成るべしと思ひければ、「格別の御志受納致すなり。其方も又酒井家へ禮に參るべし」と申付けけるに、夫より權太夫は酒井の屋敷へ禮に行き、口上を云入れて立歸らんとせし所、豫て然有るべしと用意して待掛けし事成れば、取次の役人、「先暫く」と止むる内、座敷の襖を押明けて河内守立出で、權太夫に向ひ、「能くこそ入來せられし。忝し」とて、夫より料理を出し饗應せられ、「此程の御禮は詞に述難し、差古し候得共我快氣の悦成り」とて、一腰を與へけるに、權太夫は過分の賜なれ共辭退も成らず、之を戴き厚く禮謝して

種々の計略を成しけれども、女房の縁なりとは知る人更に無かりける。

○酒井稻葉曾根權太夫に取入る事 并 進藤新五郎惡逆の事

扨も酒井河内守忠峯は、父雅樂頭不首尾に依て家督の御沙汰も無く日數を送りけるが、忠峯は父忠淸と違ひ邪念なく、才智發明なる性質成れば屹度思案し、當時の有樣を見るに、柳澤は出頭第一なり、渠が申す事は上には御心に叶ふとの事成れば、何卒此手筋にて首尾を繕はんと思ひ付き、柳澤の屋敷へ度々行きけるに、毎日の登城成れば留守にて對面なく、適々歸宅の節も柳澤は所存有つて宅にては誰人にも對面せずと云ふに、爰に於て河内守手段をなし、或日柳澤が御城より退出の時分を考へ立越え、玄關へは上らず、家老曾根權太夫が宅へ行き、「河内守御見舞に罷越し候處、俄に持病差發りし故暫の内御座敷を借り保養致し度く候」と言入れけるが、曾根權太夫は柳澤が小身の節より相勤め、今は家老と成りけれ共、僅の長屋にて十疊敷計の見苦しき處成れば、河内守を通すは迷惑と思ひ、「御病氣に入せられ候はゞ旦那の座敷にて御休成さるべし」と挨拶しければ、河内守、「否々左樣の不禮は上への恐れ、近頃無心ながら少しの内賴入る」と無理に座敷へ通り、上下を脫ぎ枕を借りて休み、懷中より丸藥を取出し服用有りけ

知召すとは申せ共、斯く有りしは全く柳澤が働なり。然らば萬石以上に御取立有りても可レ然。亂世には軍師、泰平には執權と成るべき大才器量、當代の一人に候はん」と執成し申しけるに、道理と思召されけれ共、聖賢の道を守らせ給ふ故、女の緣にて大名に取立てしと御母公の思召も如何なりと御遠慮の御心にて、本庄因幡守を召して御內意を聞せ給ふに、本庄も柳澤が陰にて大名に成りし恩有れば頻に執成し、桂昌院にも、出羽守を御側に付置れなば始終將軍の御爲宜しからんと思召され、出羽守には何程の立身仰付けられても宜しゝと御悅是有る旨御答申せしにぞ、爰に於て將軍にも御心決せられ、出羽守を御側御用人に仰付けられ、神田橋內に於て屋敷を被レ下しかば、出羽守は威勢飛鳥も落つる計なれ共、其身を愼み謙り、假にも無禮の體なく、忠實を表としければ、彌諸人感賞しける。此時京都智積院の所化隨高坊江戶へ下り、牧野備後守に對面し御悅びを述べ、「約束の如く御執成を賴入る」と申しければ、備後守心得、此旨言上に及びけるに、將軍にも先言相違なきを御信仰有つて、御目見の上則ち僧正の官を下され、猶も武運長久祈の爲御城の鬼門神田橋外に地面を淸め、一字の御祈願所を建てられ、護持の文字を以て護持院大僧正と改め、寺領千石下されしは格外の出世なりと諸人申合へり。出羽守は隨高坊が江戶へ來りしを歡び、能き荷擔人なりと信心に事寄せ度々參詣して、

に桂昌院の御聟に二條家の諸太夫大宮大藏大輔と云ふ者あり、是も御所縁有ればとて江戸表へ罷出づべき旨仰遣されけるに、大藏大輔老年の事成れば御斷を申上げ、夫婦共に山科に閑居しければ、子息新五郎を江戸へ召寄せられ、新知五百石下され、當分無役にて御旗本の列に加り新藤新五郎と名乘らせ、追て御取立有るべき思召なり。其外館林に渡らせ給ひし時に勤仕せし御小姓喜多見五郎左衛門、三間右近、須賀金彌、黑田三九郎、八木主稅等を始御加恩を賜り、桂昌院の御由緒森彥右衛門、堀八郎右衛門、木下淸兵衛、また御局福井岡本お柳の方等の所縁迄召出され、御旗本に取立てられ、夫々立身出世しける輩算ふるに遑有らず、是皆柳澤が執成故と評判し、誰か是を悅ばざらん。出羽守は器量人なりと皆々云合ひ、是に取入らんとしければ、內證の進物山の如くなりしとぞ。彼采女も將軍の御妾と成りし事、是又柳澤が蔭なりと深く悅び、彌御機嫌を取り、出羽守に賴み內證にて母を呼寄せんと思ひ居ける內、京都にて病死しければ、御奉公麁略にも成るべきと思ひ、柳澤押祕み置き「兎角我々夫婦を誠の親と思ひ給ふべし、老母は我々が宜に計ひ安樂に養へば氣遣有るまじ」と云聞せける故、采女も大に悅び、柳澤が立身をぞ願ひける。綱吉公元來御氣に入の出羽守なれば、萬石以上にせんと思召され、牧野備後守に御相談有りけるに、備後守申上げけるは「君は前將軍の御舍弟故天下を

○館林卿御所緣の輩出世の事
并 護持院僧正御祈願所と成る事

扨も右馬頭綱吉卿は五代の將軍に備り給ひ、天下を知召しければ、御母堂桂昌院には天下の御母公故三の丸へ移らせ給ひ、世に三の丸樣と稱し奉り、御弟本庄次郎左衞門は天下の御叔父なれば、御取立可レ有との上意有るに、柳澤進出で申上げけるは、「餘の儀と違ひ御間柄の事なれば、諸侯の以爲三の丸樣の御威勢も有れば、五萬石を下され候上城主の列に据置かれ可レ然」と言上しけるに、道理と思召され、則ち常州笠間の城主五萬石とせられしは、是偏に柳澤が執成に因るなりと次郎左衞門は悅びける。牧野備後守は二萬石御加增ありて、都合七萬五千石になり、御側御用人仰付けられ、松平右京太夫は一萬石御加增有り四萬二千石となり、同じく御側御用人となる。秋元但馬守は一萬石御加增ありて三萬三千石となり、若年寄と成り、加藤佐渡守は五千石御加增にて二萬五千石となり、此時の御老中は大久保加賀守、阿部豐後守、戸田山城守なり。柳澤彌太郎は三千石を賜り御側役仰付けられ、柳澤出羽守と立身し、未だ大名の列には非ずと雖も晝夜御側を離れず、何事も御談合有りし故、諸役人其威に恐れけり。茲

けければ、綱吉卿には直に御登城なされ、御養子の御披露相濟み、則ち權大納言に任じ西の丸へ入らせられ、翌七日諸大名より誓紙を取らせらるゝに至り、前將軍家綱公御他界の御披露仰出され、嚴有院殿と號し奉る。斯くて其日酒井雅樂頭は大老職召上げられ、大塚の下屋敷へ遠慮致す可き旨仰渡され、大手先上屋敷は召上げられ、堀田備中守へ改めて下し置かれ、十萬石御加增大老職仰付けられける。稻葉丹後守も雅樂頭に同意との評判有りし故、病氣と號し引込み、直に隱居を願ひ、家督は子息丹後守へ被レ下ける。其身入道して退翁と改めけり。雅樂頭は此上御咎の程を計り兼ね、とても存命叶ひ難しと思ひ、大塚の下屋敷にて生害し相果てける。然れども遠慮御咎の內腹切と聞えなば、家斷絕成らんと一門內談して、急病と申立て死去の届ありしに、上にも不審に思召され、御見屆被レ遣べく旨御沙汰有りしを、酒井一家の大名、別しては藤堂和泉守申上げけるは、「我々言上の通り病氣に紛御座なく候、御撿使下さるゝに於ては我々上を僞り奉るに當り申譯相立ち難し」と再應の願に依て、撿使の沙汰相止みける。夫より酒井一家は公儀向不首尾に相成り五十日の忌明けるも、子息河內守へ家督の御沙汰も無き故、家中一同薄氷を踏む心地にて手に汗を握りしは、哀なりし事どもなり。

り。況てや眼前御舍弟館林殿御甥甲府殿を差置き、御縁も無き京家の御方を御養君に成さん事大神君の御遺命にも叛くなり。差當り新將軍は館林綱吉卿より外有る可からず、忠義を思はん人々は屹度御返答有る可し」と大音に申しける時、紀伊中納言殿宣ひけるは、「縁も無き京家より御養子は立難し、館林殿を將軍に任ずるは是當然の理なり。皆々其旨心得られよ」とあるに、御家門老中殘らず御道理なりと一決して、綱吉卿御養子に定り、急ぎ御登城有るべしと上使を立てられければ、雅樂頭は折角思込みし手段齟齬ひ色を失ひ、重ねて返す詞もなく、赤面してぞ控へたり。此時館林卿には將軍御他界と聞れ驚き思召す所へ、上使來りければ、其儘御登城せられんと御用意有りけるを、柳澤彌太郎暫しと止め奉り、「此度は天下御大切の場所なり、先備後守を御名代として登城せしめられ、何方より御養子定り候哉御聞定の上御登城遊され可レ然」と申上げけるに、君を始備後守も、「其は至極の了簡なり」と、其儘牧野は早々馬にて登城しけるに、御三家御家門方始め館林殿の御登城を相待つ所なれば、備後守登城を見て、堀田備中守は、「館林殿御登城延引は如何の事也」と聲を掛けられしかば、備後守申しける樣、「御養子御相談の儀何方に相極り候哉」と申上ぐる。其時紀伊中納言殿宣ひけるは、「新將軍は綱吉卿なり、早々御登城有るべし」との仰に、備後守ハッと御受なし、飛ぶが如くに馳歸り其旨申上

俊なり、是に様子を御尋ね可レ然」と申しければ、備後守礑と手を拍ち、「能くも心付れたり、我も然思ふなり。是より直に堀田備中守方へ立越え内相談すべし」とて則ち罷越し、閑談數刻に及びけり。

○堀田備中守秀言の事 并 酒井雅樂頭切腹の事

延寶八年五月六日、將軍家綱公御養生叶はせられず御他界有りけれど、未だ御世嗣無レ之に依て何れも御養君の儀如何と、御三家御家門は申すも更なり、大老酒井雅樂頭忠清、御老中稻葉美濃守正俊、大久保加賀守忠朝、土井能登守則房、堀田備中守正俊、若年老松平因幡守信興、石川美作守乘政等を初として、御役人の歷々登城ありて評議區々なる時に、大老雅樂頭は上座に居て四邊を見廻し、「將軍御他界に付き御養君の儀、豫て京都なる然る可き御身柄の御方に相定め申すべき旨内々御遺言有レ之候。何れも其旨承知可レ然候」と申されければ、御三家を初諸役人大に驚かれしが、御遺言と有るに批判致し難く、頭を低れ眉を顰め、詞を出す者一人も無き所に、堀田備中守進み出で、「假令御遺言にも致せ京都より迎へ奉るべき謂なし。其故は、既に神君御三家を立置かれしは、若し天下に御世繼無レ之時は此三家の內より繼せ給ふ御計な

には是を風前の塵とも思はず、頓て若君出生有らば御家門の列に座し、國主と成らん物をと内心に思へども、表には只々愼み謙遜り、人氣に障らず勤めけるうち、程なく采女懐姙しければ、柳澤は大に悦び、若し御男子成らば望の如くに成らんと待居たり、館林卿にも未だ御子なく渡らせ給へば、殊の外御悦遊ばされ、御臺樣桂昌院にも御子孫を願ふ所に、程なく御男子御誕生あり、御名を德松君と號し奉る。斯くて彌太郎夫婦は御臺所に御子なく、妾腹故御世嗣に立難き事も有らん、然ば御臺樣の御子と成置く時は奥向の首尾も能しと思ひけるに、又君にも斯くの如く思召され、御臺所へ進ぜられければ、御臺所にも殊の外御機嫌能く、夫より御本腹と披露し御悦び深かりける。時に延寶八年四月上旬より、四代將軍家綱公御不例に渡らせ給ひければ、御養君の御沙汰有るべきに、酒井雅樂頭深き所存有れば是を祕し、御典藥今大路半井を始め申すは、「此度の御所勞輕き御事成れば、只御慰め申上げ然る可し」と申せりといふ。大老の取計ひ其威に恐れ誰有つて否む者無かりしが、御所勞は次第に募り、今は危く渡らせ給ふ由柳澤聞出し、雅樂頭が胸中に一物有る事を察し、牧野備後守に對ひ申しけるは、「將軍樣御不例御募の由成れ共、今日迄御養君の御沙汰無きは、雅樂頭邪意を挾み候と見えたり。當時御身近は御主君館林公より外なし、御油斷有るべき所に有らず、當老中賢なるは堀田備中守正

年十七歳、天性の美人にて、古の小町衣通とも云ひつ可き女なれば、母に談じ過分の金子を與へ貰ひ請け、我娘分に成して連歸り、夫婦して御前の氣質亦武家の風儀抔敎へけるに、發明なる生故早くも其道々に熟達し、天晴勝れて見えける故、彌太郎は大に悅び、備後守が方へ行き、「此度上京仕り相尋ね候處、都廣しと雖も御家風に合ひ候者稀なり。漸々公家方の御娘の内にて貰請け罷歸り候。御前へは私娘分に仕り差上げ申可し。御下見下されよ」と云ひければ、備後守聞きて、「其は近頃の働、太儀千萬なり。貴殿の目利成れば某見るに及ばず、吉日を撰み桂昌院樣より被進候樣取計ひ申すべし」と云ひけるに、彌太郎は女房おさめを以て右の樣子を桂昌院樣へ申上げければ、甚だ御喜びなされ、則ち御殿へ召されけるに、容色風俗藝能に至る迄流石江戸にも亦有る可きとも思はれず、誠に珍しき娘なりとて、則ち御手廻の女中五人腰元五人、女中頭には勝野の局を付けられ、名をも采女と改め進ぜられけるに、初の程は然のみ御心も寄せられざりしか共、發明類なき者なれば、つひに御心を慰め自然と御目に留る樣に仕掛け、日を經て竟に御寢間のお伽を仕る樣になりければ、夫より御寵愛限り無かりしかば、御母公を始め本庄次郎左衞門、牧野備後守等、是偏に彌太郎が働なりと頻に賞美しければ、桂昌院より御詞掛りて、柳澤彌太郎五百石御側頭に仰付けられ出世しけれ共、彌太郎夫婦が心

量計の御好にても候まじ、所詮當地には存寄も是なく、京都より公家方の息女の中にて撰み伴ひ申すべし。爰に一ッの障あり、貧窮にても高位高官の者成らば、御妾と申しては表向相濟み申さず、其所を内分にて致し課するは、金銀の威德を借りる事一番早手廻なり。然ば金銀を以て私方へ貰請け、御前邊の趣を篤と教へ差上げなば、必ず御心を取り申すべく、中々常體の事にては濟兼ね候はん」と申しけるにぞ、備後守道理なりと點頭き、「何樣御家柄も有れば妾には出し悪かるべし、内分にて其手段宜く頼入るなり」と、卽ち勘定方へ申付け金子千兩取寄せ彌太郎へ相渡すに、彌太郎は仕濟したりと歸宅して妻おさめにも云々と咄し、早速京都へ登りける。

○將軍家綱公御病氣の事 并 雅樂頭僞言披露の事

斯くて柳澤彌太郎は若黨曾根權太夫一人召連れ京都に登り、容色藝能勝れたる娘を尋ねけるに、先達て江戸へ下りたる隨高坊の引合にて、嵯峨野に棲みける廣島浪人の娘あり。父は疾に相果て母と二人成りしが、容色勝れし上武藝遊藝一通覺えて、都にも珍しき娘なれば、西門跡是を召抱へ妾に成しけるを、娘は良如上人を嫌ひ暇を取り宿に居けるを、彌太郎立越え見るに其

仕へ候へば、武藝竝に學問詩歌など少は覺え居り申さず候はでは、如何樣なる儀仰出されんも計難し、彌太郎が妻女は能き心懸にて候」と申上ぐる內、桂昌院御挨拶有つて奥へ入給ふ。女中頭お柳の方申上げけるは、「桂昌院樣豫ねて御苦勞に思召し候事は、我君終日御學問にのみ御心を寄せられ、其上奥入の御沙汰なく、御年三十に渡らせ給へ共未だ御世繼も在まさず。是第一の御歎に候。兎角女を御召使遊され、若君御誕生遊ばし候はゞ、御孝心此上や候まじく」と申上ぐるに、兩局も口を揃へ、「柳が申し上げ候通り、只御孝心を思召され、宜しき御沙汰遊さるべく、亦武藝學問に達し候女も數多聞き候へば、御慰に相成候樣召抱へられ候はゞ、御母公樣の御悅是に過ぎず候」と、事をわけて申上げけるに、綱吉卿も御母公の御歎と有るに御心を傷められしか、「左樣に思召す儀ならば、兎も角も宜しく申上げ呉れよ」と仰せられ、此日は其儘御歸館有りけるが、後牧野備後守を初め御召有つて、御母公の思召斯くの如しと御物語有りければ、備後守承り「御道理の御儀、私宜しく取計ひ仕るべし」とて、夫より彌太郎を招き、「貴殿は物事巧者なれば此事を談ずるなり、先頃も御臺樣より女中五人迄進められしが、終に御詞も掛けられず、其例も有れば何卒御心に叶ふ樣なる女中を見立て給ふべし」と賴みければ、彌太郎畏り、「其儀少しも御氣遣有るまじく候。私心當り御座候。然りながら器

詩歌御好遊ばさるべくもや」と伺ひければ、桂昌院には、「其は宜しからん、呼出せよ」との仰に、女中頭お柳の方起つておさめを伴ひ、御前遙に控へ居る。母公仰せらるゝ様、「今日君へ御馳走に即席の詩歌致すべし」と有りければ、おさめは發と平伏し、「畏り候。恐れながら御題を下し置かれ候樣願上げ候。御笑草を差上げ奉らん」と申上げけるに、雪中の吟、枯木の春、右の二題を下され、御局料紙硯を差出すに、おさめは題を賜り暫時工夫の體を綱吉卿御覽有るに、容色美麗にして賤しからず、案じ居ける其風情、さすが女嫌の綱吉卿もおさめが嬋娟たる姿惜からず思召すうち、おさめ詩歌をさら／＼と認め差上げける。則ち綱吉卿取上げ御覽有るに、

雪中吟

此日雪漫々　庭前改壯觀
銀花銀樹下　白虎玉龍蟠

枯木春

白妙や木々の白雪花と見て猶限りなく蝶ぞ飛び來る

と認めあれば、綱吉卿倩御覽じ、「扨々女筆には珍しき事哉」と驚き給ひ、「夫彌太郎にも勝れし者と見えたり」と御賞美有りければ、岡本の局申上げけるは、「女と申し候ても御大家に召

○おさめ御前に於て詩歌を詠ずる事 并 牧野柳澤相談の事

館林右馬頭綱吉卿は、柳澤彌太郎が才智にて御心和ぎしとは雖も、天性學問を好み給ひ、婦人の性は僻めりと御嫌ひ遊ばされ、御臺の御殿へ入らせ給ふ事も稀にして、御召使の女中抔は曾て一人も無かりし故、御母堂桂昌院にも豫て此事を歎き思召しける折節、彌太郎が女房おさめの申上げし手段道理に思召して御成を待せ給ふに、頃は霜月十五日、式日の御禮とて御登城の御歸に、桂昌院の御殿に御入有り、御禮仰上げられ給ひければ、御母堂には何よりも御機嫌能く御挨拶有つて、「御酒を差上げよ」との仰に、局達御酒を進め奉る、御母堂手づからおさめが作りし詩歌を取出し給ひ、「是を御覽有れ」と宣へば、綱吉卿篤と御覽有つて、「扨見事なる手跡哉、詩歌共に心持和かに面白く覺え候。是は何人の作にて誰が認め候哉」と問せ給へば、「然ば此詩歌は女の作にて自筆也」と宣へば、卿吉卿には、「是は珍しき事なり。何れより」と御尋有りし時、岡本の局申上ぐる樣、「是は柳澤彌太郎が妻女仕り候」と申上ぐるに、君笑はせ給ひ、「是は正しく彌太郎が作成るべし。歌は格別、詩は女中には出來難し」と仰有りければ、福井の局また申上げける樣、「幸今日彌太郎妻御禮に上り御次に罷在り候間、御慰に召出され、

樓上幾囘使レ妾傷　雲山依レ舊泣眺望
空量破二曉鐘半夜一　未レ見鴛鴦一場夢

と有りける詩歌の巧なるはものかは、手跡も又見事なれば、甚だ感じ給ひ、「扨々驚き入つたる秀逸なり。此詩歌暫く預り置き、右馬頭殿に見せん」と仰有りければ、おさめは恐入り、「此は勿體なき仰哉、賤しき私が口吟、御上覽の儀は幾重にも御用捨成し下され度し」と態と卑下すれば、桂昌院重ねて仰せけるは、「其儀少しも苦しからず、幸此詩歌は女中を進むる便とも成るべし」とて留置せられける。おさめは仕濟したりと心中に悅び、面目を施し御殿を下り、歸宅して彌太郎に首尾を咄しければ、「然も有らん」と笑壺に入り悅びしが、「君が御母堂の方へ入らせらるゝは來る十五日御禮成るべし。其日は其方も早朝より御殿へ上り御出を待ち請け、兎角に御詞の掛る樣立廻るべし。就ては御前にて詩歌御望あらんも計難し、豫て其心得有るべし。時節霜月なれば、大方は雪、霜、木枯等の題なるべし。其心得專一なり。十に九ッは其方の言廻にて御心移るべし。然有らば御氣に合ふべき女中を見立て、我養女と成して差上げ、其緣を以て富貴を得ん事掌の中に有りと、夫婦は諜し合して待居たり。

堅く入らせられ、御臺様御殿へも御入り遊ばす事稀なる由承り及び候、憚りながら左様にては御世繼様も御誕生遊ばされず、備後守殿を初め御家臣一同何程か歎かはしく存じ奉り候はん。外より御進奉り候ても御承引有るまじく候得ば、御母公様より御詞を添へさせられて宜しき様存上げ候」と申しければ、桂昌院聞召し、「自らも左様に思ひ豫て局共にも相談に及べども、吾子ながらも餘の事と違ひ進兼ねて打過ぎしが、其方が夫彌太郎が計ひにて少しは柔和に成りしが、猶此上奥へも入らせられ、亦は女中へ心の移る様の仕方も有可き哉」と仰有りけるに、おさめ暫く思案の體にて「是迄女中を御嫌ひ遊ばせしは、女は災の根、其上惰弱にて御用に立たざる者と思召し、只御小姓計りを愛し給ふものと存じ奉り候。一通の御事にては思召に叶ふまじ、然ども詩歌を作り又は武邊の覺悟ある女中など御伺ひ申上ぐるに於ては、萬一御心の移る事もや候はん。夫に付私不調法ながら連ねし詩歌是あり、御慰に御覧に入れ候。恐れながら御添削の程願上げ候」と差出しけるを、桂昌院取上げ給ひ御覧有るに、山上の船と云ふ題にて、

富士移す田子の浦田の夕暮に船漕ぎ寄する山の上まで

望夫述懐

なる鎌屋七右衛門方へ行き、絹張の花籠に機關仕掛、絲花の造り物を誂へ、金銀を厭はず隨分立派に拵へさせ、扨女房おさめを花麗に出立せ、本庄氏を頼み御局迄花籠を差上げけるに、兼て次郎左衛門より執成し置きける故、早速彼花籠を桂昌院樣へ御覽に入れけるに、甚だ御機嫌能く御贔屓の彌太郎が妻なれば御目見仰付けられ、御前間近く出でけるに、おさめ年の頃廿歳許、容顏美麗にして物腰優美く、譬ふるに物無ければ、御母公を初め數多の女中是に見惚れける。時におさめ御免を乞ひ頭を上げ、獻上の品を差上ぐるに、自然と御前に走り行くなど、花美の上に奇作なれば、猶も一興をぞ增しにける。依て甚だ珍しく思召し御氣に叶ひ、御前に於て御茶菓子抔下され、御懇の御詞を蒙り、此後も度々御機嫌伺に出づべき旨仰付けられ、黃金を拜領して歸りけるが、是よりおさめは度々出仕し、珍しき浮世咄抔して御笑を催させ、且琴三味線など彈き御聞に入るゝに、人に勝れし事なれば兎角に御氣に入り、附々の女中迄皆別を惜みて、又の出仕を待ちける程に成りにけり。奥向斯くの如く手に入りければ、彌太郎は女房おさめに向ひ密に申しけるは、「豫て申合せし通り表奥共に大方手に入りしが、此上の謀計は女色を以て君の心を亂し、思ふ儘に出世すべし。猶此上は其方が働肝要なり」と云含め、又又奥へ出しけるに、おさめは夫の申す旨を悟り、御咄の序に申上げけるは、「殿樣には全體御物

器量なる事を申上げければ、桂昌院樣甚だ御感有て御包物眞綿等を彌太郎が宿許へと有つて拜領しけるに、彌太郎は仕濟したりと夫婦相談の上、早速本庄次郎左衞門方へ行きけるが、此本庄次郎左衞門と云ふは桂昌院樣の弟にて、舊は京都禁裡役人北小路宮内少輔藤原宗利の二男なり。先年家光公の御代春日局京都に登り數多の美女を召連れ歸りし時、宮内少輔の娘お秀殿、其撰みに應じ召出され、御手掛り家光公の御胤を姙し、御男子を擧け給ひしが、是ぞ館林左馬頭綱吉卿なり。然ばお秀殿は御實母たるを以て御館へ引取り、御名を桂昌院と申奉る其弟たるを以て此次郎左衞門も江戸へ召出され御家臣と成り、五百石を賜り少祿なれ共、正しく御叔父成れば諸人の敬ひ大方成らず、彌太郎も何哉取入らんと此人に豫て賄賂致し置きける故、此度拜領物に付本庄方へ行きしなり。彌太郎は、此度存寄らず、桂昌院樣より宿許へ品々拜領物仕りし事、偏に貴殿の御取成故と重々難レ有仕合に存じ奉り候。此御禮詞に述べ難し、夫に付き冥加の爲に候へば、憚ながら御局御年寄福井殿、岡本殿迄愚妻を以て御禮申上げ度存じ奉り候が、此儀如何致すべく哉、宜しく御差圖御計ひ下さるべし」と申しけるに、本庄は豫て彌太郎が過分の賄賂に心引かれ贔屓に思ひ居ける故、「奥向の儀は拙者如何樣共執成致すべし、勝手次第に内室を差越し然るべく」と申しければ、彌太郎は有難しと悅びて歸宅し、夫より人形町

外百五十俵を下され、都合三百俵廿人扶持とぞ立身しける。然るに綱吉卿には生得偏屈にて物堅く在しければ、爰に於て備後守彌太郎と申合せ、御附人其外御近習衆も内々にて仕組置き、彌太郎は君の御氣儘なる折を窺ひ御盃盞を奉り、「御肴には恐れながら私一指仕らん」と扇を取りて高砂を舞出すと等しく、備後守を初御附人の歴々御次の間より同音に地謡をなし、面々得たる處の鼓太鼓笛の拍子を揃へ興を添へければ、殊の外御機嫌よく、御酒も御心能く召上られ、「只今の思付一入珍しく思ふなり。皆太儀」と仰有りければ、彌太郎平伏して、「仰付けられ無きに憚をも顧みず、一曲仕りしは備後守儀御鬱氣の程を察し、差圖を以て相勤め候に、幸御機嫌に叶ひ冥加至極有難き仕合に存じ奉る」と申上ぐれば、牧野を初各同音に拜賀し奉つる。時に綱吉卿は御顏色麗しく、御手づから腰の物を備後守彌太郎に下し置れ、殘る面面へも御時服等夫々に下されけるが、其後綱吉卿御鬱氣の節御所望有りければ、爰ぞと彌太郎は或は狂言、又は笙篳篥、或は琴尺八等御覽に入れ、又或時は碁將棊を進め奉りて御相手に成り、兎角御氣に逆らはず、夫となく御學問に遠ざからせ給ふ樣致しければ、自然と御氣も移り溫和に成せ給ひければ、御母堂桂昌院樣にも兼て館林公の御身持窮屈に渡らせ給ふを御案じ有りし處、此程の御樣子聞せられ、御悅び思召して備後守を召され御尋遊はされしに、彌太郎が才覺

りて必ず御所勞の程計難し」と述べければ、備後守打笑ひ「其儀は我も心付きて度々御進め申上ぐれ共、曾て御承引なければ、是のみ心懸りなり」と答へければ、彌太郎は「夫は一通の御進にては中々參るまじく所替れば品替はるとやら、御退屈の折を伺ひ御座に在合ふ人々、或は狂言一指亦は浮世の雜談抔申上げ、御笑を催し給はゞ、自ら御心興じ、後々は御望有る樣に相成るべくと存じ奉り候」と申しければ、備後守横手を拍ち「扨々貴殿は氣輕なり、何樣にも御側へ出でらるゝ樣執成致すべし。其上にて手段申合すべし」と談合しけるにぞ、彌太郎は心に笑を含み歸宅しけるとなり。

○柳澤彌太郎初めて加增の事 幷 女房より花籠獻上の事

扨も牧野備後守は柳澤が才覺を感じ、館林公へ申上げ御聞濟の上、彌太郎を御近習に召出され持高百五十俵の外に廿人扶持の役料を下され、望の如く御前へ出しけるに、人氣を取る事元來得たる所なれば、詩作抔致し、又は歌書を京都より尋求め差上げ、折に觸れ雜談抔申上げ、御意に隨ひ御氣質を考へ、御好の事など仰なき内に計ひける故、殊の外思召に叶ひ「彌太郎無くては」と仰せられ、彌太郎御前に在る時は專御機嫌能く入せらるれば、間も無く彌太郎は持高の

御養君に成らせ給ふ節は過分の立身も叶ふべし。是全く遠き慮をして近き悦を得るなり。「幸牧野氏御入魂下されば、何より以て易き事なり」と請合ひけるに、彌太郎は大に悦び、「偏に賴み申すなり。併し斯樣の儀は一家親類と沙汰有らば贔屓の樣に成り、互の爲宜しからず。只貴僧懇意の者と仰せられ御取合下さるべし」と申すにぞ、隨高坊は其趣心得て頓て牧野へ彌太郎が事を能き樣に取成を賴みければ、御家人の事と云ひ歸依僧の取次なれば、早速彌太郎を呼びて對面し物語りしけるに、彌太郎は辯舌賤しからず、人體柔和にて才智發明、常人に卓越して見えければ、備後守も甚だ面白き男なりと思ひ、段々懇意にしける内、彌太郎折に觸れ事に准へて御前の樣子を尋ねけるに、備後守云ひけるは、「定めて聞きも及ばれん、館林公には學問を好ませ給ひ、晝夜書籍を放し給はず、仁義五常の道を講ぜらるゝに外なく、大奥へ入らせ給ふ事も稀なり。誠に明君と申し奉るべし」と語りければ、彌太郎聞きて、「仰御道理に存じ奉り候へ共、左樣に學問にのみ凝せ給ひては、自ら御陰氣にならせられ、御鬱性抔出でさせ給ふ物なり。下賤の者と違ひ重き御身なれば九重に籠らせられ、世上の光景上覽無ければ御氣を慰むべき事なく、諺にも、過ぎたるは猶及ばざるが如しと申し候へば、能囃子連歌御酒宴等折に觸れて興せしめ給ひなば、御鬱氣をも晴し奉らん。只今御物語の御樣子にては、後に至

勤めしが、其子刑部左衛門安忠より小普請組と成りしなり。その子則ち彌太郎、幼少より才智勝れ立身の心懸あり。女房は永田馬場松竝養三と云へる醫師の娘にて、おさめと云ふ。是も又器量能く發明なれば、彌太郎深く執心して妻に貰ひけるに、養三夫婦は彌太郎を深く愛で、我方へ引取り介抱し置きけるが、今は兩親共に相果てたれば、其後三番町へ引越せしなり。隨高は此度久々にて江戸に出で、三番町の柳澤の屋敷に來り逗留の內物語りけるは、「我此度當地へ來りし譯は、館林家の牧野備後守殿より頼まれ、館林公の御武運祈禱の爲參りし所、館林公の御易を伺ひ吉兆を申上げし處、思はずも御目見仕り御相を見奉りしに、彼君正しく天下の主と成給はん御相なり」と語りければ、彌太郎は思慮深き者なれば、是を聞きて「我立身を望むと雖も、僅に小普請の事なれば遠く御前邊へ出づる事叶ひ難く、御取立に預る便なし、何卒貴僧の御取成を以て館林公へ入込み候樣頼み存ずるなり。我御前へ出づる程ならば、何れにも御心を慰め奉らん。偏に吹擧頼入る」と申しければ、隨高聞きて「其は道理の事なり、先神君より已來御代々甲乙を以て繼來りし事既に四代なり。然れども當代御代繼なく、今にも將軍家大御所と成らせ給ひなば、新將軍に成らせ給ふべきは館林公なり。尤も戌の御年なれども右馬頭と申せば午に當るなり。是則ち家康公より、寅卯辰巳午と相續くなり。然ば今より取入りなば、

三年丙戌の御生れなれば、正しく天下の御養君と成らせ給ふべし。其故は、正保は正しく保と訓み、三年の御生れは則ち御三男なり。甲乙に付きて見れば、丙は火にして大陽なり。家康公より已來將軍家寅卯辰巳と續き、戌の年にして合はずと雖も、右馬頭樣と名乘らせ給ふからは、巳午と續くべき易の表大吉にして、天下泰平御壽命長久ならん。一度御目見致し御相を拜し奉らば、彌慥に分るべし」と答へければ、備後守は大に悅び、頓て御目見を取持ちけるに、館林公は儒佛御信仰の事なれば、早速御前へ召出されけるに、隨高は頭を上げて尊顏を伺ひ、扨備後守に向ひ、「先日申せし通君は正しく天下の御主と成らせ給はん事疑無し」と申上げ御前を退きけるが、館林公は萬事御愼深かりければ、然のみ御心にも留め給はざりしに、牧野は密に悅び、「此事必ず沙汰有るまじ、若し君天下を知召さば、和僧には何程の望にても取持つべし」と云へば、爰に於て隨高坊慾心生じ、「愚僧申上げしに相違無くば、御吹擧を以て僧正の官に上り　天下の御祈願所に仰付けられ下されよ」と約束し、夫より妹聟なる柳澤彌太郎を尋ねける。此柳澤彌太郎保明と云ふは、其元甲州の武田の家臣にして、青木勘負信房といへる者あり。武田家滅亡して下野國柳澤村に蟄居し、其子青木尾張信兼迄は浪人たりしが、信兼初めて御當家へ召出され、青木を改め村名を以て柳澤兵部丞と名乘り、百五十俵を賜り勘定役を

の面々明君に成らせ給はんと只管悦び居たりける。斯くて酒井雅樂頭は甲府卿の御逝去有りし事多年の望、其一を得たりと彌機を窺ひ、京家の御方を申下し、御養君にし奉らんと工夫しけるが、彼館林の家臣牧野備後守は發明なる者成れば、雅樂頭が心中を察し萬事に心を付け、綱吉卿を大切に守護し、甲府卿御逝去の上は、御養君御相續は當殿樣なるべし、然する時は我も出世すべしとて、君の御武運長久を祈り、所々へ祈禱を賴み遣しけるが、其頃京都智積院に隨高坊と云ふ僧あり、元是江戸永田馬場に住せし松竝養三と云へる醫師の子なるが、幼少より出家し博學多才にして、其上人相を見る事に妙を得たるが、此度智積院へ牧野より祈禱を賴みければ、隨高坊は幸江戸に由緣も有ればとて、牧野が賴に隨ひて御祈禱の札供物等を持參し、江戸表へ下向して牧野が屋敷に逗留したりける。

○智積院隨高坊御目見の事
并 柳澤彌太郎牧野へ立入る事

斯くて牧野備後守は智積院の使僧を屋敷に留置き祈念を賴み、又君の御武運を尋ねけるに、隨高坊元來人相を見るに妙を得たれば、館林公の御生年を聞き、倩考へて後申しけるは、正保

しければ、將軍聞召され「道理の次第なり、其方宜しく返答すべし」と有りければ、夫より甲府の御附人戸田長門守、館林の御附人牧野備後守兩人を呼出し、此度御拜借金御願の趣上聞に達し候處、上意には、各卅五萬石宛御宛行あり、且御家人御附人は公儀より附置かるゝなれば、左程の御物入有るべき樣なし。依て御願の趣何とやらん御用意金の樣に相聞え御機嫌宜しからず。然れば此儀は一向御沙汰に及ばれず候」と申渡しければ、戸田、牧野「上意の趣畏り奉る」とて退出し、其趣を兩御殿に申上げけるに、館林綱吉卿は少しも御憤無く、斯く計りの事雅樂頭が了簡にも有るべきにと思召せども、親兄の禮を重んじ、其儘差置き給ひけるが　甲府綱重卿は大に怒らせ給ひ、我天下の連枝として僅の金子拜借を願ふに、其儀不レ叶のみならず、用意金などと御疑を請け候は殘念の至なり、と例の短慮を發せられ、御無念に思され、延寶二年九月十四日畢に御生害遊されけるこそ殘念なれ。御附の人々大に騷ぎ、如何はせんと評議しけるが、「此事御上へ聞えなば、第一御家の障り共成り、又我々御附人成れば申譯立難し」と評議の上、御上へは御急病と披露し、若君虎松君御家督を願はれ、相違なく廿五萬石下され、甲府宰相綱豐卿と稱し、御父綱重卿を金紫光錄太夫青陽院殿と法號し奉る。綱豐卿は御父君と變らせられ、御幼年より仁義五常を守り、慈悲專らに渡らせ給へば、御家臣

爲すべきなり」と仰有りければ、雅樂頭御答へ申上ぐる樣、「上意御道理に候へ共、其儀甚だ宜しからず。御連枝の御二方を指置かれ、御三家の中より御養君と有らば甲府館林兩公御愼深く、是より兩家へ荷擔の大名出來り、機を窺ひ天下の騷動出來せん。是鏡に掛けて見る如し」と申上げければ、「然ば如何計ふべき」と仰せけるに、其時雅樂頭申上ぐる樣、「恐れながら君には未だ御老年と申すにも無レ之、若君樣御誕生も計難し。依て御養君の御沙汰先づ暫く御延引遊され候共、御障には是有間敷く存じ奉り候。其内御二方樣へ私身命を抛打ちて御諫め申上げ、全き君に仕立て參らせん」と申上ぐる雅樂頭が下心は、兩御兄弟の内御代を始め給ふ時は、必ず自分大老を退役と成らんと悟りける故、此場を延し時を待ち、京家の重き御方を御養君に成し奉らば、京家へは此規模を以て首尾能く官位昇進して、猶大老執權の職に居り、天下を心の儘にせんと斯くの如く御心を惑し、御養君の御沙汰を延しける巧の程ぞ恐しけれ。然るに其折節は甲府館林御兩家とも御物入續きければ、御兩家より金十萬兩宛拜借の願仰せ上げられけるを、雅樂頭は是幸の事なりと密に申上げけるは、「此度御兩家樣より金十萬兩宛御拜借願あり。實に其意を得ず。既に卅五萬石宛の御宛行有レ之上は、左樣に金子の御入用も無きに、何とやら御用意金の樣に存じられ候。如何仕るべき哉」と少し御心に懸る樣惡樣に執成

○大老酒井雅樂頭我意を振ふ事
并 左馬頭殿御生害の事

四代將軍家綱公に御世繼なく、御養子の沙汰區々にて評議一決せざる處より、將軍家にも先雅樂頭を召され、「甲府館林の兩弟の内何れを跡目に立てべきや」との御内談有りければ、雅樂頭心に一物や有りけん、愼みて申上げけるは、「甲府公は將軍家の御連枝に似合せられず亂酒放埒、御家臣を御手討にせられし事數知れず、御身持惡しければ、御養君に立たせ給はん事國家大亂の基成るべし。又館林公は御先代よりの御家風に外れ、儒佛の道にのみ御心傾き、武邊は御嫌にて、公家出家に等しき御身持なり。夫武士の司は武將と名付け、表に武を主り内に文道を修め給ふを文武兼備の大將とは申すなり。然るを此道に御覺悟も無く渡らせ給へば、大小共上を侮り遊戯を好み、果は強氣勇剛の者に國家を奪れんも計り難し。然れば兩御舍弟の中御養君に備り給ふべき御器量の御方なしと憚りながら存じ奉り候」と申上ぐれば、將軍家綱公にも雅樂頭の辯舌に迷ひ給ひ、然らば尾張、紀伊、水戸の三家は天下に世嗣なき時は、是より相續させんと神君定め置き給ひし事成れば、弟共不肖成らば此内何れなりとも器量を撰み養君と

爲すべきなり」と仰有りければ、雅樂頭御答へ申上ぐる樣、「上意御道理に候へ共、其儀甚だ宜しからず。御連枝の御二方を指置かれ、御三家の中より御養君と有らば甲府館林兩公御愼深く、是より兩家へ荷擔の大名出來り、機を窺ひ天下の騷動出來せん。是鏡に掛けて見る如し」と申上げければ、「然ば如何計ふべき」と仰せけるに、其時雅樂頭申上ぐる樣、「恐れながら君には未だ御老年と申すにも無レ之、若君樣御誕生も計難し。依て御養君の御沙汰先づ暫く御延引遊され候共、御障には是有間敷く存じ奉り候。其内御二方樣へ私身命を抛打ちて御諫め申上げ、全き君に仕立て參らせん」と申上ぐる雅樂頭が下心は、兩御兄弟の內御代を始め給ふ時は、必ず自分大老を退役と成らんと悟りける故、此場を延し時を待ち、京家の重き御方を御養君に成し奉らば、京家へは此規模を以て首尾能く官位昇進して、猶大老執權の職に居り、天下を心の儘にせんと斯くの如く御心を惑し、御養君の御沙汰を延しける巧の程ぞ恐しけれ。然るに其折節は甲府館林御兩家とも御物入續きければ、御兩家より金十萬兩宛拜借の願仰せ上げられけるを、雅樂頭は是幸の事なりと密に申上げけるは、「此度御兩家樣より金十萬兩宛御拜借願あり。實に其意を得ず。既に卅五萬石宛の御宛行有レ之上は、左樣に金子の御入用も無きに、何とやら御用意金の樣に存じられ候。如何仕るべき哉」と少し御心に懸る樣惡樣に執成

○大老酒井雅樂頭我意を振ふ事

并 左馬頭殿御生害の事

四代將軍家綱公に御世繼なく、御養子の沙汰區々にて評議一決せざる處より、將軍家にも先雅樂頭を召され、「甲府館林の兩弟の内何れを跡目に立てべきや」との御内談有りければ、雅樂頭心に一物や有りけん、愼みて申上げけるは、「甲府公は將軍家の御連枝に似合せられず亂酒放埓、御家臣を御手討にせられし事數知れず、御身持惡しければ、御養君に立たせ給はん事國家大亂の基成るべし。又館林公は御先代よりの御家風に外れ、儒佛の道にのみ御心傾き、武邊は御嫌にて、公家出家に等しき御身持なり。夫武士の司は武將と名付け、表に武を主り内に文道を修め給ふを文武兼備の大將とは申すなり。然るを此道に御覺悟も無く渡らせ給へば、大小共上を侮り遊戯を好み、果は強氣勇剛の者に國家を奪れんも計り難し。然れば兩御舍弟の中御養君に備り給ふべき御器量の御方なしと憚りながら存じ奉り候」と申上ぐれば、將軍家綱公にも雅樂頭の辯舌に迷ひ給ひ、然らば尾張、紀伊、水戸の三家は天下に世嗣なき時は、是より相續させんと神君定め置き給ひし事成れば、弟共不肖成らば此内何れなりとも器量を撰み養君と

手を突き「兎角御酒を御止り下されなば、臣下の本望なり」と申しけるにぞ、綱重卿又も御佩刀を抜き切付け給ひけれども、卯右衛門が姿は少も恐れず、益々諫め奉り、其後御酒宴の度毎斯くの如く諫め奉るに、然しも強氣の綱重卿も心弱らせ給ひ、御盃盞の數も次第に減じければ、卯右衛門が姿は兩眼に泪を浮め「千度諫めて一度御用有らば、黄泉の悅是に過ぎす」と哀なる聲にて悅ぶ體を綱重卿倩々聞き給ひ、始めて御心付かれ、「如何に卯右衛門、其方が魂魄斯く迄我を諫むる事、誠に臣たる者の大道なり。聖賢と云ふとも此上や有るまじ。和漢に其例を聞かず。汝が忠義に依て今日より予は心を改め、固く禁酒すべし」と宣ひければ、卯右衛門が姿は猶も悅び「ハヽ有難し、愚臣が諫を御用下し置かれば、是より永く御子孫の守護と成り奉らん」と平伏してぞ消失せたり。是より綱重卿には酒を禁じ、御仁心を專に成し給ひ、先達てより御手討に逢ひし近臣共を念頃に弔はれ、其子に御加恩を賜り、御身近く召遣はれ・親々の忠貞感じ思召さるゝ段仰渡されしかば、皆々其御仁德の程を悅びける。扨卯右衛門は第一の忠臣成れば、其子孫を過分の御取立も有るべき處、獨身者なればとて一社の神に崇め、駒込の御下屋敷に新に社を建て給ひ、根津の社と號し、若君虎松君の御產神と崇め給ひけり。

しけるは「斯く申上げ候は狐狸の類に非ず、御手討に相成り候卯右衛門が魂魄なり。體は死すとも忠臣の魂は死せず、幾度切り給ふとも御手應は有間敷く」と申上げければ、綱重卿尚々怒らせ給ひ、虚空を切拂ひ給へども卯右衛門が姿依然と去らず。此物音に驚き奥女中當番の諸士追々御前へ出で伺ひけるに、綱重卿大息を吐給ひ「夫卯右衛門を引立てよ」と宣ひければ、御近習の面々は「卯右衛門儀は今日御機嫌に背き御手に掛り、御目通には居り申さず候」と一同に申上ぐるに、綱重卿怒らせ給ひ「手緩き奴們哉、早々引立てよ」と急立ち給へども、近習の人には姿は見えず、何れも狼狽へ「卯右衛門は何方に居る哉」と騒ぎけるに、綱重卿拔刀にて「是爰に〳〵」と御差圖有れども、元來餘人の目に見えざれば、皆々只立騒ぐ計なり。爰に於て綱重卿にも、扨は卯右衛門が一念の所爲なりと思召し給へども、不便と思召すの氣色はなく「己不淨の身を以て異見を致す段重々の不屆者なり」と怒り詈り給ふ故、一同扨は卯右衛門が魂魄なりと思ひけれ共、目に遮らねば如何にせんと猶豫ひける内、「早東雲に成りければ、最早御暇申上げんが、御聞入無レ之に於ては何迄も諫め奉らん」といふ詞と共に卯右衛門が姿消失せければ、綱重卿齒噛を成したまひ「卯右衛門が姿幾度切れども手應なく、扨々殘念なり」と御憤り彌增しけるが、斯くて其翌晚御酒宴始まりしに、又々卯右衛門が姿顯れ出で、御側に

上せしを御聞有つて、永く御大酒御物狂はしきを止給ひなば、是迄討捨て給ひし者共黄泉の下にて何計りか悦び候ひなん。然すれば御武運長久の御守とならん事疑なし。亦卯右衛門が言上御機嫌に背き、御用無きに於ては、存命仕りて御滅亡を見奉らんよりは、御手に掛り死せん事こそ本望なり。善悪の御意承知仕る可し」と、一度は怒り一度は歎き、貞忠面に顯して諫めければ、聞く人袖を濡しける。綱重卿能く〱御心亂れしにや、「己右近が身の上を見ながら、強ひて諫むるは無禮過言なり。且我を鬼畜獸心との雑言免し難し。手討にすべき奴なれ共、年輩なれば差免す。其處立て」と白眼み給へど、卯右衛門豫て覺悟の事なれば少も騒がず、「君御用無きに於ては此座を去らず、幾度も御諫申上げ奉る所存なり。死を恐れ身を退き候樣なる卯右衛門に非ず、只今申上げ候儀御心に叶ひ申さずば、尊慮に任せられ候へ」と襟押寛げて平伏すを、御氣逆上せし綱重卿御了簡もなく、「己推参者」とて片手討に卯右衛門が首を水も堪らず打落し給ひ、直と奥へ入給ふに、不思議や其夜深更に及びて、卯右衛門御寢所へ平日の姿にて禮儀正しく御傍に手を突き、「今日申上げ候通り、憚りながら此上御亂酒御短慮御止め遊され、臣が諫を御承引下され候はゞ有難く存じ奉る」と申上ぐるに、綱重卿枕刀追取り給ひ、「己妖怪免さじ」と抜打に切付け給ひしが、不思議や卯右衛門が姿消えもせず倒れもせず、又大音に申

近臣に仰付けられ、御白洲に召出され其罪を問給ふべし。御手討とは端なき御行跡、今日のみの事に非ず、數年斯くの如く死を給ふ近臣女中何程と云ふ數を知らず、御手に掛りし者共は何れも忠義の志厚く、萬一御大事有らば一番に討死すべき侍なり。夫を塵芥の如く思召し打捨給ふ事歎かはしく候、斯樣に忠義の武士相果てなば、後々は新参の者共ばかり御機嫌を取り阿容り諂ひ、古参の殘りたる忠臣の者も、又御手討に成らん事を恐れ諫を申上げず、主君を見限り退散すべし。斯くては大神君の御家風亂れ人望に背き、御家の滅亡近きに有り。是御先代へ對し此上の御不孝有まじく、御父家光公には、罪有りて死に定る者をだに、申譯有らば一命を助くべしと仰出され、罪人の死は助けよ、科人多きは我政道の行はれざる故なり、是則ち公儀の誤にて、天道我を憎み給はんと上意有りし事、御聞及も有らるべし。其御子として、罪もなき眞忠の近臣を自ら討捨て給ひ、加之其死骸を御遊興の席に置かれ、是を肴と遊され御酒宴を爲し給ふ事、人たる者の道に非ず。さぞかし上村右近が一類は悲み歎き申すべし。夫すら御慰と爲し給ふは正しく鬼畜の御行跡にて、萬民此席を知らば酒呑童子の如く思ふらん。悪逆の甚だしき事斯樣なるは未だ聞かず、況てや仁義禮智信の道正しき神國には、曾て例なき獸心の御行跡、何時かは天道の咎無くて叶ふまじ、露程も君たるの御心有らば、只今卯右衛門が言

らんと思ひ詰め、或日御次の間へ出でけるに、案の如く御酒宴最中にて、御心亂れ給ふ折なれば、卯右衛門は苦り切つて居るを、此時御小姓上村右近是を見て御前に向ひ、「只今根津卯右衛門御次の間へ御機嫌伺に罷出で候。折角の御遊には候へ共、今日の御酒宴は是迄にあそばし、御樂を殘され然るべく存じ候」と申上げけるに、綱重卿笑はせ給ひ、卯右衛門を御目通に召出され仰せられけるは、「其方事度々の異見耳夏蠅し、以後申す事勿れ。扨汝も一獻飮すべし、右近酌せよ」と有りけるを、右近は卯右衛門が手前を思ひて、「恐乍ら御酒宴は是迄になし、暫く御辨談遊ばされ然るべく候」と申しも果てざるに、御短慮發り、「汝我に向ひ、若年をも憚らず不容事を申し、酒宴の妨をなす憎き奴なり。近臣の見せしめ斯くの如く行ふなり」と御刀を拔放し樣、只一討に切給ひ、「アラ心地能し」と御盃を取上げ給へば、卯右衛門は立寄りて御身に縋り、「君には御情なし、如何なる天魔が魅いりてか、斯く御物狂はしく入らせ給ふ。君は正しく家康公の御曾孫に當らせ給ひ、品に寄らば天下をも知召すべき御身なるに然は無くて、酒に心を亂し給ふ事、萬民を惠み御代をも治め給ふ人主の御行跡に非ず。此事をこそ日頃御諫言申上ぐる處なり。右近は若年とは申しながら、一命を君に差上げ御諫言申上げしは、類稀なる忠臣なり。夫を御感遊されず、眼前御手討に爲し給ふ、何の罪か候。御機嫌を背くの御怒深くば

お局より申上る伺をも御差圖とても無く只、「左樣爲い〳〵」とのみ仰出れける。是に依て重き御政道は皆酒井雅樂頭が計ひなれば、酒井が威勢自ら朝日の登るが如し。惣領は河內守忠擧と號し、女子五人有り。一は藤堂和泉守高久の室、二は松平讃岐守賴經の室、三は水野美作守勝廣の室、四は中川因幡守久通の室、五は松平豐前守の室なり。斯樣に親類多ければ我儘の振舞多く、御三家御連枝をも恐れざる體成れば、其筋の諸侯役人等は猶心の儘に行ひける。伊達家騷動の時も對決の取計ひ贔屓の仕方有しやと、市中に風聞有しも、此雅樂頭忠淸が事なり。

○左馬頭殿亂酒短慮の事并根津卯右衞門御手討の事

御連枝の內館林宰相右馬頭綱吉卿は、生得仁義の道を重んじ、儒家林大學頭を召され、學問のみに御心を移させ給ひけるが、夫に引替へ兄君甲府宰相綱重卿は淫酒に耽り給ひ、亂酒短慮にして近臣を手討にし給ふ事度々なるが、茲に御近習に根津卯右衞門と云ふ者あり、平生五常の道を守り、常に綱重卿の御身持を歎きて諫言數度に及べども、御承引無きのみか、彌亂酒に募り給へば、依て根津卯右衞門覺悟を極め、是迄再三諷諫し奉りし事なれば、此上は是非共强諫申上げ、御用ひ無き時は御手討に逢ひ、此身死す共魂魄は尙御身に付添ひ、御行跡を改め奉

公の御家來服部半藏、吉田修理兩人なり。御次男秀康公は大閤秀吉公の御養子となり、三河守宰相豊臣秀康卿と申せしが、後太閤の御計ひとして野州の結城左衞門督晴朝の方へ聟養子と成給ひ、慶長五年關ヶ原一戰の砌、廿六歳にて結城の人數を取立て、小山宇都宮に在陣し、天下無雙の名を得たる上杉中納言景勝を食止めし故、扨こそ關ヶ原の一戰石田敗北したり。家康公其武功を御感有つて、越前一國を賜り、越前中納言と稱しける。則ち今の越前家の祖なり。三番目は女子、四男秀忠公なり。此秀忠公と申し奉るは、天正七年卯の四月七日遠州濱松の城にて御誕生あり。初武藏守と申されしが、自然と御世繼と成給ひしは、是ぞ龍閑院が云ひし卯年に相當り給ひ、扨こそ割符を合せし如く二代將軍と仰れ給ひしなり。また秀忠公の六男家光公は、慶長九年辰七月十七日江戸御城に於て御誕生あり。竹千代君と稱し奉る、則ち天下を繼給ふ。是辰年なり。四代は家光公の御次男家綱公にて、則ち寛永十八年巳八月三日御誕生、天下を繼給ふ、是巳年なり。是迄寅卯辰巳とつゞきしは古今例なき事共なり。然るに家綱公には御子なく、御舍弟は甲府宰相左馬頭綱重卿とて廿五萬石御分地なり。其次は館林宰相右馬頭綱吉卿とて、是も廿五萬石を分地し給ふ。時の老中は酒井雅樂頭忠清なり。抑將軍家綱公には温和柔弱の御生得に在し、萬事大老職雅樂頭が言上に任せ給ひ、或は老中若年寄、又は奥女中

し召され召出され、「何にても望に任すべし」と仰せ有りけれど、「出家なれば望有て無し」と申上げけるに、酒井雅樂頭旦那と成りて、三州に於て寺領五十石御朱印を被レ下、則ち寺號は、御夢の是の字と源の字を合せ是源寺と名付け給ふ。末世に至り諸人の知る是の字寺是なり。時に元和元年四月十七日、家康公御齡七十五歳にして御他界在ませしが、不思議なるは其日より彼七十五年前紛失せし峯の藥師の十二童子の中寅の一體現れ出でければ、新に彫みし寅童子と合して安置しけるとなり。故に十二體の中寅童子のみ二體也。爰を以て見る時は、家康公は寅童子の御化身にもやと、此趣鳳來寺より言上しければ、二代將軍には御感有つて、則ち七百五十石の御朱印を下され、且寺院を御建立ありて矢矧の橋を掛けさせられ、今に於て天下の御普請場と成りけるは、全く御再來の所緣なりとぞ。家康公には御子數多在しける中に、御惣領岡崎次郎三郎信康公は織田信長公の御猶子と成り給ひ、信長公の御息女と婚姻有られしが、色欲深く、數多の美女を集め酒宴遊興に耽り、其上物飽早く、京都より美女を日々に召され、廿日三十日程にて暇と成り、家中の者又は岡崎の町人共へ被下し故、田舍なれども京上﨟の數知れず、爰を以て其頃岡崎上﨟衆は能い上﨟衆と謠ひしとなん。斯くの如くの御不行跡なれば、信長公には大に怒り給ひ、則ち下知に依て御年廿一歳の時御生害せられける。則ち撿使は家康

給ふ。六代目より握り給ひし御手、未申酉戌亥と次第に開く指なれば、天下五代は安く、六代目の御代變り、是開く始なれば、五代六代の二代は天下甚だ危し。開く時に乗じて必ず天下多事、謀叛人など出る事あらん。六代目より治りなば、十二支の順を以て次第に天下泰平國家豊に候べし」と述べければ、元康公御悦浅からず「貴僧の考甚だ以て感心せり。若し我天運來り、是と云ふ文字の如く天下の權を握る身とならば、今日夢占象の報に一字を建立すべし」と宣へば、御側に控へし酒井雅樂頭「扨々目出度き判斷かな、武士の司は天下に過ぎず、君四海を知し召す時は、貴僧の立身は某が取持つべし」とて、相共に悦びける。果して家康公次第に御武運强く、數度の合戰に危きを遁れ給ひしが、就中大坂の軍師眞田左衛門幸村が手に於ては、平の森貝塚の御難戰、龜井の夜討、八尾の燒討、唐崎の急戰、黑川の石火矢、其外後藤又兵衛、木村長門守、長曾我部宮内少輔薄田隼人の輩は、勿論太閤恩顧の面々、千變萬化に身を碎き種々妙計を施し、亂軍に乘じて家康公を追駈け奉りしが、一期の御大難も雲霧起りて御身を隱し、又は夜討燒討の急戰に出逢ひ給ひ、御身體谷り、御自害あられんと御刀に手を掛けられし事數度に及ぶといへども、庵主或は船頭百姓の類止め參らせ迯延び給ひ、終に天下をしろしめし給ひければ、後龍閑院を御尋有りし處、老年に及び相果て、當時の庵主弟子なる事を聞

夢は五臟の煩と言へり、其證據には、未だ見聞せざる所は夢に見る事なし。然るに昨夜左の手に是といふ文字を握りたる夢を見たり。思ひ寄らざる夢なれば不思議に思ふなり」と仰せけるに、雅樂頭承り、「仰の如く未だ見聞かざる事は夢見る事稀なり。然ば和漢共に、至つて珍しき夢を見れば必ず善惡の驗ありと、私武邊の身なれば、斯樣の儀辨へ難し。吉凶を占はせられ然るべし」と申上げ、則ち御懇意の禪僧龍閑院へ右の御物語有りて吉凶を御尋あれば、龍閑院暫く考へ大に驚き、「是は古今の吉夢此上なし。君は天下を知召す瑞相なり。御武運四海に秀で、御一生に六十餘州を治め給ふ事更に疑無し」と賀し奉りければ、元康公笑せ給ひ、「貴僧の詞誠しからず、我天下を取るべき事占を以て申さるゝ哉、其理不審なり」と宣ふに、龍閑院答へて申す樣、「是と云ふ文字を書く時は日下の人なり。然れば君が是を握り給ふは正しく日本を握り給ふ印なり。扨又左の手は陽にして右は陰なり、爰を以て天下を知食す事疑無し」と申上ぐるに、元康公大に感じ給ひ、「道理なる考なり、左程に後年の事を知るなれば、末世に至りて我子孫の盛衰如何有るべき」と問せ給ふに、僧考へて指を折り、「君の御生れ年は寅なり、是は親指に象り、二代を人指、是を卯に取り、三代を中指、是を辰に取り、四代を薬指、是を巳に取り、五代を小指、是を午に取り、親指より小指迄算ふる時は、寅卯辰巳午と天下五代は握り

護國女太平記

○峯の藥師寅童子二體の事 并 是源寺由來の事

抑三河國の住人德川三河守廣忠公未だ世嗣の男子在さねば、奧方是を深く歎き給ひ、同所鳳來寺なる峯の藥師に祈願を籠め、朝暮信心淺からず念じ給ひしに、程なく懷胎有りて、天文十一年寅十二月二十六日男子出生なし給ふ。御夫婦の御歡び大方ならず、則ち御名を竹千代君と稱しけるが、不思議なるは彼の藥師如來の十二體の内、金比羅大將の化身なる寅童子の一體、竹千代君御誕生の其日より紛失しけるに、藥師の寺僧等大に驚き、種々尋ねけれども行方知れず、是に依つて京都より佛師を召寄せ、新に寅童子一體を刻ませ、以前の如く十二童子を揃へ置きたりける。然るに此竹千代君御成長に隨ひ才智深く、御若年にて御父に別れ給ひ、今川義元の介抱にて三州の御領地を治め給ひ、御名を改め、義元の一字を取り德川藏人元康と名乘り給ひしが、後に家康と改め給ふ。或時酒井雅樂頭を召して仰せけるは、「我前夜夢を見たり。夫

○原田甲斐陳謝後對決を願ふ事……五二八
○酒井雅樂頭殿內意の事竝赤川權六生捕らるゝ事……五三三
○雅樂頭殿御宅へ兵部少輔招れ密談の事……五三八
○原田甲斐罪に服する事……五四三
○原田甲斐雅樂頭殿屋敷へ忍びて赴く事……五四九
○三月二十七日雅樂頭殿宅にて對決の事竝原田甲斐狼藉伊達安藝を切害の事……五五八
○松前鐵之助白石の城へ飛脚の事……五六七
○江戶表より注進仙臺表周章の事……五七三
○原田大藏兄弟籠城評議の事……五七六
○片倉家來由の事……五八一
○片倉小十郎信夫の館へ使者を遣す事竝三使問答大藏兄弟狐疑の事……五八三
○片山隼人殺害せらるゝ事竝大藏兄弟擒となる事……五九〇
○仙臺靜謐小十郎江戶表へ登る事……五九四
○兵部少輔宗勝流罪に行はるる事竝伊達家安堵の事……五九六
○大藏兄弟切腹竝徒黨の族仕置の事……六〇一

目錄　八

○松前鐵之助武勇の事竝荒木和助召捕られ拷問の事……四三九
○神竝三左衛門出奔仙臺へ赴く事竝伊達安藝兵部が惡意を訴へんと企つる事……四四三
○安藝小十郞密談の事竝宗重江戶へ訴の事……四四五
○涌谷の館にて宗重間者藤井を捕ゆる事……四四九
○伊藤七十郞勇力の事竝橫死怨念の事……四五二
○伊達安藝江戶へ召さるゝ事竝仙臺の諸士暇乞の事……四五四
○安藝到著に付兵部甲斐密談の事……四五九
○板倉內膳正殿へ原田甲斐手入の事竝內膳正重知由緖の事……四六四
○足輕木戶彌兵衛夫婦逆徒に組する事……四七〇
○安藝初めて評定所へ召さるゝ事……四七四
○兵部少輔評定所へ召出さるゝ事竝蜂谷六左衛門が事……四七六
○伊達兵部原田甲斐惡心二十七箇條口上書の事……四七八
○安藝評定所へ召出さるゝ事竝兵部甲斐と相談の事……四八八
○兵部少輔評定所へ召出さるゝ事竝原田甲斐御吟味の事……四九五
○三月十日對決の事……五〇三
○伊達安藝原田甲斐問答の事……五一〇
○三月十六日對決の事……五一九

○豐臣秀吉公の靈を加州へ祭る濫觴の事……三六四
○前田兵左衞門が事竝前田家太平に治る事……三六五

伊達顯祕錄

○伊達家系圖政宗由緒の事……三六九
○伊達兵部竝原田甲斐出生由來の事……三七三
○伊達の家臣等橫死を遂ぐる事……三七七
○綱宗三谷通の事……三八五
○綱宗高尾を身請三股にて手打の事……三八九
○仙臺の諸士江戸へ到著の事竝綱宗隱居の事……三九二
○龜千代後見願評議の事……四〇二
○伊達兵部後見となり逆意を振ふ事……四〇八
○谷原撿地割の事竝目附中安藝家人爭論の事……四一三
○大場道益逆意に引入れらる事……四一七
○逆徒等幼君を毒害せんと謀る事……四一九
○呪咀の謀計淺岡松前危難に及ぶ事竝松前直宿忍の者を防ぎ捕ふる事……四二五
○渡邊金兵衞菓子を獻ずる事竝名月の夜安藝が館へ盜人入る事……四三三
○逆徒等重ねて安藝を計らんとする事……四三六

○江戸屋敷の諸士告を受くる事……三一五
○大槻内藏之丞謀計を遺して國に歸る事……三一九
○饗宴を窺うて老女淺尾毒を投るゝ事……三二三
○大槻内藏之丞隱謀露顯の事……三二六
○大槻の家來召捕の事並勢之助殿お貞の方押籠の事……三二八
○岩井甚三郎出奔して召捕らるゝ事並密事白狀の事……三三〇
○前田土佐守野路井又助を拷問の事並大槻内藏之丞罪に服する事……三三四
○大槻獄舍の番卒を謀つて自殺の事……三四〇
○惡徒等を罪する事並老女淺尾蛇責の事……三四四
○お貞の方眞女院と改め變死の事……三四六
○勢之助殿出家願の事並變死の事……三四七
○眞女院の明屋敷妖怪の事……三五〇
○吉田勘左衛門射術の事……三五二
○重照公御逝去の事並重信公御家督の事……三五四
○曲者土佐守へ仇する事並高桑政右衛門最期の事……三五六
○加州金澤大火の事……三五八
○生駒權左衛門格言の事……三五九
○生駒三士の畧傳の事……三六〇
○長谷寺新祭興行の事……三六三

を窺ふ事……………………………二四二
○玉笹謀計を遺して江戸に赴
く事……………………………二四五
○侍女雛次密書を奪ふ事………………二五〇
○大槻内藏之丞謀つて吉德公
の書券を乞ふ事………………二五三
○野路井又助が事……………………二五八
○吉德公姬川にて凶變に遇ひ
給ふ事…………………………二六〇
○前田土佐守一騎鬭を踰ゆる
事………………………………二六四
○前田土佐守前田對馬守の旅
館にて密談の事………………二六八
○加賀家代替の事……………………二七〇
○和田源左衞門が事…………………二七三
○玉笹路次に於て勇を顯す事………二七七
○餘慶院殿玉笹が冤罪を宥し
給ふ事…………………………二八〇
○甘き詞を述べて內藏之丞を
欺く事…………………………二八三
○內藏之丞往々黨を集むる事………二八五
○大槻內藏之丞謀つて岩井甚
三郎を服する事………………二八九
○惡黨等君を蕩さんと謀る事………二九三
○忍術を試みて內藏之丞刺客
を用ゆる事……………………二九八
○和田源左衞門深夜に曲者を
捕ゆる事………………………三〇二
○玉笹再び密書を奪ふ事……………三〇四
○大槻內藏之丞奸計を用ひて
君を弑する事…………………三〇九
○前田土佐守江戸に移る事…………三一三

○江戸神田橋喧嘩の事……………一八一
○大槻長玄史を讀んで志操を變ずる事……………一八三
○長玄謀つて毒藥を盜む事……………一八五
○大槻長玄奸計を以て立身を爲す事……………一八七
○金澤城に於て老臣評議の事……………一九二
○大槻傳藏昇進の事……………一九五
○吉德公諸老臣を罰し給ふ事……………一九七
○大槻傳藏刺客の謀計を用ゆる事……………一九九
○加州より名馬を江戸屋敷へ獻ずる事……………二〇三
○谷江藤左衞門横死の事……………二〇八
○大槻謀つて瀧澤を拒む事竝淺野家火災の事……………二一〇
○大槻傳藏廣島へ急書を送る事……………二一四
○淺野義長公瀧澤の怠慢を怒り給ふ事……………二一六
○瀧澤賴母自殺の事……………二一九
○坂井郡の農民大槻へ愁訴の事……………二二[illegible]
○農民等莊屋の居宅へ仇する事……………二二五
○大槻內藏之丞百姓等の騷亂を鎭むる事……………二二八
○淺井主税女行狀の事……………二三〇
○加賀家の庶子誇著の事……………二三五
○お貞の方大槻內藏之丞に事を託す事……………二三八
○老女玉笹お貞の方の不品行

○柳澤下野名畫の譽を顯す事竝下野珊瑚珠御刀掛拜領の事…………一二四
○神田旅籠町犬の煩ひの事竝平助手柄立身の事…………一二九
○柳澤美濃守百萬石の御墨附を賜る事竝護持院調伏の法を行ふ事…………一三一
○柳澤大坂に藏屋敷を建つる事竝淀屋辰五郎へ用金申附くる事…………一三五
○大久保大隅守殿辰五郎が白無垢を吟味の事竝小池四郎兵衛金子を失ふ事…………一三九
○美濃守差圖にて關所申付ける事竝江戸表へ寶器を取寄する事…………一四四
○北の丸新御殿御普請の事竝お鷹父母を尋ぬる事…………一四八
○間部越前守土中を窺ふ事竝御加增役替の事…………一五〇
○甲斐守御養子發端の事竝御臺所諫言の事…………一五四
○井伊掃部頭御奥へ召さるゝ事竝吉保連判狀の事…………一五七
○諸大名軍手配の事竝根城兵粮用意の事…………一六〇
○賢女劍を以て國を護る事竝諸大名夜中登城の事…………一六五
○柳澤百萬石の御墨附を召上げらるゝ事竝甲斐守家督相續の事…………一六九

北雪金澤實記

○加州家山獲御遊の事…………一七三
○大槻長玄出世の事…………一七六

禁制御觸の事……五一
○須賀金彌御預と成る事竝牧野備後守御役御免の事……五四
○柳澤所々の傾城を請出す事竝菊の花上覽の事……五八
○柳澤珍遊を以て御加增賜る事竝諸侯婚姻を望む事……六〇
○藤井紋太夫柳澤に親む事竝柳澤大老職に成る事……六四
○柳澤再び美女を抱へる事竝肝煎五兵衛平藏を欺く事……六八
○荒濱團藏五兵衛夫婦を殺す事竝伴十郎平藏を切る事……七四
○柳澤松平の苗氏を賜る事竝伊井本多評議の事……七八
○黃門光國卿紋太夫を御手討の事竝美濃守虛言の事……八三
○美濃守諸國の名士を抱へる事竝金吾柳澤に救はるゝ事……八七
○米田伴內三十三間堂通し矢の事竝金吾安閑堂頁山を賴む事……九二
○河村瑞軒柳澤に取立てらるる事竝大坂川筋を掘る事……九七
○島津殿願に付き評定の事竝細川越中守殿扱ひの事……一〇二
○井伊掃部頭殿島津殿へ行かるゝ事竝柳澤美濃守京都へ飛脚を立つる事……一〇六
○河村瑞軒自害の事竝柳澤頓智御褒美の事……一一一
○鮒屋五郎八踊子を賣る事竝松平右京太夫殿仁心の事……一一四
○井伊掃部頭殿增上寺御參詣の事竝淺田鐵之丞忠死の事……一二〇

目録

護國女太平記

○峯の藥師寅童子二體の事竝是源寺由來の事……一
○左馬頭殿亂酒短慮の事竝根津卯右衛門御手討の事……六
○大老酒井雅樂頭我意を振ふ事竝左馬頭殿御生害の事……一三
○智積院隨高坊御目見の事竝柳澤彌太郎牧野へ立入る事……一五
○柳澤彌太郎初めて加增の事竝女房より花籠獻上の事……一九
○おさめ御前に於て詩歌を詠ずる事竝牧野柳澤相談の事……二五
○將軍家綱公御病氣の事竝雅樂頭僞言披露の事……二八
○堀田備中守秀言の事竝酒井雅樂頭切腹の事……三一
○館林卿御所緣の輩出世の事竝護持院僧正御祈願所と成る事……三四
○酒井稻葉曾根權太夫に取入る事竝進藤新五郎惡逆の事……三七
○御令嗣德松君御逝去の事竝酒井雅樂頭下馬將軍名稱の事……四二
○諸大名能興行上覽の事竝牧野本庄兩屋敷へ御成の事……四五
○柳澤出羽守御臺所へ藝子を上ぐる事竝柳澤出羽守六萬石に立身の事……四八
○湯島聖堂御建立の事竝殺生

一波急ち萬波を起し、正邪奸忠相撃ち相鬪ひ、禍福吉凶相來往して、殆んど端倪すべからざるものあり、而も一絲亂れずして正よく邪に勝つの大團圓を結び、讀者聽衆をして、時に切歯扼腕血涌き肉躍るの概あらしめ、時に慄然として白刃を踏むの思あらしめ、時に又赧然として深く自ら省るの念を起さしむるものあるに至りては、亦これ好箇一篇の平民文學として、永く後昆に傳ふるの價値なくんばあらず。これ本文庫が代表的名作とも稱すべき此三篇を收めて、他の一流文學書類と伍を同じうせしむる所以也。

本書の校訂及び校正に關しては椿強祐、外島瀏一氏を煩はしたる所多し。記して勞を謝す。

大正三年十二月　　校訂者　塚本哲三

緒　言

本集は「御家騒動もの」として廣く世に行はるゝ記錄中、最も著名なるもの三篇を收む。護國女太平記は講談に所謂「柳澤騒動」、金澤實記は「加賀騒動」、伊達顯祕錄は「仙臺騒動」にして、共に其藩内に起りし多少の事件事實を附會誇張し、巧に之れを脚色して一部の實錄的小説を構成せるもの也。其作者は共に今詳かならず。蓋し主として當時の舌耕者流中文字あるものが、其所謂「講釋」の種本として起草せるものなるべく、女太平記の一篇は、元錄の頃小人目付を勤めし何某の作に係れりとも稱せらる。

已に然り、されば其内容の多く史實と交渉する所なきは更にもいはず、其行文また決して文學として多くの價値を認むべきものにあらず。只その上下階級の制厳にして一歩も百姓町人風情の窺窬を許さざりし諸侯の内幕を種として、彼等の面前に忌憚なく其弱點と秕政とを暴露し、大いに其好奇心を慫動せしむると同時に、又彼等をして日頃の壓迫に對する一種の輕き復讐的快感を感ぜしめ、且又事件の内容錯綜紛糾して甚だしく筋の變化に富み、

護國女太平記　全

金澤實記　全

伊達顯秘録　全

